

学生時代にキリスト者となり、キリスト者の妻が、
結婚当初から、研究論文の索引作成などにも協力。

知人・友人、親戚関係者に満州関係者もあり、

「中国の近代化と新教伝道との関係」がテーマに。

戊戌変法運動をめぐる人々

岩手大学名誉教授

深澤秀男 著

六十四年間の研究から、表記関係の論考二十二編
をまとめてPDFで公開！書式を縦書・二段組に。

(編集協力…中屋 重正)

まえがき

高校二年生の時、隅谷三喜男先生の『近代日本の形成とキリスト教』に触れ、日本の近代化とキリスト教に興味を持った。

その後、大学では、東洋史を専攻したので、中国の近代化とキリスト教を研究テーマとして選び、キリスト教史は関根正雄先生にご指導いただき、中国キリスト教史は、田中正美先生、吉田寅先生のご指導をいただいた。

また、四国学院大学の助教の時、京都大学人文科学研究所で、一年間、小野川秀美先生のご指導をいただき、キリスト教史を研究するよう激励された。

そして、『中国の近代化とキリスト教』、『戊戌変法運動史の研究』、『戊戌変法期の学会、報刊、学堂の研究』、『西太后―清末動乱期の政治家群像―』などの著書をまとめた。

さらに続けて「戊戌の六君子」などを研究してきたので、『戊戌変法運動をめぐる人々』と題して、論考二十二篇を纏めて編集集中に、同信の畏友、中屋重正氏のご協力をいただいた。

このたび、岩手大学のご厚意により、電子図書としてレポートに上梓することを許されて、感謝である。

二〇二四年五月五日

深澤 秀男

戊戌変法運動をめぐる人々

まえがき

目次

序章 一頁

第一章 戊戌変法運動の概観 三頁

第二章 主導推進した帝と上諭

第一節 光緒帝 十二頁

第二節 上諭の内容 二七頁

第三章 推進した官僚とジャーナリスト

第一節 陳宝箴 四三頁

第二節 汪康年 五九頁

第四章 オピニオンリーダーの師弟

第一節 康有為 七三頁

第二節 梁啓超 九一頁

第五章 義に就いた六君子

第一節 譚嗣同 一〇九頁

第二節 楊深秀 一二五頁

第三節 林旭 一四三頁

第四節 康広仁 一五三頁

第六章 米国籍で推進した人と
未来へ繋いだ人

第五節 楊 銳 一六九頁

第六節 劉光第 一八一頁

第一節 容 閔 一九三頁

第二節 唐才常 二〇七頁

第七章 協力した大官たち

第一節 翁同龢 二二三頁

第二節 孫家鼐 二四一頁

第三節 張之洞 二六五頁

第八章 影響を与えた宣教師たち

第一節 テイモシー・リチャード 二九一頁

第二節 W・A・B・マーティン 三一五頁

第三節 ヤング・ジョン・アレン 三二七頁

第九章 運動を阻止した西太后 三四一頁

終 章 三五五頁

あとがき

参考文献

本書掲載二十二論考の出典

第一章 戊戌変法運動の概観

「変法運動と明治維新」『月刊歴史教育』通巻一九号 一九八〇年一〇月

第二章 主導推進した帝と上諭

第一節 光緒帝

「変法運動と光緒帝」『岩手史学研究』第九四・九五号 二〇一四年三月

第二節 上諭の内容

「戊戌変法期の上諭についての一考察」『岩手史学研究』第一〇〇号 二〇一九年五月

第三章 推進した官僚とジャーナリスト

第一節 陳宝箴

「変法運動と陳宝箴」『史境』三二号 一九九六年三月

第二節 汪康年

「変法運動と汪康年」『人間・文化・社会』編集委員会編『人間・文化・社会』

岩手大学人文社会科学部地域文化基礎研究講座発行 一九七三年三月所収

第四章 オピニオンリーダーの師弟

第一節 康有為

「変法運動と康有為」『アルテス リベラレス』第六一号（岩手大学人文社会科学部紀要）一九九七年一二月

第二節 梁啓超

「変法運動と梁啓超」『岩手史学研究』第八一号 一九九八年二月

第五章 義に就いた六君子

第一節 譚嗣同

「変法運動と譚嗣同」『アルテス リベラレス』第六三号 一九九八年一二月

第二節 楊深秀

「変法運動と楊深秀」『岩手史学研究』第九七号二〇一六年六月

第三節 林旭

「変法運動と林旭」『岩手史学研究』第九九号 二〇一八年七月

第四節 康広仁

「変法運動と康広仁」『岩手史学研究』第八九号二〇〇八年三月

第五節 楊鋭

「変法運動と楊鋭」『岩手史学研究』第九八号 二〇一七年六月

第六節 劉光第

「変法運動と劉光第」『アルテス リベラレス』第五二号 一九九五年六月

第六章 米国籍で推進した人と未来へ繋いだ人

第一節 容闈

「中国の近代化と容闈」『中国近現代史の諸問題』田中正美先生退官記念論文集一九八四年二月所収

第二節 唐才常

「清末知識人に見る歴史認識と歴史意識の展開―唐才常の場合―」一九九二・九三年度文部省科学研究費

助成総合研究(A)研究成果報告書『中国における歴史認識と歴史意識についての研究』一九九四年三月所収

第七章 協力した大官たち

第一節 翁同龢

「変法運動と翁同龢―『翁同龢日記』を中心として―」『岩手史学研究』第一〇一号 二〇二〇年六月

第二節 孫家鼐

「変法運動と孫家鼐」『岩手史学研究』第一〇三号二〇二三年三月

第三節 張之洞

「変法運動と張之洞―《勸学篇》を中心として―」『岩手史学研究』第一〇四号 二〇二三年七月

第八章 影響を与えた宣教師たち

第一節 テイモシー・リチャード

「中国近代政治史上におけるテイモシー・リチャードの役割」『史潮』第八九号 一九六四年二月

第二節 W・A・P・マーティン

「中国の近代化とW・A・P・マーティン」『キリスト教史学』第三二集一九七八年九月

第三節 ヤング・ジョン・アレン

「ヤング・アレンの中国改革論について―清末来華米人宣教師の横顔―」『香川史学研究』第三号一九七四年三月

第九章 運動を阻止した西太后

「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐる―」『岩手史学研究』第九二号二〇二一年四月

※ 註：『アルテス リベラレス』について

" Artess Liberaies " アルテス リベラレスとは、

国立大学法人岩手大学人文社会科学部の「紀要」のこと。

戊戌変法運動をめぐる人々

序 章

— 本著論考二十二篇の概観 —

今までの研究で私は『戊戌変法運動史の研究』と題して、戊戌変法運動を中心に、洋務運動から変法運動を通して革命運動に至る近代中国の政治史的な道筋を明らかにしてきた。

その中で、特に『戊戌変法運動における学会、報刊、学堂の研究』と題して、学会、報刊、学堂の設立運動を中心に戊戌変法運動の内容に迫ってきた。

また、「戊戌の六君子」などについても執筆し終えたので、すでに発表した拙論二十二編を、発表順に拘らずに、次に記す内容を考慮して、改めて『戊戌変法運動をめぐる人々』と題して、全九章にまとめて述べてみたい。

- ・「変法運動を主導・推進した人々」
- ・「戊戌の六君子」
- ・「変法を革命に繋いだ人々」
- ・「戊戌変法運動に最初賛成し、離れていった人々」
- ・「戊戌変法運動に影響を与えた人々」
- ・「戊戌変法運動に抵抗し政変を起こした人々」

なお、次世代の研究者の参考に供したいとの思いから、PDFで公開することを前提にして、全面的に書式を変更し、校正しながら、本書の編集を行なった。

まず、第一章の「変法運動についての概観」であるが、洋務運動が、航運業、綿業、蚕糸業などの機械を外国から導入することに主眼を置いたのに対して、**変法運動**は、明治維新を見習って、制度の改革、つまり立憲君主制を目指したのであった。やがてそれは、**革命運動**に乗り越えられることになる。その実施内容を戊戌変法期の上諭によって探っていく。

「**戊戌変法運動を推進した人々**」として、変革の主体となった**光緒帝**を第二章で、また、変法派の官僚**陳宝箴**、および、変法派のジャーナリスト**汪康年**を第三章で、オピニオンリーダーの**康有為**、および、康の第一の弟子で師を超えて清末民国初期に活躍した**梁啓超**を第四章で、取り上げる。

- ついで、第五章で、「**戊戌の六君子**」を取り上げる。
- ・郷紳であり、変法左派として活躍した**譚嗣同**
 - ・御史であり、変法中間派の**楊深秀**
 - ・内閣中書で、変法中間派の**林旭**
 - ・郷紳で、変法中間派として兄康有為を助けた**康広仁**
 - ・内閣中書で、変法右派の**楊銳**
 - ・刑部主事で、変法右派の**劉光第**

序 章

さらに、第六章では、太平天国、洋務運動、革命運動に関わり、米合衆国、ペルー、スペイン公使を歴任した**容闈**、および、自立軍起義を組織した郷紳の**唐才常**を取り上げる。

また、第七章で「**戊戌変法に最初賛成し離れていった人々**」として、光緒帝の師傅で、軍機大臣などを歴任した**翁同龢**と**孫家鼐**、および、洋務運動を行ない、軍機大臣などを歴任した**張之洞**を取り上げる。

そして、第八章では、「**変法運動に影響を与えた人々**」として、三人の**プロテスタント宣教師**、**テイモシー・リチャード**、**W・A・P・マーティン**、および**ヤング・ジョン・アレン**を取り上げる。

最後の第九章で、**戊戌変法運動に反対し、戊戌政変を発動した西太后**を取り上げる。

【編集者註】

宣教師と広学会

(ウイキペディアから複写)

一八八四年成立の**同文書会**が前身で、一八八七年に上海で**広学会**が設立された。

設立の発起人は、ロンドン宣教会の宣教師**アレキサンダー・ウイリアムソン**であり、**ヤング・ジョン・アレン**(**林樂知**)、**ウイリアム・ミユアーヘッド**(**慕維廉**)らが関わった。

海関総稅務司の**ロバート・ハート**(**赫德**)が初代会長となり、**ウイリアムソン**は総幹事として日常業務の責任者となった。

一八九〇年に**ウイリアムソン**が死去すると、翌年に、**テイモシー・リチャード**(**李提摩太**)が後任となり、一九一六年まで二十五年に亘って主宰した。

主なメンバーには、**ジョゼフ・エドキンス**(**艾約瑟**)、**ウイリアム・アレキサンダー・パーソンズ・マーティン**(**丁韞良**)などがいた。

第一章 戊戌変法運動の概観

はじめに

中国近代史は、政治史に見れば、まず洋務運動に始まり、ついで**変法運動**から**革命運動**への展開の過程として把握できる。

変法運動は、光緒帝(1)を変革の主体として、日清戦争に敗れた中国の若き読書人たちが日本の明治維新に見習って変法を行ない、自らの国を「**独立富強の国**」たらしめようと意図したものであった。

まず、戊戌変法運動の展開の過程を明らかにし、戊戌変法運動と明治維新の関係をも述べていきたい。

なお、従来の戊戌変法研究(2)から、戊戌変法運動史と関わる主な著書を、私なりに抜き出して年代順に紹介すれば、

- ・ 小野川秀美『清末政治思想研究』(3)
- ・ 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》(4)
- ・ 張玉法《清季の立憲団体》(5)
- ・ 彭沢周『中国の近代化と明治維新』(6)
- ・ 湯志鈞《戊戌変法時期的学会和報刊》(7)
- ・ 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』(8)
- ・ 雷家聖『力換狂瀾 戊戌政変新探』(9)

・ 深澤秀男『戊戌変法時期における学会、報刊、学堂についての研究』(10)

・ 藤谷浩悦『戊戌政変の衝撃と日本 日中連盟論の模索と展開』(11)

・ 宮古文尋『清末政治史の再構成―日清戦争から戊戌政変まで―』(12)の十著がある。

第一項 戊戌変法運動の展開

清末における変法論は、光緒一〇年代から、張自牧、湯震、陳虬、鄭觀応などによって唱えられていたが、実際に**政治活動を開始したのは康有為**(13)であった。

康有為は一八八八(光緒一四)年に**第一回の光緒帝への上書**を書き、変法を説いている。ついで一八九五(光緒二一)年に**挙人一千三百余人**による、著名な**公車上書**を行ない、「**拒和、遷都、変法**」を要望したが、途中で阻まれ、光緒帝まで達しなかった。しかしこれを通して、**康有為の政治運動は全国的なものとなった**。

ついで同年に出された**第三上書**は上聞に達した。その後まもなく彼は工部主事となったが、**第四上書**は却下される。さらに、**報刊、学堂の設立も併せて行なう**ようになるが、それらの運動に協力したのが、**弟子の梁啓超**(14)であり、**譚嗣同**(15)などであった。

これから、学会の設立、報刊の発行、および、学堂の設立について、それらのあらましを述べていく。

第二項 学会の設立

康有為などによって開始された戊戌変法期の学会⁽¹⁶⁾は、すぐれて政治的な性格を持つており、その意図は、**変法の鼓吹**にあつた。そしてこれらの学会は伝統的な中国在来の書院を基礎とし、その上に、**広学会**など、**西歐の学会**の性格を接ぎ木することにより成立したものであつた。「広学会」については前章末の編集者註を参照。）
これらの学会の機能を纏めていくならば、多くの学会にはその目的を明らかにする章程と、それを運営する役員があり、付属施設としては、**図書(館)**、**報刊**、**博物(館)**、**学堂**を有しているか、または、持つことを意図していた。そこでは西洋の学問や儒学の講義、研究が行なわれ、その経済的基盤として、会員の会費や寄付があつたが、会員外の援助を受けることも多かつた。

これらの学会は、その性格により、次の四つに分類される。

第一は、すぐれて政治的目的から設立された**政治的な学会**であり、第二は、啓蒙的な役割を意図して設立した**啓蒙的学会**、第三は、西学の研究を主とする**西学的学会**、第四は、西学と中(儒)学とをあわせ学ぶ**中学・西学的学会**であるが、いずれも戊戌変法に継承発展された。

第一の政治的な学会としては、

一八九五(光緒二十一年、北京強学会⁽¹⁷⁾と上海強学会⁽¹⁸⁾)

一八九七(光緒二十三年、南学会⁽¹⁹⁾)

一八九八(光緒二十四年、保国会⁽²⁰⁾(各地の分会)

が設立されている。順に紹介する。

【北京強学会】

一八九五年七月に北京で設立されたが、やがてこれを受けて九月には上海にも強学会の分会が設立され、全国に分会を作ろうとする意図もあつた。しかし、北京強学会は禁止され、上海強学会もこれと同じ運命をたどり、全国に強学会の名では分会はできなかつたが、強学会の志した変法の意図は、その後の学会に受け継がれた。
すなわち、北京強学会は、その後の学会運動の先駆をなすものであり、その意図は、西歐および日本の近代文明の導入によって、清朝体制内の変革を目指す**変法運動**を興すことにあり、その特徴も、その後の諸学会に見られる、**政治的・啓蒙的・学問的特徴**のすべてを包含していた。

また、その多様な機能においても、役員任命、図書の印刷、図書館、機関誌、博物館、学校の設置、章程の制定、集会所の設定、集会、講義、演説、寄付、会費による学会運営、等々は、その後の学会の原型となつた、と思われる。

また、強学会の組織者、主要分子は、穏健な変法右派

と中間派によって占められていたが、後には、これが拡大して、その後の学会には急進的な変法左派も含まれるようになった。

中国の分割の危機が高まるにつれて、地理的にも、北京から全国各省にまで拡大し、年代的にも広がって、学会活動が盛んとなり、変法運動の鼓吹に大きな役割を果たして、変法の実施に至った、と考えられる。

【上海強学会】

北京強学会の分会として設立されたものであり、北京強学会と同様に、中国の分割の危機をはねのけ、変法自強を志し、独立富強の中国を意図したものであった。

その際に重要視されたのが、志士を集めること、人材の養成、器物の収集であり、そのため、西欧・日本の図書、翻訳、印刷、機関誌の発行と流布、図書館と博物館の開設に重点が注がれた。

上海強学会は保守派によって弾圧されたが、後に《時務報》と名前を変えて、再生した。

【南学会】

二年後の一八九七（光緒二三）年に設立された。議学会と学会とを一つにした半官半民の組織であり、この南学会以後に設立された湖南省の全ての学会・報刊・学堂は、その分会となり、湖南省変法運動の中心的、指導的役割を果たした。

湖南省には中国全省の中で最も学会の数が多く、首都

北京および外国人の影響の強い上海に設立された学会が、中国に初めて土着化して変法運動の実を上げた地方であったと考えられる。

【保国会】

ドイツの膠州湾占領後、諸外国による中国分割の危機増大の中で禁止されてきた強学会の再生として、南学会と同じく一八九七年に成立した。その意図は、中国を外国勢力の分割の危機から救い、自らの領土を保全するという中国人のやむに已まれない気持ちから出ているといえよう。

つぎに、第二の啓蒙的な学会として、不纏足会、戒鴉片煙会、について述べる。

【不纏足会】

宣教師から中国人変法派の手にゆだねられた⁽²¹⁾もので、纏足の悪習をやめるために一八九七（光緒二三）年に上海に設けられ、それが各地に分会小分会として普及していった。不纏足の意義としては、女性解放運動の一環として重要であったと考えられる。

【戒鴉片煙会】⁽²²⁾

アヘン吸引をやめて労働力を確保するため、一八九八（光緒二四）年に設立されたものである。総会は日本横浜中国大同学校（現・横浜中華学園）に置かれ、分会が広東、香港、厦門、上海、広西などに置かれた。学会中

に於ける戒鴉片煙会の役割は啓蒙的なものであったが、労働力を確保するという経済的な側面も意図された。アヘン吸引は中国全体の深刻な問題であり、これ以後も各地に戒煙会、戒煙局が設けられた。

ついで第三の西学的な学問的学会として、**蒙学公会**⁽²³⁾と**務農会**⁽²⁴⁾を取り上げる。

【蒙学公会】

教育者養成を意図して、一八九七（光緒二十三年）に上海に設立された西学的な学会であった。

この学会の機能は、次のとおりであった。

- 一に、**集会**であり、益を集め、皆で切磋琢磨して、会を盛んにしていこうとしていること
- 二に、《**蒙学报**》の発行であり、女性（母親）と教師の教育を目的としていること
- 三に、教育の一環としての**有益な図書**の発行
- 四に、児童教育学を含む学校や中等学校設立による**人材の養成**

この学会の意義は、**女性（母親）と教師の教育**によって**人材養成の根柢を確立**しようとしたことである。

【務農会】

農業を主とする中国に、**欧米風の近代的農業を導入し、富強の国たらしめよう**として一八九六（光緒二十二年）に上海に設立されたものであった。

その機能分野は、**農学書、農学报の翻訳・発行**などであり、外国人教師の招聘を通して、中国の知識人たちを啓蒙しようとしたのであった。

務農会の意義は、**中国への欧米風の近代自然科学の導入とその発展にあずかって力があつたこと**である。

最後の例として、**第四の学会、中学・西学的学会である聖学会**⁽²⁵⁾を取り上げる。

【聖学会】

その機能は、**儒教を維持し、図書や器具を購入し、報刊を發行し、義塾や農工商のための学校の設立による人材の育成を図ること**であった。そのため、中学並びに西学を講義した。聖学会の意義として、広西省の近代化に一定の役割を果たした、と考えられる。

なお、これまでに北京強学会、上海強学会、南学会、保国会、および、不纏足会、戒鴉片煙会、蒙学公会、務農会、聖学会の九学会を取り上げたが、管見の限り、戊戌変法期の学会は六三ほどみられる。

第三項 報刊の発行

報刊は、変法思想の鼓吹に大きな意義があつた⁽²⁶⁾が、その先駆としては、**中国在来の官報**⁽²⁷⁾と、**欧米風の学会の機関誌《万国公报》**⁽²⁸⁾とが挙げられる。報刊の機能と性格は各章程に明記されている。欧米の思想・文化を中

国に紹介し、如何にでもして中国を近代化し、独立富強の国家たらしめようとするものであった。これに参加した人たちは変法派の官僚、郷紳層であった。

変法期の報刊の主なものとしては《時務報》⁽²⁹⁾、《湘報》⁽³⁰⁾、《湘学新報》⁽³¹⁾、《国聞報》⁽³²⁾、《知新報》⁽³³⁾、《農学报》⁽³⁴⁾などがある。ここでは《時務報》と《湘報》に触れておく。

《時務報》は、汪康年⁽³⁵⁾、梁啓超、黄遵憲⁽³⁶⁾などにより、一八九六（光緒二十二年）年七月、上海四馬路の時務報館において、その第一冊が発行された。《時務報》は、役員と、寄付金、誌代収入、その配布の組織を持っていた。資金面では、上海強学会の残金、寄付金、報誌代で賄われていた。《時務報》には、論説、論摺、各国の新聞翻訳、学会、会社の紹介が載せられていた。執筆者の中で特に寄稿が多いのは、梁啓超、汪康年、麦孟華⁽³⁷⁾であった。また、この報刊には六つの学会と六つの学堂の名前が載せられていた。

《湘報》は、湖南省の変法を行なうために、一八九八（光緒二十四）年、戊戌の春、熊希齡⁽³⁸⁾を責任者として、譚嗣同、唐才常⁽³⁹⁾などによって設立、組織、運営されたものであった。その執筆者は、譚嗣同、皮錫瑞、唐才常、樊維、何来保などが中心となり、その内容は、湖南省に変法をもたらし、政治の近代化とともに、鉄道の敷設、産業の近代化によって、まず湖南省を、さらには、中国を世

界の中で富強な独立国にしようとする論説が見られた。また公文書の転載などによって、省民の眼を時事に開かせようとするものであった。

なお、戊戌変法期の報刊は、管見の限り、三十六誌が見られる。

第四項 学堂の設立

中国における変法期の学堂⁽⁴⁰⁾の先駆をなすものは、従来の国子監などの官学と書院、および、洋務期からの洋式学校である。

学堂の内容については各章程に明らかであるが、それは、京師大学堂を中心として、各地に高・中・初等の学堂などの欧米風の近代的学校を設立し、人材を養成し、欧米の文化を摂取して、中国を独立富強の国家にしようとするものであった。

変法期の学堂の主なものには、京師大学堂（後の北京大学）⁽⁴¹⁾、時務学堂⁽⁴²⁾、中国女学堂⁽⁴³⁾、儲才学堂、時敏学堂、日本横浜中国大同学校⁽⁴⁴⁾などがあるが、ここでは北京大学と時務学堂について触れる。

【北京大学】

設立時は京師大学堂と呼ばれ、中国最初の洋風総合大学であり、中国在来の国子監の制度や書院、さらには洋式学校の同文館を継承発展させたものである。直接的には北京強学会の後身の官書局を拡充させたものであり、

孫家鼐⁽⁴⁶⁾が管学大臣となり、宣教師W・A・P・マーティン⁽⁴⁶⁾が総教習となった。

その意図は、中体西用により全国各省の学校を統轄し、世界からよく仰がれるものとなり、官吏など国家有用の人材を養成することであった。

設立意図の確認は一八九八（光緒二四）年であり、設立予定場所は北京であった。京師大学堂は戊戌政変後も設立予定に残され、一九〇六（光緒三二）年に開学し、現在まで存続している。

【時務学堂】

湖南省の北門に一八九七（光緒二三）年に設立された。中学を基本として洋学を学ばせ、優秀な者を北京大学や外国の大学で研究させ、官吏とし、あるいは郷試の受験資格を与え、民智を広めようとするものであった。

時務学堂の意義は、湖南省に近代的で民権的な教育をもたらし、官吏を養成しようとしたことであり、第一期生には国事に殉じたものが多い。

なお、管見の限り、変法期の学堂は三〇見られる。

第五項 変法の実施内容

変法時期に光緒帝から出された上諭のあらましの考察によつて、変法の実施内容に触れておく。詳しくは次節に譲る。

中国史学会主編《戊戌変法》⁽²⁾の上諭の項には、戊戌

変法に関して二〇五項目が載せられているが、その主な内容をまとめれば、政治、経済、文化教育、軍事の四方面に要約できる。

まず、政治面においては、《明定国是》により、光緒帝が変革の主体となり、立憲君主制にすべく立ち上がった。ついで、人材登用による変法推進者の起用があり、彼らは変法思想を普及して、変法体制を作り上げた。その内容としては、時務に通達すべきことが強調されて、経済特科の新設と八股文の廃止による科举制の改革が実施された。

経済面では、国家の歳入歳出をよく管理し、鉄道の敷設、鉱山の開発、農業、工業、商業を育成して民政の向上を図ろうとするものであった。

文教方面においては、留学生を派遣し、外国の文化を摂取し、書院などを改めて欧米風の近代の学校を設立し、学問や発明を奨め、新聞社を設立して、民衆の啓蒙に当たろうとした。

軍事面においては、欧米風の近代の軍隊を作り上げることによつて、清朝を近代的な強固な独立国家たらしめようとしたのである。

なお、これらの変法実施にあたって力があつたのは、変法派の中下級の官僚、並びに郷紳層であり、彼らは企業の開発もしており、それを助けたのは、翁同龢⁽⁴⁷⁾、孫家鼐、張之洞⁽⁴⁸⁾などの大官であり、その背景には、テイ

モシー・リチャード⁽⁴⁹⁾、W・A・P・マーティン、ヤング・ジョン・アレン⁽⁵⁰⁾など外国人宣教師の影響があった。なお、翁同龢、孫家鼐、張之洞については、本書の第三章で、また、リチャード、マーティン、アレンについては、第四章で詳しく取り上げる。

第六項 変法運動と明治維新

戊戌変法運動では、明治維新を見習って、中国を近代的な強固な独立富強の立憲君主制の国家にしようとした。この項では、変法運動が明治維新から学んだものを明らかにしていく。なお、ここで言う明治維新は時期的にも広義に考え、また、特に欧米に学んだ近代化政策に注目する。

まず、政治面においては、〈明定国是〉(変法国是)は、『五箇条の御誓文』を見習ったものであり、光緒帝が変革の主体となって立憲君主制を行なおうとしたことは、明治天皇の親政を見習ったものである。

変法派の起用と変法体制の確立も、倒幕の下級武士層が起用されて維新体制が確立したのを見習ったものである。また、科挙制の改革と役所の近代化は、太政官制も参考にし、欧米の近代化政策を取り入れたものであろう。経済面では、歳入歳出の管理は、中国において古くから言われていることでもあるが、維新政府の経済政策にも学んでいる。鉄道の敷設、鉱山の開発、農業、工業、

商業の育成は一部分は洋務期から行なわれていたが、明治維新の殖産興業、官営工場の設立にも影響を受けているであろう。

文教面においては、留学生を派遣して外国の文化を摂取しようとしたことは明治維新を見習ったものであるが、中国人でも、容闳⁽⁵¹⁾のように中国人のアメリカ留学制度を成就させた者もいた。

書院などを欧米風の学堂に直し、その中心に北京大学を据え、高、中、小の学堂を設立しようとしたのも、日本の学制に学んだものである。新聞社の設立も日本に学ぶところが多くあった。

軍事面では、近代的な軍隊を整備しようとしたが、これも明治維新の影響を受けているであろう。

なお、変法運動が明治維新に見習えなかったのは、国会の開設と憲法の制定である。

おわりに

以上、戊戌変法運動の展開と明治維新の関係について、管見してきた。

戊戌変法は、わずか百日足らずで、西太后⁽⁵²⁾の弾圧によって、光緒帝の頤和園への幽閉、戊戌の六君子の処刑、康有為、梁啓超の日本への亡命などのいわゆる戊戌政変を迎えるが、これは必ずしも失敗だけには終わらなかつた。戊戌変法期に初めて意図された北京大学は現在まで

続いているし、《時務報》などは、魯迅、毛沢東、林語堂なども購読して成長していった。

また義和団後の光緒新政も戊戌変法の改訂版であった。

注

(1) 深澤秀男「変法運動と光緒帝」『岩手史学研究』第

九四・九五号 二〇一四年三月

(2) 戊戌変法運動に関する主要な史料、参考文献には管見の限り、次の二十編がある。

・ 民国清史館編《清史稿》 民国清史館 一九二七

・ 中国史学会主編《中国近代資料叢刊 戊戌変法》

(一)―(四) 上海人民出版社 一九五七

・ 国家档案局明档案馆編《戊戌変法档案史料》中華書局出版 一九五八

・ 梁啓超《戊戌政変記》台北 文海出版社 一九六五

・ 張元濟編《戊戌六君子遺集》上海商務印書館

一九一七、台北 文海出版社 一九六七

・ 康南海、康文佩篇《康南海自訂年譜、康南海先生年譜統編》台北 文海出版社 一九七二

・ 野村浩一『近代中国の政治と思想』筑摩書房 一九六四

・ 坂出祥伸『改訂増補中国近代の科学と思想』朋友書店 二〇〇一

・ 野沢豊、田中正俊ほか編『中國近現代史 義和団

運動』2 東京大学出版会 一九七八

・ 原田正己『康有為の思想運動と民衆』刀水書房 一九八五

・ 湯志鈞、近藤邦康著『中国近代の思想家』岩波書店 一九八五

・ 大谷敏夫『清代政治思想研究』汲古書院一九九一

・ 夏曉虹著、藤井省三監修、清水一郎、星野幸代訳『纏足をほどこいた女たち』朝日新聞社 一九九八

・ 島田虔次『中国思想史の研究』京都大学出版会 二〇〇二

・ 菊池秀明『ラストエンペラーと近代中国―清末中華民国―』講談社 二〇〇五

・ 黄彰健撰《戊戌変法史研究》台北 中央研究院歷史語言研究所 一九七〇

・ 莊吉發《京師大学堂》国立台湾大学文学院 一九七〇

・ 孔祥吉《戊戌維新運動新探》湖南人民出版社 一九八八

・ 王曉秋主編《戊戌維新与近代中国的改革―戊戌維新一百年國際學術討論會論文集》社会科学出版社 二〇〇〇

・ 茅海建《戊戌変法史事考》生活、読書、新知三聯書店 二〇〇五

- (3) 小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会
一九六〇、みすず書房一九六九、平凡社 二〇〇九
- (4) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》一九六一、増訂本
一九八一
- (5) 張玉法《清季の立憲団体》台北 中央研究院近代史研究所 一九七一
- (6) 彭沢周『中国の近代化と明治維新』同朋舎
一九七六
- (7) 湯志鈞《戊戌変法時期的学会和報刊》台北 商務印書館 一九九三
- (8) 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会
二〇〇〇
- (9) 雷家聖『力換狂瀾 戊戌変法新探』万巻楼 二〇〇四
- (10) 深澤秀男『戊戌変法時期における学会、報刊、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七、岩手大学
リポジトリ 二〇〇七
- (11) 藤谷浩悦『戊戌変法の衝撃と日本 日中連盟論の模索と展開』研文出版 二〇一五
- (12) 宮古文尋『清末政治史の再構成―日清戦争から戊戌変法まで―』汲古書院 二〇一七
- (13) 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会
二〇〇〇 四四七―四七三頁
- (14) 同前 四七四―四九五頁
- (15) 同前 四九六―五二三頁
- (16) 深澤秀男『戊戌変法時期における学会、報刊、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七 八―三五頁
- (17) 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会
二〇〇〇 二七―四一頁
- (18) 同前 四二―六一頁
- (19) 同前 六二―九二頁
- (20) 同前 九三―一三三頁
- (21) 同前 一四―一二七頁
- (22) 同前 一八―一三八頁
- (23) 同前 一三九―一四六頁
- (24) 同前 一四七―一五八頁
- (25) 同前 一五九―一六八頁
- (26) 深澤秀男『戊戌変法時期における学会、報刊、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七 三五―五四頁
- (27) 康南海、康文佩篇《康南海自訂年譜、康南海先生年譜続編》文海出版社 一九七二 三三三頁
- (28) 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会
二〇〇〇 六〇五―六〇六頁
- (29) 同前 一六九―一八二頁
- (30) 同前 二〇一―二一六頁
- (31) 同前 二〇一―二二二頁、他
- (32) 同前 二三―二四七頁
- (33) 同前 一二九、一三一頁

- (34) 同前 二一七―二三〇頁
- (35) 同前 五二四―五四三頁
- (36) 同前 一六九―一七一頁、他
- (37) 同前 一七二―一七五頁、他
- (38) 同前 二〇一―二〇三頁、他
- (39) 同前 五八三―六〇四頁
- (40) 深澤秀男『戊戌変法時期における学会、報刊、学
堂についての研究』 五四―六四頁
- (41) 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』 四〇三―
四二八頁
- (42) 同前 二九五―三一〇頁
- (43) 同前 三四九―三六七頁
- (44) 同前 三三〇―三四八頁
- (45) 深澤秀男「変法運動と孫家鼐」『岩手史学研究』
第一〇三号 二〇二二年一月
- (46) 深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』新教出版
社 二〇〇〇
- (47) 深澤秀男「変法運動と翁同龢―《翁同龢日記》を
中心として―」『岩手史学研究』第一〇一号 二〇二〇
年六月
- (48) 深澤秀男「変法運動と張之洞―勸学編を中心とし
て―」『岩手史学研究』第一〇四号 二〇二三
- (49) 深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』新教出版
社 二〇〇〇 二〇四―二三四頁

- (50) 同前 一八六―二〇三頁
- (51) 同前 九六―一一三頁
- (52) 深澤秀男「西太后とその時代―特に戊戌政変をめ
ぐって―」『岩手史学研究』第九二号 二〇二一年四月
・深澤秀男『世界史リブレット 人 076 西太后―
清末動乱期の政治家群像』山川出版社 二〇一四、
二刷 二〇一八

【付記】本節は、拙論「変法運動と明治維新」『月刊 歴
史教育』二卷一〇号一九八〇を下敷きとして、
書き下ろしたものである。

第二章 主導した帝と上諭

第一節 光緒帝

はじめに

光緒帝については、『近代中国人名事典』、『戊戌変法運動史の研究』に執筆し、また「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐる―」、および『西太后』で記述した⁽¹⁾が、専論がないので、本節で、前述の論著をまとめる形で、取り上げることにした。

考察の順序は、まず、光緒帝の生涯を明らかにし、ついで、変法運動における光緒帝の働きを、康有為、梁啓超、「戊戌の六君子」との関係で述べ、最後に、中国近現代史上における光緒帝の評価を行なう。

第一項 光緒帝の生涯

光緒帝⁽²⁾は、原名が愛新覚羅載湉であり、年号により、光緒帝と呼ばれた。咸豊帝の弟醇親王奕譞と西太后の妹との子であり、一八七一年（同治一〇）年に道光帝の孫として生まれた。一八七五（光緒元）年、同治帝が嗣子のないまま死去したので、その継承者として、西太后に推されて即位したが、**実際には西太后が訓政を行なった。**

一八八一年（光緒七）年、西太后の弟桂祥將軍の娘普豊

と婚約し、一八八九（光緒一五）年に結婚、さらに謹妃、珍妃の側室を持ったが、実子はなかった。皇后は西太后のための監視役でもあった。西太后は大監李連英に皇帝の身辺を探らせた。同年、大婚後、親政を認められたが、**実権は西太后の手中にあった。**

一八九五（光緒二一）年、清朝は日清戦争に敗れて、下関条約を締結、巨額の賠償金、台湾の割譲などにより、**光緒帝は、国の将来に危機を感じて、変法の必要性を考えるようになった。**

丁度この時、師傳の翁同龢を通して、康有為の数回の上書と、〈俄彼得変政考〉、〈日本明治変政考〉とを読み、**維新派によって自らを固める決意をする。**

ついで、一八九八（光緒二四）年六月一日、御史楊深秀、侍読学士徐致靖の上奏により、〈明定国是〉（変法国是）の詔勅を下した⁽³⁾。そこでは、数年来の廷臣たちによる変法の求めに応じて、**特科の開設、武科制度の改革、大小学堂の設立などの詔書を発したことに言及している。**

この詔書では、「聖賢義理の学を根本に植え、また西学で時務に切実なものを博く採り、実力で求め、空疏迂謬の弊を救い、…経済の変化に通用する人材を成すように」**求め、中学を根本にし、西学を採り入れて、中国の積弊を救おうとする態度を示していた。**

詔書の最後で、「京師大学堂は各行省で提唱し、…軍機

大臣と総理各国事務王大臣に命じて、「有能な人材を」等しく入学させて授業を受けることを許し、人材の輩出を期し、共に時難を救うように」求めていた。ここにおいて、光緒帝の人材を養成し、政治に参加させ、困難を乗り切ろうとする切実な様子が窺われる。

ついで、光緒帝は同年六月一三日に、**康有為**、**張元済**を一六日に予備召見することを宣命した。

西太后派は光緒帝派が勢いを得ることを懸念し、ついに**師傳の翁同龢を咎めたため**、光緒帝は翁同龢を退かせ、榮祿に命じて北京を守らせ三軍を統率させた。二品以上の大臣の任命が西太后にゆだねられていたので、光緒帝と西太后のいつその対立を引き起こすこととなった。六月一六日、康有為と張元済は、旨を奉じて召見に応じ(4)、康有為は「既に、守旧が禍敗を致したことを知り、変法と維新を尽くさなければ自強はできない」と強く主張した。帝も「変法でなければできない」といったが、干渉をはばかって、**八股文の廃止と国家予算のあり方**については、やつと質問に加えた。

光緒帝はまた、張元済に通芸学堂のことをたずね、諸生に勤めて励み、国家の為にことをなすように勧めた。本著の第一章第二節で述べたが、これから再び光緒帝の上諭を取り上げて、変法の構想を明らかにしていく。一八九八(光緒二四)年六月一日から九月二〇日まで二〇五の上諭が出された。それらは大別して政治、

経済、文化教育、軍事の四方面に分類できる。

まず**政治面**においては、変法国是により光緒帝が変革の主体となり、立憲君主制を敷くことであった。ついで、新しい人材登用による変法体制の確立、その内容としては、時務に通達すべきこと、経済特科の新設と八股文の廃止による科挙制の改革、余分の館、院の廃止による役所の近代化が掲げられた。

経済面では、国家の歳入歳出をよく管理し、鉄道の敷設、鉱山の開発、農業、商業、工業の育成により、民生の向上を図ろうとするものであった。

文教面においては、留学生を派遣し、外国の文化を摂取し、旧来の書院を改めて京師大学堂を中心とする西歐風の近代的な学校を設立し、学問や発明を奨め、新聞社を設立して民衆の啓蒙に当たろうとした。

軍事面では、軍艦を建造して西歐風の近代的軍隊を作り上げることにより、清朝を近代的な強固な独立国家たらしめんとしたのであった。

これらの上諭を受けた譚嗣同が、光緒帝の意を呈して、袁世凱に西太后押し込めを依頼したが、逆に、袁世凱が榮祿を通して西太后に密告したので、これらの変法実施の政策も失敗することとなった。光緒帝は北京城内に幽閉され、変法の実施は**義和団運動後の新政**に待たねばならなかった。

一九〇〇(光緒二六)年、義和団事件処理の失敗によ

り、光緒帝は西太后と共に西安に逃れたが、西太后の指示により、光緒帝の珍妃は宦官李連英によって井戸に投げ込まれ殺された。

一九〇一（光緒二七）年、光緒帝は北京に戻ったが、政治にたずさわることなく、一九〇八（光緒三四）年一月光緒帝は、西太后の亡くなる一日前に死去した。死亡診断書には一応胃病と記されているが、正確なことは不明である。

第二項 帝の運動を推進した人々

本項では、西太后の戊戌政変により身一つで難を逃れた**康有為**、**梁啓超**と、処刑された**戊戌の六君子**、**譚嗣同**、**劉光第**、**楊深秀**、**康広仁**、**楊銳**、**林旭**、計八人の生涯に触れ、変法運動と光緒帝との関係を見ていく。

【康有為】

まず、一人目の康有為(5)は、原名が祖詒、字が広廈、号が長素、明夷、更生、更姓、天遊化人などである。一八五八（咸豊八）年、広東省南海県に生まれ、春秋公羊学者、変法運動の推進者となった。

祖父賛修は連州訓導となり、父達初は江西補用知県となったが、康有為は幼くして父を失っている。一八七六（光緒二）年、南海県出身の大儒朱次琦に学び、済人経世、実践躬行の学を学んだが、戴震（東原）などの清朝考拠学にあきたらず、一八七九（光緒五）年、西樵山の

白雲洞にこもり、道仏の書、《西国近事彙編》、《環游地球新録》、《海国図志》、《瀛寰志略》などの書を読み、西学を講ずる基とした。一八八三（光緒九）年には、《東華録》などを読み、《万国広報》などを購入している。また、不裹足会を始めている。

一八八八（光緒一四）年、三十一歳で、順天郷試の際、国士監祭酒によって、光緒帝に**第一上書**を行なったが、翁同龢の反対にあつて失敗した。そして、一八九一（光緒一七）年、郷里に万木草堂を開き、**陳千秋**、**梁啓超**などの弟子の養成に当たった。また、彼らの助力のもとに《**新学偽経考**》を完成した。

一八九二（光緒一八）年には、《**孔子改制考**》の編纂に着手した。

一八九五（光緒二一）年に、会試受験の举人たちと拒和を請うた**公車上書**を行なった。四月、光緒帝に引見されて**工部主事**を授けられた。この時、**第三上書**を行なつて、受け入れられている。**第四上書**は皇帝に受け入れられなかったもので、方向を多角化して、**学会**、**報館**、**学堂**の**設立運動**も行なうようになった。

七月に**北京強学会**を創設し、その機関紙《**中外紀聞**》を発行、続いて、九月には**上海強学会**を創設、その機関紙《**強学报**》を発行している。

また、この頃、**翁同龢**が変法を意図するようになったので、康有為は彼に科挙の改革を説いたという。

一八九七（光緒二三）年には、**聖学会**、**粵学会**を創設し、《日本書目》を出版している。

一八九八（光緒二四）年には、光緒帝に《日本変政攷》などを進呈し、ドイツの膠州湾占領に反対して、**保国会**を設立している。

同年四月、保守派の恭親王が死去すると、《**明定国是**》（**変法国是**）の論が出され、六月、康有為は光緒帝に召見され、**全面的な変法**と制度局の創設などを上奏した。

康有為は総理衙門章京に任命され、積極的に改革案を出し、変法実施の実を挙げようとしたが、保守派の反発も強く、特に《**孔子改制攷**》が弾劾された。

そこで康有為は、譚嗣同と相談して、袁世凱を頼って、光緒帝を中心として改革を進めようとしたが、すでに見たように、袁世凱は逆にこのことを后党の榮禄に密告したため、西太后の訓政、いわゆる**戊戌政変**が実施された。

光緒帝は幽閉、戊戌の六君子は殺され、康有為と弟子の梁啓超は身一つで日本に亡命し、帝党派の主要人物たちは、謹慎を命ぜられたのであった。

【梁啓超】

つぎに、二人目の梁啓超(6)について見ていく。

梁啓超は、一八七三（同治一二）年、広東省新会県の地主・読書人の家に生まれた。字は卓如、号は任公、飲冰室主人などである。前述のように、変法運動の推進者として行動し、日本に亡命したが、**民国**になってからも、

ジャーナリスト、学者、政治家として活躍した。

広州の学海堂に学び、一八八九（光緒一五）年、一六歳で挙人に合格、翌年上京して会試に応じたが失敗、帰途上海で、《瀛寰志略》などの西書に触れ、広州に帰った後、友人陳千秋を介して、康有為の門を叩き、弟子となった。康有為は一八九一（光緒一七）年、前述のように、郷里の広州長興里に私塾万木草堂を開いて教育に当たっていた。**康有為の弟子**となった**梁啓超**は、師の康有為と共に変法運動の主要な担い手に成長していった。

一八九五（光緒二一）年、日清戦争の終わり近くまで三度、会試に応じたが失敗した。その時、康有為と共に挙人の請願上書である**公車上書**を行なった。ついで七月、康有為らと共に**北京強学会**を作り、彼はその書記となり、その機関紙《**中外紀聞**》の主筆となった。北京強学会にはテイモシー・リチャードなどの西洋人の宣教師たちも参加しているが、梁啓超は、一カ月余り、リチャードの秘書となっている。

九月には**上海強学会**の設立に参加し、その機関紙《強学报》に関係したが、それが弾圧されると、一八九六（光緒二二）年、上海強学会の残金で、上海に《**時務報**》を創刊し、汪康年が社長となり、梁啓超は主筆となっている。この雑誌は一世を風靡し、**魯迅**、**毛沢東**、**林語堂**も読者となった。

一八九七（光緒二三）年には、湖南に創設された**時務**

学堂に主講として招聘されている。時務学堂の卒業生が、自立軍起義に、後には革命運動にも、参加している。梁啓超は湖南変法運動に参加し、譚嗣同らと南学会を組織した。この学会は地方自治を目指すものであった。

翌年、病を得て上海に去り、癒えて北京に入った。そこで、康有為と共に保国会を組織した。この会は中国最初の近代的な政党だったとされている。

一八九八（光緒二四）年、戊戌の年の六月、光緒帝より、《明定国是》（変法国是）の諭が出され、翌月、梁啓超は光緒帝の謁見に預かり、六品の弁理訳書局事務を授かり、科挙の廃止、翻訳局の開設などに尽力した。九月の政変で、日本の軍艦に助けられ、身一つで日本に亡命した。一八九九（光緒二五）年には、東京で《清議報》の創刊と東京高等大同学校の創設をしている。ついで、一九〇一（光緒二七）年には、康有為と保皇会を組織し、その翌年には《新民叢報》を発行し、立憲君主制を主張し、《民報》に依った革命派と対立した。

一九一一（宣統三）年、革命派が十三回の起義を経て、清朝を打倒し、中華民国を樹立した。

この革命派に依る中華民国では、梁啓超は熊希齡内閣の司法総長、段祺瑞内閣の財務総長となり、《清代學術概論》などを書き、北京図書館長、清華大学の国学の教授を歴任したが、病を得て、一九二九（民国一八）年、北京に没した。

【譚嗣同】

つぎに三人目の譚嗣同(7)の《三十自紀》、李喜所の《譚嗣同活動年表》などにより、譚嗣同の生涯を略述する。

彼は一八六五（同治四）年、北京に生まれたが、湖南省瀏陽県の人である。字は復生、号は壯飛、華相衆生、東海襄氏、通眉生などである。一八六九（同治九）年、五歳で、仲兄嗣襄と共に、北京で卒純齋先生を拜して書を読んでゐる。一八七二（同治一一）年、八歳で、長兄嗣貽、仲兄嗣襄と、北京で韓蓀農先生を拜して、書を読んでゐる。

一八七四（同治一三）年、一〇歳の時、父譚繼洵が進士となり戸部員外郎に任官したので、全家が北京の庫堆胡同の瀏陽会館に住んだ。一八七六（光緒二）年、一二歳の春、北京にジフテリアが発生し、母と長兄、次姉を失った。彼も三日間昏睡状態を続けたが、一命を取り留めたので、父によって「復生」という字がつけられた。

一八七七（光緒三）年、一三歳の譚嗣同は、唐才常と友としての好みを結び、共に歐陽中鵠の門下生となり学問を求めている。一八八三（光緒九）年、一九歳で李闈と結婚した。翌年、二〇歳の時、新疆巡撫劉錦棠の幕府に行く。劉錦棠は譚嗣同の才能を認め、朝廷に推薦しようとしたが、劉自身が官を辞さなければならなくなり、果たせなかった。一八八九（光緒一五）年、二五歳、仲兄嗣襄と北京で試に応じたが不合格であった。劉人熙を

師として、《船山遺書》、《宋元学案》などを読んで、中国の哲学思想の発展を探討した。一二月に父が湖北巡撫となった。

一八九〇（光緒一六）年、二六歳の春、父に従って湖北に行き、張之洞に謁見している。湖北では名士と交わり、湖北の新式の鉱工業を參觀し、学問を研鑽している。一八九一（光緒一七）年、二七歳で詩文集《遠遺堂集外文》初編を編み、武昌で、王船山の哲学思想から張載の哲学思想を研究している。一八九三（光緒一九）年、二九歳で《遠遺堂集外文》続編を編んでいる。また、夏には、上海でジョン・フライヤーと知り合い、西欧の自然科学などの本を読んでいる。

一八九四（光緒二〇）年、三〇歳、湖北で《三十自紀》を書き、壮飛と号し、過去を総括し、科挙の学問を捨てた。三〇歳以前の詩を集め《秋雨年華之館脞書》とし、あわせて詩集《莽蒼蒼齋詩》を編集した。中日甲午戦争で感ずるところがあつて、友人貝元徴に手紙を送り、維新変法思想の志を示した。

翌年、三一歳の春、武昌で、唐才常、劉淞芙らと学問を研究し、維新変法思想の交流をした。一〇月には瀏陽県に赴いて、歐陽中鵠と算学社を起し、一一月には湖南に戻って、長沙で救災事務を処理し、《瀏陽算学館章程》を草擬し、算学館の創弁に奔走した。一二月、清朝は王之春をロシアに出兵させ、譚嗣同を参贊として内定した

が、李鴻章が派遣されたので、譚嗣同は行かないことになった。

一八九六（光緒二二）年、三二歳、湖南に強学会分会の設立準備をしたが成らなかった。三月、武昌から出て上海に行き、西書を買い、フライヤーを訪れ、「北洋遊学」を開始した。夏には天津で、工場、碼頭、輪船、砲台、汽車などの新式企業を參觀。六月、北京に来て翁同龢に拝し、宣教師、名士を遍訪し、変法維新の哲理を探究した。

八月、父の捐官で南京に来て、候補知府となり、官僚の実態を知る。また、楊文会と知り合い、仏学を研鑽する。この期間、上海、南京を往来して、梁啓超、汪康年、呉鷹舟、宋恕、孫宝瑄と物の見方について話し合い、研鑽して進歩した。

また《時務報》の編集出版と女性解放運動に参加した。冬、南京で《仁学》に着手する。同時に、湖南にあつて、開館をなし、算学社を動かし、湖北で《民听報》を出版しようとして奔走した。

一八九七（光緒二三）年、春、譚嗣同などの努力で、瀏陽算学館が開学する。また、楊文会などと南京で測量会を創立した。《仁学》の初稿が大体完成する。五月、上海に赴いて時務学堂の儀器を購入し、六月、務農会の創立を支持し、《農学报》を準備するため奔走したが失敗した。また、上海不纏足会の創立にかかわった。一〇月、

南京から上海に赴き、梁啓超、李維格に対し、湖南時務学堂の教師に任ずるよう請うた。一月、長沙に赴いて、盛宣懷や張之洞の委託をうけ、**湖南で鉱山を開き、汽船や鉄道の交通運輸事業を取り扱った。**

一八九八（光緒二四）年、長沙に帰って、湖南変法運動に参加した。三月から五月に至る間、長沙で《湘報》創刊、南学会開設、さらに、時務学堂を開き、維新の志士と内河小輪船、鉱務総局、湘粵鉄路、武備学堂、保衛局、群萌学会、延年会、《湘学報》などを開設、創刊した。また、同時に、南学会の講演で忙しかった。《壮飛楼治事十篇》を書き、その変法の計画と順序を明らかにした。

六月三〇日、光緒帝は譚嗣同に、北京に赴いて引見を受けることを命じた。譚嗣同は大変喜んで、長沙から武昌に来て、北上の準備をしたが、不幸にも病に倒れた。

七月三〇日、光緒帝は、また、譚嗣同がすみやかに上京するように命じた。八月三日、病を帯びて、武昌から北京に赴いた。北京では瀏陽会館に住んだ。

九月五日、光緒帝は譚嗣同など四人を四品卿銜軍機章京に任命し、**新政の遂行を援助させた。**この後、譚嗣同は全力を尽くして変法に奔走した。

九月中旬、西太后の政変を発動する風声が甚だ急となり、一八日、譚嗣同は、夜、袁世凱を訪ね、彼に新政を援助し、榮禄を殺すことを希望した。李喜所によれば、譚嗣同は、一九日、帝国主義が救ってくれることを夢想

して失敗したという。

九月二一日、西太后は政変「垂簾聽政」を発動した。光緒帝は瀛台に囚えられ、維新の志士は追捕に遭遇した。譚嗣同は逃げず、捕らえられるのを待った。九月二五日、捕らえられ獄に入った。精神は自若としており、詩を作り志を言った。九月二八日、従容として、義に就いた。

【劉光第】

つぎに、四人目の劉光第(8)の生涯について述べる。劉光第は一八五九（咸豐九）年、四川省富順県に生まれた。父字は裴村で、戊戌新政に参加した清末の官僚である。父は一時床屋の職人をしており、**家は貧しかったが、母の命により四歳で私塾に入り、勉学に励んだ。**一八七七（光緒三）年、光第は一八歳で張雲仙と結婚し、四男五女を得ている。一八七八（光緒四）年、童試に合格。一八八〇（光緒六）年には弟と成都錦江書院に入学し、一八八一（光緒七）年、举人となり、翌年、進士に及第、刑部主事となっている。北京で読書し、世の中を観察したが、同年九月に帰省している。

一八八八（光緒一四）年、母の服喪も明け、京官となったが、清貧に甘んじ、家はいよいよ貧しかった。これ以後、**清朝の政治に深く関心を寄せ、大臣の安逸を批判し、清仏戦争の敗北に扼腕していた。**また、真面目に勤務し練達したので、日増しに声望もあがり、同郷の京官から

も喜ばれるようになった。一八九四（光緒二〇）年、日清戦争が始まると、上級の官僚に依頼して、政治の刷新、改革を上奏しようとしたが、このいわゆる〈甲午条陳〉は阻まれた。やがて日清戦争に敗北し、痛憤した。

一八九六（光緒二二）年、武昌で張之洞と会い、時事について話し合った。同年秋、《時務報》の四川の分局ができ、光緒は友人と宣伝している。翌年、四川の飢饉救済に乗り出した。一八九八（光緒二四）年、蜀学会を同郷の京官と開き、康有為の保国会にも参加している。

また、湖南巡撫陳宝箴の推薦で光緒帝の召見にあずかり、軍機処章京上行走となり、新政に参加し、清廉潔白な態度で職務に励んだが、西太后のクーデター（政変）で、三九歳で処刑された。

彼は、逮捕されても最後まで平然としており、刑部官僚であったので、西門から出されるとき処刑を悟ったが、訊問されないうで処刑されそうになったので、何故訊問しないのかと言った、と伝えられている。

劉光第の著作には、文章五十五編、書簡六十三通、詩六百七十八種がある。文集の主なものに、前述の〈甲午条陳〉、〈論《校邠廬抗議》〉などがある。

【楊深秀】

ついで、五人目の楊深秀(9)の生涯について見て行く。本名は敏秀、字は漪邨、山西省聞喜県の生まれで、戊戌新政に参与した清末の官僚である。一八六二（同治元）

年の挙人であったが、清朝に献金して、刑部員外郎となる。宋明の義理の学に造詣が深かった。一八八二（光緒八）年、張之洞が山西巡撫の時、彼を起用して徳堂書院長とし、全省の読書人に経史、考拠詞章の学を教えさせ、志士を敬わせようとした。

一八八九（光緒一五）年、進士となり、本官となって刑部主事を授かり、郎中に累進し、一八九七（光緒二三）年の冬には山東道監察御史となった。彼は、その性格が剛直であり、日清戦争の恥を憤った。しかし上申する場所がなかったため、御史になってからは天下を正すことを自分の仕事とした。

一八九八（光緒二四）年の正月、ロシアが旅順、大連を分割する事件が起こったので、英・日と連合して、之を拒否する事を上奏した。また、北京に保国会が成立すると、これを支持した。康広仁の親友でもあった。

一八九八（光緒二四）年六月一日、戊戌の変法に際し、康有為の為に代奏して「国是を定め、賞罰を明らかにするの摺」を請うた。楊深秀は、それによって国を正しい方向に向け、国運を振興させようとした。

また、「台湾が割かれ、膠州湾の変が生じて半年になる。だから皇帝の明をもってしてもどうして猶予があるだろうか」と述べ、中国の危機を訴えると共に、変法による旧体制の変革を上奏した。同日、楊深秀がすでに上奏していた〈遊学日本章程〉が承認され、三〇歳未満の生員

で優秀な者の留学、親王、貝勒、宗室の外国視察も認められた。その他、外国の書物の翻訳も上奏している。

同年六月一七日、御史宋伯魯が、八股文を改廃して、経済特科を開くことを上奏したが、礼部尚書・許應騷が経済特科の無益なことを唱えて反対したので、六月二〇日、宋伯魯と楊深秀が許應騷を守旧で、新政を阻むものとして弾劾した。さらに、楊深秀は九月二〇日に上奏して、清朝が英・米・日と団結して、それら諸国から援助を受けることを説いたが、これは楊深秀が英国のテイモシー・リチャード、日本の伊藤博文に幻想を抱いていたためであった。

一八九八（光緒二四）年九月二一日、政変が起こったが、楊深秀は危難を避けようとしなくて、光緒帝が廃された理由を問い、西太后に政権を光緒帝に返すように勸告すらしている。彼はついに逮捕されたが、楊深秀の一人の鞅田によれば、楊深秀はすでに皇帝が捕らえられたのを知り、皇帝を何とかして救おうとしたので、鞅田がそれを密かにたしなめようとすると、かえってこれを叱り、従容として逮捕されたことが知られている。逮捕されてからも獄中で詩を作り、九月二八日、処刑されて北京に仮葬された。詔勅により、一九一〇（宣統二）年、はじめて故郷に葬られた。

楊深秀の著した詩文および奏稿は〈雪虚堂詩鈔〉、〈楊澹春侍御奏稿〉として《戊戌六君子遺集》に収められて

いる。

【康広仁】

ついで、六人目の康広仁⁽¹⁰⁾の生涯について、康広仁の親友梁啓超の〈康烈士列伝〉などにより述べていく。

康広仁は一八六七（同治六）年の生まれで、原名は有溥、字は広仁、号は幼博、大中で、広東省南海県の出身で、康有為の弟である。その人となりは、機を洞察し、治事の条理に長じ、過ちを改める勇氣を持っていたという。家族には、中国女学会の董事となった妻黄娛謹、日本女子大学校を卒業し留日女学会の招待董事となった娘同荷がいた。

彼は若い時から科举制に反対し、試験準備をやめていた。一八八七（光緒一三）年、捐納により浙江省巡検候補となつている。

一八九五（光緒二一）年、康広仁は兄の康有為と広東に出で、不纏足会を開いた。一八九七（光緒二三）年正月、《知新報》の主持人となり、ついで上海に戻つて、中国女学堂の開設を経元善に提唱している。同年六月、康広仁は上海で、梁啓超らと上海不纏足会を開いた。九月から一〇月の間に、康広仁は上海で大同訳書局の設立に当たつている。

一八九八（光緒二四）年春、梁啓超と北京に入り、推薦されて、皇帝から懋勤殿行走に任命された。戊戌政変で刑死したが、最後までその精神は穏やかであり、死に

望んでも少しも変わらなかつた。一六年後に兄康有為の手により沈痛な思いで、樞が故郷に移された。

【楊銳】

ついで、七人目の楊銳(II)について、梁啓超の(楊銳伝)に主に依拠して、述べる。楊銳は一八五七(咸豊七)年の生れで、字が叔嶠、鈍叔であり、四川省綿竹県の人である。性質は篤謹であり、妄言や邪視はしない。張之洞が四川省の督学の時、若い楊銳は、その学識を見抜かれて、張之洞の弟子となり、信任された。

一八八八(光緒一四)年、挙人となり、内閣中書を授かつた。やがて張之洞の幕僚となつて一〇年、張之洞は、北京における書簡、電報の授受を楊銳に任せた。楊銳の性質は強く正直で、名節を尊び、漢の党錮、明の東林の行誼を慕つたという。

一八九五(光緒二一)年の下関条約以後、ますます慷慨して時事問題を話した。その頃、康有為が北京において、親密に従つて過ごしていた。康有為が志士と強学会を創設すると、楊銳は起つてこれに和し尽力した。同年一〇月、御史楊崇伊が強学会を弾劾すると、会中の志士は連署してこれと争い、楊銳も率先して署名したと言う。

一八九七(光緒二三)年、ドイツの膠州湾の事件が起ると、康有為は上京して、上書した。楊銳はこれを給事中の高燮曾に話すと、高燮曾が康有為を疏薦したが、梁啓超はこれを楊銳の力だとしている。

同年二月、康有為は保国会を北京に倡設した時、楊銳も劉光第も会員となつた。また、楊銳は自ら四川会館に蜀学会を開いた。しかし、このことはますます守旧派の嫉妬を招いた。

張之洞は楊銳を皇帝に推薦したかつたが、自分の門人なので、湖南巡撫陳宝箴に楊銳の推薦を依頼し、それにより楊銳は一八九八(光緒二四)年、召見され、四品卿銜を加えられ、軍機章京に当てられ、譚嗣同、劉光第、林旭と同じく新政に参与した。光緒帝は一殊論を四人に授け、「力を尽くして、新政を助け、顧みてはならない。凡よそ、奏摺があれば、四卿の閲視を経、凡よそ、上諭があれば、四卿の草稿に属して經由せよ」と諭した。それを軍機大臣が嫉妬したという。

七月二九日、光緒帝は、楊銳に密詔を渡し、それに光緒帝の位が保てないこと、康有為と四人は法を設けて救護したいと書いてあつたという。

梁啓超によれば、楊銳が長く宮中に居り、二〇年の国脈を知り、皆、西太后の手による傷耗に憤懣禁じ難いとされている。そして、御史硃一新、安易俊、学士文廷式が西太后を批判したため職を追われたことを述べている。そこで楊銳は皇帝の密詔を奉じて諸同志と皇帝を守ろうとしたが、ついに逮捕され命を与えた。また、楊銳は広く学問に通じ、北京の名士に尊敬されていたとしている。

【林旭】

最後に、八人目の林旭(12)について、おもに、梁啓超の「林旭伝」によって見ていく。林旭は一八七五(光緒元)年の生まれ、字が漱谷、福建省侯官県の人で、康有為の弟子である。子どもの時より秀でており、梁啓超によれば、**天才特達であつた。また、詩文にも優れ北京でも有名**になつたとしている。

一八九五(光緒二十一年)、遼東半島、台湾が割譲された時、林旭は礼部の試験に應じていたが、**発奮して上書し、和議を拒否するを請い**、意志は衆人とかけ離れて優れていた。その後、内閣中書となり、康有為の学問を聞き、これを慕い、康有為に面会して政教の宗旨を聞き、大いに心を定めて、康有為の弟子となつた。

膠州湾占領などの報告で、国内でも事変は急を極め、康有為は士気を振励させるのが保国の基礎だとし、各省の志士に各学会を作らせ、相講究し、声氣を通じやすくし、講究が熟しやすきようにした。

北京においては、まず、粵学会、蜀学会、浙学会、陝学会、などを倡え、**楊銳は蜀学会の領袖**となつた。林旭はあまねく故郷の先達に謁見し、鼓舞し、一日で**閩学会**を作つた。正月初一〇日に大会を福建会馆に開き、福建中の名士や大夫が皆集まり、**林旭が領袖**となつた。保国会が開かれると**林旭が董事**となつた。

さて、榮禄は、かつて福州の將軍であり、風雅であり、

福建人に好意を寄せていた。林旭は、名士、陳葆楨の孫婿であるので、部下にしようとした。一八九八(光緒二十四)年五月に天津に来て、林旭を招いて幕府に入れようとした。林旭は、先生の康有為に可否を尋ねると、康有為が賛成したので、榮禄の招聘に応じようとした。

しかし、すでに、経済特科の試験に應じていたので、少詹の王錫蕃が林旭を朝廷に薦め、七月に召見された。最初、皇帝は林旭の福建語が分からなかつたので、上奏文を再提出させた。それには、師の康有為の学説が詳しく書いてあつたので、皇帝は康有為の弟子であることが分かり信任した。**林旭は譚嗣同らと同じ四品卿銜を授けられ、軍機章京に当てられ新政に参与した。**陳奏が多かつたという。

八月初二日、光緒帝は、康有為に出京を命じた密書を林旭に手渡し、康有為に渡すように命じた。その後、政変が起こり、林旭は捕らえられて一三日、市で処刑された。著書に《晚翠軒詩集》などがある。妻沈静儀は薬を仰いで夫に殉じた。

第三項 光緒帝の評価

すでに見たように、光緒帝は、一八九五(光緒二十一年)、日清戦争に敗れて清朝が下関条約を締結、巨額の賠償金、台湾の割譲などにより、国の将来に危機を感じて、変法の必要性を考えるようになった。

丁度この時、翁同龢を通して康有為の数回の上書や（彼得変政考）、（日本明治変政考）を読み、維新派によって自らを固める決意をする。

そして変法をもととした（明定国是）の詔勅を下し、変法を実施に移したのであった。六月一日から九月二〇日の改革では、康有為、梁啓超と戊戌の六君子、譚嗣同、劉光第、楊深秀、康広仁、楊銳、林旭により実施されたが、それらは大別して政治、経済、文化教育、軍事の四方面に分類できる。

政治面においては、まず変法国是により光緒帝が変革の主体となり、立憲君主制を敷くことであつた。ついで、新しい人材登用による変法体制の確立、その内容としては、時務に通達すべきこと、経済特科の新設と八股文の廃止による科举制の改革、余分の館、院の廃止による役所の近代化が掲げられた。

経済面では、国家の歳入歳出をよく管理し、鉄道の敷設、鉱山の開発、農業、商業、工業の育成により、民生の向上を図ろうとするものであつた。

文教面においては、留学生を派遣し、外国の文化を摂取し、旧来の書院を改めて京師大学堂を中心とする西歐風の近代的な学校を設立し、学問や発明を奨め、新聞社を設立して民衆の啓蒙に当たろうとした。

軍事面では、軍艦を建造して西歐風の近代的軍隊を作り上げることにより、清朝を近代的な強固な独立国家た

らしめんとしたのであつた。

結局、西太后の政変により、西太后の訓政となつたが、北京大学を中心とする西洋風学堂と、民族ブルジョワジムによる資本主義の道の出発を可能にし、義和団運動を経ての新政運動では、光緒帝を中心とする変法運動の再来の観があり、挫折したとはいえ、光緒帝の戊戌変法がその後の中国の近現代史に及ぼした影響はかなり深いと言わねばならないだろう。

おわりに

本節を終わるに当たつて、戊戌変法の失敗の原因を考へておけば、西太后を頂点とする保守派、および、その旧官僚層の権力と政治的経済的基盤の強固さに対して、光緒帝を中心とする変法派、および、その新官僚集団の権力と政治的経済的基盤の脆弱さが指摘される⁽¹³⁾。

注

(1) 光緒帝についての史料、参考文献の主要なものは、管見の限り、以下の二十編である。

- ・ 陳宝琛等纂修《清德宗景皇帝実録》日本影印大清
- ・ 歴朝実録本 一九三九
- ・ 朱寿朋編《東華統録 光緒朝》上海図書集成公司

- 一九〇九
- ・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(一)―(四) 上海人民出版社 一九五七
 - ・陳存仁《光緒皇帝の収場―心理衛生環境》新亜出版社 一九七〇
 - ・徳菱公主著《光緒秘史》時代図書 一九八一
 - ・湯志鈞著《戊戌変法人物伝稿》増訂本上冊中華所局 一九八二
 - ・徳齡著、永峰すみ、野田みどり訳『天子―光緒帝秘話』東方書店 一九八五
 - ・憑元魁著《清朝列伝 光緒帝》吉林文史出版社 一九九三
 - ・深澤秀男「光緒帝」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇一八年所収
 - ・孫孝恩、丁琪著《光緒伝》人民出版社 一九九七
 - ・深澤秀男著『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇
 - ・深澤秀男著『中国の近代化とキリスト教』新教出版社 二〇〇〇
 - ・深澤秀男著『戊戌変法期における学会、報刊、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七、
 - 電子図書・岩手大学リポジトリ 二〇〇七
 - ・深澤秀男著『中国近現代史』第一九版 求是舎 二〇〇九

- ・深澤秀男「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐる―」岩手史学研究第九二号 二〇一一年
- ・深澤秀男『世界史リブレット 人 076 西太后―清末動乱期の政治家群像』山川出版社 二〇一四、二刷 二〇一八
- (2) 光緒帝の生涯については、深澤秀男「光緒帝」山田辰雄編『近代中国人名辞典』所収によった。
- (3) 中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(一) 一七頁 上海人民出版社 一九五七
- (4) 湯志鈞編著《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊 二六〇頁
- (5) 康有為の生涯については深澤秀男「康有為」深澤秀男著『戊戌変法運動史の研究』所収によった。
- (6) 梁啓超の生涯については深澤秀男「梁啓超」前掲書所収によった。
- (7) 譚嗣同の生涯については深澤秀男「譚嗣同」前掲書所収によった。
- (8) 劉光第の生涯については深澤秀男「劉光第」前掲書所収によった。
- (9) 楊深秀の生涯については深澤秀男「楊深秀」山田辰雄編『近代中国人名辞典』所収によった。
- (10) 康広仁の生涯については、深澤秀男「変法運動と康広仁」『岩手史学研究』第89号 二〇〇七年三月所

収によった。

(11) 楊銳の生涯については、おもに梁啓超「楊銳」中国史学会《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 上海人民出版社 一九五七年所収を参考にした。

(12) 林旭の生涯について、おもに梁啓超「林旭」中国史学会《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 所収を参考にした。

(13) 深澤秀男著『中国近現代史』求是舎 二〇〇九 三〇頁

【付記】本節は二〇一二年度東北史学会、岩手史学会の研究発表に加筆したものである。

第二節 上諭の内容

はじめに

本節では、変法実施期（約百日間）の上諭を逐条的に検討し、その実施内容を確認する。

なお、上諭のもとになる上書については、その上書者の信憑性につき、黄彰健、孔祥吉、茅海建、王曉秋主編『戊戌維新与近代中国的改革——戊戌維新一百年国際学術討論会論文集』などで取り上げられているが、本小論では触れない。

さて、変法実施期の二〇五の上諭(1)を、一に国是の明定、二に全般的なもの、三に政治的なもの（特に変法体制にかかわる人材、科挙の変革など）、四に経済的なもの、五に文教的なもの、六に軍事的なもの、七にその他、八に西太后の訓政を願うもの、と八項に分けて検討していく。

第一項 上諭四五（国是を明かに定める）

この上諭は「明定国是」、あるいは変法国是と言われており、戊戌変法実施の最初の上諭であり、つぎのように述べられている。すなわち、

（二十三日）乙巳、（十一日）数年以來、中外の廷臣官吏は時務を求め、多くは変法自強を主としている。近頃は詔書をたびたび下している。特科を開く、冗

兵を裁つ、武科制度を改める、大小の学堂を立てるのときで皆、再三の審定を経て、これをはかり熟して、初めて施行を擬する。ただこれは風気がなおまだ大きく開けていないので、論説で国内において一つの是とするものもない。あるいは老成憂国に託せば旧称を必ず墨守すべきであるとし、新法は必ず退け除かれるだろう。多くの者は恐る恐る声を出しても空言であり補うものがない。試みに問えば今日の時局はかくの如くであり、国政もかくの如くである。もし今までのように、不練の兵、有限の食糧で士に実学がなく、官吏に良い師がなく、強弱が較べられ貧富が隔絶していれば、どうして真によく杖を掲げて堅甲利兵を打つことができようか。

朕が思うのに国是が定まらなければ、号令が行われず、その流弊が極まり、必ず門戸の紛争に至り、相互に水火となり、いたずらに宋明の積習を踏み時政には少しの利益もなくなるだろう。

だから中国の大同、大法によって論ず。五帝三王は旧令を踏襲されなかつた。これを冬裘夏葛（冬の皮ごろも、夏のかたびら）に例えるように勢いは両存しない。特に明白な宣旨を用いる。この後、中外の大小の諸臣は、王公から士庶に及ぶまで各々がよろしく努力向上し、発奮して雄となり聖賢義理の学をその根本に植え、また、すべからく西学で時務に

切実なものを博く採り、実力で研究して空疏迂謬の弊を救わなければならぬ。専心、志しを致し、絶えず進歩を求め、いたずらに旧制を踏襲し、その口説をたかめてはならない。すべて無用を変えて有用となすように期し、経済の変化に通じる人材となれ。

京師大学堂は各行省が首唱し、率先して挙弁すべきであり、軍機大臣、総理各国事務大臣に命じて。会同して速やかに議して上奏せよ。すべての翰林院編檢、各部院司員、大門侍衛、候補候選の道府州県以下の官、大員の子弟、八旗世職、各省の武職の後裔であつて、学堂に入ることを願うものには、均しく入学して受講することを許し、人材の輩出を期待し、共に時難をすくい、因循を敷衍し、私に援引をとなえることができないようにし、朝廷の諄々とした告誡の至意を負わせるため、諭を通して知らしめる⁽²⁾。

と見え、以下のようにまとめられる。

数年来の廷臣たちの変法の求めに応じて、**特科の開設、武科制度の改革、大小学堂の設立、などの詔書を発した**ことに言及している。続いて、**聖賢義理の学を根本に植え、また西学で時務に切実なものを博く採り、実力で求め、空疏迂謬の弊を救い、経済の変化に通用する人材を成すように求め、中学を根本にし、西学を採り入れて、中国の積弊を救おうとする態度を示していた。**

最後のところで、京師大学堂は各行省で提唱し、軍機大臣と総理各国事務王大臣に命じて、有能な人材を等しく入学させて授業を受けることを許し、人材の輩出を期し、共に時難を救うように求めていた。ここにおいて、**人材を養成し、政治に参加させ、困難を乗り切ろうとする**光緒帝の切実な思いが窺われる。

第二項 全般にかかわる上諭

上諭の全般的なものを選び出せば、以下のようなになる。

上諭七四 庶務の振興

上諭一五〇 庶務の整頓（朝廷） 学堂、商務、

鉄道、鉱務など一切の新政

上諭一五五 庶務の振興

上諭一五六 庶政の振興

上諭一七四 庶務の振興

上諭一七七 庶務の振興

上諭二一二 庶政の振興 西法の兼採、

諸制度の改革、民意の上達

上諭二一三 庶政の振興 反対者の重罰

上諭二二二 庶政の振興 財政改革、釐金の改革

以上をまとめれば、「庶務の振興」が九となる。

ついで、全般的な上諭の例として、庶務の振興に触れた上諭一五五を取り上げる。すなわち

(一一日) 壬戌(二十七日) 内閣に諭す。

御史王培祐が「変法自強し蒙弊を除く」という一摺を上奏してきた。現在、時事の艱難により朝廷は庶務を振興し、つとめて自強を図っている。枢廷および各部院、大臣に頼り、共に誠信を助けることを厚くし、力めて匡し助け、頽風を引き戻して救うことを期して治めるべきことを冀う。すなわち、諸臣の中でその感を恭しく守るのも人であるが、一方積習にない振作するのを知らないものはことごとく難しい。部院の堂官のごときは進んで代理をするので、休暇がないなどということはあり得ない。

事件の議奏は期限を超えた引き延ばしは准さない。みなすでに再三にわたり訓戒しているにもかかわらず、なお、陰日なたがあるならば、これでは欺く因習に似ており、国事は何に頼ればよいのか？特に重用なこととして申し戒める。おおよそ、在廷の大小の臣にあつては改心につとめ、その難に任じ、まさに各事を処理し、期限を明らかに定め、少しもおくれることは准さない。

なお、難を恐れどうしても身の便を図るなら、朕の覺察を経て厳しく懲処するのは必定である。緩やかなおきてをしばしば迎えるべきだという勿れ⁽³⁾。とあり、**皇帝が大小の廷臣に庶務を振興して変法自強に怠りのないよう、戒めていることが知られる。**

第三項 政治にかかわる上諭(変法体制)

ここでは政治にかかわるものとして変法派人材の保薦、召見、登用、科挙の改革、政治改革などにかかわる上諭を取り上げていく。以下のとおり、七十七である。

上諭四六	時務に通達した人材の保薦、召見と登用
上諭四八	変法派人材の引見(康有為、張元済、黃遵憲、譚嗣同、梁啓超)
上諭五二	引見について
上諭五五	康有為、張元済の召見と、康有為を總理
上諭五八	各国事務衙門章京上行走につける。
上諭六〇	札臣の守旧の調査
上諭六七	科挙の改革
上諭七〇	梁啓超を六品銜に賞し、訳書局事務を処理させる
上諭七三	康有為の条陳の採用と実行
上諭七四	新法の創行
上諭七五	武科の改革
上諭七七	科挙の改革
上諭八〇	官吏の結党の禁止
上諭八八	經濟特科
上諭九一	制度局の設立、各役所の決算

上諭九二	自然科学の才人の保薦	上諭一五七	科挙の改革
上諭九六	校邠盧抗議一千部印刷	上諭一六〇	陳宝箴の人材遵保（夏獻銘、黃炳離、陳宝琛、楊銳、劉光第）
上諭九九	科挙の改革	上諭一六一	王錫蕃の人材敬保による予備召見（周蓮） 榮祿に來京させることを命じた予備召見の該当者（沈翊清、嚴復）、係官に傳達を命じた予備召見（林旭）
上諭一〇〇	武科の改革	上諭一六二	冗員の廃止、候補、分發、捐納、勞績についての調査、内閣などに命じての有名無実の役所の撤廢
上諭一〇一	武科の変通	上諭一六三	時事の条陳
上諭一〇二	校邠盧抗議四〇部印刷	上諭一六七	法律の改訂と簡明化
上諭一〇三	変法維新の条陳	上諭一六八	言路の広開
上諭一〇九	役所の近代化	上諭一七〇	役所の改革、廃止と併合
上諭一一三	經濟特科の意義	上諭一七二	法律の改正
上諭一一四	黃遵憲、譚嗣同の引見	上諭一七三	士民の上書の許可
上諭一一五	言路を官吏、士民に開く	上諭一七八	皇帝への抗議に対する処分 懷塔布、許应騫、岫堃、徐會豊、傅頊、曾廣漢
上諭一二一	各国の法例 日本 <small>の改訂新例</small> 条款の斟酌	上諭一七九	内政の増修
上諭一二二	学校科挙	上諭一八二	人材登用
上諭一二五	時務の研究 維新の変通の認識	上諭一八三	楊銳、劉光第、林旭、譚嗣同に均しく賞して四品卿銜を加える、軍機章京上行走として新政の事がらに参与せよ。
上諭一二九	理藩院の規則の簡明化	上諭一八四	張蔭桓の推薦による引見 鄭潤材、李大
上諭一三三	科挙の変通、策論		
上諭一三四	時務の条陳		
上諭一三六	熊希齡の召見		
上諭一三七	武試武科の変通		
上諭一三九	時務の条陳		
上諭一四〇	湯壽潛の召見		
上諭一四九	武科の改革		
上諭一五二	校邠盧抗議別論四八篇の検討		
上諭一五三	校邠盧抗議別論の討議		

- 上諭一八五 經濟特科実施状況の調査
- 上諭一八九 親民の官の訓練は牧令に如くはない、
教民保護の事あり、人材の必要
- 上諭一九一 總理各国事務衙門行走は凡庸であつては
ならない
- 上諭一九三 裕祿、李端棻を礼部の大臣とし、内閣学
士濶普通武を礼部の次官(左)、通政使薩
廉を礼部次官(右)とする。
- 上諭一九七 陳宝箴、陳兆文による舉人王闈運召対を
請うとの上奏に対して、陳宝箴に人品な
どの調査を命令
- 上諭一九八 散卿の酌置による人材の登用
- 上諭二〇二 徐樹銘を国史館副總裁官、徐用儀を会典
館副總裁官、江標を四品京堂候補、鄭孝
胥を總理各国事務衙門章京行走とする。
- 上諭二〇三 詹事府、漕運總督所管の衙門の各官、
候補分發、捐納、勞績の人員を裁減し併
に歸す。
- 上諭二一八 司員の考試
- 上諭二二一 教習、謄録の考查についての検討
- 上諭二二三 農学科(農業の科挙)創設の検討
- 上諭二二四 昏老悖謬な者で新政を阻止する者の革職
- 上諭二二七 布政使以下知府は上書の並びに州県の条
陳の事件があれば督撫を通して代遞せ
よ、士民で上書の言事のある者は本省の
道府より随時、代奏せよ
- 上諭二二八 光緒帝から楊銳への密詔 西太后は変法
には消極的で老謬昏庸の大臣の温存を
意図、汝らは林旭、譚嗣同、劉光第、諸
同志と速やかに方策を図れ、朕は待望に
耐えられぬ。
- 上諭二二九 光緒帝から康有為への密詔 西太后は変
法の必要性、衰謬した大臣を去らせるこ
とに否定的であり、通達英雄の士を用い
ようとされない。汝、康有為、楊銳、林
旭、譚嗣同、劉光第は法を設け互いに救
え、朕は待望するのに堪えられぬ。
- 上諭二三五 改革の実行(浮言に惑わされない)
- 上諭二三六 人材の酌保と適材適所、来京予備召見
林賀峒、林怡游、劉思駒、該部によつて
予備召見 陳春瀛
- 上諭二四〇 官の定職を審らかにし新政をなす。
- 上諭二四二 康有為を官報局総弁への督促
- 上諭二四三 康有為を官報局総弁への衣帶詔書
- 上諭二四四 瀏坤一による使才の遵保 錢德培、阮祖
棠、羅嘉杰、陶森甲、沈敦和、張佩緒、

劉思訓、村逢時、袁樹桐、丁葆元、章邦直、易順鼎

上諭二四五 潤普通武の人材上奏により陳日翔、陳桂芳、祁師曾、馮奉琳を予備召見

上諭二四七 陳兆之の任用案により李稷勳を予備召見

以上をまとめれば、**変法派の人材登用に関するものは二五、科挙（含…武科）の改革に関するものは一九、政治改革に関するものは三三、計七七となる。**

つぎに、これらから、**人材登用、科挙の改革、政治改革**に関する上諭を、例として、一つずつ取り上げる。

人材登用としては、**上諭四六**に、
また、論す。

目下、各国の交通は人材を当務の急としている。各省の督撫に命ずる。平生知っているところの人品が卑しくなく、学問が端正であつて、時務に通達し、習氣に染まっていない者があれば、官職の大小に論なく、数人を選んで確保し、総理各国事務衙門で考驗してから帶領引見せしめよ⁽⁴⁾。

と見えており、人品いやしくなく学問が端正で、時務に通達しているものを**国際関係の管理**に登用しようとしていることが知られる。

科挙の改革については、**上諭六〇**によれば、

(初五日)丁巳、(二三日)内閣に諭す。

我が朝は宋明の旧制に沿つて、四書文で士を採用してきた。康熙年間、かつて八股の停止を経て試策論に改めた。まだ、旧制を改めて久しくないが、一時に文運が盛んとなり、儒生は稽古して経を窮め、仲間をよく本源を推窮して義理を明らかにしたので、科挙制度の得るところは実に通経し、致用の才に乏しくなつたのである。

しかし、近頃気高さが日に薄らぎ、文体は日に破れ、試場は技芸を奉り、大抵、題を循らして敷衍しており、経義には発明がまれにしかなく、浅はかで狭苦しく空疎な者である。無能な者が科挙の合格者として獲得され、その時によつて変通しなければ、どうして実学を奨励し真の人材を選抜できようか？自ら科に下つてははじめとなすことを命ずる。郷会試及生童歳科の各試はこれまで四書文を用いていたものが、一律に策論に改試し、いかなる分場の命題による考試も、一切詳細章程は該当部署がしっかりと協議し具奏せよ。

これについて、特に諭旨を下す。実に八股文の積弊が太深となり改正せざるを得なくなつてゐる。墟しいものにとらわれた習慣を破り、士子が学問をできるようにし、自ら四子六経を根本とすべきである。

策論と制義文は殊に同源より流れ出ているが、ほかでもない経史に通じ、時務に通達するためである。体用兼備をすべて期待するのは、人が皆な勉めて通儒にならうとするからである。競って博弁を逞しくしてはならない。また、空言を蹈むなら、朝廷の破格の秀才の至意に背くものである⁽⁵⁾。

と見え、**科挙の試験問題を、今までの四書文に代えて、策論を採用し、経史に通じ時務に通達する人材を採用しようとしている**ことが知られる。

政治改革の一例として、**上諭一七〇**を取り上げる。

軍機大臣に諭す。

詹事府、通政使、光録寺、鴻臚寺、太僕寺、大理寺などの役所は、現在、すでに撤廃し、すべての当該する役所の一切のことはうまく行われている。まさに併せて内閣の六部の分弁に帰している。大学士六部尚書、侍郎に命ずる。分別して確実に速やかに協議し、五日内を限りに具奏せよ。大学士李鴻章などに尋ね会奏し、謹んで会典の内載を案ぜよ。詹事府は文学侍従をつかさどっていたが、はかつて翰林院に帰併することを請い、通政使は各道の伺い書を掌納していたが、協議の上、内閣に帰併することを請うた。光録寺は典礼をつかさどっており、鴻臚寺は朝会饗宴を掌っていたが、話し合い、礼部に帰併することを請うた。太僕寺は牧馬の政令を掌っている

たが、話し合つて兵部に帰併することを請うた。大理寺は天下の刑罰の名称を掌ってきたが、はかつて刑部に帰併することを請うた。帰併の後、一切のことは適宜であり、まさに職掌文巻を移取したので、その情形を体察し、処理を斟酌せよ。これに従え⁽⁶⁾。

とあり、各役所で、併合できる職掌を併合し、合理的に運用しようとしていることが知られる。

以上、**変法派の人材の登用、科挙制の改革、政治改革によって、戊戌変法を効果あるものとして実行しようとしていた**ことがわかる。

第四項 経済にかかわる上諭

経済にかかわる上諭は四十五で、次のとおりである。

上諭四七	商業の発展、商務局の設立、宗室の各国遊歴
上諭五九	農工二部の振興
上諭六二	鉄道建設 蘆漢、粵漢、甯滬
上諭六六	昭信股標（株券）
上諭七一	農業の振興
上諭七四	富強の計画
上諭九〇	国家設立銀行の充実
上諭九三	商務の保護
上諭九四	酒の醸造、毛織物製造の発展

- 上諭一〇六 商務の振興 商務局、商学、商報、商会の設立
- 上諭一一一 炭鉱開発の内容調査
- 上諭一一六 農、工、商の発展
- 上諭一一七 **鉄道、鉱山の発展と碓氷鐵路総局の設立**
- 上諭一二一 工場の設立とその費用
- 上諭一二六 鉄道、鉱山の実施計画
- 上諭一二七 開港場による商務流通の拡大
- 上諭一二八 津鎮鉄道を商人に請け負わせることについて
- 上諭一三八 李郊培による四川の鉱山の事業の可否
- 上諭一四一 訓農通商
- 上諭一四四 公債の割り当てをただし擾乱をなくす
- 上諭一五四 公債株券の廃止
- 上諭一五九 農工商局、商務局、商会の設置
- 上諭一六四 浮費の節約
- 上諭一六六 農工商局の開始
- 上諭一七六 鉄道の創修、鉱務の開拓
- 上諭一八〇 京城内外の河道、運河のさらいと、道路の修繕
- 上諭一八六 農、工、商の事宜の議奏
- 上諭一八八 国都付近の地の水利を起こす
- 上諭一九〇 公債の章程の廃止
- 上諭一九二 農学、農報を推広して農政を興す
- 上諭一九四 鐵路碓氷総局、農工商総局の館員の斟酌
- 上諭一九五 工場の設立
- 上諭一九六 機械を広く興す
- 上諭二〇四 京西運煤鐵路の造成
- 上諭二〇五 鉄道、鉱山の開発に洋款借用の可否の調査
- 上諭二〇八 通商約章成案彙編の頒行
- 上諭二〇九 鉄道、鉱山の会社設立と外国商人の株購入の自由
- 上諭二一〇 要務の巨帙の編集と集賢院の改設
- 上諭二二〇 郵政局の設立と宿駅の廃止
- 上諭二二五 農工商務、農會、農報、製糸製茶の良い運営
- 上諭二二六 道路の西法による修築
- 上諭二三三 官船、兵船への税検査
- 上諭二三四 金、銀、銅錢の外洋への流出
- 上諭二三九 歳出歳入の大計の編成（西欧の予算編成法）
- 上諭二四一 商務の振興、製造の推広、西法の採用、西洋に寓居している中国人の人材発掘
- 以上をまとめれば、工業に関する上諭十八、商業に関するもの五、**国家財政**に関するもの十二、**農工商**に関するもの六、**農業**などに関するもの二、**農業**に関するもの二、計四十五であり、**独立富強の近代化を目標として、**

工業、商業に中心が置かれていくことが知られる。

次に**経済政策**の一例として、工業に関する上諭一一七を取り上げる。すなわち、

また諭す。

鉄道、鉱務は時政の最要の關鍵であり、現に津榆にあつては津蘆鉄道がすでに竣工し、山海関より大凌河一帯に至っている。また、金子を調達して、粵漢、蘆漢両鉄道を工事して、均しく總公司の建造に帰し、この幹線の規模はおおむね終わっている。鉱務は開平、漠河の両処の処理が最も法を得てなしており、成效はすでに著しく、現にまさに一律推广している。この鉄道、鉱山の事務は繁重であり、各省で方法がまだ良く画一化されておらず、規則も一致していないものがあり、妨げを多くしているので、総括の地を設け、実績を一つにまとめている。

京師に専設の砒務鐵路総局については、総理各国事務王大臣王文韶、張蔭桓を特派し、そのことを専理させる。各省は開砒、築路をしている一切の会社の事を良く扱い、ともに総括下に置き、専ら成效に責任を持つものとする⁽⁷⁾。

とあり、**中国の近代化と独立富強のために**、すでに鉄道や鉱山が開かれ、それを砒務鐵路総局が統括しようとしていることが知られる。

第五項 文教にかかわる上諭

文教にかかわる上諭を挙げれば、以下のとおりである。

- | | |
|------|-------------------------|
| 上諭四七 | 王公貝勒の海外派遣 |
| 上諭五一 | 王公貝勒の海外派遣の推薦 |
| 上諭五七 | 官書局の翻印のある各報の軍機処による封送 |
| 上諭五九 | 砒務学堂の設立と日本の砒務学堂調査の学生派遣 |
| 上諭六一 | 京師大学堂開設の協議確實実行 |
| 上諭六五 | 京師大学堂の費用について |
| 上諭六八 | 京師大学堂弁法 |
| 上諭六九 | 京師大学堂詳細章程、孫家鼐の管理大臣農学会 |
| 上諭七一 | 大学堂建設 |
| 上諭七八 | 南洋公学の改設 |
| 上諭七九 | 南洋公学内に訳書院を設立、外国書翻訳学堂の設立 |
| 上諭八三 | 書院の費用について |
| 上諭八四 | 教民（キリスト教徒）の安全 |
| 上諭八九 | 学堂の図書、器具の充実 |
| 上諭九七 | 時務報を官報へ |
| 上諭九八 | 官書局に提調を配置、訳書局本の欽定頒發 |

- 上諭一〇四 五城に小学堂、中学堂の添立検討
 上諭一〇五 張之洞の勸学編を各省に配布
 上諭一〇七 上海時務報館を官報へ
 上諭一一〇 学堂に係する人材の発掘
 上諭一一八 学堂の設立と遊学
 上諭一二〇 大学堂への小学堂の添立
 上諭一二二 学術の整理決定
 上諭一二三 京師大学堂プランとマーティンの西学教習への派遣
 上諭一二四 時務報を官報へ
 上諭一二六 鉄道、鉱山の学堂の設立
 上諭一三〇 編書局の設立
 上諭一三一 訳書局章程の計画、開弁 大学堂、時務官報局の速やかな開弁
 上諭一三二 日本の大学、中学の規則の変更と中国人の編入について
 上諭一三五 学堂の開設
 上諭一四一 農務学堂創設、農会開設、農報発刊、農器購入
 上諭一四二 華僑のための中西学堂の設立
 上諭一四三 華僑のための学堂の設立（西学）
 上諭一四五 勸学編の印刷
 上諭一四六 学堂建設の督促
 上諭一四七 時務報を官報へ

- 上諭一五〇 学堂建設の確実な実施
 上諭一五一 翻訳学堂の設立と学堂出身者の採用
 上諭一五八 各省における学堂の開弁
 上諭一六五 学堂による人材養成は急務である
 上諭一七一 各省における学堂、小学堂の開設の督促
 上諭一七五 大学堂章程などの精査
 上諭一九二 農学、農報の推広
 上諭一九九 孫家鼐に京師大学堂と医学堂兼轄のプラン作成を命ず。
 上諭二〇六 茶務学堂、蚕桑学院の設立
 上諭二一五 書院を学堂へ、学堂と農会の相互扶助
 上諭二一六 各県の教職を中小学堂の教習へ
 上諭二一七 報館の創設
 上諭二一九 促成学堂の試弁
 上諭二四六 遊学規則
 上諭二四八 順天（府）に中学堂の設置の計画
 上諭二四九 学堂建立により楊銳などに推奨
- 以上の上諭をまとめれば、京師大学堂関係が十七、学堂関係が十九、実務学堂関係が五、留学関係が四、新しい教育方針が五、報刊・学会関係が三、その他が一であり、計五十四となる。京師大学堂を中心として、西学を取り入れた新しい人材の養成が図られたことわかる。

次に、文教関係の上諭の一例として、京師大学堂についての上諭六九を取り上げる。すなわち、

(一五日) 丁卯、(七月三日) 内閣に諭す。

軍機大臣が総理各国事務王大臣と会同して、旨に遵つて京師大学堂の計画と詳細章程の文章を議したものを呈覧した一摺を上奏した。京師大学堂は各行省の倡となし、必ず須らく規模は闊遠であつて始めて觀聽をさかんにし、人材を育てるのに足りるものとすべきである。該当の大臣により章程を詳細にはかつて、泰西の学規を参用して筋道をはつきりさせている。なお、あまねく備えたもとにあつて、議するところの処理に照らし、孫家鼐を派遣して大学堂の事務を管理させ、各員を処理させる。

当該の大臣は担当の各員を慎重に選んで、勅裁を仰いで派遣せよ。総教習は学科目を統括するので、須らく学問該博な中外の士を選択し、選んで派遣することを請う上奏をせよ。分教習の各員は一体として精選して中西併用せよ。必要とする創立、経営の経費及平年の必要費用は戸部に命じて分別、調達、支出する。原設の官書局新設の訳書局は均しく合わせて大学堂に入れ、管学大臣により監督される。

この度の大学堂の設立は広く人材を育て、時務を研究する考えで行なっている。当該の大臣は努めて教習らを督制し、奏定課程に照合し、誠実に教え導

くべきである。日々に効果を上げ朝廷の実学を振興する至意の用に沿へ(8)。

とあり、京師大学堂は各省の模範として、規模は闊遠であつて、觀聽をさかんにし、人材を育てるのに足りるものとしようとしていたことが知られる。

第六項 軍事にかかわる上諭

軍事にかかわる二十の上諭を取り上げれば、以下のとおりである。

上諭五三 海防の場所の整備

上諭五六 洋操による練兵、兵站部拡充、洋槍の充実

上諭六三 陸軍の精練

上諭七四 鉄砲、大砲の工場計画

上諭八一 陸軍の改革

上諭八五 軍隊の改革

上諭八六 新軍の改革

上諭八七 軍隊の英国による機械化

上諭九五 軍の諸費用の節約

上諭一〇八 軍隊の充実

上諭一一二 保甲の調査と機能の充実

上諭一二六 水師学堂

上諭一三八 民団の訓練

上諭一四八 軍隊の訓練

上諭一八七 武備大学堂の設立

上諭二〇七 民団の設立

上諭二二二 八旗官学を学堂へ

上諭二三〇 八旗の生計をはかる

上諭二三一 屯田の整理

上諭二三八 練兵は緊要、直隸按察使袁世凱の勤勉奮闘

以上をまとめれば、軍隊の改革が十、練兵が七、軍閥の学堂が三であり、計二十となる。

これを見れば、**軍隊を改革し、練兵して近代的な強力な軍隊を建設しよう**としていたことがわかる。

軍隊の改革、練兵の一例として**上諭六三**を取り上げる。

(初九日) 辛酉(二十七日) 内閣に諭す。

前の順天府尹胡璠棻は陸軍を精練し、並びに神機營を新法操演に改良することを請う上奏をした。また、出使大臣伍廷芳が京營、綠營は西洋を参用すべきとの各摺片を上奏した。まさに前後して諭す。軍機大臣が督弁し、軍務大臣、神機營大臣、八旗都統とよく議して具奏せよ。現在、督弁軍処はすでに廃止したので、すべての論は各部門で再び討議させ、軍機大臣は、神機營大臣、八旗都統と会同して迅速に議せよ。おかれてはならない(9)。

とあり、**陸軍を精練し、神機營、京營、綠營を西洋風に改良して、近代的な強力な軍隊を作り上げよう**としていることがわかる。

第七項 その他の上諭

変法に直接関係しないその他の上諭には、次のものがある。

上諭四九 翁同龢の解職、回籍

上諭五四 西太后への謝恩

上諭五四 大学士榮禄の直隸総督代理

上諭六四 榮禄の直隸総督

上諭一六九 広東布政使張人駿などの調査

上諭二〇〇 蒙混列保の張上適、黄璣、陶錫祺の再調査

上諭二〇一 封奏進呈の期日について

第八項 西太后の訓政を願う上諭

戊戌変法期の上諭の考察の最後に、西太后の訓政を願う**上諭二五〇**を取り上げる。それによれば、

(初六日) 丁亥、(二十一日) 内閣に諭す。

現在国事は艱難にあり、庶務は処理を待っている。朕は勤しんで働いて寢食を忘れ、日に天下の大政を統べて来たが、戒め慎む余り、時におもんばかり、煩雑となつてしまった。

恭しく、同治の年間以来に溯り、…慈禧皇太后に再び垂簾聴政して朝政を処理し、時難を宏くすくい美を尽くし善を尽くしていただかなければならない。宗社が重いことを思うことにより再三、慈恩訓政を

お願いしたい。仰ぎ蒙けて俯し請う所になるならば、天下の臣民の福である。

今日より、別殿で処理を始められるのであれば、本月初八日、朕は王公大臣を率いて勤政殿にあつて行礼し、一切まさに礼節を行い、各当該の役所に命じて敬んで準備に謹ませる所存である(10)。
と見えている。

光緒帝としては精一杯に政治を行なったが、結局、西太后に後を依頼しなければならなかった。その残念さが透けて見えるように感じるのは私の思い過ぎだろうか。

第九項 まとめ

本節では、二〇五ある上諭を八つに分類して検討したが、それらをまとめておく。

一、**上諭四五へ明定国是**では、科挙、武科の改革、西学を取り入れ、京師大学堂を中心として大小の学堂を建て、人材を養成して政治に参加させ時難を乗り切ろうとしていたことが知られる。

二、**全般にかかわる上諭**では、庶務の振興が九つ見られる。その中で上諭五五では皇帝が、大小の廷臣に、庶務を振興して変法自強に怠りのないよう戒めているのが知られる。

三、**政治にかかわる上諭**では、変法派の人材登用に関

するものは二五、科挙の改革に関するものは一九、政治改革に関するものは三三となる。上諭四六の人材登用では人品いやしくなく学問が端正で、時務に通達しているものを国際関係の管理に登用しようとしている。

科挙の改革については、上諭六〇によれば、科挙の試験問題を今までの四書文に変えて策論を採用し、経史に通じ時務に通達する人材を採用しようとしている。政治改革の一例となる上諭一七〇では、各役所で併合できる職掌を併合し、合理的に運用しようとしていることが知られる。

四、**経済にかかわる上諭**では、工業に関する上諭十八、商業に関するもの五、国家財政関係に関するもの十二、農工商に関するもの六、農業などに関するもの二、農業に関するもの二であり、独立富強の近代化としての工業、商業に中心が置かれている。

つぎに経済政策の一例として工業に関する上諭一一七では、中国の近代化と独立富強のために、すでに鉄道や鉱山が開かれ、それを砒務鐵路総局が統括しようとしていることが知られる。

五、**文教にかかわる上諭**では、京師大学堂関係が一七、学堂関係が十九、実務学堂関係が五、留学関係四、新しい教育方針五、報刊・学会関係が三、その他一、となり、京師大学堂を中心として西学を取り入れた新しい人材の養成が図られたことがわかる。

文教関係の上諭の一例として、京師大学堂についての上諭六九を見れば、京師大学堂は、各省の模範として、規模は閑遠であつて観聴を盛んにし、人材を育てるのに足りるものとしようとしていたことが知られる。

六、軍事にかかわる上諭については、軍隊の改革が十、練兵が七、軍関係の学堂が三となる。これより見れば、軍隊を改革し、練兵して近代的な強力な軍隊を建設しようとしていたことがわかる。

軍隊の改革・練兵の一例として上諭六三を見れば、陸軍を精練し、神機營、京營、緑營を西洋風に改良して近代的な強力な軍隊を作り上げようとしていることがわかる。

七、その他の上諭は七つある。

八、西太后の訓政を願う上諭をまとめれば、光緒帝としては精一杯政治を行ったが、結局西太后に後を依頼しなければならなかつた残念さが透けて見えるように思われる。

おわりに

これまで取り上げて考察してきた上諭から窺われることを述べて終わりとする。

変法期の上諭では、まず人材を発掘して、ついで科擧・文科の改革、京師大学堂など学堂の設立と運営、留学により西学を取り入れ、人材を育成して、鉄道・鉱山など

の工業化、貿易の促進による富裕な国家の建設を目ざし、軍隊では、西洋風に改良された近代的な強力な軍隊を創設しようとした。

しかし、光緒帝と改革を共に担った人々は力尽きて、政権を西太后に委ねることになった。

注

(1) 戊戌変法期の上諭などに触れた主要な史料、参考文献には、管見の限り、以下の十九編がある。

・中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』
 (二) 上海人民出版社 一九五七

(なお、本書では、光緒二十年七月からの三一六が載っている。)

・黄彰健『中央研究院歴史語言研究所專刊之五一 戊戌変法史研究』中央研究院歴史語言研究所 一九六〇

・深澤秀男「変法運動と明治維新」『月刊歴史教育』
 第二卷一〇号 一九八〇

・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会
 二〇〇〇

・深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』新教出版社 二〇〇〇

- ・茅海建《戊戌変法史事考》生活・読書・新知三聯書店 二〇〇三
- ・丁文江 趙豊伝編島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一巻 岩波書店 二〇〇四
- ・電家聖《力挽狂瀾―戊戌政変新探》満巻樓 二〇〇四
- ・深澤秀男『戊戌変法期における学会、報刊、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七
- 電子図書・岩手大学リポジトリ 二〇〇七
- ・孔祥吉《康有為変法奏章輯考》北京図書出版社 二〇〇八
- ・茅海建《康有為と「真奏議」―読孔祥吉《康有為変法奏章輯考》》《近代史研究》二〇〇九年第三期
- ・深澤秀男「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐって」『岩手史学研究』第九十二号 二〇一一
- ・深澤秀男「変法運動と光緒帝」『岩手史学研究』第九十五号 二〇一四
- ・深澤秀男『世界史リブレット 人 076 西太后―清末動乱期の政治家群像』山川出版社 初版 二〇一四、二刷二〇一八
- ・藤谷浩悦『戊戌政変の衝撃と日本―日中聯盟論の模索と展開』研文出版 二〇一五
- ・深澤秀男「変法運動と楊深秀」『岩手史学研究』第九十七号 二〇一六

・宮古文尋『清末政治史の再構成―日清戦争から戊戌変法まで』汲古書院 二〇一七

・深澤秀男「変法運動と楊鋭」『岩手史学研究』第九十八号 二〇一七

・深澤秀男「変法運動と林旭」『岩手史学研究』第九十九号 二〇一八

(2) 中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》

(二) 一七頁

(3) 同前 六二―六三頁

(4) 同前 一九頁

(5) 同前 二四頁

(6) 同前 七〇頁

(7) 同前 四八―四九頁

(8) 同前 二八頁

(9) 同前 二七頁

(10) 同前 九九頁

【付記】本小論は、二〇一八年七月の岩手史学会の研究発表に加筆、訂正したものである。

第三章 推進した官僚と

ジャーナリスト

第一節 陳宝箴

はじめに

本節では、変法運動に果たした陳宝箴⁽¹⁾の役割について検討していく。

まず、陳宝箴の生涯について考察し、ついで、彼の湖南変法運動に対する働きを明らかにし、最後に、変法運動における彼の役割を述べて行きたい。

第一項 陳宝箴の生涯

陳宝箴（一八三一—一九〇〇）の字は右銘、江西省義寧の生まれで、変法派官僚であり、湖南省で戊戌変法を実施した。陳宝箴は若い時から志節があり、一八六一（咸豐十一年）、曾國藩に評価され、その幕僚となった。また、既に五一年には拳人となり、やがて席宝田に従って軍を治め、その功績によって江西の知府に叙せられ、ついで河北道となった⁽²⁾。

河北の地で致用精舎を創設し、学生を選んで、有名な教師を招いて教えさせた。ついで浙江省按察使に転任するが事に座して職をやめた。しかし湖南巡撫王文韶はその才能を高く評価したので、一八九〇（光緒一六）年に

召されて北京に入り、湖北按察使、署布政使となった⁽³⁾。

一八九四年、直隸布政使となり、湘軍の糧台を督した。時に日清戦争が極まり、皇帝に見えて憂悴の気持を明らかにし、皇帝に平常心を失わないように期待した。彼は他に陳奏する所も多く皇帝の意に適ったので、光緒帝は陳宝箴に専ら摺奏の事に当たらせた。

一八九五年、下関条約が成立すると、泣いて国家滅亡の危機を訴え利害得失を述べたという⁽⁴⁾。

ついで、榮祿の推薦で湖南巡撫に抜擢された。陳宝箴は就任すると、彼の部下の中で、党派を作り私利を行なっている者を重く罰した。この時、学政は江標から徐仁鏗に継がれ、黄遵憲が来任して、塩法道・湖南按察使となり、変法派の人々が結集した。陳宝箴は湖南の一隅から富強をなそうとして、電信を設置し、小汽船会社を作り弾薬工場を建て、鉞山総局⁽⁵⁾、保衛局⁽⁶⁾、南学会⁽⁷⁾、時務学堂⁽⁸⁾を設置した⁽⁹⁾。

陳宝箴は、梁啓超が編集していた《時務報》⁽¹⁰⁾を湖南省の学生に読ませ、梁啓超を招聘して時務学堂の総教習とした。

一八九七年冬、梁啓超は陳宝箴に「湖南のまさになすべきことを論ず」を上書し、全省の意見が一変したと言われている。また、前年に湖南では学校を設立する議が出され、翌年陳宝箴の名前で学生の募集が行なわれた。熊希齡が中心となって行政事務を行ない、受験生で旅費

のない者は省から支出してまで人材を養成しようとしている⁽¹¹⁾。

一八九七（光緒二三）年冬には、全省新設の命脈となる南学会の開設が準備され、陳宝箴は湖南省の紳士を総会長にあてている。その会友には議事会友、講論会友、通信会友があった。議事会友は品行方正で学問があり、会中の議事章程を議定するのが仕事であって、**譚嗣同**、**唐才常**、**熊希齡**が任に当たった。講論会友は定期的に講演会を催して難問にあたり、学術の主講には皮錫瑞が、政教の主講には黄遵憲が、天文の主講には譚嗣同が、地理の主講には鄒代鈞が、なった。

一八九八年四月に南学会は正式に発足した。陳宝箴、徐仁鏞、黄遵憲や官紳士民三百余人が集り、第一回の講義は陳宝箴が「**学をなすには先ず志を立てるの論**」という題で行ない、学問は民智を開くものであり、志を立てて自ら恥を知り、学を為すことよって正しい志を持つことができる」と述べている。第二回目も陳宝箴が行なっている。

雑誌としては《湘学新報》が発行され、学問や人士の啓発のために役立つとして、陳宝箴は各府州県に購入させている。ついで日刊紙の《湘報》⁽¹²⁾も発行された⁽¹³⁾。一八九八年六月、《**明定国是**》（**変法国是**）が出されると、陳宝箴は「**學術を正し、人材を造る**」ことを上書きし、学校を建てて、人材を育成し、自強をはかることを主張

した。この時期多く上奏し、時には張之洞と連署したとも言われ、また陳宝箴は人材を推薦し、新政を補佐させようとしている。その中には**劉光第**、**楊銳**、**譚嗣同**、**林旭**などがいた。彼は、これらの人をまとめる者として、張之洞のような実行力のある人物を考えていた。

それが実行されないうちに、一八九八（光緒二四）年西太后のクーデターが起り、陳宝箴は責任を問われ官を去った⁽¹⁴⁾。

当時、陳宝箴の子、陳三立は内閣中書であり、湖南変法運動を助けたが、そのため官を罷免されている⁽¹⁵⁾。

第二項 陳宝箴と湖南変法運動

【公司の創設：マッチ工場と電報局】

陳宝箴は巡撫となり、変法派を結集すると共に、すでに述べたように、各種の会社、局を設立したが、ここでは、その中で、マッチ工場、電報局を取り上げる。

まず、《**創弁和豊火柴公司**》⁽¹⁶⁾に見られるように、和豊火柴公司を一八九五年一月に創弁している。それによれば、

湖南にマッチ製造工場を設けたのは和豊火柴公司が始めである。一八九五年一月（光緒二十一年一月）湖南巡撫陳宝箴は、張祖同、劉国泰、楊羣と相談して、和豊公司（洋火局）を創弁した⁽¹⁷⁾。

とあり、陳宝箴が湖南の有力郷紳である張祖同達と相談

して、和豊公司の事業を開始したことが知られる。ついで、

陳宝箴は、張祖同、劉国泰、楊肇を任命派遣して、計画実施の責任を負わせ、「湘善記和豊公司」と命名し、商人を招いて株を購入させようとしたが、裕福な紳商で気にかけて株主になろうとする者は甚だ少なかった⁽¹⁸⁾。

と述べられており、この会社の経営が大変であったことがわかる。つぎに、その一年後のことについて次のように言及されている。すなわち、

一年の久しきを経て、やっと八千両のばらばらの株しか得ることができなかったので、張祖同等は、ついに本堂の名義を立てて、一万二千両を消費し、陳宝箴は、人民の死活を考えないで、全省の早魃救済金一万両を創設基金に移行させ、**合わせて株式資本三万両を成し**、長沙の北門外に土地を購入し、工場を設立した。一八九六（光緒二十二年）年、正式にマッチ製造工場を開いた。工場内の機器設備は貧弱であり、手工操業を主とした⁽¹⁹⁾。

とあり、一八九六年に資本金三万両で、長沙の北門外に手工操業を中心とする工場が設立されたことが知られる。つぎに、マッチの主要原料について、

主要原料は、梗枝と小箱と薬材（磷・硫黄・ガラス粉・つき粉・松やに・松墨・パラフィン油・牛の

膠等）であり、皆内地より取る。梗枝、小箱は本省が生産している松の木を採用する。安化、益陽、桂陽などの地で工場を作り、自家製造し、付近の農民が木を伐採して工場に送るので、廉価で購入できる。薬材については、国産品が比較的少ないので外国から購入する。（燐、硫黄などは、英国や日本などから購入する⁽²⁰⁾。）

と述べられており、梗枝と小箱は国内で調達し、火薬の材料は、英国、日本などから輸入していることがわかる。火薬の生産過程については、次のように見えている。

マッチの生産過程は比較的簡単であり、まず、松の木を切断して、こしきに存置し、一昼夜蒸し、削機で薄片とし、再び切断機で軸木に切断し、乾燥室に入れ、三〜四日乾燥し、軸木をそろえ、つめ、並べ、油をかけ、火薬をつけ、乾燥し、ほぐし、箱詰めの手続きを経て、成品とする⁽²¹⁾。

と述べられており、原料をマッチの製品にしていく過程が良く理解できる。

つぎに、**工員の労働の様子**について、

会社の労働者には女性が多く、軸木を並べ、箱に詰め、糊はり作業、火薬を塗るなど比較的綿密な作業は男子工員が担当する。開設時、工場内の作業者は、七〜八百人に達した。（そのうち、女子工員が約六〜七百人、男子工員は約百名。）この他にまだ、製

品を包む女子工員がこの数に入っていない。労働者の賃金は少なく、やつと糊口をふさぐだけである⁽²²⁾。と述べられており、工員のうち、女子工員は約六、七百名で、低賃金であったことがわかる。

生産量については、

この会社は、毎日燐寸を約二十余箱生産し、十余種類あり、その中で「双移」印は紅頭であり、「龍牌」は黒頭であり、両種がもともよく売れた。紅頭は本省内で小売し、黒頭は、多く運んで、他省で販売し、頗る声誉があつた。ただ、当時は、外国のマッチが市場に満ちふさいだため、当該会社としても、利益はそれ程大きくなかつた⁽²³⁾。と見えており、主な紅頭、黒頭の二種類がよく売れていたが、外国のマッチ会社の圧迫を受けていたことが知られる。

その後の様子については、

一九〇六（光緒三二年）、長沙に大水害が発生し、この会社の全部の工場の建物が水害を被り、損失も巨大となったが、浙江の大商人、戚咏笙が株を銀四万両で増加させたので、再び工場の建物を修建し、生産を継続した。これで、この会社は湘浙両省の商人の合弁企業となり、資本も前に比べて、充実し、富裕となり、経営方法も改善する所があり、一定の発展を得た⁽²⁴⁾。

と述べられており、一九〇六年、水害の被害を受けたが、四万両の増資により、工場を再建発展させた様子が窺われる。

つぎに、「湘南電報局を設立し、湘鄂の間の電線を架設する（一八九六年冬）」⁽²⁵⁾の項を見ると、湖南に電報局を設立し、湖南と湖北の間に電線を架設した様子が明らかにされている。

それによれば、

湖南が電信を創弁したのは、早くて一八九〇（光緒一六）年であり、張之洞は、

「湖南湖北省は、中を洞庭湖、草原湖に隔てられ、文報の往来も風にさえぎられ、一〇日以上も水びたしになる。平時でも大声で叫んでも反応が敏感でなく、たまたま、地方の緊要な事件があつても、おそくなつて支障をきたす」、
としてゐる⁽²⁶⁾。

とあり、張之洞により電信の必要性が説かれている。そこで、奏請して荊州商局に、沙市過江より湖南に電線を引かせようとしたことが次のように述べられている。

すなわち、史料によれば、
荊州商局に、電線を沙市過江より、接して湖南澧州に至り、武陵、龍陽、沅江、寧鄉、長沙を経て、湘潭に直接に至らせるよう奏請した。商電局により、計画は引き受けられた。間もなく、省内で線路の勘

測と電柱立てが開始されたが、この時、澧州地方の紳民が、電線が西洋人によって設けられているのではないかと疑い、群衆が反対に起ち上がり、電柱を毀わし、これによって、電線を装設する工程は中止された⁽²⁷⁾。

と見えており、電柱の装設は許可されたが、住民の反対によって、中止のやむなきに至ったことが知られる。

ついで、

一八九六年に至り、陳宝箴と張之洞は相談して、湖南、湖北省の間に電信を設置し、線路を改変し、長沙省城より、湘陽、臨湘、岳州一帯の駅路に安全に設置されているのに沿って、湖北省の蒲圻の県境に至らせた。里程は四百五十余里を計り、各県でまず駅路をよく点検して完全に補修し、工事を行なうのに便ならしめる。蒲圻以北より武昌に到る一段の工程は湖北省が勘弁する。

ついで、電報の工事の総理を盛宣懐にゆだね、員を派し、工匠を率いて来省させ、途に沿って電柱を立て電線を張らせた。全線竣工后、長沙に局を設け、公文書を發送し電報を扱った。これは省内において電報局を設立した最初である⁽²⁸⁾。

と見えており、湖南省、湖北省の間に、陳宝箴と張之洞の相談により、電線が張られ、湖南省長沙に、省内最初の電報局が設立されたことが知られる。

つぎに、南学会における陳宝箴の第一次と第七次の講義について見ていく⁽²⁹⁾。(第二次から第六次は割愛)

【第一次の講義】

この講義の第は「学を為すには必ず先ず、志を立てるべきを論ず」⁽³⁰⁾であり、それによれば、

今日、官紳が学会を倡設し、諸君子が来てこの会に与るのは、必ず、皆、学に志すからである。古の三代の時は、士農工商より、婦人女子に至るまで、学のない者はなかった。春秋戦国に至るに逮んで、古の制が漸く、湮^トみ、民は愚となり、世が乱れた⁽³¹⁾。

と述べられており、学会が学に志す者により設けられていること、古の三代の時は、士農工商、婦人、女子まで学んだことが知られる。

以下、続いて、《孟子》を引用し、《論語》に触れ、「学問をするのには」を論じ、「学問について」および「学問をするに当って」について講義し、「湖南省の師とすべき先達について」述べ、現在の状況と実態に触れ、「正志をもって、自ら恥を知り、学問をして欲しい」と願っていることを紹介する。

まず、《孟子》を引用し、

「上礼無く、下学無ければ、賊民興りて喪ぶること日無けん」と。

孔孟が救世の心をもって教学の事を行なった。弟

子は三千人、後車数十乗である。一堂に聚って、相与に講習討論し、学校の欠を補った⁽³²⁾。

と述べられており、孔孟が、弟子を一堂に集め、相互に講習、討論し、学校の欠を補っている様子が知られる。

また、『論語』に触れ、

論語は首めに先ず学を言い、これに「朋の遠方より来る有り」を継いでいる。思うに、学ばなければ、知恵を開いて義理を明かにすることはできないし、独り学んで、友が無ければ、孤陋、寡聞である。今日、学会を設けるのは、その意図、ここを本として

いる⁽³³⁾。
と述べられており、一人学んで孤陋、寡聞に落ち入らなように、学会が設置されたのだとしている。

ついで、**学問をするには、必ずまず志を立てるべき**であることが次のように述べられている。すなわち、

顧みるのに、学問を為すには、必ず先ず志を立てるべきである。天下の事は、有志が有つても成せない。無志にしてまだなければ、どうしてよく成すことができようか。志は何で立てるのか。必ずまず恥がある。

孟子は言っている。「人に若かざるを恥じざれば、何の人に若くことか有らん。」就ち一身の論であり、恥が小人であるなら、必ず志は君子にあり、恥が庸人であるなら、志は聖賢、豪傑にある、就ち天下国

家の論である。その君を恥ずるのは、堯、舜、湯、文に如く者はいない。その国としては、唐、虞、商、周に如くはない。則ち必ず志は、禹、皐⁽³⁴⁾、伊⁽³⁵⁾、且にある。恥を知るとは、勇に近い。則ち、立志のいわれである。僅かに空言のみで志が有るというのではないというだけである。

学ばなければ、その志に副うのには足りない。志は、大小邪正のわきまえ公私義利の分を有している。だから学ぶのはこれに因るのだ⁽³⁶⁾。

とあり、**学問をするには志を立てるべき**であり、その志は恥によって知られる。また、志は、君子、聖賢、豪傑にあり、国家の理論であり、空言ではなく、大小邪正の分別、公私義利の分をわきまえているといっている。

また学問について、

学問の道は無窮であり、その始めにまず志を明らかにすべきである。志が一家に有るのは、みずから田を耕し服を売って、その父母を養い、その妻子を庇護し、一家の少なからざる人のためである。志が天下に有るのは、世が治まれば君が、民を潤し、立ちどころに制して興化させる。世が乱れて、平和を削り、難を寇むつても、四海を撫定するのは天下の少なからざる人のためである。

もしその言が行なわれるならば永く師法となすべきであり、製作して、垂れて、模範とすべきである。

徳を立て、功を立て、言を立て、皆、朽ちないで、万世の少なからざる人に十分である。この志があれば、まさに、この学を講ずるのである⁽³⁷⁾。

といており、学問をするに当って志を有し、国家、天下のため、徳、功、言を立て、万世の少なからざる人のためになるように、この講演をしているのだ、と言っている。ついで、湖南省の師とすべき先達について、以下のよう

に述べられている。

湖南の曾文正（国藩）⁽³⁸⁾、胡文忠（林翼）⁽³⁹⁾、左

文襄（宗棠）⁽⁴⁰⁾、羅忠節（沢南）⁽⁴¹⁾の諸公の如きは、その初めは、学校の中の秀才のみであった。范氏を有しているので、文正は、すでに天下に任ずるの志をなし、学問をする時は、流俗と同じではなかった。

文正公は翰林になると、まさに考据詞章を尚び、始めは衆に随ってこれを為した。唐愨慎公が体用の学を講明するのを見るに及んで、翻然として改図した。

胡文忠は三〇才で今までの態度を変え読書した。

軍中で病気で苦しんでいても、人に四書を講じさせ、《読史兵略》を集め、参考に資した。

左文襄は経済を講求し、手ずから輿地図を焼き、十数回稿を易えた。

羅忠節は義理の学を講じ、躬行実践した。その弟子たちを率いて、出陣して禍乱を平定した。その功

は天下にある。

これらは皆故郷の先生であり、師とし法とすべきであり、士気を感じさせるのに足りる。今日、高位に有る者で湖南にこのような人達がいないだけでなく、中国にも未だこのような人達を聞いていない⁽⁴²⁾。

と見えており、湖南の先人達が刻苦勉励して人材をみがい、師とし法とすべきであることが説かれている。

ついで、現在の状況につき、

四鄰が交侵してくるのに坐視し、削弱に浸され、応に皆が窮しており、しばしば軍隊を喪い、国を辱められており、国土は数万里の大であり、四億の大勢の人がいるのに欧州諸国と比べものにならない。どうして吾輩の大恥としないことがあるか⁽⁴³⁾。

と述べられており、現在の中国人が坐視して、軍隊を失い、国を辱められているのに恥じている様子が知られる。さらに現在の事態に触れ、人々が虚学に走り、世を欺いていることを述べ、ついで、つぎのように言っている。すなわち、

その実を求め、能く体を明らかにし、用に達するものは、千人百人のうち一、二人もない。習俗が人をかえ、賢者が努めないで、人材が消乏して今日の中国に至り、それに馴れてしまっている。学が講ぜられず、その害は必ず、国家、天下の中する。孔子がいう『これ吾が憂いなり』であり、どうして

信じないでおられようか、傷つかないでおられようか⁽⁴⁴⁾。

とあり、いよいよ、人材がなくなり、孔子の言う『これ吾が憂いなり』の状態となつていくといふのである。

しかし、今や朝廷により新しい状況が現出されたことが明らかにされている。それによれば、

今、幸いにして朝廷は、學術を振興され、詔して經濟特科を開き、人材を養成し、共に時をすくう男子となることを期待しておられる。諸君、すでに志が学にあるのだから正さに時に及んで自ら奮い、同志諸人と共に相講習し、故技を棄て、国を振るわせ、時を匡い、人を安んじる要道を求め、湖南をして、氣の集まる所、英賢の輩出する所となし、譲らないで、威^み、盛時を同じくすれば、乃ち、真に恥を知り有志の士となれるのではないか⁽⁴⁵⁾。

と述べられており、朝廷も學術を振興し、人材を養成し、時代を救おうとされているのだから、湖南省の有志の士も共に切磋琢磨して、湖南に人材を輩出させ、盛んにし、恥を知る真の有志の士になることを訴えていることが知られる。ついで、

そもそも、更に説く者がいる。学の一字は、四民公共の事であり、民智を開くゆえんである。大、小、邪、正、その志すところを視る。学が成り、これを

用いるのは当然である。だから、この一智を同じくするのである。君子にあつては、徳慧術智となり、小人にあつては、機械変詐となるのは公私義利の間のみである。諺は言つている。「兵と賊は一刀を同じくする。賊であり、兵であるのは刀の咎ではない。」君子であれ、小人であれ、学の咎ではない。だから運用が心にあるか、志に実存するかである。志を立てるのは、自ら恥を知るの始めである。学を為すには、正志があつて始めるべきである。使者が少であれば、学問を失う。ただ、これは、老生の常談であり、学会の諸君が立志を立てることを請う。使者が開宗明義の第一篇たるべきであると謂いたい⁽⁴⁶⁾。とあり、**第一次の講義では正志をもって、自ら恥を知り、学問をして欲しいと南学会の会員に切に願っている様子**が知られる。

【第七次の講義】

この講義では、「邪教を必ずしも攻めずして兼ねて周漢のことに及ぶ」⁽⁴⁷⁾と題して講演している。まず、

開闢以来、地球上にあつて、孔子の教えは、至りて広大中正であり、それ以外の各教は偏駁と不純な処がある。しかし、その教えを奉ずる者は、皆、それを尊崇して聖人としていることは、後世の仏、老、外国の天主、耶蘇教を問わない⁽⁴⁸⁾。

と言われており、それぞれの宗教で教祖が聖人とされている様子が述べられている。

以下、続いて、**儒教**について、および、「孔子の徒をもつて任じている**周漢の横暴**について」触れられている。

「これに対し、西欧人がどのような態度を取ったかが述べられ、さらに「曾國藩の西洋人理解」を述べた後で、「天津の官僚や紳士や民衆が子供の身体を棄損したという事件で獲えられた者が有罪と定められた」が、曾國藩は疑問を感じて事実関係を再調査したこと、さらに、その後、光緒一七〇一八年に教案が起つたこと、これに対して光緒帝が諭旨を下したが、その後も**周漢**はこれに違つたので、このことに対して、陳宝箴が講義の終わりでどのようなまとめたか、を紹介する。

まず、**儒教**について触れている。すなわち、

孔子の教えは、自ら中に至り、正に至ると為し、後世において、真によくこの法を致し、この教えを伝える者は幾人あるだろうか。韓退之は言っている。「孔子の道は大にして能く博し。内の弟子偏観して識を尽する能わず」と。だから学び、各々がその性の近い所を得るのである。

：儒教を論ずるならば、今の服は儒服であり、冠は儒冠であるが、儒教の行なうべきことを行なう者は幾人だろうか。我に至つては、帖括制芸を習い、二

番で科挙に及第した。日に四書五経で題をはかり、文章を作り、号して、聖賢の立言の代りをなし、これを究め、文は聖賢の言の旨となる。しかし、茫然として、謂っている所がわからない。そして私の文章は、神智に窮わまり、治国平天下之理となる。これを言えば、おごりであり、果たして根拠とされるだろうか。実に私は何を有しているというのか⁽⁴⁹⁾。と述べられ、陳宝箴の儒教理解が明らかにされている。

ついで、孔子の徒をもつて任じている**周漢**について触れている。すなわち、

孟子は謂う、「能く言いて**楊墨**を距ぐ者は聖人の徒なり」と。

今、私にとつて、聖人の徒が教えを為す理由は一つとして、得る所はない。自ら吾が教えを奉ずることができないで、いたずらに人が吾が教えと同じでないことを責め、甚しきは、自ら吾が教えに背いて人の宗教を攻めようとして、国家、天下の禍を胎している。

近頃、**周漢**の為す所はどうして悖らないことがあるか。この事は、上は国家の安危に繋がり、下は地方の禍福に関わる。諸君に一つこの義を述べざるを得ない。周漢は自ら**周孔徒**と号して、光緒一七〇八年、書詞掲帖を刊刻して、天主教、耶蘇教を痛詆

し、眼をえぐり、心臓を切り開くといひ、天主教を罵倒し、天猪が叫ぶとし、その詞は下品で堪えられないものであり、画も描かれており、上に猪が坐り、下に人の眼や心臓が置かれてあり、徧ねく各省に伝わり、欧州諸国に流入した⁽⁵⁰⁾。

とあり、自ら周孔徒と号する周漢が、カトリックやプロテスタントを罵倒する言葉や絵をかいて、全国各省に伝えている様子が知られる。

これに対し、西欧人がどのような態度を取ったかが、次に述べられている。

欧州の人はこれを見て、皆切齒憤恨し、その凶説を新聞に登せた。そして註して云っている。

「聞けば、今日の中国は半分しか教化されていない国である」と。周漢は中国の道員（現・省の副知事）だったが、その識見はあさはかであり、一つでもこのようであり、その他においては、ましてである。遠近数万里に絶大な恥辱、絶大な怪事を伝え、憤りかつ笑わない者はなかった。

この頃、按察使の黄は米国にあつて親しく見て、忸怩たるものがあつたと言っている。国を辱めることが甚だしきことか。しかし、眼をえぐり、心臓を切り開くというわさは、同治年間に天津では、実にこれが、大獄を興す肇めとなつた。かつて、ときをあげて、宣教師多数を殺し、また、殺りくは、

洋官にも及んだ。勢いは、まさに不和を開き、兵を用いんとする程であつた⁽⁵¹⁾。

と述べられており、周漢の言動に対し、外国の新聞は、中国が半分教化された国であるとし、彼の外国人が眼をえぐり、心臓を切り開くというデマにより、天津教案が起つたとして知られる。

ついで、曾國藩の西洋人理解について、つぎのように述べている。

泰西の立国は千数百年であり、天主教耶穌教を奉じている。その技巧や用いる所の照相などの葉は相伝して久しい。もし生配薬を採るにしても、その時は、まだ中国には通じていない。必ず、本国や海外の各国が眼をえぐり、心臓を切り開いてから、はじめて中国に有り得る。ヨーロッパ人の心思は靈を極めており、父母、子女を愛しており、中国と同じである。どうして、そのなす所を聴くことができようか。今日でもなお皆がその教理を信奉している。しかし遽かに民衆に言を昌んにしたのではない⁽⁵²⁾。

といわれており、ヨーロッパの国は、国を立ててから千数百年である。カトリックやプロテスタントの教えを奉じており、父母が子女を愛することは中国と同じであることが知られる。

そのあとで、天津の官僚や紳士や民衆が、子供の眼をえぐり、心臓を切り開いた事件があるというので、王三

という者が獲えられたが、府の監提所でも、曾国藩の審問でも、それにがっかりしていたので、人々には有罪と定めたが、曾国藩は疑問を感じて再調査したことが述べられている。すなわち、

公ついに、これを疑問とし、そのえぐり切り開いた子供について、死体はどこに蔵ったかと問いただした所、某処某処と供述したので、曾国藩と委員が、ともに府県に親しく往きて、掘ってしらべた。凡そ数ヶ所を掘ったが、骸骨は出てこなかった。数日して、一ヶ処を指したので、掘ると果して藪くさの中に小児があった。これを調べると、埋葬されて久しくなく、面目、身体が悉く具わっていた。そして、えぐったり、切り開いた痕跡はなかった。公は道と府と一緒にまた、この男を審問した。則ちここに無実を叫んでの痛哭があるのみであった⁽⁵³⁾。

と述べられており、王三が小児の目をえぐり、心臓を切り開くというのが冤罪であったことが知られる。

その後、光緒一七〇一八年、周漢の謡帖書画が各省に伝えられた頃、**教案が起った**ことが次のように述べられている。すなわち、

光緒一七〇八年、周漢の謡帖書画が各省に伝えられた時、湖北の武穴、宜昌や蕪湖や鎮江などの処でも宣教師が殺され、教会堂が毀される大きな教案が

かわるがわる出現した。朝議では、教案が起ったのは皆造言で、事を生じ、人心を煽惑したのであり、多く湖南から出ているとした。

ドイツ公使は周漢一名を主張し、周孔の徒の刊布した所のものが執られて言と為った、とした。総理衙門は、ついに総督張之洞と計って、捕らえて調べることにして、上奏して、湖北糧道の惲前升に委かせ、委員が湘に来て査訊した。周漢の家族が、周漢は素より心疾を患い、その後、瘋狂となり、遠出をしてまだ帰って来ない、等の言葉を供述した。

ついに、字を刻した書店二軒を封閉し、刊板を毀ち、情報によって、復た上申した。総督は、ついに縁によって、覆奏し、調査を声明し、伝えて、原籍に到れば拘束し、省城に潜来し、妄りに騒動を起すことを准さない、と云った。しかし、瘋狂は益々甚しくなり、多くやっかいなことが生じた。事実によって、嚴懲などを奏明することによって、教案が起った。去冬、山東に教案、不和が起ったので、ドイツ兵を派して膠州湾を佔拠し、各国の兵船が群衆し、まさに、大局は存亡危急の秋となった⁽⁵⁴⁾。

と見えており、光緒一七〇八年の周漢の謡帖書画が各省に伝えられ、**湖北に教案が起り**、周漢を取り締まると山東にも**教案が起り**、ドイツは派兵して膠州湾を占領したというのである。

これに対し、光緒帝はつぎのように諭旨を下した。

皇帝は寢食を忘れて憂勞して、しきりに諭旨を降された。

「各省の督撫に命じて、地方官が教会の宣教師、遊歴の洋人を保護することを厳命する。再び反乱を起さないよう冀う。凡そ、臣民にいいつける。具に良心を有し、宜しくいかにでもして相勧め戒め、事件をやめ、人を安んじ、共に危局を保つように⁽⁵⁵⁾。」とあり、光緒帝が、宣教師、ヨーロッパ人を保護し、反乱を起さないように厳命している様子が知られる。

しかし、その後も、周漢はこれに違ったので、陳宝箴はこの講演を以下のようにまとめている。

私は以前告示した。「云うことがある。吾が民が、外国の宣教師は従来の僧侶と視て、外国の旅行者は遠方から来た客人と視て、各々が本分に安んじ、共に昇平を享くべきである」と。

今また、学会諸君に深くこの言葉を味わわれんことを願う。まだこの言葉を聞いていないものに告げる。内訌をなさなければ外侮は来ない。和氣が流行すれば、患氣が休息する。そして湖南は永く樂土となるだろう。それが、使者の幸いを冀う所なのではないだろうか⁽⁵⁶⁾。

すなわち、この講演では、周漢の熱狂的な儒教のあり方を批判し、キリスト教を尊重し、宣教師、ヨーロッパ人の

旅行者と不和を起さず、湖南を平和に保たせることを訴えている。

第三項 陳宝箴の役割

既に述べたように、陳宝箴は、湖南巡撫になる以前から、皇帝に見えて色々進言しているが、湖南巡撫となり、変法国是が実施されると、人材を推挙している。

すなわち、《戊戌変法檔案史料》によれば、

六月十八日「密かに、京外の賢能の各員を保つ」、「その名が末だ頭れていないが、志行と称すべく、才識が殊に衆く、陳宝箴が素より知って信賴している者を選んで、一七人を得ることができた。即ち、陳宝琛、楊銳、黄英采、劉光第など一七人である⁽⁵⁷⁾。と述べられており、この中で楊銳と劉光第は軍機処に入った。

また、《清史稿》によれば、

宝箴はもとより、曾国藩、胡林翼を慕い士を推薦し、皇帝に楊銳、劉光第、譚嗣同、林旭を推薦して新政を佐けさせた。皇帝は詔して、変に通ずる人材を求め、にわか京卿に抜擢し、新政に参加させ、四人は時事を論じた書をたてまつり、忌を顧みることとはなかった。宝箴はまた、四人は人材であるが、望みに資するのが軽くない、事を視るのが易きに過ぎるのではないかと恐れ、願わくば、重厚な張之洞

のような大臣にこれを領導させたい⁽⁵⁸⁾。と見えており、すでに、「陳宝箴の生涯」でも述べたように、楊銳、劉光第、譚嗣同、林旭を皇帝に推薦し、新政に参加させたことが知られる。

しかし、この事が戊戌政変の際の陳宝箴の弾劾の理由となる。すなわち、

湖南巡撫陳宝箴、封強大吏を以つて、匪人を濫りに保ち、実にちかづいて、委任を請け負つた。陳宝箴は職をやめさせ、永久に採用しない⁽⁵⁹⁾。

と述べられており、人材の推薦により、革職されていることが知られる。

以上、彼の変法運動における役割は、湖南の変法運動と人材の推薦にあったことが知られる。

おわりに

以上、変法運動と陳宝箴について述べた。

まず、陳宝箴の生涯について触れ、ついで湖南変法運動における彼の役割として、「和豊火柴公司」「電報局」の設立、南学会における第一次と第七次の講演について述べた。

前者の公司与電報局の設立では、湖南の近代化に対して一定の役割を果たしている。

後者の二回の講演では、第一次で学問をするのには、志を立て、恥を知って、自分を高め、人材となり、国家

の有用な士となることが説かれており、後者においては、儒教だけでなくキリスト教も尊重して、外国に侮られないようにすることが述べられている。

最後に、変法運動に対する陳宝箴の役割は、湖南変法運動の推進と人材の保薦にあった。それによって、楊銳と劉光第が軍機処に入り、変法の実施に参加した。

陳宝箴は、これらの人材を推薦したことにより、政変のため、職をやめさせられたことが知られる。

註

(1) 陳宝箴に触れた、史料、論文の主要なものには、以下の十七編がある。

- ・ 趙爾巽等撰《清史稿》四六四 中華書局 一九七七
- ・ 国家档案局明清档案館編《戊戌変法档案史料》中華書房 一九五八
- ・ 沃丘仲子《近代名人小伝》広文書局 一九八〇
- ・ 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本上冊 中華書局 一九八二
- ・ 唐才常・譚嗣同等撰《湘報類纂》大通書局 一九六八
- ・ 湖南省志編集委員会《湖南省志第一卷 湖南近百年大事記述》湖南人民出版社 一九七九
- ・ 小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会 一

- 九六九、みすず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
- ・ 中村義『辛亥革命史研究』未来社 一九七九
 - ・ 湯志鈞《戊戌变法史》人民出版社 一九八四
 - ・ 目黒克彦「湖南变法運動における保衛局の歴史的位置」『東北大学東洋史論集二』 一九八六
 - ・ 藤谷浩悦「湖南变法運動の展開と郷紳による抵抗の論理」『老百姓の世界』五 一九八七
 - ・ 深澤秀男「变法運動と南学会」『木村正雄先生退官記念論文集』開文堂 一九七六
 - ・ 深澤秀男『戊戌变法運動史研究』上 第四版、四国学院大学東洋史研究室 一九七八
 - ・ 深澤秀男「变法運動と時務学堂」『論集』（四国学院大学）四二号 一九七八
 - ・ 深澤秀男「戊戌变法の社会経済的背景―特に湖南省を中心として―」『歴史と文化』岩手大学人文社会科学部 一九八一
 - ・ 深澤秀男「变法運動と湘報」『中嶋敏先生古稀記念論文集』下、汲古書院 一九八二
 - ・ 深澤秀男「陳宝箴」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇一八
- (2) 趙爾巽等撰 前掲書 一二七四一頁
- (3) 同前
- (4) 同前
- (5) 中村義 前掲書
- (6) 目黒 前掲論文、および、
- ・ 藤谷浩悦「湖南变法運動の性格について―保衛局を中心に―」中国近現代史論集 菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院 一九八五
- (7) 深澤秀男「变法運動と南学会」(1)を参照
- (8) 深澤秀男「变法運動と時務学堂」(1)を参照
- (9) 趙爾巽等撰 前掲書 一二七四一頁
- (10) 深澤秀男 前掲書
- (11) 湯志鈞《戊戌变法人物伝稿》 三九六頁
- (12) 深澤秀男「变法運動と湘報」(1)を参照
- (13) 湯志鈞 前掲書 三九六―三九七頁
- (14) 趙爾巽等撰 前掲書 一二七四一頁
- (15) 同前
- (16) 湖南省志編集委員会 前掲書 一四六―一四七頁
- (17) 同前 一四六頁
- (18) 同前
- (19) 同前
- (20) 同前
- (21) 同前 一四七頁
- (22) 同前
- (23) 同前
- (24) 同前
- (25) 同前 一五一頁

(26)	同前	
(27)	同前	
(28)	同前	
(29)	唐才常・譚嗣同等撰	前掲書 二九九―三〇七頁
(30)	同前	二九九―三〇二頁
(31)	同前	二九九頁
(32)	同前	
(33)	同前	
(34)	阜陶、舜帝の臣	
(35)	伊尹、湯王の臣	
(36)	唐才常・譚嗣同等撰	前掲書 二九九頁
(37)	同前	三〇〇頁
(38)	同前	() 内は筆者註
(39)	同前	
(40)	同前	
(41)	同前	
(42)	同前	
(43)	同前	
(44)	同前	三〇一頁
(45)	同前	
(46)	同前	三〇一―三〇二頁
(47)	同前	三〇二―三〇七頁
(48)	同前	三〇二頁
(49)	同前	三〇二―三〇三頁

(50)	同前	三〇三頁
(51)	同前	
(52)	同前	三〇三―三〇四頁
(53)	同前	三〇四頁
(54)	同前	三〇五頁
(55)	同前	
(56)	同前	三〇七頁
(57)	〔湖南巡撫陳宝箴奏摺〕	檔案局明清檔案館編《戊戌 变法档案史料》 一六〇―一六三頁
(58)	趙爾巽等撰	前掲書一二七四―一二七四二頁
(59)	同前	一二七四二頁

〔付記〕 本小論は、一九九五年一〇月の歴史人類学会の
研究発表に加筆したものである。

第二節 汪康年

はじめに

本節では、変法運動における汪康年の役割について考察していく⁽¹⁾。考察の順序として、まず、汪康年の生涯について述べ、ついで、変法運動との関係について見ていく。最後に、変法運動における汪康年の役割を明らかにしていきたい。

第一項 汪康年の生涯

汪康年は一八六〇（咸豊一〇）年、浙江省杭州市錢唐県に生れた。

父は広東の候補知県であり、弟に諱年と洛年があり、二人の姉と一人の妹もいた。汪康年は若くして県の学生となり、一八九〇（光緒一六）年、郷試に合格した。また、同年、張之洞の招きで、彼の孫達を教えている。一八九二（光緒一八）年、父を失い、勉強して郷里で学問を教えた。第二人も彼に学び、彼の学問に対する造詣も日に進み、その名声が呉越の間に聞えたという⁽²⁾。

その後、白強書院の編輯となり、両湖書院の史学齋分教にも充てられている⁽³⁾。

一八九二年、会試に合格し、九四（光緒二〇）年には殿試に合格、翁同龢に会い⁽⁴⁾、湖北に帰っている。

日清戦争で清が負けると、汪康年は、変法しなければ、中国の存続をはかることができないことを悟った。また、士大夫達も、日清戦争に負けてようやく関を閉ざすのは、自分達を守る計略でないことを知った⁽⁵⁾。

一八九五（光緒二一）年九月、上海強学会の議が興ると、康有為は汪康年に手紙を出し、同会を助けるように頼んだので、上海に家を遷し、同会に参加した。しかし、一二月、楊崇伊の「党を作り、私を営む」という弾劾によって、上海強学会⁽⁶⁾は封鎖された⁽⁷⁾。

一八九六年、汪康年は、上海強学会の余った金子で、上海に《時務報》を作つて、自ら經理（社長）となり、梁啓超を主筆として迎へ、七月一日、月三回の雑誌を出した。《時務報》が出ると、一時海内を風靡し、数カ月の間に、発行部数は万で数えられ、梁啓超は急に有名になつていったという。また、《時務報》は、それまでのゴシップ新聞と違つて政治新聞となり、梁啓超、汪康年も政治改革を理想とする最高級の評論家になつていった⁽⁸⁾。

このような《時務報》の発行によつて、人心が一新され、今までの晦盲・閉塞の風気がようやく開けたのであつた。

また、同年、汪康年は羅振玉と共に、務農会⁽⁹⁾《農学报》⁽¹⁰⁾と東文学社の設立の準備を開始している。東文学社の設立のねらいは、当時翻訳書が自然科学や医学の書に限られていたので、日本文を中国人に習わせ、人文科

学の書を大いに翻訳させ、中国人を啓蒙しようとするこ
とにあった。なお、東文学社が開校したのは一八九八年
五月である⁽¹¹⁾。

ついで、一八九七（光緒二三）年に入ると、汪康年は、
上海の不纏足会⁽¹²⁾、蒙学公会⁽¹³⁾に参加し、《蒙学報》⁽¹⁴⁾
の発起人、中国女学堂⁽¹⁵⁾の董事などになっている。

一八九八年には、汪康年は、曾広銓や汪大鈞らと、日
刊紙《時務日報》を発行し、中外の大事や時政の得失を
評論しようとした。しかし、經理から企画、撰述に至る
まで、ほとんど彼自身がやっていた。記事は詳細にして、
調べが行きとどき、議論は公正だったので、次第に士大
夫に重視され、売行きも良くなったという。汪康年は、
その中で《時務日報》を設立する宗旨を論ずる書き、章
程も定めている。

同年七月、《時務報》が官報に改められ、康有為が督弁
として派遣されたので、汪康年は別に《昌言報》を発刊
し、梁鼎分を招聘して主筆としている。同報は、この年
12冊で休刊し、後は日本人安藤晨雄が総監となった⁽¹⁶⁾。
同年九月、戊戌政変が起こると、梁啓超は日本に亡命
し、汪康年は発憤して、《時務日報》を《中外日報》と改
名して発行し、《天下以って公けとなす》と言った。この
年、夫人の王氏がなくなつた。一九〇〇年には汪康年の
母関氏が死んだ。

この頃、義和団事件に対しても、中国人ばかりが悪い

のではないことを論じ、外国人もその論調を翻訳し、彼
の主張は徐々に広まっていた⁽¹⁷⁾。

ロシア人が中国の東北部から撤兵しないので、一九〇
一（光緒二七）年、汪康年は同志を集めて演説会を開き、
ロシア人を批判すると、外国の新聞も彼の論説を転載し
たという。ついで、一九〇三年、陳氏の娘と再婚してい
る。一九〇四年には殿試の朝貢で登用されて、内閣中書
となった⁽¹⁸⁾。

一九〇七（光緒三二）年、北京で《京報》を創刊した
が、政府から停刊を命ぜられた。一九〇八年には《中外
日報》を蔡乃煌に売却した⁽¹⁹⁾。一九一〇年に、北京で《芻
言報》が刊行されると、編集、校正、発行を彼一人で行
なったため、過労で病気になる、一九一一年、武昌蜂起
を直前にひかえて、天津に移り、亡くなった⁽²⁰⁾。

汪康年は、《時務報》の頃、もっとも活躍し、それ以後
は、改革論から穏健な改良論に移った。

著書には、《汪穰卿先生筆記》、《汪康年師友書札》など
がある。子供が無かつたので、弟の諱年の子、徳蔚が嗣
子となり、一九一二年、蘇州に葬られた⁽²¹⁾。

第二項 汪康年と変法運動

汪康年と変法運動の関係について、上海強学会、《時務
報》、その他の学会、報館、学堂との関係を通して述べて
いく。

【上海強学会との関係】

上海強学会については、すでに述べたが(6)、学会の先駆形態である北京強学会の分会として、一八九五年に上海に設立された。上海強学会は、変法自強を意図し、志士の集中、人材の養成、器物の収集を重要視し、欧日の図書の翻訳、印刷、新聞発行、図書館、博物館の開設に重点を置いた。

同学会の参加者は六品以下の下級官僚により担われ、派別としては、右派、中間派、左派から構成されており、出身地域は、浙江、広東、江西、広西、福建にかたよりが見られた。

汪康年は康有為に招かれ、上海強学会に参加したが、結局弾圧され、彼の尽力により《時務報》が設立された。

【《時務報》との関係】

汪康年と《時務報》との関係について述べていく。《時務報》創刊の経緯については、すでに述べた通りであるが(8)、同報は69冊発行され、内容は、論著、論摺、最近の国内外の情勢、諸外国の新聞、雑誌の翻訳、中国内外の学会、会社の紹介などが載せられ、変法運動の主要な宣伝物であったのみならず、当時の若者にも読まれ、中国の近代化に大きな役割を果たした。主な執筆者は、梁啓超(60回)、汪康年(15回)、麦孟華(12回)であった。

汪康年は、すでに述べたように、《時務報》を創刊し、その経理となって活躍したが、ここでは彼の書いた論説

を取り上げて、検討していきたい。

最初にその論説を列挙すれば、以下の通りである。

〈中国自強策(上・中・下)〉

〈論中国参用民権之利益〉

〈論今日中国当以知懼知恥為本〉

〈為人為己不分為二事説〉

〈以愛力転国運説〉

〈懲訛言説〉

〈論中国求富強宜籌易行之法〉

〈覆友人論变法書〉

〈商戦論〉

〈論華民宜速籌自相保護之法〉

〈論膠州被占事〉

〈論将来必至之勢〉

〈論西人処置東亜之意〉

〈論亜州宜為唇齒〉

〈論宜令全国請求武事〉

この中から、〈中国自強策〉と〈論中国参用民権之利益〉を取り上げる。

〈中国自強策(上・中・下)〉は、各地で瓜分されつつある中国をどのようにすれば独立富強の国家にできるかを論じたものである。

〈中国自強策 上〉で、次のように述べられている。

事は、今日、危機の迫ることが極度に至っている。

倭に挫せられ、露に迫られ、英に侮辱されている。教案が蜂起し、回匪が蠢動し、兵変、民変の事は、一つだけでは足りない。中国瓜分の説は、欧米の新聞が、しばしば、これを載せており、欧米人は、しばしば、これを言っている。至愚の人といつても、そのあやういことを知ることになる。朝廷に定策がなく、**中外に定議がない。旧弊はまだ一つも除かれず、新しい謀も、まだ一つも発布されていない。**則ち、為さないことに安んじているのではなく、為すべき策が無いのである。だから、為さないことに安んずるのは、論ずる余地が無いが、無策を為すのも然りではない。中国が今日あるのは、丁度、一羊が群虎の交に処しているようなものである⁽²²⁾。

と述べられており、現在、中国は外に、日本、ロシア、英国に迫られ、内に、キリスト教反対運動、回教徒の反乱があり、欧米の新聞は中国の領土の分配を報じ、政府には定策がなく、**中国は丁度一頭の羊で、群虎と一戦交えようとしている状態である**というのである。すなわち、ここに中国の危機的状態が窺われる。

このような状況を打開する方策として、欧米に習って、首相を立て、議院を開設する必要性を次のように述べている。すなわち、

…苟くも、その権を集めて、庶務を処理しようとするならば、首相を立てるほかに由るべき所はない。

顧みるのに、今日急に首相を立てるのは、牽制と阻礙の苦しみがあり、行権、決策の効果が無いのを恐れる。だから、先ず議院を立てねばならない。或る人は言う。「首相を立てれば、権を擅にする慮りを免れず、議院を開けば、権が下にあり、拡散して、合わない。いたずらに論議が滋くなり、事を行うのに不便である」と。

議院が有って、首相と与んで相持すならば、首相は権を擅にすることはできないことを知らないのだ。議院の人は多く、且つ議事と挙人の権を有しており、行事の権はない。何か、欠点のもとにあり、議院の論が一つでないといつても、西例では、必ずその多くの者を択んで、これに従う。どうして、うるさいのを患うべきであろうか。凡そ、事を初めに行えば必ず漏略も多い。要は、随時に正しさを審らにするのみである。その成規としては、欧米人の議院規則は、択んで行うべきである⁽²³⁾。

と述べられており、**首相を立て、議院を開設して多数決で、国を正しい方向に向けていくこと**の有効性が説かれている。

ついで、〈**中国自強策** 中〉では、君主が臣下の侵権を恐れ、民に対して圧制をもって望めば、誠意がないので、官吏は弊に習い、民は、外の事に与からないので、つぎの四つの大弊があるといわれている。すなわち、

故に、上下の大弊は、つぎの四事を出ることがない。曰く徇私、曰く悪直、曰く崇虚、曰く耽逸である。循習が久しきに至っている。全国の民は、皆、自主の権を失い、相為すの心が無い。上下は隔絶し、彼此が相離れている。民が君父を視ることは他人のようであり、同国を視ることは旅人のようである。民の弱と離は君の欲する所である。今に至るまで、数千年を積み、乃ちその大禍を受ける。しかし、今日に至っては、力めて、千年の積弊に反き、欧米人と相きそうのを求める。また、ここに民権を復し、公理を崇めるだけである⁽²⁴⁾。

と述べられており、**中国の伝統的な四つの大弊**を明らかにし、それにより、民の自主権が失われ、上下の距りができているので、これを直すには、**民権を復さなければならぬ**ことが明らかにされている。

民権を復す具体的な方策として、**冗官・冗職の淘汰、有用の学、人材の登用、裁判の公平、財政の活性化**などが主張されている⁽²⁵⁾。

さらに、**〈中国自強策 下〉**では、まず、人材を登用し、議院、首相、各部を充実していくことが、つぎのように述べられている。

実に、弁理の法を言うのを請う。今、皇上は、赫然として、明詔を下され、天下が、力めて、自ら振う理由を告げさせられた。士民の明秀な者を相互に

挙げて議員とさせて、北京に到らせ、議院に入れさせる。そうして、中外の大員で三品以上は、ともに上議院に入らせる。議院が既に立ったならば、首相を立てて内外の務めを総べさせる。**戸部**を立て、財用の出入を掌らせ、**刑部**を立てて、天下の獄訟および巡捕のことを掌らせる。**商部**を立てて、商賈を興して、税則および工作物産を考察することを掌らせる。**農部**を立てて、種植を教えさせる。**外部**を立てて、交渉のことを理めさせる。**兵部**を立てて、兵事を掌らせる。**工部**を立て、营造のことを掌らせる。**郵政部**を立てて、道路、河渠、輪車、輪船、郵便のことを理めさせる。**民部**を立てて、各処、地方のことを掌らせる。**海部**を立てて、海軍のことを掌らせる。**教部**を立てて、学校のことを掌らせる⁽²⁶⁾。

とあり、中国自強の具体的な方法として、まず、皇帝に、中国が自ら振うように詔勅を下して貰い、ついで、士民の中から議員を選び、議院に入れ、三品以上の大官は上議院入れる。議院ができたなら、**戸部、刑部、商部、農部、外部、兵部、工部、郵政部、民部、海部、教部**を置いて、中国を自強していこうとしていることが知られる。

ついで、**人事**について、つぎのように述べられている。
議員が相臣を挙定するのを俟って、相臣によって、自ら諸部の大臣及び各省の長を揆用させる。大臣および長は、また、各々その属僚を挙げ、皆、議院に

において決める。十年の後、すなわち、議員および各官は、学校から取るのは、欧米諸国の法の如くである。吏治部を京師に設け、天下の賢能の吏を徴して、治法を学習させ、之を各省に分派し、地方官を教えさせる。十年以後、また、皆、学校から人を取る⁽²⁷⁾。と見えており、議員により、相臣が定められ、相臣が自ら諸部の大臣や各省の長官を選ぶこと、大臣および長官は属僚を挙げ、議院が決定すること、十年後には、欧米諸国のように学校卒業者を議員や各官に採用しようとしていることがわかる。

最後に報館について、つぎのように言われている。

：報館を設けて、人民の苦しみに達する。凡そ、外の交渉、選挙、獄訟、決算報告書は、悉く官より、新聞に登らせる。新理、新法、一切の民間のこと、および、無実の罪で訴える術がないという実情を、新聞に登らせないことはない⁽²⁸⁾。

と述べられており、人民の苦しみを含めて、すべてのことを新聞に載せようとしており、汪康年のジャーナリストとしての面目が躍如としている。

以上、〈中国自強策(上・中・下)〉について述べたが、瓜分されようとしている中国が、欧米各国の首相の選任、議院の創設などによる近代化を学び、士民共に治めて、中国を自強の国にしていこうとする意気込みが窺われる。

つぎに、〈論中国参用民権之利益〉を見ていく。中国の政治の有り方に触れ、つぎのように述べられている。

中国の治を言う者は、君主によって、人民を治めるだけだと言っている。泰西に至っては、民主の国があり、君民共主の国がある。中国の儒者で、これを駁^{おどろ}き、怪まない者はいない。しかし、どうして、怪しむに足るであろうか。古の治を云う者は、下^{しも}、民に及ばないものはない⁽²⁹⁾。

とあり、中国では、政治とは君主が行うものであるとしているが、欧米では、民主、君民共和の国があり、中国でも古代においては、政治が民に及んでいたことが知られる。

そして、《尚書》、《書経》、《周礼》に、その例を見ている。そのあとで、三点にわたって、民権を参用するメリットが説かれているが、それをまとめれば、一は、権力が下に移ると云っても、君主は、なお大権を操っているとしている。二では、民権を用いたからと云っても、よこしまが行なわれることはないとしている。三では、権力が下になればまとまらなくなるといふことはなく、多くの人々が選択したのだから、それを行なおうとする人も多くなると云っている⁽³⁰⁾。

さらに、君権と民権を比較して、民権のメリットをつぎのように述べている。

：則ち、民権が行なわれれば、もつとも宜しきのみ
 わみにある。考えてみるのに、君権をもって外人と
 相敵するならば、力が単独なので、挟まれる所とな
 り易い。民権をもって外人と相持するならば、力が
 厚くなって、物を云い易い。西人は中国と互市し、
 動いて、我が国の君の権力を挟み、我が民を制しよ
 うとしている。中国はこれを拒もうとするが、我が
 権力が足りず、民に辞を為させようと欲するけれど
 も、中国には久しく民権の説がなく、設ける語がな
 い⁽³¹⁾。

といわれており、中国が外国と対抗しようとしているが、
 民権がなかったので、できないとしている。

最後に**民権を用いることの利益**を明らかにしている。
 すなわち、

夫れ天下の権勢は一から出れば弱い。億兆の人が
 ら出れば強いというのは、理の断然である。且つ、
 各行省の人を群とし、事を謀らせれば、気が聚る。
 否であれば、散る。士商氓庶をして、皆に国の危難
 を慮るように得させるならば、民は智となり、そう
 でなければ、愚となる。もし、そうであるならば散
 に反して聚となし、愚に反して智と為すためには、
 民権を用いなければならぬ。どうして妨害がある
 だろうか。私が古制を見る所、復活すれば、主権が
 尊まれ、国勢が固まるのである⁽³²⁾。

と述べられており、中国の各人が国の危難に思いを致し、
民権を用いれば、主権が尊まれ、国勢が固まるだろう、と
 いわれている。

以上のことから、中国に民権を用いて、独立富強の国
 を作り上げていこうとする意欲が窺がられる。

【その他の学会との関係】

すでに述べたように、汪康年は、**務農会**、**不纏足会**や
蒙学公会の設立に関係しているので、それらの事につい
 て述べていく。

まず、**務農会**であるが、一八九六（光緒二二）年に上
 海に設立されたものであり、その意図は、西欧風の近代
 的農業法を中国に導入し、中国を独立富強の国にしよう
 とするものであった⁽⁹⁾。機能としては、農学書などの翻
 訳、機関紙《農学報》の発行、外国人教師の招聘を通し
 て、中国の知識人達に近代的農学を教えようとするもの
 であった。そのため、農具などの購入、動植物の飼育、
 栽培方法の研究、蚕種試験場、製糖、酒造工場、農学堂
 の設立、博覧会の開設などを考えていた。

務農会の参加者は中下級の官僚層であり、出身地は江
 蘇省にかたよりが見られた。

この務農会に汪康年が参加したことについて、《汪穰卿
 先生伝記》には、つぎのように述べられている。

一つに務農会を設立し、農学報を発行する。

この会は、如皋朱閔樺祖榮、会稽徐仲凡樹蘭、上虞羅蘊振玉、吳興蔣伯斧黼の諸君が創設した所であつて、先生は力めて、之を助けた⁽³³⁾。

と見えており、朱祖榮、徐樹蘭、羅振玉、蔣黼らが、務農会を創設したのを助けたことが知られる。

ついで、**不纏足会**であるが、纏足の悪習をやめさせるために、一八九七（光緒二三）年、上海に總會が設立され、各地に分会、小分会として普及した⁽¹²⁾。機能としては、女子が生れたならば纏足をしないし、男子が生れたならば纏足の女子とは結婚しないことが前提とされ、入会者は会籍に記録され、不纏足会の会員が結婚できる組織を作っていた。参加者は変法各派の中下級の官僚によつて構成されており、上海不纏足会では、広東、湖南に出身地のかたよりが見られた。その意義としては、**女性解放の一環として、啓蒙的な役割を果たしたと**考えられる。

この不纏足会に汪康年が参加したことについて、《汪穰卿先生伝記》は、つぎのように述べている。

一つに、戒纏足会を設立している。

この会は、先生が、梁卓如及び高安鄒殿書凌瀚、長沙の張伯純通典、達県吳鉄樵樵、瀏陽譚復生嗣同、臨桂龍積之澤厚、順徳頼弼彤振寰、南海康幼博広仁、香山張王涛寿波、順徳麦孺博孟華の諸君と共同して章程二十条を發起した⁽³⁴⁾。

と見えており、汪康年が、梁啓超、鄒凌瀚、張通典、吳樵、譚嗣同、龍澤厚、頼振寰、康広仁、張涛波、麦孟華と、二十条にわたる規則を作っていることが知られる。

さらに、汪康年の**蒙学公会との関係**について見ていく。

蒙学公会は、一八九七（光緒二三）年、教育者養成、母親教育を目的に上海に設立された、西学的な学会であつた⁽¹³⁾。

機能としては、集会、《蒙学報》や図書の発行、学校設立による人材育成が考えられていた。参加者としては、中下級の官僚が多く、出身地としては、浙江にかたよりがあつた。蒙学公会の意義としては、**教育者養成、母親教育による人材の養成が**考えられたことであつた。

この蒙学公会に汪康年が参加したことについては、《汪穰卿先生伝記》には、

一つに、蒙学公会を設立し、《蒙会学報》を発行する。

この会は、先生が湘郷曾敬胎広銓、仁和葉浩吾瀚、吳県汪甘卿鍾霖三君と合同により發起したものである⁽³⁵⁾。

とあり、汪康年が、曾広銓、葉瀚、汪鍾霖などと合同で創設したことが知られる。

【その他の報館との関係】

汪康年は《農学報》、《蒙学報》、《時務日報》、《昌言報》

などの発行に関係しているが、ここでは、《農学报》と《蒙学报》を取り上げる。

まず、《農学报》について見ていけば、同報は、近代的な農業、蚕桑、畜牧を開発するために、一八九七（光緒二三）年四月に上海、新馬路の梅福里で発行された⁽¹⁰⁾。最初月二回発行されたが、一八九九（光緒二五）年から旬刊になった。

年間の費用は四〜五千元にとどめ、寄附者には《農学报》を無料で送り、本代は、一冊が一角五分、年間には三元であった。《農学报》への参加者としては、羅振玉、汪康年など、三十六名の名前が判明しており、出身地は、浙江、江蘇に偏りが見られ、官職では、通判（正六品）を最高として、附生、知県、未入流者に偏りが見られた。変法派内の派別としては、中間から右寄りであった。

《農学报》の戊戌政変までの四十五冊の内容としては、項目として、奏摺、本会事状、東報があり、主なものとしては、日本茶、米国綿花、インド・セイロン茶の隆盛、英国農機器の輸出、日本の稲の害虫、中国・インド・セイロン茶の輸出入の比較がある。

《農学报》の意義としては、近代的な農業、蚕桑、茶、家畜の開発、虫の問題の解決にあずかって力があり、政変後も中国の農業の近代化に影響を与えたと考えられる。

このような《農学报》を創設することに、務農会の所で見たとように、汪康年が助力したのであった。

ついで、《蒙学报》について見ていく。

同報は、蒙学公会の機関紙であり、その発行の意図は、幼児、児童の教育にあたる教師と母親の啓蒙にあった⁽¹⁴⁾。そのため、名称も《蒙学报》とされた。発行年月は一八九七（光緒二三）年一月頃であり、発行場所は上海三馬路望平街口朝宗坊の蒙学报館であった。

《蒙学报》の組織は、発起人、執筆者、会友、本館弁事人、販売代理人、寄附者が居り、販売取次所は、二十六の地域、五十四ヶ所あった。経済的には、同報の売り上げや寄附に依存していたらしい。内容としては、5歳から8歳用の上編と9歳から13歳用の下編に分かれていたが、いずれも、**文学、数学、理科、歴史、地理、絵画**などに関するものが載せられ、また**西欧風の教授法、学**校論も述べられており、内容は平易になるように努力されていた。報末には付録がつけられていた。

参加者は、延三十一人であり、その出身地は、江蘇、浙江、安徽に偏りが見られ、その官職は、举人、生員、付生など未入流の人達が多かった。《蒙学报》の意義としては、それまでの中国には見られなかった、総合的、近代的な教育の雑誌であり、変法運動のみならず、中国の近代教育にも啓蒙的な役割を果たしたと考えられる。

以上のような《蒙学报》に汪康年が参加した様子については、蒙学公会の《汪穰卿先生伝記》に見られた通りである。

【学堂との関係】

汪康年は、東文学社、および、中国女学堂の創設に関係しているが、ここでは中国女学堂を取り上げる。

中国女学堂は一八九八（光緒二四）年六月上海に設置され、その意図は、**儒教を遵守する女子教育を行い、富国強兵策の一環**としようとした⁽¹⁵⁾。その機能としては、教習などの主なものは女性を用い、男子は堂内に入れないことになっていた。また、学生は最初定員四十名であり、年令としては8歳以上15歳までであり、纏足しない良家の子女を、年令に応じた学力により、入学させようとしていたことが知られる。

教科内容としては、識字、文法、啓蒙書と史学、芸術、治法、性理などの専門書を読ませていた。専門の学科としては、算学・医学・法学の三学科と師範科の四つが置かれた。また**女性に必要な紡織、絵画なども教授された**。

学堂は上海の南桂墅里に設けられたので、寄宿舎が準備され、僕婦が備われ、学費は月額銀一元であった。

卒業生に卒業証書を与え、女権を自覚させ、医者、法律家、教員や良妻賢母の育成を意図した。

つぎに**参加者**について見ていけば、参加者としては、道員以下の康梁系の中・下級の官僚と、捐官の経元善を中心とする上海商人層が多く、康梁系の広東と経元善が出た浙江にかたよりが見られた。

寄附者について見ていけば、寄附者は女性であり、そ

の完全な氏名も残されていないが、関係者の官職を見れば、道員、知県などの中・下級の官僚にかたよりが見られ、出身地は、参加者と同じ傾向が見られる。

最後に、女学堂の意義としては、**女性の権利を自覚させ、医師、法律家、教師、良妻賢母の育成を意図した**ことにあり、限界としては、儒教にしばられていた。

この中国女学堂と汪康年の関係については、《汪穰卿先生伝記》には、

一つに、女学堂を設立した。

この学堂は、経聯珊君元善が主弁する所であり、学校は、高昌廟桂野里、すなわち経君の私産に設けられた。それを作るのに参成したのは、先生、梁卓如、康幼博の両君および施子英則敬、嚴小肪信厚、鄭陶齋觀応、陳敬如季同諸君であった⁽³⁶⁾。

と述べられており、この学堂は、経元善が主弁したものであり、汪康年、梁啓超、康広仁、施則敬、嚴信厚、鄭觀応、陳季同が賛成者であったことが知られる。

第三項 汪康年の役割

今まで、汪康年の生涯、変法運動との関係について、上海強学会などの学会、《時務報》などの報館、中国女学堂などの学堂との関係から考察してきた。

その中で、変法運動における汪康年の役割としては、《時務報》の頃、もつとも活躍したと考えられる。

このことについては小野川秀美も『アジア歴史事典』で述べておられる⁽³⁷⁾。

また、内藤戊申も、『時務報』時期の汪康年に注目されている⁽³⁸⁾。

また、頼光臨は、汪康年の『時務報』時期のジャーナリストとしての役割を高く評価し、つぎのように述べている。

だから、厳格にこれを言えば、…汪康年、梁啓超が主持した。時務報は中国の政論新聞の新頁をひらいたものである⁽³⁹⁾。

と見えており、汪康年、梁啓超の『時務報』における役割の重要性を知ることができる。

おわりに

以上、変法運動における汪康年の役割について検討してきたが、以下において全体のまとめをしておく。

まず、汪康年の生涯について考察した。汪康年は一八九四（光緒二〇）年、殿試を受け、翁同龢に会い、日清戦争に中国が敗れると、変法の必要性を痛感して、変法運動に参加し、ジャーナリストとなった。

ついで、一八九五（光緒二一）年、康有為に依頼され、北京強学会の分会である上海強学会に加入した。

彼は上海強学会が禁止されると、余った金子で、『時務報』を創刊し、その経理となり、梁啓超を主筆に迎え、

六十九冊にのぼる刊行をした。『時務報』は、一時海内を風靡し、汪康年も十五にわたる論説を執筆している。ここでは〈中国自強策〉と〈論中国参用民権之利益〉を取り上げた。

前者は、瓜分されようとしている中国が、欧米各国の首相の役割、議院の働きなどを学び、中国を近代化し、士民共に治めて、独立富強の中国を作り上げていこうとするものであった。

後者は、中国が民権を用いて、独立富強の国を作り上げていくメリットを述べたものであった。

汪康年が関係した学会には、上海強学会の外に務農会、不纏足会、蒙学公会などがあつた。務農会は、西欧風の近代的農業法を中国に取り入れ、中国を独立富強の国にしようとしたものであり、不纏足会は、女性解放の一環として、纏足をやめさせようとしたものであり、蒙学公会は、教育者養成、母親教育により人材の育成をめざしたものであつた。

汪康年が関係した報館には、『時務報』以外に、『農学报』、『蒙学报』、『時務日報』、『昌言報』などがある。ここでは、農学会の機関紙である『農学报』と、蒙学公会の機関紙である『蒙学报』を取り上げた。

汪康年が関係した学堂には、東文学社、中国女学堂があるが、ここでは中国女学堂を取り上げた。

この学堂は、一八九八（光緒二四）年、上海で設立さ

れ、儒教を遵守する女子教育を行い、富国強兵等の一環としてしようとしたものであったが、卒業生に女権を自覚させ、医者、法律家、教員や良妻賢母の育成を意図したものであった。

変法運動における汪康年の役割を見る時、《時務報》の頃が最も活躍した時期であったと考えられる。

注

(1) 汪康年についての主要な史料、参考文献には、以下の十七編がある。

- ・ 汪詒年編《汪穰卿先生伝記・遺文七卷三種》文海出版社 一九六一（民国五五）年
- ・ 汪康年《汪穰卿先生筆記》文海出版社 一九六九（民国五八）年
- ・ 汪康年《汪康年師友書札》第一～三卷 上海古書出版社一九八六～八七
- ・ 顧廷龍、方行、湯志鈞・顧問《中国近代期刊彙刊 強学報・時務報》中華書局出版 一九九一
- ・ 内藤戊申「汪康年伝稿」『東洋史研究』一七一～三、一九五八
- ・ 頼光臨《中国近代報人と報業》上冊 台湾商務印書館 一九七九

- ・ 湯志鈞編著《戊戌変法人物伝稿》増訂本上冊 中華書局 一九八二
- ・ 小野川秀美「汪康年」下中邦彦編『アジア歴史事典』第二卷一七頁 平凡社 一九八四年所収
- ・ 深澤秀男「汪康年」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五年所収
- ・ 深澤秀男「変法運動と上海強学会」岡本三夫編『四国学院大学創立二十五周年記念論文集』四国学院大学文化学会 一九七五年所収
- ・ 深澤秀男「変法運動と不纏足会」『四国学院大学論集』36 一九七六
- ・ 深澤秀男「変法運動と蒙学公会」『四国学院大学論集』37 一九七七
- ・ 深澤秀男「変法運動と務農会」『四国学院大学論集』38 一九七七
- ・ 深澤秀男「変法運動と時務報」『四国学院大学論集』40 一九七八
- ・ 深澤秀男「変法運動と中国女学堂」『アルテス・リベラレス』32 一九八三
- ・ 深澤秀男「変法運動と蒙学报」岩手大学人文社会科学部欧米研究編『思想と文化』岩手大学人文社会科学部欧米研究 一九八六年所収
- ・ 深澤秀男「変法運動と農学报」野口鐵郎『中国史における中央政治と地方社会』昭和60年度科学研究

費補助金総合研究(A) 研究成果報告書 昭和61年
度所収

- (2) 汪詒年編 前掲書 卷一、卷二
(3) 同前 卷二
(4) 翁同龢《翁文恭公日記》光緒二十年 甲午四月
十二日 国風出版社 一九六四(民国五三)年
(5) 汪詒年 前掲書 卷二
(6) 深澤秀男「変法運動と上海強学会」
(7) 湯志鈞 前掲書 二三五頁
(8) 深澤秀男「変法運動と時務報」、()内は筆者注
深澤秀男「汪康年」
(9) 深澤秀男「変法運動と務農会」
(10) 深澤秀男「変法運動と農学報」
(11) 汪詒年 前掲書 卷六
(12) 深澤秀男「変法運動と不纏足会」
(13) 深澤秀男「変法運動と蒙学公会」
(14) 深澤秀男「変法運動と蒙学報」
(15) 深澤秀男「変法運動と中国女学堂」
(16) 汪詒年 前掲書 卷三
(17) 同前
(18) 同前
(19) 同前 卷四
(20) 同前

- (21) 同前
(22) 《強学報、時務報》 二〇三頁
(23) 同前 二〇三―二〇四頁
(24) 同前 二〇五頁
(25) 同前 二〇五―二〇六頁
(26) 同前 二〇六頁
(27) 同前 二〇六―二〇七頁
(28) 同前 二〇九頁
(29) 同前 五五六頁
(30) 同前 五五六―五六七頁
(31) 同前 五五八頁
(32) 同前 五五八―五五九頁
(33) 汪詒年 前掲書 卷六 二六六―二六七頁
(34) 同前 二六二頁
(35) 同前 二六七頁
(36) 同前 二六四頁
(37) 小野川秀美 前掲論文
(38) 内藤戊申 前掲論文
(39) 頼光臨 前掲書 三〇一―三〇二頁

附記

本小論は第41回東北中国学会(一九九六年)の研究発表に加筆したものである。

第四章 オピニオンリーダーの師弟

第一節 康有為

はじめに

本節は、康有為の《康南海自編年譜》⁽¹⁾（以下《自編年譜》と略称）に主に依拠しながら、康有為の生涯、康有為の著書、上書、学会、報館、学堂の設立と改革プランを通しての変法運動へのかかわり、変法運動における康有為の役割について考察していく⁽²⁾。

第一項 康有為の生涯

康有為は、原名が祖詒、字が広廈、号が長素、明夷、更生、更姓、天游化人などである。一八五八（咸豊八）年、広東省南海県に生れ⁽³⁾、春秋公羊学者、変法運動の推進者となった。

祖父賛修は連州訓導となり、父達初は江西補用知県となったが、康有為は幼くして、父を失っている⁽⁴⁾。

一八七六（光緒二年、南海県出身の大儒朱次琦⁽⁵⁾に学び、済人経世、実践躬行の学を学んだが、戴震（東原）などの清朝考拠学にあきたらず、一八七九（光緒五年、西樵山の白雲洞にこもり、道仏の書、《西国近事彙編》、《環游地球新録》、《海国図志》、《瀛寰志略》などの書を

読み、西学を講ずる基いとした⁽⁶⁾。

一八八三（光緒九年）年には、《東華録》などを読み、《万国公報》などを購入している。また、不裹足会を始めている⁽⁷⁾。

一八八八（光緒一四年）年、三一歳で、順天郷試の際、国子監祭酒盛昱によって、光緒帝に**第一上書**を行なったが、翁同龢の反対に会って失敗した⁽⁸⁾。

そして、一八九一（光緒一七年）年、郷里に万木草堂を開き、陳千秋、梁啓超などの弟子の養成に当った。また、彼らの助力のもとに《新学偽経攷》を完成した⁽⁹⁾。

一八九二（光緒一八年）年、《孔子改制攷》の編纂に着手した⁽¹⁰⁾。

一八九五（光緒二十一年）年には、会試受験の举人たちと拒和を請うた**公車上書**を行なった⁽¹¹⁾。

四月、皇帝に引見されて、工部主事を授けられた。この時、**第三上書**を行なったが、受け入れられている⁽¹²⁾。

第四上書は皇帝に受け入れられなかったので、方向を多角化して、学会、報館、学堂の設立運動も行なうようになった。同年、粵中（広東）不纏足会も弟と開始した。

七月に北京強学会⁽¹³⁾、その機関誌《中外紀聞》⁽¹⁴⁾、九月に上海強学会⁽¹⁵⁾、その機関誌《強学報》⁽¹⁶⁾を創設、発行している。

また、この頃、翁同龢が变法を意図するようになったので、康有為は彼に科挙の改変を説いたという⁽¹⁷⁾。

一八九七（光緒二三）年には、**聖学会**⁽¹⁸⁾、**粵学会**⁽¹⁹⁾を創設し、《日本書目志》⁽²⁰⁾を出版している。

一八九八（光緒二四）年には、光緒帝に《日本変政攷》などを進呈し⁽²¹⁾、ドイツの膠州湾占領にともなって、保国会を設立している⁽²²⁾。

同年四月、保守派の恭親王が死去すると、《明定国是》の論が出され⁽²³⁾、四月、**康有為は光緒帝に召見され**、全面的な変法と制度局の創設などを上奏した⁽²⁴⁾。

康有為は総理衙門章京に任命され⁽²⁵⁾、積極的に改革案を出し、変法実施の実をあげようとしたが、保守派の反撥も強く、特に《孔子改制攷》が弾劾された⁽²⁶⁾。

康有為は譚嗣同と相談して、袁世凱を頼って、光緒帝を中心として、改革を進めようとしたが⁽²⁷⁾、袁世凱は逆にこのことを后党の榮禄に密告したため、**西太后の訓政**いわゆる戊戌政変が実施され⁽²⁸⁾、光緒帝は幽閉され、戊戌の六君子は殺され、康有為、梁啓超は、身一つで、日本に亡命し、帝党派の主要人物達は謹慎を命ぜられたのであった。

一八九九（光緒二五）年、康有為は亡命先きのカナダで保皇会を組織した⁽²⁹⁾。

一九〇〇（光緒二六）年、康有為の指導を受けた唐才常が自立軍起義を起こしたが、失敗した⁽³⁰⁾。

一九〇二（光緒二八）年には、インドに住んで、《大同書》などの執筆に当った⁽³¹⁾。

一九一三（民国二）年、母の喪のため帰国し、討袁運動を支持した。また、この年《不忍雜誌》を停刊した⁽³²⁾。

一九一七（民国六）年には、張勳の復辟運動を支持し、時代から取り残された⁽³³⁾。

一九二七（民国一六）三月、病のため六十九歳で青島にて死去した⁽³⁴⁾。

以上、見てみると、彼が政治に直接かかわったのは、変法運動の時期だったと言える。

第二項 康有為と変法運動

康有為が西学に見覚めたのは、すでに見た通り、一八七九年二一歳の頃からである。

以下で、次に記す二〇項目について、康有為の《自編年譜》から瞥見していく。

- ① 不纏足会
- ② 《新学偽経攷》
- ③ 《孔子改制攷》
- ④ 公車上書
- ⑤ 光緒帝の康有為引見と授工部主事
- ⑥ 北京強学会
- ⑦ 《中外紀聞》
- ⑧ 上海強学会
- ⑨ 《強学報》
- ⑩ 翁同龢の変法への理解

- ⑪ 聖学会
- ⑫ 粵学会
- ⑬ 《日本書目志》
- ⑭ 《日本変政攷》
- ⑮ 保国会
- ⑯ 変法国是
- ⑰ 全面的な変法と制度局の設置
- ⑱ 京師大学堂以下の各種学堂の設置
- ⑲ 京師大学堂の議
- ⑳ 不纏足会の全国への普及

まず、彼が最初に行なった変法運動は、一八八三年の不
 裹足会の創始①であった。すなわち、《自編年譜》に
 …約して、凡そ、入会する者は、皆、裹足をしない。
 …すでに裹足をした者はゆるし、すでに裹足し、それ
 を放つ者は、賀して、表彰する。そのため、序文を
 作り、同志を集めて、これを行なう。来る者は甚多
 く、実に中国不裹足会の始めとなった。しかし、会
 名が禁を犯すのではないかと慮って、漸く散去した。
 乙未の年（一八九五）に至って、弟康広仁と粵中に
 創弁した不纏足会は、実にこの例及び序文を用いた
 のである⁽³⁵⁾。

と述べられており、一八八三年に不裹足会を創始したこ
 とが知られる。

ついで、一八九一（光緒一七）年には、《新学偽経攷》
 を完成②しているが、それについて、《自編年譜》に、

七月、新学偽経攷の刻成り、陳千秋、梁啓超がこ
 れを助ける⁽⁹⁾。

と見えており、陳千秋、梁啓超の手助けのもとに《新学
 偽経攷》を完成しているのがわかる。

ついで、一八九二（光緒一八）年には、《孔子改制攷》
 の編纂に着手しているが、《自編年譜》に、

この時、編輯する所の書が甚多く、孔子改制攷の体
 裁は、博大であり、同学の弟子を選んで、編纂を助け
 させた⁽¹⁰⁾。

と見えており、《孔子改制攷》の編纂③に弟子たちと当っ
 ていることが知られる。

その後、一八九五（光緒二一）年、会試受験に集まっ
 た挙人たち六百三名を合わせ、公車上書を行なった④が、
 そのことについて、《自編年譜》に、

三月二十一日、電報が北京に到り、私は先ず消息
 を知ったので、卓如（梁啓超）をして、各省を鼓動
 させると、まず、広東、広西の公車が鼓動して、摺
 を上り、和議を拒し、湖南人がこれに和し、二十八
 日、粵と楚共同で上書し、粵の士は八十余人であり、
 楚は全省であった。卓如に朝士の鼓動を分託し、各
 直省では発憤しない者はなく、連日、上奏文を上書
 し、察院を満たし、衣冠は途を塞ぎ、その長官の車

を囲んで台湾の挙人は、涙を流して命を請い、之を哀れまない者はいなかった⁽³⁶⁾。

と見えており、康有為が弟子の梁啓超を使って、各省の挙人に働きかけた結果、各省の挙人がこれに呼応しようとしていることが知られる。ついで、挙人や康有為の弟子の具体的な行動については、つぎのように述べられている。

時に、士気を用い、十八省の挙人を松筠庵に合せて会議し、与名者は一千二百余人であり、一晝一夜で、万言の書を草し、拒和、遷都、変法の三者を請い、卓如、孺博（麦孟華）が之を書き、日に繕写し、徧く都下に伝え、士気は憤湧し、察院の前を連軌し、四月八日に至って、上書を投じたが、察院はすでに宝を用いた（皇帝の御璽が押されていた）ので、法を挽回することは無いとして、卻^{しりぞ}けて収めなかった⁽³⁷⁾。

と見えており、十八省の挙人、千二百余人が拒和・遷都・変法を請うて上書したが、すでに条約が法となつて施行されていることを理由に受け取られなかったことが知られる。

ついで、皇帝の引見を受け、康有為が工部主事を授けられていたこと⑤について述べていきたい。

十一日（旧四月）、引見され、工部主事を授けられる。自ら吏才ではなく、奔走することができないの

を知っている。また、平生、著書を講学しており、自分としては民間人で終わろうとしたが、母の命に迫られ、屈折して、試験を受けたが、もともと科第（科挙）の意志はなく、仕官については、なおのことである。未だ能く五斗のために腰を折ることができなかつたので、役所には行かなかつた⁽³⁸⁾。

と見えており、皇帝に引見され、工部主事を授けられたが就任しなかつたことが知られる。

ついで、第三上書のことについて、つぎのように述べられている。

前書は上ることができなかつたが、二十八日の朝攷後は、拒和の書を上り、末節を増やし、閏五月六日に、これを都察院に送り伝えた所、十一日に朝に上り、上覧があつて、之を喜ばれ、甫^{はじ}めて、下の枢密院に発せられて、しばらくしたが、枢臣の読みが畢らなかつた。恭邸は、閲して砒務を論ずる一条に至り、手ずから丸をつけられた⁽³⁹⁾。

とあり、第三上書が皇帝の上覧に浴していることが知られる。

一八九五（光緒二十一年）五月十一日に第四上書を工部に提出したが、代奏を拒否され、却下された⁽⁴⁰⁾。

康有為は、上書運動が必ずしも、スムーズに行かないことを自覚し、助言もあつて運動の方向を多角化し、学

会、報館、学堂の設立運動も合わせて行なうようになる。そして、最初に手をつけたのが、北京強学会⑥であった。北京強学会については、別書で纏めたことがあるので(41)、ここでは、《自編年譜》により簡単に触れて置く。

七月初め、次亮(陳熾)と客を集めた。袁慰亭世凱、楊叔嶠銳、丁淑衡玄(立)鈞、および沈子培(曾植)、沈子封(曾桐)の兄弟、張巽之孝謙、陳□□(仰垣)であった。即ち、席して、約を定めた。各々が義捐金を出し、一挙に数千金を得た。即ち、次亮を提調とし、張巽之がこれをたすけ、……沈子培が張巽之を挙げて、散壊しないようにした。私は序文と章程を草し、卓如とこれを公けに相談した。丁と張は、畏謹し、教議したが定まらず、私は事を成そうとし、迂廻して、これに従った。

三日に一度、炸子橋の嵩雲草堂で会い、来る者は日に衆く、翰文育は群書を送ることを願い、議して、《書藏》を琉璃廠に開き、地を擇んで、書を購入し、先ず、孺博を上海に出して処理した。

この時、あまねく、琉璃廠書店を尋ねても、一枚の地球図も無く、北京は錮塞で、風気は此くの如きであれば、どうして敗けないことがあるか。

時に、英人の李提摩太(リチャード)がまた来会した。中国の士大夫と西人が通じるようになったのは、この会より始まったのである(42)。

と見えており、北京強学会の参加者は、康有為、陳熾、袁世凱、楊銳、丁立鈞、沈曾植、沈曾桐、張孝謙、陳仰垣であり、康有為が序文と章程を書き、図書館を開き、英国人宣教師のテイモシー・リチャードも参加するようになったことが知られる。

ついで北京強学会の機関紙《中外紀聞》⑦については、士大夫が外国の政事風俗に通じていないので、北京には、敢えて新聞を創刊して知識を開こうとする者は一人もいなかった。

変法の本源は、京師から始まらなければならず、王公大臣から始まらなければならない。であるから、《京報》(官報)を送る人と計って、毎日、千部を国朝の士大夫に送り、紙とインク代二両は私が寄附し、卓如、孺博には、学校、軍政の各部類に分けて、日文章の記述をゆだねた。

新聞は日に朝に騰まり、多く朝士に送ったが、誌代を取らなかつた。朝士は、日に今まで聞いたことのないことを聞き、知識と議論が一変した(43)。

と述べられており、康有為が、梁啓超、麦孟華に《中外紀聞》を書かせ、《京報》と共に国朝の士大夫に送り、北京の知識と議論が一変したと言うのである。なおリチャードの指示により、最初《万国公報》の名を《中外紀聞》に変えている(44)。

上海強学会⑧については(45)、

……十二日（九月十二日）、上海に到り、十五日に江甯（南京）に入り、居ること二十余日となり、張香涛（之洞）に強学会を開くことを説いた。香涛は頗る自ら任じ、一日おきに相談したが、夜おそくなると、香涛は孔子改制を信ぜず、この学問を言つてはならない、必ず金子を提供するからと私に勧めた。

…江甯にいた時、事は大変順調であった。私は、この事は、現在は大変順調であるが、将来必ず極逆者があるだろうと云った。黄仲弢（紹箕）、梁星海（鼎芬）と章程を議す。上海に出てこれを版刻した。香涛とは、学を論じたが、合わないので、盟に背いた。電報で仕事をするなど言つて来たので、「文章大に行われ、中止することはできない」と告げた。

開会は屋舎を張園近傍に賃借した。遠近から応じたが、江甯からは一切来なかった。要所要所で掣肘したのである。だから、楊崇伊の弾劾が無くとも必ず解散しなければならなかったであろう⁽⁴⁶⁾。

と述べられており、南京に康有為が往いて、張之洞と上海強学会について相談したが、《孔子改制攷》などの故に**反対され**、前途の困難を予想していたことが知られる。

ついで、上海強学会の機関誌《強学報》^⑨について見ていく。同報については、すでに述べたことがある⁽⁴⁷⁾が、

私は、十二月、母の寿があるので、帰らなければ

ならなかったもので、まず、君勉（徐勤）、易一（何樹声）に調べさせて、来て仕事をさせ、急に報を開かせ、孔子紀年を用いた。上諭の事を刊行するに及んで、江甯は震動し、たまたま、京師において弾劾の事件があつて、そのためそれを籍りて、停止した⁽⁴⁸⁾。と見えており、徐勤や何樹声に命じて、《強学報》を作らせている様子が知られる。

ついで、《自編年譜》には、**翁同龢の変法への理解**^⑩について述べられた部分が見られる。すなわち、

時に、常熟（翁同龢）は日に変法の書を読み、変法を決意した。私は、まず科挙を變じ、変法を行なうよう決意し、陳次亮に十二道の新政の旨を草定させ、次第に変法を行なつていくことを説いた⁽⁴⁹⁾。

と見えており、**康有為の変法の意図を翁同龢にも理解させよう**としていることが窺われる。

さらに、**聖学会**^⑪について述べられている⁽⁵⁰⁾。

唐薇卿（景菘）、岑雲階（春煊）と議して聖学会を開いた。史淳之（年祖）は善後局の万金を出し、游子岱（智開）布政使は千金を寄附した。蔡仲岐（希邠）按察使は、紳士達に高義を激昂することを希望し、この会を主持し、章程、序文を書いた……⁽⁵¹⁾。

と見えており、**広西省の巡撫以下の官吏と士紳が康有為と聖学会を開いている**ことが生き生きと描かれている。

また**粵学会**^⑫について、つぎのように述べられている。

時に、強学会の旧を続けたいと欲し、まず、故郷の人士と会を開き、粵学会と名づけ、十二月十三日に南海館で創弁した。京友で集る者は二〇余人、各会館を京官の会集する所とした⁽⁵²⁾。

と見えており、一二月一三日、康有為が故郷の人士を集め、南海館で粵学会を創弁していることが知られる。

また、《日本書目志》⁽⁵³⁾については、

この冬、幼博（康広仁）は、上海の大同訳書局にあつて、刻して、孔子改制攷、春秋董氏学、日本書目志を成した⁽⁵³⁾。

と述べられており、弟の康広仁に《日本書目志》を出版させていることが知られる。

さらに、《日本変政攷》⁽⁵⁴⁾に関しては、

この時、旅順の大事（ドイツの膠州湾占領）があり、朝廷は震えおそれたが、にわかには及ばなかつた。そこで、すでに書簡を書いたが、進呈しなかつた。初の八日進呈し、日本変政攷を附した⁽⁵⁴⁾。

と述べられており、初八日に、明治維新に触れた《日本変政攷》を朝廷に進呈していることが知られる。

保国会⁽⁵⁵⁾については、

乃ち、二十二日に保国会を粵東会館に開き、章程を草定した。士夫で集る者は数百あり、投票で演説者を公挙し私は挙げられて、座に登った楼の上下は人皆満ちており、聴く者で泣下する者があつた。

蓋し、明の世に徐華亭（階）が靈濟宮に集つて、学を講じた後、未だ、このような挙はない⁽⁵⁵⁾。

と述べられており、二二日、粵東会館で保国会が開かれ、士夫数百人が集り、康有為が演説していることが感動的に描かれている。

明定国是⁽⁵⁶⁾については、

二十三日（戊戌四月）、国是を明かに定めた論を奉じて、国を挙げてよろこんだ⁽⁵⁶⁾。

と見えており、保守派の恭親王の死にもなつて出された明定国是を、国を挙げてよろこんでいる様子が述べられている。

制度局の開設⁽⁵⁷⁾などについては、

私は申し上げた。

「最近数十年、諸臣で変法を言う所の者は、おおよそ皆、その一端を略変することを云い、いまだかつて計画が全体に及ぶことはありませんでした。また、いわゆる変法は、すべからず、制度、法律からまず改定すべきであり、これを変法と申します。今、変を言う者は、変事のみで、変法ではありません。私が皇上に変法を請うたのは、すべからず、まず、全局を統べ籌り、全変することでありませぬ。また、制度局を開き、法律を変えるのを請うたのは、有益であるからです。」と。

これを光緒帝は然りとされた⁽⁵⁷⁾。

と述べられており、変法は全体的に行なわなければならず、制度局を開き法律を変え、ことを康有為は請うたので、光緒帝はこれをよしとしていることが知られる。

京師大学堂と各種学堂の開設^⑱については、

時に、大学堂はすでに定まり、私は皇帝に摺を上り、各省に高等学堂、各府に中学、各県に小学を開くことを請うた⁽⁵⁸⁾。

と見えており、康有為が光緒帝に、京師大学堂設立決定以後、高等学堂、中学堂、小学堂の開設を請うているのが知られる。

京師大学堂の精しい内容^⑲については、《自編年譜》に、

四月の末より大学堂の議が起きた。枢垣は私に章程を草することを託した。私は召見で暇がなく、卓如に草稿を命じ、英・米・日の制度を斟酌して作り、甚だ周密にして、大権を教習に帰せしむるようにした。総署は学堂の事を復奏し、大臣所属の次官として、次官の張元済が私に書くことを請うた。

私は四款を定めた。一に曰く、巨款を預籌する。二に曰く、即官舎を撥する。三に曰く、教習を精選する。四に曰く、学書を選刻する。学書を選刻する者は、まさに、中国の読むべき書を、経、史、子、集、および西学より、その精要を選んで編集して一書とし、誦読し易くし、省くのに力めれば、普通に成功するが、昔のように、無用の学に力めるのをやめるのに

至らなければ、久しく至っても成功しない。

また、各分教習に請う所は、皆、総教習が一時の権を持って、これを専らにすることである。

時に大学士孫家鼐が派遣されて、管学大臣となった。孫家鼐はもとより私を知っている。来て、私に総教習になるように請い、次亮（陳熾）には総弁になることを請うて、また、勧めに来た。

時に大学の授業は、部曹、翰林、道府州県などの官にあり、習慣が深く、自分から才徳年位をはかるので、これを率いるには足りないのではないかと恐れる。教えをはかっても成功せず、いたずらに謗議を増すだけである。だから、これを辞した。この時、孫は卓如（梁啓超）の章程を見ていなかった⁽⁵⁹⁾。

と述べられており、四月末から大学堂の議が起り、康有為が章程を託されたが、召見で暇がないので、梁啓超にまかせたこと、および、管学大臣の孫家鼐が康有為に総教習を依頼して来たが、断つたことがわかる。

おわりに、不纏足会の全国への普及^⑳については、《自編年譜》に、つぎのように見えている。すなわち、

同日、天下の裹足を禁ずるの摺を上り、各省の不纏足を奨励し、各省の督撫をして、地方官に命令して、士庶に上海不纏足会の例に倣って、推行するように勧誘することを請うた⁽⁶⁰⁾。

と見えており、上海不纏足会を例として、全国各地に不

纏足会を開設するように、官が士庶に勧誘することを請うていることが知られる。

以上、二〇項目について、康有為の《自編年譜》から瞥見してきた。

これにより、康有為の著書、上書、学会・報館・学堂の設立・改革プラン、などによる**変法運動への具体的な関わり**が良く知られる。

第三項 康有為の役割

変法国是の前後、康有為は**変法プランを何回も皇帝に上書している**。光緒帝はこれを参考にして、張蔭桓などと変法のプランを練り、実施したのである。

変法運動におけるオピニオンリーダーとしての康有為の役割は、**変法プランを、上は皇帝から下は一般の人々に至るまで、周知させ、その組織を作り上げ、変法実施を成功させること、それ以後は改革プランを上奏したことにあると**考えられる。

以下、主な研究者十四人の**変法運動における康有為の役割**についての評価をまとめておく。

まず、**小野川秀美**は『清末政治思想研究』①において、**戊戌変法は期間にして僅かに百日余り、殆ど変法の上奏と上諭に終始して、具体的な実績を残すことはなかった**。光緒帝は専制君主であって、専制権力をもたない。光緒帝を擁して君権変法を行い、国家

機構の**変革を企てた**ところに、**変法失敗の一原因**があるにしても、**根本の原因は、現実と変革との間に距離がありすぎた**ところに、**求めるべきであろう**。

そしてこの政変を境として、**康有為の思想は**一歩後退した。康有為にとつて、**改革は光緒帝を離れてあり得ず、光緒帝の復活が改革の前提**となった。保皇会の成立がそれである。∴**戊戌変法の底を流れる革新の精神は、康有為派よりも革命派**によつて継承された観を覚える。然しながら、**康有為は後退し、やがて反動の巨頭として時代から取り残され**るとしても、その革新思想と**戊戌変法の歴史的な意義を、**そのため**に低く評価してはならない**のである⁽⁶¹⁾。

と述べられており、**康有為の考え方としては、光緒帝を擁して君権変法を行ない、国家機構の変革を企てている**ことが言われている。

黄彰健は《戊戌変法史研究》②において、**康有為の変法運動を評価して、つぎのように述べられている**。

現在から見ると、**康が中国を保つて大清を保たない**というのは、**民主議院を主張したのであり、的確に新中国史上の重大事件である**。惜むべきは、**彼らは、後に尊君、保皇を言つて革命を主張しなかった**。

新中国史の第一章はなお、**孫中山先生が領導する革命活動にある**⁽⁶²⁾。

と見えており、**康有為の変法運動は、民主議院を主張す**

る中国史上の重大事件であった、とされていることが知られる。

彭澤周は『中国の近代化と明治維新』^③に、つぎのように述べている。すなわち、

一九世紀の末期、アジアにおいて、封建社会から近代産業資本主義へと転化し、ついに欧米列強の圧迫を退け、独立、富強の国となったのは確かに日本しかなかった。しかし、明治維新の改革は如何にして行われたかという問題に対して、康有為の認識は充分ではなかった。康有為の見地からすると、歴史を動かすのは人民大衆ではなく、ただ少数の為政者のみであった。少数の為政者が人民大衆を善導すれば、国家が自然に強大になると考えた。したがって、彼は明治維新の改革における日本人民の反封建エネルギーを全く無視し、ただ明治天皇と少数の大臣らの努力によって行われたものであると考えた。このような歴史観によって、彼は、中国の政治改革の場合、もし為政者を動かして新政を實行すれば、ただちに強国になると考えた。戊戌変法運動の全過程から見れば、康有為が光緒帝一人のみを掌握しようとして、人民大衆と全く無縁であったことは、戊戌変法失敗の根本的な原因であるといわなければならない⁽⁶³⁾。

と見えており、康有為は、明治維新における日本人の反

封建エネルギーを無視したので、変法運動においても、光緒帝一人のみを掌握しようとして、人民大衆と無縁であったことが、戊戌変法の失敗の原因である、としていることがわかる。

山根幸夫は『論集 近代日本と中国』^④において、

康有為は、変法のイメージを日本の明治新政に求めながら、明治維新における重大な変革を見落としていた、といわなければならない。明治の変革が不徹底であったことはいう迄もないが、廃藩置県、地租改正などの断行は、従来の幕藩体制の根本を否定するものであった。更に、明治政府によって積極的に採上げられた近代産業の育成、そこから発展してきた日本資本主義の成長といった側面を、康はあまり注目していなかったのではないだろうか。彼はただ表面的・形式的な模倣に終始したわけで、その意味では、洋務運動の失敗の轍を繰返したものとみえる。然し、変法運動は、明らかに洋務運動とは異なつた積極的意義をもっており、日清戦争後に起つた帝国主義列強の侵略に直面して出現した民主的政治運動であり、「ブルジョア民主革命に発展する可能性をもっていた」とも考えられる⁽⁶⁴⁾。

と述べられており、康有為の変法運動を民主的政治運動としてとらえていることが知られる。

湯志鈞の『戊戌変法人物伝稿』増訂本上冊^⑤には、

康有為は、すでに君主立憲を目的として、つとめてそれを求め、《新学偽経考》を書き、頑固派が忠実に守っている祖訓をしりぞけようとし、《孔子改制考》を書いて、変法維新をなす伏線とした。また、その政治活動を展開したが、活動方式には二つあった。一に曰く、徳宗に上書して、新政を條陳した。二に曰く、広く学会を設け、報章を刊行した。前者は、「上聴」を聳動して、旧を革め、新を図るものであり、後者は、地主と資産階級の要求する改革の一切の力量を団結し、且つ、報刊の宣伝を籍りて、「中国を濟う変とする」ものであった。：しかし戊戌変法は中国近代の第一次民主憲政運動である。康有為は西方に向けて真理を探究し、中国を富強にしようとした先進人物であり、戊戌変法の領導者である。康氏の変法思想とその活動は、充分な値うちを持っている⁽⁶⁵⁾。

とあり、**康有為の活動方式は、上書と学会、新聞社の設立運動を通して、変法を実施しようとしたものであり、西方に向けて真理を探究し、戊戌変法の指導者として価値がある**としていることがわかる。

原田正己は『康有為の思想運動と民衆』⁽⁶⁾で、つぎのように述べている。

御史の文悌が、「保国会の主旨は中国を保つに在り、大清を保つにあらざ」と抗議するに至って、一層物

議をかもすことになり、この語が戊戌変法の進展に大きな支障となったものである。八月政変後の上諭を見ると、この文悌の語に依拠して、楊深秀、楊銳、林旭、劉光第等、保国会員の断罪が行なわれたのである。王朝の観念を超えた新しい国家観念が清室保守一派の忌むところとなり変法運動を破局に追いやったということができよう⁽⁶⁶⁾。

と見えており、**保国会の設立による中国の従来の王朝の観念を超えた新しい国家観が清朝の忌む所**となったとしている。

坂出祥伸は『康有為——ユートピアの開花』⁽⁷⁾において、光緒帝の放った変法の第一弾は、八股文を廃止して策論（政策に関する論文試験）を課すという、宋代以来の伝統的な科挙試験の方法を改革することだった。以後、わずか三カ月のあいだに矢継ぎ早に百十回余りもの政治改革の詔勅が下された。

：これらの改革策は、康有為が立案したものを光緒帝がそのまま詔勅に改めた、というのではない。康有為らの上書はもちろん参考にされたであろうが、そのほかに、彼が進呈した《日本変政考》、《ロシア・ピョートル大帝変政記》、《ポーランド分滅記》、《列国政要比較表》などを、皇帝は昼夜兼行で綿密に読み、ことに《日本変政考》には自分のメモも書き加えたといわれるほどに丹念に精読したといわれる。

そして、はじめは張蔭桓、徐致靖らが政策の立案にあずかったと思われる⁽⁶⁷⁾。

と述べており、光緒帝は、康有為の改革案を参考にして、

張蔭桓、徐致清などと政策の立案をしたことが知られる。

王栻は《維新運動》⁽⁸⁾で、康有為の変法運動における役割について

康有為は一人の資産階級維新運動の指導人物である。彼は、改良の通過する道路を要求し、中国を展させ、独立の資本主義社会を作ろうとした。見てくると、ただ封建統治者が彼に反対しようとしただけではなく、当時の広大な知識分子のすべてが彼に反対した。それは、孔子が封建階級を擁護し、資本主義社会に反対するものであり、孔子は「旧章に由りて率す」を主張し、維新変法に反対するものであった⁽⁶⁸⁾。

と述べており、康有為は、資産維新運動の指導者の一人として、中国を展させ、独立の資本主義社会を作ろうとした、としておられる。

馬洪林は《康有為大伝》⁽⁹⁾の中で、康有為の変法運動における役割について、

「百日維新」の中にあつて、康有為は政治改革方案の設計師にあてはまつた。彼は南海会館にあつて、夜に日を継いで上摺を編書し、各種の新政建議を提出し、ある時は他人に意を授けて、上摺させ、或い

は別人に代つて起稿した。このように、すでに表明できたので、朝野、上下に、変法に精神を集中する気分を、「衆議」や「輦動上听」により、造成した⁽⁶⁹⁾。

と述べられており、康有為は、「百日維新」の時、政治改革方案の設計師となり、各種の新政の建議を提出していたことが知られる。また、康有為の変法運動上の役割の評価として、

明らかに維新の夢は、百日中に明らかになった。

百日維新は、封建頑固勢力によつて、血だまりの中に入れられたけれども、康有為は難辛を歴尽して、西方に向かつて救国救民の真理を尋ね求め、維新変法で災難の深重な祖国を救拯し、ただ、中国近代歴史上に光輝ある業績を留めただけでなく、また、彼の一生は、歌い泣いた高く険しい歳月であった⁽⁷⁰⁾。と述べられており、康有為が、維新変法で、西方に向けて、救国救民の真理をたずね、祖国を救った、中国近代史上、光輝がある業績を留めたと云われている。

王曉秋は論《康有為維新変法思想新探》⁽¹⁰⁾において、われわれは康有為の「仿洋改制」、すなわち外国の変法維新思想を学んだことは、基本的に時代の流れと民族の利益に一致していたのであり、救国の道を模索し、変法運動を押し進めるためのものであり、当時において積極的な役割を果たした、と考えるべきである。これまた、康有為が近代中国において西方

に救国の真理を探し求めた代表的人物の一人であるのを恥じないことを示している⁽⁷¹⁾。

と述べられており、**康有為を外国の変法維新思想を学び、救国の道を模索し、変法運動を押し進めた代表的な人物の一人として**いることが知られる。

大谷敏夫は『清代政治思想史研究』^⑪において、

康有為のめざした方向は、明治日本同様、治と教を分離し、各々その機能を十分發揮しうる国家を作ることにあつた。すなわち、孔教の国教化によって、欧米のキリスト教、日本の神道のように、中国人の民族精神を統合し、立憲君主政治の確立によって、民意を反映した富国強兵の国家づくりが出来るものと考えたのである⁽⁷²⁾。

と述べられており、康有為が立憲君主政治の富国強兵の国家づくりを考えていたとされている。

董士偉は『康有為評伝』^⑫において、

康有為は、伝統としての今文学の古い形式のうち、に、彼の一まとめの社会に対する新解釈を注入した。認識の深淺を論ずると、この一時期の康有為の思想は、一時期の水準を超えてはいなかった。ただ、彼によって、このような今文学の一形式が発見、利用されたのであつた。すなわち、彼の思想体系をして、伝統と現実の間にあつて合致する点を探し当てさせたのだつた。これによって、彼の著作はやつと、社

会で火山、台風の役割をすることができたのであり、康有為は、今文学説の改造に当たっては、近代先進分子の自強の休まざる革新精神を体现させ、伝統文化に対しては、西方近代思想の集まりを貫通させたのであつた。

彼は政治改革と思想更新に留まろうと決意したので、今文の家法を墨守しなかつたし、甚しくは、史家の考証と論述の前後の一貫性を顧なかつた。この時期の代表的著作『新学偽経考』と『孔子改制考』は、名づけて、二つの考をいつているが、意図は考証ではなかつた。惜むらくは、当ても用心して眞実にせまろうとしているが、今日なお、多くの人に誤解されている所である⁽⁷³⁾。

と述べており、**康有為は、今文学説を利用して、自強の革新精神と伝統文化に対する西洋文化の貫通を体现しようとした**ことが知られる。

李澤厚は『李澤厚十年集 中国近代思想史論』^⑬において、

康有為の思想は、十九世紀の八十年から九十年代の初めにおいて、生まれ成熟した。それは、当時の封建社会上層進歩階層の、主要な部分を代表し、まさに挙げした地主資産階級の自由な意向と主張であり、その現実的経済政治の要求と利益であつた⁽⁷⁴⁾。と述べられており、**康有為の思想が、地主資産階級の主**

張と要求を代表していることが知られる。

竹内弘之は『中国の儒教的近代論』^⑭において、

以上のように、康有為の大同三世説が董仲舒説、とりわけ、その文化主義の理念を継承したとみることは、変法運動をはさむ洋務論と革命論との思想的対立を明確にしうるのである。だとすれば、この点に大同三世説の思想的特徴をみるのが許されるであらう。⁽¹⁵⁾

と述べており、康有為は、大同三世説によって、変法運動をはさむ洋務論と革命論との思想対立を明確にしうるとされている。

以上、研究者十四人のお名前と著書などを列記すると、

- ① 小野川秀美『清末政治思想研究』
- ② 黄彰健『戊戌変法史研究』
- ③ 彭澤周『中国の近代化と明治維新』
- ④ 山根幸夫『論集 近代日本と中国』
- ⑤ 湯志鈞『戊戌変法人物伝稿』増訂本上冊
- ⑥ 原田正己『康有為の思想運動と民衆』
- ⑦ 坂出祥伸『康有為―ユートピアの開花』
- ⑧ 王杖『維新運動』
- ⑨ 馬洪林『康有為大伝』
- ⑩ 王晓秋 論『康有為維新変法思想新探』
- ⑪ 大谷敏夫『清代政治思想史研究』
- ⑫ 董士偉『康有為評伝』

⑬ 李澤厚『李澤厚十年集 中国近代思想史論』

⑭ 竹内弘之『中国の儒教的近代論』

まとめれば、康有為は西方に学んで、伝統思想も貫通し、著書、上書、学会設立、新聞社設立運動を行ない、変法の氣運を盛り上げた。

変法が実施されると、改革案を提示し、立憲君主制を行ない、資本主義社会を実現して、中国を独立富強の国にして行こうとしたということになる。

おわりに

以上、康有為の生涯、変法運動への関わり、変法運動における康有為の役割について考察したが、簡単にまとめて置く。

康有為は一八五八（咸豊八）年、広東省南海県に生れ、朱次琦に学んだが、あきたらず、一八七九（光緒五）年、白雲洞にこもり、道仏ならびに『西国近事彙編』などの西学の書を読んだ。

一八八三（光緒九）年には不裹足を創設した。これが変法運動に参加する最初である。

一八九一（光緒一七）年には郷里に万木草堂を開き、梁啓超などが弟子となり、『新学偽経攷』の完成や『孔子改制攷』の編纂を手伝い、変法運動に協力するようになった。

一八九五（光緒二一）年には公車上書を行ない、変法

運動を積極的に行なうようになる。一方、同年、科挙に合格し、皇帝に引見され、工部主事を授かった。そして、上書運動と共に、方向を多角化して、北京強学会、《中外紀聞》、京師大学堂をはじめとする、学会、報館、学堂の設立運動を行なった。

変法国是と共に、各方面に亘る改革案を光緒帝に提示した。政変後、日本に亡命し、インドにおいて大同書を完成させた。

一九一七（民国六）年には、張勳の復辟運動に失敗し、一九二七（民国一六）年、病を得て、青島で死んだ。以上から見れば、彼が直接政治に関わったのは変法時期であった。

康有為と変法運動については、《自編年譜》から、彼の著書、上書、学会、報館、学堂設立運動、改革案について明らかにした。

変法運動における康有為の役割については、変法運動を行なうて、変法実施に至り、変法実施後は、改革案を提示し、オピニオンリーダーとなった。

また、研究者達の康有為に対する評価をまとめた。すなわち、西方に学んで立憲君主制を志向していたことが知られる。

なお、来年、一九九八年は戊戌変法百周年である。

注

(1) 康有為《康南海自編年譜》（中国史学会主編《中国近代資料叢刊 戊戌変法》四 上海人民出版社 一九五七 所収）

・康有為著・康文佩編《康南海自訂年譜、康南海先生年譜 続編》文海出版社 一九七二
 ・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 上海人民出版社 一九五七

(2) 康有為の変法論などに触れた著書、論文の主要なものには、以下の二十六編がある。

・小野川秀美『清末政治思想史研究』東洋史研究会 一九六〇、みすず書房 一九六九、平凡社（東洋文庫） 二〇〇九
 ・沈雲龍《康有為評伝》伝記文学出版社 一九六九

・黄彰健《戊戌変法史研究》中央研究院歴史言語研究所 一九七〇

・後藤延子「康有為と孔教―その思想的意義―」『日本中国学会報』二五集 一九七三

・彭澤周『中国の近代化と明治維新』同朋社 一九七六

・山根幸夫『論集 近代日本と中国』山川出版社 一九七六

- ・湯志鈞《戊戌變法人物伝稿》上冊 中華書局 一九六一、増訂本 中華書局 一九八二
- ・湯志鈞《康有為与戊戌變法》中華書局 一九八四
- ・湯志鈞《戊戌變法史》人民出版社 一九八四
- ・原田正己『康有為の思想運動と民衆』刀水書房 一九八三
- ・坂出祥伸『中国の人と思想11 康有為』秀英社 一九八五
- ・王栻《維新運動》上海人民出版社 一九八六
- ・馬洪林《康有為》上海人民出版社 一九八六
- ・馬洪林《康有為大伝》遼寧人民出版社 一九八八
- ・孔祥吉《康有為變法奏議研究》遼寧教育出版社 一九八八
- ・孔祥吉《戊戌維新運動新探》湖南人民出版社 一九八八
- ・吳廷嘉《戊戌思潮縱橫論》中国人民大学出版社 一九八八
- ・王曉秋、小山三郎訳「康有為維新變法思想新探―康有為の外国變政考を中心として―」(山田辰雄編『近代中国人物研究』慶應義塾大学地域研究センター 一九八八)
- ・大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院 一九九一
- ・湯志鈞《戊戌時期的学会和報刊》台湾商務印書館 一九九三
- ・董士偉《康有為評論》百花洲文芸出版社 一九九四
- ・李澤厚《李澤厚十年集 中国近代思想史論》安徽文芸出版社 一九九四
- ・竹内弘之『中国儒教的近代論』研文出版社 一九九五
- ・深澤秀男『戊戌變法運動史研究』上 四国学院大学東洋史研究室 初版一九七四、四版一九七八
- ・深澤秀男「變法運動と京師大学堂」『東洋史研究』37卷2号 一九七八
- ・深澤秀男「變法運動と《強學報》」『岩手史学研究』78号 一九九五
- (3) 中国史学会主編 前掲書 一〇七頁
- (4) 同前一〇七頁、一一〇頁
- (5) 同前一一二頁
- (6) 同前一四一―一五頁
- (7) 同前一六頁
- (8) 同前一二〇頁
- (9) 同前一二四頁。

なお、《新学偽経攷》の「新」は、前漢の後に、王莽が建てた国名。

- (10) 同前一二五頁
- (11) 同前一三〇頁
- (12) 同前一三一頁
- (13) 同前一三四頁
- (14) 同前一三二頁
- (15) 同前一三五頁
- (16) 同前、《強学報》中華書局 再版 一九九一
- (17) 同前一三三頁
- (18) 同前一三六頁
- (19) 同前一三八頁
- (20) 同前一三九頁
- (21) 同前一四二頁
- (22) 同前一四三頁
- (23) 同前一四四頁
- (24) 同前一四五頁
- (25) 同前一四七頁
- (26) 同前一五一頁
- (27) 同前一五九頁
- (28) 同前一六一頁
- (29) 康有為著・康文佩編 前掲書 二頁
- (30) 深澤秀男「自立軍起義について」(辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門』汲古書院 一九九二所収)
- (31) 康有為著・康文佩編 前掲書 三一頁
- (32) 同前一〇七頁
- (33) 同前一二九頁
- (34) 同前一八〇—一八一頁
- (35) 中国史学会主編 前掲書一六頁、()内は筆者注
- (36) 同前一三〇頁、()内は筆者注
- (37) 同前、()内は筆者注
- (38) 同前一三一頁、()内は筆者注
- (39) 同前
- (40) 同前一三二頁
- (41) 深澤秀男 前掲書 七五—八八頁
- (42) 中国史学会主編 前掲書 一三四頁、()内は筆者注
- (43) 同前一三二頁
- (44) Timothy Richard, *Forty Five Years in China*, New York, 1916. p. 255.
- (45) 深澤秀男 前掲書 八九—一〇七頁参照
- (46) 中国史学会主編 前掲書 一三五頁
- (47) 深澤秀男「変法運動と《強学報》」『岩手史学研究』78号 一九九五
- (48) 中国史学会主編 前掲書 一三五頁、()内は筆者注
- (49) 同前 一三三頁
- (50) 深澤秀男 前掲書 一九七—二〇五頁参照
- (51) 中国史学会主編 前掲書 一三六頁、()内は筆者注

- (52) 同前一三八頁
- (53) 同前一三九頁
- (54) 同前一四二頁、() 内は筆者の注
- (55) 同前一四三頁、() 内は筆者の注
- (56) 同前一四四頁
- (57) 同前一四五頁
- (58) 同前一四九頁
- (59) 同前一五〇頁、
深澤秀男「変法運動と京師大学堂」参照
- (60) 同前一五五頁
- (61) 小野川秀美 前掲書 一五五頁
- (62) 黄彰健 前掲書 五四頁
- (63) 彭澤周 前掲書 七〇―七一頁
- (64) 山根幸夫 前掲書 二六―二七頁
- (65) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本上冊
二六―二七頁
- (66) 原田正己 前掲書 一〇〇頁
- (67) 坂出祥伸 前掲書 二三八―二三九頁
- (68) 王栻 前掲書 一八八頁
- (69) 馬洪林 前掲書 三二〇―三二二頁
- (70) 同前三四〇頁
- (71) 山田辰雄編 前掲書 七〇頁
- (72) 大谷敏夫 前掲書 四九五頁
- (73) 董士偉 前掲書 七六―七七頁

- (74) 李澤厚 前掲書 九三頁
- (75) 竹内弘之 前掲書 一〇三頁

附記

本小論は、第42回東北中国学会（一九九七年）の研究発表に加筆したものであり、執筆に当っては、岩手大学人文社会科学部助教授王中忱先生のご指導をいただいたので、ここに謝意を表します。

第二節 梁啓超

はじめに

本節では、変法運動に大きな役割を果し、民国になつてからも、ジャーナリスト、学者、政治家として活躍した梁啓超⁽¹⁾を取り上げる。

執筆の順序として、まず梁啓超の生涯について述べ、ついで梁啓超が変法運動とどのように関係していったかを明らかにし、最後に、変法運動における梁啓超の役割について考察していきたい。

第一項 梁啓超の生涯

梁啓超（一八七三—一九二九）は、清末民国の啓蒙思想家、ジャーナリスト、学者、政治家であり、広東省新会県の生れである。字は卓如、号は任公、飲冰室主人などである。

梁啓超は、一八七三（同治一二）年、地主、読書人の家庭に生れ、広州の学海堂に学び、一八八九（光緒一五）年、一六歳で挙人に合格、翌年、上京して会試に応じたが失敗。帰途、上海で『瀛寰志略』などの西書に触れ、広州に帰ったのち、友人陳千秋を介して、康有為の門をたたき、弟子となった。

康有為は一八九一（光緒一七）年、広州長興里に私塾万木草堂を設立し、教育に当たっていた。

康有為の弟子となった梁啓超は、師の康有為と共に変法運動の主要な担い手に成長していった。

一八九五（光緒二一）年、日清戦争の終りちかくに、三たび会試に応じたが失敗した。その時、康有為と共に、挙人の請願上書である公車上書を行なった。

ついで、七月、彼は康有為と北京強学会を作り、その書記となり、その機関紙『中外紀聞』の主筆となった。北京強学会には、テイモシー・リチャードなどの西洋人の宣教師たちも参加しているが、梁啓超は、一カ月余り、リチャード秘書となっている⁽²⁾。

九月、上海強学会の設立に参加し、その機関紙『強学报』⁽³⁾にも関係したが、それが弾圧されると、一八九六（光緒二二）年、上海強学会の残金で、上海に『時務報』⁽⁴⁾を創刊し、汪康年が社長となり、梁啓超は主筆となっている。この雑誌は一世を風びし、魯迅、毛沢東、林語堂も読んでいる。

一八九七（光緒二三）年六月に上海不纏足会を開設している。また、湖南に創設された時務学堂に主講として招聘されている。なお、この学堂の卒業生が、のちに自立軍起義や革命運動にも参加している⁽⁵⁾。

彼は湖南変法運動に参加し、譚嗣同らと南学会⁽⁶⁾を組

織した。この学会は地方自治をめざすものであった。翌年、病いを得て上海に去り、癒えて北京に入った。そこで康有為と共に保国会⁽⁷⁾を組織した。この会は、中国最初の近代的な政党であったとされている⁽⁸⁾。

一八九八（光緒二四）年、戊戌の年の旧暦四月、光緒帝より《明定国是》の詔勅が降り、翌月、梁啓超は光緒帝の謁見にあずかって弁理大学堂訳書局事務（六品）を授かり、科挙の廃止、翻訳局の開設などに盡力した。その後、九月の政変で、日本の軍艦に助けられ、身一つで日本に亡命した。

一八九九（光緒二五）年には、東京で《清議報》の創刊と東京高等大同学堂の創設をしている。

ついで一九〇一（光緒二七）年には、康有為と保皇会を組織し、その翌年には、《新民叢報》を発行し、立憲君主制を主張し、《民報》に依った革命派と対立した。

一九一一（宣統三）年、革命派が十三回の起義を経て、清朝を打倒し、中華民国を樹立した。日本から戻った梁啓超は、熊希齡内閣の司法総長、段祺瑞内閣の財務総長となり、《清代學術概論》などを書き、北京図書館長、清華大学の国学の教授を歴任したが、病いを得て、一九二九（民国一八）年に五六歳で北京で疫した。

第二項 変法運動と梁啓超

梁啓超が書いた自伝《三十自述》⁽⁹⁾によれば、彼が変法運動にかかわるようになったのは甲午の年からであった。すなわち、《三十自述》には、

甲午の年、二十二、京師に客となり、京国のいわゆる名士なる者と往還する所となる。六月、日本と戦争が起り、時局を惋惜し、時に吐露する所があった。人は私の微言を軽んじて、これを聞く者がなかった⁽¹⁰⁾。

と述べられており、一八九四年（甲午の年）、二二才で上京し、名士と交流したことが知られる。ついで、

明年乙未、和議が成り、広東の公車百九十人を代表して上書して、時局を陳べ、既に南海先生、公車三千人を連ねて上書して、変法を請う。私はまた、その後に従って奔走した。その年の七月、京師強学会が開かれ、発起者は南海先生であった。……私は委ねられて会中の書記員となった。その年始めて、譚復生……と交る⁽¹¹⁾。

と述べられており、一八九五（光緒二一）年、康有為と共に和議に反対して公車上書を行ない、七月には、北京強学会を開き、康有為が発起人となり、梁啓超は、書記員となり、譚嗣同等とも会っていることが知られる。

また、梁啓超の《公車上書請變通科擧摺》によれば、

もし、之れを泰西列国の人才と較べると、昔のいわゆる名臣という者には、専門の学、中外の故に通ずるものがあるのではない。わずかに才を局に用いることができるのに過ぎない。それは愚であるために、ことさらのようである。かつ、科擧の法は、いたずらに士大夫を愚かにし、無用とするだけではないか。また、農、工、商、兵、婦女は、皆愚かであつて、これを棄てる。それ、富国を欲するならば、必ず、農工商を智とすることから始めなければならぬ。兵隊を強くしようと欲するならば、兵隊を智とすることから始めなければならぬ。

ヨーロッパの民は、六、七歳で、必ず皆、学校に入學し、字を知り、算を学び、天文輿地を粗解する。だから、農、工、商、兵、婦女の皆が学を知り、皆が新聞を読むことができる。

吾が中国の生童は、もともと、農・工・商・兵・婦女の師である。吾が生童には専門の学がない。だから、農夫は植物を知らず、工は物を製造することを知らない。商は万国の物産を知らない。兵は測図、算数を知らず、婦女は、その夫を助けることができない。ここに皇上は撫育している四億人の有用の民を無用の地に棄てた。兵隊に至っては、敵を禦ぐことができない。農・工・商は国を裕かにすることができない。どうして大きな痛みとすべきでないこと

があろうか。

今の科擧の法は、どうして、その民を愚かにし、また、上は王公を愚かにするのだろうか。自ら、皇上は天誼の聖明ではないから、師学によらずにはできない。同族王公は上師房の師傳より学んでいる。師傳は皆、楷法の八股の学問から出ており、古今中外の故、政治専門の業に通じていない。同族王公は、また、何によってその学識を開き、議政の地となすのだろうか。だから、科擧は、法の害を為しており、これより重大な害はない。まさに諸国が智を競う時、吾が国だけが、その士人を愚かにし、その民を愚かにし、その王公を愚かにし、智を敵に与えている。これは、自ら、その耳目を掩閉し、手足を断別し、烏獲⁽¹²⁾や離婁⁽¹³⁾をとらえようとするものであり、どうして、自ら敗亡を求めないことになろうか⁽¹⁴⁾。

と述べられており、中国の昔のいわゆる名臣には、専門の学問がなく、科擧の法も、上は王公から下は民衆に至るまで、人を愚かにし、古今中外の故、政治専門の業を知らないの、科擧の法を變革することを望んでいることが知られる。

ついで、《三十自述》には、

京師に強学会が開かれ、上海も踵起した。京師の会が禁ぜられると上海の会もまた廢された。そして、黄公度（遵憲）は、その余緒を続けることを倡義し、

一報館を開いた。私は手紙で招かれ、三月に京師を去って上海に来て、始めて公度と交わった。七月に《時務報》が開かれ、私は撰述の役に専任され、報館の生涯はここより始まり、《変法通議》、《西学書目表》などの書を著した⁽¹⁵⁾。

と述べられており、一八九五年到北京強学会、上海強学会が廃止されると、梁啓超は黄遵憲に招かれ、七月、上海に来て《時務報》を創刊し、《変法通議》などを執筆していることがわかる。

ここで、彼の《変法通議》の中から、《学校総論》、《論学会》、《論報館有益於国事》などを取り上げておく。

まず、《学校総論》には、

西人で中国を策する者は、西国の人数と中国の人数と比例させている。そして、その学生と学校の費用を積算している。謂うなれば、小学生は四千万人有り、毎年、二万二千六百万円の費用であり、中学生は百十八万四千余人有り、毎年、五千九百万円である。大学生は一六万五千余人有り、毎年七千一百万円である。

今、敢て大言はしない。西人の百分の一になるように請う。そうすれば、小学生は四〇万人、中学生は一万一千八百四〇人、大学生は一千八百五〇余人あり、毎年の費用は三百五六万円に当る。中国の宿舍、衣食等の費を僅かに西人の三分の一に視れば、

毎年一百万余元に過ぎないだけだ。

なお、ここに一義がある。中国の科第の榮は、天下を奔走することが久しかった。制芸、楷法は、未だかつて、人に奨励し、之を駆使することはなかった。しかし、趨くところ、馳せらせる若くであり、利禄の路は然りであった。

今、創弁の始めは、経費が未だ充分でないので、但、能く科挙を改めて、学校に帰し、天下に号召して、学校中で功課を惟定し、膏火を給しないようにすれば、天下の豪傑の士で、羣集し、俛める、従事者は、必ず乏しくない人である。このようにすれば、経費は、また、三分の一を省くことができ、一年に七十余万円を費せば足りる。そうして、学校で成す所の人材は十を抜いて五を得て、これを計える。

十年の後には、大学生の成就する者は、すでに、八千人を得ることができ、それを用いて、上下に布列し、百度更新すれば、沛然として余がある。

小国の日本で、毎年、この費用は、尚、八〇九百万に至っている。謂う所の堂々たる中国は、日本の十二分の一の費用に如するのを得ることを欲する。しかし、その支出する所が無いことを憂うるのは、必ず、然らざる事であろうか⁽¹⁶⁾。

と述べられており、欧米や日本と中国の学校の費用が比

較され、中国の費用が欧米の百分の一とし、さらに、その三分の一を省くこと、そして、それが、日本の十二分の一に当り、これぐらいの費用を毎年使用するのには、当然であるろう、と結論づけていることが知られる。

ついで、「論学会」には、

彼の西人の学を為すのには、一学に一学会がある。だから、農学会が有り、硯学会が有り、商学会が有り、工学会が有り、法学会が有り、天学会が有り、地学会が有り、算学会があり、化学会が有り、電学会が有り、声学会が有り、光学会が有り、重学会が有り、力学学会が有り、水学会が有り、熱学会が有り、医学会が有り、動植両学会が有り、教務会が有る。すなわち、写真、画、浴室の瑣細ささいに至るまで、会がないということはない。入会の人、上は后妃王公から、下は一人の布衣に及ぶ。会衆で集るものは、数百万人に至る者が有った。会資で集めたものは、数百万金に至るものがあつた。

会中には、書籍があり、開いて読み調べるのに便利であり、器具があつて、実験に便利であり、報があり、新しい学問をあまねく知るのに便利であり、先生がいて、疑義を研究するのに便利である。だから、学問が成就しないことはない。技術が精しくならないことがない。新法が日に出て、民用を進める。

人才が日に衆くなつて、国幹となつており、能力ある者を用いれば、富強が五洲に甲となり、文治は、三古にすぎるようになる⁽¹¹⁾。

と述べられており、西国では一つの学問に一つの学会があり、上は后妃王公から、下は一般民間人まで、それに参加しており、新しい学問、技術を知り、人材が出て、世界の中心となつていくことが知られる。

また、「論報館有益於国事」には、

今、中国に報を設け、西人の大局から事物を観察することを復活しようとするが、その勢ではできない。西国の議院は、一事を決定するのに、これを衆に布告し、報館人を院に入れ、筆をさしはさしめ、録させる。中国では、ひたかくしにして、その深さは比較できない程である。枢府の挙動の真相は知らない。それは外人だからというのではない。西国人は、物産、民業、商冊を数え、日に記注を有し、本を開いて粲然として、録して新聞紙に副え、衆と共に悉くしている。

中国には家に六種類の家畜がいる。未だ専司で、州県において民に親しんで、その轄する所の物産民業をついに周知する者はない。朝廷も論外ではない。西人の格致については、専門の業の官立学校を造り学会を立て、相互に研究して日に新法を出している。だから亟かに新聞にのせ、先ず見て快としている。

る。中国では、この学問を講ずる人はすくなく、すでに鳳毛麟角のようである。どうして、その専門を精しくし、その方法を明らかにし、新しく作り出すことができようか。たびたび挫折する理由である。だから西報の長ずる所は、皆、我が国が有することのできる所ではない。

しかし、新聞の例は、まさにどうだろうか。曰く、広く五洲の近事を訳せば、閲読する者は、全地の大局とその強盛弱亡の理由を知って、夜郎自大となつて、から井戸に坐り、天地を議すことには至らないだろう。各省の新政を詳録すれば、閲する者は、新法が実に利益を有することを知る。人に仕事をまかせることの困難な計画と、その宗旨の在る所についても、阻撓する者も或いは希望を持つだろう。博く交渉の要案を捜せば、閲する者は、国体が立たなければ人のみくびりを受け、律法が講ぜられなければ人に愚弄されることを知り、新学に奮励し、思つて、前恥を洗うことになるだろう。

政治、学芸の要書を傍載すれば、閲する者は、一切の実学の源流、門径と日に新たに月に異なるあとを知り、八股八韻の考拠詞章の学を自ら大きなものとする考えを抱くに至らないだろう。これに準じて、之を行なえば、歳月を待てば、風気が漸く開け、百廢しても、漸くあがり、国体が漸く立ち、人才が漸

く出るだろう。十年後には、新聞社の規模も漸く備わるだろう⁽¹⁸⁾。

と述べられており、西洋人は、政治の方法についても、学問の新法についても、それを新聞にのせ、皆が見て人才が育っている。中国においても新聞が発行されれば、人々が世界の様子を知り、科擧の学問が大きくないことを知り、実学を学び、風気が開け、国体が立ち、人材が出たことを明らかにしている。

ついで、《三十自述》には、

(丁酉)十月、湖南陳中丞宝箴、江督学標は、湖南時務学堂の議席を主ることに聘した。私はこれに就いた⁽¹⁹⁾。

と述べられており、湖南巡撫陳宝箴、学政江標の招聘によつて、一八九七(光緒二三)年十月湖南時務学堂の教習に就任していることが知られるが、《戊戌政変記》には、さらに精しくつぎのように述べられている。

湖南は、かつて守旧を称していた。だから、凡そ洋人で遊歴する者を見ると殺害し、全省の電信と汽船は皆、設置も行航することもできなかった。甲午の役以後、湖南の学政は新学を士に課したので、風気が漸く開けた。

譚嗣同たちが天下に大義を倡え、全省が潤されて、議論が一変した。陳宝箴が湖南巡撫となり、その子三立がこれを佐け、黄遵憲が湖南按察使となり、江

標の任が満ち、徐仁鏘がこれを継いで、学政となり、梁啓超が聘せられて湖南時務学堂の総教習となり、本省の紳士譚嗣同、熊希齡らと相応和し、専ら実学を提唱し、士論を喚起し、地方自治政体を完成して、主義とした。

今、将さに、去年十二月、梁啓超は陳宝箴に一書を上った。湖南の応さに弁すべきの事を論じて、下に録した。覽る者は湖南弁事の情形を見ることのできる⁽²⁰⁾。

と述べられており、湖南の学政江標が、日清戦争後、新学を課したので、風気が開け、譚嗣同たちが大義を唱え、陳宝箴が巡撫となり、黄遵憲が按察使となり、徐仁鏘が江標のあと学政を継いで、梁啓超が時務学堂の総教習となり、譚嗣同、熊希齡らと地方自治政体を完成したことが知られる。

つぎに、南学会について、

此の書《論湖南応弁之事》は湖南弁事の起点となる。此の後の湖南の一切の事は皆、此の書の次第によつて行なう。そして、南学会は尤も全省新政の命脈となる。名は学会と為すといつても、実に地方議会の規模を兼ねている。

先ず、巡撫によつて、本地の紳士十人を選んで総会長とする。この十人によつて継いで、各知る所を挙げ、展転、汲引して会員とする。州毎に、県毎に、

皆必ず会員を三人から十人に至る数を有せしめ、各州県の義を愛し、国を愛する人を選んで、これとする⁽²¹⁾。

と述べられており、南学会は、名前は学会であるが、地方議会の規模を有し、本地の紳士十人が選ばれて総会長になったことが知られる。

また、その意義については、

当時はまさにドイツ人が膠州を侵奪した時であり、列国の中国分割論が大いに起った。故に湖南の志士仁人は亡国後の企図を作し、湖南の独立を保とうと思つた。独立の挙は空言であつてはならず、必ず人民に政術を学習させ、自治を実際にすることができて、然る後に行われるべきものであつた。

まず、南学会を作つて、自治を講習し、他日の基としようとしたのである。そのうえ、まさにこれにより、南部各省が湖南省を推して、他日分割に遇つたとしても、南中国が猶亡びないようにしたのである。この会が南学と名づけられた理由である⁽²²⁾。

と述べられており、中国分割の危機の中にあつて、湖南省を中心として南部数省が独立した時、その拠点となるのが南学会であつたことが知られる。

また、南学会は日本の衆議院になぞえられ、つぎのようにな言われている。すなわち、

南学会は実に衆議院の規模を隠かに寓し、課吏堂

は実に隠かに貴族院の規模を寓し、新政局は実に隠かに中央政府の規模を寓した⁽²³⁾。

と述べられており、梁啓超によって南学会を中心として、新政府の組織が隠かに構想されていたことが知られる。

梁啓超の〈三十自述〉には、

明年戊戌、年二十六、春大病して死にそうになった。上海に出て、医者に就いたがすでにいえて、北京に入った。南海先生はまさに保国会を開かれた。私は計画を助け奔走する所が多かった⁽²⁴⁾。

と述べられており、戊戌の年、北京で保国会のために奔走していることが知られる。

そのことについては、梁啓超の〈保国会演説詞〉で、深く触れられている。すなわち、

今日の会については、諸君子がよく聴いており、或いは、演説のことで相督責している。私は学識が陋浅で、言語は樸訥である。かつ、久しい病気からやっと起き上り、体力気力もまだ復していない。明命に応じていない。また、あえて欠席しない。会中の例を破り、開会の宗旨を略述するのに筆をもって、舌にかえた。ここに御覧に示す。

ああ、今日の中国の士大夫のその心力、その議論は三年以前とは大いに異なる。

啓超が甲午、乙未（一八九四、九五年）京師に遊んだ時に、東警（日清戦争）が初めて起った。和議が

継続された。自らはかりかね、うでまくりをし、舌をふるって、士大夫と中国の危亡は朝であり、夕方
に及ばない理由を痛陳した。則ち、信ずる者は十のうち一であり、疑う者は十のうち九であった。退いて、悲しんで憂えた。目をそば立てて思った。どうして、吾が中国の人々には、危亡を知って、振ってこれを救おうという者がないのだろうか。

乃ち、今年になって、膠州、旅順、大連、威海衛が相繼いで、割棄され、脅を受けて、権利を失うことが一月二十日にはつきりした。啓超がまた京師に遊び、士大夫と接すると、瓜分を憂え、奴と為るのを懼れるの言が、私の耳に汪溢している。その振って之を救うゆえんの道を求めるに及んでいる。則ち天心のみ、国運のみと知っている。談じて、時局に及ぶと一つも言うべきことがないといい、語って事を弁ずれば、緩にして済急にしないという。千の臆いが一念となり、千の喙が一つの声となり、国を挙げて和らぎ、坐して殺されているのを待っている。

ああ、昔、曾患敏は、中国が先ず睡るのを先きにし、醒めるのを後にするの論を作した。英人のウルズリー（英国の子爵で全国陸軍統帥に任ぜられている）は、中国はフランスの神仙の怪物のようだと言っている。これをほしのままに臥させておけば、安んじて寝て為すことがない。之を警めて自覚させれ

ば、牙を奮って爪を張る。けだし、皆吾よりも中国に餘望があるとしている。今、瓜分を憂え、危亡を懼れている者は天下に徧くいる。殆んど、醒めているのにちかい。その論議はかの若くであり、其の心力はこのようである。

故に啓超はひそかに謂う。吾が中国が亡ぶのは、貧で亡ぶのではなく、弱きで亡ぶのではなく、外患で亡ぶのではなく、内訌で亡ぶのではない。実に、この士大夫の議論の心力によって亡ぶのである。

今、病人がここにいれば、家人、親戚は咸なその病いは治ることができないといつて相ともにまかせて、去っている。始めるに当つては、病が甚しくないとしているが、必死になっていない。今、中国の病いは外に感じ、おしとどめ隔てようとしているだけだ。もし良薬があれば一挙に療すべきである。国の上下を挙げて、漫然として、治すことができないとの一語で、その病いを養い、死亡するのを待っているのだ。昔は、その病いを知らないで、猶言うべきだとしていた。今は、その病いを知つて、ぞろぞろ死亡を待っている。そこでは、致死の理由は病いにあるのではなく、これらの人の手によつて病いのは昭らかである。病の必ず治るべきを論じないで、これを治すのに效罔く、その死に及ぶのである⁽²⁵⁾。

と述べられており、中国を亡ぼすのは、中国の貧しさや弱さや外患にあるのではなく、士大夫の議論や心力による、といわれている。

以上、梁啓超の変法運動への関わりを考察したが、つぎに梁啓超の変法運動における役割について見ていく。

第三項 梁啓超の役割

変法運動の中心となつたのは中央では康有為であり、梁啓超は弟子であつたので、今まで見て来たように、恩師の要請にしたがつて、公車上書でも、北京強学会、上海強学会、保国会でも、積極的に参加し、活動したのであつた。

また《中外紀聞》、《強学報》、《時務報》にも関係した。

さらに、湖南変法運動にも積極的に参加し、南学会、時務学堂を指導した。そののち光緒帝に召見され、戊戌変法の新政に参与した。

特に時務学堂の教え子の中から、後の自立軍起義、革命運動に参加する者も出て来たのであつた。

ここでは、梁啓超の変法運動における役割について、おもな研究者十七人の評価(①～⑰)をまとめて紹介していく。

趙豊田は、丁文江との共編《梁啓超年譜長編》①の前言で、梁啓超について、

近代中国の著名な資産階級の政治家、思想家であ

った。戊戌変法時期に頭角を飛びぬけて現わし、以後歴史の舞台で活躍し三十年の久しきに達した⁽²⁶⁾。と述べられており、近代中国の資産階級の政治家、思想家として戊戌変法時期に頭角を表わしたとされている。

また、前書には、時務学堂時期の梁啓超について、彼の言論の方面に関しては、民権、平等、大同の説を提唱し、保国、保種、保教の義があった⁽²⁷⁾。

と述べておられ、政変直前の梁啓超について、このたびの変法運動は、このように朝廷の改革であり、湖南の奉行に最も力め、湖南省の守旧派の反対に最も力めた⁽²⁸⁾。

と見えており、梁啓超が、民権、平等、大同説を提唱し、保国して、朝廷、湖南などの改革をしようとした、としておられる。

小野川秀美は『清末政治思想研究』⁽²⁾で、

梁啓超の講義（時務学堂）は全くその師康有為の説に基き、その發揮に努めたものである⁽²⁹⁾。

と云っておられる。

湯志鈞は『戊戌変法人物伝稿』上冊⁽³⁾で、梁啓超の変法時期の役割を、

一に時務報を発行し、二に湖南時務学堂を主さどる、三に大学堂、訳書局を弁ず⁽³⁰⁾。

といわれており、また、

結果的には康有為が変法を提唱した時の最有力

の助手となった⁽³¹⁾。

といわれている。

張朋園は『梁啓超与清季革命』⁽⁴⁾で、

任公（梁啓超）の一連の政治運動は思想上の推動力を有した。強学会から戊戌変法に到り、彼は温和な方式を希望し、清廷に改革をうながした。その時の彼の変を求める観念は、康南海から吸収して来た所の『三世の義』であった。彼は、中国が昇平世から推進して太平世に至ることを希望した。彼の太平世の理想はこまかい自分の繙訳した作品の中でできた民権政治であった⁽³²⁾。

と述べておられ、彼は戊戌変法以前から、清朝の改革も民権政治に求めていた、としておられる。

彭沢周は『中国の近代化と明治維新』⁽⁵⁾で、

梁啓超の維新改革の思想の骨子は康有為の学説である。しかし、先入観にとらわれない彼は、容易に外来の思想、経験を取った。たとえば、厳復から西洋思想、黄遵憲から日本の近代思想と明治維新の経験などを吸収したことがそれである⁽³³⁾。

と述べておられ、康有為の学説に、西洋、日本の近代思想、明治維新を取り入れている、としておられる。

孟様才は『梁啓超伝』⁽⁶⁾で、戊戌時の梁啓超について、

梁啓超は資産階級改良派の典型的代表の一人である。戊戌変法期間には、彼は康有為の有力な助手

となり、進歩的意義を有する変法維新運動に積極的に参加した⁽³⁴⁾。

といわれており、梁啓超は資産階級改良派の一人であり、戊戌変法に康有為の助手として積極的に参加した、とされている。

林毅は、『梁啓超史学論著三種』⑦を校点し、

梁啓超は康有為と同じく、康梁と並称され、中国、十九世紀末から二十世紀初めにかけての資産階級で、改良主義者の首脳人物の一人である⁽³⁵⁾。としておられる。

頼光臨は『中国近代報人と報業』⑧で、

梁啓超は、一人で教育家、文学者、政治家に属しており、その一生中に報人の一段階をなし、もつとも多姿、多采であった。梁啓超が知識份子の声光、地位をもつて、報業に投身することにより、新聞の目標と内容を換骨脱胎して急劇に変化させるに至った。中国現代の報業の革新、新歩は梁啓超より始まった。梁啓超は、報章をかりて民智を導入し、風気を開通したことにより、政治社会の変革の枢機と施動をすするに至った⁽³⁶⁾。

と述べておられ、ジャーナリストとして、新聞の内容を変え、革新し、民智を導入し、風気を開き、政治、社会の変革をしたとしておられる。

李華興は、その編『梁啓超選集』⑨で、戊戌前後の梁

啓超を「中国新聞史上最偉大な人物」⁽³⁷⁾と評価しておられる。

王杖は遺著『維新運動』⑩で、

梁啓超は、康有為の得意の弟子であり、維新運動時期の出色の宣伝家である⁽³⁸⁾。

と述べておられ、梁啓超を康有為の弟子、宣伝家と見ていることが知られる。

鍾珍雄と万発雲は、その共著『梁啓超思想研究』⑪の前言において、

中国近代史上にあつて、梁啓超は一人の比較的重要な人物である。彼はわずかに一人の資産階級政治活動家であるのみならず、一人の成果をあげた学者であり、彼は中国の政治舞台上の活動にあつて三十年の久しきに達し、学術思想においても深い影響を留めた⁽³⁹⁾。

と述べておられ、梁啓超が、資産階級出身の政治家、学者であり、学術思想にも大きな影響を与えたとしていることが知られる。

佐藤一郎は、論文「梁啓超における湖南——とくに蔡鐸との関係をめぐって——」⑫で、

その著述を内容によって分ければ、その一は啓蒙的な紹介と提唱の仕事であり、その二は同時代の政治に対する改革意見や発言であり、その三は古典と学術研究関係の業績である。…その政治的立場は時

代の推移とともにかなり変化を見せているにもかかわらず、この三分野にわたる幅ひろい発言を活発に行なってきたことは変りない。しかも梁啓超は独特の魅力ある新文体を確立し、多感な青年や知識人たちの魂を揺り動かすことに成功したのである⁽⁴⁰⁾。といわれ、

：維新派中の湖南派と梁啓超との関係の持つ重大性への考察が欠落している。中華民国初頭における重大な反革命への動き、すなわち袁世凱の帝制復活運動時における護国戦争で、梁、蔡二人の果たした役割への評価が、従来の梁啓超研究では軽視されてきたと思われるのである⁽⁴¹⁾。

ともいわれている。すなわち、**啓蒙的役割と湖南における人材育成に注目**しておられる。

吳廷嘉は《戊戌思潮縦横論》⁽⁴²⁾で、

戊戌思潮の代表的人物は多く、二重性ないし多重性格を有しているが、そのうち、梁啓超をもって典型としている。：梁啓超の性格は鮮明であり、優点と欠点が非常に突出しており、かつ、それらは往々にして相互に衝突し、一個の複雑な矛盾の集合体を形成している。彼は近代史上の一人の非常に興味のある人物であり、遠大な政治抱負と強烈な時代使命感と社会責任感を有し、それは、彼によって、戊戌時期の実践活動中であって、非常に明白に看ること

ができる⁽⁴²⁾。

と述べておられ、**梁啓超が近代史上の趣きのある人物で、政治的抱負と時代使命感と社会責任感をもっていた、**としていることが知られる。

大谷敏夫は『清代政治思想史研究』⁽⁴³⁾で、

：すなわち彼にとつては、一つには孔子を改制主とした公羊学説にたつ康有為の学に基づくものであり、同時に西洋の治政学はそれを立証するものとして位置づけられており、中体西用論者のごとくそれを捨象していない⁽⁴³⁾。

と述べておられ、**梁啓超が康有為の学と西洋の学を取り入れて**いる、とされていることが知られる。

章政通は、『中国十九世紀思想史』(下)⁽⁴⁴⁾において、

戊戌変法は、梁啓超をして、康有為と名前を齊しくさせ、事実上、梁啓超は、戊戌変法中であって、光緒帝に召見を蒙ったが、未だ重用されず、彼のこの運動中における重要性は、上海の《時務報》と湖南時務学堂の言論を経ての運動を造勢し、造勢によって相当成功し、**帝党と后党の間の緊張関係を明らかにし、后党の帝党への反撃を加速した**⁽⁴⁴⁾。

と云われ、**梁啓超の役割として、上海の《時務報》と湖南時務学堂の言論であつたと**されている。

李喜所と元青は《梁啓超伝》⁽⁴⁵⁾で、

梁啓超の改良主義の宗旨が始終不変だったことは、

彼が過程中に実施した多変を決定した⁽⁴⁵⁾。
 といい、また、

…近代中国のこの悲劇の舞台は、改良主義の道路が
 通じなかったことを決定し、梁啓超の悲劇的性格を
 決定した⁽⁴⁶⁾。

と述べておられ、梁啓超が生涯を通して改良主義の道を
 歩んだ、とされている。

李澤厚は、『李澤厚十年集 中国近代思想史論』⁽¹⁷⁾で、
 梁啓超は、戊戌時期に在って、康有為の弟子、役
 に立つ助手であり、積極的に変法維新活動に参加し、
 その進歩性については、公けに認められている。

…梁啓超の活動の特徴の主要な点は宣伝にあった。
 彼の歴史上の地位は思想方面にあり、思想方面の地
 位、また、宣伝方面にあっては、多大な獨創性はな
 く(康有為と同じではない)、彼は、思想家ではなく、
 只宣伝家であった⁽⁴⁷⁾。

と述べておられ、康有為の弟子、助手、宣伝家としての役
 割を明らかにしておられる。

竹内弘行は、『中国の儒教的近代化論』⁽¹⁸⁾で、

ところで、右のような梁啓超の歴史把握は、(一)
 康有為の単純化によって、(二)歴史それ自体をみよ
 うとせず、(三)しばしば、理論創設者への信仰的信
 頼感に基づいていた、と要約してよからう⁽⁴⁸⁾。

と述べておられ、康有為の学を信仰的信頼感によって受

容した、としておられる。

ここで、これまでに引用紹介した一八の文献(①～⑱)
 を再掲しておく。

1. 趙豊田、丁文江共編『梁啓超年譜長編』
2. 小野川秀美『清末政治思想研究』
3. 湯志鈞『戊戌変法人物伝稿』上冊
4. 張朋園『梁啓超与清季革命』
5. 彭沢周『中国の近代化と明治維新』
6. 孟様才『梁啓超伝』
7. 林毅『梁啓超史学論著三種』
8. 頼光臨『中国近代報人と報業』
9. 李華興『梁啓超選集』
10. 王栻『維新運動』
11. 鍾珍雄、万舜雲『梁啓超思想研究』
12. 佐藤一郎『梁啓超における湖南』
13. 吳廷嘉『戊戌思潮縦横論』
14. 大谷敏夫『清代政治思想史研究』
15. 韋政通『中国十九世紀思想史』(下)
16. 李喜所、元青『梁啓超伝』
17. 李澤厚『李澤厚十年集 中国近代思想史論』
18. 竹内弘行『中国の儒教的近代化論』

以上、まとめれば、梁啓超は康有為の有力な弟子とし

て、戊戌変法運動に積極的に参加した。彼はまた資産階級改良主義者であり、ジャーナリスト・教育者・宣伝家でもあり、清朝と湖南の改革に盡した、といえる。

戊戌政変の時、彼はまだ二十六才の若さであり、その後の人生の方が長く、ジャーナリスト、政治家、学者として活躍したのであった。

おわりに

以上、梁啓超の変法運動への関わりと変法運動における彼の役割を見てきた。

すでに見たように一八九五（光緒二十二年）年から、公車上書《時務報》などの新聞、北京強学会、上海強学会、保国会などの学会、湖南時務学堂などの学校、に関わり、著作としては《公車上書請變通科挙摺》《變法通議》《保国会演説詞》などを書いている。

その立場は、康有為の助手として、積極的に変法運動にかかわったのであった。

本報告では、《三十自述》を手懸りとして、変法運動を中心に、彼の変法時期の活動について考察したが、これ以後、彼はジャーナリスト、学者、政治家としての役割を展開していくことになる。

注

(1) 変法期の梁啓超に触れた史料ならびに参考文献の主要なもの、管見の限り、以下の三八編である。

- ・ 梁啓超《飲泳室文集》中華書局 一九二六
- ・ 梁啓超《飲泳室合集》中華書局 一九二三（初版）一九八八年版
- ・ 梁啓超《清代學術概論》商務印書館 一九二一
- ・ 梁啓超著、小野和子訳『清代學術概論——中国のルネッサンス』平凡社 一九七四
- ・ 梁啓超著、林毅校点《梁啓超史学論著三種》生活、読書、新知三聯書店香港分店 一九八〇
- ・ 中国史学会主編《中國史學史》戊戌變法》(一) | (四) 上海人民出版社 一九五七
- ・ 李華興《梁啓超選集》上海人民出版社 一九八四
- ・ 丁文江、趙豐田編《梁任公先生年譜長編初稿》上下冊 世界書局一九五九
- ・ 戈公振《中國報学史》香港太平書局 一九五六
- ・ 小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会 一九六〇、みすず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
- ・ 湯志鈞《戊戌變法人物伝稿》上冊 中華書局 一九六一年 増訂本 一九八二年
- ・ 湯志鈞《戊戌變法運動史》人民出版社 一九八四
- ・ 湯志鈞《戊戌變法時期的学会和報館》台灣商務印

- 書館 一九九三
- ・張朋園《梁啓超与清季革命》中央研究院近代史研究所 一九六四
 - ・林能士《清季湖南的新政運動》国立台湾大学文学院 一九七二
 - ・彭澤周《中国の近代化と明治維新》同朋社 一九七六
 - ・小野和子『中国女性史』平凡社 一九七八
 - ・頼光臨《中国近代報人と報業》台湾商務印書館 一九七九
 - ・孟様文《梁啓超伝》北京出版社 一九八〇
 - ・方漢奇《中国近代報刊史》山西人民出版社 一九八一
 - ・王栻《維新運動》上海人民出版社 一九八六
 - ・金珍雄、万發雲《梁啓超思想研究》南海人民出版社 一九八六
 - ・李文海孔祥吉編《戊戌変法》巴蜀書社 一九八一
 - ・佐藤一郎「梁啓超における湖南——とくに蔡鐸との關係をめぐって——」山田辰雄編『近代中国人物研究』慶応義塾大学 地域研究センター 一九八八年所収
 - ・呉延嘉《戊戌思潮縦横論》中国人民大学出版社 一九八八
 - ・大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院 一九九一
 - ・韋政通『中国十九世紀思想史』（下）東大圖書公司 一九九二
 - ・李喜所、元青《梁啓超伝》人民文学出版社 一九九三
 - ・李澤厚《李澤厚十年集 中国近代思想史論》安徽文芸出版社 一九九四
 - ・竹内弘行、『中国の儒教的近代化論』研文出版社 一九九五
 - ・狭間直樹「梁啓超『戊戌政変記』成書考」『近代史研究』一〇〇 一九九五
 - ・王中忱「梁啓超在日本の小説出版活動考略」《清華大学学报》一九九六年四期
 - ・深澤秀男『戊戌変法運動史研究』上 四国学院大学東洋史研究室 一九七四（初版）、一九七八（四版）
 - ・深澤秀男「変法運動と時務学堂」《論集》（四国学院大学）四二 一九七八
 - ・深澤秀男「自立軍起義について」辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門』汲古書院 一九九二年所収
 - ・深澤秀男「変法運動と『強学報』『岩手史学研究』」一九九六
 - ・深澤秀男「変法運動と康有為」アルテス リベラレス六一号 一九九七
 - ・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇

- (2) 深澤秀男「変法運動と康有為」(1)を参照)
 ・深澤秀男「変法運動と北京強学会」(前掲書所収)
 ・Timothy, Richard, *Forty-Five Years in China*, New York, 1916. p. 225.
- (3) 深澤秀男「変法運動と上海強学会」(前掲書所収)
 ・深澤秀男「変法運動」と《強学報》(1)を参照)
- (4) 深澤秀男「変法運動と《時務報》」(前掲書所収)
- (5) 深澤秀男「変法運動と時務学堂」(1)を参照)
 ・深澤秀男「自立軍起義について」(1)を参照)
- (6) 深澤秀男「変法運動と南学会」(前掲書所収)
- (7) 深澤秀男「変法運動と保国会」(前掲書所収)
- (8) 三石善吉「派閥と政党」『中国—社会と文化』一九八六
- (9) 梁啓超《飲冰室文集》十一 一七一—一八頁
- (10) 同前 一七頁
- (11) 同前
- (12) 人名で、戦国時代、秦の武王に仕えた勇士で、大力があつたという。
- (13) 人名で、黄帝の時の人で、百歩離れても毛の先がよく見えるほど、視力がすぐれていたという。
- (14) 梁啓超《飲冰室文集》三 二三頁
- (15) 前掲書十一 一七頁
- (16) 同前 二〇頁
- (17) 同前 三三頁
- (18) 同前三 一〇二頁
- (19) 同前十一 一八頁、()内は筆者注
- (20) 梁啓超《飲冰室專集》一 一三〇頁 《飲冰室合集》所収)
- (21) 梁啓超《戊戌政変記》三〇一—三〇二頁
 ・梁啓超《戊戌政変記》三〇一—三〇二頁
 同前 一三七頁、()内筆者注
- (22) 梁啓超《戊戌政変記》三三七頁
- (23) 同前 三一八頁
- (24) 梁啓超《飲冰室文集》一一 一八頁
- (25) 前掲書三 二七頁
- (26) 丁文公、趙豊田編 前掲書 前言 一頁
- (27) 同前 八九頁
- (28) 同前 一五一頁
- (29) 小野川秀美 前掲書 一九六〇年版 一四七頁、()内は筆者注
- (30) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》上増訂本 六二頁
- (31) 同前
- (32) 張朋園 前掲書 三二三—三二四頁
- (33) 彭澤周《中国の近代化と明治維新》二六二頁
- (34) 孟様才《梁啓超伝》前言 一頁
- (35) 梁啓超著、林毅校点 前掲書 二七三頁
- (36) 頼光臨 前掲書上冊 二六四頁
- (37) 李華興 前掲書 前書 一頁

- (38) 王拭 前掲書 二〇三頁
- (39) 鍾珍雄、万發雲 前掲書 前書 一頁
- (40) 佐藤一郎 前掲論文 七六頁
- (41) 同前 七七頁
- (42) 吳廷嘉 前掲書 二四五頁
- (43) 大谷敏夫 前掲書 五四九―五五〇頁
- (44) 韋政通 前掲書 七七〇頁
- (45) 李喜所、元青 前掲書 引言 五頁
- (46) 同前
- (47) 李澤厚 前掲書 四〇五頁
- (48) 竹内弘行 前掲書 一八七頁

〔付記〕本小論は東北中国学会の研究発表（一九九八年七月）に加筆したものであり、執筆に当っては、清華大学の王中忱先生のお導きをいただいたので、ここに記して謝意を表します。

第五章 義に就いた「六君子」

第一節 譚嗣同

はじめに

本節においては譚嗣同の〈三十自紀〉などにより、その生涯について考察し、ついで、譚嗣同の変法運動へのかかわりについて述べ、最後に変法運動における譚嗣同の役割を考察し、あわせて、諸家の譚嗣同についての評価を瞥見しておく⁽¹⁾。

第一項 譚嗣同の生涯

譚嗣同の〈三十自紀〉⁽²⁾、および、李喜所の〈譚嗣同活動年表〉⁽³⁾などにより、彼の生涯を略述する。

まず〈三十自紀〉によれば、彼は一八六五(同治四)年二月己卯、北京の宣武城南蘭眠胡同の邸第に生れ、しばらくして、庫堆胡同に移っている。そこは、その後、瀏陽会馆となっていることである⁽⁴⁾。

字は復生。号は壮飛、華相衆生、東海寰氏、通眉生などである。

一八六九(同治八)年、五歳で、仲兄嗣襄と共に北京で、畢純齊先生を拜して、書を読んでいる⁽⁵⁾。

一八七二(同治一一)年、八歳で、長兄嗣胎、仲兄嗣襄と北京で、韓蓀農先生を拜して、書を読んでいる⁽⁶⁾。

一八七四(同治一三)年、十歳の時、父譚繼旬が進士となり、戸部員外郎に任官したので、全家が庫堆胡同の瀏陽館に移転した⁽⁷⁾。

一八七五(光緒一)年、十一歳の時、父譚繼旬が戸部郎中に昇進し、北通州で糧庁の監督をし、譚嗣同は父に従って任地に至った⁽⁸⁾。

一八七六(光緒二)年、十二歳の春、北京にジフテリアが発生し、譚嗣同の母と長兄、次姉を失った。彼も三日間昏睡状態を続け、一命を取りとめたので、父によって「復生」という字がつけられた⁽⁹⁾。

一八七七(光緒三)年、十三歳の譚嗣同は、唐才常と友としての好みを結び、共に歐陽中鵠の門下生となり、学問を求めた⁽¹⁰⁾。

一八七八(光緒四)年、十四歳で、父に従って、蘭州の任地に往いた⁽¹¹⁾。

一八七九(光緒五)年、十五歳の時、蘭州で詩を学び始めた⁽¹²⁾。

一八八〇(光緒六)年、十六歳で、歐陽中鵠と徐啓先から、算学など自然科学を学び始めた⁽¹³⁾。

一八八一(光緒七)年、十七歳、瀏陽で中国の古典著作を研鑽、考据、箋注、金石、刻鏤、詩、古文辞などの専門の知識を学習した⁽¹⁴⁾。

一八八三(光緒九)年五月、譚嗣同は、十九歳で、李閏と結婚した⁽¹⁵⁾。

一八八四（光緒一〇）年、二十歳の時、新疆巡撫劉錦棠の幕府に行き、劉錦棠は、譚嗣同の才能を認め、朝廷に推薦しようとしたが、彼自身が官を辞さなければならなくなり、果せなかった。

この頃、文章を作ることを学んでいる⁽¹⁶⁾。

一八八九（光緒一五）年、二十五歳、仲兄嗣襄と北京で試に応じたが、不合格であった。劉人熙を師として《船山遺書》、《宋元学案》などを読んで、中国の哲学思想の発展を探討した。

夏に仲兄が死に、一二月に父が湖北巡撫となった⁽¹⁷⁾。

一八九〇（光緒一六）年、二十六歳の春、父に従って湖北に行き、張之洞に謁見していた。湖北では名士と交わり、湖北の新式の工場企業を参観し、学問を研鑽した⁽¹⁸⁾。

一八九一（光緒一七）年、二十七歳、武昌で、王船山の哲学思想から張載の哲学思想を研究していた⁽¹⁹⁾。

一八九三（光緒一九）年、二十九歳、詩文集《遠遺堂集外文統編》を編んだ。

また、夏には、上海でJ・フライヤーと知り合い、西欧の自然科学などの本を読んでいる⁽²¹⁾。

一八九四（光緒二〇）年、三十歳、湖北で《三十自紀》を書き、壮飛と号し、過去を総括し、科挙の学問を捨てた。三十歳以前の詩を集めて《秋雨年華之館叢書》とし、あわせて詩集《莽蒼蒼齋詩》を編集した。学習心得を歩を逐うて筆記し、輯めて《石菊影廬筆識》とした。

中日甲午戦争で感ずる所があつて、《思緯壹壹台短書―報貝元徴》を作り、維新変法思想の志を示した⁽²¹⁾。

一八九五（光緒二一）年春、三十一歳、武昌で、唐才常、劉淞英らと学問を研究し、維新変法思想を交流した。

夏には瀏陽県で算学社を興す準備をした。

一〇月には瀏陽に往いて、十三歳からの師歐陽中鵠と算学社を組織し、人材を育てることを相談した。

十一月には、科挙の試験で北京に行き、下旬、湖南に戻つて、長沙で救災事務を処理し、《瀏陽算学館章程》を草擬し、算学館の創弁に奔忙した。

一二月、清朝は王之春をロシアに出使させ、譚嗣同を参贊として内定したが、李鴻章が派遣されたので、譚嗣同は行かないことになった⁽²²⁾。

一八九六（光緒二二）年、三十二歳、湖南で賑災事務を継続する。湖南に強学会分会の設立準備をしたが、成らなかつた。

三月、武昌から出て上海に行き、西書を買い、フライヤーを訪れ、「北遊訪学」を開始した。

夏には天津で、工場、碼頭、汽船、砲台、汽車等の新式企業を参観し、天津郊外の民間秘密結社「在理教」を訪ねる。また、天津一帯の災民の生活の凄惨さを見て大きな刺激を受けた。

六月、北京に来て翁同龢に拝し、宣教師、名士を遍訪し、変法維新の哲理を探究した。

七月、北京を離れて南下し上海に至って、フライヤーを訪ねた。彼には会えなかったが、《治心免病法》一書を得た。

八月、父の捐官で南京に来て候補知府となり、官僚の実態を知る。また楊文会と知り合い、**仏学を研鑽**する。この間、上海、南京を往来して、梁啓超、汪康年、吳鷹舟、宋恕、孫宝瑄らと、物の見方について話し合い、研鑽して、進歩した。また、《時務報》の編集出版と**婦女解放活動に参加**した。

冬、南京で《仁学》の著述に着手した。同時に、湖南にあつて開鉱をなし、算学社を動かし、湖北で《民听報》を出版しようとして奔走した⁽²³⁾。

一八九七（光緒二三）年春、三十二歳、譚嗣同などの努力・協力で、瀏陽算学館を開学した。また、楊文会などと共に南京で測量会を創立した。《仁学》の初稿が大体完成する。《湘学報》も出版した。

四月、南京において、石刻版で、旧学四種、《寥天一閣詩》二卷、《莽蒼蒼齋詩》二卷、《遠遺堂集外初編》一卷、《統編》一卷、《石菊影廬筆識》二卷を刊印した。

五月、上海に往いて時務学堂の儀器を購買し、南京に帰った。

六月、務農会の創立を支持し、《農学報》を準備するために奔走したが、失敗した。また、上海不纏足会の創立にかかわった。

一〇月、南京から上海に赴き、梁啓超と李維格に対し、湖南に往いて、湖南時務学堂の教師に任ずるよう請うて、受諾された。十一月、長沙に往いて盛宣懷や張之洞の委託を受け、湖南で鉱山を開き、汽船や鉄道の交通運輸事業を取り扱った⁽²⁴⁾。

一八九八（光緒二四）年、三十四歳、長沙に帰って、**湖南変法運動に参加**した。

三月から五月に至る間、長沙で《湘報》、南学会をはじめ、時務学堂を開き、維新の志士と協力して、内河小輪船、鉱務局⁽²⁵⁾、湘粵鉄路、武備学堂、保衛局⁽²⁶⁾、群萌学会、延年会、などを開始した。また、同時に、南学会の講演で忙しかったが、《壮飛樓治事十篇》を書き、その変法の計画と順序を明らかにした。

六月三〇日、光緒帝は譚嗣同に北京に往いて引見を受けることを命じた。譚嗣同は大変喜んで、長沙から武昌に来て、北上の準備をしたが、不幸にも病いに倒れた。

七月三〇日、光緒帝は、再度、譚嗣同が速かに上京するよう命じた。八月三日、病いを帯びて、武昌から北京に往いた。北京では瀏陽会館に住んだ。

九月五日、光緒帝は、譚嗣同など四人を四品卿銜軍機章京に任命し、**新政の推行を援助**させた。この後、譚嗣同は全力を尽して、**変法に奔走**した。

九月中旬、西太后の政変を発動する風声が甚だ急となり、一八日、譚嗣同は、夜、袁世凱を訪ね、彼に新政を

援助し、榮禄を殺すことを希望した。

一九日、帝国主義が救ってくれることを夢想し、失敗した。

九月二一日、西太后は政変「垂帘听政」（垂簾聽政）を發動した。

光緒帝は瀛台に囚えられ、維新の志士は追捕に遭遇した。譚嗣同は逃げず、捕えられるのを待った。

九月二五日、捕えられ獄に入った。精神は自若としており、詩を作り、志を言った。

九月二八日、従容として義に就いた⁽²⁷⁾。

第二項 譚嗣同と変法運動

すでに見たように、譚嗣同が変法運動に目覚めるようになったのは日清戦争の頃からである。

一八九四年に〈三十自紀〉を書き、一八九七年に《湘学報》を出版し、〈思緯壹壹台短書―報貝元徴〉を作り、瀏陽算学館を開学させている。同年、《仁学》の初稿を完成させ、翌九八年、南学会、《湘報》、時務学堂、保衛局、鉅務局などを開弁している。

この項では、譚嗣同と変法運動の関係を、次の七事項について順を追って、紹介・論述していく。

1. 〈三十自紀〉、
2. 〈思緯壹壹台短書―報貝元徴〉、
3. 瀏陽算学館、
4. 《仁学》、
5. 南学会、
6. 《湘報》、
7. 時務学堂

〈三十自紀〉

一八九四（光緒二〇）年、今までしてきた科挙のための学問をやめる決意のもとに〈三十自紀〉を書いている。

その中で、

二十年秋、湖南に歸り、長沙に至り、陸路で湘郷に赴き、尋ねて漣に流れ、湘に流れ、長沙に返り、陸路で瀏陽にいたり、冬には湖北に返った。このように、あわただしく、考試に追われていることが多く、十年のうち、南北の省試に赴くことが六回に止っている。この間、一回は、兄を憂えて、省試にあずからなかったが、すでに、行くこと一万余里となつた。すべて合わせれば八万余里となり、引いて、これを長くすると地球一周を繞ぐるに堪える⁽²⁸⁾。

と述べられており、科挙の試験のために、十年間で地球を一周する程、旅行していることが知られる。

〈思緯壹壹台短書―報貝元徴〉

ついで書簡〈思緯壹壹台短書―報貝元徴〉を書き⁽²⁹⁾、変法の志を明らかにし、友人貝元徴にもすすめ、その後、「変法の費を籌る」、「変法の用を利用する」、「変法の衛を厳しくする」、「変法の才を求める」をまとめているが、その中から一つを取り上げると、

一に曰く、**変法の才を求める**。

既に学校を変じ、科挙を変ずることを言ったが、これは人材を求めているからであり、これを創弁す

る始めに、もつとも貴いのは、それを任として肩にする人があることだ。各府州県の紳首にも責任をもたせ、寺観を廃することを倡議し、或いは、株を集めて、開鉱し、或いは、機器を置弁し、一芸一事にあずからしめ、諸事に利を興すことにあずかる者をよく有らしめるに如くはない。

即ち「命に服し、異を寵ず」を加え、議院に入れ、議員に充てさせる。官によって、これを援助し、これを保護し、この事を成功させる。議をふさぐ者が有れば、その名をしるし、出仕させず、地方の事に干預することを准さない。

一府一県に頑梗で化を受けない者があれば、所属するところの科挙を停止して、之を坐辱する。賞罰が明らかになれば、人材が奮うことは疑うべきところがない。

中国の民風の良懦は、五大州には無い所なので、治国の容易さでは、中国を治めるほど易しいものはない。他日、治が成れば、必ず、五州には無い所となる。上がこれが行われないのを思うだけで、どうして民が従わないのを思うべきだろうか⁽³⁰⁾。

と述べられており、変法によって人才を育成し、官によって、地方の変法を進め、民風の良懦によって、世界一の国家としたいと考えていたことが知られる。

【瀏陽算学館】

ついで一八九五（光緒二十一年一月には、湖南省で算学館章程を書き、九七年春、創弁している。すでに同学館については述べたことがあるので、ここでは、そのあらましについて触れて置く⁽³¹⁾。

瀏陽算学館は一八九七（光緒二十七年春、湖南省瀏陽県に設立された。それは湖南省の新学講求の基点と新政の起点を意図されたものであった。

その組織については、譚嗣同の作った瀏陽算学館原定章程ならびに増訂章程によって知ることができる。それによれば、教官としては掌教、監院がおり、事務員としては経理、総理、分理などが置かれた。学生は三十歳以下で、学習年限は三年間であり、学生同志を切磋させ、人材を育成し、湖南省の新学講求の基点としようとしたが、政変後、停頓したことが知られる。

その参加者は譚嗣同、唐才常、歐陽中鵠など十余名であり、それに学生達がいる。また、その派別は左派から中間派までいたと考えられる。算学館の意義は、人材養成とそれを湖南省の新学の基点として、湖南省、中国を近代化しようとしたことにある、ということができよう⁽³²⁾。

《仁学》

すでに見たように、一八九七年春には、南京で楊文会などと測量学会を設立したが、同じ頃、《仁学》の初稿を完成している。

《仁学》では、二七の原理があり、キー概念として、エーテル論が見られる。《仁学》の第一原理でも、

一・仁は、通をもつて第一義としている。

エーテルや電や心力は、通ずる所以の具を指し出している⁽³³⁾。

と述べられており、すべてを通じさせるものとしてエーテルがあげられている。

しかし、その後の科学の発展で、科学的にはエーテルというものが、この世に充満していることはない、と明らかになった。当時は日本でも宮沢賢治などがエーテルについて言及している。

《仁学》の中で「通」は政治改革のもつとも主要な概念である。第四原理を見ると、

四・通には四義がある。

中外通は多くその義は《春秋》から取られており、太平の世では、遠近、大小が一つの若くであることを故としている。上下通、男女内外通は、その義を《易》から取っている。陽が陰の下にある泰は吉で、陰が陽の下にある否は吝であり、泰否の類の故である。人我通は多くその義を仏經典から取っており、
 “人の相もなく、私の相もない”ことを故としている⁽³⁴⁾。

と述べられており、《仁学》の中で中外通、上下通、男女内外通、人我通により、社会が通じて、変革が行なわれて

いくことを説いている。その際に、俗学、君主、人倫道德、天、地球の群教、仏法の網羅（「網の目」を衝決（「突き破る」）することが必要だ、と自序で述べている⁽³⁵⁾。

【南学会】

南学会については、すでに述べたことがあるので、簡単にまとめておく⁽³⁶⁾。

南学会は、議会と学会を一つにした、半官、半民の組織であり、湖南省の変法運動に中心的指導的な役割を果たした。すなわち、湖南省には、南学会の設立以後、多くの学会、報館、学堂が作られたが、いずれも、南学会の分会となった。

南学会は名は学会であったが、中国南部が外国の侵略により独立した時には衆議院となることが意図されていた。また、湖南省の変法運動は地域に根ざしたものの典型となった。

その中で、南学会の活動としては、主に講義による啓蒙活動が行われた。これから譚嗣同の講義について見ていく。彼は四回講義をしている。すなわち（論中国情形危急）、（論今日西学与中国古学）、（論学者不当騎人）、（論全体学）であるが、ここでは（論中国情形危急）と（論全体学）を取り上げる。

まず（論中国情形危急）では、

…遡れば、道光以後、通商の諸事において宜しきを

失い、今日の衰弱の原因を醸成するに至った。……諸君はもとより、忠君愛国の忱を懐いていると思うが、必ずしも此の恥を深く思うことを諒とせよ。だから願うことは、諸君と今日の中国の危急な情勢を講明し、共にあい勉め、実学を学び、もって危急に至った状況から中国を救おうではないか⁽³⁷⁾。と述べており、**実学を学んで、中国を危機的状况から救おう**としていることがわかる。

ついで〈論全体学〉では、生理学の話述べ、そのおわりに、

…今、人々は皆この理を明らかにしようとしており、皆が界域を破除し、出でて事に任じようとするならば学会でなければならぬ。故に今日の救亡、保命のために至急行なわなければならぬ上策としては学会に過ぎるものはない。

私は、各府州県が有している所の書院を概ね改めて、学堂、学会となし、一方においては人材を養成し、一方においては衆力を連合して、官、民、上下が通じて一気となり、ともに維持し、相連繫し、心を合わせ、ともに謀れば、内患はなくなり、全体の人々が安んずることができる⁽³⁸⁾。

と述べており、**学堂、学会によって人材を養成し、衆力を連合して中国の危機を克服しよう**としたことが知られる。

《湘報》

次に南学会の機関誌として、一八九八年の春に創刊された《湘報》について見ていく。すでに述べたように⁽³⁹⁾、同誌は熊希齡を責任者として、譚嗣同、唐才常などによって設立、組織運営されたものであった。

その執筆内容は、譚嗣同、皮錫瑞、唐才常、樊鍾、何来保などによる論説が中心であり、湖南省に変法をもたらす、政治の近代化と共に、鉄道の敷設、産業の近代化、資本主義化をし、湖南省、さらには、中国を世界の中で富強な独立国にしようとする論説が見られた。また、公文書の転載などによって省民の目を時事に開かせようとするものであった。

《湘報》の参加者は譚嗣同を中心とする変法左派であり、《湘報》は僅か三カ月で停刊せざるを得なかったが、《湘報》の意義としては、変法鼓吹によって、湖南省及び中国を近代化していくのに、短期間ではあれ、影響があった、と思われる⁽⁴⁰⁾。

この《湘報》に譚嗣同は二十三回執筆している。そのうち主な論説として、〈以太説〉、〈治事篇第三学会〉、〈湘粵鐵路之益〉の三つを取り上げる。

まず〈以太説〉では、

…これは、何であるか。これは、法界、虚空界、衆生界に徧ねくある。至大、至精微がある。膠粘したり、あまねく貫いてしみこんだり、まつわりついたり、

りしない所がなく、充滿している一つの物である。目は、その色を見ることができず、耳もその声を聞くことができず、口、鼻もその味や臭いを知ることができず、名前がない。これを名づけて「以太」（エーテル）という。それは用に顕われる。浪となり、力となり、質点となり、脳気となる。法界はこれによつて生き、虚空はこれによつて立ち、衆生はこれによつて出る。形はない。万形の麗しい所となる。心はない。万心の感ずる所となる。精しくこれはいえ、それはまた、仁というのみである⁽⁴¹⁾。

とあり、エーテルがこの世界に充滿しており、それは仁と同一であると考えていることが知られる。

つぎに〈治事篇第三学会〉では、

天下に学会という名前は無い。私がなぜ敢てこの名をつけて天下にせまるか。幸いにして強学会は禁ぜられたといつても、それからの学会は、これによつて開かれたものである。大いなるかな、学会よ。

いわゆる変法の名はなくても、変法の実はある。これである。：各々がその学問をもつて学び、互いにその会で会う。：どうして憚つて久しくなさなかつたのだろう。会が成れば、学が成る。：ここに変法の名はなくても、変法の実がある⁽⁴²⁾。

とあらまし述べられており、学会によつて変法の実が挙げられている、としていることがわかる。

さらに〈論湘粵鐵路之益〉では、

今日の世界は鉄道の世界である。鉄道が有れば存し、なければ亡びる。鉄道が多ければ強く、寡なれば弱い。西洋人の統計学者が地球の各国の鉄道の長短を調べて図表とした所、米国が最も長く、中国が最も短く、各国の安危盛衰の数は、大むねその差による⁽⁴³⁾。

と述べられており、鉄道の重要性和中国の未開發が明らかにされている。

ついで、中国の鉄道の敷設の経過が述べられ、当面の問題として、漢口から広東への鉄道の敷設が挙げられている。

この粵漢鉄道では二つの経路が考えられている。一つは江西を通る道であり、一つは湖南を通る道である。

譚嗣同は、前者には六つの不利な点があり、後者には、鉄道そのものの利益になる点が九、湖南に利益になる点が十あると言ひ、それぞれの点を明確にしている。

江西が不利な点として、習俗が守旧であり、上下の意志が通せず、地域的に見ても辺境の地で鉄道を敷設するだけの需要がない事などが挙げられている。

湖南を通ることが鉄道に有利になる点としては、経路が直線で平坦であり、労働力があり、石炭や木材が産出され、有能な官吏や人民がおり、地理的にも重要な地域である、としている。

湖南にとって有利な十の点を列挙する。

「汽船によって衰耗していた交通を回復できること、ドイツの侵略を防ぐこと、海岸を手中に収め得ること、湖南省人の志気を高めること、商業を振わせること、湖南の鉱産品を運べること、農民を遠方に移動させ農業を全省に及ぼすことができること、鉄道で兵士を運ぶこと、精巧な工芸を興すことができること、とができること、精巧な工芸を興すことができること、と、鉄道により色々な仕事につくことができること、等……」

その他にも、道路が全省に通じ、物資や人の交流が豊かになる、とも述べられている⁽⁴⁴⁾。

以上、要するに、譚嗣同の考えによれば、湘粵の鉄道を敷設することにより、安く有利に工事ができ、湖南省にも利益がもたらされる、としていたことが知られる。

【時務学堂】

時務学堂⁽⁴⁵⁾は、中学を基本として洋学を学ばせ、優秀な者を京師大学堂や外国の大学で研究させ、官吏として、あるいは郷試の受験資格を与え、民知を広めるために、一八九八年、省城の北門に設立されたものであった。

その機能としては、受験生の取り扱いを考え、修学年限は五年であったが、三カ月で去留を決めていた。また教職員の種類についても述べられている。

学科目は中学と西学であり、上級生になると専門に分

れた。また試験の方法も考えられており、卒業すれば、京師大学堂や外国の大学に進む、または官庁の繙訳随員か南北製造局の仕事をするため派遣されることになっていった。

また、学生の賞罰、教官の表賞についても考えられている。学習方法としては読書や討論などが取り入れられていた。また、五年の内課生のほかに、半年から一年の外課生も採用され、小学校の教員とし、風気を開こうとした。

時務学堂の日常活動は盛んであり、民権論が唱えられていたが、世間がそれを知るようになり、湖南省で大問題となった。

時務学堂の参加者としては教員と学生がいるが、ここではその名前の判明している人達を中心に考察する。

まず、出身地は湖南と広東に偏りが見られた。階層構成としては、按察使(正三品)を最高として中下級の官僚、未流が多い。

参加者の派別については、開学を申請したのは右派の仮維新系の大郷紳層であり、譚嗣同も賛成し、学堂を指導したのは中間派の康梁系であり、指導を受けたのは左派の譚嗣同系であった。

時務学堂の意義は湖南省に近代の、民権的な教育をもたらし、官吏を養成しようとしたことであり、その出身者で、第一期生には国事に殉じている者が多い⁽⁴⁶⁾。

第三項 譚嗣同の役割

以上、譚嗣同の生涯と変法運動への関わりについて見てきたが、最後に、変法運動における譚嗣同の役割について見ていく。

すでに見たように、譚嗣同は大官の子弟であったが、日清戦争の中で、中国社会の改革に目ざめ、変法左派として、湖南省の変法運動に精力的に関わり寄与した。

また、光緒帝の〈明定国是〉により、侍読学士徐致靖の推薦で、光緒帝に召見され、拔擢されて、四品卿銜軍機章京に任命され、戊戌変法の推進に尽力した。

さて、このような譚嗣同についての主な研究者の評価十九編(①～⑯)を刊行順に見ていく。

まず、蔡尚思と方行が編纂した『譚嗣同全集』①を見ると、

彼は近代中国の資産維新派の主要人物の一人であり、彼の思想は他の維新派の人物を超越していた(4)。
としておられる。

つぎに、坂元ひろ子は、『仁学』②の解説で、

凡そ老獪さには縁がなく、「日新」を地で行くような変革を求め続けた。その姿勢、人物を高尚として慕う人も多い。若き日の毛沢東ら湖南の青年たちが「譚嗣同の英霊が宇宙に満ち、二度と死滅すべくもない」と記していたことに象徴されるように、むしろ、民族の魂として、若き志士たちの深層で影響力をもち、彼らを鼓舞していたといえる(48)。

と述べており、その人物の高尚さに焦点が当てられている。

李沢厚は、『中国近代思想史論』③で、

怒涛のような一般的な当時の社会の気風と思想情緒は、…譚の愛国主義精神をして、つぶさにその他の改良主義者と区別する重要な内容を特色をあらしめたものである。譚嗣同が理論上において到達した所は、最高度に改良主義思想体系の許すことの出来る範囲を超出しており、一定程度に封建制度、清朝政権に対する強烈な憎悪の情緒と革命要求を表現するものである。それは客観上、以後の資産階級民主革命派の思想先導をなすものだった(49)。

と述べておられ、譚嗣同が、革命要求をも表現していたとされている。

小野川秀美は、『清末政治思想研究』④の中で、

譚嗣同にとって、救人の根本は政治の革新である。「必ず科学・政治から着手し」、「卑近から始めて高尚に達す」べきことが主張される所以である。そしてこの科学・政治から着手するという点において、心力と道器の弁とは、互に矛盾なく両立し得るであろう。道は用で器が体であるという見解は、科学と政治、広くいって政治の革新のための根拠を与えるも

のであり、心力は革新を実現せしめるための原動力である。両者はむしろ革新を軸として互いに相補うものといつてよいであろう。彼の思想が唯物か唯心かという風なことは、ここで問題とするには当らな
いとと思われる⁽⁵⁰⁾。

と述べておられ、譚嗣同が救人の根本を、政治の革新において明らかにされている。

近藤邦康は、論文「清末変法論と譚嗣同の思想―変法と聖人之道」⁽⁵¹⁾において、

譚嗣同の場合、その「伝統中国的」な思想が中国の「近代化」の課題を制約した「限界」を見るよりも、むしろ、この様な思想が「近代化」を推進する原動力となった点に、より注目すべきであろう。

中国が近代文明世界にひきずりこまれて崩壊の危機にさらされている以上、それをきりぬけて生存を図るには、当然ヨーロッパ近代を摂取せねばならなかったわけだが、その積極的摂取をはかる思想家群と並行して、逆に、中国の問題の真中から、現にある問題をまず突破せねばならぬ、とする思想態度を持つ思想家群が考えられるのではないだろうか。そして、ここに理論の絶対化を拒否し、真に科学的な理論を創造する地盤が準備されて行ったのではないか。譚嗣同はこの系列の思想家群に入ることができるのである⁽⁵¹⁾。

と述べておられ、譚嗣同が「伝統中国的」思想を批判しながら、ヨーロッパの近代を摂取していったことを明らかにされている。

湯志鈞は、『戊戌変法人物伝稿』⁽⁵²⁾で、

封建専制制度に猛烈な攻撃をあたえ、「二千年来の政は、秦政であり、皆大盗である。」また、康梁の「達することのできなかつた所」、「敢えて言わなかつた所」の民主思想と革命願望は、また『仁学』一書の中に洋溢している⁽⁵²⁾。：「網羅」を衝決して、清政を滌蕩し、実に資産階級運動に一定の激励を与えた⁽⁵³⁾。

と言われており、封建専制体制である清朝を洗浄することによって、ブルジョア革命運動を激励したことが明らかにされている。

范文瀾は、『中国近代史』上⁽⁵⁴⁾で、

譚嗣同系は、開明的地主、富商で、要求して、転化して資本家になった人々を代表しており、彼らは、比較的官僚文士の習気に沾染されておらず、鉅務の開弁に着手し、迅速に大利を獲得できたのが、思想上、康梁系に較べ、激進した理由である。譚嗣同は、湖南瀏陽県の大紳士の家庭に出身し、王夫之『船山遺書』の影響を受け、早くから強烈な民族意識をもつことになった。日清戦争はさらに彼を刺激し、
発憤させ、新学を提唱させた⁽⁵⁴⁾。

と述べられており、譚嗣同は、官僚などに汚染されずに
 鉞務に着手したので、大利を獲得し、康梁系よりも進ん
 でいたとしておられる。

堀川哲夫は、その論文「譚嗣同の政治思想」^⑧で、

譚嗣同は過渡期に生きた人間である。私は先に彼
 を一種の「伝統破壊者」と呼んだが、確かに彼は、
 「創造すること」よりも「批判すること」、「否定す
 ること」にその面目を見せているようである。むろ
 ん「否定すること」からは何も生まれ得ない、
 という考え方も存在するであろう。しかし大きくゆ
 れ動く時代の転換期において伝統に挑戦し、旧制度
 を否定し、既成の道徳を罵倒する「破壊者」の出現
 が常に要請されるのは歴史の示すところである。
 譚嗣同に、このような「批判者」「否定者」「破壊
 者」としての存在意義のあつた点をあらためて指摘
 したいと思う⁽⁵⁵⁾。

と述べておられ、譚嗣同が伝統に挑戦し、その《批判者》
 《否定者》《破壊者》になつたとしておられる。

野村浩一は、『近代中国の政治と思想』^⑨で、

だが彼が「流血を見ざれば革命は成り難し」とな
 し、「私はその先駆たらん」として、変法敗れた時、
 従容として死に就いた、余りにも有名な史実は、彼
 が戊戌変法の中に見ていた理念を誤りなく示してい
 るであろう。それは決して清王朝の温存の如きもの

ではあり得なかつた。彼の目指した戊戌変法とは、
 体制の変革による漢民族社会の革新にほかならな
 かつたのである⁽⁵⁶⁾。

と述べておられ、譚嗣同が我が身を犠牲にして、体制変
 革による漢民族社会の革新を目指したとされる。

鄧潭州は、『譚嗣同伝』^⑩で、

譚嗣同の政治社会思想、特にその政治思想につい
 ては、学术界の観方は不一致である。
 ある人は、譚氏は《仁学》の中では反清思想を流露
 したが、実際上は資産階級改良主義路線に忠実であ
 る、と認めている。

ある人は、譚氏は戊戌維新運動に参加したが、また
 具さに革命思想を有していた。そして、この種の思想
 はまた唐才常と彼の指導する自立軍起義に直接影響
 した。

すなわち、譚氏の未完の事業を継承し、一場の未完
 成の資産階級の革命であり、以後の辛亥革命に対し
 て、一定の積極作用を起したと認めている。

この兩種を看れば、私は後者に同意するものであ
 り、これは、わずかに、譚氏の思想の論理発展と符
 合するだけでなく、証明できる事実である。(譚氏は、
 かつて、哥老会と連系して革命暴動を進行しよう
 した⁽⁵⁷⁾。)

と述べられており、かつて譚氏は哥老会と関係があり、

その政治思想は、未完成のブルジョア革命である自立軍起義と、辛亥革命とに影響している、とされている。

徐義君は、《譚嗣同思想研究》^⑪で、

当時、世界上にはまだ社会主義国家がなく、ただ資本主義制度が先進的であった時、譚嗣同の熱情的な資本主義国家の学習は一定の進歩的意義を有した。彼は「旧学」を批判し、「新学」を接受し、外国より学習し、堅韌不拔に維新運動に従事した、維新人士中の最も傑出した人物である。

譚嗣同の歴史における進歩性と局限性は、研究するのに値するものである。我々は、このような研究を通して、譚嗣同の思想を比較的透徹して了解された基礎の上に有らしめ、引き出して、参考とすべき歴史的経験に資するだろう⁽⁵⁸⁾。

と述べておられ、維新人士の中で傑出している譚嗣同を研究することにより、歴史研究に参考となり、寄与することが指摘されている。

段本洛は、その著《譚嗣同》^⑫で、

一九世紀九〇年代の愛国主義の熱潮の推動下にあつて、譚嗣同は、まさに、形成中の民族資産階級の利益と願いと要求を代表して社会改革に身を投じ、戊戌維新運動に身を投じて、彼の激進的な資産階級の維新派の思想を形成した。彼は胸に強烈な愛国主義精神を抱き、封建網羅を衝決する怒吼を發出し、

人間の思想の水門を打開した。彼は社会改革の激情を盛んにし、封建専制制度と封建伝統思想に対して、猛烈に攻撃し、資産階級の啓蒙運動と社会改革を促進し、歴史の車輪を水の流れるように前に推動させた。

資産階級革命がなおまだ興起せず、革命形勢がまだ形成されなかつた歴史条件下にあつて、譚嗣同の思想と社会实践は、歴史発展の趨勢を代表した⁽⁵⁹⁾。と述べられており、封建制度の網の目をつき破り、資産階級の啓蒙運動と社会改革を促進したとされている。

王栻は、その遺著《維新運動》^⑬の中で、

譚嗣同の思想には、このような嚴重な矛盾が存在したが、適当な歴史評価を与える必要がある。すなわち、譚嗣同の哲学思想は、まだ、唯心主義の範圍を出ていないが、すでに、多くの唯物主義と弁証方法の光輝を發出している。すなわち、譚嗣同の社会政治思想は、まだ、完全には、改良派の範圍を抜け出してはいないが、すでに多くの革命傾向の論点を有している。

これらの論点は、わずかに、君主専制政治を攻撃するだけでなく、三綱五常の封建道徳に挑戦している。彼のこのような思想と言論は、後に来る革命運動の興起に対して、非常に人心を鼓舞する積極的な作用を起したものである⁽⁶⁰⁾。

と述べられており、彼の思想には、唯物主義と弁証法、革命的傾向の論点があり、革命運動を鼓舞することになった、としておられる。

李喜所は、その著《譚嗣同評伝》⁽¹⁴⁾で、

譚嗣同の一生の主要活動と、中国近代にあつて推進した、歴史上進歩的な戊戌変法運動とは、緊密に連系して起きて来た。彼はこの運動の指導者のうちもつとも激進した一人であり、成長中の小資産階級知識分子の革新要求を反映していた。彼が害われた後、全国の一切の進歩人士の無限の悲憤と深い慕う思いを引き起した。

二〇世紀の後、政治舞台で活躍した資産階級革命党人と五四前後に涌现した青年共産主義知識分子は、すべて譚嗣同を奉じて模範とした。

譚嗣同は、近代中国人民が西方に真理を尋ね求めた先進人物の一人であり、波乱壮闊な中国歴史画卷のために、光輝ある一頁をえがいている⁽⁶⁾。

と述べておられ、譚嗣同の思想が、資産階級革命党員にも、五四（五・四運動）時期の共産主義知識分子にも、その模範となっていることが知られる。

孔祥吉は、その著《戊戌維新運動新探》⁽¹⁵⁾で、

譚嗣同は一人の封建官僚家庭の子弟から発展して、一人の反封建の名教の闘士となった。網羅を衝決する呐喊を發出し、維新派中の左翼代表を成した。これ

については、史学界の認識は基本的に一致している。

譚嗣同についての最大の問題は二つある。まず彼の思想は究局的に唯物主義、唯心主義のどちらに属するかということであり、その次は譚嗣同の政治活動の評価はどうであつたかということである⁽⁶²⁾。

と述べられており、彼は維新派の左翼の代表であり、彼の思想が、唯物主義陣営か、それとも唯心主義陣営に属するのかが、ということが問題であるとしておられる。

吳廷嘉は、その著《戊戌思潮縱横論》⁽¹⁶⁾の中で、次のように述べられている。

戊戌思潮組成の隊伍の内部の派別の複雑さは、戊戌変法の一つの顕著な表現であつた。

戊戌変法をもって分界線とし、運動に参加した早期の隊伍を、その傾向性から分ければ、封建知識分子が資産階級に化した代表人物に属する譚嗣同、唐才常、樊鍾、易鼎らと、大勢の時務学堂学生らが中堅組成をなす激進派とがある。

彼等は公開して、封建頑固勢力と対抗し、一心一意、封建政權を变革しようとし、そのためには諸武力に訴えることを惜しまなかつたので、次のように認識していた。

「今日中国は能く開かいた、新旧両党の流血が地を遍くするに到つた。まさに、復興の望みがあり、そうでなければ、真に種を亡うだろう。」

彼らの少なからざる人々が、民権を衷心より擁護しようとする者であり、満清の小朝廷に極めて強烈な不満を有しており、すでに民主主義の辺縁に到っており、彼らは戊戌思潮の隊伍の急先峰であった⁽⁶³⁾。

吳廷嘉はこのように、譚嗣同らが武力をもってしても封建政権を変革しようとし、民主主義的な考え方をししており、戊戌思潮の隊伍の急先峰だったとしておられる。

王穉は、その著《譚嗣同変法思想研究―從仁学的思想理則析論譚嗣同的変法理論与实践》⁽⁶⁴⁾において、

これをくくれば、譚嗣同の一生は甚だ短かく、その哲学思想は、まだ成熟に到っていない。しかし、その特殊な心路の成長歷程で、彼は、亡国、滅種、伝統文化の崩壊の危機の刺激の下に臨んで、自覚に基づいて、一つの新しい思想体系を開創することを企図し、また、心からの力ある努力により、その呈する所の学説は、現実の批判精神、善い世界の思い、超越意識：などに及んだ。

それは、僅かに、深刻に人に感じさせるだけではなく、且つ、中国の近代歴史、すなわち、晩清より五四（一八九〇年代より一九三〇年代）に到る歴史に対して、多方面の影響を生み出した。…かねて、晩清変法思想、辛亥革命、五四新文化運動、現代中国青年の性格の塑造、および、或る政治人物の思想…に及んだ⁽⁶⁴⁾。

と述べられており、彼の哲学思想は、五四運動から現代中国の青年の性格に至るまで、影響を与えていると評価しておられる。

韋政通は、《中国十九世紀中国思想史》下⁽⁶⁵⁾において、

十九世紀九十年代の維新思想の人物の中で、譚嗣同の旧学は康有為には如かず、西方の新知識については、さらに、嚴復に相比するべくもないが、彼の思想は独立した一派をなし、問題を探索する方向は、顕かに、いわゆる改良主義の範疇を越出しており、彼の反満思想と革命家の性格は、彼をして革命を開く風潮の先駆としたのであった⁽⁶⁵⁾。

と述べられており、譚嗣同が、改良主義の範疇を越えて、革命的風潮の先駆をなしたことが指摘されている。

最後に、竹内弘行は、『中国の儒教的近代論』⁽⁶⁶⁾において、

このことは、康有為が提示し、譚嗣同ら変法派人士に共有された「大同世界」が、載震がのべたような人と人との欲望の調整によって成り立つ、とみるのではなく、科学による生産力の向上、物質の流通による欲望の充足といった、いわば近代資本主義の発展の行手にあるものとして、きわめて樂天的に考えられていたことも通じよう⁽⁶⁶⁾。

と述べられており、譚嗣同が資本主義を志向していたことが明らかにされている。

ここで、これまでに引用紹介した一九の文献を列挙しておく。

1. 蔡尚思、方行編纂《譚嗣同全集》
 2. 西順蔵、坂元ひろ子《仁学》
 3. 李沢厚《中国近代思想史論》
 4. 小野川秀美『清末政治思想研究』
 5. 近藤邦康「清末変法論と譚嗣同の思想
—変法と聖人之道—
 6. 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本上冊
 7. 范文瀾《中国近代史》上
 8. 堀川哲夫「譚嗣同の政治思想」
 9. 野村浩一『近代中国の政治と思想』
 10. 鄧潭州《譚嗣同伝》
 11. 徐義君《譚嗣同思想研究》
 12. 段本洛《譚嗣同》
 13. 王栻《維新運動》
 14. 李喜所《譚嗣同評伝》
 15. 孔祥吉《戊戌維新運動新探》
 16. 吳廷嘉《戊戌思潮縦横論》
 17. 王樾《譚嗣同変法思想研究—從仁学的思想
理則析論譚嗣同的変法理論与实践》
 18. 韋政通《中国十九世紀中国思想史》下
 19. 竹内弘行『中国の儒教的近代論』
- 以上、まとめれば、譚嗣同の思想には、唯心主義か唯

物主義かの問題はあるにせよ、変法派の最左翼をなし、かつて、秘密結社の哥老会と関係があり、市民革命にも通ずるものがあり、五四運動などにも影響を与えている、と言えるであろう。

おわりに

以上、第一項で、譚嗣同の生涯について、ついで第二項で、譚嗣同と変法運動の関係について、さらに第三項で、変法運動における譚嗣同の役割について、考察してきたので、まとめをしておく。

まず、第一項、**譚嗣同の生涯**であるが、一八六五（同治四）年、北京で生まれ、十二歳の春、ジフテリアにかかり、一命を取りとめたので、「復生」という字がつけられた。

一八七七年、唐才常と好みを結び、共に欧陽中鵠の門下となり、八三年には李閏と結婚した。

九四年、〈三十自紀〉を書き、科挙の学問を捨て、壮飛と号し、〈思緯壹壹台短書—報貝元徴〉を書き、変法の志を明らかにした。

つぎの第二項の**譚嗣同と変法運動**では、一八九七年、《仁学》の初稿を完成させ、《湘学報》、瀏陽算学館を開学させている。九八年、南学会、《湘報》、時務学堂、保衛局、鉞務局などを開弁している。また、九月光緒帝より、四品卿銜軍機章京に任命され、変法に全力を尽した

が、志半ばで、義に就いた。

第三項、**譚嗣同と変法運動の関係**では、〈三十自紀〉、〈思緯壹壹台短書―報貝元徴〉、瀏陽算学館、『仁学』、南学会、『湘報』、時務学堂の七つを取り上げ、譚嗣同の変法運動への関わりを明らかにした。

最後に、変法運動における譚嗣同の役割としては、変法派の最左翼をなし、かつて、哥老会と関係があり、市民革命にも通ずるものがあり、五四運動などにも影響を与えていることを明らかにした。

注

(1) 譚嗣同の変法運動に触れた史料、参考文献の主要なものは、管見の限り、以下の四十五編がある。

- ・譚嗣同〈三十自紀〉譚嗣同《譚嗣同全集》初版 新華書店 一九五四、増訂本 中華書局 一九八一年所収
- ・唐才常、譚嗣同等撰《湘報類纂》大通書局一九六八
- ・中国史学会主編《戊戌变法》(一)―(四) 上海人民出版社 一九五三
- ・西順藏、坂元ひろ子訳注『仁学』岩波書店一九八九
- ・湖南省志編集委員会《湖南省志第一卷 湖南近百年大事記述》湖南人民出版社初版 一九五九 三版 一九八〇
- ・周振甫《譚嗣同 文選注》中華書局 一九八一

- ・楊廷福《譚嗣同 年譜》人民出版社 一九五七
- ・李澤厚《康有為 譚嗣同思想研究》上海人民出版社 一九五八
- ・李澤厚《李澤厚十年集 中国近代思想論》安徽文芸出版社 一九九四
- ・小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会 一九六〇、みず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
- ・近藤邦康「清末変法論と譚嗣同の思想」『史学雑誌』69―6 一九六〇
- ・湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》上冊 中華書局一九六一 増訂本 中華書局 一九八二
- ・湯志鈞《戊戌変法史》人民出版社 一九八四
- ・湯志鈞《戊戌時期的学会和報刊》台湾商務印書館 一九九四
- ・范文瀾《中国近代史》上 人民出版社 一九六二
- ・堀川哲男「譚嗣同の政治思想」『史学雑誌』74―3 一九六五
- ・野村浩一『近代中国の政治と思想』筑摩書房一九六四
- ・林能士《清季湖南的新政運動》国立台湾大学文学院 一九七二
- ・杉山文彦「譚嗣同と王朝的世界観」『一橋研究』81―3 一九七九
- ・中村義『辛亥革命史研究』未来社 一九七九

- ・ Chan Sin-Wai 'T'an Ssu-t'ung : An Annotated Bibliography, The Chinese University Press, 1980.
- ・ 鄧譚州《譚嗣同伝》上海人民出版社 一九八一
- ・ 徐義君《譚嗣同思想研究》湖南人民出版社一九八一
- ・ 段本洛《譚嗣同》江蘇古籍出版社 一九八三
- ・ 藤谷浩悦「湖南変法運動の性格について―保衛局を中心にして」(辛亥革命研究会編『中国近現代史論集 菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院一九八五所収)
- ・ 目黒克彦「湖南変法運動における保衛局の歴史的位置」『東北大学東洋史論集』第二集 一九八六
- ・ 王栻《維新運動》上海人民出版社 一九八六
- ・ 李喜所《譚嗣同評伝》河南教育出版社 一九八六
- ・ 孔祥吉《戊戌維新運動新探》湖南人民出版社 一九八八
- ・ 吳廷嘉《戊戌思潮縱横論》中国人民大学出版社 一九八八
- ・ 王樾《譚嗣同変法思想研究―從仁学的思想理則析論譚嗣同的変法理論与实践》台湾学生書局 一九九〇
- ・ 韋政通《中国十九世紀思想史》(下) 東大図書公司 一九九二
- ・ 竹内弘行『中国の儒教的近代論』研文出版一九九五
- ・ 深澤秀男『戊戌変法運動史研究』上 四国学院大学東洋史研究室 一九七四(第一版)、一九七八(第四版)
- ・ 深澤秀男「変法運動と時務学堂」『四国学院大学論集』42 一九七八
- ・ 深澤秀男「変法運動と湘報」中嶋敏先生古稀記念事業会『中嶋敏先生古稀記念論集』下巻 汲古書院 一九八一 所収
- ・ 深澤秀男「変法運動と中国女学堂」『アルテス ベラレス』32 一九八三
- ・ 深澤秀男「変法運動と湖南瀏陽縣致用学堂」『アルテス ベラレス』34 一九八四
- ・ 深澤秀男「変法運動と湖南課吏館」岩手大学教育学部社会科編『岩手大学文化論集』第一輯 岩手大学教育学部社会科 一九八四 所収
- ・ 深澤秀男「変法から革命へ」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集 菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院 一九八五 所収
- ・ 深澤秀男「自立軍起義について」辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門』汲古書院 一九九二 所収
- ・ 深澤秀男「清末知識人に見る歴史認識と歴史意識の展開―唐才常の場合―」安田二郎『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』平成4・5年度科学研究費補助金 総合研究(A)研究成果報告書 一九九四 所収
- ・ 深澤秀男「変法運動と瀏陽算学館」『アルテス ベラレス』57 一九九五

- (20) 同前
 (19) 同前 三〇一頁
 (18) 同前
 (17) 同前 三〇〇頁
 (16) 同前
 (15) 同前
 (14) 同前 二九九頁
 (13) 同前
 (12) 同前
 (11) 同前
 (10) 同前
 (9) 同前 二九八頁
 (8) 同前
 (7) 同前
 (6) 同前
 (5) 李喜所 前掲書 二九七頁
 (4) 譚嗣同 前掲書 五六頁
 (3) 李喜所 前掲書 二九七—三〇七頁
 (2) 譚嗣同〈三十自紀〉 譚嗣同《譚嗣同全集》初版
 新華書店一九五四、增訂本 中華書局 一九八一所収
- ・深澤秀男「変法運動と陳宝箴」『史境』32 一九九六
 ・深澤秀男「変法運動と梁啓超」『岩手史学研究』81
 一九九八
- (21) 同前 三〇一—三〇二頁、
 譚嗣同 前掲書 五五—五六頁
 (22) 李喜所 前掲書 三〇二—三〇三頁
 (23) 同前 三〇三—三〇四頁
 (24) 同前 三〇四—三〇五頁、
 譚嗣同 前掲書 「編者的話」 二頁
 (25) 中村義 前掲書
 (26) 藤谷 前掲論文、
 目黒 前掲論文
 (27) 李喜所 前掲書 三〇五—三〇七頁
 (28) 譚嗣同 前掲書 五七頁
 (29) 同前 一九六—二三〇頁
 (30) 同前 二三〇頁
 (31) 深澤秀男「変法運動と瀏陽算学館」
 同前 三〇頁
 (32) 譚嗣同 前掲書 二九一頁
 (33) 同前
 (34) 同前
 (35) 同前 二九〇頁
 (36) 深澤秀男「変法運動と南学会」
 譚嗣同 前掲書 三九七—三九八頁
 (37) 同前 四〇五頁
 (38) 深澤秀男「変法運動と湘報」
 同前 五六一頁
 (39) 譚嗣同 前掲書 四三四頁、
 (40) 同前
 (41) 同前

- (42) 唐才常、譚嗣同 等撰 前掲書 五八―五九頁
 (42) 譚嗣同 前掲書 四三七頁、
 唐才常、譚嗣同 等撰 前掲書 六一頁
 (43) 譚嗣同 前掲書 四二二頁、
 唐才常、譚嗣同 等撰 前掲書 二二七頁
 (44) 譚嗣同 前掲書 四二三―四二六頁、
 唐才常、譚嗣同 等撰 前掲書 二七四―二七九頁
 (45) 深澤秀男「変法運動と時務学堂」
 (46) 同前 七〇頁、
 深澤秀男「自立軍起義について」
 (47) 譚嗣同 前掲書「編者的話」 一頁
 (48) 西順蔵、坂元ひろ子訳注 前掲書二六一―二六二頁
 (49) 李澤厚《李澤厚十年集 中国近代思想論》一八一頁
 (50) 小野川秀美 前掲書 一七二頁
 (51) 近藤邦康 前掲論文 七五頁
 (52) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》上冊 九三頁
 (53) 同前 九五頁
 (54) 范文瀾 前掲書 三一三頁
 (55) 堀川哲男 前掲論文 二二頁
 (56) 野村浩一 前掲書 一四二頁
 (57) 鄧譚州 前掲書 二四四頁
 (58) 徐義君 前掲書 「引言」 一頁
 (59) 段本洛 前掲書 八八―八九頁
 (60) 王栻 前掲書 二二三頁

- (61) 李喜所 前掲書 二八二頁
 (62) 孔祥吉 前掲書 四一八頁
 (63) 吳廷嘉 前掲書 一一六頁
 (64) 王樾 前掲書 一三九頁
 (65) 韋政通 前掲書 七一三頁
 (66) 竹内弘行 前掲書 二五八頁

〔附記〕本小論は、一九九八年度の社会文化史学会の研究発表に加筆したものであり、戊戌変法百周年を記念して執筆したものである。
 本小論でも、王中忱氏（当時・清華大助教授）のお導きをいただいたので、ここに記して謝意を表す。

第二節 楊深秀

はじめに

この節では、清末の法務官僚で、変法派の政治家となつた楊深秀(1)を取り上げ、その生涯と変法運動との関係、変法運動におけるその役割を明らかにしていく。

第一項 楊深秀の生涯

楊深秀の生涯(2)について見ていく。本名は敏秀、字は漪邨、山西省聞喜県の生まれで、戊戌新政に参与した清末の官僚である。一八六二(同治元)年の挙人であつたが、清朝に献金して刑部員外郎となる。宋明の義理の学に造詣が深かつた。

一八八二(光緒八)年、張之洞が山西巡撫の時、彼を起用して徳堂書院長とし、全省の読書人に経史、考拠詞章の学を教えさせ、志士を敬わせようとした。

一八八九(光緒一五)年、進士となり、本官となつて刑部主事を授かり、郎中に累進し、一八九七(光緒二三)年の冬には山東道監察御史となつた。

彼は、その性格が剛直であり、日清戦争の恥を憤つた。しかし上申する場所がなかつたので、御史になつてからは、天下を正すことを自分の仕事とした。

彼は康有為のために代奏するほど康有為と親しく、その弟、康広仁の親友でもあつた。

一八九八年一月一日(旧曆一八九七年一月初九日)、ドイツの膠州湾占領に対して、康有為のために英国との連結を代奏している(3)。一八九八(光緒二四)年の正月、ロシアが旅順、大連を分割する事件が起こつたので、康有為などにより、三月二二日(旧曆三月初一日)、北京に保国会が成立すると、楊深秀はこれを支持した(4)。(2)。

また、康有為は三月二九日(旧曆二月二七日)、日英と連合して、ロシアの行動を拒否することを上奏した(5)。

孔祥吉によれば、楊深秀の百日維新前夜の活動は、当時の先進的な中国人が救国救民の道路を模索していたのを反映している、とされている(6)。

五月三日(旧曆四月初四日)には、楊深秀は「局紳賈景仁を劾するの摺」を出して、賈景仁の悪行を明らかにしている(7)。

一八九八(光緒二四)年六月一日(旧曆四月二三日)、戊戌の変法に際し、康有為の為に代奏して、「国是を定め、賞罰を明らかにする摺」を請い(8)、それによって国を正しい方向に向け、国運を振興させようとした。

また、「台湾が割かれ、膠州湾の変が生じて半年になる。だから皇帝の明をもってしても、どうして猶予があるだろうか。」と述べ、中国の危機を訴えると共に、変法による旧体制の変革を上奏した。

同日、楊深秀がすでに康有為のために代奏していた〈遊学日本章程〉⁽⁹⁾が承認され、三〇歳未満の生員で優秀な者の留学が可能となった。

また康有為のための、親王、貝勒⁽¹⁰⁾宗室の外国視察⁽¹¹⁾についての代奏も同じく認められた。その他、外国の書物の翻訳も康有為のために代奏し、認められている⁽¹²⁾。

同年六月一七日(旧曆四月二十九日)、御史宋伯魯が八股文を改廃して、経済特科を開くことを、康有為に代わって代奏した⁽¹³⁾。しかし、礼部尚書・許應騫が経済特科の無益なことを唱えて反対したので、六月二〇日(旧曆五月初二日)の代奏で、宋伯魯と楊深秀が許應騫を守旧で新政を阻むものとして弾劾した⁽¹⁴⁾。

さらに、楊深秀は九月二〇日(旧曆八月初五日)に康有為に代わって代奏して、清朝が英・米・日と団結して、それら諸国から援助を受けることを説いたが⁽¹⁵⁾、これは楊深秀が英国のテイモシー・リチャードおよび日本の伊藤博文に幻想を抱いていたためであった、という⁽¹⁶⁾。

このことについては、孔祥吉も、変法派の帝国主義列強に対する認識は低級な感性認識の段階にとどまっていた、とされている⁽¹⁷⁾。

一八九八(光緒二四)年九月二一日(旧曆八月初六日)、政変が起こったが、楊深秀は危難を避けようとしなくて、光緒帝が廃された理由を問い、西太后に政権を光緒帝に返すように勧告すらしている。

彼はついに逮捕されたが、楊深秀の一子、韃田によれば、楊深秀はすでに皇帝が捕らえられたのを知り、皇帝を何とかして救おうとしたので、韃田がそれを密かにたしなめようとする、かえってこれを叱り、従容として逮捕されたことが知られている⁽¹⁸⁾。逮捕されてからも獄中で詩を作り、九月二八日処刑されて、北京に仮葬された。

孔祥吉によれば、楊深秀の処刑の原因は、全精力をささげて変法維新に献身し、慈禧(西太后)の昏庸と腐朽に対して強烈な不満を持ち、彼女との決裂の道を踏んだからである、とされている⁽¹⁹⁾。

詔勅により、一九一〇(宣統二年)、はじめて故郷に葬られた。

楊深秀の著した詩文および奏稿の一部は〈雪虚声堂詩鈔〉、〈楊瀕春侍御奏稿〉として《戊戌六君子遺集》⁽²⁰⁾に収められている。その他に《晋中国都考》、《山西星度譜》、《聞喜県志疑存文鈔》などがある。

第二項 楊深秀と変法運動

これから、楊深秀と変法運動の関係について時系列的に見ていきたい。

まず、楊深秀が独自に関わった変法運動について述べ、ついで康有為のために代奏した奏摺を明らかにしていく。

【独自に関わった変法運動】

楊深秀が独自に関わった変法運動を見れば、以下の三点にまとめられる。すなわち、「一」楊深秀の保国会支持、「二」〈効局紳賈景仁摺〉、「三」光緒帝救出の決意、であり、順次述べていく。

「一」楊深秀の保国会支持

湯志鈞によれば、楊深秀の名前は保国会の参加者名簿には出てこないが、息子の韃田が会員であったので、支持していただろうとしている⁽⁴⁾。

なお、保国会については、とりあえず拙著『戊戌変法運動史の研究』と『戊戌変法期における学会、報刊、学堂についての研究』の保国会の項目を参照されたい。

保国会の禁止と楊深秀の保国会参加については、〈記保国会事〉に、あらまじつぎのようにある。

洪嘉与と御史黄桂鑿が、保滇会、保浙会、保国会を効したので李盛鐸も自らに禍いを招くのを恐れ、上疏して保国会を弾効したのであった。

しかし光緒帝が取りあわなかつたので、また潘慶瀾が続いて弾効し、軍機大臣の剛毅も保国会参加者を取り調べたが、光緒帝は、「今よく国を保つことが、大善でないことがあるのか、それなのに何故、保国会を取り調べるのか」と言い、保国会弾効はついに中止になった。

しかし五月には、礼部尚書の許応騫が保国会を

弾効し、続いて御史の文悌がまた、康有為を糾効する長い上奏文を書いたが、そこでは、いつわりがはげしく、保国会の主旨は、中国を保つにありて、大清を守っていないということであり、この上奏こそが、後の戊戌政変の大獄の張本人となった、というのである。

その後、八月になって戊戌政変の後、この保国会の主旨が上論の中に引用され、康有為の罪名となり、その他、楊深秀、楊銳、林旭、劉光第の保国会会員が罪を得て戮せられる原因となった、としている。

以上要するに、保国会は光緒帝の保護にもかかわらず李盛鐸、洪嘉与、潘慶瀾、黄桂鑿、剛毅、許応騫、文悌などにより、中国は保つが大清は保有しないという理由で弾効され、政変後、崩壊していくのであった⁽²¹⁾。

「二」〈効局紳賈景仁摺〉

この上奏文で局紳の賈景仁などの不正が正されている。なお、この摺については張承銘・閻冰⁽²²⁾、歐陽縈雪⁽²³⁾、大木康⁽²⁴⁾の所論があるので、少し長くなるが、それらにも触れながら考察していきたい。すなわち、

古を明らかにするのに、聖人は、小人を用いてはならないことを戒めています。小人は、利を見て義を忘れ、上は、君父を顧みず、下は、物議を顧みないで、隙があれば人に巧みに取り入り、事に遇えば、

ほしいままにします。やや、その意識を払っても、必ず、正道に逆らつてことを成し遂げ、その毒をほしいままにし、利をよしとし、ついに興すことができません。

山西省が商務局を設けると、自ら、砵務を開き、鐵路を修復する事が要事とされたが、まさに局員に人を得ず、ついに害をなすに至り、利はありませんでした。巡撫胡聘之は初めてこれを調査し、紳士で赴官や抱病を除く他に局に来たものに、刑部郎中曹中裕が居ります。その性質は気が弱く、偽つて、人によつて初めて事を成すことができません。

続けて、調査しますと、国子監学録賈景仁は凶暴で悪賢く、跋扈して、利欲に心を熏し、自ら上奏を經らないで、これを調査し、前業ですでに局に入り、仕事をしました。かつて、外県に赴いて、資本を集めることを勧め、勢いに乗じて、祁県の金持ちの家、喬氏の婢を脅し取り妾とし、これを兼ねさせました。気炎は人を凌いでいました。各紳は希望に富んでいました。が、畏れを生じ、資本が移つて集まらなくなり、謹んで入局調査を受けるに及びました。すなわち、ついに連動し、おなじく巖旨が降り、これを調べました⁽²⁵⁾。

とあり、まず、曹中裕と賈景仁の罪状が明らかにされている。ついで、

方孝傑は晋に至り、鐵路の仕事を引き受けて、努めて保つていました。一方で巡撫は賈景仁の過去の悪行を想いかつ知りましたので、初めて許可しませんでした。賈はこのために斡旋を百計し、死力を出し、業を守ろうとしました。他の商人で仕事を申し出るものは、ともにこれをとめようとしたが、巡撫の意図は達することができませんでした。

すなわち、同局の周玉麟はよく局中にて自ら外資を六釐(%)の利息で借りる外に株を求めませんでした。方商の借款がはなだ有益であるのを見て、賈景仁の阻撓に遇い、去りました。

衆商は資本に雲集し、利益を取ろうとして、比較的多くのがこれを用い、退けられるに及びました。ただ、方姓一人をとどめました。巡撫は、願わないとはいえ、どうしようもなかったのではないのでしょうか。

劉鶚が晋に来て、砵山を手中に納めるに及んで、初めて上申し、巡撫より質問がありました。ひとたび、賈本人が労しないで利益を得ているのを疑い、それが確定しました。賈は、近日、晋省出身の京官に上申を依頼して、都察院に所定の章程の不可を代陳することを請うています。

一方で、方と劉の二商は旨を報じて、撤退して終りました。これまでに、賈の劣迹は、明らかにさ

れず、その実、二商は退いたとはいえ、賈景仁はなお局にあって、汲引するところは以前の通りであります。

その上、何たることか、本人は近く、会試で上京し、あえて明らかに声言を強く荒々しく言う、というのであります。二商は斥けられたといつても極力戻ろうとしています。本人の心は貪欲のために過ぎず、資本の多寡の許容範囲で、ことごとく役所と一般民の取引の仲立ちを図り、下された諭旨を翻明する案を謀りました。彼は、その心になお、かすかにでも尊皇の気配があるでしょうか⁽²⁶⁾。

と見えており、賈景仁の悪行が述べられている。さらに彼の一族と彼との関係、彼の行状が明らかにされる。すなわち、

賈景仁の祖父と父は、ともに勉強して、初めて仕官しました。今は皆、世を去っています。その叔父は工部主事の賈璜で、現在は問題がないが、彼の家庭はかつて訓戒を勧めず、彼が外の人に対してぬきんでて犯すことがあったかどうかは、もとより、まだ知り得ていません。

賈璜は公呈に列名されている人で、賈景仁を議論するのを聞いて、次のように言ったそうです。「その叔父がどうして彼のためにしてやれることがあるのか。」と。彼の考えの中に、なお叔父としての態度が

どうしてありましようか。

私がここで冒頭に『君父を顧みない』とまで主張いたしますのも、当然ながら、漢代の酷吏たちのように法律を歪曲してまで弾劾しようとしたものではありません。まさにその省の京官にいたっては、はじめ本人の貪横を明指できず、その悟りを待って、どうして、局事がようやく善美を集めることができましようか。

本人は、局内にあつては、遊女を連れ込み、酒に狂い、賭けをし、金品を無駄遣いし、宴樂にふけりました。北京に来ては、気負って強がり、まだ一人にも言及しませんでした。挽回の理、適宜改める條は直ちにその腕前をあらわにして、人々の喉を抑え、しゃべれないようにしました。すでに朝官に勝利し、小民はいよいよだまされ、しのがれやすくなりました。

風聞によれば、本人はもとも潞と沢の二府、平と孟の二州県を定められています。そのほか大原と平陽も章程内に混入させようと欲しています。私の言う所の正道に逆らつて、ことを成し遂げ、その毒をほしいままにし、利をよしとし、ついに興すことができないのはこのことです⁽²⁷⁾。

と述べられ、彼の不誠実な行動が明らかにされている。それに対する楊深秀の考えが明らかにされている。

私が思いますのに、巡撫は、はじめ、調査を上奏したときは、まだ必ずしもその跋扈がここに至るとわきまえていませんでした。この事実でまさに中止しなければ、この人間は、万もしばらくも、容合すべきではなく、旨を乞うのでなければ、即、本人を撤退させ、部議に交すことを請い、官に邪を処分させ、局務の維持は、当局が人を求めて処理すべきです。その省の京員に公挙された謹慎練達の人により、可否を決め、時局に有益になるように期すべきです。

私の愚昧の意見につき、伏して皇帝陛下の聖鑒訓示を乞います。謹んで光緒二十四年閏三月十三日、上奏します⁽²⁸⁾。

と見え、楊深秀の考えに対し、皇帝の裁断を仰いでいるのがわかる。

なお、張承銘、閻冰の〈張士林与山西争砮運動〉によれば、劉鶚、方孝傑、賈景仁が架空の会社〈晋豊公司〉を立て、一八九七年、英伊合弁会社〈福公司〉から巡撫胡聘之と結託して一千万両を借りようとし、山西省の上層官僚、紳士の反対にあい、清朝政府から劉鶚、胡聘之が退けられている⁽²⁹⁾。

また、歐陽綰雪の〈百年是非、如何評節？——劉鶚与山西鉞事新論〉によれば、巡撫胡聘之は山西籍の京官の弾劾にあい、光緒二十四年二月初八日（一八九八年二月二十八日）の上諭により、方孝傑と劉鶚は声名甚劣によ

り退かされ、光緒二十五年八月八日（一八九九年九月十日）には、巡撫胡聘之が任を手放している⁽³⁰⁾。

さらに、大木康の「劉鶚」によれば、劉鶚は外資導入により山西の鉞山を開くことを主張し、「漢奸」の汚名を着せられたとしている⁽³¹⁾。この事案は楊深秀自身が上奏したものであり、それは山西出身の京官や紳士等に継承されており、愛国心と正義感が見られ、楊深秀の開明的変法派の法務官僚の面目が躍如として考えると考えられる。

「三」 光緒帝の救出の決意

湯志鈞は、次のように史料を引用して述べている。

八月初六日、政変起こる。朝を挙げて恐れ震えたが、深秀は、一人艱難を避けないで、徳宗が廢された故を詰問し、並びに、史事を援引し、「太后の速やかな撤簾帰政を請うた。」その言葉は甚だしく激烈であつた。ついに逮捕され獄に繋がれた。

子供の鞞田は逮捕された経過を述べて、次のように言っている。

「深秀は連日証拠を捜し、光緒帝が捕えられたことを知ったが、四人の新参政は謁見できず、つまびらかに計画していなかったのではないか？鞞田が少し勧めただけで、楊深秀は『今、南苑に行つて董福祥軍を招くだけだ。私が、今、はかつて親しく行なつて、忠義を勧め皇帝を救わせよう。皇帝が正し

い道に返せば、親政が大に行なわれ、成功しなければ、皇帝が私を縛り送るだけだ。』と声を張りあげて叱った。

丁度門を出たところで、隣人により緹騎が既に来ているとの報告があった。深秀は地団駄を踏んで、『昨晚、確かな知らせを得たが、一日遅く何もすることができなかった。』と言った。

また、座り直し、鞅田に大義を数語で訓戒し、また、友人としばらく談笑した。それから従容として、家に帰り、逮捕の命令に服従して、牢獄に入れられた⁽³²⁾。

と述べており、光緒帝を救出しようとする楊深秀の必死の決意のほどが偲ばれる。

以上の三点、「一」楊深秀の保国会支持、「二」(勅局紳賈景仁摺)、「三」光緒帝救出の決意、を通して、楊深秀が変法の下、独立富強の国家建設を思い、山西をはじめとして国内の地方自治を厳正にしようとした使命は、山西出身の京官や紳士たちに継承された。

また、変法派の法務官僚として、一命をもって光緒帝の改革を実行させようとして、落命したことが知られる。

【康有為のために代奏した奏摺】

つぎに、楊深秀が康有為のために代奏した奏摺につい

て、すでに見た幾つかの代奏の他に、宋伯魯との共同の代奏を含めて、孔祥吉によって楊の代奏であることが解明された奏摺を時系列的に検討したい⁽³³⁾。なお、それぞれに、拙訳を付記した。

一、光緒二三年一二月初九日、

請連結英国、立制德氣、益堅俄助摺

・英国と連結して、ただちに徳ドイツの氣配を制し、益々俄ロシア

の助けをたしかにすることを請うの摺

二、光緒二四年四月一三日、

請定国是、明賞罰、以正趨向而振国祚摺

・国是を定め、賞罰を明らかにし、国家を正しい方向に向け、国の幸いを振興させるを請うの摺

三、 同前

請斟酌列代旧制、正定四書文体摺

・歴代の旧制度を斟酌して、四書文体(科挙制)正定を請うの摺

四、 同前

請議游学日本章程片

・日本遊学の規則を議するを請うの片

五、 同前

請派近支王公游歴片

六、 同前
 ・ 皇室関係者の遊歴派遣を請うの片

請 籌 訳 書 片

・ 訳書を計画するを請うの片

七、 光緒二四年五月初二日、(代御史宋伯魯、楊深秀)

礼臣守旧迂謬、阻撓新政、請立賜降斥摺

・ 礼臣が守旧迂謬であり、新政を妨げるので、ただちに降格排斥を賜うを請うの摺

(この摺によって、許応驤が弾劾された。)

八、 光緒二四年五月初十日、

請 御 門 誓 衆、更 始 庶 政 摺

・ 皇帝が乾清門で百僚に誓い、庶政を更始するを請うの摺

九、 同前

請 懲 阻 撓 新 政 片

・ 新政を阻止する者(守旧派)を厳罰に処するを請うの片

一〇、 光緒二四年六月二三日、

請 申 諭 諸 臣 力 除 積 習 摺

・ 皇帝が重ねて、諸臣に諭し、つとめて積習を除かせるを請うの摺

一一、 同前

津 鎮 鐵 路 請 招 商 承 弁 片

・ 津鎮鉄道に招商承弁(民間委託)するを

請うの片

一二、 光緒二四年七月二九日、

裁 缺 諸 大 僚 擢 用 宜 緩、特 保 諸 進 甄 別 宜 嚴 摺

・ 缺(空席)を裁つに、大官の抜擢採用を

宜しく緩にし、特に諸新進を甄別(厳しく判別)するを保つの摺

一三、 光緒二四年八月初五日、

時 局 艱 危、拼 瓦 合 以 救 瓦 裂 摺

・ 時局の艱難にして、瓦合(英・米・日との連合)し、瓦裂を救うの摺

一四、 同前

請 探 查 審 藏 金 銀 処 所、鳩 工 掘 發 以 濟 練 兵 急 需 片

・ 審藏の金銀処所を探查し、工(労働者)を鳩(集)め、発掘し、練兵の急需を濟うを請うの摺

これらを簡単にまとめれば、次のとおりである。

一は、英国と連結して、ロシアの助けにより、ドイツを抑えようとするもの。

二は、変法国是を定め、賞罰を明らかにし、国家を正しい方向に向け、国の幸いを振興させようとするもの。

三は、旧制度を斟酌して、科挙制を改革しようとするもの。

四は、日本遊学の規則に関するもの。

五は、皇室関係者の遊学に関するもの。

六は、訳書計画に関するもの。

七は、宋伯魯、楊深秀による守旧派官僚が新政を妨げるのを阻止しようとするもの。(特に許応駟が弾劾された。)

八は、皇帝が乾清門で百僚を召し、誓い、守旧派を罰し、変法による自強を願ったもの。

九は、変法自強を阻止する守旧派を厳罰に処して、亡国の危機にある清朝を皇帝の力によって、救つてもらおうとするもの。

一〇は、皇帝が重ねて諭し、諸臣につとめて積習を除かせることを願ったもの。

一一は、津鎮鉄道を民間に委託して開こうとしたものの。

一二は、大官の空席を埋める計画はゆっくりし、特に、諸新進を保つために、厳しく判別することを願っているもの。

一三は、時局の艱難を英・米・日との連合により乗り切っていくことを願ったもの。

一四は、金銀を隠してある穴蔵を探查して、労働者に発掘させ、練兵の急を要する需要を救うことを願ったもの。

すなわち、変法国是を明らかにし、科挙制を改革し、官僚の意識も改革し、若者王侯貴族の留学、鉄道の敷設、強力な軍隊の育成、外国との連合などを通して、独立富強の清朝を起こそうとしたことが知られる。

第三項 楊深秀の役割

次に、変法運動における楊深秀の役割を見ていく。

すでに見たように、楊深秀は愛国心と正義感を養い、変法派法務官僚の面目が躍如としており、内政面に積極的にかかわっている。すなわち、康有為たちが立ち上げた中国最初の政党といわれる保国会を支持している。

官吏の綱紀肅正では、〈効局紳賈景仁摺〉により、官吏の腐敗を是正しようとしている。光緒帝救出の決意については、一命を賭して、それに当たっている。

ついで、すでに述べたように、楊深秀は康有為と親密な関係にあったので、康有為のために代奏し、それが戊戌変法実施にあずかって力があつたが、ここでその役割をまとめておく。

内政では、戊戌変法に際して康有為の為に代奏して、「国是を定め、賞罰を明らかにする摺」を請い、それによつて国を正しい方向に向け、国運を振興させようとした。

また、〈請御門誓衆摺〉の上奏文を通して、御門大誓により、守旧派を罰し維新による自強策を提案していることが知られる。

〈請懲阻撓新政片〉では、変法自強を阻害する守旧派を厳罰に処して、亡国の危機にある清朝を皇帝の力により、救ってもらうことを願っている。

教育改革では、まず、科挙制の改革が、〈請釐定文体摺〉で、四書の尊重と文体の是正、法を正すことが訴えられている。また、彼の上奏した〈遊学日本章程〉で、三〇歳未満の生員で優秀な者の留学、親王、貝勒、宗室の外国視察も認められた。その他、外国の書物の翻訳も上奏している。

交通面では、津鎮鉄道を民間に委託して開こうとしている。

軍事面では、資金を調達して練兵の急にあてようとしている。

外交面では、ドイツの膠州湾占領では、英国と連結している。

なお、孔祥吉は、**梁啓超と康有為が楊深秀を一番高く評価している**、とされ、また、特に康有為の変法に関する奏議の四分の一は楊深秀の代通により光緒帝の手中に至った、とされている。

また、楊深秀が崇高な精神を維持できた理由について、孔祥吉は、彼の強烈な愛国心と正義感、康有為らとの親密な関係、家庭の貧困にめげず、艱苦刻勵したことである、とされている⁽³⁴⁾。

以上、変法運動における楊深秀の役割は、家庭の貧困にめげず、刻苦精勵して愛国心、正義感を養い、光緒帝を中心として内政を改革していこうとし、康有為と親密な関係を持ち、代奏にも協力し、内政外交において、積極的に変法運動を推進した**法務官僚としての役割が顕著**である。

おわりに

今まで、変法運動と楊深秀の関係について考察してきた。最後に簡単にまとめておく。

楊深秀は、一八六二（同治元）年、山西省に生まれ、一八九七（光緒二三）年、山東道監察御史となり、変法運動に参加した。

一八九七年一二月、ドイツの膠州湾占領に対して、康有為のために英国との連結を代奏している。

一八九八（光緒二四）年の正月、ロシアが旅順、大連を分割する事件が起こったので、英日と連合して、これを拒否することを上奏した。また、北京に保国会が成立すると、これを支持した。

同年六月一日（旧暦四月二三日）、戊戌の変法に際し、康有為の為に代奏して「国是を定め、賞罰を明らかにする摺」を請うた。

同日、楊深秀がすでに康有為のために代奏していた〈遊学日本章程〉が承認され、三〇歳未満の生員で優秀な者

の留学、親王、貝勒、宗室の外国視察の康有為のための代奏も認められた。その他、外国の書物の翻訳も康有為のために代奏している。

同年六月一七日（旧暦四月二十九日）、御史宋伯魯が八股文を改廃して経済特科を開くことを上奏したが、礼部尚書・許應騷が経済特科の無益なことを唱えて反対したので、六月二〇日（旧暦五月初二日）、宋伯魯と楊深秀が許應騷を守旧で、新政を阻むものとして弾劾した。

さらに、楊深秀は九月二〇日（旧暦八月初五日）に上奏して、清朝が英米日と団結して、それら諸国から援助を受けることを説いた。

一八九八（光緒二四）年九月二一日（旧暦八月初六日）、政変が起こったが、楊深秀は危難を避けようとしないうで、光緒帝が廃された理由を問い、西太后に政権を光緒帝に返すように勧告すらしている。

彼はついに逮捕されたが、獄中で詩を作り、九月二八日（旧暦八月一三日）処刑されて、北京に仮葬された。詔勅により、一九一〇（宣統二）年、はじめて故郷に葬られた。

楊深秀の著した詩文および奏稿の一部は〈雪虚堂詩鈔〉、〈楊瀦春侍御奏稿〉として《戊戌六君子遺集》に収められている。その他に《晋中国都考》、《山西星度譜》、《聞喜県志疑存文鈔》などがある。

楊深秀と変法運動では、すでに見たように、楊深秀は

愛国心と正義感を養い、変法派法務官僚の面目が躍如としており、内政面に積極的にかかわっている。すなわち、康有為たちが立ち上げた「中国最初の政党」といわれる**保国会を支持**している。官吏の綱紀肅正では、〈劾局紳賈景仁摺〉により、官吏の腐敗を是正しようとしている。光緒帝救出の決意については、一命を賭して、それに当たっている。

ついで、康有為と親しい関係にあったので、康有為のために代奏し、それが戊戌変法実施にあずかって力があつたが、内政では、戊戌変法に際して康有為の為に代奏して、「国是を定め、賞罰を明らかにする摺」を請い、それによって国を正しい方向に向け、国運を振興させようとした。

また、〈請御門誓衆摺〉の代奏文を通して、御門大誓により守旧派を罰し、維新による自強策を提案している様子が見られる。

〈請懲阻撓新政片〉では、変法自強を阻害する守旧派を厳罰に処して、亡国の危機にある清朝を皇帝の力により、救ってもらうことを願っている。

教育改革では、まず科挙制の改革が、〈請釐定文体摺〉で、四書の尊重と文体の是正、法を正すことが訴えられている。また、彼の上奏した〈遊学日本章程〉によって三十歳未満の生員で優秀な者の留学、親王、貝勒、宗室の外国視察も認められた。その他、外国の書物の翻訳も

上奏している。

また、交通面では、津鎮鉄道を民間に委託して開こうとしていた。軍事面では、資金を調達して練兵の急にあてようとしている。外交面では、ドイツの膠州湾占領では、英国と連結している。

なお、孔祥吉は、梁啓超、康有為が楊深秀を一番高く評価しているとしており、特に、康有為の変法に関する奏議の四分の一は、楊深秀の代通により、光緒帝の手中に至った、とされている。

また、楊深秀が崇高な精神を維持できた理由について、その強烈な愛国心と正義感、康有為らとの親密な関係、家庭の貧困にめげず、艱苦刻勵したことである、と孔祥吉は述べている。

楊深秀の変法運動における役割は、家庭の貧困にめげず、刻苦勉勵して愛国心と正義感を養い、光緒帝を中心として、内政を改革していこうとした。康有為と親密な関係を持ち康有為の内政外交における奏摺の、代奏でも協力していて、変法運動を推進した法務官僚としての役割が顕著である。

注

(1) 楊深秀についての史料・参考文献は管見のかぎり以下の通りである。

- ・楊侍御深秀〈奏請正定四書文體以勵實學摺〉《知新報》第五十九冊 光緒二十四年 一八九八
- ・康有為《六哀詩》《新民叢報》第十七号 光緒二八年 一九〇二
- ・閔爾昌編《碑伝集補》卷十 燕京大学国学研究所 一九二三
- ・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 上海人民出版社 一九五七
- ・国家档案局明清档案館編《戊戌変法档案史料》中華書局出版 一九五八
- ・梁啓超《戊戌政変記》文海出版社 一九六四
- ・張元濟編《戊戌六君子遺集》文海出版社 一九六六
- ・康南海、康文佩編《康南海自訂年譜、康南海先生年譜続編》文海出版社一九七二
- ・趙爾巽著《清史稿》第四二卷冊四七〇 中華書局 一九七七
- ・湯志鈞著《戊戌変法人物伝稿》増訂本 中華書局 一九八二
- ・丁文江 趙豊田編《梁啓超年譜長編》上海人民出版社 一九八三
- ・孔祥吉《康有為戊戌年変法奏議考訂》(胡繩武主編)

- 《戊戌維新運動史論集》湖南人民出版社 一九八三）
- ・孔祥吉《楊深秀考論》《晉陽學刊》一九八三年第四期
 - ・蔡冠洛編《清代七百人伝》下 中国書店 一九八四
 - ・深澤秀男「批評・紹介 胡繩武主編『戊戌維新運動史論集』」『東洋史研究』第四十四号 第四号 一九八六
 - ・孔祥吉《戊戌維新運動新探》湖南人民出版社 一九八八
 - ・深澤秀男「楊深秀」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇一八
 - ・清華大学歴史系編《戊戌変法文献資料系日》上海書店出版社 一九九八
 - ・李濟琛等編著《戊戌百年祭》上中下 華文出版社 一九九八
 - ・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇
 - ・丁文江 趙豊田編島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一卷 岩波書店 二〇〇四
 - ・雷家聖《力挽狂瀾―戊戌政変新探―》萬巻樓 二〇〇四
 - ・深澤秀男『戊戌変法期における学会、報館、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七、岩手大学リポジトリ 二〇〇七
 - ・孔祥吉《康有為変法奏章輯考》北京図書館出版社

二〇〇八年三月

- ・茅海建《康有為と「真奏議」―読孔祥吉《康有為変法奏章輯考》》《近代史研究》二〇〇九年第三期
 - ・深澤秀男「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐる―」『岩手史学研究』第九二号 二〇一一年九四・九五号 二〇一四
 - ・深澤秀男『変法運動と光緒帝』『岩手史学研究』山川出版社 二〇一四、二刷 二〇一八
- (2) 深澤秀男「楊深秀」、山田辰雄編『近代中国人名辞典』
- (3) 孔祥吉《康有為変法奏章輯考》一二四―一二七頁
- (4) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 一一五―一一九頁
- (5) 康有為は《康南海自定年譜》四〇頁で、楊深秀に代表させたと言っており、湯志鈞も、その著《戊戌変法人物伝稿》増訂本一一五頁で、それを踏襲しているが、この記事は奏摺には見当たらない、とも、湯志鈞は言っている。
- なお孔祥吉《康有為変法奏章輯考》の二月二七日の奏摺には、康有為のものとして、掲載されている。
- (6) 孔祥吉《楊深秀考論》二四頁
- (7) 張元濟編《戊戌六君子遺集》五九五―五九八頁

- (8) 孔祥吉《康有為変法奏章輯考》二〇〇—二〇三頁
- (9) 同前 二〇八—二一〇頁
- (10) 「貝勒」とは、清朝の王室の位で、諸王の下。
- (11) 孔祥吉《康有為変法奏章輯考》二一一—二一二頁
- (12) 同前二一三—二一四頁
- (13) 同前二四六—二四八頁
- (14) 同前二六三—二六五頁
- (15) 同前三九九—四〇一頁
- (16) 湯志鈞著《戊戌変法人物伝稿》増訂本上 一一七—一一八頁
- (17) (6) と同じ
- (18) 湯志鈞著《戊戌変法人物伝稿》増訂本上 一一八頁
- (19) 孔祥吉「楊深秀考論」二六頁
- (20) 張元濟編《戊戌六君子遺集》 四四五—五九七頁
- (21) 中国史学会主編 前掲書 四一七頁、
・梁啓超 前掲書 一五八頁
- (22) 張承銘・閻冰《張士林与山西争砮運動》《文史月刊》二〇〇五年 第一〇期
- (23) 欧陽縈雪《百年是非、如何評論？三—劉鶚与山西鈇事新論》樽本昭雄編『清末小説から(通訊)』第七十八号、二〇〇五年七月
- (24) 大木康「劉鶚」山田辰雄編『近代中国人名辞典』所収
- (25) 張元濟編《戊戌六君子遺集》 五九五頁
- (26) 同前 五九五—五九六頁
- (27) 同前 五九六—五九七頁
- (28) 同前 五九七—五九八頁
- (29) 張承銘・閻冰《張士林与山西争砮運動》《文史月刊》二〇〇五年第十期
- (30) 欧陽縈雪《百年是非、如何評論？三—劉鶚与山西鈇事新論》樽本昭雄編『清末小説から(通訊)』第七十八号、二〇〇五年七月
- (31) 大木康「劉鶚」山田辰雄編『近代中国人名辞典』所収
- (32) 湯志鈞 前掲書一一八頁
- (33) 孔祥吉《康有為変法奏章輯考》
なお張元濟編集の《戊戌六君子遺集》所載の楊深秀の奏稿として《請御門誓衆摺》、《請懲阻撓新政片》、《「請釐定文体摺」が載せられているが、誤りであることが孔祥吉によって明らかにされたことになる。
- (34) 孔祥吉「楊深秀考論」二七—二八頁
- 【付記】本小論は、二〇一三年度の東北中国学会の研究発表に加筆したものであり、『集刊東洋学』編集委員会の方々、ならびに、水盛涼一氏(現・多摩大学准教授)に懇切なお導きをいただいたので、記して謝意を表します。

第三節 林旭

はじめに

この節では、清末の官僚で、康有為の弟子となっていたときに、光緒帝に召見されて変法政治に参与した林旭を取り上げ、その生涯と変法運動との関係、変法運動におけるその役割を明らかにしていく。

第一項 林旭の生涯

林旭⁽¹⁾の生涯について、若くして義に就いた林旭には自著がないので、おもに梁啓超の〈林旭伝〉⁽²⁾や陳衍の「林旭伝」⁽³⁾によって見ていく。

林旭は一八七五（光緒元）年の生まれ、字が噉谷、福建省侯官県の人で、康有為の弟子である。陳衍によれば、祖父福祚は、安徽省東流県の知県であり官吏として法を守ってよく人民を治めたと称された。父の百敬は、この村の諸生で、林旭が幼い時に亡くなった。

林旭は子どもの時より秀で、塾の教師から律賦を習い、文を作るにあたって学徳が優れていて驚かれたという。また、旭は群書を一覽するのを好んだが、家が貧しかったので他人から借りて閲読していた。人々は、その博覧強記を見て、彼に与えるのを楽しんだという。その後、同郷の道員沈瑜慶が江南をめぐり、故郷に帰って墓参り

をした時、林旭の塾の教師から、彼の詩文が博く豊かであることを知り、最初、林旭の風采が上がらないのを嫌ったが、ついに娘（鵲応）を彼の妻とし、南京で婿とした。次いで、林旭は武昌に遊び、陳宝箴、陳三立父子、梁鼎芬、屠寄などの有名人と知り合うこととなった。

一八九三（光緒一九）年、林旭は十九歳で、郷里で童子試三試に応じ第一位となり、諸生となった。北京に入り、名士と交わり、黄紹基、沈曾植、康有為、梁啓超、嚴復らと交流した。

梁啓超も林旭を天才特達としており、また、詩文にも優れ北京でも有名になったとしている。

一八九五（光緒二一）年、遼東半島、台湾が割譲された時、林旭は礼部の試験に応じていたが、発奮して上書し、和議を拒むことを請い、意志は他の人とはかけ離れて優れていた、と梁啓超は見ている。科挙に落第し、入費により内閣中書となった。康有為たちが北京に強学会を設立するのに旭も奔走した。

一八九七（光緒二三）年、通芸学堂を張元濟などと興した。

広州湾占領などの報告で、国内でも事変は、急を極め、康有為は変法の上書を提出し、旭は康有為の学問を聞き、これを慕い、康有為に面会して政教の宗旨を聞き、大いに心を定めて、康有為の弟子となった。

康有為は、士気を振励させるのが保国の基礎だとし、

各省の志士に各学会を作らせ、相講究し声気を通じ易くし、講究が熟し易いようにした。北京においては、まず、粵学会、蜀学会、浙学会、陝学会、などを倡え、楊銳は蜀学会の領袖となった。林旭はあまねく故郷の先達に謁見し、鼓舞し、一日で閩学会を作った。

一八九八（光緒二四）年正月初一〇日に大会を福建会馆に開き、福建中の名士、大夫が皆集まり、林旭が領袖となった。保国会が開かれると林旭が董事となった。

間もなく、保国会は封建頑固派の攻撃にさらされて、活動を停止した。友人の陳衍らが危険を恐れて、林旭を杭州に遊ばせた。

さて、榮禄は、かつて福州の將軍であり、風雅であり、福建人に好意を寄せていた。林旭は、名士、陳葆楨の孫婿であるので、部下にしようとした。

一八九八（光緒二四）年五月に天津に来て、林旭を招いて幕府に入れようとした。林旭は、先生の康有為に可否を尋ねると、康有為が賛成したので、榮禄の招聘に応じようとした。

また、湖広総督張之洞、湖南巡撫陳宝箴は林旭を朝廷に出仕させようとした。しかし、すでに、経済特科の試験に應じていたので、少詹の王錫蕃が林旭を朝廷に薦め、七月に召見された。最初、皇帝は、林旭の福建語が分からなかったもので、上奏文を再提出させた。それには、師の康有為の学説が詳しく書いてあったので、皇帝は康有

為の弟子であることが分かり信任した。林旭は、譚嗣同らと同じ四品卿銜を授けられ、軍機章京に当てられ新政に参与した。陳奏が多かったという。

八月初二日、光緒帝は、康有為に出兵を命じた密書を林旭に手渡し、康有為に渡すように命じた。その後、政変が起こり、林旭は捕らえられて、一三日、二四歳で、市で処刑された。子どもはいなかった。著書に《晚翠軒詩集》などがある。妻沈静儀（鵲応）は薬を仰いで夫に殉じた。辞に《崦樓詩詞集》第一巻がある。

第二項 林旭と変法運動

林旭が変法運動に関心を持つようになったのは、すでに見たように、日清戦争敗北による遼東半島、台湾の割譲であった。それ以後の変法運動への参加を時系列的に十四項目にわたって検討していきたい。

- すなわち、参加の事項を列挙すれば、
- ① 一八九五（光緒二一）年、日清戦争敗北による遼東半島、台湾の割譲に対する拒和を上書したこと
 - ② 科挙の試験に落第したこと
 - ③ 同年の康有為らの北京強学会設立に対して旭が奔走したこと
 - ④ 一八九七（光緒二三）年の張元濟らとの通芸学堂の創設したこと
 - ⑤ 同年冬のドイツの膠州湾占領に反対する康有為の

変法請願の上書を通し、旭は康有為の学問に関心をもち弟子となったこと

⑥ 一八九八（光緒二四）年正月初一〇日、閩学会を創設したこと

⑦ 同年の康有為らの保国会創設にあたって、旭が董事となったこと

⑧ 七月、王錫蕃の光緒帝への推薦

⑨ 梁啓超が林旭の光緒帝への推薦に言及したこと

⑩ 陳衍が林旭の光緒帝への推薦に言及したこと

⑪ 光緒帝に林旭が召見されたこと

⑫ 八月、四品銜軍機章京に任命され新政に参加したこと

⑬ 皇帝の密詔を手渡しで預かったこと

⑭ 政変によって義に就いたこと

などである。

まず、日清戦争敗北による遼東半島、台湾の割譲に対する上書①については、梁啓超は林旭について、以下のよう

に述べている。すなわち、

乙未（一八九五、光緒二十一年）、遼東半島、台湾が割譲された時、君はまさに礼部の試験に応じよとしていたが、発憤して上書して、和議を拒否することを請うた。思うに、君の意志は、すでに他の人とかげ離れて優れていた。ついで、内閣中書となった④。

と、述べており、この内閣中書は、入貲によって得たものであった。

また、陳衍は、旭の科擧の落第について②、つぎのよう

に述べている。すなわち、

甲午（一八九四、光緒二十年）、乙未（一八九五、

光緒二十一年）、戊戌（一八九八、光緒二十四年）の五年

間に三回、挙人の試験を受けたが、合格しなかった

ので、発憤して歌詩を作った⑤。

と見えている。

北京強学会との関係③については、陳衍は次のように

言っている。すなわち、

間もなく、中日が戦いを構え、中国はまさに太挫

し、変法を言う者が蜂起した。（一八九五、光緒二十一年）

京師強学会が興ると旭はその間に奔走し⑥∴。

と見え、京師強学会の創設のために尽力していることが

わかる。

一八九七（光緒二三）年の張元済などとの通芸学堂の

創設④については、陳衍は次のように言っている。

王儀通、張元済などと通芸学堂を興した。林旭は、

することがあり、忙しく過ぎた⑦。

とある。

同年冬のドイツの膠州湾占領に反対する康有為の変法

請願の上書を通して、旭が康有為の学問に関心をもち、

弟子となったこと⑤について見ていく。

まず、康有為の上書の経過については、康有為は『康南海自編年譜』で、あらまし次のように言っている。

一月一二日より、ドイツ人が膠州で発砲したので：私は翁同龢に急いで日本を信ずべきことを話したが、：我が政府は、この話を信じなかったもので、御史楊深秀に上書を書かせた。(8)

梁啓超は次のように言っている。すなわち、
けだし、南海の学を聞き、これを慕い、南海に謁見して、康有為の論ずる政教の宗旨を聞き、大いに心を傾け、弟子となった。

これに先立って膠州湾占領などの報告で、国内でも事変は急を極め、康南海先生は**士気を振励させるのが保国の基礎**だとし、各省の志士に各学会を作らせ、相講究し、声気を通じやすくし、講究が熟しやすいうようにした。北京においては、先生はまず、粵学会：などを倡え(9)。

と見えており、その経過がわかる。
一八九八(光緒二四)年正月初十日の**閩学会の創設**(6)については、梁啓超は次のように言っている。

楊銳君は実に蜀学会の領袖となり、君(林旭)は、あまねく、故郷の先達にこれ(閩学会)を鼓吹し、一日で成立させ、正月初一〇日をもって、大会を福建会馆に開き、皆集まり、君は実に閩学会の領袖と

なった(10)。

とあり閩学会創設に奔走したことがわかる。

同年の康有為らの保国会創設にあたって、**林旭が董事**なったこと(7)については、梁啓超は次のように述べている。すなわち、

保国会を開くに及んで君(林旭)は会中であつて率先して董事となり、提唱してもっとも努めた(11)とある。

七月の**王錫蕃の光緒帝への推薦**(8)については、まず、錫蕃は光緒帝に次のように推薦している。

署日講起居注官詹事府少詹事、臣王錫蕃、跪奏いたします。時務に通達している人材を保っておりますので、恭しくも摺にしてご聖鑒の事、仰ぎ祈ります。

：内閣候補中書林旭は、才識が明敏でありまして、よく詳しく古今を研め致用を求めております。西国の政治学の討論には最も精しく、商務の交渉には最も熟しております。新進気鋭の青年で、才能もずば抜けて優れ、人材も実に群を超しております。(12)：と述べられており、才能、人材ともに恵まれている、と推薦されているのがわかる。

林旭の光緒帝への推薦(9)については、梁啓超は次のように言っている。すなわち、

榮祿は、かつて、福州の將軍であり、風雅であり、

福建人に好意を寄せていた。君（林旭）が、名士、陳葆楨の孫婿であるので、才名を借りようとするところがはなはだしく、招き寄せ部下にしようとした。

一八九八（光緒二四）年五月に天津に来て、君を招いて幕府に入れようとした。林旭は、都に入って、先生の康有為に可否を尋ねると、康有為が言った。

「このことについて何か障害があるのか、汝は、大義を進めることができ、事変をいざなうことができ、従容として、迷謬を開き導き、暗中に陰謀を消し止めることができる。また大変良いことではないか。」

と賛成したので、榮禄の招聘に応じようとした。しかし、すでに、経済特科の試験に応じていたので、少詹の王錫蕃が林旭を朝廷に薦め、⁽¹³⁾。

とあり、榮禄が部下にしようとしたが、王錫蕃が推薦したことがわかる。

陳衍の林旭の光緒帝への推薦^⑩についての言及は、以下のとおりである。

湖広総督張之洞、湖南巡撫陳宝箴は、皆、旭を朝廷に出仕させようとした。というのは、朝廷は京外官の四品以上に人材を薦挙させていたのであった。

翰林学士王錫蕃が旭を奏薦した⁽¹⁴⁾。

と見え、張之洞、陳宝箴の代わりに王錫蕃が推薦したことが知られる。

光緒帝の召見^⑪については、梁啓超は、

七月、皇帝は林旭を召見された。皇帝は、上奏した答えをもう一度書いて呈覧するよう命令された。

思うに、君が福建語を話すので、皇帝は理解お出来にならなかつたのだらう。君は退朝して、つぶさに摺を上奏し、摺中に師の説を詳しく申し上げたので、上は、康某の弟子とお分かりになり、君を信任された⁽¹⁵⁾。

と述べている。

八月に四品卿銜軍機章京に任命され、新政に参加したこと^⑫については、梁啓超は次のように言っている。

ついに、譚君らと同じく、四品卿銜を授けられ、軍機処に入つて、新政に参与した。一〇日のうち、陳奏することが甚だ多く、上諭の多くは君のはかつたものであった⁽¹⁶⁾。

とあり、陳奏が多かつたことが知られる。

陳衍は、林旭の新政参与を次のように書いている。

特に命じられて、楊銳、譚嗣同、劉光第と四品卿銜の軍機処章京に充てられ、新政に参与した。

日夜、変を謀り、さらに、一切は甚だしく極まり、耄老諸大臣をことごとく斥け、挙げて新進を用いんとするものであった⁽¹⁷⁾。

とあり、新進の者を採用しようとしていたことが知られる。

皇帝の密諭を手渡しで預かったこと¹⁹については、梁啓超は、

(八月)初二日、皇帝は、康先生に密詔を賜り、彼を速やかに出京させようとして、君にそれを手渡し、出京を助けさせた。思うに、君を深く信じていたからである。密諭を報じて、譚君らは小躍りして叫んだ。丁度その時、袁世凱が北京にいたので、謀って呼び出して、密詔を示し、袁の義憤を奮い立たせようとした。しかし、君は意味なしとした¹⁸。

と述べており、緊迫した様子がわかる。

康有為の『康南海編年譜』には、

初三日早朝、林旭が光緒帝の密詔を持って来た。跪いて、読み、痛哭、激昂した。密摺を草し謝恩と皇帝を救うために死を誓った。旭に復命書を持ち帰らせ、それとともに、初四日に出京、旅立つこと、官報を用いて関所を開かせることを奏報した¹⁹。

とあり、林旭のもたらした密詔に対する康有為の思いが伝わってくる。

政変によって義に就いたこと¹⁹については、梁啓超は、

変が起こるに及んで、(他の五君子と同じく)捕えられ、一三日、市において斬られた。刑に臨んで、監斬吏に罪名を問うたが、同吏は顧みず去った。君の態度は少しも変わらなかったという²⁰。

とあり、毅然たる態度で死に臨んだことがわかる。

また、陳衍はつぎのように言っている。

(八月)一〇日、難がおこった。初め、那拉太后(西太后)は、景帝(光緒帝)に帰政するといっていたが、榮禄を用いて北洋大臣とし、某を歩軍統領として、兵権はもとより握っていた。新進の者は、兵がなければなすことができないことを知った。そこで、景帝(光緒帝)に某々を軍謀に調用することを請うた。まだ、行なわないうちに西太后がこれを聞いて四章京を逮捕下獄させた。数日して、いまだ獄辞も具でないまま、西市で斬られた。楊深秀に与する者が相い伝えるには、平生、言うのに、「三千の強兵を得れば、後の手足をつなぐのに余りがある」と²¹。

これにより、西太后の命令により、自白もつまびらかにされないで義に就いたことが知られる。

以上、林旭の変法運動への参加を十四項目にわたって時系列的に検討した。

第三項 林旭の役割と評価

変法運動における林旭の役割と評価を見ていく。

まず、林旭の上書について、変法運動のきっかけは、康有為たちの公車上書であり、その中に日清戦争の拒和があり、旭の上書も拒和からなされている。

次に学会との関係で見れば、変法運動の一つの柱は学会設立運動であり、旭は強学会創設への尽力、閩学会創設と領袖、保国会の董事などで活躍している。

また変法運動のもう一つの柱は**学堂設立運動**であり、旭は通芸学堂の創設に尽力している。

更に学問的には、康有為の政教の宗旨を聞き、その弟子となり、変法運動を進展させ、皇帝の信頼を勝ち得ることになった。

光緒帝への、王錫蕃による林旭の推薦では、才能、人材ともに恵まれ、西国の政治学、商務交渉に優れているとされている。

光緒帝の召見では、最初、旭の福建語が皇帝に理解されなかったが、再度、上奏した摺が康有為の説を詳しく述べたものなので、皇帝にも康有為の弟子として信任された。

旭の新政への参与では、四品卿銜軍機章京に任命され、新政に参与することになった。新政への参与では、陳奏が多かったという。

皇帝の密詔の手渡しでは、光緒帝の康有為への密詔の手渡しを命ぜられ、無事、師の康有為に手渡し、康有為からの復命書も光緒帝に渡している。

政変による処刑では、旭は自分の罪名を問い毅然たる態度で義に就いたという。

林旭の評価について、一部を紹介する。

まず、師の康有為は、旭が議院を開こうとしていたのを止めた、と述べている⁽²²⁾。

また、旭と組んで新政を行なった楊銳は、その勤務態度を三、四回注意している⁽²³⁾。

さらに、革命派の章炳麟は、結果的に林旭が自分の利益のために変法運動を行なった、と見ている⁽²⁴⁾。

おわりに

今まで、変法運動と林旭について述べてきたが、最後にまとめておく。

まず、林旭の生涯であるが、旭は、字は暲谷、一八七五（光緒元）年、福建省侯官県の生まれで、同郷の道員沈瑜慶の娘婿となった。十九歳で童子試三試に第一位で合格し、北京の名士と交流した。

一八九五（光緒二一）年、礼部の試験の最中、**日清戦争の和議拒否を請う上書**をし、落第し、その後、入賞により内閣中書となった。同年、北京強学会の創設に奔走した。

一八九七（光緒二三）年、張元濟などと通芸学堂を創設。同年冬、康有為の変法の上書によって、康有為の政教の宗旨を知り、弟子となった。

一八九八（光緒二四）年一月、閩学会を創設し領袖となり、保国会の創設に当たってはすすんで董事となった。

七月、王錫蕃から、才能、人材により、皇帝に推薦され、同月光緒帝の召見にあずかった。八月、四品卿銜軍機章京に任命され、新政に参与し、同月二日、皇帝から康有為への手詔を預かり、康有為に渡している。初六日、政変がおこり、数日で義に就いた。

変法運動における彼の役割は、上書としては、日清戦争の拒和にあり、学会としては、北京強学会、閩学会、保国会に関わり、学堂としては、通芸学堂に関わった。

また、康有為の弟子となり、王錫蕃から、皇帝に推薦され、一八九八（光緒二四）年七月光緒帝の召見にあずかり、八月、四品銜軍機章京に任命され、新政に参与し、同月二日、皇帝から康有為への手詔を預かり、康有為に渡している。初六日、政変が起り、数日で義に就いた。

林旭の評価としては、まず、師の康有為は、旭が議院を志していたことを明らかにし、楊銳が旭の勤務態度に注意を与え、革命派の章炳麟は、彼が結果としては自分の利益のために変法運動を行なったと見ている。

派別としては、湯志鈞は彼を中派としている⁽²⁵⁾。

私（著者）としては、林旭は新政に積極的に参与し、熱心ではあったが、若年故の未熟さもあった、と思われる。

注

(1) 林旭についての史料、参考文献の主要なものは、管見の限り、以下の二十二篇である。

・閔爾昌編《碑伝集補》卷十二 四庫全書本叢書館一九二二

・民国清史館編《清史稿》卷四六四 列伝二五一 民国清史館 一九二七

・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》

(一)―(四) 上海人民出版社 一九五七

・国家档案局明清档案局編《戊戌変法档案史料》中

華書局 一九五八

・章炳麟《革命之道徳》張枏、王惠之編《辛亥革命

前一〇年間時論選集》第二卷上冊 一九六三

・梁啓超著《戊戌政変記》文海出版社 一九六五

・張元濟編《戊戌六君子遺集》上海商務印書館

一九一七、文海出版社 一九六七

・康有為著康文佩編《康南海先生自訂年譜 南海先

生年譜統編》文海出版社 一九七三

・湯志鈞著《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊 中

華書局 一九八二

・清史編纂委員会編《清代人物伝稿》下編 卷五 遼

寧人民出版社 一九八七

・憑元魁著《清朝列伝 光緒帝》吉林文史出版社

一九九三

- ・児野道子「林旭」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇一八年 所収
- ・清華大学歴史系編『戊戌変法文獻資料系日』上海書店出版社
- ・李濟琛等編著『戊戌百年祭』上中下 華文出版社 一九九八
- ・深澤秀男著『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇
- ・深澤秀男著『中国の近代化とキリスト教』新教出版社 二〇〇〇
- ・深澤秀男著『戊戌変法期における学会、報刊、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七
- 電子図書・岩手大学レポジトリ 二〇〇七
- ・深澤秀男「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐって」『岩手史学研究』第九二号 二〇一一
- ・深澤秀男「変法運動と光緒帝」『岩手史学研究』第九四・九五号 二〇一四
- ・深澤秀男著『世界史リブレット人 076 西太后―清末動乱期の政治家群像―』山川出版社 二〇一四、二刷 二〇一八
- ・深澤秀男著『中国近現代史』二一版 求是舎 二〇一五
- ・深澤秀男「変法運動と楊銳」『岩手史学研究』第九八号 二〇一七

- (2) 梁啓超〈林旭伝〉『戊戌政変記』二四〇―二四三頁、中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』(四) 五六―五七頁
- (3) 陳衍〈林旭伝〉閔爾昌編『碑伝集補』卷十二、二六―二七葉、中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』(四) 五七―五八頁
- (4) 梁啓超〈林旭伝〉『戊戌政変記』二四〇頁、および、中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』(四) 五六頁
- (5) 陳衍〈林旭伝〉閔爾昌編『碑伝集補』卷十二 二七葉
- (6) 陳衍〈林旭伝〉閔爾昌編『碑伝集補』卷十二 二七葉、および、中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』(四) 五八頁、() 内筆者注
- (7) 同前
- (8) 康有為著康文佩編『康南海先生自訂年譜、南海先生年譜続編』 四〇頁
- (9) 梁啓超〈林旭伝〉『戊戌政変記』二四〇―二四一頁、および、中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』(四) 五六頁
- (10) 梁啓超〈林旭伝〉『戊戌政変記』二四一頁、および、中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』(四) 五六頁、…() 内筆者注
- (11) 同前

- (12) 詹事府少詹事、臣王錫蕃摺(軍) 光緒二十四年七月
一三日 国家档案局明清档案局編《戊戌变法档案史料》一六三—一六四頁
- (13) (10) に同じ
- (14) (6) に同じ
- (15) 梁啓超《林旭伝》《戊戌政変記》二四一頁、および
中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌变法》
(四) 五六—五七頁
- (16) 梁啓超《林旭伝》《戊戌政変記》二四一頁、および、
中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌变法》(四)
五七頁
- (17) (6) に同じ
- (18) 梁啓超《林旭伝》《戊戌政変記》二四一—二四二頁、
中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌变法》(四)
五七頁
- (19) 康有為著康文佩編《康南海先生自訂年譜、南海先生年譜統編》 六七頁
- (20) 梁啓超《林旭伝》《戊戌政変記》二四二頁、および、
中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌变法》(四)
五七頁 (一) 内は筆者注
- (21) (6) に同じ
- (22) 康有為著康文佩編《康南海先生自訂年譜、南海先生年譜統編》 六四頁
- (23) 楊銳等著《楊參政家書》 中国史学会主編《中国近

代史資料叢刊 戊戌变法》(二) 五七二頁

(24) 章炳麟《革命之道德》、(張枬、王惠之編《辛亥革命前一〇年間時論選集》第二卷上冊 五一—三頁

(25) 湯志鈞著《戊戌变法人物伝稿》増訂本 上冊

一四九頁

【付記】本小論は、二〇一七年度の岩手史学会の研究発表に、加筆、訂正したものである。

第四節 康広仁

はじめに

本節においては、日清戦争後の中国の改革運動である戊変法運動に参加し義に就いた康広仁を取り上げる(1)。最初に、康広仁の生涯を述べ、ついで、彼と変法運動の関係、最後に、変法運動に対する康広仁の役割を明らかにする。

第一項 康広仁の生涯

まず、康広仁の親友で、康広仁の兄の康有為の弟子であった梁啓超の《康烈士広仁伝》(2)などにより、康広仁の生涯を見ていく。(林旭と同様、若くして義に就いた「戊戌六君子」の康広仁には自著がない。)

梁啓超は、康広仁について、
 康君、名は有溥、字は広仁、字を通用し、幼博と号し、また、大中と号し、南海県西樵北銀塘郷の人である(2)。
 と言っており、広東省南海県の出身であることが知られる。

高祖父の康輝は举人となり、馮成修、馮魚山に従い、嶺南に学を講じ、弟子が四千人いた。曾祖父の健生は雲衢と号し、布衣であったが、道に任じて躬を治めること

が厳しく、郷人は畏れて、彼に教化された。祖父賛修は、号は述之であり、世に理学を伝えた。举人であり、欽州学正、合浦靈山訓導を歴任した。三人とも南海県志に載っている、と梁啓超はあらまし述べている(3)。

父の達初は、字は植謀、号は少農であり、少にして九江の朱京郷次埼に従って遊学し、叔父の広西巡撫国器が閩広に軍を督した時に功績をあげて、江西の知県になったが早死にした。この時、康広仁は僅か六ヶ月になったばかりであった、と梁啓超はあらまし言っている(4)。

また、梁啓超は、「母の勞太夫人は、礼に厳しく、節を守り、父を亡くした子供を育てた。子供は二人おり、長男は有為であり、戊戌の年、徳宗の信頼を受け、変法を保持したものである。弟が広仁である(5)」と述べている。康広仁の人となりについて、梁啓超は、

広仁は精悼で荒く激しく、明照、果断で、黒白を区別するよう⁶⁾に事理を明らかにし、勇氣をもって事に当たり、機会を洞察する。よく人を見、生死の故に達している。治事の条理に長じ、己を律することに厳しく、過ちを改める勇氣をもっている(6)。
 と観ている。

さて、康広仁は一八六七(同治六)年六月に生まれ、若い時から科挙を断念していた(7)。黄娛謹と結婚し、娘、同荷が生まれた。黄娛謹は中国女学会の董事となり、同

荷は日本女子大学校に入学、一九一一年に留日女学会の招待幹事となり、同校を卒業している⁽⁸⁾。

一八八七（光緒十三年）年、捐納により漸江省の巡検候補となったが、恥じてやめた⁽⁹⁾。

一八九五（光緒二十一年）年、**康広仁は兄の康有為と広東に出で不纏足会を開いている**。⁽¹⁰⁾

一八九七（光緒二十三年）年正月、《知新報》がマカオで発行されると、康広仁は主持人の一人に任じられている⁽¹¹⁾。その後、同年、上海に戻って、中国女学堂の開設を経元善に提唱している⁽¹²⁾。

同年六月、康広仁は上海で、梁啓超らと上海不纏足会を開いている⁽¹³⁾。

同年九月から十月の間に、康広仁は上海で大同訳書局を開設した⁽¹⁴⁾。

一八九八（光緒二十四）年春、康広仁は梁啓超と北京に入った⁽¹⁵⁾。同年旧暦四月には**変法の国是が認定され、康広仁は推薦されて、皇帝から懋勤殿行走に任命された**。⁽¹⁶⁾

同年九月、戊戌政変で、西太后の命で逮捕され、義に就くまで、八股取士制に反対した⁽¹⁷⁾。

一六年後の一九一三年、兄康有為の手で、故郷の広東省南海県銀糖の後岡に葬られた⁽¹⁸⁾。

さて、康有為は、この間の事情について祭文で、次のように述べている。

亡弟幼博烈士が柩を移され

故郷に帰るのを告げる祭文

孔子二四六五年癸丑（一九一三年）十一月十四日、兄、有為は、やつと、吾が亡弟清朝候選主事幼博烈士の靈柩を移送することが出来た。犠牲の供物、ご馳走を並べ、すすり泣き、声をあげて泣き、踊り撫する祭りの日。

嗚呼。思うに、吾が弟は、孤独に生きた。私は先君の遺命を受けた。弟を十六年撫育し、弟は、よく抜きん出て自立した。私は大いに喜んで、これ以後、弟と学術を論じた。朝から晩まで政事を議し、そむきあつた。風雨の中、床を並べて、また、十六年を過ごしたが、つむじ風を起こし、雷鳴をとどろかせ、私を断ち、大いに喜んだ。戊戌（一八九八）の年より、北京の南海館で弟と住んだが、一夜別れ、弟は冤罪で惨戮された。

徳宗（皇帝）は崩御され、朝廷と市場は変異し、亡命の私は久しく逃れ、おおよそ、十六年たった。今、やつと吾が弟の柩を撫でる。どうして、大いに痛み、崩れないでおられようか。弟は優れた才能、雷霆の力をもっていたが、少しもそれを用いることが出来なかった。

女性が支配した朝廷で、法の網に遭遇し、あつてはならない冤罪を蒙り、惨痛の殺戮を招いた。この

十六年の間に君主が改まり、王朝が移ったが、冤罪が雪がれ、惨状が哀れまれていない⁽¹⁹⁾。：

と述べられており、その祭文において、兄弟で学を論じ、政事を議したこと、冤罪によって西太后に処刑され、十六年たつて、やっと弟の柩を故郷に移した、兄、康有為の沈痛の思いが私たちにも伝わってくる。

第二項 康広仁と変法運動

康広仁は、若くして科挙に反対していた。すなわち、《康烈士広仁伝》には、

自ら、若くして、科挙の受験を遠ざけ、中国の弱亡は、みな、八股が人材の育成を妨げていることによるものだ、とした。そのため、科挙を深く憎んで、それを強くやめさせようとした。たまたま、一度だけ科挙の試験を受けたが、やめた⁽²⁰⁾。と見えており、八股取士制による科挙が人材の育成を妨げていると言う理由で、それに反対していたことが知られる。

ついで、梁啓超は、康広仁が役人になった理由をつぎのように述べている。

二十歳になって、浙江で小吏になったことがあった。それは、君の少年の血気はなほだ強く、自ら喜んで事を行う間に、勝手気ままに行動範囲を超えることがあったので、南海先生がこれを抑えようと

されて、役人の世界に君を入れて、世俗の情偽を察知させようとされたのだ、と思われる。

この後、君は、その血気を納め、その知識の量を増し、吏となつて、一年以上、文闈差、保甲差を任され、西湖の湖心亭におり、巡警のほかは、自ら染しんだ。役所を閲歴して、深くその卑屈さを恥じ、冠を掛けて帰ってきた⁽²¹⁾。

と見えており、兄康有為により、役所に勤務し、血気が収まり、知識も増えたが、その卑屈さを恥じて、役所を辞めていることが知られる。

また、康有為の《康南海自訂年譜、康南海先生年譜統編》によれば、

乙未（一八九五年）に至つて、弟康広仁と広東で不纏足を創設した⁽²²⁾。

と述べられており、康有為と康広仁が一八九五年に広東で不纏足を開いたことが知られる。ついで、《知新報》の序には、

《知新報》は、一八九六年の秋と冬の間計画された。主持者は梁啓超、何樹齡、康広仁、徐勤、韓文學などである。

：（中略）：

《知新報》創刊号の発刊は光緒二十三年正月二日すなわち一八九七年二月二二日である⁽²³⁾。

と見え、康広仁が主持人の一人になっていることが知ら

れる。また、中略のところに、康広仁に関する記事が、次のように見えている。すなわち

五日後、康広仁には、また、汪康年宛の一つの手紙があり、《知新報》創弁の意図を述べている。

最近、マカオに一報館が出来ました。：

学校は、まだ起こっていない。軍艦は英国に倍しており、鉄道は米国よりも多く、陸軍はドイツよりも強いと言っても、その国民を窮させれば、その国は敗れるだけです。考えますのに、船には操舵する人が無く、道路では工費と材料が共に乏しく、軍事については、教官、器械とともにそのまま外国に仰いでおり、日に末利を追って、当事者はこのことに暗いのです。今日の新聞は、その知識を啓くものであり、また、学校の一端と言えるのではないでしょうか。貴方がまずこれを開かれ、その間に、あとから私が啓きましょう。いささか知るところを記して、お言葉を立てたいと思います⁽²⁴⁾。

と述べられており、これに続いて、《汪康年師友書札》⁽²⁾には、

その中で、条理についてどのように措置したらよいか教えていただければ幸いです⁽²⁵⁾。

と言われており、《知新報》が学校と同じように知識を啓くものであり、それを深めようとしていることが知られる。なお、同報は啓蒙的な役割を果たした。

ついで、その後、同年、上海に戻り、経元善による中国女学堂の設立について、進言している。すなわち、康広仁の経元善への書簡《与経蓮珊太守書》によれば、

この事(中国女学堂の設立)は熟慮すれば成功しないことも無いでしょう。張煥綸と相談して、このことを省事としました。思いますのに、金陵試館については、すでに土地測量局の文書に絶望して、長く売買することの出来ない理由としてきましたが、直接聞けば売買を許さないということは必ずしも行なわれていないようです。張煥綸によれば、この土地はまさに分割を許されているとの事であります⁽²⁶⁾。と述べられており、金陵試館の一部を中国女学堂に割くことが出来ることを知らせている。

なお、これと前後して、彼は董事に任命されており⁽²⁷⁾、同学堂は一八八九年の初夏に設立されている。

また、中国女学堂の意義は、女子の人材の育成と纏足を禁止するなど、女性解放の側面にあつたと思われる⁽²⁸⁾。

一八九七(光緒二十二年)六月の上海不纏足会の設置については、《梁啓超年譜》に、

六月、汪穰卿、麦孟華らと不纏足会を上海において創弁した。当会は時務報によって発起し、後に、大同訳書局に事務などが引き継がれたが、康広仁にこれを経理させた⁽²⁹⁾。

と見えており、上海不纏足会が梁啓超、汪康年、麦孟華と

康広仁によつて開かれていたことが分かる。また、梁啓超の「試弁不纏足会章程」の最後には、上海不纏足会の董事の名前が載せられており、その中に康広仁の名前も見える⁽³⁰⁾。

ついで、康広仁は一八九七年の九月から十月の間に大同訳書局を設置している⁽³¹⁾が、その意図については、梁啓超の「大同訳書局叙例」に、

書籍の翻訳は今日の急務である。天下、識時の士は、日々に変法を論じている。士を変えようと思うならば、学校の教科書を得て読むべきである。農業を変えようと思うならば、農政の書を得て読むべきである。工業技術を変えようと思うならば、工芸の書を得て読むべきである。商業を変えようと思うならば、商務の書を得て読むべきである。官制を変えようと思うならば、官制の書を得て読むべきである。兵制を変えようと思うならば、兵謀の書を得て読むべきである。大綱を変えようと思うならば、憲法の書を得て読むべきである。法規を変えようと思うならば、法規の書を得て読むべきである。

今、目の不自由な者が、視ることを忘れないといつても、足の不自由な者が、履物を忘れないといつても、視力、履物からすでに遠のいている。だから、中国を変えるといつても、中国を変えなければ仕方が無いのである。すなわち、一国の才智を挙げて、

西洋の学問を学び、西洋の書籍を読んでも、そのことは迂遠となり、おそらく、待つことはできないだろう。だから、学んだからといっても、必ずしもすぐに役立てることはできないだろう。その勢いもまた、一国の才智を挙げて、この道から出られないだろう。だから、今に及んで、訳書を早めなければ、いわゆる変法は空言となり、国家は、一つの方法による効果を、よく収めることはできないだろう。

しかし、官訳の書は、京師同文館、天津水師学堂、上海製造局で事を始めて、今に至るまで三十年になろうとしている。訳して出来た書籍は百種に過ぎない。それなのに近頃、悉く仕事を休んでいる。しかし、このことを官局に望んでも、今から三十年たつてやつと二百種になる。一切のいわゆる学問書、農学書、工学書、商学書、兵学書、憲法の書、法規の書は、なお、万に一も備えられていない。更に、大事が失われてすでに久しい。ここに、憤懣の気持ちを用いて、同志を連合し、この大同訳書局を作つた⁽³²⁾。と見えており、変法の為、新しい学問を興すのに、大同訳書局を作つて、本を出版しようとしているのが分かる。

ついで、その内容について梁啓超は、
日本文を主とし欧文でそれを補い、政治学の本を先とし、その他の学術本をそれにつがせる。旧訳本でも、希覯本や中国人の新著は詳しく述べ、ことごと

とく採用する。あるいは、編纂して叢書として印刷し、購買に便にする。あるいは巻を分けて単行本とし、広く流布させ、空言のそしりを洗って、実学の用を増す。

有司の及ばないところを助け、目前の艱難を救い、天下を憂うる者の樂園とする⁽³³⁾。

と見えており、**日本文を主として欧文でこれを補い、希観本や新著を出版して、天下を憂うる者の樂園とする**ことが述べられている。

このような意図により、設立された大同訳書局の出版目録の一例として、康有為などの一連の著作が取り上げられている。

それらを列記すれば、康有為のものとして《南海先生五上記》、《上古茫昧無稽考》に始まり、《孔子改託古考》などを経ての《武帝後儒教統一経》に至る二十一種の本が出版され、そのほかに、《春秋董氏学》などもある。

更に、紹介すると、徐勤《春秋中国夷狄》、麦孟華《経世新編》も出版されている。

その他の著者の本として、《瑞士変政記》、《俄土戦記》、《意大利興国侠士伝》、《スイス、ロシアとトルコ、イタリアなどの本が見える》⁽³⁴⁾。

さて、康有為が皇帝に上書していた頃、康広仁は**対外策、特に連英策**について、光緒二十四年二月十一日の《知

新報》に、**憂分子と凶存先生の対論**の形式で述べている。

ドイツは膠州に拠り、各国は軍艦を整えており、朝廷は日本の禍に鑑みて、恐れて条約を結ぼうとしている。

憂分子は凶存先生に問うて、言うに、

「ドイツが膠州を占領して五十日になる。中国には兵力が無く、軍艦が無いので、戦うことが出来ない。六条を要求されると、みなそれを許し、ちゃんと対応できない。」

近頃、英日の軍艦が舟山に駐留し、長江に拠ろうとしているのを聞く。ロシアの軍艦は旅順に駐留し、フランスの軍艦も来ようとしている。わが国は皆戦うことが出来ず、中国の軍勢は、求める所に軍隊を供給することが出来ない。

諸国は一糧も使わないで、一矢も折らないで、中国の土地を得ることが出来るのである。イタリア、オーストリア、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、デンマーク、タイは踵を接して、みなやって来て、皆で切り身を分けている。中国はこれに何をあてがうか。瓜分がここにある。死に場所を知るのに暗く、自強を欲しても及ばない⁽³⁵⁾」

と見えており、**憂分子によれば、中国が外国に瓜分されている**様子が述べられている。

ついで、

今日、将来を安んずることを計るには、ということとで、図存先生が言った。

「中国は内治を図るのを急がなければ、外交を図ることが難しくなる。英国と連携するのは、やむをえないのだろうか。英国の地は四方にあまねく、英国に服属している地域は四十二あり、それにカナダ、インド、オーストラリアを加えている。英人の鞭は長くても及ばない。だから、満足な状態を維持し、安泰を保とうとするといっても、必ずしも、中国の土地を開こうとする心を急がせるべきでない。

中国に望むことは、中国が諸国の後にあることだ。中国はロシアに庇護を託している。それは、ロシアが中国に功があるからだ。しかし、三国連盟はやつと東三省を保存するだけであり、台湾を保存できない。そうだとすれば、ロシアの力は南方に及ぶことが出来ないのが見て取れる。ロシアとドイツが密盟すれば、わが国はすでに強いロシアに庇護されているといっても、ドイツ人が膠州を占拠しないようには出来ない。すなわち、ロシアはわが北方領土を保つことが出来ない。だから、ただ強いロシアに依存しても、南方はたちどころに分割され、北方領土も確保は難しい。

もし、外江がすでに毀されれば、内乱がそこに起こる。豆を割くように瓦解する。その患部はたちどころに見え、強いロシアと結ぶことが功をなさないことは明らかである⁽³⁶⁾。」

と述べられており、ロシアとの連携の難しさが分かる。

さらに、連英策については、

憂分子が言う。

「日本が台湾を割譲しようとする意図は既に進んでおり、タイ人は、フランスを敵とし、ロシアを敵としない。どうしてロシアに助けてもらうべきであろうか。もし英国を捨てて結ばなければ、英国は、露国がドイツ、フランスと結んで中国の北方領土を割譲することを恐れ、勢力均衡の例によって、決して譲らないだろう。英国人は日本と自衛に急ぎ、必ず、まず下手から我が揚子江を取るだろう。だから、英国と結ぶのは、いたずらに諸国を拒み、強国ロシアを拒むのではなく、日本との対立をやめ、英国との対立をやめるためである。そこで、使節を重ねて遣わし、鉄道、礦山の仕事を贈り、英国と深く結び、その後、急いで変法を図り、中国の存続を図るべきである⁽³⁷⁾。」

と述べられており、英国と結び日本との平和的な関係により、中国の変法と存続を図っていることが窺われる。

以上のような康広仁の活動が評価されて、一八九八(光

緒二四)年六月、変法国是が下ると、康広仁は推されて、皇帝から懋勤殿行走に任命された。その間の事情について、梁啓超は次のように言っている。すなわち、

推されて懋勤殿行走となる。まさに用いらるべくして選ばれた。そして、ついに難が及んだ。君は災難を蒙った⁽³⁸⁾。

殉難の直接の原因について、梁啓超は次のように述べている。すなわち、

八月初の二日、たちまち、明詔を承る。南海先生に命じて、出京させた。初の三日、また促しをすめる密詔を承った。一日もとどめることは出来なかった。先生は皇帝の危機を聞き、北京において皇帝を助けようとし宮門にとらわれ、落ち着かなかつた。

君は言った。「兄康有為は弟に、譚嗣同、梁啓超および諸君と、つとめてこれを図らせた。」

思うのに、この時、事の急を知っていたが、発難は、ついに九月にやってきた。だから、死力を尽くしてくつがえそうとし、手を打つところがあつた。

君と譚嗣同は密かに俠者大刀王五と謀り、力士を宮殿に入れ、先帝を背負って出し、外国の公使館に投げ込ませようとした。そこで、先生が出かけ、君がとどまり、ついに難が及んだ⁽³⁹⁾。

と見えており、**皇帝を救おうとして難が及んだ**ことが分かる。

すでに、《知新報》の所で、康広仁が学校による人材養成を考えていたことを述べたが、それは、若い時からの科挙制反対の態度と連動するものであり、死の直前まで変わらなかつた。

次に、殉難の様子について見たい。そのことを、兄康有為は次のように述べている。すなわち、

これより先、私は(八月)五日に脱出し、西太后は、六日に偽って朝議に臨み、皇帝を廃し、正午、歩軍統領崇礼に命じて、緹騎三百を率いて、私の居所南海館を包囲して、幼博(康広仁)と門人の程式毅子良、錢維驥君白を捕らえ、僕人の王升、王貴、田叔を連行した。この時、幼博は便所に行く振りをして、本来避けるべきであつた。

館長の班は、幼博がかつて西太后を責めたため、軍隊の搜索を受け、ついに難が及んだことを恨んだ。車騎が朱市胡同の入り口を塞ぎ、これを見るものは山のごとくであり、三人はそれぞれ車に乗せられ、歩軍の役所に至つた。

歩軍統領(宮門警護の長官)は私が何処に行つたかを訊問した。「すでに天津を出た」と答えた。それで、康広仁たちは役人の監房に拘留された。監房には一つのベッドと一つの机があり、錢維驥は涙を流し、震え、恐れ、自殺を図ろうとしたので、康広仁は反つて、従容として笑つて言つて、彼をリラック

スさせた。

この時、刑部に渡されることを聞いて、程式毅が尋ねた。「私たちは必ず死ぬだろう」と。

幼博が答えた。「貴方は年が二十余、私が三十余である。いまは生きていても、病が治らず、数ヶ月で死ぬかもしれないし、数年後に死ぬかもしれない。あるいは、一刀の下に死ぬか、病気が治らないで、久しい年月を経て死ぬかもしれない。もし死んでも、中国が強くなれば、何の妨げがあるだろうか？」と。

子良が答えた。「外国の変法は、前者が死んでも、後者が後を継ぐが、中国の新党は寡弱であり、私たちがひとたび死ねば、後に継ぐものが無いのではなにかと恐れる」と。

幼博が答えた。「八股文が廃止されれば、人材が輩出するので、どうして後継者の無いことを患う必要があるだろうか」と⁽⁴⁰⁾。

と見えており、錢維驥が自殺しようとしたり、程式毅が後継者の無いことを嘆いた時、八股文が廃止されれば、人材が輩出するので心配をする必要がない、と言い切っていることが知られる。なお、このことは梁啓超も、のちに触れるように、《康烈士広仁伝》で述べている⁽⁴¹⁾。

ついで、康広仁は刑部に引き渡されることになるが、それについては、康有為によって、以下のように述べられている。

七日、四時、一卒が幼博を刑部に引き渡した。次の日、子良、君白と僕人たちは釈放された。

刑部の長官が広仁に、私がどこにいるかと親しく訊問した。広仁は「すでに天津を出た」と答えた。

長官は「何故、勝手に逃げたのか」と言った。

答えるのに「これは、皇帝の促しをすすめる旨を奉り、上奏報告を経て、四日に旅立ったのであり、決して勝手に逃げたのではない」と。

長官が言った。「汝の兄が来なければ、汝を決して釈放しない。必ず手紙を書いて、汝の兄を来させれば、汝を釈放しよう」と⁽⁴²⁾。

とあり、刑部の長官から、康有為が勝手に逃げたのではないかと訊問されたが、康広仁は死を賭して、兄が皇帝の旨を報じて旅に出た、と申し開いている。

第三項 康広仁の役割

梁啓超は《康烈士広仁伝》で、康広仁の生涯と変法運動における役割について、次のように述べている。

君は、かつて、中国において医学が講じられないで、人間が雑草のように軽んじられているのを嘆き、医学を米国人嘉約翰 (J. G. Kerr) に三年学び、ついに、西洋の医学に通じ、中国に移そうとした。

上海にあって医学堂草具章程を創めたが、まだ成功していない。しかし、後に必ず行なわれるだろう。

思うに、君の勇断は国家の積弊を廓清し、その明察
 精細は国家治平の条理を經營するに足りるものであ
 ったが、いまだ一つも手を貸すことが出来ないうち
 に、国に殉じて没した⁽⁴³⁾。

と述べられており、**医学の発達への寄与、国家の統治の
 才能がありながら、国に殉じて没したのを惜しんでいる**
 ことが知られる。

その業績について、梁啓超は引き続き述べている。

その行なったことは、マカオに《知新報》を創立
 し、民生の公理を發明した。上海にあつて、大同訳
 書局を設け、日本書を訳し、民智を開いた。西蕉樵
 郷にあつては、郷学校を設け、西洋の政治学問を郷
 の子弟に教授した。先生（康有為）は婦女の纏足を
 憎み、壬午（一八八二）の年、不纏足会を創めたが、
 まだ成功していなかつたので、君がこれを成功させ
 た。広東、広西の風習が大いに移り、粵（広東、広
 西）会が出来、啓超とこれを上海に推した。士大夫
 が集まつて、不纏足大会を開き、君は実に統括した。
 また、同志と女学堂を創始し、婦女の患いを救い、
 太平の義を行なつた。君の才能は未だ十分の一も尽
 くしていないし、その志を觀ることがができる⁽⁴⁴⁾。

と言つており、《知新報》、大同訳書局、郷学校、不纏足会、
 女学堂を創設したことが知られる。

ついで、次のように言う。

君は、章句、記誦、詞章の学（科挙の学問）を喜
 ばないといつても、算、工の書には明るく、書道は
 歐陽脩、米芾を見下げたが、深雄蒼健であり、よく、
 篆刻、詩、駢、散文をなしたが、無用となし、巧み
 を求めず、原稿を残さず、それらを余事とした。だ
 から遺文で現存するものはほとんど無い。

しかし、その発言は往々にして前人がまだ発言し
 ていないことを発言しており、人のあえて言わない
 所を発言している。思うに、南海先生は一切の名理
 について、わずかにその一端を発言するだけで、そ
 の含蓄は言葉に尽くせない。君は波瀾を大きくして、
 その究極の所を極め、その極点に達している。だか
 ら一人で偉論を詳しく考えていることが多い⁽⁴⁵⁾。
 と述べており、従来の科挙の学問、文学や書道を重んじ
 ないで、自分が究極とするところを極めて、として、
 この後に、これらの彼の才能により、推薦されて、懋勤殿
 行走となつた、として⁽⁴⁶⁾。

また、康広仁と程式毅の監房での話し合いで、八股取
 士制の廃止を考えながら、死に臨んだことについて、以
 下のように述べている。すなわち、

程式毅が言う。「今、わが国の新党は、はなはだ寡
 弱であり、私は、死後、後継者がいないことを恐れ
 る」と。

君（康広仁）が言う。「八股が廃されれば、人材が

輩出されるだろう。どうして後継者が無いことを患うことがあるのか」と。

その精神は穩やかであり、死に臨んでも、少しも変わらなかつた。嗚呼、なんと烈士なことであるか。

南海先生は仁をもって宗旨とし、君は義を持って宗旨とした。だから、その治事は専ら権限を明らかにし、よく判断して、みだりに人に求めない⁽⁴⁷⁾。

と見え、八股文が廃止されれば人材が輩出されるとし、死に臨んでも変わららず、君は義を宗旨とした、と言われている。

また、梁啓超は、著〈康烈士広仁伝〉の中に、徐子靖と王小航の言葉として、康有為、康広仁兄弟について、次のように言っている。すなわち、

梁啓超が言う。
「徐子靖、王小航は常に私に以下のように言っている。
『二康は皆絶倫の資質で、各々長所を持っている。だから優劣をつけることは出来ない。その言葉はやや過ぎるといっても、幼博の才は真に今日の時を救うのに良い。世人で南海先生を知らない者は無いが、幼博を知る者は少ない。』と。
思うに、兄が弟を覆うところとなつたのは怪しむに足りない。先生の好む仁と、幼博の持っている義とで、丁度相補うのに足りる。だから、先生の行わ

れたことは、幼博から出、左右の者が為している所が多い⁽⁴⁸⁾。」

と述べられており、徐子靖と王小航が康有為、康広仁夫々に、長所があり、広仁には義があると述べているのが分かる。

ついで、徐子靖と王小航は、六烈士の中での比較をし、次のように述べている。

六烈士の中、事に任じての勇猛、性行の篤摯は、復生（譚嗣同）と幼博を最高とする。復生の学問の深博は幼博に過ぎ、幼博の治事の条理は復生に過ぎている。両人の意見は同じでないところがあり、議論しても双方相下らず、一日中、盛んに議論している。両人の才能は真に優劣をつけ易くない。今日の注意すべき人で、両君のような者を求めても、また得ることが出来ようか⁽⁴⁹⁾。

すなわち、徐子靖と王小航が、復生の学問の深さと幼博の治事の条理を取り上げ、彼らを貴重な人材としてい

ることが知られる。
最後に、沃丘仲子は、その著〈近代人小伝記〉の康広仁の項で、次のように言っている。すなわち、

戊戌の禍は変法に原因がある。まさに当時は、外患が日に迫り、財政が日に乏しく、変法でなければ、もとより自強を図ることは出来なかつた。

康有為は幸いにも皇帝に知られて結ばれ、その学

んだ所を發揮して、衰退を起こして、廢頽を振るおうとした。これもまた、学者の素志として病むに足らない。特に、その心には高い見識があつたが、短所は奇行で世にひけらかそうとし、なした所は王叔文の流のようである。

広仁は楊銳等とともに血を西市に濺ぎ、皆、徳宗の貞臣であり、その体を殺したのである。実に、国家をして烈と言わせるべきだろう。字は、幼博、康有為の弟であつた。私は、戊戌の春、北京で会つてゐる。彼はすこぶる勤勉で真面目で重厚であり、また、彼から非凡な人の言葉を聞いている。広仁の学問はその兄を望めば足りないが、胆識に富んでおり、艱難を恐れない。だから、政変に当たつても、いまだかつて天子に対して逃避せず、あわてたり、恐れたりしないのは兄の出来ないところであろう⁽⁵⁰⁾。

と見え、中国の自強のために変法は必要であり、兄、康有為は学問に優れ、広仁は勇氣を持つて事に当たることができたとしている。

以上、康広仁の変法運動における役割についてみてきた。《知新報》、大同訳書局、郷学校、不纏足会、女学堂を創設し、連英策、八股取士制廃止を取り、治事の条理に明るく、勇氣を持つて義とすることを行ない、死をも恐れなかつたことが知られる。

おわりに

以上、変法運動と康広仁について述べて来たが、以下のようにまとめられるだろう。

第一項では、**康広仁の生涯**についてみた。

康広仁は、一八六七（同治六）年、広東省の南海県の代々官僚を輩出している読書人の家に生まれ、変法派のリーダー康有為の弟であつた。その人となりは、機を洞察し、治事の条理に長じ、過を改める勇氣を持つていたという。家族には、中国女学会の董事となつた妻黄娛謹と、日本女子大学校を卒業し留日女学会の招待董事となつた娘同荷がいた。

彼は若い時から科挙制に反対し、試験準備をやめていた。一八八七（光緒十三）年、捐納により漸江省の巡檢候補となつてゐる。

一八九五（光緒二十一年）、康広仁は兄の康有為と広東に出て不纏足会を開いた。一八九七（光緒二十三年）年正月、《知新報》の主持人となり、ついで上海に戻つて、中国女学堂の開設を経元善に提唱している。同年六月、康広仁は、上海で、梁啓超らと上海不纏足会を開いた。同年九月から十月の間に、康広仁は上海で大同訳書局の設立に当たつてゐる。

一八九八（光緒二十四）年春、梁啓超と北京に入り、推薦されて、皇帝から懋勤殿行走に任命された。戊戌政変

で刑死し、十六年後に、兄康有為の手により沈痛な思いで、柩が故郷に移された。

第二項では、康広仁と変法運動について見た。

まず、梁啓超の「康烈士広仁伝」により、康広仁が若い時から科挙制に反対し、八股取士の制が人材の育成を妨げていたと考えていたことを明らかにした。

次いで、一八八七（光緒十三年）年、兄康有為の勧めで浙江省の巡検候補として勤務し、その卑屈さを感じてやめているが、周囲では勝手な振る舞いが少なくなつたと見ている。

一八九五（光緒二十一年）年、《康南海自訂年譜、康南海先生年譜続編》によれば、康広仁は兄の康有為と広東で不纏足会を開いている。

一八九七（光緒二十三年）年正月、《知新報》の主持人となつている。康広仁は同報が学校と同じように知識を啓くものであり、それを深めようとしている。なお、同報は啓蒙的な役割を果たした。

ついで上海に戻って、中国女学堂の設立にたずさわり、董事に任命されている。彼は責任者の経元善に土地取得の問題などについて提言している。なお、同学堂は、翌年初夏、開設されている。

同年六月、康広仁は、上海で、梁啓超、汪康年、麦孟華らと上海不纏足会を開き、康広仁は経理を担当した。

同年九月から十月の間に、康広仁は上海で大同訳書局

を設立している。同局は、官の出版が遅いので、学問書、農学書、工学書、商学書、兵学書、憲法学書、規則書を自分たちの手で、出版しようとしたものであり、日本文を主とし、欧文でそれを補い、政治学の本を先にし、学問書をそれに継がせることを考えていた。出版された目録によれば、康有為の一連の著書も入れられている。

一八九八（光緒二十四）年の一月には、康広仁が対外策として「連英策」を取っていることが知られる。それによれば、ロシアとの連携はむずかしく、それほどの利益は無いが英国と結ぶことにより、日本とも平和を保ち、その間に中国の近代化をしようとしたことが知られる。

同年春、梁啓超と北京に入り、推されて皇帝から懋勳殿行走に任命され、皇帝を助けようとして懸命に働いたが、西太后により逮捕され、処刑されることになった。処刑されるに当たっても、八股取士制が取りやめられれば、自分は死んでもかまわないとして、従容として義に就いたことが知られる。

第三項の変法運動における康広仁の役割では、中国の医学が遅れているので、かれがJ・G・カーから医学を学び、学校を立てようとしていたことが知られる。

梁啓超は、彼のの人となりについて、勇断があり、国家の積弊を改め、国家の政治を経営していくに足る者、と述べている。また、梁啓超は、康広仁が《知新報》の発行、大同訳書局の創設、郷学校に西洋の学問を教授したこと、

不纏足会の創設、女学堂の設立などをその業績として挙げている。また、窮極の所を極め、極点に達しているとも言っている。さらに、死に臨んでも態度は変わらず、義を宗旨とした、としている。

梁の著（康烈士広仁伝）の中で、徐子靖と王小航は、康有為と康広仁の関係を述べ、康有為は仁を好み、康広仁の義と補い合っており、康有為が実行できたのは康広仁の援助によるものだとしている。また、戊戌の六君子の中では勇猛で、性行と真摯は譚嗣同と康広仁が最高であり、譚嗣同は学問に優れ、治事の条理については康広仁が優れている、と。

沃丘仲子は、中国自強の為には変法が必要であるとし、康広仁を評して、学問は兄に及ばないが、勤勉で真面目であり、胆識に富んでおり、艱難を恐れなとしている。

ここまで、康広仁の生涯、変法運動と康広仁、変法運動における康広仁の役割についてまとめてきたが、私としては、以下の通り、彼の評価をしておきたい。すなわち、彼は科挙制に反対し、人材の育成を考え、兄康有為を助け、変法諸活動を行ない、治事の条理に優れ、勇気と実行力のある人であったが、今まで、康有為の陰に隠れた存在であり、あまり人に知られていなかったと思われる。

註

(1) 康広仁に触れた主要な著書には、以下の二十三篇がある。

- ・ 胡浜《戊戌変法》中国史学社 一九五六
- ・ 中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》
- (-) (四) 上海人民出版社 一九五七
- ・ 馮自由《中華民国前革命史》(二冊、二冊) 世界書局 一九六四年版
- ・ 張元濟編《戊戌六君子遺集》文海出版社 一九六六
- ・ 小野川秀美『清末政治思想』東洋史研究会 一九六〇、みすず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
- ・ 王爾敏《晚清政治思想史論》学生書局 一九六九
- ・ 康有為著、康文佩編《康南海先生自訂年譜 康南海先生年譜続編》文海出版社 一九七二
- ・ 蔣貴麟主編《康南海先生遺著彙刊》(一—二十二) 宏業書局 一九七六
- ・ 沃丘仲子《近代名人小伝》広文書局 一九八〇
- ・ 坂出祥伸『康有為』 集英社 一九八〇
- ・ 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本上 中華書局 一九八二
- ・ 上海図書館編《汪康年師友書札》上海古籍出版社 一九八六
- ・ 藤谷浩悦「清末変法運動研究の動向と課題」辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門』汲古書院

- 一九九二年 所収
- ・《強学報、時務報》中華書局再版 一九九一
 - ・董士偉《康有為評伝》百花州文芸出版社 一九九四
 - ・深澤秀男「康広仁」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇一八年所収
 - ・《知新報》上海科学院出版社 一九九六
 - ・夏曉紅著、藤井省三監修、清水健一郎、星野幸代訳『纏足を解いた女たち』朝日新聞出版社 一九九八
 - ・清華大學歴史系編《戊戌変法文献資料係日》上海書店出版社 一九九八
 - ・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇
 - ・王曉秋主編《戊戌維新与近代中国的改革―戊戌維新一百年国際學術討論會論文集》社会科学出版社 二〇〇〇
 - ・茅海建《戊戌変法史事考》生活、読書、新知三聯書店 二〇〇五
 - ・深澤秀男『戊戌変法時期における学会、報刊・学堂についての研究』求是舎 二〇〇七、電子図書・岩手大学リポジトリ 二〇〇七
- (2) 梁啓超《康烈士広仁伝》八頁 蔣貴麟主編《康南海先生遺著彙刊 十七》所収
- (3) 同前
- (4) 同前
- (5) 同前
- (6) 同前
- (7) 同前
- (8) 同前 十六頁、および、小島淑男『留日学生の辛亥革命』四十八頁 青木書店 一九八九
- (9) 梁啓超「康烈士広仁伝」 八頁
- (10) 康有為著、康文佩編《康南海先生自訂年譜 康南海先生年譜続編》 十三頁
- (11) 《知新報》序一頁
- (12) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上 一二六頁
- (13) (10) と同じ
- (14) (12) と同じ
- (15) 湯志鈞 前掲書 一二七頁
- (16) 梁啓超 前掲書 十六頁
- (17) 同前
- (18) 同前 二十四頁、および、康有為「亡弟幼博烈士移柩還郷告祭文」
- (19) 同前
- (20) (2) と同じ
- (21) 同前 八〇九頁
- (22) (10) と同じ
- (23) (11) と同じ

- (24) 同前
- (25) 上海図書館編《汪康年師友書冊》一六七〇頁
- (26) 張元濟編《戊戌六君子遺集》六〇九〜六一〇頁
- (27) 湯志鈞 前掲書 一二六頁、および、
深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』 三五七頁
- (28) 深澤秀男 前掲書 三六三頁
- (29) 楊復礼《梁啓超年譜》中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 十七頁 所収
- (30) 梁啓超《試弁不纏足会簡明章程》《時務報》二十五冊 一六六七頁
- (31) 湯志鈞 前掲書 一二六頁
- (32) 梁啓超《大同訳書局叙例》《時務報》四十二冊 二八四四〜二八四五頁 所収
- (33) 同前 二八四五頁
- (34) 同前 三五二一〜三五二二頁
- (35) 《知新報》四十五冊 光緒二十四年二月十一日
- (36) 同前
- (37) 同前
- (38) (16) と同じ
- (39) 同前 十三頁
- (40) 康有為著康文佩編 前掲書 七十頁
- (41) 梁啓超《康烈士広仁伝》 十三〜十四頁
- (42) (40) と同じ
- (43) 梁啓超《康烈士広仁伝》 十五頁

- (44) 同前 十五〜十六頁
- (45) 同前 十六頁
- (46) 同前
- (47) 同前 十四頁
- (48) 同前 十七頁
- (49) 同前
- (50) 沃丘仲子《康広仁》《近代名人小伝》 三五九〜三六〇頁 所収

付記

本小論は、二〇〇四年度東北中国学会に報告を予定していたが、都合で果たせず、同年度の岩手史学会に研究発表したものに加筆したものである。この場を借りて、関係各位にお詫びします。

康同荷については、日本大学の小島淑男教授に、また《康烈士広仁伝》については、岩手大学の席時宜先生に、ご教示いただいたので、ここに謝意を表します。

第五節 楊 銳

はじめに

この節では、戊戌の六君子の一人、楊銳⁽¹⁾について、その生涯、変法運動との関係、変法運動における楊銳の役割、評価について、以下で述べる。

第一項 楊銳の生涯

楊銳の生涯について、主に梁啓超の《楊銳伝》⁽²⁾に依拠して述べる。

楊銳は一八五七（咸豊七）年の生まれで、字が叔嶠、鈍叔であり、四川省綿竹県の人である。性質は篤謹であり、妄言や邪視はしない。張之洞が四川省の督学の時、若い楊銳は、その学識を見抜かれて、張之洞の弟子となり、信任された。

一八八八（光緒一四）年、挙人となり、内閣中書を授かった。やがて、張之洞の幕僚となつて、以後一〇年の間、張之洞は、北京における書簡、電報の授受を楊銳に任せた。楊銳の性質は強く正直で、名節を尊び、漢の党錮、明の東林の行誼を慕つた、という。

一八九五（光緒二一）年の下関条約以後、ますます慷慨して時事問題を話した。その頃、北京にいた康有為に親密に従つて過ごしていた。康有為が志士と強学会を創

設すると、楊銳は起つてこれに和し尽力した。

同年一〇月、御史楊崇伊が強学会を弾劾すると、会中の志士は連署してこれと争い、楊銳も率先して署名したと言ふ。

一八九六（光緒二二）年七月、《時務報》などの代派（配布）を北京で行なつた。

一八九七（光緒二三）年、ドイツの膠州湾の事件が起こると、康有為は、北京に至り、上書した。楊銳は、これを給事中の高燮會に話すと、高燮會が康有為を疏薦したが、梁啓超はこれを楊銳の力だとしている。

同年二月、康有為は保国会を北京に倡設したが、楊銳も劉光第も会員となつた。また楊銳は自ら四川会館に蜀学会を開いた。しかし、このことは、ますます守旧派の嫉妬を招いた。その後、四川の京官たちと蜀学堂を開いた。

張之洞は楊銳を皇帝に推薦したかつたが、自分の門人なので、湖南巡撫陳宝箴に楊銳の推薦を依頼した。それによつて、楊銳は一八九八（光緒二四）年に召見され、四品卿銜を加えられ、軍機章京に当てられて、譚嗣同、劉光第、林旭と同じく、新政に参与した。

光緒帝は一殊論を四人に授け、「力を尽くして、新政を助け、協力し、他の世話を得ようとしてはならない。凡よそ、奏摺があれば、四卿の閲視を経て、凡よそ、上諭があれば、四卿の草稿に属して經由せよ」とした。それを軍機大臣が嫉妬したという。

七月二九日、光緒帝は楊銳に密詔を渡した。そこには、「朕の位は保てないが、康有為と四人は法を設けて救護したい」と書いてあった、という。

梁啓超によれば、楊銳が長く宮中に居り、二〇年の国脈を知り、皆、西太后の手による傷耗に憤懣禁じ難かった、としている。その中で御史の硃一新、安易俊、学士の文廷式が西太后を批判したため、職を追われたことを述べている。

そこで、楊銳は、皇帝の密詔を奉じて、諸同志と皇帝を守ろうとしたが、ついに逮捕され、命を与えた。また、楊銳は広く学問に通じ、北京の名士に尊敬されていた、とされている。

楊銳の遺著には《晋書一八家輯遺》、《説経堂詩草》があり、のちの人が楊銳の詩文集を編したものに《楊叔嶠文集》と《楊叔嶠詩集》がある。

第二項 楊銳と変法運動

すでに見たように一八九五（光緒二一）年の下関条約締結の後に、楊銳は時事問題に関心を持ち、北京において、康有為と親密な付き合いをするようになり、変法運動に関心を深め、参加するようになった。

これから、楊銳の変法運動への参加の状況を、時系列的に十項目にまとめて、考察していく。すなわち、

① 強学会への参加

② 御史楊崇伊との争い

③ 《時務報》などの代派

④ 独国の膠州湾事件に対する康有為の上奏の援助

⑤ 蜀学会の創設

⑥ 保国会への参加（後の保国会の禁止と弾劾）

⑦ 蜀学堂の創設

⑧ 召見され四品卿銜軍機章京上行走に任命されるの働き

⑨ 密詔を奉じて諸同志と皇帝を守ろうとしたが、失敗したこと

⑩ 逮捕、処刑されたこと
などについて見ていく。

まず、強学会への参加①については、すでに拙著『戊辰変法運動史の研究』で述べたように、康有為は《康有為自編年譜》で、あらまし、つぎのように記している。

光緒二十一年七月に康有為、袁世凱、楊銳、丁立鈞、沈曾植、沈曾桐、張孝謙、陳□□（仰垣）などが集まり、寄付により数千金が集められ、役員の選出が行なわれ、陳熾が提調となり、これを張孝謙が助け、さらに、康有為が強学会の序文および章程を創案し、卓如（梁啓超）と擬することとなった。

また、三日に一度、会が炸子橋嵩雲草堂に於いて開かれ、集まる者も日に日に増加し、瑠璃廠に凶書

館を開くことも議されたが、北京の本屋には、世界地図一冊すらもなかったので、麦孟華を上海にやって、書籍を購入させた⁽³⁾。

と見えており、一八九五（光緒二十一年）七月、楊銳が康有為たちと集まって、北京強学会を創設している様子が知られる。この北京強学会は、後に官書局を経て、京師大学堂に包摂され、北京大学となるのである⁽⁴⁾。なお、楊銳は官書局で「選書」を担当している⁽⁵⁾。

ついで、強学会禁止をめぐる御史楊崇伊との争い⁽²⁾について述べる。

梁啓超は《戊戌政変記》の中で次のように言っている。

康有為は、強学会の序を書いたが、これは亡国以後の残酷な状況を述べており、人心を激励し、これを読む者の多くは、このために涙を流し、熱血が震盪し、民気が漸く伸びたが、守旧の徒がこれにくみ、御史楊崇伊により、私かに会党を立てたという理由で弾劾する上奏が出されて、……。僅か四箇月存続したのみで、十一月に禁止された⁽⁶⁾。

と見えており、**御史楊崇伊**によって、私かに会党を立てたとして、**弾劾の上奏**が出されたことが知られる。

また、強学会の禁止については、《中東戦記本末》にも、楊崇伊の上奏によって、皇帝は、御史が北京強学会の流弊を查明してから封禁するように、特におぼしめしたが、御史林燦垣は查明を待たずにすぐ封禁した⁽⁷⁾とある。

強学会の禁止については反対の勢いも強かったと見え、梁啓超の《楊銳伝》の中に（楊崇伊の弾劾に対しては）、

「強学会中の志士は憤激して、連署してこれと争い、**君（楊銳）**は憤然として諸人を率いて、これと抗争した。畏れざる強禦といふべきであろう」とある⁽⁸⁾。

また梁啓超は《戊戌政変記》で、「強学会は封禁されたが、これ以後、風気がようやく開け、抑うべからざる勢いになった」⁽⁹⁾とも述べている。

一八九六年七月、《時務報》が刊行⁽³⁾されると、同報のみならず、《実学報》、《求是報》、《農学报》、《知新報》、《萃報》などの代派も北京で行なわれた⁽¹⁰⁾。

一八九七年のドイツの膠州湾事件に対する康有為の上奏の援助⁽⁴⁾については、梁啓超の《楊銳伝》に、

丁酉（一八九七年、光緒二十三年）冬、膠州の変が起こると、康先生は京師に至って上書した。君（楊）は日に先生とともに謀り、果たして、これを給仕中の高燮曾と相談し、高君が康先生を疏薦したのは、君の力である⁽¹¹⁾。

と述べており、康有為の上書を高燮曾に疏薦させたのは楊銳だ、と述べていることがわかる。

また、康有為の《康南海自訂年譜》でも、また三疏を草し、楊叔嶠（楊銳）に交し、それを王幼霞（王鵬運）と高理臣（高燮曾）に分けて交した⁽¹²⁾。

とあり、王鵬運と高燮曾にも分けて渡し、上書したことが知られる。

湯志鈞によれば、**蜀学会の創設**⑤は一八九八（光緒二十四）年二月であり⁽¹³⁾、梁啓超は〈楊銳伝〉で次のように述べている。すなわち、

自ら蜀学会を四川会館（北京）に開き、巨万の資金を集め、急に作り上げたので、守旧者の嫉忌するところとなった⁽¹⁴⁾。

とあり、北京の四川会館に蜀学会を創設したことが知られる。

なお、さらに詳しい蜀学会の記事は『劉光第集』にも見える⁽¹⁵⁾が、場所が觀善堂となっており、設立者は劉光第以外にも四川出身の京官たちに依ったことが知られるが、これは蜀学会と蜀学堂を混同しているであろう。

次に、**保国会への参加**⑥について、拙著『戊戌変法期の学会、報刊、学堂の研究』⁽¹⁶⁾に於いて述べたように、後の保国会の禁止と弾劾にも触れる。

まず**保国会の設置**については、〈保国会章程〉の前文に、
一八九四年、日本軍が大いに辱め、国が危機に瀕し、時局を知っている駿傑は、憂い悩み、京師に強学会を創立したが、そしられてやめた。しかし強学会の士夫はかえって、研究を重ねて、近頃まさに迫って保国の方法を求めて、再び京師に保国会を建てた。この保国会は、憂国のまことであり、天下の人々

が参加すべきものである⁽¹⁷⁾。

とあり、この史料によれば、強学会の意図は保国会に継承され、保国会こそは国を愛し、国を保つ方法であることが知られる。

保国会の参加者については〈京城保国会題名記〉⁽¹⁸⁾によれば、同年三月の〈国聞報〉に一百八十六名の姓名と貫籍が記されている。その主なものは、**康有為**、**梁啓超**、**楊深秀**、**楊銳**、**林旭**、**劉光第**を含む十五人である。なお、〈京城保国会題名記〉には、楊深秀の名前は見えないが、後述の〈記保国会事〉に見える。

保国会の禁止について、梁啓超の〈記保国会事〉には、一八九四年五月の礼部尚書許应騫の弾劾に続いて、御史の文牋が**康有為を弾劾する長い上奏文**を書いた。

そこには、「偽りが激しく、保国会の主旨は、中国を保つにあって、大清を守っていない」、この上奏こそが「後の戊戌の政変の張本人となった」というのである。

なお、その後、八月になって戊戌政変の後、上諭の中に、この語が引用されて**康有為の罪名**となり、その他、**楊深秀**、**楊銳**、**林旭**、**劉光第**の保国会員が罪を得て戮せられる原因となった、とあらまし言われている⁽¹⁹⁾。

つぎに、**蜀学堂の設置**⑦については、楊銳など四川省出身の京官は、〈内閣侍読楊銳等呈〉（軍）光緒二四年八月初三日で、

…（四川京官四品卿銜内閣侍読楊銳…など）四川

籍の京官が公同して相談し、観善堂の旧趾に蜀学堂を創設し、中西の学業を兼習すべく、今年の正月、一切の事柄について相談し、七月初一日に開学し、来学者は六〇余人でありました。⁽²⁰⁾

と見え、楊銳など四川省出身の京官が、北京の観善堂に蜀学堂を七月初一日に開学したことが知られる。

また、黄尚毅の〈楊叔嵩先生事略〉にも、

四川省の人、李徵庸が天津で救済事業をしていたが、先生（楊銳）に二万金を寄付し、蜀学堂を建てることを勧めている。直隸（省）の北京で学堂を建てたのは、蜀学堂から始まっている⁽²¹⁾。

と見えており、楊銳が北京の最初の学堂として蜀学堂を建てた、としているのが知られる。

また、光緒帝に召見された四品卿銜軍機章京上行走^⑧としての任命の様子を、楊銳についての〈楊参政公家書〉一八九八（光緒二四）年六月の記述によって見ていけば、

一三日、湖南省巡撫陳宝箴が楊銳を皇帝に人物を保証して推薦し、旨を奉じて召見されることとなり、夜になって、初めて一五日の朝早く予備に進内すべきことを知った。

改めて、一六日卯の刻（五―七時）に西苑勤政殿の西煖閣で光緒帝に召されて奉答し、面と向かって数百言を上奏した。用人や武備について概要を詳陳すると、皇帝の顔は甚だ晴れやかになった。

二十日、ついに、劉光第、林旭、譚嗣同の三人と命を奉じ、同じく軍機章京上行走として即日宮廷に入り、勤務についた⁽²²⁾。

とあり、陳宝箴の推薦で、光緒帝に召見され、劉光第、林旭、譚嗣同の三人と軍機章京上行走として即日宮廷に入り勤務についたことが知られる。

また、その時の殊論は、次のように言っている。

昨日、すでに命じたように、汝らは軍機章京上行走として新政に参与してことをよろしく行なえ。汝ら、まさに現在の時勢の難危を思い、有する所見、および、まさいに行うべき開業などのことは、すなわち、実際の箇条を列挙することによって行ない、軍機大臣の呈出による朕の裁決を待つて、万が一にも顧みがあつてはならないし、欺飾を忌むべきである。

特に論す⁽²³⁾。

と見え、光緒帝は、楊銳たちが条例によって判断し、欺飾があつてはならないことを論している。

軍機章京上行走の仕事について、楊銳の家人は、

聖訓が煌々としてただ戦慄が増し、毎日、条陳をだし、恭々として簽語を加え、実行の是非を分別し、御覽に呈する。事体はすでに深刻となり、同列のものもまた容易ではなく、劉（光第）は譚（嗣同）と一班となり、兄は林（旭）と一班となっている。譚は康有為と最も親しく、そうあることが安静と称し

ている。林は事に随つてすべてうまく立ち回ろうとし、答えるところは妥当でない者なので、兄は強いて、三、四回態度を変えさせようとした。しかし、習慣になつたものは変えることができないのではないか、と思われているようだ⁽²⁴⁾。

と述べており、**勤務の様子、林旭との関係が生き生きと描かれている。**

黄尚毅は、光緒帝の密詔^⑨について、〈楊叔嶠先生事略〉において、

先生は、すでに枢密院で光緒帝に召見され、手詔を賜り、つぎのように言われた。

「近日、朕は、西太后のご意思を仰ぎ見るのに、老耄で昏庸の大臣を退けて英勇、通達の人を用いようとは欲しておられない。朕は、時に応じていくたびもお諫めしているが、西太后のご意志は堅く、七月二六日（堂官が下からの上奏文を邪魔して上奏しなかつたこと）のこのようである。西太后はすでに大過を言われている。

朕がどうして中国積弱の不振を知らないと言えようか。この老耄で昏庸の大臣を退け、親政を実行しなければならぬのだ。しかし、今、朕の権力は及ばず、もし強行すれば朕の位は保てないであろう。

汝は、劉光第、譚嗣同、林旭とよく図り、必ず、

いかにかして英勇、通達の人が新政を時に及んで挙行するように進めよ。また、少しも西太后のご意志にかまうことなく、上奏して朕に聞き、審決して施行し、これを焦慮してはならない。これを謹んでいた⁽²⁵⁾。」

と見えており、楊銳は光緒帝から手詔を賜り、西太后が変法反対の意志が堅いので、光緒帝の力によつてはどうしようもない、と感じたことが知られる。

光緒帝からは、劉光第、譚嗣同、林旭とよく図り、西太后に気を使わないで、施行すべきことは施行するように勧められていたが、実行できなかった。

結局、逮捕、処刑される^⑩が、そのことについて黄尚毅は、

（八月）九日、早朝、起こされて、先生は逮捕され、慶昶（楊銳の長男）と黄尚毅も拘引されたが、裁判所に至つて、先生は言われた。『彼らを何故拘引するのか』と。そのため（私）毅と慶昶は釈放された。

先生は刑部の獄に下された。同郷の喬樹楠は、電信で張之洞に知らせ、刑部より救うことを請うた。実情の重大さを案じて大臣の会審に派することも請うた。

一二日、直隸総督栄禄が入京し、召見された。この夜、張之洞は天津に電信し、栄禄に百口を用いて上奏し、楊銳を保つよう願った。

次の日、行刑がすでに宣布され、転送電信が至っても及ぶことができなかった⁽²⁶⁾。

と述べ、喬樹楠、張之洞の努力も空しく、行刑が宣布された。

楊銳の獄中、刑場での様子について、黄尚毅は次のように述べている。すなわち、

先生は劉光第と入獄し、殊に泰然としておられた。一三日、各人に凶服が着せられた。

劉光第は、もとより刑部の役人であったので、詫びて「刑に就く」といった。

先生は法庭に至っても屈しなかつたので、劉光第に声をかけて、「裴村（劉光第の字）、しばらく旨を聞こう」と言った。

剛毅の宣旨が終わると、先生は「願わくは、（あなた）了見を明らかにされよ」と言った。剛毅は、「旨が下れば、言い訳をすることはゆるされない」と云った。

先生は怒り叱咤して、「爾、軍機大臣、冤罪で害うのか」と言われた。

ついに刑場に出て刑に就いた。血が丈余に噴出し、見る者は皆辟易した。ああ、なんと残酷なことか⁽²⁷⁾。

とあり、楊銳は、劉光第と入獄し、獄中では泰然としており、剛毅には抵抗したが、処刑された残酷な様子が知られる。

以上、楊銳の変法運動への参加状況十点を時系列的に考察した。次に彼の役割と評価をしていく。

第三項 楊銳の役割と評価

変法運動における楊銳の働きについて見てきたので、次に彼の役割と評価をしていく。

まず、学会、学堂の創設、報刊の代派について述べれば、学会では北京強学会、保国会の創設に参加し、その後、蜀学会を四川省出身の京官たちと北京に創設し、それに加えて蜀学堂も同様に創設している。

また、《時務報》、《実学報》、《求是報》、《農学報》、《知新報》、《萃報》などの代派を北京で行なっている。学会、報刊、学堂の創設は変法運動の展開と密接な関係を持っており、それに楊銳も関わり大切な役割をしていたことが知られる。

御史楊崇伊の北京強学会弾劾に対しては、率先して抵抗している。また、康有為のドイツの膠州湾事件に対する上書を応援している。

光緒帝に召見されて、四品卿銜軍機章京上行に任命され、林旭とグループになった。仕事の内容は、条陳を提出し、簽語（署名）を加え、実行の是非を分別し、御覽に呈することなどであった。なお、林旭に対して仕事上の注意もしている。

楊銳は光緒帝に信頼され、手詔を渡され、西太后に抵

抗し、変法運動を推進することを依頼されているが、政変で処刑された。

以上、楊銳は学会、報刊、学堂の創設に関わり、強学会の弾圧に対する抵抗者の先頭に立ち、康有為の上書にも協力し、光緒帝から信頼され、軍機章京上行走としての仕事をしない、変法運動の推進を依頼されたが、政変で義に就いたのであった。

なお、楊銳に対して、革命派の章炳麟は批判的に評価しているので、紹介しておく。

楊銳はすこぶる円滑に利害を知り、軍機処に入るとすぐ、そのことの長続きしないのを知った。

張之洞の子が壽を北京で祝い、門生や旧知の官僚がお祝いに来ている時に、銳は酒は飲めない、と人に語って言うには、「光緒帝と西太后は不協であり、変法は大事件であり、禍は計り知れない。私が所属している所は枢要であり、死ぬのも間もなくであろう。」と、……。

(章炳麟が言うには)「嗚呼、林旭、楊銳の輩をして真心から変法をさせ、他の志がなく、頤和園を囲むにも、人のために力を尽くしたといっても、やがて、いたずらに利禄に情をめぐらし、贈り物をむさぼれば、人々にその隠れた思いを知らしめる。

彼らが国事のためにしたのではなかったとすれば、誰が彼らを変法のために死に至ったと肯ずるだ

ろうか。戊戌の政変は戊戌党人の無道徳が致したものである。」⁽²⁸⁾

と述べ、変法運動を無道徳に行なったのだ、としていることがわかる。

これには、革命派からの変法派への批判のみでないものが含まれているのであろうか。

おわりに

以上、変法運動と楊銳と題して、変法運動と楊銳の関係について考察したが、簡単にまとめしておく。

楊銳は戊戌の六君子の一人で、一八五七(咸豊七)年、四川省綿竹県の生まれで、張之洞の弟子となり、一八八八(光緒一四)年に挙人となり、内閣中書を授かった。

張之洞の幕僚にもなったが、一八九五(光緒二一)年、下関条約締結以降、時事問題に関心を持ち、康有為たちと北京強学会を創設した。

その後、変法運動の基礎となる学会、報刊、学堂の創設に参加し、楊崇伊の北京強学会弾劾には率先して抵抗し、康有為のために上書した。

やがて、陳宝箴の推薦で、一八九八(光緒二四)年、光緒帝に召見されて、四品卿銜軍機章京上行走に任命され、林旭とグループを組み、条陳などを行ない、変法を実施した。

また、光緒帝から手詔を授けられて、西太后に抵抗し

ても、変法を推進するよう命じられたが、政変のために義に就いた。

章炳麟は、楊銳が結果として、利益のために変法運動を行なった、としている。

湯志鈞は、変法派内の派別では、楊銳が中間派に属していた、としている⁽²⁹⁾。

以上、楊銳は変法運動に参加し、中間派となり、尽力して処刑された。

注

(1) 楊銳についての史料、参考文献の主要なものは、管見の限り、以下の二十三篇である。

- ・ 閔爾昌編《碑伝集補》卷十二 四庫全書本叢書館 一九二三
- ・ 民国清史館編《清史稿》卷四六四 列伝二五一 民国清史館 一九二七
- ・ 中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(一)―(四) 上海人民出版社 一九五七
- ・ 国家档案局明清档案局編《戊戌変法档案史料》中華書局 一九五八
- ・ 章炳麟《革命之道德》、(張枬、王忍之編《辛亥革命前一〇年間時論選集》第二卷上冊、生活、讀書、

新知三聯書店 一九六三)

- ・ 梁啓超《戊戌政変記》文海出版社 一九六五
- ・ 張元濟編《戊戌六君子遺集》上海商務印書館 一九一七、文海出版社 一九六七
- ・ 康有為著、康文佩編《康南海先生自訂年譜、南海先生年譜続編》文海出版社 一九七三
- ・ 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊 中華書局 一九八二
- ・ 《劉光第集》編輯組《中国近代人物文集叢書 劉光第集》中華書局 一九八六
- ・ 汪康年《汪康年師友書札一―三》上海古書出版社 一九八六―八七年
- ・ 清史編纂委員會編《清代人物伝稿》下編 卷三 遼寧人民出版社 一九八七
- ・ 憑元魁《清朝列伝 光緒帝》吉林文史出版社 一九九三
- ・ 兎野道子「楊銳」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五 国書刊行会 二〇一八年 所収
- ・ 清華大学歴史系編《戊戌変法文献資料系日》上海書店出版社 一九九八
- ・ 李濟琛等編著《戊戌百年祭》上中下 華文出版社 一九九八
- ・ 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇

- ・深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』新教出版社 二〇〇〇
- ・深澤秀男『戊戌変法期における学会、報刊、学堂についての研究』求是舎 二〇〇七、
- 電子図書・岩手大学リポジトリ 二〇〇七
- ・深澤秀男「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐって」『岩手史学研究』第九二号 二〇一
- ・深澤秀男「変法運動と光緒帝」『岩手史学研究』第九四・五号 二〇一四
- ・深澤秀男著『世界史リブレット人 076 西太后―清末動乱期の政治家群像―』山川出版社 二〇一四、二刷 二〇一八
- ・深澤秀男著『中国近現代史』21版 求是舎 二〇一五
- (2) 梁啓超〈楊銳伝〉《戊戌政変記》二三七―二四〇頁
・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 六四―六五頁
- (3) 深澤秀男著『戊戌変法運動史の研究』三一頁、以後、(一)内は筆者の注である。
- (4) 同前 三六―三七頁
- (5) 汪康年《汪康年師友書札》光緒二十二年二月二日付
- (6) 梁啓超著《戊戌政変記》二九一―二頁
- (7) 林樂知著《中東戦記本末》卷八、四六―四七頁、中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 三八七頁
- (8) 梁啓超著《戊戌政変記》二三八頁 中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 六四頁
- (9) 梁啓超著《戊戌政変記》二九二頁
- (10) 鮮于浩〈楊銳〉清史編纂委員會編《清代人物伝稿》下編 卷三 二頁
- (11) 梁啓超〈楊銳伝〉《戊戌政変記》二三八頁
・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 六四頁
- (12) 康有為著、康文佩編《康南海先生自訂年譜、南海先生年譜続編》三九頁
- (13) 湯志鈞著《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊 一三四頁
- (14) 梁啓超〈楊銳伝〉《戊戌政変記》二三七―三八頁
・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 六四―六五頁
- (15) 《劉光第集》編輯組《中国近代人物文集叢書 劉光第集》二八一頁
- (16) 深澤秀男著『戊戌変法期における学会、報刊、学堂についての研究』二五二―二六一頁
- (17) 中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 三九九頁
- (18) 同前 四〇三―四〇五頁
- (19) 同前 四一七頁

- (20) 国家档案局明清档案局編《戊戌変法档案史料》
三〇六—三〇七頁
- (21) 閔爾昌編《碑伝集補》卷十二 一二葉
- (22) 楊銳、他著《楊參政家書》中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(二) 五七二頁
- (23) 同前
- (24) 同前
- (25) 閔爾昌編《碑伝集補》卷十二 一三葉
- (26) 同前 一四葉
- (27) 同前
- (28) 章炳麟《革命之道德》張枏、王忍之編《辛亥革命前十年間時論選集》第二上冊、五一—三頁
- (29) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊
一四九頁

〔付記〕本小論は、二〇一六年度の岩手史学会の研究発表に、加筆、訂正したものである。

第六節 劉光第

はじめに

本節では、四川省出身で法務官僚となり、光緒帝に召見され、戊戌新政に参加したが、政変で義に就いた劉光第を取り上げる⁽¹⁾。

執筆の順序として、まず劉光第の生涯を述べ、ついで、彼と変法運動との関係を考察し、最後に変法運動における劉光第の役割を見て行く。

第一項 劉光第の生涯

劉光第⁽²⁾は一八五九（咸豐九）年、四川省富順県に生まれた。父は宗准、母は王氏である。父は一時床屋の職人をしており、家は貧しかったが、母の命により四歳で私塾に入り、勉学に励んだ。

父方の伯父泉溪公は九品を得ていた。劉光第が聡明なので、こよなく愛し、六歳の時、彼のために本を買ってやり、勉強の助けとなったが、光第が十歳の時に亡くなり、光第の家は相変わらず貧しく、暖を取ることも困難であったと言われている。そのような状況の中で、光第の母は病に倒れたが、光第に勉強を続けさせている。

一八七七（光緒三）年、光第は十八歳で張雲仙と結婚し、四男五女を得ている。

一八七八（光緒四）年、童試に合格し、一八八〇（光緒六）年、弟と成都錦江書院に入学し、一八八二（光緒八）年、挙人になり、翌年、進士に及第し、刑部主事となっている。北京で読書し、世の中を観察したが、その年の九月に帰省している。

一八八八（光緒一四）年、母の服喪も明け、京官となったが、清貧に甘んじ、家は、いよいよ貧しかった。これ以後、清朝の政治に関心を深く寄せ、大臣の安逸を批判し、清仏戦争の敗北に扼腕していた。また、真面目に勤務し、練達したので、日増しに声望もあがり、同郷の京官達からも喜ばれるようになった。

一八九四（光緒二〇）年、日清戦争が始まると、上級の官僚に依頼して、政治の刷新、改革を上奏しようとしたが、この所謂《甲午条陳》は阻まれた。やがて、日清戦争に敗北し、痛憤した。

一八九六（光緒二二）年、武昌で張之洞と会い、時事について話し合った。同年秋、《時務報》の四川の分局ができ、劉光第は友人と宣伝している。

一八九七（光緒二三）年、四川の飢餓救済に乗り出した。

一八九八（光緒二四）年、蜀学会を同郷の京官と開き、康有為の保国会にも参加している。また湖南巡撫陳宝箴の推薦で、光緒帝の召見にあずかり、軍機処章京上行走となり、新政に参加し、清廉潔癖な態度で職務に励んだ。

が、西太后のクーデターで三十九歳で処刑されている。彼は逮捕されても最後まで平然としており、刑部官僚であったので、西門から出される時、処刑を悟ったが、訊問されないで処刑されそうになったので、何故訊問しないのかと云った、と伝えられている。

ついで、**劉光第の著作について述べる**(3)。

劉光第は十四歳から詩作を始めており、その著作には、文章五十五編、書簡六十三通、詩六百七十八首ある。

まず、文集については四十六編が《衷聖齋文集》に載せられており、一九八六年に発行された《劉光第集》にすべてが載せられている。その中でもおもなものは《甲午条陳》《論》《校邠蘆抗議》《南旋記》《高騷擬議》である。

書簡の九通は《衷聖齋文集》に載せられており、詩の多くは、《介白堂詩集》、《衷聖齋詩集》、《飲冰室詩話》、《戊戌六君子遺集》に載せられている。なお、書簡や詩についての補足は《劉光第集》に見られる。

第二項 劉光第と変法運動

劉光第が変法運動に関係するようになったのは、日清戦争（一八九四〜九五年）の時からである。その当時、彼が書いた《甲午条陳》、一八九六〜七年の《劉光第年譜簡編》、一八九八（光緒二十四）年の《論》《校邠蘆抗議》、および、同年に劉拳臣に宛てた書簡などによって、彼が関係した変法運動について明らかにしていく。

《甲午条陳》

まず、彼は日清戦争の時、《甲午条陳》を書いて、堂官に請うて、皇帝への代奏をしようとした。それを見た、堂官たちは均しく色を失ったという。そこで、彼は同郷の劉拳臣に、手紙と共にこの条陳を送り、保存しておくように頼んでいる(4)。

《甲午条陳》をあらまし見ていけば、条陳の前文の中で、劉光第は次のように云っている。すなわち、

光第が思いますのに、**戦勝の機は皇帝お一人のみでこれを決すべきであります**。伏して、国家を見ますのに、近年以来、紀綱、法度はようやく形が頹惰となり、熟知や見聞は、振いおこすことができせん。これでは、関を閉じて外を断絶しようとしてもできません。

況んや、ますます、外国が我に迫り、門庭から堂奥まで、通じない処がないのです(5)。

と述べられており、**中国の怠惰にともなうて、諸外国が中国に迫って来ている**様子が知られる。

ついで、その中でも最も迫って来ている日本とロシアの様子が語られている。

最も我が国に迫って来ているロシアと日本について述べます。前者は海戦ができませんでしたが、康熙年間、君主のピョートルが直接にオランダに行き海軍を学びました。その後、遂に強盛となり、現在

では、諸国はみなこれを忌畏しています。

一昨年、その皇太子が遊歴に来て、虚実をうかがっており、その人となり甚だ雄傑であると聞いています。これはその志が小さくないということであります。

日本人は、二千余年の封建、数百年來の大將軍の主権であったが、現在、日本の天皇は、にわかになれを改め、これを撒き、故意に二十余年、銳を蓄え、我が国の近くにあつて、虎視眈々として、隙を窺い、時を待っています。これも、その志が小さくないということでもあります。今、日本はすでに形が猖獗となり、ロシアもまた隠然として、思いを逞しくしていることを恐れます⁽⁶⁾。

と述べられており、**日露それぞれ、国力を増強し、中国をねらっていることが知られる。**

ついで、劉光第は、中国の皇帝の取るべき態度について、次のように述べている。

我が国がもしなおこれを制する法を思わず常習を踏み、変通をうけるのに罔らいとすれば、多少經營をし、また利益を集めようとしても、虚名、無実であり、成法を規守する者であり、邪魔を加えることになりません。この様であるならば、たとえ、外人に侮られず、内地に事なきを欲しても、得られるでしょうか。

伏して皇帝にお願い申し上げます。さかんに發憤し、心に断じて、歴史書を開いて読み、古今の成敗に鑑みて、海内を周知し、中外の利害をはかり、そのあとで、開創の規模を用いて継続の事業と為さいますように。

彼の外洋の諸大国もこれを聞き、まさに心折れ、意氣阻喪し、ましてや日本に勝利することは確実でございませう。そこで敢えて、今日まさに挙行すべき所、将来まさに變通すべき所を列べて四条とし、敬しんでこれを皇上に呈します⁽⁷⁾。

とあり、皇帝が決心して、變通し、史書を読み、古今東西の歴史を参考にして、中外の利害を考え、改革をはかれば、外国に侮られず、日本に勝利することができるというのである。

さらに、劉光第は、四ヶ条にわたつて、その具体的な方策を述べている。

第一に、

一、皇上に請う。

天子の大権で独断するために一手に権力を以つてして下さい⁽⁸⁾。

と述べ、皇帝が権力をもって西太后に遠慮しないで親政することを願ひ、この説明の最後で、

皇帝が自ら裁決、独断して、重要な事件に当たつていただきたい、またよろしく自ら皇帝の御考思は

いよいよ、発展させるべきであります。皇太后が攝政をやめる儀式はめでたいのであり、それは、国家にも臣民にとっても幸甚なことです⁽⁹⁾。
と述べており、**皇帝の主体的な決断を願っている**ことが知られる。

第二に、

一、皇上に請う。

上下に詔して己を罪し、人心を團結させるべきであります⁽¹⁰⁾。

と述べ、その説明の結論として次のように云っている。

まさに皇上に請う。

咎を自らの責任として引き受け、特に自分を罪するの詔を下されれば、その真心の言葉が切迫して、天下の至誠を動かし、従来の積習の非を痛戒すれば、隠かに今日の仇を同じくする慷慨を励まします。このようですと天下の耳目を一新し、貪欺庸懦の臣も

改心し愧^はじて発憤して功を図るでしょう。

三軍の士は一たび宣命を聞き、詔書を読めば、まさに感激流涕する者が出、その後、これで敵を防ぎ、必死の心を持つでしょう。またこれをもって国境を守るのに揺がない志を持ち、これにすみやかに感応し、影響もおよばない。もし、詔して、直言すれば、蒙蔽なく、忌諱を破除して艱難を濟くうでしょう。

ただし、それは皇帝の真心と独断によります⁽¹¹⁾。
これによれば、**皇帝自らが、己を罪する詔勅を下せば、臣民が感激して、團結して、艱難を救うことができる**というのである。

第三に、

一、皇帝に請う。

賞罰を巖明にして、勝算を操って下さい⁽¹²⁾。

と述べ、つづいて、

現在、中国と日本は兵を構えており、戦って勇を奮うのは将領であり、兵を治め、糧食をあつめるのは、辺臣であり、作戦計画を立て、策を決し、皇帝の謀をたすけるのは督弁の、王公大臣、軍機大臣であり、機密を運ぶのに注意し、万里を洞見し、忠勇を賞し、奸怯を罰するのは、実に皇帝の一心で操るものでございます⁽¹³⁾。

とも云っている。さらにこの説明の最後で、

まさに皇帝に請う。

大いに、英武を奮い勇に務めるのをにくむことをやめ、威厳をもって決断して神のごときでいて下さい。もしよく励行するならば、たとえ王朝を崇めないとしても天下を鼓勵し、海上から戦勝の報告がたちどころに至るでありましょう⁽¹⁴⁾。

と云われており、**皇上が英武を奮えば、戦勝することが述べられている**。

第四に、

一、皇上に請う。

武備を重んじ、積弱を振って下さい⁽¹⁵⁾。

と述べ、ついで、

文武の通の一弛一張は、現在、弊を救うための先んずる所であり、急いで武を講じて下さい。緑營は破れ、駄目になり、各省は、皆、軍を練兵するのみに持^たんでおり、土匪を制しても余りがありますが、外洋を制するには足りません。数学、機械製造、測量、海軍の諸務については、中国にこれがないというのではありませんが、どうして承ける学者が多いのに人を得ないのでしょうか、皆、有名無実になつています⁽¹⁶⁾。

と云っており、軍隊の弱化、学問の未発達が指摘されて

いる。劉光第は、このあとの結論で、皇帝が軍隊の実状を視察し、国境防備をかため、志気を宏め、心を固く定めることの必要を説いている⁽¹⁷⁾。

以上、〈甲午条陳〉に見られる劉光第の変法論について四カ条にわたって考察したが、そこでは、皇帝の主体的な決断と実行、皇帝による人心の団結、皇帝が賞罰を明らかにして、戦勝すること、皇帝が武備を重んじて、強国とすることが述べられている。

〈劉光第年譜簡編〉

つぎに、〈劉光第年譜簡編〉の一八九六年の記載には、この年の秋、上海発行の《時務報》は、四川の成都、重慶に分局・派報処を有した。光第は、すでに四川の宋芸子、口星譚に書簡を送り、この報を広く流通させ、四川省の士商に中外の時務を周知させるのに俾益するよう勧めた⁽¹⁸⁾。

と見え、《時務報》の分局が四川省にもできたので、劉光第は、友人達を通し、これを四川省の人達に勧め、時務を周知させようと努力していたことが知られる。

ついで、〈劉光第年譜簡編〉の一八九七年の記載には、この年の春、四川省の東南で大飢饉があり、光第は同郷の京官と力を合わせ、工面して、公私ともに二十万両余りを得て、四川に送り、救済している⁽¹⁹⁾。と述べられており、四川省の大飢饉にあたり、同郷の中央官僚と二十万両余を四川に送り救済していることが知られる。

〈論〉《校邠蘆抗議》

さらに〈論〉《校邠蘆抗議》に見られる劉光第の変法論について見ていく⁽²⁰⁾。

《校邠蘆抗議》は馮桂芬が書いた内政改革の本であり、皇帝の師傅であった孫家鼐が役人にその可否を問ひ、それに答えた一人が劉光第であった。

その内容は、四十七項目に亘って改革論が述べられて

いる。劉光第は、それらの一つ一つに対して、意見を述べているが、その項目のみをあげ、特にその中でも、**変法に関するもの、六項目**（変科挙議、改会試議、広取士議、製洋器議、采西学議、上海設同文館議）について、劉光第の考えを取り上げていく。

- (一) 公黜陟議
- (二) 汰冗員議
- (三) 免回避議
- (四) 厚養廉議
- (五) 許自陳議
- (六) 復郷職議
- (七) 省則例議
- (八) 易吏胥議
- (九) 折南漕議
- (十) 利淮鹺議
- (十一) 改土貢議
- (十二) 罷関征議
- (十三) 節經費議
- (十四) 籌国用議
- (十五) 杜虧空議
- (十六) 復陳詩議
- (十七) **変科挙議**
- (十八) **改会試議**
- (十九) **広取士議**

- (二〇) 停武試議
- (二一) 減兵額議
- (二二) 嚴盜課議
- (二三) **製洋器議**
- (二四) 善馭夷議
- (二五) **采西学議**
- (二六) 重專対議
- (二七) 変捐例議
- (二八) 絵地図議
- (二九) 興水利議
- (三〇) 均賦税議
- (三一) 稽早潦議
- (三二) 改河道議
- (三三) 重酒酤議
- (三四) 収貧民議
- (三五) 勸樹桑議
- (三六) 一権量議
- (三七) 稽戸口議
- (三八) 崇節檢議
- (三九) 復宗法議
- (四〇) 重儒官議
- (四一) 裁屯田議
- (四二) 寓兵於工議
- (四三) 通道大江運米運塩議

(四四) 墾荒議

(四五) 上海設同文館議

(四六) 用錢不廢銀議

(四七) 以工巧為幣議

まず、(十七)の變科挙議では、

謹んで按ずる。

科挙の文字を取捨する法は今すでに変わっているので、いたずらに再議しない方が良い。顧炎武の謂う、「考試は難しくすることを欲するが、それを易しくするのは欲しない」の一語を引くが、その議は最精である。また三場の各一主考について議せば、法はすこぶる善く、偏重する所もなく、また、各々ことごとく専長を得、まことに、考試の法と為すべきである。京官は、任官後、また考試をすることはない。そのように行うべきである⁽²¹⁾。

と述べられており、改正された科挙の法を是としていることが知られる。

つぎに、(十八)改會試議では、

謹んで按ずる。

これは、挙人の旅費についての意見である。不遇な者に配慮し試験の回数を増やさせようとするに過ぎない。しかし、会試には限界があるので、特挙の法を参用するのが良いだろう。黄巢、李岩の輩は、

省の會試を受けたとしても、どうして落第の中にあつたと知ることができようか、思うに、科挙と別の事であり、出身の途を多くすれば得れるだろう。この議は、必ずしも行なうべきでない⁽²²⁾。

と、特挙の法を述べて、會試のために旅費を出すことなどの改革には必ずしも積極的でないことが知られる。

(十九)の広取士議では、

謹んで按ずる。

これも又、學術が明らかになり、風俗が美しくなつた後で始めて行うべきである。そうでなければ、今日の公挙考廉方正は、適切であるので人にあざ笑われるだけだ⁽²³⁾。

と按じており、取士の制がうまく機能していると考へていることが知られる。

さらに、(二三)の製洋器議では、

謹んで按ずる。

この議は、たびたびなされ、今、ことごとく行われている。だから以前の有名無実は、まさに許されない。我が中国は、洋務を求めて数十年となる。今に至るまで、一船を造るにも、一器を製するにも必ず洋人を用いている。甚しきに至っては、我が中国の使臣が外国に駐在する時には、外国の船を雇って坐している。招商局船も毎月江海を輪行するのに必ず、西洋人の艦長を雇っている。どうして、有名無

実の頭らかでないことがあるか。人は思うべきである。これでは無論、雄を海上に争うことはできない。以前の洋学者は、このようであった。今の洋学者はまさにどうであろうか。国のために謀る者は、必ず、この所を考える必要がある⁽²⁴⁾。

と述べており、洋器を製造することや操船に外国人を雇うことだけでなく、現在の洋学者が主体的に考えて行かなければならないことを指摘している。

(二五) の采西学議では、

謹んで按ずる。

西学の諸説を採用するのは、今、己に、次第に行なつて来ている。しかし、今時勢が、すでに迫っており、つとめて専行しなければならぬのに、緩慢で事業が及んでいないのではないかと恐れている。わずかに見聞する者が、事業を引き止めて渋滞させており、尽力しないで、我が中国が自ら有している利を失っており、全く外人の害を承けるだけに止っていない。こんな状態ではどうして良く、その長を取つて、その害を制することができようか。この数十年、害を除くことにつとめて来たが、我が国の九州は、万国に無にされ、専ら有名無実の事の病いをなしており、後にこの事について、述べたり学んだりすべきである⁽²⁵⁾。

と言われており、外国の長を取つて、その害を制することを真剣に行うべきことが説かれている。

最後に、(四五)の上海設同文館議では、

謹んで按ずる。

今、各省はすでにつつしんであまねく学堂を設置している⁽²⁶⁾。

と述べられており、上海同文館などの学堂の設置に賛成していることが知られる。

以上、〈論〈校邠蘆抗議〉〉について六項目を考察してきたが、それによれば、科挙の改革には賛成し、科挙の受験者に対しては、特挙の法を考えるが、旅費の支給には慎重であったことが知られる。

また、現在の取士の方法はうまく行っていると考えており、外国に対しては、ただ頼るのではなく、主体的に外国の長ずる所を取つて、中国を独立富強の国にしていこうとしたことが窺われ、その点からも同文館などの設置に賛成しているのが知られる。

【劉挙臣に宛てた書簡】

つぎに、一八九八年の劉挙臣にあてた書簡により、彼の変法論を見て行く。この書簡は、劉光第が劉挙臣の援助への感謝と共に近況を報告したものである⁽²⁷⁾。

それによれば、

京師の大局は、現在頗ぶる整頓しようとしている

が、緩慢を覚えているのみである。近く経済特科を開いたので各省の京官の多くが立ち上って、学会を有した。我々四川の出身の京官は、觀善堂を改めて蜀中の先賢寺とし、蜀学会を設立し、添えて書籍儀器を購入し、招聘するのに中西の先生を請い、時務の学を求める。語言文学に至っては、京官の子弟が毎日一・二時間、学習すべきである。京官中の高材で向学の者は、定期の会講にあたる。このようであれば、風紀が漸く開け、将来必ず人材でぬきんである者があり、国家の用となる。現に数千金の寄付があり、この他外官ならびに京官で捐助者となった者は、将来すべからく拡充するであろう⁽²⁸⁾。

と述べられている。すなわち、これによれば、**経済特科の開設、各省の京官による学会の設立、特に劉光第たちの四川出身者の蜀学会の設立、京官の子弟の外国語の習得、人材の養成、外官ならびに京官による寄附などが、ヴィヴィッドに描かれており、劉光第の変法運動への意図と取り組みが窺われて、非常に興味深い。**

さらに、劉光第は、この書簡の中で、《時務報》にも触れている。それによれば、

《時務報》は、早くも重慶に到ったが、貴方が閲覧されているかどうかは知らない。現在《渝報》も開弁され、すでに見られているが、《時務報》の詳細には及ばない。新聞を見ることは、大いに学識を成長さ

せるので、新聞代を省いて、新聞を看ないようなことはすべきではない⁽²⁹⁾。

と云われており、《時務報》が重慶にも来ていること、また、《渝報》も発行されているが、《時務報》には及ばないこと、新聞により学識をのばすことが説かれており、劉光第の変法派の官僚としての面目が躍如としており、その意気込みの程が知られる。

ついで、《劉光第年譜簡編》によれば、

同月（筆者註一八九八年四月）、康有為は、保国会を粵東会館に開き、光第は会に与かる⁽³⁰⁾。

と述べられており、四月に康有為が保国会を開き、劉光第もそれに参加していることが知られる。

以上、《甲午条陳》、《論〈校邠廬抗議〉》、劉挙臣にあてた書簡などによって、劉光第の変法運動への意図と関わりを明らかにしてきたが、次に変法運動における劉光第の役割について考察していきたい。

第三項 劉光第の役割

まず、変法運動の歴史の中での劉光第の役割としては、一八九六年に《時務報》の宣伝を行なっている。ついで九七年には、四川省の飢饉の救済に当たっている。九八年には、同郷の四川省出身の官僚達と蜀学会を設立している。また、同年、康有為が保国会を設立した時、それ

に参加している。

ついで、彼の変法運動における役割は、すでに見たように、〈甲午条陳〉では、皇帝の主體的な決断と実行、皇帝による人心の団結、皇帝が賞罰を明らかにして戦勝すること、皇帝が武備を重んじて強国とすること、などを述べ、皇帝を中心とする変法自強を考えていたことが知られる。

また〈論〈校邠蘆抗議〉〉では、国内においては、科挙制の改革に賛成し、外国に対しては、主體的に外国の長ずる所を取り入れ、中国を独立富強の国にしていこうとしたことが窺われる。

さらに、劉挙臣にあてた書簡によれば、すでに見たように、蜀学会の設立、《時務報》の普及などに熱心であったことが知られる。

そのあと、光緒帝に召見されて、戊戌の六君子の一人として、新政に参与しているが、六君子の新政に対する態度は、それぞれ異なっていた。

湯志鈞による派別区分では、譚嗣同は六君子の左翼であり、楊深秀、林旭、康広仁は中間派であり、劉光第、楊銳は右派である。

特に、劉光第は張之洞と親密であり、新でも旧でもなく、その調和を求め、清朝の没落に心を痛め、皇帝の力によつて、挽回しようとしていた、と云われている⁽³¹⁾が、その通りだと思う。

また、彼は、すでに述べたように、清廉潔白な官僚であり、処刑されるに当って、刑部官僚として、何故、自分の訊問をしないのか、と云った程であった。

総じて、彼は、変法派の官僚として、国内の改革と外国の長所の取り入れ、法律の厳格な実施を求めたが、究極的には、皇帝を中心として、戊戌新政を積極的に推進していこうとしたことが知られている。

おわりに

以上、劉光第の生涯を通し、彼の変法運動への参加と変法運動における彼の役割を見て来たが、そのまとめと今後の展望をしておく。

最初に、劉光第の生涯について触れた。劉光第は一八五九（咸豊九）年、四川省の貧しい家に生まれたが、母の命により、学問に励み、一八八三（光緒九）年、進士に及第し、刑部主事となり、日清戦争の頃から、変法運動に関心を持つようになった。一八九四（光緒二〇）年には、〈甲午条陳〉を書いた。

ついで、一八九六（光緒二二）年には、《時務報》の宣伝をし、一八九七年には、四川省の飢饉の救済に当り、翌年には、蜀学会を設立し、保国会に参加している。

同年、光緒帝に召見され、戊戌の新政に参加したが、西太后のクーデターで処刑された。また、その著作は《劉光第集》にまとめられている。

また、劉光第と変法運動の関係について見たが、はじめに〈甲午条陳〉のあらましを述べた。ここでは、皇帝の主体的な決断と実行、皇帝による人心の団結、皇帝の賞罰の明確化による戦勝、皇帝の武備の尊重による中国の強国化、などが見られた。

つぎに、《時務報》の宣伝などを行ない、また、同郷の四川省出身の官僚と四川省の飢饉救済に当たっている。

特に〈論《校邠蘆抗議》〉に見られる彼の変法論について六項目を取り上げて考察した。それによれば、国内においては、科挙制の改革などに賛成し、外国に対しては、主体的に外国の長ずる所を取り入れ、中国を独立富強の国にして行こうとしたことが窺われる。

最後に、劉挙臣宛ての書簡では、蜀学会の設立や《時務報》の普及などが述べられている。

変法運動における劉光第の役割としては、《時務報》の宣伝、蜀学会の設立、四川省の飢饉救済、保国会への参加、光緒帝の召見による新政への参加、法律の励行などが考えられるが、結局、皇帝の力による変法を志したので、**変法右派と考えられる。**

しかし、彼は、刑部官僚として、清廉潔白な生涯を貫いた。最後には戊戌の六君子の一人として義に就いたが、やがて、**彼らの運動は、自立軍起義を通し、革命運動に受け継がれて行くのであり、その点で、歴史を前進させて**

行くのに一定の役割を果たした一人であったと云うことができるだろう。

注

(1) 劉光第の著作ならびに彼についての先行研究の主要なものには、次の五編がある。

・《劉光第集》編輯組編《劉光第集》中華書局 一九八六

・超爾巽等撰《清史稿》卷四六四 中華書局 一九二七

・趙元濟編《戊戌六君子遺集》文海出版社 一九六六

・沃丘仲子《近代名人小伝》広文書局 一九八〇

・湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊 中華書局 一九八二

(2) 〈劉光第年譜簡編〉《劉光第集》四四七—四五七頁

(3) 〈編輯説明〉《劉光第集》編輯説明一—二頁

(4) 〈甲午条陳〉《劉光第集》一—五頁

(5) 《劉光第集》一頁

(6) 同前 一—二頁

(7) 同前 二頁

(8) 同前

(9) 同前

(10) 同前

(11) 同前 三頁

(31)	湯志鈞	前掲書	一四九頁
(30)	同前	四五六頁	
(29)	同前	二八一—二八二頁	
(28)	同前	二八〇—二八一頁	
(27)	同前	二八〇—二八二頁	
(26)	同前	一八頁	
(25)	同前	一三頁	
(24)	同前	一二頁	
(23)	同前		
(22)	同前	一一頁	
(21)	同前	一〇頁	
(20)	同前	五—一八頁	
(19)	同前	四五—五頁	
(18)	同前	四五—四頁	
(17)	同前	五頁	
(16)	同前		
(15)	同前		
(14)	同前	四頁	
(13)	同前		
(12)	同前		

〔付記〕 本小論は、一九九二年度の岩手史学会の研究
発表に加筆訂正したものである。

第六章 米国籍で推進した人と

未来へ繋いだ人

第一節 容閔

はじめに

本節では、中国人で初めてイエール大学に留学し、キリスト者となり、太平天国、洋務運動、変法運動、革命運動に関係を持った容閔を取り上げ、その中国近代史上における役割を明らかにしていきたい⁽¹⁾。

その際、史料としては、おもに容閔の“*My Life in China and America*”（以下では「自伝」を参考にする。なお、訳本は、徐鳳石、惲鉄樵訳《西学東漸記》と、百瀬弘訳注、坂野正高解説『西学東漸記―容閔自伝』とがある。

第一項 容閔の生涯

容閔は一八二八（道光九）年にマカオの近くで生れた。モリソンスクール、モンスンアカデミーを経て、一八四七年イエール大学に入学し、クリスチャンとなり、五二年アメリカに帰化している⁽²⁾。

一八五五（咸豊五）年、中国に帰り、ピーター・パーカー博士の秘書、および、香港の裁判所の弁護士となり、翌年、海関の翻訳局に勤務した。その後、デント商会な

どに勤務したが、買弁となることを潔しとしないで茶商となった⁽³⁾。

一八六〇（咸豊十）年には、太平天国と交渉を持ち、干王洪仁玕に近代化政策を献じている⁽⁴⁾。

一八六三（同治二）年には曾國藩と会見し、機械の取り入れの進言と世話をしている。その後、工業学校の設立を進言し実現した。容閔は、曾國藩が度量が大きく先見の明のある人として尊敬している⁽⁵⁾。

一八七二（同治十）年、総理各国事務衙門大臣文祥への留学生の提言が、曾國藩等の援助により、朝廷に取り入れられ⁽⁶⁾、容閔は第一回米國留学生の監督として渡米している。以後、十年余りを米國で過ごしている。

一八七三年には、ペルーの苦力貿易の廃止に尽力している⁽⁷⁾。

一八七五年にメアリー・ケログ嬢と結婚して、米國副公使となっている。

その他、日清戦争の時、ヨーロッパからの借款をはかったり⁽⁸⁾、その後、国立銀行設立案⁽⁹⁾、鉄道敷設案⁽¹⁰⁾などを出しているが、いずれも実らなかつた。

一八九八（光緒二四）年、彼は変法派の一員として、自分の住居を変法派の指導者達の集会に提供している。

一九〇〇（光緒二六）年には、国民總會（自立会）の会長に選ばれ、変法派の蜂起に参加している⁽¹¹⁾。

一九〇二（光緒二八）年には、革命派の粵起義の大総統に推されている⁽¹²⁾。

一九〇九年には、革命派の資金のために「自伝」を執筆し、一九一二（民国元）年、中華民国臨時大總統孫文から新政府に入るよう懇請された⁽¹³⁾が、同年ハートフォードで病没した⁽¹⁴⁾。なお、友人にマーク・トウエインがいる⁽¹⁵⁾。

第二項 太平天国との関係

彼は、一八五九（咸豊九）年に、太平天国を訪問する旅行団に参加を要請され、参加する事を決めている。すなわち、彼の「自伝」には、

一八五九年の秋、二人の宣教師に曾蘭生を加えた少人数の一行が南京の太平天国の反乱者たちを訪問する旅を計画して、私に同行を勧めた。私はこれに参加することにした⁽¹⁶⁾。

と見えている。

また、彼は、太平天国へ行く目的を次のように述べている。すなわち、

私が行く目的は、太平天国の人々の特性を納得するまで見極めること、つまり、かれらが清朝にとつてかわる新政権を樹立することに適った人物たちであるかどうかを探知することだった⁽¹⁷⁾。

とあり、**容閑が自分自身の目で太平天国の性格を確かめ**

たい、という意欲が窺がえて、興味深い。

かくして、容閑たち一行は、一八五九年十一月六日、一隻の無錫快に乗って上海を出発し、十一月十八日南京に到着した。そして翌日、彼は太平天国で、友人の干王洪仁玕に会見して、次の**七項目の提言**をしている。

- 一、科学的原理による軍隊の組織
- 二、有能な陸軍将校を訓練するための陸軍士官学校の設立
- 三、海軍のために海軍兵学校を設立
- 四、有能で経験のある者が、管理の異なる部門における助言者として行動できる民政の組織
- 五、銀行制度の確立、度量衡の統一への決意
- 六、国民の為のグレード別の教育制度の確立と、教科の一つに聖書を採用
- 七、工業学校の制度の組織⁽¹⁸⁾。

すなわち、これらの提言で、一貫して、**西欧の近代化の成果を太平天国に移植しようとしていることが知られる**。

なお、これらの提言は、後の総理衙門大臣や督撫層への提言と軌を一にするものである。

ついで、容閑の太平天国のキリスト教についての観方を見て行けば、彼は「自伝」の中で、

かれらのキリスト教についての知識は、初期の西洋人宣教師と現地人説教者や布教書配布者たちを媒

介として、ふるいの目からこぼれ落ちた程度のものであったから、いかに良く見ても、幼稚で初歩的なものに過ぎなかった⁽¹⁹⁾。

としているが、それにつづけて、

それにもかかわらず、醇朴な男たちや信仰に関心をもちがちな女たちを、次に記述するように、危難も死をも物ともしない英雄たちに育てあげたほど偉大な力であったことは事実である⁽²⁰⁾。

と述べており、その力を評価していたことが知られる。

また、太平天国は、宗教的な迫害の結果として、洪秀全や彼の信奉者たちが宗教的な反抗から、政治的乱の性格を帯びたものになった、とも述べられている⁽²¹⁾。

さらに、太平天国が敗北したのを一因として、北京に軍団を派遣した時、湖南、湖北、江西、安徽省から補給増員された、規律を知らず、宗教による抑制心のない下層民や極貧者による新参者が、略奪、強盗、破壊的行為を行なったことを挙げている⁽²²⁾。

ついで、太平天国の意義として、容閑は「自伝」の中で次のように述べている。

太平天国の乱がもたらした唯一の長所は、一個の大民族の停滞を破り、新しい国民生活の自覚に導くために、神がこれを善用し賜うた点にある。このことは、これに引き続いて起こった一八九四年、一八九五年、一八九八年、一九〇〇年、一九〇一年、一

九〇四―五年の諸事件が立証している⁽²³⁾。

すなわち、これによれば、太平天国の意義は、民族の停滞を破り、国民生活の自覚を導いた点に置いており、その後の歴史発展の先駆としてとらえられている。この考え方は、孫文・毛沢東にも連なるものであることが理解される。

その後、容閑は太平天国と茶の取り引きもしている⁽²⁴⁾。以上、容閑と太平天国の関係について考察したが、次項においては洋務運動との関係について検討して行く。

第三項 洋務運動との関係

一八六三（同治二）年九月、容閑は彼の友人張斯桂、李善蘭の紹介により、洋務派の両江総督曾國藩と会見し、提言を行なっているので、その内容から見ていく。

私の答申の内容は前に友人たちに話したことの繰り返して、同様の性質を持つ機械工場のいくつかを模造することのできる母体となる工場を建設するということであった。私が特に陳述したのは小銃の製造だったが、それには部分品をそれぞれ製造する機械が必要だ。私が勧めた機械工場は小銃製造に当てる工場ではなくて、小銃、大砲、弾薬、あるいはその他のものを製造するに必要な専門の機械を造るに適合した工場だった⁽²⁵⁾。

と述べられており、西欧風の近代的兵器工場の設立を進

言しているのが知られる。

この結果、曾国藩は容閔に機械類の購入を依頼している。すなわち、容閔の「自伝」によれば、

この機械工場の敷地は、上海の市街から北西へ約四マイル離れた高昌廟という所が予定された。高昌廟のこの機械工場は、後に江南製造総局の名で知られるようになったが、広さは数エーカー、主要な機械類の製作場はすべてその中に配置されている。マサチューセッツ州フィッツバークから私が最初に機械を購入して以来、喜望峰以東最大の兵器廠の一つとするために、何百万という金が投ぜられた⁽²⁶⁾。

とあり、容閔が曾国藩の為に機械を購入し、後にそれが有名な江南製造総局の基礎となったことが知られる。

また、容閔は曾国藩を評価して次のように云っている。

この工場こそ、まさに中国へ西洋の機械類を移植した曾国藩の度量の大きさと先見の明を永久に伝える記念塔と言うべきだろう⁽²⁷⁾。

と述べられ、曾国藩を西欧の近代文明を導入した先駆者としても高く評価している⁽²⁸⁾。

このあと、曾国藩の上奏により、容閔には五等官の官位が授与された。ついで、容閔が購入した機械の運転を曾国藩が見に来た時に、容閔は兵器廠付属の工業学校設立を要請している。彼の「自伝」によれば、

この巡視の間に、私は総督を説得して兵器廠付属

の工業学校を設けることに成功した。この学校で中国の青少年に機械工学の理論と技術とを習得させれば、中国はいつかは外国の技師や工員を雇備する費用がいらなくなり、完全に独力で運営できるようになるわけだ。このことは、すぐに実利的な中国人の頭の回転に反応し、この学校の設置は結局実現された⁽²⁹⁾。

とあり、近代的な工業学校の設立により、欧米の近代技術を中国に導入し、中国を近代化、工業化して、独立富強の国にしようとしていたことが窺われる。

ついで、一八六八（同治七）年、容閔は、旧友の江蘇巡撫丁日昌を通じて、総理衙門大臣の一人である文祥に「四つの提案」をしている。それらの重点を書けば、次の通りである。

建議の第一

第一の提案は株式組織の汽船会社を設立する企画だった。この会社は外国人を株主とすることを許さず、中国人だけで管理し運営する完全に中国人の会社とすべきこと⁽³⁰⁾。

これによれば、中国人による近代的な汽船会社を設立しようとしており、この後に、この汽船により、米を輸送し人々の便をはかりたいと述べている⁽³¹⁾。

建議の第二

第二の提案は、政府が優秀な青少年を海外へ派遣し、公務に必要な教育を徹底的に受けさせることだった。その計画として次のことをあげた。試験的に一二〇人の留学を実施してみること。この一二〇人を三〇人ずつに分け、一回分三〇人を毎年留学させていくこと。留学期間は十五年とすること。留学生の平均年齢は十二才から十四才までとすること。第一回分と第二回分がうまくいったら、この計画を恒久的に行なうこと。合衆国滞留中に中国文知識を保持させるために中国人の教師をつけておくこと。この留学事務を総括する管理官二名を任命すること。学生派遣の経費には上海関税の一部をあてること⁽³²⁾。以上が**建議の第二**であるが、文祥への提言の中で、これが一番重要であるので、煩をいとわず全文を挙げた。これによれば、**海外に留学生を派遣して外国の文化を摂取し人材を育成しようとしたことが知られる。**

建議の第三

第三の提案は、国内の鉱業資源を開発することを政府に説き勧め、鉱石を奥地から海港へ輸送するのに必要だということから、間接的に鉄道の移入を企てたものだった⁽³³⁾。

とあり、後文で、これを実現させるといよりは、彼の

資源開発の可能性への熱意を示したものだ、と述べている⁽³⁴⁾。

建議の第四

自主的な独立国である中国に対する海外列強の侵略を、私は最大の関心をもって見守ってきた。多少でもローマ旧教について知っているものは、中国におけるローマ教会の不当な権利の主張や各種の強要を肝に銘じていないものはない。信者に対して教会は俗的な司法権を行使し、民事、刑事とも中国法廷を度外視して裁判を行なっている⁽³⁵⁾。

と述べ、いかなる分派または宗派の宣教師たるを問わず、民事、刑事の別なく、**信者に対する一切の司法権の行使を禁止することを提案している。**

【留学生の派遣について】

一八七〇（同治九）年、天津教案が発生し、その解決のために曾國藩等三名が責任者となったが、容閑は、丁日昌を通して、彼らに留学生の派遣を要請した。曾國藩らは、その要請を皇帝に上奏し裁可を受け、留学生が派遣される事になった。その結果、留学生の資格について、以下の如くに決められた。

学生の資格と選択については、外国留学生の総数は百二〇人とする。全員を三〇名ずつの四期に分けること、各期に割り当てられたものを四年間連

続して大体同じ時期に出国させることにきまつた。

また、志願者の年齢は十二才以上十五才以下とし、信望のある両親あるいは徳望のある保護者の保証を要すること、身体検査と一定の規準による中国文の読み書きの試験——志願者が英国人の学校に在学している場合は英語の試験に合格せねばならぬこと、留学候補者に採用されたものはすべて毎日予備校に通学し、中国文の学習を継続するかたわら英語の勉強を始めるか、あるいは前からの英語の学習を継続すること、合衆国へ出発する前に少なくとも一年間はこの予備校教育を受けるべきことなどが必要とされた⁽³⁶⁾。

すなわち、かなり厳格に英語などの勉学に励む事が条件とされていたことが知られる。

ついで、実際に留学生在が派遣されることになったが、容閑は自伝で、

一八七二年の夏の半ば過ぎには、三十人からなる第一期分の中国人学生が太平洋を越えて合衆国へ渡航する段取りとなった。学生が到着後住むべき宿舍を準備する任務のために、私は皆より一カ月前に先発し、陳蘭彬、二人の中文教授および通訳には次の船便で来るようにしてもらった⁽³⁷⁾。

と述べ、留學生受け入れ準備のために先発していることが知られる。

【ペルーの苦力貿易について】

ついで、彼は、一八七三（同治十一）年、直隸總督李鴻章の依頼を受け、ペルーの苦力貿易について、同国の全権委員と談合している。その時の様子は容閑の自伝によれば、以下の如くである。

かれ（ペルーの全権委員）に向つて私は云つた。私はマカオで行なわれている苦力貿易について多少の知識がある。わが国の人々がおびき出され、輸出用人夫小屋に入れられて乗船のときまで強制的に閉じこめられる。乗船後キューバあるいはペルーでの労働契約書に署名させられ、目的地に上陸すると、最高の値をつけた入札者に売り渡され、この新しい主人とまた契約書を結ぶ。この主人は契約期限が更新できるように、細心の注意を払って労働契約を結ぶので、事実上中国人労働者は一生奴隸となつてしまふ⁽³⁸⁾。

すなわち、これによれば苦力の悲惨な状態がよく知られる。その後、容閑は李鴻章よりペルーの苦力の調査を依頼され、次のような報告書を送っている。すなわち、中国人苦力たちはむち打たれたために、背中がどんなに破れ、傷つき、まがっているかを示す二十四枚の写真を私は報告書に添えて送った。この写真は、私があらかじめ頼んでおいて集めた当の犠牲者たち以外には誰にも知られないように、夜間に撮ったも

のだった。これらの写真が、空理空論ではなく、農園主の犯した残忍さと非道とを物語るものであることを私は心得ていた⁽³⁹⁾。

とあり、苦力の虐待の様子がよくわかる。これを李鴻章がペルー人に提示することにより、キューバとペルーへの中国人苦力の渡航は禁止され、苦力貿易に致命的な打撃を与える事になったのであった。この時、容閑は、アメリカ合衆国、ペルー、スペインの公使を兼務し、二等官になっている⁽⁴⁰⁾。

こうして、一八七二年の渡米以来、七五年に米人と結婚して、アメリカと中国を行き来して、過ごした。

【日清戦争のための借款案】

一八九四（光緒二〇）年、容閑は日清戦争のための借款案を提示している。彼の自伝によれば、

私の計画の第一案は、ロンドンへ行つて、一千五百万ドルの借款交渉を行なうことだった。この融資を受ければ、甲鉄軍艦の既成品を三、四隻購入すること、五千人の外国兵を徴集して太平洋側から日本の背後を攻撃することが可能となる。こうして、日本軍を朝鮮から撤退させ、中国政府に、日本に対抗するに必要な陸海軍を増募する余裕を与える、という事態の転換を行なわせることができる。

次に、この計画を進める一方において、中国政府

は戦争継続に必要な陸海軍の編成を目標として、全権委員を任命し、台湾島を抵当として、西洋列強から四億ドルを借り入れる工作を行なわせることが第二の案だった⁽⁴¹⁾。

とあり、第一案では、ロンドンにいつて借款を締結し、日本に打撃を与え、第二案では、ヨーロッパ列強と借款を締結し、陸海軍を強化して、日清戦争を有利に展開させようとした事が知られる。

一八九四（光緒二〇）年、容閑はロンドンに赴いて交渉に当たったが、この案はイギリスのロバート・ハート卿の反対でつぶされている⁽⁴²⁾。

【新しい政策の採用】

一八九五年、彼は洋務派の両江総督張之洞に進言を行なっている。すなわち、彼の「自伝」によれば、

中国の権威を回復して、強大な国家となるには新しい政策の採用を必要とする。それには、外務、陸軍、海軍、財政の各省に少なくとも四名の外人顧問を迎え入れねばならない。顧問は任期を十年間として、契約期限の延長も可能なように定める。各顧問は実務の経験があり、才能、人格とも定評ある人物に限ること。各官庁では、顧問が最善の助言を与えるのに応じてこれを採用し、これに基づいて実地に施行すべきこと。また、有能な中国の青年学生を選抜して、顧問らの下で勤務させることが必要だ。

この方法によって、かつまた中国の政治革新を推進する主義と理念に従って、政府の再建ができるであらう⁽⁴³⁾。

と述べられており、中国を西欧化、近代化することにより改革しようとしていることが知られる。

これは当時、来華の宣教師達と同様の考え方であり、興味深いのが、曾國藩とは違って、張之洞が中国を救う計画を持っていなかったのだ、この案は張にとって過激なことではなかったのだ、と容閑は述懐している⁽⁴⁴⁾。

【国立銀行を設立案】

一八九六（光緒二十二年）年、容閑は北京に国立銀行を設立する事を清朝に勧告しようとして、合衆国立銀行法などを翻訳して、友人戸部左侍郎張蔭桓に見せ、さらに張蔭桓が戸部尚書翁同龢に見せた。このため、張蔭桓が主唱者となり、翁同龢が援護して、上奏がなされる事になった⁽⁴⁵⁾。その内容は、容閑の「自伝」によれば、以下の通りである。

中国国立銀行を發足させる基礎をきずくためには一千万両の政府準備金が必要で、そのうち二百万両以上を各種の国債および兌換券の印刷機、造幣廠備付けの機械類の購入費に充て、土地建物の購入費は二百万両とする。六百万両は、民間に流通させる各種貨幣の鑄造材料となる金銀銅の購入費として、財務省に保存しておくべきこと。この一千万両は国

立銀行を發足させる創業資金の全額であるが帝国の商業的發展に依じて毎年増加すべきものとす⁽⁴⁶⁾。とあり、国債、紙幣の発行、貨幣の鑄造、造幣局等が計画されている。しかし、この計画は上海道台盛宣懷によって阻まれている。

一方、一八九七（光緒二十三年）年、盛宣懷は中国の最初の近代的な銀行である中国通商銀行を設立している⁽⁴⁷⁾。

【鉄道建設許可申請の運動】

国立銀行設立計画が失敗して、容閑はすぐに清朝に対して鉄道建設許可申請の運動を開始している。彼の「自伝」によれば、

私の構想した鉄道は北方の天津港と揚子江河口に近い南方の鎮江をつなぐもので、両港間の直線距離は約五百マイルだが、山東省を一回りして黄河を渡り、安徽省を通過して湖南省を経由する回り道をするれば約七百マイルになる⁽⁴⁸⁾。

と述べられており、清朝は、ドイツ政府の山東省鉄道建設独占権による山東省通過反対から、湖南省を経由する回り道による鉄道建設を容閑に許可したのであった。しかし、六カ月間に資金調達をしなければならなかった中で、容閑はこの計画も実現する事ができなかった⁽⁴⁹⁾。

以上、容閑と洋務運動との関係について考察したが、次項においては変法運動との関係について言及していく。

第四項 変法運動との関係

容閔は変法派の人々とも関係を持ってはいるが、その間の事情について、彼の「自伝」は次のように述べている。

この中国の政治的危機が迫った時、革新の風潮は北京にみなぎった。ある神秘的な影響を受けて光緒帝はこの革新運動の代表者として立ち上げられ、世界中の人々の耳目をそばだたせた。

私はこの運動の経過を見るために北京に居残ることにしたが、私の住居は一八九八年の指導的な革新運動家らの会合場にされた。クーデター（政変）が起つたのはこの記念すべき年の秋のことで、その結果、西太后は光緒帝に取って代り、有力な革新運動家のうち数人を逮捕して、即決で死刑に処した⁽⁵⁰⁾。とあり、彼の住居が変法派の指導者達の会合場になっていたことが知られる。

〈国民総会〉

ついで、容閔は〈国民総会〉についても言及している。すなわち、

革新運動家達をかくまったことで運動に関係をもち、またかれらに深く共鳴していた私は、生命の危険を感じて身をかくさなければならなくなったが、うまく北京を脱出して、上海の外国租界に住居を定めた。ここで〈国民総会〉を組織し、初代会長に選

ばれた。この会は重要な時事問題、特に革新運動に関するものを討議することが目的だった⁽⁵¹⁾。

とあり、一九〇〇（光緒二六）年、彼が変法運動に共鳴し、〈国民総会〉の会長になったことが知られる。

この〈国民総会〉の漢口分会は、後に唐才常が中心となって、義和団時期に変法派の蜂起を行なおうとした正気会のちに自立会となる。

なお、このことについては、康有為と孫文とも関係があった馮自由（懋龍）も、「庚子（一九〇〇年）六月、唐才常が上海において国会を召集した時、挙げて会長とした⁽⁵²⁾」と述べている。

その後、友人の忠告を受け入れ、一九〇〇年、香港に移り、さらに一九〇一年春には台湾に渡り、台湾総督、児玉源太郎と会見している⁽⁵³⁾。

以上が容閔と変法運動の関係であるが、次項においては、革命運動との関係について考察する。

第五項 革命運動との関係

容閔と革命運動の関係についての、馮自由《革命逸史》の言及について、まず考察して行く。

馮自由は《革命逸史》の中で、

壬寅（一八九九年）冬、洪全福、李紀堂などが広東で大挙を謀り、発動を予定し、後に推して容閔を大總統とした⁽⁵⁴⁾。

と述べており、一九〇二年、容閔が推されて興中会の広東起義の大総統になっていることが知られるが、これは失敗している。すなわち、この頃から彼は、変法派から革命派に移行している。

この間の事情について、羅香林も言及し、つぎのように述べておられる。

彼ら（李紀堂、洪全福ら）は、容閔の援助を懇請した。彼はそのプロジェクトを暖かく支持した。そして外国の援助を求めて、米国へ行くことを申し出した⁽⁵⁶⁾。

とあり、容閔が興中会の為に援助を得ようとしていたことが知られる。しかし、蜂起の未然の発覚により、容閔は米国に留まることになった。

その後には革命派は、十三回の起義を興し、一九一一年に中華民国を樹立した。

一九一二（民国元）年、辛亥革命が成功すると、容閔は、**中華民国臨時大總統孫文から、新政府参加懇請の手紙を受けとっている**。そのあらましは以下の通りである。

この革命が成功しようとしている時、米国において、これに歓悦の声を老同志（容閔：筆者注）が挙げてくれたことは大変励まされます。容閔先生は自由平等のために外国に逃げられたが、私もその苦しみを受けています。自由平等のための容閔先生の名前はよく知られているので、**中華民国において完全**

な政府を創立するために来て下さい。首を長くして待つております⁽⁵⁶⁾。

この文章は、容閔とある意味では同じような経験をした孫文の温情あふれる手紙であり、よく容閔の労をねぎらっている。

しかし、これに対し、容閔は老齢の故をもって辞退しており、同年、ハートフォードで死去している⁽⁵⁷⁾。

以上、容閔と革命運動の関係について述べた。おわりに本節のまとめと容閔の評価について考察する。

おわりに

以上、容閔と、太平天国、洋務運動、変法運動、革命運動との関係を見て来たが、彼は変法派から革命派に転じたことが知られる。

ついで、容閔の中国近代史上における役割を見る時、もつとも特筆されるべきは、**学校設立と留学制度の提唱**であったと思われる⁽⁵⁸⁾。

彼の努力によつて、留学した者達の中に、次代の中国を担う指導者が出たことは忘れてはならないであろう。例えば、唐紹儀は総理大臣になっている。

また色々な改革案を出したが、それが実現されなかったことは外国に留学した中国人の歩みの困難さと厳しさを思わされる。すなわち、**伝統的な清朝支配体制は、なかなか外国の近代的な制度を受け入れ難かった**のである。

また、容閔は、変法運動、革命運動にも参加しているが、その中心として主体的に活躍したというよりは、推されてその中心となったというのが事実に近いであろう。しかし、**変法運動、革命運動に参加したキリスト者知識人**として記憶されねばならないだろう⁽⁵⁰⁾。

以上、要するに、**外国に学んだ者として、米国籍として中国に適応しようと、ぎりぎりの努力をして死んだのが容閔であった。**

この様に考える時、容閔は中国近代史上、貴重な人物の一人であったと云えるであろう。

注

(1) 容閔の著書、ならびに、彼についての著書、論文の主要なものには、以下の十二編がある。

- ・ Yung, Wing *My Life in China and America*, New York, 1909
- ・ 容閔著、徐鳳石、惲鉄樵訳《西学東漸記》商務印書館 一九三四
- ・ 容閔著、百瀬弘訳注、坂野正高解説『西学東漸記——容閔自伝』平凡社 一九六九
- ・ J.L. Browen “Yung Wing and work” *Scribner's Magazine*, May 1875.
- ・ Thomas E. La. Fargue, *China's First Hundreds*, (Pullman : State College of Washington Press,

1942) .

- ・ Thomas E. La. Fargue, “The Chinese Educational Mission, 1871. A Government Experiment in Western Education”, *Far Eastern Quarterly* Vol. 1

(No. 1, November 1941) .

- ・ A. Hummel ed., *Eminent Chinese of the Ching Period*, (Washington, D. C., 1943-1944) .

- ・ Lo Hsiang-lin , *The Role of Hongkong in the Cultural Interchange between East and West* (Tokyo : Center for East Asian Cultural Studies' 1963) .

- ・ William Elliot Griffiths , *A Maker of New Orient*, *Sammuel Robbins Brown*, New York, 1902.
- ・ 湯志鈞編著《戊戌変法人物伝稿》(上' 下) 中華書房 一九六一、増訂本 一九八二
- ・ 馮自由《革命逸史》(一一七) 商務印書館 一九三九
- ・ 孫文《国父全書》国防研究院、中華大典編印会 合作 一九六〇

(2) Yung Wing, op. cit., pp. 16-41.

(3) Ibid. pp. 58-95.

(4) Ibid. pp. 96-136.

(5) Ibid. pp. 151-169.

- (6) Ibid. pp. 171-188.
- (7) Ibid. pp. 191-193.
- (8) Ibid. pp. 224-225.
- (9) Ibid. p. 234.
- (10) Ibid. p. 237.
- (11) 馮自由 前掲書 第三冊 四六頁
- (12) 同前
- (13) 孫文 前掲書 五一七頁
- (14) Lo Hsiang-lin, op. cit., p. 125.
- (15) Ibid. p. 125.
- (16) Yung Wing, op. cit., pp. 49-50.
 ・容閑著、百瀬弘訳注、坂野正高解説 前掲書 八七頁
- (17) 同前
- (18) Yung Wing, op. cit., p. 109.
- (19) 容閑著、百瀬弘訳注、坂野正高解説 前掲書 一〇七頁
- (20) 同前
- (21) 同前、一〇八頁
- (22) 同前、一〇九頁
- (23) 同前、一一〇頁
- (24) 同前、一一五—一二三頁
- (25) 同前、一二二頁
- (26) 同前、一三三頁
- (27) 同前
- (28) 同前、一三九頁
- (29) 同前、一五一頁
- (30) 同前、一五八頁
- (31) 同前、一五九頁
- (32) 同前
- (33) 同前、一五九—一六〇頁
- (34) 同前、一六〇頁
- (35) 同前
- (36) 同前、一七二頁
- (37) 同前、一七四—一七五頁
- (38) 同前、一八七頁
- (39) 同前、一八八頁
- (40) 同前、二〇八頁
- (41) 同前、二三二—二三三頁
- (42) 同前、二三三—二三四頁
- (43) 同前、二三六頁
- (44) 同前
- (45) 同前、二三七—二三八頁
- (46) 同前、二三八頁
- (47) 同前、二五四頁
 ・中村義「清末政治と官僚資本—盛宣懷の役割をめぐって—」『中国近代化の構造』教育書籍 一九六〇年所収
- (48) 容閑著 百瀬弘訳注 坂野正高解説 前掲書
 一三九—一四〇頁
- (49) 同前、二四〇頁

- (50) 同前、二六一頁
- (51) 同前
- (52) 馮自由 前掲書 第三冊 四六頁。
- (53) 容閔著、百瀬弘訳注 坂野正高解説 前掲書 二六一頁
- (54) 馮自由 前掲書 第三冊 四六頁
- (55) Lo Hsiang-lin, op. cit., p. 123.
- (56) 孫文 前掲書 五一七頁
- (57) (14) に同じ。
- (58) 羅香林 (Lo Hsiang-lin) は、前掲書八六頁において、容閔が中国に帰国して、近代化を主唱し、教育改革のプランを提出したが、これらが、中国の教育改革と新企業に大きな影響を与えた、と述べられる。
- (59) 湯志鈞は前掲書上編七六頁で、容閔の買弁性を指摘され、国会への参加については、消極的に取り上げられている。

【付記】

本小論は、一九七九年度のキリス教史学会の研究発表に加筆したものである。

なお、執筆に当っては、坂野正高先生のお励まし、吉田寅先生のお導きをいただいたことをここに記し、謝意を表す。

第二節 唐才常

はじめに

本節においては、清末の湖南の郷紳である唐才常を取り上げる(1)。

まず、第一項で唐才常の生涯について述べ、ついで第二項では、《唐才常集》から、唐才常の歴史認識の形成を述べ、さらに、第三項で、彼の歴史認識の展開として、湖南変法運動と自立軍起義についての行動を述べ、第四項で、唐才常の中国近代史における役割について考察する。

第一項 唐才常の生涯

唐才常は、一八六七（同治六）年、湖南省瀏陽県に生まれ、教育者、政治運動家として活動した。

彼は年少の頃から読書を好み、実学を学び、一八八六（光緒一二）年、童試に及第し、中国、西欧の歴史を熟知するようになった。

一八八七年から長沙の校経書院に学んだが、譚嗣同と共に欧陽中鵠に師事した。

一八九〇（光緒十六）年、西湖書院に学び、学政江標によつて拔貢生に挙げられ、変法を意図し、親友で変法左派の譚嗣同から多くの影響を受けた。

変法運動が起ると、湖南もこれに呼応し、巡撫陳宝箴

の庇護のもとで、一八九六年より熊希齡、譚嗣同らと時務学堂、南学会の設立などを行ない、《湘学报》や《湘報》の発行に尽力した。

一八九八（光緒二四）年の戊戌政変によつて「戊戌の六君子」が処刑され、康有為、梁啓超は身一つで日本に逃れた。

唐才常は、譚嗣同の死に発憤して、時務学堂の学生林圭などとともに渡日した。当時、日本では、康と梁と繋がる変法派と、孫文らの革命派との合作の動きが見られたが、結局は失敗した。

日本において、唐才常は、変法派の康有為、梁啓超や革命派の孫文と会見し、やがて康や梁から軍資金を受けて、長江流域に起義を起こすことを約束して帰国した。

そして、唐才常は、義和団事件を利用して、自立軍起義の計画に着手した。

一八九九年、上海の租界に正気会（後の自立会）を組織した。その時、正気会章程の序文(2)に「我が種類でなければ、その心は必ず異なる」という言葉と、「君臣の義はどうして廃することができようか」という矛盾した言葉があったために、革命派の畢永年と章炳麟によつて批判された。

翌一九〇〇（光緒二六）年、上海の張園に中国国会を

開き、章炳麟、文廷式、葉瀚、張通典、吳藻初、宋恕、龍澤厚、沈盡、馬湘伯など、変法派から革命派に至る千数百名を集め、起義の内容を合議した。そして、会長に容闈、副会長に嚴復が推され、唐才常が総幹事となった。

国会の宗旨としては、自立国の創造と、満州政府の否定、および、光緒帝の復辟が掲げられ、矛盾した内容となっていた(3)。

唐才常は、自立会と国会を合わせ、東京高等大同学校などの日本留学生の参加も得て、起義を起こそうとした。そこで、漢口の英国租界に二つの行動機関を設け、自立軍を組織したのである。

秦力山が大通の前軍の総統となり、田邦璇が安慶の後軍の総統となった。また、常德の左軍を陳猶龍が、新堤の右軍を沈克誠が、さらに漢口の中軍を林圭が統率し、別に總會親軍と先蜂軍を置き、唐才常が諸軍の督弁となった。

また、畢永年を通して会党とも連繋し、富有票を発行した。哥老会首領李金彪が正竜頭になり、康有為、唐才常らが副竜頭になり、長江中下流域の十万の会党を結集した。

さらに、張之洞とも連携して、唐才常は東南諸省の独立をはかろうとした。

秦力山は一九〇〇年七月挙兵したが、康有為から来る筈の資金がおくれ、大通においては自立軍の計画が清朝

側に漏れたので、鎮圧された。

ついで漢口でも挙兵の計画を立てたが、八月に張之洞の官憲によって、唐才常、林圭、伝良弼、黎科らの指導層が逮捕・処刑され、湖北新堤で挙兵した沈尽も失敗した。

しかし、自立軍起義は、変法から革命に連繋しようとしたものと評価されている。起義失敗後、変法派から革命派へ移る者が多く出るようになり、辛亥革命に連繋していくことになった。

彼の書いた《唐才常集》には、論文が八十二篇、その他に、書簡と三十篇の詩がある(4)。

論文の中には《歷代商政与欧州各国同異攷》、《史学論略》、《外交論》、《通塞塞通論》、《各国政教公理総論》、《公法通議自叙》、《日本寛永以来大事述》、《湘報序》、《湖南設保衛局議》、《覺顛冥齊内言》、《論戊戌政変大有益於支那》、《正気会序》などがある。

つぎの項では、これらの中から、はじめの二つを見ていく。

なお、第三項では、さらに四つを取り上げる。

第二項 唐才常の歴史認識

唐才常が、歴史をどのように認識したかということ考察するに当たって、彼の二つの論説《歷代商政与欧州各国同異攷》(5)と《史学論略》を取り上げる。

〈歴代商政与欧州各国同異攷〉

この論説は、中国の歴代の商政と欧州各国の商政を比較し、その異同を考察したものであり、唐才常の歴史認識の一端を知ることができるであろう。

まず、

邃古より唐・虞に至って、世局は一変し、唐・虞から秦・漢に至って、世局は一変し、秦・漢から今に至って、世局はまた一大変している。

この三代以前は、文字はまだ繁ではなく、四民は実を務め、徳を正し用を利し、生を厚くしており垂れて典要とし、初めは中庸でない心はなかった。

《周書》は、「農、出ださざれば、其の食乏しく、工、出ださざれば其の事乏しく、商、出ださざれば、三室絶ゆ」と云っており、古人の農工と商を重んずるのはこのようであり、これから見れば、富国強家は、みだりに籌劃がないのではないのだ⁽⁶⁾。

とあり、世界は三回に亘って変化したが、古代の人は農工商を重んじたことが述べられている。

ついで、国が衰えて、四民を重んじなくなり、秦に至って、君民が分けられ、漢もその敵を引き継ぎ、商人を差別し、重税を掛けて苦しめ、その後は多少ゆるめられたが、現在、官商は隔絶している、とあらまし、述べられている⁽⁷⁾。

これに対して、ヨーロッパと日本の状況が述べられている。すなわち、

ちかごろ、西洋諸国は、上下、心を一つにし、精を竭し、慮を殫して、五州に強甲である。日本も起って、これを学ぶことが急速で制することができない。西洋が強国となつたのは皆知っているが、その精要の義がいたる所、《周官》と合致しているのを知らない。

私は、小儒であるが、驚いて目を見張り、異論をなしている。まことに、秦が変法の制と人民を黔首とするのをあらわしてから、学校、井田だけでなく、ともにしずみ、滅び、病み、商政は一つも存在しなかった⁽⁸⁾。

と述べられており、ヨーロッパと日本が強くなり、そのやり方は周の官制と合致しており、秦代から商政が存在していない、としている。

ついで、《周官》と西洋の制度が比較されている。

《周官》の泉府、盾人、肆長、賈師、胥師、司隲、司稽は、司市と同じように命令を受け、隸地官であり、官商一体となつて、身体が、臂を使うように、臂が指を使うように、祭祀、喪紀、軍旅、会同に、有事に与っている。

西洋は商民を大變重んじ、多く保護している。君主、民主の国に論なく、商民は、ともに自主

に達している。大役があれば、必ず、議政院と民を雑議させ、そのあとで、施行しており、上下の情を蔽い壅ぐことのないようにしている。商埠と要区には、俱に、公使と領事を設け、水師と兵船を屯泊させ、護衛に資し、声威を壮んにしている。

その資本は多く資金を集めるので、君民、共にあたり、商は私を肥やさず、法は大公を出しており、周の地官の制と何が異なっているというのか。

…各埠頭に均しく設けられている商会や領事官は《周官》の司市の職と同じである⁽⁹⁾。

と云われており、周代では官民一体であり、西欧でも商民が重んじられ、周の司市の職は、西欧領事と同じである、と述べられている。

そのあとで、唐才常は西欧と中国の各時代の商政の比較をし、ついで、西欧の輸入税、輸出税、船舶の事などに触れ、さらに、中国においても、

士商が連合して一氣となれば、官民の呼吸が相通ずる。そのあとで、公けに株を集め、国債を興すべきであり、艱難の事業も次第に興すことができるだろう。

と云っている⁽¹⁰⁾。

最後に、西欧人と中国の聖人の書に触れ、つぎのよ

うに述べている。すなわち、

西欧の人は未だ中国の聖人の書を見ていないが、其の意が吻合しないことはない。

すなわち、聖人の理は長く宇宙を懸けて合しており、古人を善く学ぶ者は、その意を師として、必ずしもその文を師とせず、平日の信義の結果のまことか否かを視るだけではなからうか？

秦以来、かりそめによる乱源を積んで来たので、今日に至って江河を決すれば、收拾できないだろう。

おもうことは、天が四民に瑕や垢を洗い流させ、《周官》の業を重く見させようとしており、それが商政の最初ではなからうか？

だから、古今の異同をしらべ、己れの苦衷が万が一も聞き入れられていないのを陳べ、世界の時難を匡しく済う者を俟つのである⁽¹¹⁾。

と述べられており、西欧の人と中国の聖人の意が同じであり、中国を済う人を俟っていることが知られる。

以上、唐才常の《歴代商政与欧州各国同異攷》について考察したが、唐才常が、周官と西欧の商政が一致しており、中国も西欧を見習って改革していくことの必要性を考えていることが知られる。

〈史学論略〉

論説〈史学論略〉⁽¹²⁾では、中国とローロッパの歴史が比較され述べられている。まず、中国の儒者の歴史への関わりが述べられ、易や荀子が取り上げられ、歴史について、つぎのように述べられている。

歴史で学問に関係するものは十分の六であり、閱歴鍛錬すべきものは十分の四である⁽¹³⁾。

と言われ、学問だけでなく、**実践の必要性**が述べられている。

中西の歴史の比較について、中西の諸史を合せて考えるのに、ひそかに惑っても日々天子を変えようと心を尽している者が、かたく不変を説としている。

ロシアのピョートル大帝やフランスのナポレオン、アメリカのワシントンは、一切、昔の夢を見ない者である。彼らが旧俗を然りと云ったならば、どうして、いわゆる百年以来の新政があつただろうか。

昔、耶律徳光は晋の臣に言うのに、「中国のことについては、私は皆知っており、吾が国のことは、貴方たちは知らない」と。

このことを遼と今日の西洋に較べると、その智愚、工拙はどうだろうか。このようなこと

が可能だろうか。

わが中国四億人は、かつて、西洋・東洋の治乱、興衰の理由を知らなかったのは良かったのだろうか？⁽¹⁴⁾

と述べ、ピョートル、ナポレオン、ワシントンの改革と外国の歴史を知ることの必要性が云われている。

ついで、六経がすべて歴史であることが述べられ、歴史について、つぎのように云っている。すなわち、

要するに、古を考えて今の証拠とし、中国から西洋に及び、博く観ておおよそ採用し、時をはかつて用を達するの四つが史学の宗旨である⁽¹⁵⁾。とあり、**歴史学の四つの宗旨**が述べられている。

さらに、《唐才常集》によれば、歴代正史や編年紀伝の記録を読むことが**古史に通**じることであり、国朝の《東華録》などを読むことが**今史に通**じることであり、黄遵憲の《日本国史》、王韜の《法国志略》、マッケンジーやテイモシー・リチャードの《泰西新史攬要》などを読むことが**西史に通**じることだ、とあらし云っている⁽¹⁶⁾。

また、西洋には史館がないが、報館がその役目を果たしており、新聞に書かれたことが一国ならびに世界に伝えられている、と**新聞の役割を評価**し、つぎのように述べている。

けだし、今日の新聞は他日の史料であり、政

治家、格致家、律法家は、すべて事物を品評するのに、このようにしており、一挙にして三善を備えている。だから、西国には君史や民史があり、誠にこれを重んじ、これを慎しんでいる⁽¹⁷⁾。と云われ、新聞が史料として重用されていることが知られる。

最後に、中国の史書について、

《春秋》は素王改制の書であり、三統三世の義であり、億劫、恒河沙の世界に範たるに足り、これに違いはない。《春秋》の外、《史記》、《漢書》は重要である。《史書》は素王の真派を得ているが、《漢書》は頗ぶる乱雑である。

：正史の外、司馬の《通鑑》は詳審である。その書は、雑史から採用しているのが、三百二十種に及び、書を成すのに十九年をかけている。天文、地理、礼、楽、歴数の大であり、頗ぶる広いものであり、特に治乱、興衰の迹を記しているのではない⁽¹⁸⁾。

と述べられており、《春秋》、《史記》、《漢書》、《資治通鑑》などに触れているが、この外に《通典》、《通志》、《通攷》、《通鑑本末》にも触れている。

西史の翻訳については、善本がないので、広く西報を読むことを勧めている⁽¹⁹⁾。

以上、《唐才常集》の《史学論略》では、中西の歴史を学ぶ必要と実践が説かれ、特に西洋の歴史を学ぶのには新聞が役立つ、と考えていたことが知られる。次の項では、中西の具体的な歴史書についても《唐才常集》に紹介されているので述べる。

第三項 唐才常に於ける

歴史意識の展開

唐才常の歴史意識の展開を考察するに当たっては、二つの時期、変法時期と自立軍起義時期に区分して、前者の三つの論説と後者の《正気会序》を取り上げて、検討した方が理解し易いと考える。

【変法時期の歴史意識の展開】

変法時期の歴史意識については、彼の三つの論説、《湘報序》、《湖南設保衛局議》、《論戊戌政変大有益於支那》を取り上げ、考察していく。

まず、《湘報序》⁽²⁰⁾ から見て行く。《湘報》は、《湘学新報》のあとを受けて、湖南省の変法を行なうため、また、南学会の機関紙として、一八九四年の春、熊希齡を責任者として、譚嗣同、唐才常などによって、設立、組織、運営されたものであった。すなわち、唐才常にひきつけて考えれば、彼の歴史意識の発展として、それを行動に移したものであったといえる。

さて、その執筆内容は、湖南省に変法をもたらし、政治の近代化と共に、鉄道の敷設、産業の近代化、資本主義化をし、湖南省、さらには中国を独立富強の国にしようとする論説が見られた。

この〈湘報序〉では、まず中国が、きわめて、疲憊、滯拙した国か、或いは、中国が極めて、聰強、文明の国か、ということを問うている⁽²¹⁾。

ついで、中国と西洋とを比較し、

汽船や電線、鉄道については、今日より五千年以上前の人は、漆室に坐って、白壁に面しているだけであったが、私は親しくこれを見てゐる。織造や鋳業、化学や、商工の雑踏の世界は、今日より五千年前は、物がたくわえられてゐる小山のような奇妙なものであり、それをあばき、其の新しさを闡明にしているのは、私が親しくこれを見ている。学堂・学会や、官・紳・民の若きは、力を通じて合作しており、今日より五千年前は、まつわり満ちている気であったが、カギを啓き、カンヌキを破っているのを私は親しく見ている。

私の見る所、欧米各国と中国を比べれば、中国はまことに疲憊、滯拙であるが、今日以前の中国に比べれば、聰強文明の起点であり、まだやむことがない⁽²²⁾。

とあり、中国は、科学や商工業、鋳業の発達、学堂・学会、官・紳・民の合作によつて、外国には劣るが、古い中国に比べて進んでいることが述べられている。また、朝廷が育才を意図したことにより、人々が報館を開き、変法国是を推進して行こうとしていることが見られる⁽²³⁾。

さらに、《湘報》の意義について、つぎのように述べられている。すなわち、

おおよそ官も士も農工もただ読書を能として字を識るだけでなく、類旁に触れて通じ、たゞ千万の秘籍を購入するだけでなく、十・百の良師、益友を自分の側にあつめなければならぬ。それは、中国を極めて総明な文明国家にするためであり、私は、ここにその必然性を確信した。

熊秉三（希齡）は、民智のたちまち開くのを喜び、仏の慈悲をもつて衆生をすくうことを欲している。だから同志を集め、湘報館を設け、事実を義求し、つとめて遊談を戒め、《時務報》、《知新報》、《湘学报》の諸報の速ばないところを輔けようとするものである⁽²⁴⁾。

とあり、中国を文明国にし、民智を開くために唐才常が熊希齡らと湘報館を設けたことが知られる。

最後に唐才常は、「才常は賢くはないが勉めて、この挙をなして、敢えて大旨を我が支那に告げる。

陳べる辞のせまさは、うれえない」⁽²⁵⁾と結んでおり、その意欲が窺われる。

以上、〈湘報序〉を通して、唐才常は、中国が外国を見習って、中国を近代化しなければならぬと考え、そのために『湘報』を用いようとしていたことが知られる。

つぎに、〈湖南設保衛局議〉⁽²⁶⁾について見ていく。

保衛局とは、西洋や日本の警察のことであるが、湖南省を近代化するに当って、この保衛局の設置を唐才常なども願った。

まず、「保衛局とは何のために設けられるのか？民害を去り、民生を衛り、非違を検分し、犯罪を索し、官・紳・士・商の種々の利益を得るためである」⁽²⁷⁾と述べられている。

また、「現在の西洋には警察部があつて、〈周官〉と暗合している」⁽²⁸⁾とも言っている。

ついで、欧米や日本の警察制度について、

西洋人で国務をうかがう者がその領土に入つて、土地が開け、市政が修まり、万民が和樂し、命令が行なわれ、禁じたことが止んでいるのが、文化ある国家であり、その根本は、実にもともと警部にある。

此れを特に立てなくても、保衛局が立てられ

なければ、戸口が清くなく、戸口が清くなければ、匪徒がたいらげられない。垢を蔵し、よごれのついていける所を処理するのに、ただ軍隊を訓練するだけでなく、いかなる新政であれ、皆、障害ができれば、保衛局を立てることは、一切の政法の根源である。

私は聞いている。日本の警部は有事になれば、武器を授け、災害を防禦する常備兵の一種である⁽²⁹⁾。といわれており、近代国家には、西洋でも日本でも警察があつて災害から守っていることが明らかにされている。

また、西洋では税金が重い、民が不平を言わないのは、集めたものを民のために使うからであり、保衛局も同じケースであるとしている⁽³⁰⁾。

西洋と日本の警察部では、長官がこれに責任を持つており、議院章程と同じではない。公平な心で論ずれば、この事は本来は官がはかるべきである。巡撫や按察使、いたる所の紳民、また官も重視して文章を整備し、紳権と参加させて、吾が湖南省の永遠不拔の基とするだろう。これは、大公無我であり、至誠至信の心であり、鬼神に質しても金石を開き、豚魚を正すだろう。

我が湖南の人がまさに感激涕零し、この盛挙をなした。それでも中に猶満足しない者があるとすれば、まことに私が大いに惑い理解できない所である。

ああ、自私、自利を利といい、公利、美利を義という。人生、この層を破るにたえないならば、旧法、新法、中法、西法に事を多く喜びをとどめることができ、流されなくて君子の天下となるのに、その種類を少しでもきずつけるのは、勿論、大きな哀しみというべきではないか⁽³¹⁾。

と述べられており、**保衛局を作ることが湖南省に良いことをしたことになる**と考えていたことが知られる。

以上、保衛局についての唐才常の考えを見て来た。

西洋、日本に見習って、湖南省でも、民生を衛り、犯罪を防ぐために保衛局を作ることを望んでいたことが知られる。

さらに、**〈論戊戌政変大有益於支那〉**⁽³²⁾を取りあげる。

この論説では、三人の友人を登場させ、それぞれに戊戌政変に対する立場を語らせ、最後に、別の一人にそれを評価させることにより、戊戌政変の意味を読者に伝えようとしたものである。

すなわち、すでに戊戌変法が失敗し、政変となったので、直接的に語ることがためらわれ、架空の人物を仕立てて語らせる形式を取ったのであろう。

まず、三人の登場がつぎのように語られる。

支那の国に、友人が三人いた。遂熱子、憤時子、洞冥子である。三人が集って話し合った。

遂熱子は、

「余は、一つも世に新旧の違いがあるのを知らない。新が盛んになれば、新に従い、旧が盛んになれば、旧に従い、新旧は常でなく、富貴も自在であり、心に容れる必要があるのか」と。

…憤時子は、むっとして、悦ばないで言った。

「ちがう。貴方の甘い心は小人である。新旧が入り乱れ、国を視ることが基でも打つようであり、内憂外患、迫り至っているのだから、貴方の富貴は朝霧のようなものだ」と。

洞冥子は、大いに笑いながら言った。

「そうではない。去年の秋、政変があり、志士が流血し、新党の人が、各々鳥獣のように散ったのは、天が支那を王としたのだ」と⁽³³⁾。

と述べられており、戊戌政変を中心とする政治に対する三つの立場が明らかにされている。

ついで譚嗣同の死や、変法派の動きとその意義などについて語られ⁽³⁴⁾、最後に、この三人の友人に対する評価として、明鏡先生なる者が発言している。すなわち、

東瀛の明鏡先生は、三子の言を聞き、天を仰いでうれえて言った。

「遂熱子は**狡**にして**愚**、憤時子は**激**にして**犖**、洞冥子は**微**にして**婉**である。この三子は、支那の情状を盡しているといえる。新旧の説は当たっている

だろう。……官には守るべき旧がない。……農工商には守るべき旧がない。……将来、人を用いるのは行政の一大権衡である。新党勉むるかな⁽³⁵⁾。

と見え、改革による将来を期して人材の養成を願っているのが知られる。

以上のように、唐才常は〈論戊戌政変大有益於支那〉では、婉曲ながら、変法派を評価し、将来を期して人材の養成を願っていることが知られる。

【自立軍起義時期の歴史意識の展開と実践】

変法時期に続いて、自立軍起義時期の歴史意識の展開と実践に関して、〈正気会序〉⁽³⁶⁾を取り上げて見て行く。

すでに見たように、戊戌政変後、唐才常は自立軍起義の計画に着手し、〈正気会序〉を執筆した。その中で、周がそこなわれたのを憂い、故事により、中国の奮起をうながしている。すなわち、

郊外の多壘は、郷土の羞であり、天下の興亡は匹夫に責任がある。周がそこなわれることが将にも及ぼされることを憂う。しかし、四方に見るべき人がおこり、せまり、ちらし、はしらす。

昔、魯仲連は下士であったが、海に身を投げ、

強秦をしりぞけ、色胥は陪臣であったが、庭に哭いて、弱楚を存せしめた。葦爾は、小国であるが、抜きんでて、すぐれて豪であった。

どうして、中国は、国が大きく、人民が衆く、神明の胄（チュウ・子孫）であり、永樂が祁であり、文がたけなわで武も楽しんでゐるのに、愚が見えず、導き方が杓子定規で、奄々として息が絶えそうになり、腥膻に首を低くし、自ら奴隷に甘んじることが極度に至っているのだろうか。まさに、江南に王を出す気がなければ、三百年も終つてしまふだろう⁽³⁷⁾。

と述べており、小さい者や小国が頑張っているのだから、中国も頑張らなければ、満州人の奴隷の地位に甘んじてしまうと警告している。

ついで、

日月の照らす所では親を尊まないことはなく、君臣の義はどうして廃することができようか。困難な事柄は別の利器によるところであり、国が乱れて始めて、忠臣を識つた。そこで党部を凌いで、范孟博の志は清め治めることにあり、宋室の遣臣謝舉羽は常に聞いて慟哭した。諸君子は人として偉大な考えをいただき、世に忠貞が篤い⁽³⁸⁾。

といわれており、君臣の義を大事にし、国難に忠臣がでることが述べられている。ここには変法的な考え方が見ら

れる。また、

願う所は、故い態度を捨て、同じく悟りに登り、すぐれて傑となり、憤発して雄となり、一鼓して元氣をおこし、呼びあい、風に向かうことである。上は、不倶戴天の仇を切り、下は、家を思う思いを存せしめ、庶民が手足の能力をあわせ、群策、群力の効果を収めることを冀う⁽³⁹⁾。

と述べられ、民衆の力の發揮がうながされている。

最後の段落で、

国は天地にあり、必ず与に立つべきであり、我が種類でなければ、その心が必ず異なる。勢利に誘われてはならない。奇衰に溺れてはならない。共に実際を図り、虚声を盗んではならない。中国と外国をその安危に繋がせ、朝野にたのんで、軽重を為すべきである⁽⁴⁰⁾……。

と述べられ、漢民族による中国の立て直しを考えていることが知られる。すでに見たように、この事が共和制を目ざした革命につながりかねないので、君臣の義と矛盾して来るのである。

以上、〈正気会序〉を通して、唐才常が未来に向かって、矛盾を含みながらも、中国を近代化して立て直そうと実際に行動してきた状況を見た。

第四項 唐才常の歴史的役割

すでに見たように、唐才常の歴史的な役割は、大きく二つの時期に分けられる。前期は湖南変法運動への参加であり、後期は自立軍起義への参加である。

私も、従来、唐才常については、変法時期と自立軍起義の時期に分けて、断片的に述べて来たが、ここでは、それを総合的に取り上げて見たい。

唐才常の歴史認識の契機となる若い時の勉学は、書院での伝統的な儒教の学習であったが、変法派の学政江標によって拔貢生に挙げられて、変法を意図すりようになった。そして、親友譚嗣同の影響もあって、変法的な考えを一層深めていった。

戊戌政変後、一八九九年に正気会、一九〇〇年に中国国会を開いたが、両方とも、その序文や綱領に矛盾が見られたことは、すでに見た通りであるが、これをどのように考えたら良いのであろうか。

唐才常は、変法期から革命運動への過度期に活躍し、基本は中国の伝統的な学問で教育されていたが、満州王朝の限界を知るようになったので、このような矛盾が見られたのであり、歴史を生きた一人の人間として己むを得ない所があった、と考えている。

彼は張之洞と連絡して自立軍起義を起そうとし、逆に張之洞の部下の者に逮捕され処刑された⁽⁴¹⁾。

彼の中国近代史上における役割としては、変法運動時期と自立軍起義の時期を通して、中国の近代史を変法運動から革命運動へ接続発展させていくの力があつた、と考えられる⁽⁴²⁾。

しかし、以後の唐才常をはじめとする自立軍起義の運動に関しては、別稿(1)拙論「自立軍起義について」でも述べたように、この運動への参加者(変法派、革命派、会党、など)の性格や意図を更に分らかにしていく必要があるだろう。

おわりに

最後に本節のまとめをしておく。

本節では、清末変法期から自立軍起義の時期に活躍した唐才常を取り上げた。

第一項で、唐才常の生涯について述べた。

唐才常は湖南省瀏陽県に生まれ、校經書院に学び、譚嗣同と共に歐陽中鵠に師事し、学政江標によって抜貢生に挙げられた。

湖南変法運動が起ると、時務学堂、南学会、《湘学新報》、《湘報》などの設立、創刊に尽力した。

政変後、渡日し、康有為と梁啓超と会い、自立軍起義などを計画した。まず一八九九年に上海で正気会を組織し、翌一九〇〇年、漢口での自立軍起義の直前、張之洞の官憲に、仲間と共に逮捕、処刑された。

第二項に、唐才常の歴史認識を知る手懸りとして、〈歴代商政与欧州各国同異攷〉と〈史学論略〉を考察した。

前者では、唐才常が、周官と西洋の商政が一致しており、中国も西洋を見て改革して行く必要性があると考えていたことを明らかにした。

後者では、歴史を学ぶのには、中西の歴史を学ぶことの必要性が述べられ、西洋の歴史には新聞が役立つこと、また中西の具体的な歴史書についても紹介されている。

第三項に、唐才常の歴史意識の展開として、彼の具体的な歴史へのかかわりについて、変法時期と自立軍起義時期の彼の論説を紹介した。

まず、変法時期では、〈湘報序〉を取り上げた。同報序では、唐才常が、中国の近代化をして行くためには外国に見習う必要を説いて、そのためにも《湘報》が役立つことを述べている。

ついで、〈湖南設保衛局議〉を取り上げた。ここでは、湖南省が、西洋や日本に見習って民生を衛り、犯罪を防ぐために、保衛局の設立を望んでいる。

さらに〈論戊戌政変大有益於支那〉を取り上げた。ここでは、変法派を評価し、将来を期して、人材の養成を願っていることが知られる。

続いて、自立軍起義時期の歴史意識の展開と実践

に関して取り上げた〈正気会序〉では、矛盾をはらみながらも、中国を近代化して建て直そうと行動したことが知られる。

第四項で、唐才常の歴史的役割について触れた。

彼は、変法期から革命期の過渡期に生き、矛盾も持っていたが、中国の近代化、特に変法運動から革命運動への接続発展、未来に繋げる力があつたと考えられる。

注

(1) 唐才常ならびに彼を中心とする自立軍起義に触れた主要な史料、論文には以下の三十八編がある。

- ・ 閔爾昌編『碑伝集補』五七 燕京大学国学研究所 一九二三
- ・ 胡石庵〈烈士唐才常事略〉、張難先『湖北革命知之録』商務印書館 一九四六年 所収
- ・ 馮自由『中華民國開国前革命史』第一冊 世界書局 一九五四
- ・ 中国史学会主編『戊戌変法』(一)―(四) 上海人民出版社 一九五七
- ・ 馮自由『革命逸史』初集 台湾商務印書館 一九六七

・ 湖南省哲学社会科学研究所編『唐才常集』中華書局 一九八〇

・ 杜邁之、劉泱泱、李左如 輯『自立会史料集』岳麓書社 一九八三

・ 〈義士唐才常伝〉『清議報全編』卷15 文海出版社 一九八六年 所収

・ 陳善偉『唐才常年譜長編』上下冊 中文大學出版社 一九九〇

・ 范文瀾『中国近代史』上冊 人民出版社 一九四七

・ 菊池貴晴「唐才常の漢口起義」『福島大学学芸学部論集』四 一九五三

・ 菊池貴晴「唐才常の自立軍起義―変法・革命派の交流を中心として―」『歴史学研究』一七〇号 一九五四

・ 楊世驥『辛亥革命前後湖南史事』湖南人民出版社 一九五八

・ 大塚博久「戊戌改変以後における改良主義―自立軍起義を中心として―」『山口大学文学会誌』13―2 一九六一

・ 大塚博久「自立軍起義について―主に指導者唐才常との関係について―」『現代中国』38 一九六三

・ 野村浩一『近代中国の政治と思想』筑摩書房 一九六四

- ・金沖及〈略論唐才常〉、吳相湘主編《中国現代史叢刊》第六冊 文星書店 一九六四年 所収
- ・李守礼〈唐才常与自立軍〉吳相湘編 前掲書 所収
- ・李守礼〈唐才常思想之兩極端〉上下《大陸雜誌》二八—二、三 一九六四
- ・小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会 一九六〇、みすず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
- ・李沢厚《中国近代思想史論》人民出版社 一九七九
- ・判沢純太「唐才常自立軍起義の政治過程—義和團事件から日露戦争に至る中国革命の潮流—」『軍事史学』一六—四 一九八一
- ・鄭柏林〈唐才常從和平改良到反清革命的思想述評〉辛亥革命史叢刊編集組編《辛亥革命史叢刊》第四集 中華書局 一九八二年 所収
- ・湯志鈞《戊戌变法人物伝稿》増訂本 上冊 中華書局 一九八二
- ・永井算巳『中国近代政治史論叢』汲古書院 一九八三
- ・皮明庥《唐才常和自立軍》湖南人民出版社 一九八四
- ・湯志鈞《戊戌変法史》人民出版社 一九八四
- ・湯志鈞〈戊戌政変後の唐才常和自立軍〉湖南史学会編《辛亥革命在湖南》湖南人民出版社 一九八四年 所収
- ・劉泱泱〈試論自立軍起義〉湖南史学会編 前掲書 所収
- ・蔡少卿〈略論自立軍起義的性質〉《光明日報》一九八四年一月四日
- ・蔡少卿《論自立軍起義与会党的關係》《近代史研究》一九八四年—一
- ・藤井友子「唐才常の“通”について」『中哲文学会報（東京大）』九 一九八四
- ・中国国民党中央委员会党史委員会編《革命人物史》第三集 中央文物供应社 一九八四
- ・近藤邦康『井上雅二日記』—唐才常自立軍蜂起—『国家学会雑誌』九八—一、二 一九八五
- ・蔡少卿《中国近代会党史研究》中華書局 一九八七
- ・中村哲夫『同盟の時代』人文書院 一九九二
- ・深澤秀男「变法から革命へ」辛亥革命研究会『中国近代史論集—菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院 一九八五年 所収
- ・深澤秀男「自立軍起義について」辛亥革命研究会『中国近代史研究入門—現状と課題—』汲古書院 一九九二年 所収

- (2) 湖南省哲学社会科学研究所編《唐才常集》
一九七—一九八頁
- (3) 杜邁之、劉泱泱、李左如 輯 前掲書 三五二—三五三頁
- (4) 湖南省哲学社会科学研究所編《唐才常集》
- (5) 同前 二—七頁
- (6) 同前 二頁
- (7) 同前
- (8) 同前 三頁
- (9) 同前
- (10) 同前 六頁
- (11) 同前
- (12) 同前 三九—四三頁
- (13) 同前 四〇頁
- (14) 同前
- (15) 同前
- (16) 同前 四一頁
- (17) 同前 四二頁
- (18) 同前 四三頁
- (19) 同前
- (20) 同前 一三六—一三七頁
- なお、《湘報》については、深澤秀男「变法運動と湘報」『中嶋敏先生古稀記念論文集』下 汲古書院 一九八一年 所収がある。
- (21) 湖南省哲学社会科学研究所編《唐才常集》
一三六頁
- (22) 同前
- (23) 同前 一三七頁
- (24) 同前
- (25) 同前
- (26) 同前 一三八—一四〇頁
- なお、保衛局に触れた論文には次のものがある。
・藤谷浩悦「湖南变法運動の性格について—保衛局を中心に—」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集—菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院 一九八五年 所収
- ・目黒克彦「湖南变法運動における保衛局の歴史的位置」『東北大学東洋史論集』第二輯 一九八六年 所収
- (27) 湖南省哲学社会科学研究所編 前掲書 一三八頁
- (28) 同前
- (29) 同前
- (30) 同前 一四〇頁
- (31) 同前
- (32) 同前 一八一—一八二頁
- (33) 同前 一八一頁
- (34) 同前 一八一—一八二頁
- (35) 同前 一八二—一八三頁

(36) 同前 一九七—一九八頁

(37) 同前 一九七頁。

この中に出て来る「腥羶」の語は「西方列国」を指している、陳善偉の前掲書五八五頁にある。

(38) 同前

(39) 同前

(40) 同前

この中に出て来る「我が種類」の語は「黄色人種」ではないかと、陳善偉の前掲書五八五頁にある。

(41) 近藤邦康 前掲論文

(42) 唐才常の歴史的役割については、深澤秀男「変法から革命へ」、「自立軍起義について」などを参照されたい。

【付記】

本小論は、「平成4・5年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書」『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究一九九四』の分担研究に、加筆訂正したものである。

第七章 協力した大官たち

第一節 翁同龢

はじめに

本節では、清末の変法運動を支持した、光緒帝の師傅、帝党派で清流派領袖の翁同龢を取り上げる。

翁同龢が康有為らの主張を受け入れ、光緒帝に伝へ、変法国是の詔勅を光緒帝は下すことになった。

今回は、《翁同龢日記》を主な史料の一つにして、**変法運動と翁同龢の関係を明らかにしていきたい**(1)。なお、この日記は、政変後に改竄されたということであるが、それらの事柄も含めて、変法運動における翁同龢の働きを明らかにしていきたい。

まず、翁同龢の生涯を考察し、ついで、変法運動に対する翁同龢の關係、変法運動における翁同龢の役割を解明していきたい。

第一項 翁同龢の生涯

民国清史館編《清史稿》(2)の列伝などにより、翁同龢の生涯を明らかにしていく。

翁同龢は、字は声甫、号は叔平で、大学士翁心存の第三子で、一八三〇(道光一〇)年、江蘇省常熟の生まれ

である。

一八五六(咸豊六)年に一甲一名(状元)となり、翰林院修撰を授けられ、一八五八(咸豊八)年に陝甘の典試、陝西の学政を授かったが、病気を理由に北京に戻った。

一八六五(同治四)年、弘徳殿侍講を命ぜられ、載湉(後の光緒帝)の教育係となった。

一八七五(光緒元)年、署刑部右侍郎となる。一八七六(光緒二)年、毓慶宮で皇帝に授読を命ぜられた。

やがて、刑部尚書、工部尚書を歴任し、一八八二(光緒八)年、軍機大臣に充てられ、一八八四(光緒一〇)年には太子太保の銜を加えられた。清仏戦争が勃発されると、翁同龢は和戦両様の態度を取った。

一八八五(光緒十一)年には、戸部尚書となった。

一八八九(光緒十五)年の二月には光緒帝が大婚の賀を受けたことを日記に述べている。

一八九四(光緒二〇)年、再び軍機大臣となり、光緒帝に相変わらず頼りにされていた。

日清戦争では、李鴻藻と主戦派となり、弟子の張謇と密議を凝らした、と翁同龢日記は言う。敗戦について、李鴻章に責任を問うている。

一八九五(光緒二一)年、総理各国事務大臣となり、康有為の弟子梁啓超に面会を求められ、宣教師T・リチャードと面談し、友人陳熾の手紙を受け取っている。

一八九七(光緒二三)年には、戸部尚書で協弁大学士

の銜を受けている。

一八九八（光緒二四）年、光緒帝は、主事康有為に新政を議行させ、四月二三日、《明定国是》を行なった。その四日後、翁同龢は、硃諭により、狂情の状がみられるとのことで開缺回籍され、八月には、政変により、嚴罰の対象となり、革職、永不叙用、交地方官嚴加管束に処せられた。

一九〇四（光緒三〇）年、七五歳で死去。五年後の一九〇九（宣統元）年、詔により原官に復された。その著書には、《瓶盧詩稿》八卷、《文稿》二〇巻があり、書家としても一家をなしている。

第二項 翁同龢と変法運動

清末の政局にあつては、光緒帝により従うのが帝党であり、西太后により従うのが后党と言われた。

翁同龢は、皇帝の師傅を三〇年以上も務めてきたので、当然、帝党とみられていたが、西太后とも良好な関係を保ってきた。

また、清流派というのは清末の官僚のグループの一つで、清廉剛直をモットーにしていたので、そう呼ばれていた。北派と南派があり、彼は南派の領袖であった。弟子には文廷式や張謇などがいた。

翁同龢は、最初、保守派であったが、一九世紀中頃の清朝に対する英・仏・露・日の侵略によって、洋務派から温

和な変法派へと移っていった。

さて、これから《翁同龢日記》を中心として、まず、光緒帝の婚礼の経緯に触れ、続いて、翁同龢と変法運動の關係を見ていく。その際には、つぎの六つの事項を中心に、時系列的に、箇条書きで検討していく。

1. 帝党派關係 23
 2. 清流派關係 1
 3. 変法運動關係 31
 4. 經濟（含…戸部）關係 4
 5. 行政軍事（含…軍機大臣）關係 10
 6. 外交（含…總理各國事務衙門）關係 7
- この《翁同龢日記》の中から七十の記事を取り上げる。ただし、一つの記事に二つの内容に關係する記事が六件ある。ここで、これらの内容を簡略に記しておく。
1. 光緒帝が成婚し、親政したこと。翁同龢は光緒帝を立てて、門人に知恵を借りて、相互信頼にもとづく行政を行なった。また、康有為、梁啓超の思想を帝に紹介した。
 2. 翁同龢は、門人に文廷式、張謇などがおり、その意見を聞いた。
 3. 変法派の人々の来訪と、彼らが改革案を開陳したこと。翁同龢の康有為に対する一定の距離と、光緒帝の康有為受容との相違。

4. 翁同龢の総稅務司ロバート・ハートに対する評価。來訪者の經濟政策と戸部の株券使用決定。

5. 翁同龢たちの主戰派形成と、袁世凱など來訪者の軍隊近代化政策。

6. 翁同龢の英宣教師T・リチャードの評価と、その四民策の記録。翁同龢の英公使オコーナーとの接触。ドイツの膠州灣占領に対する怒り。

光緒帝の婚礼から見ていく。

一八八八（光緒一四）年七月の二一日条に、

西太后の懿旨は、明年正月二七日に婚礼を行ない、

今年一月初三日、納采、一二月初四日、なす徵⁽³⁾。

とあり、西太后の旨により婚礼が決められたことが分る。

一〇月初五日の条には、

西太后の懿旨によつて、副都統の桂祥の女、葉赫那良氏を皇后となし、元侍郎長叙の一五才の女、他他良氏を謹賓とし、十三才の女、他他良氏を珍賓とした⁽⁴⁾。

とあり、西太后の旨により、皇后、謹妃、珍妃などが決められたことが知られる。

同月一三日の条には、

南海県の布衣（＝平服）の康祖詒（有為）が上書一見を欲したが、これを拒んだ⁽⁵⁾。

とあり、康有為が翁同龢に上書している。

一八八八（光緒一五）年正月初六日の条には

この日、皇上は初めて書齋に到り、臣は孫家鼎と入殿して、ひざまづいて、新年の大喜を賀し、つつしんで義利の弁で陳説した。大略、聖賢の治迹をお話ししたが、必ずしもおなじに話し尽くせなかつた。そして、治法は本となる所がなければならぬ、それが今日の急務であります⁽⁶⁾。

とあり、翁同龢と孫家鼎が、師傅の務めとして、光緒帝に聖賢の知迹を説いたことが知られる。

同月二二日の条には、翁同龢が西太后、光緒帝に会つた時の様子が述べられており、

西太后は「熱河の時、肅順の意は位を篡奪するのに似ていた。私は、王大臣の請に随つて一時糊塗し、その垂簾を允された」と。そのお話の後に涕泣された。翁同龢がお答えして、「もし、垂簾されなければ、何によつて今日に至ることができたでしょうか」と申し上げた。

次に、洋務に話が及んだ。お答えして、「これは第一の急務であり、皇上がよろしく講求されますように。臣が前日お進めしたところの、馮桂芬の《校邠廬抗議》内の馭夷の數条をお話したのは、まさにこの意味であります」と申し上げた⁽⁷⁾。

と見え、内政改革を述べた変法派馮桂芬の《校邠廬抗議》

を光緒帝に提出していることなどがわかる。

二月初四日の条に、

この日、皇上は太婚で賀を受けられ、まず百官を率いられて慈寧宮に詣で、行礼された⁽⁸⁾。

と見えている。

また、一二月初四日の条には、**光緒帝が《校邠廬抗議》を製本している**様子がわかる。すなわち、

《校邠廬抗議》は、**時宜にかなった最切のもの**とされ、数編を選んで別に一帙とされた。

今日、皇上は六編に挑んで一冊に装丁され、題目は葉をご覧になり、講求するのに留意されたことは喜ぶべきしるしに足りる⁽⁹⁾。

と言われている。

一八九〇（光緒一六）年閏二月初一〇日の条に、友人の総署（総理各国事務衙門）行走の張蔭桓が海外から帰国して来宅したことが述べられている⁽¹⁰⁾。

三月初三日の条では**門人の張謇、文廷式と、知人の鄭孝胥が来宅した**ことを書いている⁽¹¹⁾。

一月初一日の条には、光緒帝が勤政殿で、同文館の**教習に、西洋の文字を講義**されていることが述べられている⁽¹²⁾。

一八九二（光緒一八）年七月初三日の条に、知人の変法派の汪康年が来たことに触れている⁽¹³⁾。

光緒一九年六月初三日の条には、門人の江建霞が来たことが書かれている⁽¹⁴⁾。

光緒二〇年四月初一〇日の条に、変法派の楊銳などが来ていることが知られる⁽¹⁵⁾。

五月初二日の条に、**康有為の《新学偽経考》**について、翁同龢は以下のように述べている。すなわち、

康有為―広東の挙人の名士の《新学偽経考》を見る。（有為は）「劉歆の古文」に一つも偽でないものはなく、六経を竄乱し、鄭康成以下の者は皆、惑わす行ないをしている、云々。

真に経を説く専門家にとつては、一野狐であり、ことよせてやまないことに驚いている⁽¹⁶⁾。

とあり、康有為の《新学偽経考》の思想を一野狐としていえることがわかる。一野狐とは、禅の言葉で、まじめに修行をしないの意である。

六月十四日の条には、弟子の張謇などと日清戦争について熱心に相談している様子が見られる⁽¹⁷⁾。

八月二八日の条には、**日清戦争の責任**を持っている李鴻章に対して、西太后が翁同龢に、直接論しに行くよう求めたが、翁同龢は次のように言った。すなわち、

臣は天子の近臣であり、和局のために、世を挙げて罵ることはしません、と⁽¹⁸⁾。

それが皇帝に認められ、皇帝は恭親王を派遣しようとした。

一〇月初六日の条には、翁同龢と李鴻藻、剛毅が共に軍機大臣に補授されていることが述べられている⁽¹⁹⁾。

一八九四（光緒二〇）年、日清の関係が悪化すると、軍機大臣であった翁同龢は李鴻藻らと共に主戦派を形成し、李鴻章などと対立した⁽²⁰⁾。

同年一〇月初八日の条には、

皇上は英爽であり、日常の態度に復するのではなく、判断は決定が精明で、事の道理が丁度良く、天下の福である。…一摺が呈上されることに皇上は、必ず臣に可否を聞かれた。

思いますのに、心にかける者を特に重んじておられたが、私の才略がはなはだ欠けているのを恨めしく思い、ご賛成を仰げるものではなかった⁽²¹⁾。と述べられており、光緒帝が翁同龢に依り頼んでいたことが知られる。

同様の記事は、列伝などが記されている《清史稿》にも取り上げられている。日清戦争中にも光緒帝は翁同龢を頼りとした。すなわち、《清史稿》には、

翁同龢は善く帝意を窺がい、事に遇うたびに進言していた。皇帝は親政して久しく、…事あるごとに必ず翁同龢に問い、心を寄せて依り頼んでいた⁽²²⁾。

と見えている。

一八九五（光緒二一）年二月一二日の条では、変法派の立場から《危言》を書いた湯寿潜を招いた、という記

事がある⁽²³⁾。また、三月二三日の条には、翁同龢の門人で官職を歴任した陳熾の《庸言》と湯寿潜の《危言》とを光緒帝に献呈していることが書かれている⁽²⁴⁾。

翁同龢が康有為と親しくなったのは、上奏の授受が縁であった。変法派の康有為も、三月二八日の会試に全国から集った挙人六百名余を糾合した「公車上書」を上奏して、日本との和約を拒否したので、翁同龢が康有為を認めることとなった⁽²⁵⁾。

また、翁同龢は変法の書を読み、変法を意図し、康有為から科挙の改変を説かれたという⁽²⁶⁾。

閏五月初一〇日の条に、翁同龢は、康有為の弟子梁啓超が面会に来たことを、つぎのように書いている。

「康有為の弟子梁啓超が来たが、会ってはいない⁽²⁷⁾。」この頃に梁啓超は、一カ月あまり、英人宣教師ティモシー・リチャードの秘書をしている。

六月、北京強学会を康有為らが設立した時、林樂知の《中東戦記本末》の蔡爾康付記によれば、戸部尚書であった翁同龢が援助し、戸部から若干の金と印刷機を出すのを許したとある⁽²⁸⁾。

六月一六日の条に、翁同龢と李鴻藻が総理各国事務衙門行走に命ぜられたことが記されている⁽²⁹⁾。

七月九日の条には、李鴻章が光緒帝に召見されて、日清戦争の責任の咎を受け、命ぜられて退き、ついで、旨によって入閣したことが書き留められている⁽³⁰⁾。

七月二一日の条に、翁同龢は、変法派の友人陳熾からの手紙を受け取っている。その内容は以下のとおりである。すなわち、

余の因循を責め、その言は痛切であり、君には知識力があるので醇でないのみだ。醇とは愚かだということである⁽³¹⁾。

と述べて自省していることが知られる。

七月二四日の条では、**総稅務司**ロバート・ハートが**總理衙門**に来て、**翁同龢**と**面会**し、痛談して、**翁同龢**がハートを評価していることが知られる⁽³²⁾。

九月九日の条では、翁同龢は、先述の英宣教師ティモシー・リチャードと面会した時のことを、つぎのように言っている。すなわち、

正午に**總理各國事務衙門**に赴く。午後一時から三時の間に、初めて**英宣教師李提摩太**(T・リチャード)に**面会**する。豪傑であり、説客である⁽³³⁾。

と見えており、評価している様子が知られる。

それに続けて、**教民**、**養民**、**安民**、**新民**の四民説などについて述べられたことが、以下のように書き留められている。

李提摩太の語を記す。

堯、舜、周公、孔子の道は、地球を回っているが、易くはない。中国の儒者を欧州は敬っている。独り、養民の政の衰えは、聖人の道が将に行なわれていないからである。

五国は中国を養民ができないとし、ついに進んで代わって養う方法を図ろうと欲し、その心情はすでに見えており、その体勢もすでになつてゐる。だから、中国の養民の政は速やかに講じられなければならない。

政には四大端がある。曰く**教民**、曰く**養民**、曰く**安民**、曰く**新民**である。

民を教える術は五常の徳をもつてし、万国に推行すべきである。養は万国とその利を通じればその利は大であり、安とは戦争をやめ、新とは変法である。

変法は鉄道を興すのを第一義とする。練兵がこれに次ぐ。中国は須らく西洋人を交え用い西学科を設けるべきである。この兩事はこれを交らわすべきである。

西洋人で中国に居る者には、四種類がある。一つは公使で権力を争う者である。一つは商人、一つは技術者であり、この両者は利益を主とする者である。しかし、宣教師は自らの力で食する者であり、功名に努めず、ゆえに比較的に公平である。

中国は、西洋人を待つて、稅務処を一人に任せ、

大きな手柄を立て、直ちに専門職を雇うに及ばなかった⁽³⁴⁾。

とあり、教民、養民、安民、新民について触れ、ついで来華の西洋人について述べている。

九月一四日の条では、翁同龢が英公使オコーナー（欧格納）にも触れ、戸部で彼に会ったことや彼の語ったことを記している。

そこでは、恭親王の優れていること、独露仏が集謀していること、英国は富強で危険のない中国と貿易したいと望んでいること、などを述べていた、とある⁽³⁵⁾。

同月一五日の条には、オコーナーが別れの言葉を述べるために宮中に参内した⁽³⁶⁾とある。

一六日の条には、翁同龢など清朝側が、英館に送別のために出向いている。その時、オコーナーは彼らに、西江に船着き場開設、変法に西洋人を参加させること、などを述べていた⁽³⁷⁾という。

同月一九日の条には、袁世凱が来て、洋隊の訓練のことを話しているのが見える⁽³⁸⁾。なお、その後も袁世凱は時々翁同龢のところへ来ている。

一〇月初三日の条には、軍機処で、つぎの三件を話していることが述べられている。すなわち、一、胡燏棻の鉄道建設、一、袁世凱の洋隊訓練、一、蔭昌挑の旗兵の武備学堂入学許可である⁽³⁹⁾。

同月初一四日の条には、総署が李提摩太の摺の代通をしていることが記されている⁽⁴⁰⁾。

一月初一〇日の条には、沈曾植が来て、学堂の開設、銀行の創設を話していったことが知られる⁽⁴¹⁾。

同月二五日の条には、陳熾の茶務の条陳の代通が述べられている⁽⁴²⁾。

一二月一四日の条では、沈曾同より強学会の封禁で民衆が騒いでいることが報告されている⁽⁴³⁾。

同月二七日の条によれば、皇上は懿旨により、李鴻章などをロシアに大使させ、張蔭桓を日本との商約の全権大使に命じている⁽⁴⁴⁾。

一八九六（光緒二十二年）二月一七日の条には、翁同龢の門人文廷式が革職、永久不叙用となり、本籍地に戻されたことが述べられている⁽⁴⁵⁾。

四月二三日の条には、譚嗣同のことが、つぎのように述べられている。すなわち、

譚嗣同、号復生、江蘇府、三二才、洋務に通じ高視闊歩し、世家の子弟の傑傲のものである⁽⁴⁶⁾。

と見え、翁同龢が譚嗣同を評価していたことがわかる。

一八九七（光緒二十三年）六月初二日の条には、候補道の馬建忠が来たこと俊才であることが述べられている。そして、嚴復や陳熾なども西法に通じている者とされている⁽⁴⁷⁾。

同月の一五日の条には、変法派の黄遵憲（当時外交官）

が来て、なすべきこととして、一に学堂を開くこと、二に海軍を緩にして陸軍を急とすること、三に海軍を準備に用い、戦いに用いないことを挙げて、さらに、三つの慮るべきこととして、教案、流寇、欧州戦を挙げている⁽⁴⁸⁾。

一〇月二十九日の条には、翁同龢が光緒帝と膠州湾事件のことを話し、光緒帝の意志の決定を進めることを進言している様子が知られる⁽⁴⁹⁾。

十一月十九日の条では、御史の高燮曾が、康有為のスウェーデン弭兵会に入るのを保証していることが記されている⁽⁵⁰⁾。

一二月二三日の条には楊深秀が封奏して、養魚、畜牧、開墾の停止を述べていることを明らかにしている⁽⁵¹⁾。

同月二四日の条には、光緒帝が变法を急ぐべきだとするのに、軍機大臣の恭親王は黙っていた、と書かれている⁽⁵²⁾。

そのあとに、総稅務司ロバート・ハート（赫德）と話し、ハートの言葉を記している。

四十年間、中国のものを食べ、中国に住み、中国の自強を思い、数十回上書したが一つも聞かれたものはなく、膠州事件で各国の割拠が目立ち、中国が立ちかなくなる危機にあるが、自分が改革すれば三十年でできる。

ということなどを痛切に論じている⁽⁵³⁾。

大晦日の条に、膠州湾事件のことが次のように述べられている。すなわち、

膠澳の事件は、力を奮ってこれと争い、衣を払って立ったが、海に至るまで一帯を平らげられ、総署に來たが、恭親王および諸公は、まず黙許し、私はなお反論したが、ついに挽回することはできなかった。これは最も遺憾で最辱のことであり、何時この恥を雪げるだろう⁽⁵⁴⁾。

とあり、ドイツの膠州湾占領事件に非常に怒っていることが知られる。

一八九八（光緒二四）年、戊戌正月初三日の条では、康有為が総理衙門に來た時の話を載せている。

康有為が到署して、時局を高談する。变法を主とし、制度局、新政局を建て、民兵を訓練し、鉄道を開き、広く洋債を借りるなど数条が伝わっており、狂っていることがはなはだしい。灯後、帰り、憤りがはなはだしく、疲れることも甚だしかった⁽⁵⁵⁾。と見えており、翁同龢は必ずしも康有為の政策に全面的に賛成しているのではないことがわかる。

一八九八（光緒二四）年戊戌正月一日の条には、戸部で株券のことに決めたことが記されている⁽⁵⁶⁾。

同月二三日の条には、翁同龢が見起して、光緒帝と、《日本国志》や外国人の参内の方法について話している。

皇上は、私に向かって、黄遵憲の《日本国志》につ

いて、お尋ねになったが、私は、その本を十分把握しておらず、すこぶる難渋しております、とお答えした。

また、外国人が宮中に参内して、皇上にお目にかかるのに、輿や馬で禁門に入ることを論じ、皇上の御意には曲げて従うべきだと申された。臣は、請うのに予約してお待ちしないのは、畏れ多く、非礼であると申し上げた⁽⁵⁷⁾。

とある。これが光緒帝の翁同龢罷免につながった、と宮古文尋は見ている⁽⁵⁸⁾。

二月初二日の条では、軍機処で胡燏棻の練兵の摺を取り上げ、電報を發して各省營の実数を訊ねたとある⁽⁵⁹⁾。同月二五日の条に、袁世凱が時局を深く談じて、自ら誓い、各省に三〜四万の兵の必要性を訴えている様子がわかる⁽⁶⁰⁾。

三月二十三日の条では、康有為の条陳のことなどが次のように述べられている。すなわち、

總署は、康有為の条陳摺（変法）、片一件（歳科試は改めて八股を去るべきこと）、並びに、書三部を代通した。（《日本変政記》、《泰西新史政摘要》、《各国新興記》）……前二回の摺、併せて《俄彼得変政記》は、みな、慈覽に呈した⁽⁶¹⁾。

とあり、摺と片と書物が光緒帝に進呈されているのが知られる。

閏三月初八日の条には、翁同龢などに関する懿旨（皇太后のおおせ）がつぎのように述べられている。

見起すること二刻、皇上は懿旨を伝え、臣の病を問われ、自ら体を守ることを命ぜられた。叩頭して謹んで伺った。

この日、安徽省の布政使于蔭霖が時政を陳べ、よろしく速やかに公正な大臣を用いるべきことを述べて、徐桐、崇綺、辺宝泉、陶模、張之洞、陳宝箴の名を挙げて、国是を挽回するものと進言した。

しかし、李鴻章、臣龢、張蔭桓を痛斥し、国を誤り、良い行ないがない。並びに、臣の先人は簾正で四海に伝わっている。だが、臣はそのようではない。その詞は嚴正で、臣は引責を思った。併せて某に臣の心を知れようかと言おうとしたが、あえて言わなかった。この摺は心の中にとどめ、筆で私の罪を著わすことが、私が書く理由となり、自らの励ましに用いるのである⁽⁶²⁾。

とあり、翁同龢たちの誤りが指摘されており、翁同龢自身深く反省している様子が窺われる。

一八九八（光緒二四）年戊戌閏三月一三日の条では、楊深秀が山西局紳の賈景仁を弾劾していることなどが述べられている⁽⁶³⁾。

同月二三日の条には、陳宝箴が片で保衛局を設けようとし、江標が新学を講じている様子が見られる⁽⁶⁴⁾。

同月二七日の条には、黄桂鋆が、保川、保瀆、保浙などの会の禁止を請うている⁽⁶⁵⁾。

四月初七日の条には、光緒帝と翁同龢の、康有為の書についてのやり取りが述べられている。すなわち、

皇上は臣に命じた。『康有為の進めた書を再び一部分を書いて進通せしめよ』と。

臣はお答えした。『康とは往来していません』と。

皇上が問われた。『どういふことか』と。

臣は『この人の量見は測りがたいです』と。

皇上が申された。『この前の時にどうして話さなかったのか』と。

臣はお答えした。『最近、彼の《孔子改制考》を見て彼を知ったからです』と⁽⁶⁶⁾。

と見えており、翁同龢が康有為の《孔子改制考》を見て、その人柄に不信感を持ったことが窺われる。

同月初八日の条に、光緒帝はまた康の書を問われたので、昨日のようにお答えすると、皇上は怒りを含まれ、詰責されたことが述べられている⁽⁶⁷⁾。

同月一三日の条には、

楊深秀の奏封二件、すなわち、国是を定めること、および、守旧より新を図ること、の交持を説き、誤りを恐れていることが書き留められていた。

とある⁽⁶⁸⁾。

同月二三日の条に、

皇上が慈諭を奉り、よろしく専ら西学を講じ、宣旨などの理由を明白にし、役人の入学を許すなど、皇上の聖意は堅定であつた。

臣は、西学は講じなければなりません、聖賢義理の学は最も忘れてはならないものです、とお答えした⁽⁶⁹⁾。

と記しており、西学とともに、それ以上に聖賢義理の学を主張しており、これも光緒帝との対立の原因になつたと思われる。なお、この日には《明定国是》の上諭が出されている。

同月二五日の条には、徐致靖が封奏して、康有為、張元濟、黄遵憲、譚嗣同、梁啓超を保とうとした。一方、黄鋆が封奏して、南学会、黄遵憲、梁啓超の洋法説明を指弾している記事がみられる⁽⁷⁰⁾。

一八九八（光緒二四）年戊戌四月二七日の条には、翁同龢が光緒帝より、殊論を受け、罪状を自省している様子が見られる。すなわち

協弁大学士戸部尚書翁同龢は、近来、事務を処理するのみに実に協力しないことが多く、衆論が服さない、他人を懲戒するように上奏してきた。

朕に召されて奉答することに、事件について任意に可否を図り問うてきた。喜怒が言葉の調子に見られ、ようやく、権力を振り回して狂気じみた情状が

あらわになったので、どうしても枢機の任に耐え難くなった。

当然、查明、究弁し、重い懲罰を与えねばならぬが、毓慶宮の役人として長年あったことをも思い、にわかには厳譴を加えるに忍びない。翁同龢に職を解いて故郷に帰ることを命ずる。保全せよ。これは朕の命令である。

とあり、翁同龢は、感涙にむせんでいる、と、そのあとの日記に続けている⁽⁷¹⁾。

同月二十八日の条には、翁同龢の帰郷の記事がみられる。すなわち、

正午二刻、駕出し、私は急いで宮門へ赴いた。道の左右に石塔があり、皇上は顧みて、無言でおられた。臣は、お別れを悲しんで夢のごとくであったが、ついに去った。……臣が新政の妨げをしたとして、

許応駘に明白な回奏をさせた。御史楊深秀、宋伯魯には弾劾された⁽⁷²⁾。

とあり、翁同龢は親政を妨げたとして帰郷を余儀なくされたが、光緒帝が見送ってくれたことが記されている。

変法失敗後の八月初八日の条では、西太后の訓政要請の様子がつぎのように書き留められている。

(初六日) 丁亥、(二十一日) 内閣に諭す。

現在国事は艱難にあり、庶務は処理を待っている。朕は勤しんで働いて寝食を忘れ、日に天下の大政を

統べて来たが、戒め慎む余り、時に慮り、煩雑となつてしまった。

恭しく、同治の年間以来に溯り、慈禧皇太后に再び垂簾聴政して、朝政を処理し、時難を宏くすくい、美を尽くし、善を尽くしてただかなければならない。美宗社が重いことを思うことにより、再三、慈恩訓政をお願いしたい。仰ぎ蒙りて、俯し、請う所になるならば、天下の臣民の福である。

今日より、別殿で処理を始められるのであれば、本月初八日、朕は王公大臣を率いて勤政殿にあつて行礼し、一切まさに礼節を行ない、各当該の役所に命じて、敬んで準備に謹ませる所存である⁽⁷³⁾。

と見えており、すでに拙論⁽⁷⁴⁾で述べた光緒帝の心情と、それに対する翁同龢の思いがこれを書き残したものと窺がわれる。

一八九八(光緒二四)年八月一四日の条によれば、徐致靖、楊深秀、楊銳、林旭、劉光第、譚嗣同および康有為の弟康広仁をも逮捕しようとしていることと、張蔭桓を刑部に引き渡そうとしていることが知られる⁽⁷⁵⁾。

同月一九日の条に、勵志学会への寄付者、翁同龢に章程が送られてきていることが見える⁽⁷⁶⁾。

同月二三日の条には、知人の惲莘耘が北京の情報を知らせ、鼠輩が謀逆し、皇上を陥れていると言い、翁同龢が心に動揺を覚えていると心中を吐露している⁽⁷⁷⁾。

同月二五日の条には、国事の毀れようとしていることを憂い、一身のことなど考えられないと言っている⁽⁷⁸⁾。九月初四日の条には、《新聞報》などで、康有為たちが翁同龢をおとし入れようとしていると言っている⁽⁷⁹⁾。

戊戌政変後、**后党の剛毅**が、既に行なわれた変法派の処罰とのバランスを提案し、一〇月二一日、さらに、嚴罰を含んだ上諭が出された。すなわち、

翁同龢は、授読以来、補導に方法がなく、したがって、いまだ經史の大義の適切な説明がなく、ただ、穩やかで心にかなう書画古玩などのものを用い、時事の説明をしない。往々にして、巧みに、やつかいなことを借りて朕の意を探った。

その後、甲午の年の清日戦争に至り、主戦、和戦について議論がはなはだしく、話題を移して避けなければならなくなると、彼は出まかせを多く言い、諸務を処理しても種々食い違いとあやまりが出てきて收拾できないようになった。

今春、つとめて変法を述べ、密かに康有為を保護し、康有為の才能は自分の百倍にたえると言ひ、その思いは国を挙げて聞くべきであるとしたことであつた。

朕は時局の艱難にあつて、自強を求め変法の一事で、己を屈してこれに従うことを憚らなかつた。すな

わち、康有為が変法に乗じた時、密かに、その悖虐の謀を行ったのは、翁同龢がみだりに匪人を保護したからであり、すでに罪に属し逃れるべくもない。

その余については彼が重大事件を陳奏し、朕が詰問している間、翁同龢はそれに逆らつて悦ばず、恫喝して権力を手挟み、至らないところはなく、言葉の調子は甚だしく狂つており、彼の性格の跋扈の狀態に任せ、事後に追憶してことに悔恨にたえてきた。

先に、彼の職を解き、故郷に帰させたが、実に罪を蔽うに足りない。ゆえに、翁同龢を即革職し、永久に採用しないで、地方官に引き渡し、管束して、勝手なことは許さない。それによつて大臣で心に陰詐する者の戒めとする⁽⁸⁰⁾。

とあり、**翁同龢は康有為を保護し勝手なことをしてきた**として処罰されている。

なお、翁同龢が康有為を直接光緒帝に直接推薦したかどうかは、学界でもいろいろ意見がある⁽⁸¹⁾。

一〇月二四日の条に、《新聞報》が翁同龢の処分を掲載していることを書き残している⁽⁸²⁾。

最後に、**戊戌政変後の翁同龢の、康有為一派に対する態度**を見ておく。

一八九九（光緒二五）年十一月二一日の条には、

《新聞報》は一八日の上諭を記し、康・梁と康逆

が翁同龢の極薦によることを厳しくとらえて、「その才は臣の百倍である」とある語に、伏読して恐れつつしんだ。

密かに思うのに、康逆が立身出世した日は、私がすでに朝廷を去った後であり、かつて、しばしば、この人の量見は測り知れないと述べている。

私はあえて往来しないが、皇上は康の書を二回も三回も私に探させ、ついに旨を伝え、張蔭桓の転索により、軍機処に送り、同僚が公に封通したので、皇上は、その書が何を言っているかをご存じないのである。

その後、自分がもしこの逆臣の列にいれば、この逆猖狂が、ここに至るまで、するままにはさせなかったが、偶々これによって罪を得たので、ここに年寄りの自分がいるだけだ⁽⁸³⁾。

とあり、**自戒とも無念さにも解釈できる。**

ここで、翁同龢と康有為の比較をすれば、翁同龢は、中国の伝統文化を基本にして、西学でそれを補うことを考えたが、康有為は、中国の伝統文化を超えて、制度の改革を求めた。

第三項 翁同龢の位置

変法運動における翁同龢の位置を三点にまとめておく。

一に、**翁同龢は帝党として**、その一生を全うした。光緒帝が幼いころからその教育に当たり、光緒帝は何でも翁同龢に相談した。

光緒帝が新政を行なうと、翁同龢による変法派の紹介もあり、やがて、光緒帝は変法派に傾き、翁同龢は、西太后または光緒帝または変法派によって排除され、二回の処罰を受けた。

二に、**帝党と変法派との関連**で言えば、翁同龢は台湾の割譲などに反対し、康有為を中心とする変法派も、「公車上書」などをもとに形成され、日清戦争の和睦に反対したので、翁同龢派は変法派の立場と一致し、行動を共にするようになった。なお、范文瀾によれば、翁同龢派は変法右派に類別されている⁽⁸⁴⁾。

そして、**翁同龢が変法派と皇帝との仲立ちをして**、光緒帝が、**康有為などの変法派によって**、**戊戌変法を実施**していったのであった。

三に、**戊戌変法は光緒新政**に取って代わられたが、翁同龢や張之洞が、西太后の守ろうとした**中国伝統文化**を大事にして、**変法を行なおうとした**、いわゆる温和な改革になっていった。

その際の翁同龢と張之洞とは、二人とも康有為の公羊学派ではなく、折衷派であり、張之洞は朱子学を重んじたのであった⁽⁸⁵⁾。

なお、ここで《翁同龢日記》が政変後に改竄された件

について、簡単に触れておく。

翁同龢の変法運動に対する役割の一つとして、その日記を残したことを挙げるができるであろう。

郷里ではその訂正が進んでいるが、清末の東アジアのヴィヴィッドな歴史を知る上で、また、史料として貴重だと考える。

おわりに

清朝の大官であり、光緒帝の師傅であった翁同龢が、日清戦争による台湾の割譲などで変法の必然性を痛感し、まず、光緒帝に変法派の著書を見せ、光緒帝が康有為らを召見するきっかけを作るように努めた。その結果、明定国是の上諭が下り、戊戌変法が実施されたのは見てきた通りである。

ただし、翁同龢と康有為には相違点もあった。前述もした通り、翁同龢は、学問的には折衷派であり、康有為の公羊学を取らなかった。

翁同龢は、西太后が望んだ「中国伝統文化」を西洋の科学技術によって補い発展させようとしたのであった。

それは、康有為にも光緒帝にも西太后にとっても、その意に満たないものであった。そのため、二回処分を受けることとなったのであった。しかし、翁同龢の変法の意志がなければ、変法の実施は困難であっただろう。

康有為の変法運動がラディカルなものであったのに対

し、翁同龢のそれは温和なものであり、張之洞の中体西用論に連なるものであり、それは、戊戌新政に続く光緒新政に生かされることになった。

注

(1) 変法運動と翁同龢の主要な史料、参考文献は、管見の限り、以下の二十六篇である。

- ・翁同龢撰《翁文恭公日記》上海 函芬楼 一九二五
- ・翁同龢著、陳義杰（傑）整理《中国近代人物日記叢書 翁同龢日記》北京 中華書局 一八八九—一八九八
- ・仲偉行編著《翁同龢日記》勘誤録—付甲午日記》上海古籍出版社 二〇一〇
- ・Timothy Richard: *Forty Five Years in China*, New York, 1916
- ・《翁同龢伝》《常昭合志》、閔爾昌編《碑伝集補》卷一 四庫全書本叢書館 一九二二
- ・《翁同龢》民国清史館編《清史稿》卷四三六 列伝二二三 民国歴史館 北京 一九二七
- ・陳宝琛等編修《清德宗景皇帝実録》日本影印大清歴史実録本 一九三九
- ・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(一) 上海人民出版社 一九五七

- ・林樂知編《中東戦記本末》卷八 台北 中華書局 一九六〇
- ・范文瀾《中国近代史》上 北京 人民出版社 一九六二
- ・林樂知編《清末民初報刊叢編之四 万国公報》台北 華文書局 一九六八
- ・康有為著、康文佩編《康南海自訂年譜、康南海先生年譜続編》台北 文海出版社 一九七二
- ・壯練《中国近代史上の關鍵人物》中冊 台北 四季出版事業有限公司 一九七八
- ・湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上 北京 中華書局 一九八二
- ・章開沅著、藤岡喜久男訳『張謇伝稿——中国近代化のパイオニア』東方書店 一九八九
- ・中井英基、中川雅史「翁同龢」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇一八年 所収
- 一八年 所収
- ・馬忠文《“翁同龢荐康”説質疑》王晓秋主編《戊戌維新与近代中国的改革——百年周年国際学術討論會論文集》北京 社会科学文献出版社 二〇〇〇
- ・謝俊美《翁同龢維新変法思想簡編》王晓秋主編前掲書
- ・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇
- ・深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』新教出版社 二〇〇〇
- ・深澤秀男『戊戌変法期の学会、報刊、学堂についての研究』求是舎二〇〇七、電子図書・岩手大学リポジトリ 二〇〇七
- ・蕭公權著、楊肅猷訳《蕭公權文集 翁同龢与戊戌維新》北京 中国人民大学出版社 二〇一四
- ・深澤秀男「変法運動と楊深秀」『岩手史学研究』第九七号 二〇一六年
- ・宮古文尋『清末政治史の再構成——日清戦争から戊戌変法まで——』汲古書院 二〇一七
- ・深澤秀男『西太后——清末動乱期の政治家群像』初版 二〇一四、二刷 山川出版社 二〇一八
- ・深澤秀男「戊戌変法時期の上諭についての一考察」『岩手史学研究』第一〇一号 二〇一九
- (2) 清史稿 卷四三六 列伝二二三 翁同龢、
- (3) 《翁同龢日記》光緒一四年七月二二日
- (4) 同前 光緒一四年一〇月初五日
- (5) 同前 光緒一四年一〇月一三日
- (6) 同前 光緒一五年正月初六日
- (7) 同前 光緒一五年正月二二日
- (8) 同前 光緒一五年二月初四日
- (9) 同前 光緒一五年一二月四日

- (10) 同前 光緒一六年閏二月初一〇日
- (11) 同前 光緒一六年三月初三日
- (12) 同前 光緒一六年一月初一日
- (13) 同前 光緒一八年七月初三日
- (14) 同前 光緒一九年六月初三日
- (15) 同前 光緒二〇年四月初一〇日
- (16) 同前 光緒二〇年五月初二日
- (17) 同前 光緒二〇年六月一四日 張謇との相談、手紙については他にも数カ所みられる。
- (18) 同前 光緒二〇年八月二八日
- (19) 同前 光緒二〇年一〇月初六日
- (20) (2) に同じ
- (21) 《翁同龢日記》光緒二〇年一〇月初八日
- (22) (2) に同じ
- (23) 《翁同龢日記》光緒二一年二月一二日
- (24) 同前 光緒二一年三月二三日
- (25) 康有為 前掲書 三三頁
- (26) 同前
- (27) 《翁同龢日記》光緒二一年閏五月初一〇日
梁啓超は康有為を助け、北京強学会をはじめ、《時務報》、湖南变法運動、京師大学堂に連なる訳書局の仕事などをした。拙著『戊戌变法運動史の研究』参照。
- (28) 林樂知 前掲書 卷八 四六一―四七頁、
中国史学会 前掲書(四) 三八六頁
- (29) 《翁同龢日記》光緒二一年閏六月一六日
- (30) 同前 光緒二一年七月九日
- (31) 同前 光緒二一年七月二一日
陳熾はともに強学会にも参加し、内政改革の《庸書》を書いている。
- (32) 同前 光緒二一年七月二四日
- (33) 同前 光緒二一年九月九日
- (34) 同前、および、
深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』二一六―二一九頁
- (35) 同前 光緒二一年九月一四日
- (36) 同前 光緒二一年九月一五日
- (37) 同前 光緒二一年九月一六日
- (38) 同前 光緒二一年九月一九日
- (39) 同前 光緒二一年一〇月初三日
- (40) 同前 光緒二一年一〇月初一四日
- (41) 同前 光緒二一年一月初一〇日
- (42) 同前 光緒二一年一月二五日
- (43) 同前 光緒二一年二月一四日
- (44) 同前 光緒二一年二月二七日
- (45) 同前 光緒二一年二月一七日
- (46) 同前 光緒二一年四月初三日
- (47) 同前 光緒二一年六月初二日
- (48) 同前 光緒二三年六月一五日 () 内は筆者の注

- (49) 同前 光緒二十三年一〇月二十九日
- (50) 同前 光緒二十三年十一月九日
- (51) 同前 光緒二十三年十二月三日
- (52) 同前 光緒二十三年十二月二十四日
- (53) 同前
- (54) 同前 光緒二十三年十二月除日(大晦日)
- (55) 同前 光緒二十四年正月初三日
- (56) 同前 光緒二十四年正月一日
- (57) 同前 光緒二十四年正月二三日
- (58) 宮古文尋 前掲書 四一―七三頁
- (59) 《翁同龢日記》光緒二十四年二月初二日
- (60) 同前 光緒二十四年二月二五日
- (61) 同前 光緒二十四年三月二三日
- (62) 同前 光緒二十四年閏三月初八日
- (63) 同前 光緒二十四年閏三月一三日、および、
深澤秀男「変法運動と楊深秀」本書所収…第二章
- 第七節 楊深秀 参照
- (64) 同前 光緒二十四年閏三月二三日
- (65) 同前 光緒二十四年閏三月二七日
- (66) 同前 光緒二十四年四月初七日
- (67) 同前 光緒二十四年四月初八日
- (68) 同前 光緒二十四年四月一三日
- (69) 同前 光緒二十四年四月二三日
- (70) 同前 光緒二十四年四月二五日

- (71) 同前 光緒二十四年四月二七日
- (72) 同前 光緒二十四年四月二八日
- (73) 同前 光緒二十四年八月初八日
- (74) 深澤秀男「戊戌変法時期の上諭についての一考察」
本書所収…第一章 第二節 実施内容 参照
- (75) 《翁同龢日記》光緒二十四年八月一四日
- (76) 同前 光緒二十四年八月一九日
- (77) 同前 光緒二十四年八月二三日
- (78) 同前 光緒二十四年八月二五日
- (79) 同前 光緒二十四年九月初四日
- (80) 《清德宗景皇帝実録》卷四三二、八〇九葉、および、
中国史学会主編 前掲書(二)二二頁
- (81) 馬忠文「翁同和荐康」説質疑》王曉秋主編
前掲書、および、宮古文尋 前掲書
- (82) 《翁同龢日記》光緒二十四年一〇月二四日
- (83) 同前 光緒二十五年十一月二一日
- (84) 范文瀾 前掲書 三〇五―三一五頁
- (85) 蕭公權著、楊肅猷訳 前掲書 六六頁

【付記】本小論は、二〇一九年七月の岩手史学会の研究
発表に加筆、訂正したものである。

第二節 孫家鼐

—特に京師大学堂を中心として—

はじめに

本節では、清末の戊戌変法運動を途中まで支持した、清朝の改革的な高官、孫家鼐を取り上げる⁽¹⁾。

彼は科挙の試験に一番で合格した、いわゆる状元であり、翁同龢などと共に光緒帝の帝師となり、康有為などが北京に強学会を創立した時、張之洞らと共にそれを援助したが、やがて強学会が弾劾されると康有為らの変法運動から離れていった。

しかし後に、強学会が官書局に改められると、孫家鼐はその管学大臣に任命され、官書局が、京師大学堂の創設で、その中に繰り込まれると、彼はその管学大臣に任命され、その創設に当たり、彼なりの改革案を執行していった。

そこで、これから、彼の生涯と、康有為などの変法運動との関係、彼の改革案について考察していく。

第一項 孫家鼐の生涯

孫家鼐の生涯を《清史稿》⁽²⁾、《戊戌変法人物伝稿》⁽³⁾などにより明らかにしていく。

孫家鼐は、字は燮臣、安徽省寿州の人であり、一八二

七（道光七）年の生まれである。

一八五九（咸豊九）年、32歳で一甲一名、いわゆる、一番で科挙の試験に及第した状元の進士であり、翰林院修撰を授けられた。

ついで、山西正考官を授かり、会試の同考官、実録館修撰、翰林院侍読に充てられた。上書房行走に在って、翰林院侍読学士に転じ、武英殿提調に充てられた。

一八七七（光緒三）年には毓慶宮行走に在って、尚書であった翁同龢と共に、同じく光緒帝の読を授かった。

ついで、内閣学士に累遷し、工部侍郎、署工部尚書、刑部尚書、戸部尚書に抜擢され、会典館副総裁に充てられた。

一八九〇（光緒一六）年、都察院左都御史、工部尚書を授けられ、順天府尹を兼ねた。

一八九四（光緒二〇）年、日清戦争が起こると、大学士李鴻章が経費をつかさどり、尚書翁同龢は戦いを掌握したが、孫家鼐は、仲たがいを始めるべきではないとして、李鴻章の和平議に賛同した。

一八九五（光緒二一）年五月、康有為は第四上書を工部尚書の孫家鼐に依頼し、家鼐も代通に賛成したが、部内の反対により取りやめた。

七月、康有為、梁啓超などにより、宣教師ティモシー・リチャードなどの広学会に倣って、北京強学会と強学会書局が設立され、孫家鼐もその会員となり、館舎を備えて

いる。

しかし、十一月、御史楊崇伊により、私かに会党を立てたという理由で、上奏が出され、僅か四ヵ月存続したのみで禁止された、と梁啓超の《戊戌政変記》に見えている。

これに対して孫家鼐は、事の生じるのを恐れて北京強学会をやめている。

一方、同年一月二二日、御史胡孚宸は、強学書局は人材に有益であるので、解禁を請う上奏をした。

もつとも、孫家鼐も、一八九六（光緒二十二年）年正月、光緒帝に、強学会は利があり弊のないことをひそかに上奏している。

これに対して、翁同龢も回復に努めたので、光緒帝は強学会を改めて官書局とし、孫家鼐にこれをつかさどることを命じた。

一八九六（光緒二十二年）年正月二一日、工部尚書孫家鼐は、官書局管学大臣に任命され、開弁官書局章程を草擬し、三月二一日、章程七条を議定した。そして、これが京師大学堂の見取り図になっていくのである。

ついで、李端芬が上奏して、官書局によって人材の出ること、またこれを拡充して北京に、京師大学堂を作り、各省州県に学堂を設立することを請うている。

さらに、総理衙門が、京師大学堂は管理官書局大臣により運営されるよう、覆奏している。

同年七月、孫家鼐が《議覆開弁京師大学堂摺》を上奏して、京師大学堂の必要と、中体西用を中心とするその内容とを述べている。

一八九八（光緒二十四年）四月二三日《明定国是》の上諭にも、改革の中心の一つとして、京師大学堂が述べられており、その重要性が窺われる。

また、戊戌変法期の上諭総数二〇五のうち、京師大学堂に関連するものが一七見られた。（本書第一章第一節参照）

同年五月に孫家鼐は《奏訳書局編纂各書請候欽定頒發併請嚴禁悖書疏》により、書籍の考訂の正確さを明らかにし、康有為の《孔子改制称王》批判を行なっている。

同年五月一五日の上諭によれば、孫家鼐が京師大学堂の管理、付属施設の官書局、訳書局の管理を任されていることが知られる。

六月一七日に孫家鼐は《奏議覆五城添設小学堂請飭設法勸弁摺》を上奏し、京師大学堂の付属中小学堂のそばに、地域の人たちの中小学堂設立を提案している。

六月二二日、孫家鼐は《奏弁大学堂大概情形摺》を上奏し、八条にわたる中体西用、経書の尊重などを含む大学堂運営の提案をしている。

また、同日の上諭によれば、家鼐の面奏により、W・A・P・マーティン（華名丁緯良）を西学総教習に充てている。

しかし、八月初六日の戊戌政変により、西太后が訓政を敷き、八月一日の上諭によって京師大学堂の開始は延期され、その再開は「義和団」後の一九〇二（光緒二八）年となった。

一九〇〇（光緒二六）年、孫家鼐は、西太后、光緒帝と共に陝西に赴き、礼部尚書を授けられ、北京に戻ってから、翌年、吏部尚書に改められ、体仁閣大学士に遷された。

一九〇三（光緒二九）年、東閣大学士、政務大臣、学務大臣に改められ、一九〇五（光緒三一）年、文淵閣大学士、政務大臣に改められた。

一九〇八（光緒三四）年、武英殿大学士、政務大臣に改められ、資政院総裁に任じられた。

一九〇九（光緒三五）年、八二歳で死去し、太傅を贈られ、「文正」の諡を与えられた。

彼の著書には、《欽定書図説》五〇巻、何紹基らと編纂した《安徽通史》三五〇巻、同上補遺一〇巻、王鵬運と編纂した《京師大学堂章程》一卷、曾道唯修らと編纂した《寿州史》三六巻、《続西学大成》十六巻、《大清法規大全》一五九巻、《太傅孫文正公手書遺折稿》などがある。余音《孫家鼐 創弁京師大学堂風雲》参照。

第二項 孫家鼐と変法運動

孫家鼐が変法運動と関係した最初は、康有為の第四上書を工部尚書孫家鼐に依頼して、工部で代通しようとした時、一八九五（光緒二一）年五月であった。

康有為が科挙に及第し工部主事となり、尚書孫家鼐に工部に代通を要望したので、工部尚書の孫家鼐は、彼の要求を認めようとして部内に諮ったが、右侍郎の李文田がそれに堅く反対したので、取りやめになっている⁽⁴⁾。

これから、孫家鼐の京師大学堂を中心とする構想を、大まかに八論点に纏めていく。

【北京強学会の創設とその禁止】

ついで、一八九五（光緒二一）年七月、北京強学会の創設には、孫家鼐も参加、協力している。《中東戦記本末》巻八の蔡爾康付記によれば、

一八九五（光緒二一）年六月の頃、北京で報館を開くことをはかる議論があった。文廷式、袁世凱、陳熾、洪良品、王会英、丁立鈞、翁同龢の従孫の翁武孫、曾国藩の文孫の曾広鈞、張之洞の子の張権など十余人であり、**相共に中外の掌故を講求し**、日々努め励んでいる。ついで、「強学」をもってその会の名とし、それとは別に**強学書局**を北京に設け、一切の有用の書を印刷することを議した⁽⁵⁾。

とあり、文廷式など十余人が集まって、北京強学会を開き相互に研究し、強学書局という図書館も置き、有用と思われる書籍を印刷しようとしていたことが窺われる。

ついで、ティモシー・リチャードの示唆で、張之洞、孫家鼐、翁同龢から、名士に至るまで参加したことがつぎのように見えている。すなわち、

時に、広学会の督弁ティモシー・リチャード（華名李提摩太）が上海より北京に来て、日に新学の益をあまねく官貴人に告達し、諸君は楽しみ、これと遊び、その議論を聞き、なびいても傾倒しなかつた。

そして、北京の名声のある者、地方官で宮中に参内する者のうちで、王之春、程文柄、龍殿揚などの諸公が集まり、盛会で、その数はおよそ百余であった。張之洞は五千金を出し、孫家鼐が館舎を備え、翁同龢が戸部から若干の金の支出と印刷機を提供するのを許した⁽⁶⁾。

とあり、広学会の督弁ティモシー・リチャードもきて交わり、張之洞は五千金を出し、孫家鼐が館舎を備え、翁同龢が戸部から若干の金の支出と印刷機を提供すること

を許したことが知られる。
しかし、このことが御史楊崇伊により弾劾され、僅か四カ月余りで禁止された。その経緯について梁啓超は、その著『戊戌政変記』で、つぎのように述べている。

康有為は強学会の序を書いたが、これは亡国以後

の残酷な状況を述べており、人心を激励し、これを読む者の多くはこれがために涙を流し、熱血が振盪し、民気がようやく伸びた。

しかし、守旧の徒がこれを憎み、御史楊崇伊は上奏し、私かに会党を立て、明らかに例禁を犯しているとし、査して封禁する旨を請い、北京強学会はわずか四カ月で、上海強学会はわずか一カ月余りで、乙未（一八九五年）一月について禁止された⁽⁷⁾。

北京強学会の禁止については、『中東戦記本末』にも、冬の頃に至るに及び、たちまち、御史楊崇伊が具摺して糾弾したので、光緒帝はかつと激怒され、特に旨を交巡城御史に下して、北京強学会の流弊を查明して、封禁を厳行させた。給諫の林燦明は查明を待たずに、直ちに封禁した⁽⁸⁾。

とあり、御史の糾弾の具摺により光緒帝の旨が下され、封禁されたことが知られる。

強学会を官書局として再発足

—〈書孫文正公事〉と

〈覆書局有益人材請飭籌議以裨時局摺〉—
ついで、『碑伝集補』所収の夏孫桐〈書孫文正公事〉によれば、孫家鼐は弾劾によって事が生じることを慮って北京強学会をやめたことが知られる⁽⁹⁾。

一方、同年一二月二二日に強学書局が人材に有益であ

るとの御史胡孚宸の上奏が軍機処に取り入れられ、総理衙門から上奏されているが、つぎのように見える。

一八九五（光緒二十一年）二月二二日、ゆるされて、**軍機処が御史胡孚宸の上奏文（覆書局有益人材請飭籌議以裨時局摺）**を交付された。これに対して光緒帝より次の諭があった。すなわち、軍機大臣の面奏による諭旨は、総理各国事務衙門に著して議奏せしめよ。これを遵守せよ⁽¹⁰⁾。

とあり、光緒帝も認めていることが知られる。

これに対して孫家鼐も強学会に利があり弊のないことを上奏し、**官書局として再発足**したことが《中東戦記本末》に以下のように述べられている。すなわち、

丙申（一八九六年）正月、孫家鼐はすでに同平章事の命を拝し、挙げて強学会に利があり弊のないことをひそかに光緒帝に陳べたが、光緒帝はそれをたやすく聞き入れ、官書局の設立を府允（ゆる）し、同文館の前例に倣って、総理衙門に所属せしめた。そこで、総理衙門王大臣を通して人員を派し管理するよう旨を請うたが、孫家鼐を派して管理せしめよとの上諭があった⁽¹¹⁾。

とあり、**強学会を官書局として再発足**させ、その設立が許され、同平章事に任命されていた**孫家鼐が官書局の管理を任**されていることがわかる。

開弁官書局章程

一八九六（光緒二十二年）年正月二一日、工部尚書孫家鼐は**官書局管学大臣に任命**され、**開弁官書局章程**を草擬し、三月二一日に章程七条を議定した。その内容を項目に沿って触れていく。

一、書籍を蔵すること。擬して蔵書院を設ける。
一、書籍を刊行し、擬して刊書処を設け、各国の書籍を訳刻する。

一、儀器を備え、擬して遊芸院を設ける。
一、学習を広め、擬して、学堂を一カ所設ける。

一、経費をはかり、総理衙門が原奏して、毎月銀一千両を支出する。

一、職掌を分ける。昨年、部院の諸臣が書局を開設し、慌てて開設したので、規模も草定し、議事もまだ画一していない。

一、官印を彫る。擬して一木質の関防を刻む⁽¹²⁾。

とあり、**図書館の設置、書籍の刊行、遊芸院の設立、学堂の設立、経費の計上、職掌の分化、官印の刻印**などが決められているが、上海強学会の章程と比較すると、**機関誌の発行が省略**されている⁽¹³⁾。

《議覆開弁京師大学堂摺》

ついで、七月に孫家鼐が上奏した《議覆開弁京師大学堂摺》を見ていく⁽¹⁴⁾。

この摺の最初には、

西欧各国では、この数十年來人材を輩出し、国勢がにわかに興っている。それは、國中あまねく学校が設立され、海外にも威力が及び、その都市に立てられた大学堂が科目にも分かれており、規模、内容も充実して、さらに中小學堂も作られているからである。

中国も船堅砲利に恃むだけでなく、大国なのだから京師に大学を立てるべく、現在の大概情形を六事にまとめて、光緒帝にこれを申し上げる⁽¹⁵⁾。

とあらまし述べられているので、その六事を見て行く。

第一に、

一に言う。宗旨は宜しくまず定めるべきである。

中国は五千年來聖神が相繼ぎ、政教が昌明であり、決して日本が己を捨てて芸人となったように、ことごとくその学を棄てて西法を学ぶことはできない。

今、中国は京師に大学堂を創立し、自らまさに中学をもつて主となし西学は、輔けとする。中学は体となし、西学は用となす。中学でいまだ備わらないものは西学で補う。中学でその伝を失ったものは西学でこれを選す。中学で西学を包括すれば西学は中学を凌駕できない。これが立学の宗旨である。

今後、科を分け、教科を設け、各省に推广し、一切同じようにこの意を抱かせる。千変万化しても語

は宗旨を離れず章程を処理すれば必ず変通して利を尽くすものがあり、形跡に拘泥しなければならなくなつても、成規を局守し、時に応じて処理するといふ妙をいたすべきである⁽¹⁶⁾。

とあり、第一に宗旨を定め、中体西用で大学を創設し、時に応じて処理することが述べられている。

第二に、

二に言う。学堂はよろしく造るべきである。

書局は初めに開き、経費を節約するためしばらくは民家を賃借し、すべてすでに不便が多かった。

今、学堂はまさに建てられようとしており、講堂、読書室は人をすがすがしくし、器具、図書が丁度合う貯蔵庫を作るべきである。西欧の各国は、使館が親密であり、中国が学校を創立することを聞いて、また連れ立って来遊しようとしているので、もし狭くて湿っぽいのに耐えられないようなら外人の笑いものになるだろう。

京師に的中する地を予定し、広い土地を選び、あるいは民家を購入して、学堂を創建し体制を崇ぶ。まず、大学堂の一区画を建て、大学生百人を收容し、四囲に小学校四ヶ所を分建して、学校ごとに小学生三〇人を收容し、学堂の周圍には多くの空き地を留め樹木を植え、花を栽培し、将来拡充して図書館、博物院を建設するのに用いる⁽¹⁷⁾。

と述べられ、北京に適切な土地を求め、大学堂と付属の小学校を建て、将来、図書館と博物院を建てようとしていたことが知られる。

第三に、

三に言う。学問は科を分かつべきである。

北京の外国語の同文、方言館が西学を教えるのに数学や物理など諸々の分野があるが、いたずらに一方的な思いにより大いに卑しめ、今まで浅学で深入りしようとしなくて久しくなり、成就是甚だまれであり、専門は立てず、ついに心得がなくなっている。

今、はかつて、一〇科を分立する。一に言う、天文学科、数学が付属、二に言う、地学科、鉱学が付属、三に言う、道学科、各宗教源流が付属、四に言う、政学科、西国の政治および法律が付属、五に言う、文学科、各国の語言文字が付属、六に言う、武学科、海軍が付属、七に言う、農学科、育種、植栽、水利が付属、八に言う、工学科、各国の製造、物理学が付属、九に言う、商学科、汽船、鉄道、電報が付属、一〇に言う、医学科、地産、植物、各化学が付属する。

古今を総べ、中外を包含して体用とすべきであり、精粗を貫いて理は虚を探り、事は諸実に通き、規格を立てて奇傑を待ち、院を分けて図書を蔵す。風氣すでに開かれ、英才は自ずから出て、いわゆる光大

なものを広く含み、天網を振って行き届かせる。

草創の規模でまだよく開拓できていないとはいえず、目は張り綱は挙げて、すでに万国で外にない所となつており、将来六国の機を包含し、ことの初めはこ

こからである⁽¹⁸⁾。

と見え、学問の分科は天文学、地学、道学、政治学、文学、武学、農学、工学、商学、医学の一〇があり、それぞれに付属の学問を有し、これで大学堂を建立し、英才を見出し、国力を増強しようとしていることが窺われる。

ついで、第四には、

四に言う。教師は訪ねて求めるべきである。

大学堂内には、中西の総教習二人を延聘する。中国人教習は品性純正で、学問が深く、中外の大勢のものに通達している者を採用すれば、外国語に通じていなくともよい。

外国人の教習は、すべからず西学に通じ、詳しく中国語文学を知りまさに一致しないことがないようにする。もしその選抜が実に難しければ、話し合つてまず一人を招聘し、謝礼は必ず豊かにし、贈り物は必ず備えれば、中西の教習は、一律に同じようにこれに従う。これは燕の昭王が黄金の台を築いて天下の賢士を待望した意である。

四小学堂では堂ごとに中西教習を各一名招聘する。

學術が正しく品行方正で教習の模範に足るものを選ぶ。西欧の教習が教えるのはまず英語で教え、兼ねて独、露を習うのが良く、書籍を翻訳し、時間をおいてその状態を酌察する⁽¹⁹⁾。

とあり、**教師は學術が正しく深く品行方正なものを採用し、西学では英語をまず習い、独語、露語を兼ねて学習させるべきである**としている。

第五に、

五に言う。生徒は慎重に選抜すべきである。

大学堂の学生は二五歳をもつて限度とし、中学、西学一律に行き届いていれば上等とし、中学には通じ大略西学に通じているものはこれに次ぎ、西文には通じていても中学には粗通しかしていない者はその次とし、三班に分け手当を給する。一班は月八金、二班は六金、三班は四金である。

同文館、方言各館よりの者、各役所で調取され文書を送られた者と举人、貢生、生員、監生で、かつて西文を学んだものは自ら試験を受けに行くように中西の各学は同じように試験をし、その優劣により居留を分別する。なお、すべからず品行純正で身元のしっかりした者が選抜され入学できる。

四小学の生徒は年齢は一五歳をもつて限度とし、言語を学習するの便ならしめ、創設時の定員は多くないが、しばらくは滿漢の各官員の子弟の中から

受験に応じさせる。また、中文が粗通でも識字の多い者が選抜入学できる。足りない者は再び受験し、郷隣の誓約書により読書人の家系であることを確認し、入試を許可し、受験により入学させ、食費などは自弁とするが、授業料は出さなくてよく、数年後には中西の各学とも通じて大学堂に進学できる。なお手当を支給し、激励を示す。⁽²⁰⁾

と見え、**大学堂生は二五歳、小学堂生は一五歳を限度とし、大学堂は試験により入学を許可し、三グループに分け、手当を与える**。小学堂は当分の間官員の子弟より選抜し、数年後に大学堂に進学させることが知られる。

第六に、つぎのように言われている。すなわち、

六に言う。**出身は推し広めるべきである**。

学んでも用いられないならば士を養うのは何のためか、その才を違えて用いるならば用いない方がよいだろう。中国はもとより科目を重んじてきた。寛めないであらかじめその出身の路を決めてしまえば、ついに人材を鼓舞することができなくなる。

中西を参酌すれば、特に**三つの方途**に関して激励するのに資すべきであろう。

一に言う、**立科**。光緒甲申（一八八四年）、礼部は議覆して潘衍桐が摺によって算学一科を立てることを請うた。二〇人で一名を合格させ、しばらくして人数が達すれば員数を満たさなくてもこの例を援用

する。時務を立てて一科とする。算学を内に含む。郷会試は大学堂の諮送と試験による。及第者の数は定額より寛くし、学堂の規模が大きく定まった時を待ち、旨を請うて処理する。

二に言う、派差である。学生で試験に応じて合格しない者は、学堂の試験により、西例の奨学金、表彰メダルに倣い、その長じているところを重んじて、役所の長官に諮って中国の使館に派往させ、翻訳随員に充当し、あるいは南北洋海軍、陸軍、船政、製造の各局に分け、一切を補佐させ閱歴に資する。

三に言う、分教。西欧諸国ではいわゆる師範学堂があり、専門に教師になるために学ぶ、大学堂の学生で、もし、科挙に応じて官になることができなかつた者は、試験の後、西欧の例の奨学金、表彰メダルを与え、任じて教師とする。各省の立学の初めにあたつては、みなまず大学堂に相談し、充当する。すなわち、教師の資格は有用であり、天地に憂いがない。京師外の学堂は連合して一氣となるべきである⁽²¹⁾。

と述べられており、第一に、科目を立てて入学定員数を決めて寛め、第二に、学生で科挙に合格しなかつた者は、各使館、南北洋海軍、陸軍、製造局などの役所に派差され、補佐となる。第三に学堂を分け、師範学校の卒業生を各省の学堂に教師として任命、派遣しようとして

いたことが知られる。

そして、この摺を終わるにあたって、その費用が多かること、開設にあたっては多くの困難があるが、皇帝の意を帯して、宗廟、社稷の神霊の加護を願って、すべての討議した大学堂の大概情形および開設にかかわる費用について上奏したことが述べられており、京師大学堂の設立の計画とその困難さが窺われる⁽²²⁾。

以上、六事にわたって、述べてきたことを箇条書きにする。

- ① 京師大学堂が中体西用の宗旨をもって、適切な土地を得て図書館、博物院、小学堂の併設も視野に入れて設立されるべきこと、
- ② 学問は天文学、地学、道学、政治学、文学、武学、農学、工学、商学、医学の一〇の分科とし英才を見出し国力の増強に資すること、
- ③ 教官は積極的に品行方正な者を選ぶこと、
- ④ 学生は慎重に選ぶこと、
- ⑤ 大学堂生は二五歳、小学堂生は一五歳を限度とし、大学堂は試験により入学を許可し、小学堂は当分の間官員の子弟より選抜し、数年後に大学堂へ進学させること、
- ⑥ 出身は推し広められること、

として、第一に科目を立てて入学定員数を決めて寛め、第二に学生で科挙不合格者は各使館、役所で補佐とする。第

三に、師範学校の卒業生を各省の学堂に教師として任命、派遣しようとしていたことが述べられている。

〈奏訳書局編纂各書請候欽定頒發

并請嚴禁悖書疏〉

ついで、一八九八（光緒二四）年五月に孫家鼐は、〈奏訳書局編纂各書請候欽定頒發并請嚴禁悖書疏〉により、書籍の考訂の正確さを重んじ、康有為の〈孔子改制称王〉批判を行なっているのを見ていくこととする。

最初に大学堂の附属としての訳書局について、つぎのように述べている。

臣が大学堂の開設について調査しますと、もともと上海などに一編訳局を開き、中西の才人を集めて纂訳に専司させる。中学をいう者は、經史子の精要と時務に相関するものを集め編纂し、刻して定本とし旨を請うて各省の学堂に頒行しことごとく教授を遵守し、趨勢を一つにして民智を広めるようにする。

また、原奏を調査してみると内に言っています。将来にわたって学堂は日に増益があり、統括する所がなければ、必ず各々区域に分かれ、その弊害は防ぐことができない、と。

伏して皇上に乞います。大員を簡派してください。そうすれば京師大学堂の事務を管理し、各省に設けるところの学堂などをご指示の通り節制することが

できます。学堂が人材を教育するには、初めに書籍を必要とするので、書籍の考訂は正確でなければなりません。もし、書中の義理に少しでも偏りがあれば學術が人心に関与することに甚だ浅くないものがあります⁽²³⁾。

とあり、編訳局では中国西欧に通じている人材による編纂翻訳が必要であり、中国学を言うなら、大学堂から各省の学堂に、經史子および時務などを通して民智を広げ、統括して偏りのない書籍を出版することが必要である、としている。

つぎに、康有為の〈孔子改制称王〉について以下のよう

に言っている。すなわち、臣が康有為の著述を見るのに、中西の学問の径が七種に一書がある。その第六種が幼学通議の一条であり、小学教法と言ひ、古人の学記を深合させ立教の意的中させるのを最も美善であるとしている。

その第四種、第五種が春秋界説、孟子界説であり、公羊学をいい、《孔子改制考》の第八卷中に及んでいる。《孔子制法称王》の一編は讖緯を雜引した書であり、附会に影響し、必ず《孔子改制称王》を証実しているのみである。春秋既に作し、周統遂に亡ぶという、この時の王者は孔子である。孔子の至聖は無論であるが、断じてここに僭乱の心はない。

すなわち、後代の人をしてこれを推尊させて徴引

を反覆させていけば、どうして必ず天下の教化になるだろうか？まさに今、聖人が上にいますので、発奮して意気込み、康有為が必ず衰周の事によりこれを今の時に行なおうとすれば、ひそかにこれを教えとなし、人々に改制の心を生ぜしめ、人々が素王をなすべきだというのを恐れる。これが学堂の設立だとすれば、本来の人材を教育することを転じて民志を蟲惑し、天下に乱を導くことになるのである⁽²⁴⁾。と述べており、**康有為の〈孔子改制称王〉の学が人材を教育するのではなく、民を惑わし、天下に乱を導くものではないかと恐れている。**

康有為の〈孔子改制称王〉批判のおわりに、民に誤りを犯させないように、**皇帝御覽の図書の頒行を願って、**つぎのようにまとめている。

霜、堅氷を履んで、臣は実にこれを懼れております。すなわち、一旦、上を犯し乱をなす者が学堂の中に起これば、臣はどうしてよくこの重い咎にあたることができましょうか。皇帝がすでに臣をして、各学堂に節制を命令させておられますが、臣が思いますのに、康有為の書中の〈孔子改制称王〉などの文字については諭旨を下し、速やかに削除することを宣明してください。実に人心風俗に大いに関係があります。

経書については、久しく国朝に列聖の欽定を経て

おり、いまだに妄りに改纂することはなく、学者があまねく読むことはできないといっても、古人には元来、**專經の法**がありました。その精粹のものを選んで、これを読むに至れば、朱子の小学の例の如きもまた可ならざるはないでしょう。

総じて宜しく管学大臣の閱過により、皇帝の御覽に進呈し、発下を欽定され、しかる後、頒行されるべきでしょう。それは子史もまたそうすべきです。

このように趨向を一つにし、民智を広げるべきであり、民心が妄動に至らないように冀みます。臣の愚昧の意見を謹んで摺として具陳し、戦慄に耐えられなく息を殺す次第です。謹んで上奏します⁽²⁵⁾。とあり、康有為が彼の書中で用いている〈孔子改制称王〉などの語を諭旨で削除し、書籍は管学大臣の閱過、皇帝の御覽により欽定のもと、発行頒行すべきことが述べられており、孫家鼐は康有為の考え方とは明らかに一線を画していることが知られる。

〈奏議覆五城添設小学堂請飭設法勸弁摺〉

つぎに、同年六月一七日に孫家鼐が上奏した小中学堂の添設について見ていく。すなわち、彼の〈奏議覆五城添設小学堂請飭設法勸弁摺〉には、

孫家鼐が上奏します。

本月初の六日、臣は軍機大臣に至った交旨に接し

ました。御史張承纓は五城に小学堂、中学堂を添立することを請う一摺を上奏したので、皇帝は孫家鼐にその処理を審査するように命令されました。

原奏の大意を審査しますと京師大学堂の定員は五百名、それに小学堂の定員八〇名を付属させ、すでに大学堂にはこれに従事する人員を入れております。小学堂は皆、大学堂の子弟、八旗世職、武職の後裔であります。このほか近くの入学を願う者は均しく議及されていないので、五城に小学堂、中学堂を添立することを願ひ、土着の者と外省の者北京の举人、貢生、生員、監生および京官の子弟を一体として入学させ、人材を養成し実学の至意を講求できます⁽²⁶⁾。と述べられており、**大学堂付属の小学堂、中学堂だけでなく、大学堂近くの五城に、同じように、小学堂、中学堂を設立することにより、地域の者、京官以下監生の子弟が学び、人材を養成することになると勧められており、この摺の後半にこの小中学堂の実現方法が考えられている。すなわち、**

臣が思いますのに、北京城内の五城の地域の官と外省の責任ある者に異なるところはありません。学堂の経費の多少、規制の大小はまさに五城御史自らによって計画さるべきであります。近年刑部候補主事張元濟、戸部候補郎中王宗基らは皆自ら費用を調達し学堂を創立しており、受講者はすこぶる喜び勇

んでいると言われています。

要するに天子の御心の向かうところ、天下が風に従うことは国家の往時のようであり、科挙取士に依り、海内の士人は家弦戸踊し、並びに無事に官が督率すれば、争って自ら琢磨しない者はいません。

今、五城に学堂を設立するにあたって五城御史に命じ設立し運営をすすめることを請います、最初からは無理であればしばらく廟宇を借り、将来、学舎を建立することになっても、均しく五城御史に随時斟酌できれば定めし日がたてば成功できるでしょう。

順天府地方に至っては、臣は原より小学堂を設立する意図をもっておりましたが、費用がまだ整わないのでしばらく猶予を願っています。金台書院での評定は、まさに規則を改訂しようとしています。臣が府尹の胡璠芬と方法を相談いたします⁽²⁷⁾。

と見えており、大学堂近くの北京城内、五城地区の小学堂の設立については、**五城御史に取り扱いを任せるように皇帝に要請しているのがわかる。**

また、これによって**孫家鼐が教育を通しての中国の改革に関心を持っていたことが知られる。**

〈奏籌弁大学堂大概情形摺〉

一八九八（光緒二四）年六月二二日に孫家鼐は〈奏籌弁大学堂大概情形摺〉を上奏している。それにより、よ

り具体的に**大学堂**のことを八項目に分けて考察している。まず前文で、次のように言っている。すなわち、

孫家鼐は上奏します。

本月一七日、臣は小学堂、中学堂を建立する一摺を議復しました。旨を奉じ、五城御史に命じ法を設けて仕事を勧めさせ大学堂と相助けて行ない、人材を育成する至意に沿います。皇帝より、「大学堂章程は、孫家鼐に命じて条に分け細分し、迅速に十分はかつて具奏せよ。これは皇帝の命令である。」と言われしました。

臣が思いますのに、学堂創立の最初にあたっては千万の糸口があり、その章程はもともと難しく慌て定議し、にわかでありましたがよく備わるように致しました。

日本が学堂を最初に設けてから今に至るまで二、三〇年であり、規則を何遍も変え、それでも絶えず進歩を求めることを厭いませんでした。いわんや、わが国家は政令更新の始まりであり、北京は首都であり、無秩序から治世へ久遠に動いており、大学堂の規模は宏く条理は詳備することにより、初めて風気を開き実効を収めるのに足りません。

臣は毎日従事している各員と会集して公同に審議し、学堂に担当がいなくても、臣は多方面を訪問し、益を広め思いを集め、つまり虚心で受け、実事

で任に当たり公共心を持ち、誠意を固く守り、博く衆の長ずるところをとり、一切を折衷し、皇帝の人材を育成し国勢を振興するという至意に副おうとするものであります。ここにまさに現に大概情形をはかり条を分かち列を開いて欽定に恭呈します⁽²⁸⁾。

とあり、孫家鼐は**大学堂章程**などの整備により、皇帝の人材を育成し、**国勢を振興しようとする意図に副おう**としている様子が窺われる。そして、その具体策として、つぎの八条を取り上げている。

すなわち、

一、**進士**舉人出身の京官については、はかつて**仕学院**を立てるべきである。

科挙出身者は中学にはすでに通曉しているので、その入学者は専ら西学を習うものとし、來学して西学の専門を習うことを望む。

中学においては絶えず進歩を求めているので、各々に一門を占めることを任せ、学科目を指定する。真剣に研究させ毎月考査し、朋友と講習し長年月を経る。その学問の深淺、造詣の進退については同堂に自から定論がある。

臣はまた、その人品、學術を審査し分別を処理し、優秀ならばさらに学んで経世済民に博通することを期待する⁽²⁹⁾。

とあり、**進士**舉人出身の京官で**仕学院**に学ぼうとする者

には、西学の一専門を習わせ、中学については一専門を研究させ、優秀な者となり、経済に博通することを期待していたことが知られる。

ついで、

一、出路はよろしく計画すべきである。

凡そ、学堂の受講生はすでに職を授けられているもので、管学大臣より具に評価を出しており、各々長ずるところがあれば、旨を請うて優奨している。進士に充当されている学生は、管学大臣により厳しく品学を考察され、旨を請うて採用する。

擬して湖北巡撫譚繼洵の議を採用し、政治を学んだ者は吏部に帰し、商務、鉱務を学んだ者は戸部に帰し、法律を学んだ者は刑部に帰し、兵制を学んだ者は兵部及び水陸の軍營に帰し、製造を学んだ者は工部及び各製造局に帰し、語言、文学、法学を学んだ者は総理衙門及び使館の参隨に帰して、終身、遷転しても原衙門を出ることはなく、学ぶところと用いられるところを相符させ、実効を収めることを冀う⁽³⁰⁾。

と見えており、学んだ学問と仕事を相関させ、学業を終えれば元の役所に戻り、役所の役に立たせようとしていることがわかる。

また、中西の学問を部門に分け、変通することができるところを つぎのように述べている。

一、中西の学問は部門に分け、変通すべきである。

原奏を調査すると、普通学は凡そ十門であり、日に按じて授業を分ける。しかし、部門数が多すぎるので、中才以下は何といつても兼顧は難しい。

擬して各門それぞれ子目を立て、専経の例の多寡に倣い人に聞いて自認する。理学に至っては、並びに経学に入つて一門となすべきであり、諸子、文学は皆必ずしも専ら一門を立てず、諸子百家の書の専攻者で、政治経学に関係のある者は専門に附入し、その択読を聴く。

また、専門学内の兵学一門にあつては、西国の兵学を調査し、別に一事となし、おおむね専ら武備学堂に隷属させる。

また、日本の使臣との会見での問答で、兵学と文学は同じではないので、すべからず別に学堂を立て、まさに大学堂内には入れない。擬して、この門を裁去し、将来武備学堂を別に設立し、総理衙門の審査により、旨を請うて処理する⁽³¹⁾。

とあり、中西の学問は多少の変動はあつても十門に入れ、兵学は西欧の例に倣つて、武備学堂を別に設立しようとしていることが知られる。

さらに、学卒者の扱いについて触れられている。

一、学成つて出身する名器はよろしく慎むべきである。

原奏を調査すると、小学中学大学堂の履修生の人員は卒業証書を受領すると昇進させ、生員、挙人、進士とする。国家においては、人材を鼓勵し、原より破格の奨を惜しまないが、情弊の乱用を防がないということはすべきでなく、鼓勵のうちに制限を示す。いかに定員を嚴格にし、考查を真剣にするとしても原奏に照らして総理衙門、礼部と会同して詳擬して、旨を請う⁽³²⁾。

とあり、**学卒者は卒業に応じて昇進させるが、情実を乱用しないで、いかに人数を定め、考查するかを総理衙門、礼部と相談しよう**としていることがわかる。

また、訳書のこと、つぎのように見えている。

一、**訳書はよろしく慎むべきである。**

原奏を調査すると、一編訳局を開き、各種の学問にあまねく通じ、人がまさに習うべき所のものを尽くしている者を採用し、教科書を編纂させ、小学、中学、大学の三級に分け、普通の人の才を量り、学習できることを毎日定めて一課とする。謹んで先聖、先賢の著書による垂教を講究すると精粗、大小は包まないところがなく、学者は各々その天資の高下に随うのであり、造詣の浅深は万も強いてこれを同じにし難い。

もし、一人の私見で任意に経文の内容を省いてちぢめたり、割裂させれば士論は必ず多く服さな

い。

要するに学問は天下万世の公理であり、必ず、一家の学をもって天下の範囲にはできない。昔、宋の王安石の変法は創めて三経の新議をなし、学官に頒行したが、ついに、宋に禍し、南渡後、直ちに廃斥され今に至るまで学者はなおその書籍を恥としており、戒めとすべきである。

臣が思いますのに経書は断じて編集すべきではなく、列聖の決めたものを定本となすべきであり、まだ決めていないものは古い部類の学者にあつてはおおむね妄りに一字の増減も許さず、それでもつて尊経の意を示している。

この他の史学の諸書は、前人の編集に善本がすこぶる多く、択用すべきであり、編集を急ぐことはない。思うに、西学の各書に有つてはまさに編訳局をして編訳を迅速にさせるべきである⁽³³⁾。

とあり、**先聖、先賢の著書は、一人の私見で内容をちぢめたり経文を割裂させてはならない。学問は天下万世の公理であり、一家の学問を天下の範囲にひろげることはできない。**だから、経書は編集すべきではない。史書も善本が多い。西学の各書だけは編訳局により編訳を迅速にすべきであるとしている。以上を通して、特に経書への尊崇が窺われる。

西学には総教習が必要なことが言われている。

一、西学は話し合つて総教習を設けるべきである。

原奏を査すれば中学の総教習はあつて、西学の総教習はない。立法の意はもともと中学で西学を総べようとしており、西洋人を聘用するのは、その学問がまだ浅いものは人材に裨益せず、その学問の比較的深いものは小就に甘んじないからである。

丁臚良（マーティン）のごときはかつて総理衙門に在つて総教習に多年充てられていたので、今、もし分教習に任じれば彼は願わないだろう。臣は相談して丁臚良を用いて総教習としたのであり、西学を総理することはともに権限を明らかにさだめているので、その仕事でなければ預かり聞かない⁽³⁴⁾。

と見えており、西学には総教習が必要であり、丁臚良がふさわしく、取り決めた仕事以外のことについては聞かないことにしているのがわかる。

西洋人教習への給料について、次のように述べている。

一、専門の西洋人教習については、給料はより良くすべきである。

日本の使臣の問答を聞くなれば、聘用しようとしている上等の西洋人教習についていえばすべからく毎月六百金とし、その後、それを承諾しており、丁臚良も言うところは同じである。

今、丁臚良は中国で生活して久しく、しきりに中国の振興を望んでいるので、以前の同文館の五百金の額に照らして、大学堂の西学の総教習にあたることを願っている。西洋人の分教習の給料については相談して、原奏の額に照らして斟酌して適宜追加する⁽³⁵⁾。

とあり、西洋人の教習の給料は優遇すべきであることが述べられている。学生の生活費については、つぎのように言っている。すなわち、最後に、

一、学生の生活費は、はかつて変通すべきものである。

臣は、西学教習の丁臚良に尋ね聴いた。彼の言うところによれば、「西洋の大学堂の学生はみな授業料を出している。極貧の者は初めから文房具を給付されているので月に学生の生活費を給付する方法はない。要するに、学生の生活費を意図している学生は誠心からの向学ではなく、学費を出している学生は真心から学問に志を有しているのである。」と。

臣はまた、総理衙門の事務官と日本の使臣が学堂の事柄について論じているのを観て、丁臚良も言うところ、おおむね同じであった。

今、国家が学生の生活費を予算として立てれば学生に学費を出さなくさせるので格別の仁に属することになる。必ずしもさらに巨費を浪費しない

のは西洋諸国の学堂の例に倣って学生の生活費を給付しないで奨学金を給付するのに似ている。どのように奨学金を給付するかは開学後を待って、詳細に方法を検討すべきである⁽³⁶⁾。

と見えており、清朝の従来の学校制度のあり方と違って西洋の大学制度を参考にして、学生の生活費を支給しないで、奨学金を給付しようとしていることが知られる。

以上、八条にわたる大学堂のあり方について述べており、最後につきのようにまとめられている。すなわち以上、八条に分けて並べ、恭しくも訓示を待ちます。

この外は、まだ事柄を尽くしておりませんが、まさに日本、西洋各国の学校制度を査取して、ついで各省の現に行われている学校章程の念入りな情形の調査に及んでいます。詳細慎重に検討し協議して緒に就くのを待って、奏陳します。

しばらくの仮の房舎については、是非は承修大臣が修理を査勘し、内務府の修理によりますが、欽定をお待ちしています。

房舎が一日引渡されなければ、学堂が一日開くことができないので、早めに起工する最速の命令をお願いし、早めの竣工を期し、学務が速挙を得るため、皇帝のご配慮を仰ぎ願います⁽³⁷⁾。

とあり、**大学堂開始の課題を八カ条にまとめ、皇帝の指示により、大学堂の開始を願っているのがわかる。**その際

注目されるのは、〈議覆開弁京師大学堂摺〉と同様に、京師大学堂は中体西用で行うべきであり、経書の削除、改編を禁じていることである。

以上、本項では孫家鼐と変法運動の関係について、京師大学堂を中心に考察したが、孫家鼐が康有為の変法運動と道を異にしたのは、北京強学会の禁止以降であり、それでも、**官書局、京師大学堂の創設にかかわり、中体西用を中心として経書を重んじて、西学を取り入れた彼なりの改革案が窺われる。**

第三項 孫家鼐の役割

孫家鼐と康有為の関係の始まりは、既に見たように、**康有為が科挙に及第し工部主事となり、工部尚書孫家鼐に面会し、工部の代通により第四上書を光緒帝に上奏しようとした時からであった。**

孫家鼐は工部尚書として部内にこのことを図ったが、右侍郎李文田の反対に会い取りやめにした。

ついで、一八九五（光緒二十一年）七月、康有為、梁啓超らがリチャードなどの広学会の影響を受けて、北京に北京強学会と強学書局を設立した。それを援助した大官の一人が**帝師、工部尚書などの要職を兼ねていた孫家鼐**であり、館舎の備えをしたのであった。

しかし、同年十一月、北京強学会が御史楊崇伊の弾劾に

よって禁止されると、孫家鼐は事を起こすことを恐れ、康有為らの変法運動から身を引いていった。

もともと、孫家鼐は、強学会には利があり、弊のないことを光緒帝に密陳していた。

これに対して、光緒帝は孫家鼐を官書局の管学大臣に任命し、孫家鼐はそれを受けて、一八九六（光緒二二）年二月に官書局章程を七条にわたって作成している。

その内容は、既に見たように、①図書館の設置、②圖書の刊行、③遊芸院の設立、④学習を広め学堂の設立、⑤経費の計上、⑥職掌の分化、⑦官印の刻印、などが決められているが、上海強学会の章程と比較すると機関誌の発行が省略されている。

ついで、同年七月に孫家鼐が上奏した〈議復開弁京師大学堂摺〉で見たように、京師大学堂が中体西用の内容を持ち、六条にわたって、しっかりした規模を備えて設立さるべきこととされている。

具体的には、専門を一〇の分科とし、積極的に品行方正な教員を求め、学生生徒は慎重に選び、年限を決め、時務科を立て、大学堂出身者で科挙不合格者を、各使館・役所の補佐として派遣したり、試験を受けさせて教師の道を歩ませるなど就職を確保しようとしている。

中体西用を中心として西洋風の教育の人材養成を志す中国改革案を持っていたことが知られる。

つぎに、一八九八（光緒二四）年五月に上疏した孫家

鼐の〈奏訳書局編纂各書請候欽定頒發并請嚴禁悖書疏〉によれば、編訳局には中国、西洋に通じている人材による翻訳が必要である。

中国学を言うならば、大学堂から各省の学堂に經史子、時務などを通して民智を広げ、統括して偏りのない書籍を出版しようとしている。

康有為の書籍については〈孔子改制称王〉の一篇は人材を教育するのではなく民を惑わし、天下に乱を導くものではないかと恐れている。

この上奏の末尾に、康有為が彼の書中で用いている〈孔子改制称王〉などの語を論旨で削除し、書籍は管学大臣の閲過、御覧により、欽定のもとに発行頒行すべきことが述べられており、孫家鼐は康有為の考えとは明らかに一線を画していることが知られる。

同月に孫家鼐が上奏した〈奏議覆五城添設小学堂請飭設法勸弁摺〉では、大学堂近くの北京城内、五城地区の小学堂の設立については、地区の五城御史に取り扱いを任せるよう皇帝に要請しており、彼が教育を通しての中国の改革に関心を持っていたことがわかる。

つぎに、同年六月の孫家鼐の〈奏籌弁大学堂大概情形摺〉によれば、すでに見たように、大学を開始するにあたっての課題を八条にまとめている。すなわち、

一に、進士、挙人の京官で仕学院に学ぶ者には西

学を習うだけでなく中学の一専門を研究させ経済に
博通した者になること、

二に、学業を終えれば元の役所に戻し、役所の役
に立たせようとしていたこと、

三に、中西の学問は十門に入れ、兵学は別に武備
学堂を立てようとしていたこと、

四に、卒業者は卒業に応じて昇進させること、

五に、先聖、先賢の書は一人の私見で内容をちぢ
めたり、経文を割裂させてはならないし、学問は天
下万世の公理であり、一家の学を天下の範囲に広げ
ることはできないとし経文の尊重が見られること、

六に、西学には総教習が必要であり、丁臚良がふ
さわしいとされていること、

七に、西洋人の教習の給料は優遇すべきこと、

八に、京師大学堂では西洋の大学制度を参考にし
て学生の生活費を給付せず、奨学金を給付しようと
していたこと、

の八条が知られる。

以上、孫家鼐の考えを見てきた。

「中西を同じ比重で見、西洋の文化を附会説を取りな
がらもそのまま取り入れる」という康有為の考えとは違
つて、孫家鼐の考えは、「中体西用で經書を尊重し、西洋
の大学制度を参考にして大学堂を運営し、中国を改革し
ようとしていた」ことが窺える。

それは、彼が上疏した〈請飭刷印校邠盧抗議頒行疏〉
において馮桂芬の改革論を支持していることから窺わ
れる⁽³⁸⁾。

すなわち、孫家鼐の変法運動に対する考えは、康有為
の考えと異なっており、温和なものであったと言える。

また、余音によれば、孫家鼐が王陽明の書を服膺して
いた、とされていることが《翁同龢日記》に紹介されてい
る⁽³⁹⁾。

おわりに

以上、変法運動と孫家鼐について見てきたが、簡単に
まとめておく。

まず、孫家鼐の生涯について述べた。彼は安徽省寿川
の人で、科挙の試験に状元で合格し、翁同龢と共に光緒
帝の帝師となり、康有為の第四上書を支持し、北京強学
会のために館舎を用意したが、楊崇伊に依り同学会が弾
効されると、康有為たちの変法運動から離れていった。

しかし、官書局、京師大学堂の管学大臣になり、中体
西用で經書を尊重し、西洋の大学制度を参考にして京師
大学堂を運営し、中国を改革しようとした。

すでに見たように、孫家鼐の改革論は、康有為などの
変法論よりも温和であり、康有為が公羊学に立っていた
のに対して、孫家鼐は陽明学を身に着けていたのであつ
た。

注

- (1) 孫家鼐に関係する主要な史料、参考文献には管見の限り、つぎの四十六編がある。
- ・ 林樂知編《中東戦記本末》巻八 上海広学会 一八九六
 - ・ 馬其昶《武英殿大学士贈太傅孫文正公神道碑》、夏孫桐《書孫文正公事》 閔爾昌編《碑伝集補》巻一 四庫善本叢書館 北京 一九二三
 - ・ 民国清史館編《清史稿》巻四四三 列伝二三〇《孫家鼐》北京 民国歴史館 一九二七
 - ・ 中国史学会主編《戊戌変法》(一)、(四) 上海人民出版社 一九五七
 - ・ Timothy Richard *Forty-Five Years in China*, New York 1916.
 - ・ W.A.P. Martin, *A Cycle of Cathay South and North, With Personal Reminiscences*, New York, Chicago, Toronto: F.H. Co.; 1896, 3rd Ed., 1900.
 - ・ 国家档案局明清档案館《戊戌変法档案史料》北京中華書局 一九五八
 - ・ 梁啓超《戊戌政変記》台北 文海出版社 一九六四
 - ・ 多賀秋五郎『近代中国教育資料』(清末編) 台北文海出版社 一九七六
 - ・ 蒲豊彦、倉田明子監訳『中国伝道四五年 テイモシー・リチャード回想録』平凡社(東洋文庫) 二〇二〇
 - ・ 多賀秋五郎『中国教育史』岩崎書店 一九五五
 - ・ 小野川秀美『清末政治思想史研究』東洋史研究会 一九六〇、みすず書房 一九六九、平凡社(東洋文庫) 二〇〇九
 - ・ 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊 北京中華書局 一九八二
 - ・ 戈公振《中国報学史》香港太平書局 一九六四
 - ・ 深澤秀男『中国近代政治史上におけるテイモシー・リチャードの役割』『史潮』第八九号 一九六四
 - ・ 王樹槐《外人与変法運動》台湾商務印書館 一九六五
 - ・ 多賀秋五郎『近世アジア教育史研究』文理書院 一九六六
 - ・ 莊吉発《京師大学堂》国立台湾大学文学院 一九七〇
 - ・ 深澤秀男「ヤング・アレンの中国改革論—清末華宣教師の横顔—」『香川史学』第三号 一九七四
 - ・ 深澤秀男『戊戌変法運動史研究』上 四国学院大学文学部東洋史研究室 初版 一九七四、第二版 一九七五、第三版 一九七六、第四版 一九七八
 - ・ 世界教育史研究会編『世界教育史体系四 中国教育史』講談社 一九七五
 - ・ 深澤秀男「清末変法期における宣教師の政治的役

- 割—アレンとリチャードをめぐって—』『論集』(四
国学院大学) 第三二号 一九七五
- ・大久保英子『明清書院の研究』国書刊行会 一九
七六
- ・彭沢周『中国の近代化と明治維新』同朋舎出版部
一九七六
- ・中村哲夫「科挙体制の崩壊」『講座中国近現代史』
三 東京大学出版会 一九七八年 所収
- ・深澤秀男「中国の近代化とW・A・P・マーティ
ン」『キリスト教史学』第三十二集 一九七八
- ・深澤秀男「変法運動と京師大学堂」『東洋史研究』
第三十七巻 第二号 一九七八
- ・深澤秀男「近代中国の改革運動の展開—特に北京
大学の開設をめぐって—」『香川史学』第八号 一九
七八
- ・深澤秀男「変法自強と明治維新」『月刊歴史教育』
第二巻 第一〇号 一九八〇
- ・深澤秀男「変法運動と学堂」酒井忠夫先生古希祝
賀の会編『歴史における民衆と文化 酒井忠夫先生
古稀記念論文集』国書刊行会 一九八二年 所収
- ・阿部洋『中国の近代教育史研究—清末における近
代学校制度の成立過程—』福村書店 一九九三
- ・児野道子「孫家鼐」山田辰夫編『近代中国人名辞
典』財団法人霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇
- 一八年 所収
- ・孫孝恩、丁棋《光緒帝》北京 人民出版社 一九
九七
- ・Fukazawa Hideo, "Chinese Modernization and
Christianity-with Special Reference to the
Reform Movement" 『言語と文化の諸相』編集委員
会編『言語と文化の諸相』岩手大学人文社会科学
部欧米研究講座 一九九九年 所収
- ・王曉秋主編《戊戌維新与近代中国的改革—戊戌維
新一百年國際學術討論會論文集—》社会科学文献出
版社 二〇〇〇
- ・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二
〇〇〇
- ・深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』新教出版
社 二〇〇〇
- ・小林善文『中国の近代教育の普及と改革に関する
研究』汲古書院 二〇〇二
- ・深澤秀男『戊戌変法期における学会、報刊、学堂
についての研究』求是舎 二〇〇七、電子図書・岩
手大学レポジトリ 二〇〇七
- ・余音《孫家鼐創弁京師大学堂風雲》北京 人民出
版社 二〇〇八
- ・深澤秀男「西太后—特に戊戌政変をめぐって—」
『岩手史学研究』第九二号 二〇一一

- ・深澤秀男「変法運動と光緒帝」『岩手史学研究』第九四・九五号 二〇一四
- ・深澤秀男『世界史リブレット 人 076 西太后―清末動乱期の政治家群像―』山川出版社 初版 二〇一四、二刷 二〇一八
- ・大谷敏夫『清代の政治と思想』朋友書店 二〇一六
- ・深澤秀男「変法運動と翁同龢―《翁同龢日記》を中心として」『岩手史学研究』第一〇〇号 二〇一九
- ・深澤秀男「戊戌変法期の上諭についての一考察」『岩手史学研究』第一〇一号 二〇二〇
- (2) 〈孫家鼐〉 民国清史館編《清史稿》卷四百四十三 列伝 二百三十
- (3) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 上冊 三七 六一―三八九頁
- (4) 余音《孫家鼐創弁京師大学堂風雲》 一三二―一三三頁
- (5) 林樂知編《中東戦記本末》卷八 四六一―四七頁 中国史学会主編《戊戌変法》(四) 三八六頁
- (6) 同前
- (7) 梁啓超《戊戌政変記》 二九一―二九二頁
- (8) 林樂知編《中東戦記本末》卷八 四六一―四七頁、《戊戌変法》(四) 三八七頁
- (9) 関爾昌編《碑伝集補》卷一 夏孫桐〈書孫文正公事〉第一七葉
- (10) 中国史学会主編《戊戌変法》(二) 三九七頁
- (11) 同前(四) 三八七頁
- (12) 同前(二) 四二二―四二五頁
- (13) 深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』四四―四八頁
- (14) 中国史学会主編《戊戌変法》(二) 四二五―四二九頁
- (15) 同前 四二五―四二七頁
- (16) 同前 四二六頁
- (17) 同前 四二七頁
- (18) 同前
- (19) 同前 四二七―四二八頁
- (20) 同前 四二八頁
- (21) 同前
- (22) 同前 四二九頁
- (23) 同前 四三一頁
- (24) 同前
- (25) 同前
- (26) 同前 四三四頁
- (27) 同前 四三四―四三五頁
- (28) 同前 四三五頁
- (29) 同前
- (30) 同前 四三五―四三六頁
- (31) 同前 四三六頁
- (32) 同前

- (39) 余音 ≪孫家籙創弁京師大学堂風雲≫ 裏表紙
- (38) 同前 四三〇頁
- (37) 同前
- (36) 同前
- (35) 同前
- (34) 同前 四三七頁
- (33) 同前 四三六―四三七頁

〔付記〕 本小論は、二〇二一年十二月の岩手史学会の研究発表に加筆・訂正したものである。

第三節 張之洞

—《勸学篇》を中心として—

はじめに

本節では、清末の大官で洋務運動を行ない変法運動にも理解を示した張之洞(1)を取り上げる。

彼は最初、変法運動の北京強学会、上海強学会にも協力したが、康有為の考え方と齟齬が生じ、康有為の変法論を批判して、彼の儒教理念を《勸学篇》(2)に著わすことになった。

そこでまず、張之洞の生涯を述べ、ついで、変法運動に対する彼の考えを《勸学篇》を中心に考察し、彼の変法運動における位置付けを試みていきたい。

第一項 張之洞の生涯

まず、張之洞の生涯を《清史稿》(3)、《碑伝集補》(4)、《戊戌変法人物伝稿》(5)などにより見ていく。

張之洞は一八三七(道光一七)年、直隸省南皮県に生まれた。字を香涛などと言い、博覧に努め、詩文をよくし、暗唱に秀でていたという(6)。

十六歳で挙人に一番で合格し、その後、太平天国などで科擧の受験ができなかった。

二十六歳で進士に一甲三名すなわち三番(探花)で及

第し、一八六三(同治二)年、翰林院編修を授けられた。

一八六七(同治六)年、湖北学政に旋らされ、七六(光緒二)年、文淵閣校理を歴任した。

一八八〇(光緒六)年、西太后が幼児の光緒帝を強引に擁立したことを、吏部主事吳可誥が死をもって諫めた時、張之洞が西太后を弁護し、西太后の信頼を得た(7)。

ついで、同年、イリ地方で係争中のロシアと条約を締結した吏部左侍郎の崇厚を弾劾し、有名となり、翌年には翰林院侍講から侍読学士に昇進した。

一八八二(光緒八)年には、内閣学士を経て、山西巡撫となった。山西の殖産興業や教育のために尽力し、八四(光緒一〇)年、両広総督に任命された。

一八八五(光緒一一)年から翌年にかけての清仏戦争では、主戦論を主張した。これ以後、洋務運動を行なう。

一八八六(光緒一二)年、まず、広東に操絲局、翌年、水師学堂を建設した。

一八八九(光緒一五)年、湖北に北槍砲廠(漢陽兵工廠)(8)を、翌年に煉鉄廠(漢陽製鉄所)と湖北織布局を創立した。九一(光緒一七)年には、大冶に鉄鋼コンビナートを建設した。ついで、九三(光緒一九)年、湖北自強学堂を、翌年に紡紗局、製麻局、操絲局を建設した。

一八九五(光緒二一)年三月、下関条約が締結されると、士子が憤激し、変法維新の議が日に盛んとなり、張之洞も上疏して和議を拒否したという(9)。

同年閏五月、張之洞は、上疏して、軍隊の改革、鉄道、学堂の設立、商工業対策、留学生の派遣、人材の保薦を提案している⁽¹⁰⁾。

七月、英国バプテイスト派宣教師で広学会会員のテイモシー・リチャードなどの示唆により、康有為らが北京強学会を設立した時、張之洞は五千金を寄付した、と康有為の自編年譜に見えている⁽¹¹⁾。同様の記事は、梁啓超の《戊戌政変記》にも見える⁽¹²⁾。

同年の九月には、北京強学会の分会として上海強学会が設立され、張之洞もその序を康有為に代筆させ、千五百両の寄付をしている⁽¹³⁾が、十一月に機関誌として《強学报》が出され、その中に《孔子紀年》の記述があると、彼はそれを電報で戒めている⁽¹⁴⁾。

一八九六（光緒二二）年正月、《蘇滬鐵路籌議官商合弁》の摺を上書し、幹線鉄道の官商合弁を説き、商務局を籌設する片を上奏している⁽¹⁵⁾。

正月二八日には、湖広に鑄銭局、官銭局、武備学堂を設立した。

同年七月には《上海時務報》が刊行され、張之洞は、時政、學術に裨益するとして、湖北全省の各役所に送付するよう命じている。

一八九七（光緒二三）年三月、湖南で《湘学报》が刊行され、それを湖北省の各役所に購閲を通過しているが、その中の《素王改制》という言葉に疑問を感じている。

四月には《農学报》が刊行されると、張之洞は、実用性を有しており、かつ、士林と民生とに関係があるので、伝布すべきである、とした。

九月には、張之洞は《時務報》四〇冊に悖謬を見つけ、陳寶箴と黄遵憲に送付禁止の打電をしている。

十一月、譚嗣同が、張之洞の委託によって湖南の鉱山、汽船、鉄道の開設を開始する⁽¹⁶⁾。

譚嗣同は張之洞を高く評価していた⁽¹⁷⁾。

一八九八（光緒二四）年春三月、張之洞は《勸学篇》を書いて、康有為の考えを批判し、彼の儒教理念にもとづく中体西用の教育論を展開している。その原因となるものは、両者の立っている儒学の学派の違いと清朝における立場の違いであったと考えられる。

学派でいえば、康有為は春秋公羊学派で、近文学を支持し、孔子が改革者であるとして制度の改革を説いたのに対して、張之洞は後漢の訓詁の学と宋学とを統一した、いわゆる折衷学派に属し、清朝の高官として体制維持を必要としていた⁽¹⁸⁾。

なお、《勸学篇》については次項で述べるが、六月《勸学篇》は、張之洞の門生黄紹箕により、光緒帝に進呈され、光緒帝から『學術、人心に大いに裨益あり』として、軍機処を通して各省の督撫、学政に配布され、総理衙門でも印刷された。

一八九八（光緒二四）年四月二三日、光緒帝は、御史

楊深秀、侍読学士徐致靖の上奏により、「明定国是」いわゆる**変法国是**の詔勅を下し、戊戌の六君子を採用した。その中に、張之洞と関係のあった譚嗣同、彼と親しかった劉光第⁽¹⁹⁾と張之洞の門生、楊銳⁽²⁰⁾がいた。

ところが、僅か百日余の後の八月、西太后による**戊戌政変**により、張之洞と関係のあった譚嗣同と劉光第、楊銳が処刑された。

一九〇〇（光緒二六）年八月、譚嗣同の親友で、義和団運動の最中に張之洞と連絡を取って**自立軍起義**を起こそうとした唐才常が、連絡が取れずに、張之洞の部下により逮捕、処刑された⁽²¹⁾。

一九〇一（光緒二七）年一二月、西太后は光緒帝の名で**変法の上諭**を行なった。これは張之洞、劉坤一の江楚**変法会奏三摺の上奏**を受けたものであった。これにより、かつての**戊戌変法**の再現に近い「**光緒新政**」を行なった。それは**官制改革**、**科挙制の廃止**、**学堂の設立**、**海外留学生の派遣**、**新軍の設立**、**企業の振興**などであった⁽²²⁾。

一九〇二（光緒二八）年、督弁商務大臣に充てられ、署両江総督に再任された。

一九〇四（光緒三〇）年、《**奏定学堂章程**》が張之洞により定められた⁽²³⁾。

一九〇五（光緒三一）年には、張之洞の上奏により、**科挙制の廃止**、**京師大学堂の実施**が見られた⁽²⁴⁾。

一九〇六（光緒三二）年、協弁大学士に進み、いくば

くもしないで、体仁閣大学士に拔擢され、軍機大臣兼管学部を授けられた。

一九〇八（光緒三四）年、粵漢鐵路督弁となり、一月に光緒帝と西太后が亡くなったので、**張之洞は顧命重臣**として、**太子大保に昇進**した。

一九〇九（宣統元）年八月、七二歳で亡くなった。

第二項 張之洞と変法運動

これから《**勸学篇**》を中心として、張之洞と変法運動の関係について考察していきたい。

張之洞は運動の初期には康有為に協力しており、康有為の北京強学会、上海強学会に対して援助を与えたが、康の《孔子紀年》、《素王改制》などの論には反対であった。そのため、張は自分の信奉する儒教観で《**勸学篇**》をまとめたので、《**勸学篇**》を説明していきたい。

【勸学篇序】

まず**勸学篇序**を見れば、その最初の方の部分に
朝廷は、おそくなつてやつと食事をされるまで、
政務に励まれ、一日中努力を重ね、過ちを憂いてお
られる。今、まさに弦を改めて琴瑟を調律するよう
に才知の抜きん出た人物を大臣、將軍に取り立てて
おられる。また、学堂を建てられ、経済特科を設け
られたので、海内の志士は発奮扼腕している。

ここにおいて、時を救おうと図る者は、新学（西学）をいい、道を害うことを憂慮する者は、旧学（中学）を守って、相互に心を一つに決め難い。旧学派は、小事のために肝要なことを忘れ、新学派は、学問の道が多方面にわたり真理がつかめない⁽²⁵⁾。

とあり、皇帝は才知のある人物を取り立て、学堂を建て、経済特科を設けられたので、志士が発奮していることと、新旧二派に分かれていますことがわかる。

ついで、中国の禍は、外国にあるのではなく国内にあり、表は政治にあるが、実は学問の相違にある、として、時勢を正し、本末を総合するために、内外篇二四篇の論説つまり《勸学篇》を著し、内篇は中国の本源により人心を正し、外篇は会通により風氣を開こうとしていることが、序で、あらまし述べられている⁽²⁶⁾。

それに続けて《勸学篇》（序・上・下）の内容を要約している。内篇の九篇は、儒教の基本に触れているので、内篇の本文（上）には触れず、要約のみを紹介し、外篇の一五篇（下）は、長くなるが、変法運動に関係しているもので、本文そのものを見ていくことにする。

【内篇九篇の要約】

まず、内篇の九篇を紹介する。同心、教忠、明綱、知類、宗経、正権、循序、守約、および、去毒である。

一は、同心である。

曰く、同心。国を保ち、儒教を保ち、種族を保つことは、同一の理であることを明らかにする。手足がよく利くならば、頭や目が健康である。血気が盛んであれば、心志が剛健であり、賢才が多ければ、国勢はおのずから盛んとなる⁽²⁷⁾。

と見え、同心により、人材を得て国勢を盛んにしようとしていることが知られる。

二は、教忠である。

曰く、教忠。本朝の徳沢の深厚を述べ、天下の臣民に皆、忠良の心を抱かせ、国を保つためである⁽²⁸⁾。

とあり、清朝の臣民に朝廷の徳沢を覚えさせ、国家を保持させようとしていることがわかる。

三は、明綱である。

曰く、明綱。三綱（君臣、父子、夫婦の守るべき道徳）は、中国神聖相伝の至教であり、礼楽や政治の原本であり、人と禽獣の区別の砦であり、それにより儒教を保とうとするものである⁽²⁹⁾。

と見え、儒教の基本の三綱を勧めようとしており、伝統的な儒教尊重が見られる。

四は、知類である。

曰く、知類。神明の子孫である中国人を憐れみ、亡びにともに沈まないようにし、種族を保つべきである⁽³⁰⁾。

とあり、中華民族の存続を願っている。

五は、宗經である。

曰く、宗經。周、秦の諸子は美点も欠点も掩わないので、經を節制して採取すべきである。道を破壊するような言葉は聴き入れてはならない。必ず聖人の程よい言葉を基準にして取り入れるべきである⁽³¹⁾。と見え、經において周、秦の諸子の採用に注意を求めていることが知られる。

六は、正權である。

曰く、正權。上下を区別し、民志を定め、民權が政治を乱すのを斥ける⁽³²⁾。

とあり、民意を安定させ、民權の説が政治を混乱させるのを防ごうとしており、清朝の大官の姿勢が窺われる。

七は、循序である。

曰く、循序。先に入ったものが主となる。西洋の学問を講ずるには、必ず、まず中国の学問を通らなければならぬ。祖業を忘れないためである⁽³³⁾。

とあり、中国学を学んでから西洋の学問を学ぶことを勧めている。

八は、守約である。

曰く、守約。新学（西学）を喜ぶ者は甘く、旧学（中学）を好む者は苦いので、中国の学問で立とうとする者は、要点を抑え、まとめていくべきである⁽³⁴⁾。

とあり、中国の学問の要約を勧めている。

九は、去毒である。

曰く、去毒。洋菓（外国産アヘン）を去らしめる。悪習に染まっているのを洗えば、我が民は生きる。これを絶やして、ひこばえを無とする⁽³⁵⁾。

と見え、アヘンの悪習を断とうとしていることがわかる。

【外篇の本文一五篇】

つぎに、外篇の本文一五項目を見ていく。益智、遊学、設学、学制、広訳、閲報、変法、変科挙、農工商学、兵学、鉞学、鉄道、会通、非弭兵、および、非攻教である。

一は、益智である。

一、益智。

自強は力より生ずる。力は智より生ずる。智は学より生ずる。孔子が言うのに『愚であつても必ず明らかになり、柔であつても必ず強くなる。』と。まだ不明のまま強いものはいない。人力では、虎、豹を敵にすることはできないが、よくこれを捕らえることができるのは智恵なのだ。人力では大水が高い山から落ちてくるのを防げないが、よくこれを防いで山を切り開くことができるのは智恵なのだ⁽³⁶⁾。

とあり、人間の知恵が猛獣の脅威や自然の災害を防ぐことが述べられている。

ついで、西欧諸国では、この百年、特に三〇年以内に政治、学問、技術、交通の発達により、社会が変化していることが言われている。

一方、中国では、春秋戦国の時代に人材の交流があったが、それ以後清朝までは、旧法、旧学に留まっていたと見ており、外国による変化は、道光年間に起こった、とつぎのように述べられている。

通商、用兵については、道光の時代に至って、西洋の国勢がいよいよ強くなり、中国の人材は、いよいよみすばらしく大きな傷を受けたが、あまり警戒がなかった。また、有髮匪（太平天国）の乱で、ますます暇がなくなつた。

林則徐は、かつて《四州志》、《万国史略》を訳した。しかし、職務のため、終わらなかつた。曾国藩は、かつて学生を留学させた。そのきっかけを作つたが祝福されなかつた。文祥は同文館を作り、外交官を派遣し、西洋の書籍の編纂をした。しかし、孤立して助けがなかつた。

誤つた論、等閑の謀り事が朝野に充滿し、塞いだ。思わず、信じず、学ばず、恥となつた⁽³⁷⁾。

とあり、道光以降、外国勢力がいよいよ強勢となり、中国を侵略しようとしているので、林則徐、曾国藩、文祥が西学の導入に努力したが世論が動かかなかつたことがわかる。そこで、張之洞は、この後で、役人、農工商兵に智を益して、中国の自強を図ることを繰り返し勧めている⁽³⁸⁾。

二は、遊学である。

二、遊学。

出洋の一年は、洋書を五年読むのに勝る。これは、漢の趙充国の「百聞は一見に如かず」の説と同じである。外国の学堂に一年留学するのは、中国の学堂に三年学ぶのに勝る。これは、孟子が学ぶ者を荘と嶽に学ばせた説と同じである⁽³⁹⁾。

とあり、外国に留学することの意義が述べられており、これに続いて、後漢の光武帝から明代の袁崇煥に至る遊学者に触れ⁽⁴⁰⁾、そのあとでロシア、日本のことなどを紹介している。すなわち、

日本は小国なのになぜ興隆してきたのか。伊藤、山縣、榎本、陸奥などは皆、二〇年前の留学生だつた。日本が西洋に脅かされるのを憤り、おおむね留学生百余人が、独仏英の諸国に分かれて到り、あるいは政治、商工を、あるいは陸海の兵法を学んで学成り、帰国して將軍、大臣に用いられ、その国の歴史が一変し、東方の雄と視られたのである。

それだけでなく、ロシアの前のピョートル大帝は、ロシアが強くないのを憤り、親しく英蘭両国の船会社に到り、一〇余年職工をやり、尽く軍艦の操舵法を身に付け、その工場で製造法を学び、帰国後、諸事が大いに變化し、今日ついに四海第一の大国になつた⁽⁴¹⁾。

と見えており、西洋に多くの留学生を送つた日本、皇帝自身が十余年、西洋の造船工場で働いたロシアが、それぞ

れ弱小の国から大国に変身していったことが知られる。

そのあとで、英国に留学したタイ王子、欧州に遊んだタイ国王のことが取り上げられ、ロシアが上、日本が中、タイが下と評価され、中国はそれらに比較できないといわれている⁽⁴²⁾。

ついで、日本への留学について、つぎのように述べている。すなわち

留学する国は、西洋は日本に及ばない。一つに旅をするのに近くて費用が省け、多く留学させることができる。一つに中国と近い距離にあり、視察調査しやすい。一つに日本文は中国文に近く、通曉しやすい。一つに西洋書は煩雑であるが、すべての西洋学が大切というのではないので、日本人がすでに要約し改めている。

中国と日本は情勢、風俗が相近く、倣いやすい。事は半ばで、功は倍となるので、これに過ぎるものはない。もし自分からもっと精しく備えて学ぶことを求めるなら、再び西洋に行けば良いだろう⁽⁴³⁾。

とあり、**留学するならば、距離、費用、文化の各方面から日本が良いと勧めている**。

最後に、役人が知識を持ち、知識人が一芸に長じ、技術者が技術を磨き、留学し学問をすることを勧めている⁽⁴⁴⁾。

三は、設学である。すなわち、

三、設学。

今年（一八九八光緒二十四年）、経済特科の詔が下り、士気が勃然として、互いに琢磨し、興起した。そして六科（吏科などの監察機関）の目は、まさに心に恥じるところがない。皇帝の御心を知る者は多くない。

去年、旨があり、各省で学堂を計画実施せよとのことだった。月日がまだ久しくなく、経費が集まっていないので、学堂を立て運営するものが多くなかった。というのも、学堂がまだ設立されておらず、これを育てるにも素養がなく、にわか求めたからである⁽⁴⁵⁾。

とあり、一八九八年の変法国是により**経済特科の詔が下り、学堂の設立計画が実施された**。その後北京、各省に**大学、道府に中学校、州県に小学校を創設することになった**、と述べられており⁽⁴⁶⁾、ついで、学堂創設のために、書院、善堂、仏教寺院や道観などを改めようとしている⁽⁴⁷⁾。さらに**学堂を運営する方法が六項目明らか**にされているので、項目名を中心に取り上げる。すなわち、

一に曰く、**新旧兼学**。

四書五経、中国史事政書、地図は旧学とし、西政、西芸、西史は新学とし、旧学（中学）を体、新学（西学）を用とし、一方に偏らないようにする。…

一に曰く、**政芸兼学**。

学校地理、財政、賦税、武備、律例、勸工、通商は西政であり、数学、製図、鉱学、医学、音声学、

光学、化学、電気通信学は西芸である。：
一に曰く、**宜教少年**。

算学を学ばせ、心力の強い者とする。製図を学ばせ、視力の良い者とする。物理、化学、製造を学ばせ、性質の聡明なものとする。外国語を学ばせ、言葉がきれいで調法なものとする。体操を学ばせ、心身が優れて強健なものとする。：

一に曰く、**不課時文**（科挙に使用する文体）。

新学（西学）の科目に応ずることができる。：
一に曰く、**不令争利**。

外国の学校では学校に必要な額を納めて、食費、授業料としてるので、生活費は給付しない。：
一に曰く、**師不苛求**。

教師は無理に求めない。：(48)

とあり、**新旧兼学、政芸兼学、少年の教育、科挙の時文を課さないこと、生徒、学生は利益を求めないこと、無理に教師を求めないこと**としており、その後で、学堂や大学の卒業生を採用することを望んでいることが述べられている。

四は、**学制**である。すなわち、

四、**学制**。

外洋各国の学校の制度には、専門の学と公共（教養）の学がある。専門の学はきわめて深く、未知のことを研究し、古の人がまだ明らかにしていない所を明

らかにしようとして、今の人がその不可能を可能とすべく、生涯をかけて解決できなくても、子孫はそれを極めないし、その義務もない。

公共の学は、読む所は定められた書物があり、習う所は定められた事項があり、知る所は定理があり、日課には定められた課程がある。学が成るには定期がある。あるいは三年あるいは五年である。入学者は中程度以上とする(49)。

と見え、西洋各国の学校制度では**専門の学と公共の学**があり、三年あるいは五年で卒業させているのが知られる。

つぎに、学校の種類、授業内容が以下のように述べられている。すなわち、

- ・小学校の教科書は比較的易しく、扱う事項も少なく、天文、地質、製図、算学、物理学、外国語、体操の如きである。すなわち具体的で、少ない。
- ・中学校の教科書は比較的深く、扱う事項も多い。

「小学校の地理の如きは極めて省略されており、僅かに、領域、山や水路が大勢であり、また進めれば、鉄道、電線、鉱山、教会堂の事項があるが、その余は書で習う。」

方言は各国を兼ね、数学は代数、対数を講じ、化学、**医術、政治に及ぶ。**その余の事はこれに倣う。

・大学にはこれに加える事項がある(50)。
とあり、小学校、中学校の教科内容が語られ、大学では

それに加えるとしている。

ついで、学校の費用、学費については、従来のように官や地方の有力者に依頼するだけでなく、入学者が食費、授業料を負担するので、学校の充実が図られることが述べられ、小学校は数万、中学校は数千、大学は百で数えられるとしている。

以上、学制の構想においては、地方行政官としての張之洞の面目が躍如としている。

五は広訳である。すなわち、

五、広訳。

十年以来、各省の学堂で西洋人の教員を延聘している。しかし二つの弊害がある⁽⁵¹⁾。

とあるが、その弊害の一つは、教師と生徒の言語不通で、理解できない生徒は意欲を減退して退学してしまうことであり、もう一つは、教師の費用に巨費がかかるが、その能力が未知であるとしている。

ついで、中国の歴代の翻訳者の紹介の後、魏源などの紹介をしている。

近代の邵陽の魏源のごときは、道光の時、各書、各新聞を訳して《海国図志》とした。これは中国が西政を知る始めとなった。南海の馮煥光は同治の時、官が上海道であったが、方言館を創設し西書数十種を訳した。これは、中国が西学を知る始めとなった⁽⁵²⁾。

と見えている。それについて外国語は直接外人教師から

学ぶのがよく、外国語を学んで外交上でも条約文などに実害のないように勧めている。また、西学書を学ぶには、皆、日本語に訳されているので、日本語の有効性が明らかにされ、訳者の程度、訳書の方法、欧米語、日本語を学ぶ長所が述べられている。

六は、閲報である。

六、閲報。

李翰が《通典》の善を称して言うのに、『戸を出ないで、天下を知る。まれの事物の変化に世変を知る。』

まだ、政治に従事していないのに民情を知る。』と。

これは至言である。ほとんどの今日の中西の各新聞がこれを言っている。

私は、さらにこれに二語を加えて言うなら、交遊が少なくとも切磋はできる。外国の新聞が林立しているからだ。一国で数の多さで言えば一万余社に至る国がある。

また、官報があり、民報がある。官報は国是を宣伝し、民報は民情に達している。凡そ国政の得失は各国の交渉、商務の盛衰、武器艦船の多少、學術の新興、新法が皆具わっているかによる⁽⁵³⁾。

とあり、その後で、新聞により、交流が密になれば、国は一家のようであり、世界の人々は会って話しているようだ⁽⁵⁴⁾と述べている。

つぎに、当時の中国の様子を、以下のように述べてい

る。すなわち、

中国では、林則徐が湖広総督の時に初めて外国の新聞紙を求めて読むことができ、ついに西洋の事情を知った。以後、更にこれを継ぐ者がなかった。

上海の新聞社は同治期にあつて盛んとなり、特に、市井のゴシップを載せた。洋報は、採集が甚だ簡略だった。

上海道は毎月、西国の最近のニュースを訳出し、総督および南北洋大臣に贈呈した。：

乙未（光緒二十一年、一八九五）以後、志士、文人は、**新聞社を創業開始**した。広く洋報を訳し、博く議論に参加するのは、上海から始まり、各省、内政、外事、學術にわたつて流行した。論説は、純駁で一つでなかったが、見聞を広め、士気を長ぜしめ、安易な気持ちになる毒をすすぎ、笛をなでる盲人の論を破つた。

ここにおいて、孔子の一弟子と山沢の農民が初めて神州があることを知り、本の上に熱心な吏および煙霞の儒者がはじめて事局を知つたので、有志ある天下の男子の学問の一助でない、と言つてはならない⁽⁵⁴⁾。

とあり、林則徐が外国の新聞を読み、西洋事情を知り、「アヘン厳禁論」を唱えたことが指摘されている。

同治期には上海の新聞社も増えており、一八九五年、

日清戦争以後、志士、文人が、新聞を創刊し、上海から各省、各分野に見聞を広め、士気を高めさせたことが知られる。

さらに、中国の民も次第に国際情勢の中で自国の置かれていた状態を知るようになったことが知られる。

七は、**変法**である。すなわち、
七、**変法**。

変法は朝廷の事柄である。どうして士民が与ろうと言うのか。曰く、そうでなければ、法の変と不変は国家の権力によって操られる。実に士民の志と議論により成就するのだ。

試みに見れば、曾国藩が次官の時、上疏して、翰林が小楷詩賦（細字の楷書による文体の一種）の試験をする弊害を述べたが、成功して宰相になって以後、仮にも、この議により、最近三〇年の館閣の人材を成就したということは聞いていない。何故かという、大乱がすでに収まり、時の賢人が恥をかくのをおそれているからである。

また、文祥はかつて同文館を開き、公法、物理学の各書籍を発行し、次第に押し広めた。そこで、無数の者が、遠国に使いする時務を知る才を得ることができずであつたが、読書人がこまごました慎重で、戒め合つて同文館に入らなかつた⁽⁵⁵⁾。

と見え、**曾国藩の科挙制の改革**、**文祥の同文館設置**が取り

上げられているが、賢人が科挙の改革を取り上げず、読書人が同文館に入ろうとせず、中国の近代化が遅れたことが窺われる。

しかし、一方で、張之洞は活発な洋務運動が展開されたことを紹介し、高く評価している。それらは左宗棠の船政局など、および、沈葆楨の船政学堂、李鴻章らの輪船招商局、丁宝楨の槍弾局などである。

ついで、張之洞が信奉している論語、中庸、孟子について触れた後で、中国の四つの変法について、つぎのように述べている。すなわち、

歴朝の変法で最も著しいものは、つぎの四つの事である。趙の武靈王は変法して騎射を習い、趙の周辺を安んじた。北魏の孝文帝は変法して文明を尚び、魏の国を治め、この変法で得る所があった。商鞅の変法は孝弟仁義を廃した。秦は、最初は強かったが後に迫られた。王安石の変法は、専ら民をいじめた。

宋はそれによって乱となり、失われた⁽⁵⁶⁾。

とあり、歴朝の四つの変法で成功したのは、趙の武寧王と北魏の孝文帝であり、失敗したのは秦の商鞅と宋の王安石だとしている。

つぎに、清朝の変法について、以下のように見える。すなわち、

変法を本朝に徴すれば、関外用の騎射は三藩を討つのに南懷仁（イエズス会宣教師）の大砲を用い、

乾隆中葉には、科場で判を表し五策を改革した。歳貢以外は優貢、拔貢を増やした。嘉慶以後、緑營の外に募勇を創めた。咸豊に軍が興って以後、関税の外、釐金を課税した。同治以後、長江に水師を設け、新疆、吉林では郡県を改め、改変するものが多かった。すなわち、汽船、電線の創設などの始まりであり、この議論が繁興した⁽⁵⁷⁾。

と述べられており、変法として、三藩を討つための騎射、乾隆期の科挙の改革、嘉慶からの募勇、咸豊からの釐金の課税、同治以後の長江の水師、新疆などの郡県制、および汽船、電線の創設が取り上げられている。

八は、科挙の変更が述べられている。すなわち、
八、変科挙。

朱子は、かつて、当時の論壇の言を称賛して言っている。『朝廷が回復を必要とするならば、すべからく三十年科挙をやめるべきだ』と。まことにその通りで、至言である。

中国の仕官は科挙から出る。他の道があるといつても、よい官で重責を授かるのは、必ず、科挙によって採用された者であるべきだ。明から今に至るまで、科挙を行なうのは既に五百年余であり、文が勝り、実が衰え、法がそのまま久しくなり、弊害が起きている。科挙の担当官はぼろを出さず、科挙の受験生は陋習により、思いがけないことで、試験場が

三つあつても一場で止められる弊害が出るようになった⁽⁵⁸⁾。

と見え、論者が朝廷の回復のために科挙を三十年やめるべきと述べたのを朱子が称賛したことを紹介して、**科挙は仕官の道であるが、陋習にとらわれている**としている。つづいて、科挙に応ずる者も人材が乏しくなり、国家の危機を扶けたり、外国の侮蔑を防ごうとする者がいなくなつたと述べている。

これに対して、皇帝が詔勅を下して学堂を設立して、人材を養成しようとしていることを述べている。

ここにおいて、皇帝は詔し、学堂を設け、時務を習う人材を養成し、特科を開いて人材を探し集めようとされている。学堂を建てるといっても、立身の階段がなければ学堂に入学することを樂しめない。

そして学堂に来るものは貧家の出であり、天性が平凡の下であり、時文（科挙に使用の文体）のできない者がいる。世族の俊才は皆科挙のみに志をいんでいる。そこで特科の設置があつたが、二十年ぶりの一挙であり、時が立ち過ぎ、どうしてよく座して待つことができようか⁽⁵⁹⁾。

とあり、詔勅による学堂もまだ立身の階段が準備されておらず、結局科挙に頼ろうとすることが窺われる。

そのあと、時を救うのに変法から始める必要を説き、**変法をするには必ず科挙の変革から始めるべきである**と

し、科挙の試験場について、合格者が一から二、二から三に受験するという**歐陽脩の構想**に賛成し、張之洞は彼の考えをつぎのように言っている。すなわち、

まさに、今日、三つある試験場の前後の順序を互いに易えようと考えている。もつとも、すでにたびたびこの問題が取り上げられてきた。おおむね、府県考覆試の法であり、**第一場では中国史事、本朝の政治五道を論じる**、これが**中国経済**となる。

仮に、もし、一省の合格者が八十名であれば、第一試験場で八百名を取る。四十名の省は四百名取る。おおむね合格者数の十倍となる。まず、一次の合格者発表をし、不合格者は帰す。一次合格者は第二場での入試を許される。

第二場の試験内容は時務策五道である。専ら五州各国の政、専門の芸を問う。政の如きは、各国の地理と官制、学校、財貨と賦税、兵制、商務などの類である。芸の如きは物理学、製造学、声学、光学、化学、電気学などである。これで**西学経済**とする。

西法を解くといつても、支離狂怪で聖教に明らかに逆らう者は、斥けて合格させない。合格者が八十名ならば、第二場では二百四十名合格させる。定員が四十名ならば、一百二十名おおむね三倍を合格させる。第二場では、一次と同様に、合格者を再び発表し、不合格者は帰す。合格者は初めて第三場への

入試を許される。

第三場は四書文の二篇、五経文の一篇を試験する。四書題は繊細で精巧なものは禁じ、第三場で均しくすぐれたものを比べて、始めて合格とし、合格定員に従って合格者を発表する。

このようにすれば、第一場の合格者は、必ず、博く古今にわたり、内政をよく学んだ者だが、内治に明らかで、外治に暗いのを恐れ、西政、西芸の試験をし、第二場への合格者を決める。彼らは時務に通達し、新学を研究している者たちである。

しかし、その学は博く、才能はよく通じているとしても、理解が未熟で趣向が正しくないのを恐れ、四書文、五経文を試験する。であるから、第三場で合格した者は宗法、聖賢について道理を知り純正な者である。

大抵、第一場では博学をとり、第二場では博学で通才を求めて合格させ、第三場では通才で純正な者を求めて合格させ、先博後約、先粗後精である⁽⁶⁰⁾。

と見え、**科挙の試験では、第一場では博学の者を合格予定者の十倍取り、第二場では博学の者の中から、西政、西芸に理解のある者を合格予定者の四倍を取り、第三場では第二場で候補者になった者の中から、宗法、聖賢について理解し、純正な者を合格としようとしていること**がわかる。

この後、**科挙の改革の利点として、答案の減少、謄録の減少による正確さ、試験官のあわただしさの減少の一挙三善を述べ、生員を科挙受験の基とすることなどを言い、その後**に朱子の科挙論、欧陽脩の科挙改革論が取り上げられている⁽⁶¹⁾。

九は農工商学である。すなわち、

九、農工商学。

「石田千里、之を無地と言う。愚民百万、之を無民と言う。」(《韓詩外伝》より)

農工商の学が講じられなければ、中国は地が広く、人が多いいっても、ただ、土地が満ち、人が満ちているとのそしりをついに解決できないだろう。

勸農の要点は何かと言えば化学を講じることだ。

田の穀の外、樹林、果実、一切の種植、牧畜、養魚は皆農に属す。人口が多くなれば百物は尊い。わずかな木、五穀の利は薄く、それで養うには足りない。だから昔の農民は惰を憂い、今の農民は拙を憂いている。惰であれば、人は余力を残し、残すものは一、二である。拙であれば、地に利を残し、残す所は七、八である。地の利を尽くそうと思うなら、必ず自ずから講じ始めるべきである。

《周礼》では**農民担当官の草人が土地改良の法を掌っていた。**実はそれが農家の古義であり、地味が肥えるように養い、穀物の種類を見分け、肥料を備

え、水沢を留め、陽光を引き、最初から化学を必要とする。また、農具を製造し、取水、殺虫、耕耘、もみすりをし、或いは風力を用い、或いは水力を用いる。各々、新法の利器があれば、力を省き、収穫を倍にできる⁽⁶²⁾。

と見え、農業を盛んにする方法が説かれ、土地の改良の必要、化学の利用、特に新しい農機具の必要性が勧められている。

ついで農学堂の設立を勧め、学堂による農機具の改良も提唱している。

さらに中国と欧米の茶、生糸の貿易の実情が語られ、中国の農業にとって、生糸、茶、綿、麻は大事なものであるが、他人に奪われているとも述べている。

ついで、工学のことが述べられ、工学は農、商の紐帯であり、教師と技術者の必要が述べられている。さらに、工業学堂、工学教師、技術者の養成などを述べている⁽⁶³⁾。

商業については、工業と密接な関係を持ち、外国との競争に勝てるように商品を開発すること、その方法について指示し、商業の要点を商業の規則、商業の自治、商業関係者の外遊の三点にまとめている⁽⁶⁴⁾。

十は、兵学である。すなわち、

ある人は言う。「兵は必ず学ぶべきだ」と。

論語は言う。「民に戦いを教えないのは民を捨てるということである」と。

諸葛忠武は言う。「八陣は既に成り、今から師を行かせるが、再び敗れることのないように希う。これは兵には法があり、教えがあるということだ」と。

ある人は言う。「兵は学びにはなじまない」と。

霍去病は言う。「方略のいかんを顧みるのみ」と⁽⁶⁵⁾。

とあり、中国の史事を通して兵学についての考えの変遷をたどり、西国の兵学が優れていることに触れている。

ついで、兵学の基本について述べている。すなわち、

武器があっても必ずしも利があるというのではない。武器の利は習わなければ無手と同じである。工

作が熟練していなければ橋道は不便である。輜重を備えなければ足がないのと同じである。地理に熟していなければ測量をしつかりできない。偵察が不明であれば耳目がないのと同じである。千万の無手無

足無耳目の者を集めても、どうして兵となる者を得ようか。

これは必ず、まず集めた者によく闘いの用意を教え、それを模範として不敗の法とすべきである。兵を養成してから方略を施すのを通用という⁽⁶⁶⁾。

とあり、兵隊の訓練の重要さが説かれ、ついで中西の練兵を以下のように述べている。

漢の《芸文志》には、「兵家が分権して形勢を謀る

のに、陰陽技巧の四類がある」とある。西人の兵学は陰陽を用いない。その他は皆、中国と兼ねている。

銃、砲、雷、電、鉄道、砲台、壕壘、橋道の技巧であり、地図、測算と形勢である。

攻守謀略については中西同じであり、その兵器の性能によることが多い。その条理は、繁細で、権謀の一端となり、中国の法に比べて秘密性が高い。

陸軍の部隊には五つがある。歩兵隊、騎馬隊、砲兵隊、工兵隊、輜重隊である。一軍ごとに皆これを兼備している。四体の具のごときものは後に人のためにできたものである。

工兵隊は主に壘、橋道を作ることをつかさどる。輜重隊は兵器、薬品、医療のことをつかさどる。西洋法では歩兵隊と砲兵隊を最高とし、騎馬隊はただ包圍攻撃と偵察の用をなし、工、輜の二隊は、前人が攻略した所を火器にはげしく縁り、大隊が相持し、査察し、守備する。必ず、すべからず地を掘って兵営を作り、塹壕を開く。ちよつとの間に、たちどころに溪谷、河川に土砂があつても渡れるようにする。だから、工兵隊を立てるのである。

今日、銃砲を用いているので、必要とする弾薬が多すぎるが、それらを戦いのために備えるので、繁重となってきた。だから、ことさらに輜重隊を立てて分割して数起させ、続いて運送させ、進んでも誤用のないようにし、退いても全失しないようにしている⁽⁶⁷⁾。

と見えており、近代の中国の兵法は、西洋と同じであり、陸軍の部隊には、歩兵隊、騎兵隊、砲兵隊、工兵隊、輜重隊があり、それぞれの役割が明らかにされている。

また、武備学堂の学生の学堂、操場、野操における三つの扱い方が述べられている。学堂では兵器の原理と扱い方、地理、測量、戦守の機宜、古来の戦事があり、操場では体操と隊伍による火器の取り扱いがあり、野操では分合、攻守、偵察を習う⁽⁶⁸⁾。

さらに学堂の任期は、歩兵、輜重兵が一四カ月、騎兵は一六カ月、砲兵、工兵は一八カ月としている⁽⁶⁹⁾。

十一は、鋳学である。すなわち、

鋳学者は、地学、化学、工学の三者を兼ね、その利益は甚だ博く、その研究は甚だ難しい。大きな石から鋳床を略見し、その鋳質の優劣、鋳層の厚薄、鋳脈の横斜、施工の難易を大体見極めるのであり、どんな異なった見極めであろうとも、それぞれが神業である。西洋において鋳山技師で、優れた人の声価は、極めて重く想像以上である⁽⁷⁰⁾。

と見え、鋳学は地学、化学、工学にまたがり、難しいと言っており、これについて、現在は西洋の鋳山技師に頼ることが大切だと言っている。

そのあとに、開鋳の具体的な難しさや中国の鋳山の様子子が述べられ、英国の国富としての炭鋳、中国人の外国

留学による鉱山技師養成、西洋人の鉱山技師の採用、すべての根本である炭鉱、炭鉱の危険、西洋人の管理者募集、鉱学堂の設立などに触れており⁽⁷¹⁾、**鉱山経営の困難**さがわかる。

なお、張之洞は、**変法派の譚嗣同に湖南の鉱山の開発を依頼している。**

十二は、**鉄道である。**すなわち、

一事があれば、士農工商兵の五学の門を開くことができる。すなわち、鉄道があれば、士の利は見聞を広めることにあり、農の利は地産を伸ばすことにあり、工の利は機器を用いることにある。商の利は行程を早め、運送費を省くことにある。兵の利は遠方に移動することにある⁽⁷²⁾。

と述べられており、**士農工商兵に対する鉄道の有効性が明らかにされている。**

ついで、それらを二つにまとめ、一つに一日の仕事の力を省け、一日に一〇日の仕事を管理でき、一つに風気が開けると言われている。そして、中国全体とその住民が密に連絡が取れ、気脈を通じ、北は盧溝から南は広州に達する幹線鉄道が出来ようとしており、外国の借款に依存することも述べられている⁽⁷³⁾。

十三は、**会通である。**その最初に、

十三、会通。

《易》の伝は言う。「通ずる者は数十であり、学を好

み深く思い、心はその意を知る。これが通である。道に対して浅見や、ものを知らなければ難しい。これが不通ということだ」と。

今日の**新学（西学）と旧学（中学）**は互いに悪口を言っている。もし、その意を通じなければ旧学は**新学を憎む**。しばしばやむを得ずこれを用いる。新学は旧学を軽んじる。しばしばにわかであり、ことごとく廃することができず、存続させている。そして互いにいつまでも古いほぞを穿っている。躊躇しながら行なっても、名譽にはならないし、疑わしい**事柄を行なえば成功しないのだ**⁽⁷⁴⁾。

と述べ、**新旧学者を例にとり、会通することのむずかしさに触れている。**

この後に、中国の古典と西学の通の関係が次のように述べられている。すなわち、

《中庸》の天下至誠、尽物の性、天地が万物を生じ育てるのを讃えるのは、西洋の物理の意味である。《周礼》の土地改良法、生糸、麻の生育、器を作る八材料の加工は西洋の化学の意味である⁽⁷⁵⁾。

とあり、**中国の古典と西洋の自然科学との通底に触れている**。このように、中国と西洋の通底については、この後いろいろな面で取り上げている。

例えば、《周礼》の民に問うことや卿士や庶民が図ることとは、**西洋の議会と同義であること、西洋の原理が聖經に**

通じていること、国際交流、国際學術交流、中国学は内学で西学は外学であることなどが述べられている⁽⁷⁶⁾。

一四は、非弭兵である。その最初には、

一四、非弭兵。

兵と国家の関係は、氣と人心の関係のようだ。肝臓と血は氣を助ける。だから、《内経》は肝を將軍の官としている。人は未だ氣がなくてもよく生きることもができるし、国は兵がなくてもよく存続することができる。

近代の智計の士は、時勢が日に迫っているのを見て戦守の武具のないことを慨いて、初めて西国では不戦会の討議に入り、東方太平の局を保つのを希っている。これはもともと無氣力なことで、侮蔑を招くものである。軍隊に向かって戦いをやめさせることについてかつて、子罕は偽りにより諸侯をかばったことを責めた。まして、今の世界の諸強国は誰でもよく他国をだまし、誰でもよく他国をかばう。オーストリアが不戦会を立てて年がたったが、初めてロシアがトルコを責めた。：

ドイツがついに軍隊でわが膠州を占領した。ロシアが軍隊でわが旅順を占領した⁽⁷⁷⁾。

と見え、ヨーロッパに不戦会があるが、結局、弱肉強食になっっているのが世界の現状であることを述べ、この後、不戦に頼るよりは、国力を強め、国際法により中国を守

つていくことを主張している⁽⁷⁸⁾。

最後の十五は、非攻教である。すなわち、

十五、非攻教。

異教は相攻める。周より秦の間がすでにそうである。儒家と墨家が相攻め、老子と儒教が相攻め、莊子は道家であるが他の道家が相攻めている。荀子は儒家であるが他の儒家と相攻めている。唐代では、儒教と仏教が相攻め、後魏、北宋では道教と仏教が相攻め、儒家は他教者と黒白を争い、他教の相攻める者が盛衰を争った。

欧州では旧教は新教と争い連兵して数十年相殺した。すなわち、教職者は各々権勢を争い、そればかりで乱をなし、是非を争ったのではなかった。

今日に至っては是非が明らかになっている。我が孔孟は大中正の聖教を相伝し、日月が中天にあるように明らかで、天理の順、人倫の至りであり、遠方の風俗の異なる郷でもそしめるものはいない⁽⁷⁹⁾。

とあり、中国の宗教などの争いが時代を追って述べられ、ヨーロッパの旧教、新教にも触れている。

この後、当時の中国の教案に触れ、それを口実にドイツの膠州占領があったことが述べられ、キリスト教に対するデマにも触れ、中国人が外国人の失笑を買うことのないように戒めている⁽⁸⁰⁾。

第三項 張之洞の位置

ここでは、張之洞の変法運動における位置付けを、張之洞と変法派の考えの相違を通して、考察する。

まず、張之洞の生涯で見たように、張之洞は康有為の（孔子紀年）（素王改制）に反対したが、その対立は政治の対立というよりは、二人のよって立つ儒学の学派の対立であった。すでに見たように康有為は春秋公羊学派であり、張之洞は折衷学派であった。

これから《勸学編》と変法派との相違を見ていくに当たって、内篇では《勸学編》の序の要約を用い、外篇では本文を用いることにする。

内篇の第一は同心であり、儒教により同心して人材を得て国政を盛んにしようとするものであり、変法派と基本的には一致すると考えられる。

第二は教忠であり、清朝の臣民に朝廷の徳沢を覚えさせて国家を保持しようとしており、変法派と一致していると考えられる。

第三は名綱であり、儒教の基本の名綱を勧めようとしており、張之洞の伝統的な考え方と変法派とは一線を画していると思われる。

第四は知類であり、中華民族の存続を願っており、変法派と一致している。

第五の宗経では秦漢の諸子の採用の仕方が変法派とは

一線を画している。

第六の正権では民権を抑えようとしており、変法派と一線を画している。

第七の循序では張之洞が中国学から学んで西学に入るべきだとしているのに対して変法派はそれにこだわらない。

第八の要約では新旧学派の要約に変法派の異見は見られない。

第九の去毒は両者が一致している。

外篇の第一の益智では、林則徐などに倣って、益智により独立富強の中国を建設していくことが訴えられ、変法派と一致している。

第二の遊学では、外国留学の意義と日本、ロシアが留学によって大国になったので、中国でも留学生を送ることが望ましく、各方面の観察から日本への留学を勧め、官僚、知識人、技術者の向上を願っており、変法派と一致する。

第三の設学では、変法派による学堂の計画、学堂運営のための六項目が述べられており、新旧学での中体西用を除いて変法派と一致する。

第四の学制では、西洋の学校制度、学校の種類、授業内容、学費、学則が取り上げられ、地方行政官として変法派よりも具体的である。

第五の広訳では、国際関係、外交における翻訳の重要性と翻訳にあたっての日本語参考の有効性が述べられており、前者は為政者としての卓見であり、後者は変法派と一致している。

第六の**閩報**では、新聞による交流の重要性を述べ、林則徐は外国の新聞から情報を知り、日清戦争後、中国人自身が新聞を創刊したことを紹介し、中国の男子にとっても学問の一助になるとしており、中国の民が国際情勢を知り、中国の改善に努めるように勧めており、変法派と一致している。

第七の**変法**では、曾国藩の改革、洋務運動、張之洞の尊重する論語、中庸、孟子と歴代の四つの変法、趙の武靈王の騎射による変法、北魏の光武帝の変法、秦の商鞅の変法、宋の王安石の変法を述べ、清朝の変法として、騎射による三藩討伐、乾隆帝の科挙改革、嘉慶帝以後の軍隊の改革などが取り上げられており、変法派の変法になじまないものもあるが、張之洞の考える変法を含めて変法を認めていることが知られる。

第八の**変科挙**では、まず、朱子が科挙を相対化したこと、学堂の詔勅によるも未だ学堂の準備が整わず科挙の改革に頼ったこと、その内容として、試験場、合格者の決定方法などが提案されており、最後に朱子、欧陽脩の科挙改革論に触れており、張之洞が科挙の改革に真剣であり、実地の経験を踏まえて論を展開しており、変法派

より実地において勝っていると思われる。

第九の**農工商学**では、まず、農業において、農業の改革、発展の学問的裏付けとしての農務学堂の設立、工業の発展が必要だとし、工業を農業、商業の紐帯と位置付け、工業については、工業学堂の設立、工学の教師、技術者の必要性を説き、商業については、商品の販売の計画、見通しを工業に伝え、商業としても国際的な商業の規則を学び、その自治を高め、外国にも左右されないようにし、外遊してその知識を高めることが要請されている。優れて具体的であり、全国、国際的な経験を踏まえており、変法派よりも抜きん出ているのではないかと思われる。

第十の**兵学**では、兵隊の訓練、陸軍の五つの部隊、兵隊の待遇、各部隊などの学堂、研修期間、兵士の本分などに触れており、変法派より当然ながら具体的に一步進んでいる。

第十一の**鉱学**では、鉱学者は専門が地学、化学、工学にまたがり難しいので、現在は西洋の鉱山技師に頼ることが大切だという。開鉱の具体的な難しさや中国の鉱山のことが述べられ、英国での国富としての炭鉱、中国人の外国留学による鉱山技師の養成、西洋人技師の採用、西洋人管理者の募集、鉱学堂の設立などが記述されている。譚嗣同が張之洞の依頼を受けて、湖南で開鉱に従事しているように、変法派と一致している。

第十二の鉄道では、士、農、工、商、兵に対する鉄道の有効性が、省力と風気の開きの二点にまとめられ、全国で気脈を通じ、外国の借款に依頼することも述べられており、変法派を超えていると考えられる。

第十三の会通では、まず、新旧学者を例に会通することの大切さを説き、中国の古典と西洋科学が同義性を有し、西洋の原理が聖經に通じ、国際交流、国際学術交流を進め、中学は内学、西学は外学であるとし、中国と西洋は通底していることが強調されているが、その背後に中体西用、附会説の考え方が窺がわれ、その点は変法派と一線を画している。

第十四の非弭兵では、ヨーロッパの不戦会に触れ、世界の当時の状況は弱肉強食であり、不戦よりは国力を強め、国際法により、中国を守って、独立富強を目指しており、変法派と一致する。

第十五の非攻教では、中国の各宗教などの争いが時代を追って述べられ、ヨーロッパの新教旧教の対立にも触れ、ついで、当時の中国の教案に触れ、それを口実にドイツの膠州占領があったこと、キリスト教に対するデマにも触れ、外国人の失笑を買うことのないよう戒めている。ここに為政者としての見識が窺がわれ、変法派とも一致している。

以上を簡単にまとめるなら、張之洞と変法派では、その儒学の学派が相違し、〈孔子紀年〉、〈素王改制〉、〈中体

西用〉では相違があるが、洋務運動によるか変法運動かによるか、の近代化では一致しており、思想的には変法派の方が新しい見方であり、具体的には為政者として張之洞の方が実行力があった、といえると思われる。

おわりに

今まで変法運動に途中まで賛成し、それから離れた張之洞について考察してきたが、以下のまとめと展望をしておきたい。

張之洞は、一八三七（道光一七）年、直隸省南皮県に生まれ、二十六歳で進士に一甲三名すなわち三番（探花）で及第し、一八六三（同治二）年、翰林院編修を授けられた。

一八八〇（光緒六）年、西太后が強引に光緒帝を擁立したことを吏部主事呉可説が死をもって諫めた時、張之洞が西太后を弁護し、西太后の信頼を得た。

一八八二（光緒八）年には、内閣学士を経て、山西巡撫となった。山西の殖産興業や教育のために尽力し、八四（光緒一〇）年、両広総督に任命された。

一八八五（光緒一一）年から翌年にかけての清仏戦争では、主戦論を主張した。

これ以後、洋務運動を行なう。一八八六（光緒一二）年、まず、広東に操絲局、翌年、水師学堂を建設し、八九（光緒一五）年、湖北に北槍砲廠（漢陽兵工廠）翌年

に煉鉄廠（漢陽製鉄所）、湖北織布局を創立した。九一（光緒一七）年には、大冶に鉄鋼コンビナートを建設した。

ついで、九三（光緒一九）年、湖北自強学堂、翌年、紡紗局、製麻局、操絲局を建設した。

一八九五（光緒二一）年三月、下関条約が締結されると、士子が憤激し変法維新の議が日に盛んとなり、張之洞も上疏して和議を拒否したという。

同年閏五月、張之洞は上疏して、軍隊の改革、鉄道、学堂の設立、商工業対策、留学生の派遣、人材の保薦を提案している。

七月、英国バプテイスト派宣教師で広学会会員のテイモシー・リチャードなどの示唆により、康有為らが北京強学会を設立した時、張之洞は五千金を寄付した。同年の九月には、北京強学会の分会として上海強学会が設立され、張之洞もその序を康有為に代筆させ、千五百両の寄付をしているが、十一月に機関誌として《強学報》が出され、それに《孔子紀年》があると、彼はそれを電報で戒めて、変法派と対立するようになった。

一八九八（光緒二四）年春三月、張之洞は《勸学篇》を書いて康有為の考えを批判し、彼の儒教理念にもとづく**中体西用の教育論を展開**している。その原因となるものは、両者の立っている儒学の学派の違いと清朝における立場の違いであったと考えられる。

学派でいえば、康有為は春秋公羊学派で、近文学を支

持し、孔子が改革者であるとして制度の改革を説いたのに対して、張之洞は後漢の訓詁の学と宋学とを統一したいわゆる折衷学派に属し、清朝の高官として体制維持を必要としていた。

なお、《勸学篇》については、六月、張之洞の門生黃紹箕により、光緒帝に進呈され、光緒帝から『**學術、人心に大いに裨益あり**』として、**軍機処を通して各省の督撫、学政に配布され、総理衙門でも印刷された。**

同年四月二三日、光緒帝は、御史楊深秀、侍読学士徐致靖の上奏により、明定国是いわゆる変法国是の詔勅を下し、戊戌の六君子を採用した。その中に張之洞の門生、楊銳がいた。

八月、戊戌政変により張之洞と関係のあつた譚嗣同と劉光第、楊銳が処刑された。

一九〇〇（光緒二六）年八月、譚嗣同の親友で、義和團運動の最中に張之洞と連絡を取り、自立軍起義を起こそうとした唐才常が、連絡が取れずに、張之洞の部下により逮捕、処刑された。

一九〇一（光緒二七）年一二月、張之洞、劉坤一の**江楚変法会奏三摺の上奏を受けた西太后は、やむなく光緒帝の名で、変法の上諭を行なった。**これにより、かつての戊戌変法の再現に近い、**光緒新政**を行なった。それは、官制改革、科挙制の廃止、学堂の設立、海外留学生の派遣、新軍の設立、企業の振興などであった。

一九〇二（光緒二八）年、督弁商務大臣に充てられ、署両江総督に再任された。

一九〇四（光緒三〇）年、《奏定学堂章程》が張之洞により定められた。

一九〇五（光緒三一）年には、張之洞の上奏により、科挙制の廃止、京師大学堂の実施が見られた。

一九〇六（光緒三二）年、協弁大学士に進み、いくばくもしないで、体仁閣大学士に拔擢され、軍機大臣兼管学部を授けられた。

一九〇八（光緒三四）年、粵漢鐵路督弁となり、一月に光緒帝と西太后がなくなつたので、張之洞は顧命重臣として、太子大保に昇進した。

一九〇九（宣統元）年八月、七十二歳で亡くなった。

ここで、張之洞と変法運動を、《勸学篇》を中心に、まとめておく。

時勢を正し本末を総合するために、内篇および外篇二篇の論説、つまり、《勸学篇》を著し、内篇九編は、中国の本源により人心を正したいといっているが、その背景には折衷学派である彼の考えが窺え、変法派とは多く一線を画している。

外篇は会通により風気を開こうとしていると述べており、変法派とほとんど一致しているし、為政者として具体的に変法派を超える考え方があ

最後に、張之洞の変法運動における位置づけについて纏める。

張之洞と変法派を比較すると、その学派の相違により、《中体西用》、《付会説》での主張と、《孔子紀年》、《素王改制》での主張とは、相違がある。しかし、洋務派と変法派は近代化では一致し、思想的には変法派の方が新しい見方である。

為政者として張之洞の方が実行力があり、具体的な政策を行なったという点で、変法派を超えて光緒新政を担った、と言えるのではないか。

注

(1) 変法運動と張之洞に関する主な史料、参考文献は、管見の限り、以下の四十二編である。

- ・ 林樂知編《中東戦記本末》巻八 上海 上海広学会 一八九六
- ・ 張之洞《勸学篇》両湖書院 田中文求堂 一八九八

- ・ 張之洞《張文襄公奏稿》一九二〇 東洋文庫所蔵
- ・ 陳宝琛《清誥授光祿大夫体仁閣大学士贈太保張文襄公墓誌銘》閔爾昌編《碑伝集補》巻二 北京 四庫善本叢書館 一九二三年 所収、
- ・ 陳衍《張相国伝》 同前 所収

- ・〈張之洞〉民国清史館編《清史稿》卷四三七 列伝 二二四 北京 民国歴史館 一九二七
- ・張之洞《張文襄公全集》第一集―第四集 北京 中国書店 一九九〇
- ・中国史学会主編《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 上海人民出版社 一九五七
- ・梁啓超《戊戌政変記》台北 文海出版社 一九六四
- ・康有為著、康文佩編《康南海先生自訂年譜、康南海先生年譜続編》台北 文海出版社 一九七二
- ・汲古書院編集部編『中国近代思想史主要論文集』汲古書院 一九七〇
- ・西順蔵編『原典中国近代思想史』第二冊 岩波書店 一九七七
- ・濱久雄、那智安敬著『勸学篇』明德出版社 二〇〇六
- ・小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会 一九六一、みず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
- ・王智真『近代中日教育思想の比較研究』勁草書房 一九六七
- ・陳敬天《近代中国教育史》台北 台湾中華書店 一九六九
- ・莊練《中国近代史上的關鍵人物》下冊 四委出版事業 一九七八、中華書局 一九八八、新校本 二〇一四
- ・湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 下冊 北京中華書局 一九八二
- ・李喜所《譚嗣同評伝》河南教育出版社 一九八六
- ・阿部洋『中国の近代教育と明治日本』福村書店 一九九〇
- ・苑書義、秦進才主編、河北省呉黄文化研究会、河北省社会科学院編《張之洞与中国近代化》北京 中華書局 一九九四
- ・河田悌一「張之洞」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、国書刊行会 二〇一八年 所収
- ・大塚博久「張之洞の『勸学篇』と教育改革」『アジアの歴史と文化』第七卷 山口大学アジア歴史・文化研究会 二〇〇三年 所収
- ・李細珠《張之洞与中国近代化》上海書店出版社 二〇〇三、北京 中国社会科学出版社 二〇一五
- ・王哪「張之洞における中体西用について―勸学篇』を中心として―」『関西教育学会報』第二八号 二〇〇四
- ・崔淑芬「福沢諭吉の『学問のすすめ』と張之洞の『勸学篇』」筑紫女学園『紀要』第一四号 二〇〇四
- ・馮天珊、陳宝峰主編《張之洞与中国近代化》北京中国社会科学出版社 二〇一〇
- ・宮古文尋「張之洞と戊戌変法」『勸学篇』における

- 民権批判と清末新政の構想』『史学研究』二百九十号
一九一四五頁 二〇一五
- ・山本忠士「福沢諭吉と張之洞―中日近代化とふたつの『勸学篇』―」『日本国際情報学会誌』二〇〇八
・王中忱「魯迅の蔵書から見た多元的知の連鎖」
『NIPPON・COM キラム』110111
- ・李曉東「近代の日中留学交流」島根県立大学
二〇二一
- ・大谷敏夫「湖南の清朝経史学研究与礼教及び文化観」『研究論集』第一六集 河合文化教育研究所 二〇二一
- ・深澤秀男「清末知識人に見る歴史認識と歴史意識の展開―唐才常の場合―」一九九二、九三年度文部省科学研究費助成総合研究成果(A)報告書『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』一九九四年 所収
- ・深澤秀男「変法運動と劉光第」『アルテス リベラレス』第五二号 一九九三
- ・深澤秀男「変法運動と譚嗣同」『アルテス リベラレス』第六三号 一九九八
- ・深澤秀男著『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇
- ・深澤秀男著『中国の近代化とキリスト教』新教出版社 二〇〇〇
- ・深澤秀男著『戊戌変法時期における学会、報刊、学堂の研究』求是舎 二〇〇七
- 電子図書・岩手大学リポジトリ 二〇〇七
- ・深澤秀男「西太后とその時代―戊戌政変をめぐる―」『岩手史学研究』第九二号 二〇一七
- ・深澤秀男「変法運動と光緒帝」『岩手史学研究』第九四・九五号 二〇一四
- ・深澤秀男著『世界歴史 人076 西太后―清末動乱期の政治家群像―』山川出版社 二〇一四 二刷 二〇一八
- ・深澤秀男「変法運動と楊銳」『岩手史学研究』第九八号 二〇一七
- (2) (1) に見られるように、張之洞の『勸学篇』と福沢諭吉の『学問のすすめ』を比較した論説が見られる。
- (3) 《清史稿》卷四三七 列伝二二四 張之洞
- (4) 関爾昌編《碑伝集補》卷二 八―一五葉
- (5) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 下冊 五七一―五八四頁
- (6) (3) に同じ
- (7) 河田悌一「張之洞」前掲書
- (8) () 内は筆者の補足、以下同じ
- (9) 湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》増訂本 下冊 五七一頁

- (10) 張之洞〈籲請修備儲才摺〉《張文襄公全集》第一冊
卷三十七 六七八—六八九頁
- (11) 康有為著、康文佩編《康南海先生自訂年譜、康南海先生年譜統編》 三五頁
- (12) 梁啓超《戊戌政變記》 二八八頁
- (13) 中国史学会主編《戊戌變法》(四) 一八五頁
- (14) 湯志鈞《戊戌變法人物伝稿》増訂本 下冊 五七二頁
- (15) 〈蘇滬鐵路籌議官商合弁摺〉《張文襄公全集》
第一冊 卷四十二、七六九—七七二頁
- (16) 李喜所《譚嗣同評伝》三〇四—三〇五頁
- (17) 河田悌一「張之洞」前掲書
- (18) 濱久雄、那智安敬著『勸学篇』二二—二三頁
- (19) 深澤秀男「變法運動と劉光第」『アルテス リベラ
レス』第五二号 一一—一〇頁
- ・ 深澤秀男『西太后—清末動乱期の政治家群像—』
前掲書 五七頁
- (20) 深澤秀男「變法運動と楊銳」『岩手史学研究』
第九八号 九一—一〇二頁
- ・ 深澤秀男『西太后—清末動乱期の政治家群像—』
前掲書 六三頁
- (21) 深澤秀男「清末知識人に見る歴史認識と歴史意識
の展開—唐才常の場合—」前掲書二〇四—二一四頁
- (22) 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』 二八一—
二九頁
- (23) 同前 二九—四一頁
- (24) 同前
- (25) 張之洞《勸学篇》序
- (26) 同前
- (27) 同前
- (28) 同前
- (29) 同前
- (30) 同前
- (31) 同前
- (32) 同前
- (33) 同前
- (34) 同前
- (35) 同前
- (36) 同前 益智 第一
- (37) 同前
- (38) 同前
- (39) 同前 遊学 第二
- (40) 同前
- (41) 同前
- (42) 同前
- (43) 同前
- (44) 同前
- (45) 同前 設学 第三
- (46) 同前
- 莊も嶽も地名である。

(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
鉱学 第一					兵学 第一〇			農工商学 第九				変科挙 第八			変法 第七		閲報 第六		広訳 第五		学制 第四		

(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)
同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前	同前
	非攻教 第一五		非弭兵 第一四			会通 第一三		鐵路 第一二	

「付記」本小論は、「二〇二二年度 東北史学会・岩手史学会 合同大会」での研究発表に加筆訂正したものである。

第八章 影響を与えた宣教師たち

第一節 テイモシー・リチャード

(李提摩太)

はじめに

この節では、中国近代史の問題点を政治史の側面から取り上げる。中国近代史を明らかにするためには、どうしても、個々の事象を深めて行く必要がある。そこでここでは理論を深めるよりも、資料を提示することに重点を置き、資料に即して、個々の事象を明らかにして、近代史の全体像を私なりに纏めていくことに努める。

このような観点に立って中国近代史を見ていく場合、政治上、大きな問題となるのは、所謂、洋務派から変法派への、更に変法派から革命派への、政治的な流れである。これから考察しようとしているリチャードが果たした役割は、まさに、これらの流れを知るのに好適であると考えられる。

というのは、リチャードは、洋務派、変法派、革命派のいずれとも交渉を持っていたからである。したがってリチャードの政治上における影響を考察することは、個々の事象を明らかにすることに留まらず、右の問題点を明らかにしていく一つの手懸りになると思われる。

以下の諸項で、リチャードが中国近代政治史において果たした役割について、英文の『回想録』によって、考察を行ないたい。

Timothy Richard : *Forty-five Years in China*,

New York, 1916. p. 188.

蒲豊彦、倉田明子監訳『中国伝道四五年 テイモ

シー・リチャードの回想録』平凡社 二〇二〇

第一項 リチャードの生涯

テイモシー・リチャード (Timothy Richard 漢名:

李提摩太) は一八四五年イギリスのウェールズに生まれた。一八五九年洗礼を受け、一八六五年、ハーヴァードウエスト神学校に入学し、六九年同校を卒業した。

一八五〇年、中国において伝道を開始したのは、ハドソン・テイラーの主宰する中国内地会 (The China Inland Mission) であった。リチャードもその影響を

受け中国伝道を志したが、彼はバプテスト派であったので、英国バプテスト伝道協会 (The English

Baptist Missionary Society) に加入し、彼は世界伝道の一環としての中国伝道に乗り出して行った。

一八七〇 (同治九) 年中国に渡来し、一九一六 (民国五) 年までの四十五年間を中国で過ごした。彼の中国滞在は佐伯好郎博士によれば、新教中国伝道の二期、三期にあたる⁽¹⁾。

まず、山東省に居住して、伝道活動に従事し、伝道旅行などもしたが、やがて山東・山西飢饉に遭遇して、伝道活動のみでなく、飢饉救済運動にも乗り出して、中国の政治上の改革の必要性を痛感するようになった。かくしてリチャードは政治上の改革案を、彼の接し得る清朝官僚の多くに提示している。彼らはおもに洋務派の官僚であった。

彼はこのような改革案を更に体系だて、実施すべき目的もあつて、一八九一（光緒十七）年、いわゆる広学会に加入し、一九一五（民国四）年までの二十五年間留まり、その督弁にも任ぜられている。

この広学会は、後述するように、変法運動をめざす諸学会の先駆をなす強学会に影響を与えたのであるが、リチャードはこの強学会にも加入している。

このような政治活動の間、彼は本来の宣教師としての活躍も行ない、一八八四（光緒一〇）年には、福音同盟設立のために北京を訪問⁽²⁾し、一八九〇年には、上海の第二回宣教師大会に出席⁽³⁾し、また、一八九四年には、西太后へ新約聖書を献呈している⁽⁴⁾。彼は教育にも関心を示し、一八八五年には、中国教育計画を明らかにしている⁽⁵⁾。

ところで、一八九五（光緒二一）年は、広学会の影響を受けて強学会が北京などで成立した年であつたが、それは同時に日清戦争が終結した年でもあつた。

同年、中国はこの戦争に破れたので、リチャードは清朝官僚に会見して、彼の改革案の受け入れを強く要請した。これを敏感に受け止めたのは康有為を中心とする所謂変法派の人々であつた。やがて変法派の康有為と梁啓超は最初に強学会を創設し、諸学会を全国各地に設立し、変法を鼓吹した。

一八九八（光緒二四）年には〈明定国是〉いわゆる「変法国是」の詔勅が発命せられ、これ以後、光緒帝から次々に変法の詔勅が下ることになるが、結局は、戊戌の政変で変法派は挫折した。

右の過程でリチャードは康有為から皇帝の顧問になるように依頼されており、また孫家鼐からも、光緒帝がリチャードを謁見者とする意図のあることを知らされている。さらに彼は政変後の変法派救出にも尽力している。

彼の政治活動は変法派の挫折とともに消極的となつた。すなわち、一九〇〇（光緒二六）年以後、彼は宣教師として、また教育家として活躍し、晩年には国際平和運動にも関心を寄せている。

まず、宣教師としての活動では、一九〇〇年にニューヨークで行なわれた国際キリスト教大会にリチャードも出席しており⁽⁶⁾、一九〇五年には山東省宗教会議⁽⁷⁾、一九〇六年には中国代表者会議（China Mission Emergency Committee）を結成⁽⁸⁾し、一九〇七年には中国宣教百年記念大会に参加している⁽⁹⁾。

さらに、一九一〇（宣統二）年には、エディンバラの世界宣教会議に出席している⁽¹⁰⁾。

教育家としては、一九〇二年に山西大学の名誉総長に任命され⁽¹¹⁾、上海初等学校などを設立している⁽¹²⁾。

国際平和運動に関する彼の働きについては一九〇四（光緒三〇）年赤十字運動に参加し⁽¹³⁾、又第一次大戦前までには日本の近衛篤磨⁽¹⁴⁾、西園寺公望の秘書⁽¹⁵⁾、伊藤博文⁽¹⁶⁾、トルコの王族⁽¹⁷⁾、ルーズベルト⁽¹⁸⁾、カーネギー⁽¹⁹⁾などと会見して各国民の連合などについて話し合っている。

彼は一九一六（民国四）年、英国に帰国し、一九一九年に召天した。

以上、リチャードの英文の『回想録』に基づいて生涯を略述したが、これは以下の考察に資するためである。次に、彼の政治活動について考察を進めて行きたい。

第二項 清末政治史上における役割

【伝道活動から飢饉救済運動へ】

テイモシー・リチャードがリバプールを立て、中国に向かったのは、一八六九（同治八）年十一月十七日であり、喜望峰を迂回して、香港に寄港し、一八七〇年二月十二日に上海に上陸した。それから芝罘に向かつて出発し、二月二十七日に到着し、ここにリチャードの中国伝道が開始されることとなった。

リチャードは彼の中国伝道の意図を、

中国人は、非キリスト教国家の中で、最も文化的国民であり、彼等が回心した時には、未開の諸民族に福音を伝えるのに必ずや役立つであろう⁽²⁰⁾。

と、自伝の中で言っており、中国伝道をそのみに終らせずに、未開民族にまで拡大しようと考えていたことが知られるのである。

このような伝道上の動機は当時のプロテスタント一般の風潮であり、いわゆる世界伝道⁽²¹⁾の一環をなす考え方であると見る事が出来るだろう。世界キリスト教化の一環としての中国伝道を夢みて、リチャードは中国に渡来した訳であったが、その実情はどのようなものであったらうか。

中国新教伝道の開拓者ロバート・モリソン (Robert

Morrison 漢名馬礼遜) が中国に渡来したのは一八〇七

(嘉慶十二)年の事であり、その伝道は極めて困難な条件下に進められなければならなかった⁽²²⁾。

これに対して、リチャードが中国に渡来したのは一八七〇（同治九）年であるから、モリソンよりも63年も後であり、佐伯好郎博士の分類によれば、中国伝道の二期にあたり⁽²³⁾、すでに、この時には天津条約の締結⁽²⁴⁾によって、中国の伝道もかなり自由となっていた。

このような状況の下に、リチャードの伝道活動は開始

されたが、彼が最初に伝道の拠点としたのは、芝罘^{チーキー}であった。芝罘は、一八五八（咸豊八）年の天津条約によって開港された所であり、一八六〇年、英国バプテイス脱伝道協会が伝道の拠点とした所であった⁽²⁵⁾。そして、彼は一八七〇年には既に一名の回心者を得ている⁽²⁶⁾。

また、彼の先輩の宣教師として芝罘で活躍していたのは、後に広学会を設立したアレクサンダー・ウィリアムソン（Alexander Williamson 漢名韋廉臣）であり⁽²⁷⁾、彼はすでに一八六五（同治四）年、中国に渡来して最初上海に定着したが、芝罘が開港されたので、芝罘に移ったのであった。ウィリアムソンはロンドン伝道協会所属の宣教師であった。

リチャードは芝罘に定着するかたわら、山東省一帯の伝道旅行に乗り出している。彼はこの旅行を通して、中国や朝鮮の民衆の貧しい生活の実情を知り、またインフレや強盗の出没をも直接体験して、清朝政府の政治の貧困さに思いを致すようになった⁽²⁸⁾。

またリチャードが芝罘に定着した直後、天津教案が発生し、外国人による自衛軍が組織されているが、リチャードもそれに参加して中国人の侵入に備えている⁽²⁹⁾。

このような伝道活動の過程で、彼は一八七六（光緒二年）年に、山東省の飢饉に遭遇した。これについてリチャードは、

一八七六年の春、農民の播種が終了して以来、全然降雨なく、官民の苦しみはひどいもので、官民共に色々な寺院に雨乞いの祈祷に出掛けた⁽³⁰⁾。と述べている。

それにも拘わらず、一向に降雨の靈験が現われないので、いよいよ深刻な雨乞いの行事が行なわれたが、それでも効果が現われなかった。ついに五月の末には、女達は団体を作り、金持の家々を襲い、その家の小麦粉を料理して食べるようになった。またこの様子を見た男達も、五百人位の盗賊団を組織して、掠奪を開始した。

しかし、このような実情に対して地方の官憲は何ら積極策を持たず、ただ嚴罰をもって鎮圧するのみであったという。また子供達は食物がなく、中には毒草を食べる者まで出てきた。飢饉が深刻化すると、リチャードに雨乞いの祈祷を頼むだけでなく、この地方の民間の代表が二度もリチャードを訪れ、一揆の指導者になってくれるように願い出たというのである。そこでリチャードは、

私は彼等に、破壊的な方法でなく、人民の生活条件を改善する建設的な方法を取るように指示を与えた⁽³¹⁾。

と述べており、一揆という手段での飢饉解決には賛成でなかったことが知られる。このような飢饉に対して、リチャードは地方官憲にも会見を申込んで、次のように訴えた。これによれば、

錦州府の知府に対し、朝鮮や日本と安い値段で穀物を交易して、食物を整えるよう請願書を北京政府に提出するべきだと提案をした⁽³²⁾。

というのである。ここで、リチャードは、飢饉に対する処理は、一地方で責任を持つべきでなく、清朝自ら責任を持ち、必要ならば外国とも交渉をすべきだ、という大局的な立場に立った考え方をしていたことが知られる。そして彼は、このような飢饉に清朝が何ら積極的な手段を取らない状態を見過しに出来ず、ついに飢饉救済運動に乗り出していくのである。これについて彼は、一時に多くの人々に重複しないで金子を分け与える方法の一つとして、

町の貧民街の細長い露地の一端に私が立って、希望者に長い列を作らせ、私の前を通る彼等に金子を与えると同時に、よごれた手のひらに簡単には消えないアニリンクをつけた⁽³³⁾。

と述べており、金子の配分に苦心したことが知られる。彼の一八七六年山東省飢饉救済に対する実際の活動は右のようであった。

しかし、このような飢饉は、山東省ばかりでなく、山西省にも起つたのである。これについては、

一八七七（光緒三）年の秋に山西省飢饉のニュースが伝わった。そしてそれは、私達が山東省で経験したよりも更に大きなものであった⁽³⁴⁾。

と述べられており、山西の飢饉の状況は広範かつ深刻なものであったことが知られる。この惨状についてリチャードは、当時の様子を次のようにいつている。

その間に私達はいくつかの恐るべき光景を見た。それは犬や狼にひきちぎられたり、路上にころがされている幾つもの死体であった⁽³⁵⁾。とあり、彼と彼の同行者は非常な恐怖の念に襲われたのであった。

このような山東・山西の飢饉に遭遇したリチャードは、ただ金子の配布によって飢饉を救済するというだけでなく、その根本的な解決のため、地方官僚に建言し、清朝の政治の改良に言及するようになるのであるが、それについての考察は次に試みたい。

【飢饉救済運動から政治活動へ】

— 洋務派官僚との交渉 —

リチャードは飢饉救済の運動を続けているうち、ただ貧民達に僅かな基金の中から多少の金子を配分しても、たいした効果のない事を悟り、飢饉に対する根本的な解決を見出すべく努力するようになった。ここで問題となつて来るのは地方政治の問題であり、更にそれは清朝の中央政治とも結びついて来るのであった。

山東・山西の飢饉の救済運動に活躍したリチャードは、これ等の事件を通して接し得る地方官僚に、彼の意

見を具申したのであったが、この頃に彼が交渉を持った官僚の多くは、**丁宝楨、曾国荃、李鴻章、左宗棠、張之洞**など、いわゆる洋務派に属する人々であった。

以下、これらの五人との交渉の模様を、英文の『回想録』に即して見ていきたい。

まず、リチャードは、山東飢饉の際に山東省済南府知府であった**丁宝楨**を評して、太平天国の鎮圧に功績のあった一人であり、彼の軍隊の活躍によって**太平軍の北京攻撃を阻止したのだ**、と云っている⁽³⁶⁾。

この丁宝楨に対して、リチャードは次のように建言している。

(一八七六年) 七月七日、私は丁宝楨の府(済南府)に着き、彼と会見した。私は彼に満州からと同様に、朝鮮や日本から穀物を輸入して、その配分がなされるべきこと。鉄道や鉱山を開き、貧民を雇傭すべきことを提案した。彼は大変共鳴して聞き、このような改革が遂行されることに賛成である⁽³⁷⁾と云った。

ここに見られるリチャードの考え方には、単に一地方の飢饉救済に留まらず、**近代的企業の開発を推進することによって、全般的な貧困を救済しようとする企図**が明示されている。

さらにリチャードは、一八七七(光緒三)年の山西飢饉の時にも、当時の山西の官憲と共同して飢饉救済運動

に乗り出している⁽³⁸⁾。その際、時の山西巡撫であった**曾国荃**に建言している。すなわち、彼はその建言を三點にまとめて、

一、満州、その他、安価な穀物の得られる地域への大規模な移民。

二、公共事業の開始。

例えば、鉄道等であるが、それは日々の生活費を稼ぎ出さなければならぬ人々に直接仕事を与える他、将来の飢饉を防ぐために、不変の価値を持つだろう。

三、一種の飢饉救済税。

飢饉の災害を蒙らなかつた省に課せられるべきである⁽³⁹⁾。

と述べている。ここでもリチャードは、移民や公共事業や飢饉救済税などの**総合的な救済構想**を持っていたことが知られる。

ところが、曾国荃はこのリチャードの提案を部下の道台などに検討させたが、結局、以下のような結論に達した。すなわち、

鉄道を作る事は人民にとっては利益があるが、鉄道工事のためには、それに従事する多くの外国人が必要であり、これらの**外国人はかなり多くの紛争の原因**となるだろう。だから省のためには鉄道を敷設することは好ましくない、

というのである⁽⁴⁰⁾。

こうして、この段階ではリチャードの建言は未だ取り入れられることはなかった。それから、リチャードは李鴻章とも交渉を持つている。

彼と李鴻章との最初の関係は一八七五（光緒元）年の事であり、丁度その時、李鴻章の軍隊が芝罘に駐留していた。当時リチャードの従事していた医療ミッションが、李鴻章の軍隊に薬を配布したので、李鴻章から感謝状が寄せられたのであった⁽⁴¹⁾。

次いで、一八八〇（光緒三）年の九月、リチャードが天津に滞在しているのを知った李鴻章は、英国領事フォレスト（Forrest）を通して、リチャードに面会を申し入れ、飢饉救済の活動に対して謝辞を述べている。これに対してリチャードの方からも、李鴻章の保護に対して感謝の意を表している。

さて、この会見ではキリスト教の伝道の話に重点が置かれたが、リチャードはこの会見を通して中国の官僚・学者への啓蒙を重要視するに至ったことが知られる。

このことは私に中国指導者層に対する影響の重要性に思いを致させ、私は山西に帰って、官僚や学者達に講義をすることを決めた⁽⁴²⁾。

と述べており、李鴻章との会見を通して、彼は清朝の官僚・読書人階級への啓蒙の重要性を深く認識し、やがて

実際に官僚・読書人階級に自然科学を中心とする講義を行なうようになったのである⁽⁴³⁾。

またリチャードが《時報》の編集をするようになった経緯については、

一八九〇（光緒十六）年七月に李鴻章と個人的な友人から一つの申し出が私になされた。それは《時報》と呼ばれる中国語の日報の編集者になる事であったが、私はこれをすぐに引き受けた⁽⁴⁴⁾。

と述べられており、李鴻章の依頼によって、リチャードが《時報》の編集を快く引き受けたことが知られる。

さらにリチャードは、当時の山西・甘肅巡撫左宗棠とも交渉を持つている。これについては、

私は太原府の高官に影響を与える機会を得た以外に、左宗棠とも重要な会見をする機会を得たのである。彼は私に、甘肅において彼が開始した改革、すなわち羊毛マニファクチュアの機械を設置したという話を話したのである。なお彼は私に、その見本の検査を許した。また彼は、この機械を非常に苦勞して海外から輸入した、ということをいつも自慢していた⁽⁴⁵⁾。

とあり、ここでもリチャードと左宗棠との話は近代企業に必要な機械のことについてであり、甘肅省において資本主義化が左宗棠などにより部分的に開始されていることが知られる。

リチャードの交渉は、当時山西巡撫であった張之洞との間にも及んでいる。張之洞は曾国荃の後任として山西巡撫になったが、リチャードが曾国荃に、鉄道敷設、鉱山開発、マニフアクチュアと工業の開始、近代教育のための大学設置を建言したことを聞いて、早速使いをリチャードに出していることが知られる。すなわち、

張之洞は代理の三人の部下官僚を私に派遣し、宣教師の仕事をやめて、私の理想を遂行する目的のために中国の公務に入るように依頼した⁽⁴⁶⁾。

というのである。これに対してリチャードは中国を改革することも意味はあるが、**自分は宣教師の仕事**を第一とすると云って張之洞の依頼を拒否している⁽⁴⁷⁾。

その後、張之洞が湖北巡撫になった時に、彼がリチャードの案を採用していることを、リチャードは次のように記している。

張之洞は私が山西において与えておいた指示を忘れなかった。彼は鉄工業を基礎づけ、鉄道を敷設し、工業や近代教育を開始したが、それは私が山西省で彼に指示した通りであった。もう一度私は彼の仕事に加わるように依頼されたが、私はそれを拒否した。

私はこの勧誘の下に排外意識が強く残っているのを感じており、それはあまりにも摩擦があり過ぎるのではないかと気づかわれた。彼は当時目覚めてお

り、熱心である唯一人の官僚であり、彼以外はまだ眠っているか、或いは自己をほこっており、人民の災害には無関心であった⁽⁴⁸⁾。

と述べており、ここで考えられることは、張之洞が鉄工業、鉄道・工業を興して資本主義化を計ったり、近代的教育を開始したのはリチャードの示唆に強く影響されていることである。ここに中国の資本主義の開始におけるリチャードの役割の重要性を知ることができる。

同時にまた、当時の社会一般の風潮であった排外的な考え方に対するリチャードの批判、および、彼の清朝一般官僚達に対する批判が窺われ面白い。

すなわち、清朝専制支配の上にあぐらをかく、保守的な独善的な人民の生活から遊離した官僚のあり方を強く批判している。このような観点から張之洞を高く評価した、と見る事が出来るだろう。

ついにながら、リチャードがその『回想録』の中で清朝官僚に提出した具体案を纏めている⁽⁴⁹⁾ので、それを参考にして、これまでに取り上げていないリチャードの提案3点を補足してみたい。

まず、**丁宝楨**に対しては、木棉のマニフアクチュアも勧めている。また、曾国荃、李鴻章、左宗棠、および、総理衙門にも、**近代的な教育の導入が、対外戦争と損害から中国を救うだろう**、と述べている。

また、張之洞に対しては、ベッセマー法の製鉄による産業革命と山西省における精錬の設備によって、中国全体の鉄道の需要をまかなうことを提案している。ここで注目される事は、リチャードが、中国における産業革命の必要性を積極的に考えていることである。

さらに、**総稅務司**ロバート・ハート⁽⁵¹⁾ (Sir Robert Hart 漢名赫德)にもリチャードは建言しているが、それを要約すれば、次の如くである。

- 一、清朝皇族に率いられ、李鴻章、曾國荃、左宗棠などの指導的政治家によって助力を受けた使節団が外国の情勢視察を行なう。
 - 二、代表的な清朝学者によって構成される使節団が海外に出て、世界の教育制度の報告をする。
 - 三、読書人や宗教家による使節団が海外に旅行して世界の宗教事情を研究する。
 - 四、使節団が世界の工業事情の報告をする。
 - 五、他の国の通信の様々の方法を研究するために使節団が送られる。
 - 六、これらの報告を全国に知らせるための役所が北京に設立される⁽⁵²⁾。
- ここで述べられていることは、清朝が目を海外に向けて、世界情勢や世界の教育制度、宗教事情、工業事情、通信方法などの研究によって中国全体を啓蒙しなければならぬ、という考え方であり、中国の伝統文化の中に

のみ留まらず、先進諸国の文化を見習うべきだということである。

このような考え方は、これまでの清朝官僚の中には見られなかった新しい考え方であり、洋務派官僚の多くが外国の機器だけを見習おうとしているのに、リチャードは機械文明だけでなく、その背後にある精神文明も積極的に中国に摂取することを勧めているのである。

彼の考え方によれば、機械文明の発達は政治・宗教・教育・学問などの精神文明の発達と相まっっているのである。清朝官僚が伝統的な中国文化の中に独善的に留まると、機械文明のみを取り入れようとしている限り、中国の真の近代化はあり得ないとしていたことが知られる。さらに、このような提案を示すこと自体が、洋務派官僚に対する彼の批判の間接的な表われである、とも見ることが出来るのである。

以上、丁宝楨、曾國荃、李鴻章、左宗棠、張之洞など、リチャードが接し得る清朝官僚の多くに述べた建言の概要を『回想録』によって、代表的な五人を考察したが、洋務派官僚には全面的には受け入れられず、この段階では、リチャード個人の建言のみでは、彼の改革思想はまだ清朝内部に浸透しなかったもので、リチャードは広学会に加入し、他の会員と共に、文書の発行などを通して、前述の建言をさらに具体化していったのである。

第三項 広学会を通しての政治活動

リチャードは、前述した官僚への近代化に対する諸提案を体系立て、積極的に具体化するために広学会に加入した。リチャードが広学会へ加入したのは一八九一（光緒十七）年であり、すぐに督弁に任命されている⁽⁵²⁾。

それから一九一五（民国四）年の辞職まで約二十五年間、彼は広学会で活躍することになったのである。

広学会については既に小野川氏⁽⁵³⁾と菊池氏⁽⁵⁴⁾が明らかにされているが、その設立についてリチャードは、

中国書籍協会は最初一八八四年に設立されたが、一八八七年に解散して広学会に継承された。また、広学会は、出版機関やその他の財産を、中国書籍協会の設立者から寄附され継承した⁽⁵⁵⁾。

と述べており、これによれば、**広学会の設立は中国書籍協会を継承発展させたものであることが知られる。**

広学会の設立者は宣教師ウイリアムソン⁽⁵⁶⁾であり、その目的は、リチャードによれば、

ウイリアムソンは広学会の目的を次のように定めた。すなわち、中国とその植民地、ならびに従属国に、キリスト教原理に基づいた書籍を配布することであり、この書籍は、中国人の立場に立ち、中国の思想、知識を用い、中国人特に読書人階層や、士大夫階層を教化するものである⁽⁵⁷⁾。

と述べており、ここで注目されることは、**書物の配布を中国人の立場に立つて考えたこと**であり、名目的、あるいは主観的であるにせよ、ただ中国を文化的に侵略するために置かれたのではなく、**中国をキリスト教による近代国家たらしめんとした**のである。

また、広学会について、馮自由は次のように述べている。

上海、為我国内外之交通孔道、自海禁以後各国教士絡繹來中土、宣傳基督教義、群以上海租界為樞紐。英美二国人士李提摩太、林樂知、李佳白等特創設廣学会及大同学会等文化組織、專繙訳基督教經典及歐美史地科等一切關於文化之書籍。如泰西新史攬要、普法戰史、格致彙編之類、無慮數百種国人談新学者莫不奉為津梁。廣州雙門底之聖教書樓、即以販買廣学会出版書報為營業。孫總理及康有為之倡道維新、大都得力於是。及甲午戰役後、士大夫漸知變法之急務、此頃訳本尤風行一時。故自西歐之文化東漸而言、廣学会及大同学会⁽⁵⁸⁾繙訳之功、實為不朽⁽⁵⁸⁾。

すなわち、**広学会は基督教の經典ならびに欧米の歴史、地理、自然科学など一切の文化に関する書籍の翻譯に従事し、更にそれらの出版と販売とをその主な仕事としていた。**

次いで、これらの広学会の働きは孫文や康有為の維新指導に力を与え、更に日清戦争後の士大夫に変法の急務

を知らせるのにあずかって力があり、その功は不朽である、というのである。

この馮自由の指摘によっても、広学会の役割の重要性を決して無視することは出来ないであろう。広学会の役割の大きさについては《皇朝蓄艾文編》にも、

變法之端、皆廣学会之所肇始也。……按月取萬国公報准呈御覽⁽⁵⁹⁾。

と見えており、これによれば、変法運動の発端は広学会が始めたものであり、広学会の発行している機関誌《萬国公報》は毎月取り、皇帝にまで見せている。

このような高い評価を与えられている広学会に加入したリチャードは、前述の《萬国公報》の編集⁽⁶⁰⁾のほか、《泰西新史攬要》などの多くの本を著述翻訳し⁽⁶¹⁾、改革思想の普及にとめている。

また、彼は、光緒帝の師傅にして協弁大学士であった翁同龢に求められて、広学会の中国改革計画と題して、陳織の漢訳による次のような彼の新政策を四つ提出している。

於今萬国既有往来、則彼此之情理應互達、其中如一国止知本国之事、不知外国之事、止読本国之書、不読外国之書、則交涉往来、遂不得不受虧損、此必然之理也。窃考中西各国治国之法、中国有四事焉、皆應函行改革者：一曰教民之法、二曰養民之法、三曰安民之法、四曰新民之法請得而備言之。

一 教民之法 欲通上下亦有四事焉：一曰立報館。

…二曰訳西書。…三曰建書院。…四曰増科目。…

二 養民之法 大綱有十：一曰通道路。…二曰捷信音。…三曰開礦産。…四曰墾荒田。…五曰勸工作。

…六曰造機器。…七曰開銀行。…八曰鑄銀元。…九

曰保商賈。…十曰刻報單。…

三 安民之法 …欲安民二法焉：一曰和外、二曰保

内。和外之道、有三：一曰通好立和約、…二曰萬国太平会。…三曰聯交。…保内之法無他、惟使斯民各

遂其生、士農工商、各安其業而已、其道有四：一曰

化偏私。…二曰籌款項。…三曰修武備。…四曰勸新

法。…

四 新民之法 …一多見西人、二閱已訳之西書。三

閱日報。…四派学生出洋。…五派使臣。…六京師同

文館⁽⁶²⁾。

リチャードはここで、清朝が世界の情勢に疎くあつてはならない事を強調して、特に四つの点を指摘している訳であるが、それらを対外策、対内策に分けて考察すれば、以下のように纏められるだろう。

すなわち、対外策としては、諸外国との平和外交を勧め、対内策としては、農業、鉱業、工業などの産業育成策を取り、また商業を盛んにし銀行などを開く経済発展策、学校、新聞社などを建て、留学生を派遣し、外国の

文化を撰取する文教策、また、軍事的修練をうながす軍事策を取っていたことが知られる。

これらは、リチャードが中国近代化のために最も緊要な問題点として掲げたものである。

さらに、清朝が早急に実行に移すべき課題として、彼は、次の九項目を掲げている。

論中国目下必辨之事、其目有九。

一、宜延聘二位可信西人、籌一良法、速與天下大國立約聯交、保十年太平之局、始可及茲暇日、重訂新章。

二、宜立新政部、以八人總管、半用華官、半用西人、其当用英、美二国者、因英、美早經立約、雖復失和、公請他国調処不開戰、両国皆無伎心、皆不好戰、最宜襄助中朝耳。若某某者、英人之傑也。若某某者、美人之英也、得此数人總管新政、與中国四大臣合辦、如木之有根、水之有源也。∴

三、中国地大物博、鐵路實富強之本源、刻下創議興辦至總署條陳包攬者甚多、既不深知、何能別扱。応調西人某某致京考校∴。

四、某力強年富、心計最工、在新政部必總管籌款借款各事、以中国管理財賦之大臣合辦。

五、中国必暫請英人某某、美人某某、隨時入見皇上、以西国各事詳細奏陳。

六、国家日報、關係安危、必請英人某某、美人某某、

總管報事、派中国熟悉中西情勢之人為之主筆。

七、学部為人材根本、必請德人某某、美人某某總之、此二人名声甚高、才德俱備、可与中国大臣合辦。

八、戰陣之事、素未深諳、必專精此事之人保薦人材、以備任使。

九、以上各事、必請明發諭旨、將新政有益於国、有益於民、不得不行、不可不行之处、剴切宣示、令天下讀者明理之士、樂於從事、方能日起有功⁽⁶⁾。

すなわち、一は外交関係の改善であり、二は新政府の樹立であり、三は鉄道の敷設であり、四は籌款・借款に関してであり、五は外国事情を清朝皇室に明らかにすることであり、六は新聞発行であり、七は学問の高揚であり、八は軍隊の指導。以上の八項目が清朝が早急に実行に移すべき課題である。九つ目には、これらを総括して、諭旨を明発せしめ、読書人階層などに対しても、適切に示して、これらを実践させるべきである、という。

これら九項目を要約するならば、対外策と対内策の二つに分かれるのであり、対外策としては、条約改正、外国情勢視察、対外借款などであり、国内策としては、行政改革、鉄道敷設、新聞発行、学問振興、戦術変革などである。そして、これらを一貫する彼の政策意図は、あくまで中国が西欧的近代的方向に沿って漸進的改革を達成する、ということであったと思われる。

なお、この後で、これらを実際に行なうためには、**外人の顧問が必要である**というので、それぞれの項目に適した人物を推薦すらしている。

ここで特に注目されるのは、リチャードの政策では、**必ず外国人の顧問を背景として事柄が考えられ述べられている点である。**

遅れた清朝が外国の文化を摂取するには当然、外国人の顧問を必要とするとしても、**独立国が外国人の顧問を用いることは相当の用心が必要であり、まさに当時、欧米諸国の資本主義が発展して、帝国主義的な要素が次第に濃厚になって来ている時期にあつては特にそうであつた。**

しかしリチャードは、このような状況下にあつても英米両国を最も信頼に足るべき国として推賞している。リチャードが英国人であれば、この点も無理からぬ所があるが、だからこそリチャードが**本国の政策と無関係であつたとは決して言い切れない**のではなからうか⁽⁶⁴⁾。

さらに彼の政策的意図は、**変法運動と関係する時、はじめに清朝に反映されていることになるのであるが、それについては次に述べたい。**

第四項 変法運動との関係

リチャードが広学会に加入して、その政治改革の計画を明確にしたのは前述の通りであるが、このように、広

学会の活動は、当然、清朝の官僚や読書人階級に影響を与えないではおかなかつたのである。すなわち、清朝治下の中国においても、**広学会の影響を受けて、それと同じような学会、強学会が成立するに至るのである**⁽⁶⁵⁾。今その経緯を〈清史紀事本末〉によつて、明らかにしていきたい。

光緒十四年、有為以緒生伏闕上書、極陳時局、請及時改革、以図自強、格不得上。二十一年、代表公車千三百人上書請變法、亦不達。旋通籍、授工部主事。自是四年之間。凡七上書申前議、仍寢不上、乃退而立強學會於京師⁽⁶⁶⁾。

とあり、光緒十四年に康有為が上書して、時局を述べ、改革により中国を自強することを主張したが、入れられなかつた。また一八九五（光緒二十一年）年には公車千三百人の名を以つて、変法を請願する、所謂、公車上書を行なうのであるが、これも失敗に終つた。結局彼が工部主事になつてから四年間に七回の上書を行ったが、ついに退いて、北京強学会を開いたというのである。

以上のことから考えられるのは、**康有為が最初一人で上書し、改革により中国を自強することを主張したが入れられず、挙人千三百人の上書に発展した。その後、ついに方向を多角化し、強学会が設立され、所謂「学会」という形式を取つて、同志が集り自己研鑽を計り、文書**

を発行し、改革思想を官僚、読書人階級に普及していくという方向への転換があった、ということである。

この強学会は、前述の広学会の影響を深刻に受けていると見られるのであり、この点についてリチャードは次のように云っている。

広学会の月刊誌が何年もの間、清朝の治者階級に配布されても、何の反対もない事を知り、強学会では彼等の機関誌の名前を広学会の機関誌の名前と同じ《萬国公報》とした。さらにその内容も主な部分は、広学会の《萬国公報》をリプリントしたものであり、只一つの違いは広学会では上海の活版印刷であり、強学会では北京官報に用いられている木版印刷で印刷されたものであった。

強学会はこのようにして、その機関紙をして、外面は、政府官憲の機関誌に類似させ、その内容においては、広学会によって普及された西欧思想を紹介させた⁽⁶⁷⁾。

と述べており、ここで知られることは、強学会が一時は広学会の機関誌名を用いていることであり、強学会は広学会の影響を強く受けており、両学会は緊密な関係を持っていたということである。

その後リチャードの示唆によって、強学会の機関誌は《中外紀聞》と改名されている⁽⁶⁸⁾。

強学会の参加者について一言すれば、中国人の参加者は二十三名以上居り、官僚が大部分であり、その内訳は少なくとも、挙人、主事二名、翰林院侍読学士、道員、郎中二名、給諫二名、太史三名、編修四名、布政使、提督、中書、給事中、総督兼大学士、などである。

またこの他に、外国人が四名は参加していたことが知られ、そのうちの二名は広学会員であり、その中にはリチャードもいた⁽⁶⁹⁾。

ここで考えられることは、強学会の参加者の多くは中堅官僚層であり、前からリチャードが啓蒙せんとしていた人達であったことである。またリチャードなど四人の外国人が参加しているということは、彼らの考え方が強学会に直接影響すると考えられる。さらに、そのうちの二名が広学会員であったことは、リチャードの活動にあって好ましいものであったであろう。

こうしてリチャードは、強学会に加入することによって、変法派の人々と一層緊密な交渉を持つことになる。彼は梁啓超との交渉について、次のように述べている。

強学会の会員の中に二十八歳位の青年がおり、彼は康有為の最も優秀な弟子であり、名前を梁啓超と云った。彼は、私が中国人の秘書を必要としていた時、自ら進んで秘書たることを申し出て、私が北京に滞在している間中、私を助けた⁽⁷⁰⁾。

というのである。ここにリチャードと変法派の梁啓超が
どんなに親密な関係にあったかが窺われる。

また、リチャードは康有為とも会見し、その模様を次
のように述べている。

私は一八九五年十一月十七日に康有為との初めて
の会見をした。：私の北京滞在中のことであるが、
丁度妻への手紙を書いていた時、康有為の名刺がも
たらされた。そして私は客間で黄色い絹の着物を着
た有名な学者を見出したのであった。この時康有為
は南方へ出発する前日に当っていたが、彼の仕事の
写しを私に手渡した。それから康有為は、私たちが
出版物で教えて来た「父たる神と各国民が兄弟であ
る」ことを信ずると云い、中国を再創造する仕事に
協力してくれるように私に希望した⁽⁷¹⁾。

というのであり、康有為はリチャード達の仕事に同意を
示し、さらに**変法運動に協力してくれるように要請して**
いるのである。

ついで、リチャードに皇帝の顧問になってくれるよう
に康有為が要請していることを、リチャードは、

私は間もなく康有為に、北京に行つて皇帝の顧問
の一人になるように招かれた⁽⁷²⁾。

と述べている。

また、康南海先生墨蹟、程涪跋にも、

時景皇帝欲特開懋勤殿、拜李君為顧問大臣⁽⁷³⁾。

とあり、リチャードを顧問大臣となす動きのあったこと
が知られる。

さらに光緒帝の師傳孫家鼐は、皇帝がその謁見者とし
てリチャードに出席するよう希望していることを、彼に
伝えている。すなわち、リチャードによれば、

皇帝は改革の詔勅を續けており、孫家鼐は私を
呼んで、皇帝が九月二十三日に私を謁見しようと
していることを知らせた⁽⁷⁴⁾。

とあるが、これは戊戌政変のために実現しなかった。

しかし、リチャードの**政治活動が光緒帝を動かす程に
影響力があつた**ことは否めない事実だと考えられる。

また、この頃に、リチャードは剛毅⁽⁷⁵⁾とも会見して
いる。そして、これら官貴人との会見については、《中
東戦紀本末》にも、次のように見えている。

時則廣學會督辦李君提摩太、方自滬來走京師、日以
新學之益、徧告達官貴人、諸君皆樂与之游、聆其議
論靡不傾倒⁽⁷⁶⁾。

とあり、広学会の督弁であつたリチャードが日々新学
の益をあまねく官貴人に告げ、多くの人がリチャードと
交遊し、その意見に耳を傾けない者はなかった、という
のである。このような所にリチャードの面目躍如たるも
のがあつたことが窺われよう。すなわち、リチャードの
政治活動が変法派によつて受け入れられ、**変法派が光緒
帝によつて受け入れられること**によつて、リチャードも

清朝と直接交渉を持つようになり、清朝の政治舞台に登場する動きが見られるのである。

ところで、光緒帝により、戊戌変法が開始されたのは一八九四（光緒二十四）年六月十一日（旧暦四月二十三日）であり、西太后のいわゆる訓政が行なわれるのが同年九月二十一日（旧暦八月初六日）であった。この時期における光緒帝の上諭を考察する事により、戊戌変法の実態を明らかにし、それとリチャードの政策を比較して、リチャードの変法への影響を考察していきたい。

今、その上諭の主なもの十二を取りを上げていく。

まず、変法開始日に出された上諭によれば、

（二十三日）乙巳、（十一日）数年以来、中外臣工講求時務、多主變法自強。邇者詔書數下、如開特科、裁冗兵、改武科制度、立大小学堂、皆經再三審定、籌之至熟、甫議施行⁽⁷⁷⁾。：

と見え、**変法自強**が数年来、中外の臣から叫ばれ、朝廷においても慎重な審議のもとに、**科挙制における特科を開き、冗兵を裁ち、武科の制度を改め、大小の学堂を立てようとしていた**ことが知られる。

丁未の上諭には、人材登用等が触れられている。

（二十五日）丁未、（十三日）諭内閣：翰林院侍読 学士徐致靖、奏保通達時務人材一摺、工部主事康有為、刑部主事張元濟、均著於本月二十八日、豫

備召見。湖南塩法長宝道黃遵憲、江蘇候補知府譚嗣同著該督撫送部引見。廣東舉人梁啓超、著總理各國事務衙門、察看具奏⁽⁷⁸⁾。

とあり、**時務に通達している人材を求める上奏**を徐致靖がしており、それが受け入れられて、康有為、張元濟、譚嗣同等が召見または引見され、梁啓超は総理事務衙門で職についており、ここで知られることは、人材の登用であり、いわゆる**変法派の登場**となる。

ついで、丁巳の詔勅では、八股文のこと等が述べられている。

此次特降諭旨、實因時文積弊太深、不得不改絃更張、以破抱墟之習⁽⁷⁹⁾、：

と見え、特に上諭が下され、**時文（八股文）の弊**が述べられ、改められねばならないと云うのである。この史料の前にも八股文のことが触れられており、ここでは科挙の際の八股文の弊などが知られ、ついに**八股文は廃止された**のであった。

また、癸巳の上諭の一つには、以下の記事がある。

諭軍機大臣等：御史宋伯魯奏、各省舉辦鐵路鈔務、官不如商、亟宜及時鼓勵⁽⁸⁰⁾、：

と述べられて、各省で**鐵路鈔務**が行なわれており、官営の企業を**奨励**するように述べられている。ここでは**盛んに**鉄道敷設**や**鉱山開発**を行なおう**としていることが窺われる。

丁酉の上諭の一つには次のように見えている。

諭軍機大臣等……現在講求新学、風氣大開、惟百聞不如一見、自以派人出洋学游為要⁽⁸¹⁾。……

とあり、**新学が強調され、海外留学生の必要が説かれて**おり、ここには外国の学問を積極的に摂取しようとする意気込みが見られるのである。

また、丙辰の上諭には、

是訓農又為通商惠工之本、中国向本重農、惟尚無專董其事者、以為倡導、不足以鼓舞振興、著即於京師設立農工商總局⁽⁸²⁾、……

とあり、**農業が商業を通じさせ工業に恩恵を与える基本的な産業であることが述べられ、さらに農業・商業・工業の振興のために、北京に農工商總局が設立されたというのである。**ここで知られることは、国家が農業、工業、商業の育成に力を入れていることである。

ついで、壬戌の上諭には次のように見えている。

(十一日)壬戌、(二十七日)諭内閣：御史王培佑奏、變法自強、当除蒙蔽錮習一摺、現因時事艱難、朝廷振興庶務、力圖自強⁽⁸³⁾、……

と述べられており、ここでは御史王培佑が変法自強を上奏しており、これに応えて朝廷も、つとめて変法自強を行なっている様子が見られる。以上のことから、いわゆる**変法自強が力強く推進されている有様が窺われる。**

また、乙丑の上諭では、

(十四日)乙丑、(三十日)諭内閣：国家設官分職、

各有專司、京外大小各官、旧制相沿、不無冗濫。近日臣工條奏、多以裁汰冗員為言、雖未必尽可准行、而參酌情形、實亦有亟当改革者⁽⁸⁴⁾。……

と見えており、国家が多くの役所を設置し、そこに官吏が存在するが冗員がないとは云えない、と述べられており、ここに冗員をなくすることが大事な問題となつて来ていることが知られるのである。

また辛末の上諭の一つに次のような記事が見られる。

(二十日)辛未、(五日)諭内閣：張蔭桓奏、請增修内政以戢民志一摺、国家振興庶務、尤以通達民隱為先⁽⁸⁵⁾、……

とあり、張蔭桓が内政を増修して、民の志を集め収めることを求め、これに対して、国家が積極的に民の苦しみを解決しようとしており、ここに**民生が考慮されている**ことが窺われる。

戊寅の上諭の一つには、

(二十七日)戊寅、(十二日)諭内閣：国家振興庶政、兼採西法、誠以為民立政、中西所同、而西人考究較勤、故可補我所未及⁽⁸⁶⁾。……

と見え、国家が民のために政治を行なうには外国に見習う必要のあることが述べられ、ここに、**中国が諸外国の長所を摂取しようとしている意欲が見られるのである。**

また同じ戊寅の上諭の一つに次のように見えている。

論：瑞洵奏、請備設報館實力勸辦一摺。報館之設、原期開風氣而拓見聞、該学士所称現商約同志於京城創設報館、繙訳新報、為上海官報之統等語⁽⁸⁷⁾。：とあり、報館は風氣を開き、見聞を広めるのに役立つものであり、北京などに設立しようとしているのが知られる。ここで考えられるのは、**報館は人々を啓蒙するにあずかつて力があることである。**

最後に、壬午朔の上論に、

：朕維古者家宰制国用、量入為出、以審歲計之盈虚、近来泰西各国、皆有預籌用度之法、著戸部将毎年出款入款、分門別類、列為一表、按月刊報、俾天下咸晓然於国家出入之大計、以期節用豊財、蔚成康阜、朕実有厚望焉⁽⁸⁸⁾。

と見えており、中国でも古く家宰が国用を制したが、西欧諸国を見習って、歳入歳出の計を明示し、国家財政をよく管理しなければならぬという。ここで窺われるのは、**中国の近代化にとって、国家財政の安定が必要であることである。**

以上の**変法の上論**の中から、その主な上論十二を取り上げて見た。

なお、これに類する上論も多くあり、それらをも含めて、**変法時に光緒帝から出された上論は各方面に亘っており、総合的であるが、大体以下のように総括できる**

あるう。すなわち、これを**政治、経済、文化教育、軍事**の四方面に分類する。

まず**政治面**においては、**変法、科挙制の改革、役所の近代化**が取り上げられた。変法に関しては、**変法派の登場、人材の登用、時務に通達すべきこと、変法思想の普及、など**があり、**科挙制の改革**については、**経済特科の新設と八股文の廃止**があげられ、**役所の近代化**については、**冗官、冗員の廃止**があった。

以上から窺えることは、**変法派の登場により、変法思想を普及し、変法体制を作り上げ、科挙制の改革に乗り出し、最後に冗官、冗員をなくして、役所の近代化を図り、変法を軌道に乗せるべく努めたことである。**

次いで**経済面**では、**国家の歳入歳出をよく管理し、鉄道の敷設、鉱山の開発、農業、商業、工業を育成して、民生の向上を計ろうとするものである。**

文教面においては、**留学生を派遣し、外国の文化を撰取し、西欧風の近代的学校を設立し、学問の振興を計り、新聞社を設立して、民衆の啓蒙にあたらうとした。**

軍事面においては、**西欧風の近代的軍隊を作り上げる**ことよって、**清朝を近代的な強固な独立国たらしめんとしたことが窺われる。**

以上が**変法詔勅**の主なものであるが、これらは、いずれも、**リチャードの改革案と通ずるものである。**

しかしここで、特に、リチャードの改革案と変法の詔勅との相違点について述べるならば、リチャードは、清朝の外交、内政、学校、新聞発行などに、外国人の顧問が必要であることを力説している。

このことは、リチャードが、西欧諸国、就中、母国英国と無関係ではなく、また英国の利害にも深い関心を寄せていたことが窺われるのであり、この辺にリチャードと変法派との相違があるであろう⁽⁸⁸⁾。

以上、リチャードと変法運動との関係を考察して来たが、変法運動も、リチャードの改革も、清朝自体を西欧近代資本主義文明を以って改革することによって、中国を漸進的に近代国家たらしめようとしたのであり、そのためには、洋務派官僚が考えていたよりも、一層徹底した改革が必要とされたのであった。そこに、機械文明と精神文明とを有機的に統一させた大規模な総合的な改革がなされるに至ったのである。

しかし、これは、あくまでも改革運動であり、清朝支配内部での運動であったから、おのずから限界があり、革命運動とも一線を劃することになるわけであるが、それについては、つぎに考察して行きたい。

第五項 革命運動との関係

変法運動は戊戌政変を以って失敗に終わったが、リチャードはこの過程において孫文とも注目すべき関係を持つ

ている。即ち、孫文がロンドンで拘禁されてカントリー博士に救い出されてから、リチャードのホテルを訪れた時の模様と、孫文がリチャードに述べた意見とが、彼の次のような叙述で明らかにされている。

孫文は、ロンドンの私のホテルを訪れた際、飢饉救済と文書活動により、私の中国になした貢献に謝意を表わした。次いで彼は清朝の暴政と墮落について述べ、彼等はすべて悪いのだと言い、彼の意見によれば清朝政府を中国人支配に替えることが必要であること、またそうすることによって万事はうまく行くだろうというのである⁽⁸⁹⁾。

と述べている。ここで孫文が言うことは、中国が近代国家になるためには、清朝打倒という革命方式がどうしても必要だ、と。リチャードはこれに反対して言う。

私は孫文の誤りを指摘して、中国史を研究すれば、悪い満人官僚がおり、また一方に、悪い中国人官僚が良い中国人官僚と同様に見出されるのである。だから、只国家権力を満人から漢人にかえるだけで、もし政府の主體的な、かつ積極的な、改革がないならば、それは悪貨を裏返しにするようなもので、裏返しても同様に悪貨である。そして私の意見によれば、革命ではなく改革が必要である。しかし孫文は革命の道を取り止めようとはせず、革命文書を広めるために彼の全精力を傾けた⁽⁹⁰⁾。

ここで知られる事はリチャードの意見と孫文の意見との相違であり、リチャードは改革を勧めていたが、孫文は革命の道を取ったことは後にさらに明らかになった。

その後、一九〇〇（光緒二六）年、リチャードはアメリカへの途上、孫文が横浜に住んでいるのを知って、訪問したことがあった。この時の会見の様子を、

その時に孫文は清朝打倒のテーマに没頭し、大量虐殺の脅しにより満人を追い出すまではその方法を絶対に変えないというのであり、彼は明らかに純粋に単純に革命を主張することを決意した。私は、孫文に対して、政府を文書によって啓蒙するに限ると思っており、そのためには是非共同して働かなければならないと答えた⁽⁹¹⁾。

と述べている。この時にも孫文はなんとか革命を実行しようと計画し、リチャードはあくまで啓蒙を主張しているのである。

その後、革命が起り、袁世凱が大總統になったが、対外借款をしようとして、それは議会を経ていない、大總統としては、憲法違反の行為であると孫文から攻撃されたことがあった。そのため、孫文が抗議文を外国に送るのを引き留める役をリチャードがしたことがあったが、この時のことをリチャードは次のように述べている。

私が孫文を訪れた時、孫文は抗議文を読んでいる最中であり、それを私に渡してどのように考えるか

と聞いた。その時、私はそれを印刷しないように要請したが、孫文はその理由すらも聞こうとはしなかった⁽⁹²⁾。

リチャードは孫文を評価して、彼はその中国における輝かしい経歴を終りにしたのだ、と言っている⁽⁹³⁾。こ

以上、要するに、孫文があくまで革命を主張したのに対して、リチャードは改革を主張し、近代文明を用いて漸進的に中国を改革しようとしたことから、革命派とも一線を劃することになったのであった。

リチャードは中国には改革が必要であっても革命は必要でないと考えた。彼の『回想録』にも革命派に対してはその前途を悲観的に観測していることがわかる⁽⁹⁴⁾。

おわりに

以上述べて来た、各項の考察を通して、以下の総括と問題点の提起が可能であると思われる。

リチャードが政治運動開始の必然性にせまられた原因は、すでに考察して来たように、飢饉救済に端を發していたのであった。

一方、この飢饉は清朝自体の社会経済の矛盾に起因するものであるのみならず、その端的なあらわれであり、決して天災ではなかった。であるから、リチャードの政

治運動は、当然清朝の社会経済の矛盾に対する批判として展開されることになったのである。

すなわち、リチャードがこの矛盾を解決するために、熟慮の結果取った方式は、西欧の近代政治思想を中国に適応させ、中国を漸進的に改革していく、所謂、近代的改良主義であり、これは彼の改革案の中に如実に窺われるものであった。

当時は、清朝権力の内外を通して見られた政治史の流れは、洋務派から変法派へさらに変法派から革命派へのそれであり、この中で、とくにリチャードの改革方式が緊密な接点を持ったのは変法派の考え方であり、彼の政治活動の帰結点は、それ以上には出なかった。

こうしてリチャードの政治活動の方式は当然革命方式を否定するものとなったのである。ここに孫文らの革命派の考え方とリチャードの改革思想の顕著な対立が見られることになる⁽⁹⁵⁾。

以下、この点に注目して問題点を提起し、論をまとめておく。すなわち、リチャードも、孫文も、清朝専制支配の矛盾を追及するという点では軌を一にしていた。その上、リチャードはキリスト教の宣教師として終始しており、孫文もまた、キリスト者として出発したのであるから、その根本的な考え方においては、キリスト教に基づくヒューマニズムという点で共通するものがあつたのではないかと思われる。

つまり、少くとも両者は出発点を共通にしていたのであるが、何故、リチャードが改革方式を超えることが出来なかったのか、に対して、孫文は革命方式を打ち出し、ついに、そのみが中国の近代史の取り得る唯一の道となつていったのか。

この事については、孫文が中国人であり、リチャードが英国人であるという点にも重要な問題があると考えられるが、さらに、この点を解明する糸口は、中国近代史の研究と、この頃の西欧諸国、特に英国の政策と、その出先官憲、商人、宣教師などの動きの把握にあり、それらの究明を通して始めて、この問題が明らかにされると思われるが、それは今後の研究課題としたい。

注

- (1) 佐伯好郎『清朝キリスト教の研究』四四四頁、春秋社、一九四九年。
- (2) Timothy Richard: *Forty-five Years in China*, New York, 1916, p. 188.
・蒲豊彦、倉田明子監訳『中国伝道四五年 ティモシー・リチャードの回想録』平凡社 二〇二〇 二一〇頁
- (3) Ibid., p. 214.
- (4) Ibid., p. 224.
- (5) Ibid., p. 197.

- (6) Ibid., p. 350.
 (7) Ibid., p. 323.
 (8) Ibid., p. 329.
 (9) Ibid., p. 329.
 (10) Ibid., p. 332.
 (11) Ibid., p. 299.
 (12) Ibid., p. 299.
 (13) Ibid., pp. 320-323.
 (14) Ibid., p. 318, p. 368.
 (15) Ibid., p. 370.
 (16) Ibid., p. 373.
 (17) Ibid., p. 370.
 (18) Ibid., p. 372.
 (19) Ibid., p. 375.
 (20) Ibid., p. 29.
 (21) 柏井園『キリスト教史』九二四頁〜九三九頁
 日本基督教興文協会 一九二四年版
 (22) 田中正美「新教中国伝道の開拓とイギリス東イ
 ンド会社」『中国の社会と宗教』東洋史学論集
 第二 不味堂 一九五四年 所収
 (23) 佐伯好郎 前掲書 四四四頁
 (24) 天津条約 八条 (佐伯前掲書四四三頁より引用)
 基督教は新教徒又は羅馬加特力教徒の何れの
 信仰するところたるを問わず、共に徳義の実行
 を奨ましめ己の欲する所を他に施すべきことを
 人に教ふるものなり、従つてその宣教師又は信

- 仰者は、清国官憲の保護を受ける権利を有す。
 又平穩にその職分に従事し法律に違反せざる者
 は、迫害又は干渉を受くべものにあらず。
 Timothy Richard op. cit., p. 32
 (25) Timothy Richard op. cit., p. 32
 (26) Ibid., p. 35.
 (27) Ibid., pp. 32-3.
 (28) Ibid., p. 37-48.
 (29) Ibid., pp. 34-35.
 (30) Ibid., p. 97.
 (31) Ibid., p. 100.
 (32) Ibid., p. 99.
 (33) Ibid., p. 101.
 (34) Ibid., p. 125.
 (35) Ibid., p. 127.
 (36) Ibid., p. 104.
 (37) Ibid., p. 104.
 (38) Ibid., p. 136.
 (39) Ibid., p. 137.
 (40) Ibid., p. 137.
 (41) Ibid., p. 76.
 (42) Ibid., p. 151.
 (43) Ibid., p. 160.
 (44) Ibid., p. 215.
 (45) Ibid., p. 166.
 (46) Ibid., p. 172.
 (47) Ibid., p. 172.
 (48) Ibid., p. 173.
 (49) Ibid., p. 191.

- (50) ハートは「海関総稅務司」であり、広学会の総理であった。
- (50) Timothy Richard op. cit., p. 191.
- (52) Ibid., p. 33.
- (53) 小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会一九六〇年、みすず書房 一九六九年、平凡社二〇〇九
- (54) 菊池貴晴「広学会の中国変法運動に与えたる影響について—変法自強の一考察—」『歴史』第五輯一九五三年所収)
- ・菊池貴晴「広学会と変法運動(序)—広学会の設立に—」『東洋史学論集』第一 清水書院 一九五三年所収)
- (55) Timothy Richard op. cit., p. 218.
- (56) Ibid., p. 218.
- (57) Ibid., p. 218.
- (58) 馮自由『革命逸史』第二集 記上海志士与革命運動。
- (59) 皇朝蓄艾文編 卷七十二 広学会有大益於中国論
- (60) Timothy Richard op. cit., p. 222.
- (61) その一例をあげておく。
- 泰西新史攬要、時事新論、救世教益、西鐸、農政新法、列国變法興盛記、中西大政、大國次第、養民有法、欧州古今八大帝記、富國捷徑、三十一國志要、八星之一總論、五州教務、天下五州各大國

- 志、傳教定例、知元更深日誦唐書、變法之志更決、於萬國之故更明、日加披覽、上置御集。
- (62) 中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌變法』(三)上海人民出版社 一九五七 二二三頁—二二九頁
- (63) 前掲書、二二九頁—二四〇頁
- (64) この点については何兆武もふれている。何兆武「広学会の西学与維新派」歴史研究一九六一年第四期
- (65) 強学会の成立についても、小野川氏前掲論文、菊池氏前掲論文を参照されたい。
- (66) 中国史学会主編『戊戌變法』(四) 二五七頁
- (67) Timothy Richard op. cit., pp. 254~255.
- (68) Ibid. to face p. 254.
- (69) 強学会参加者で、名前の判明している者は次の通りである。
- 中国人としては、康有為、梁啓超、文廷式、袁世凱、陳熾、張仲炘、王幼霞、翁斌孫、丁立鈞、曾廣鈞、江標、汪太變、沈曾植、沈曾桐、張權、徐世昌、楊銳、王之春、程文炳、龍殿揚、張孝謙、洪良品、褚成博、陳仰垣、などであり、外国人としては、リチャード、英国駐華公使オコーナー (Sir Nicholas Roderick O'Connor 漢名 欧格納)、米國宣教師、ギルバート・リード (Gilbert Reid 漢名李佳白)、宣教師ペニシック (Penick 漢名畢德格) などがいた。

- (70) Timothy Richard op. cit., p. 225.
 なお、前掲拙著「第六章第二節 梁啓超」も参照された。
- (71) Ibid., p. 254.
- (72) Ibid., p. 263.
- (73) 《戊戌変法》(一) 四二〇頁
- (74) Timothy Richard op. cit., p. 256.
- (75) Ibid., p. 258.
- (76) 《戊戌変法》(四) 三八六頁
- (77) 《戊戌変法》(二) 一七頁
- (78) 前掲書 二〇頁
- (79) 前掲書 二四頁
- (80) 前掲書 四七頁
- (81) 前掲書 四九頁
- (82) 前掲書 五七頁
- (83) 前掲書 六二頁
- (84) 前掲書 六五頁
- (85) 前掲書 七三頁
- (86) 前掲書 八四頁
- なお、これらの参加者については《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(一)～(四)までに見られるものであるが、湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》も参考にした。
- 詳しくは、拙著『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇年 「第二章第一節 北京強学会」も参照されたい。

- (87) 前掲書 八七頁
- (88) 前掲書 九六頁
- (89) Timothy Richard op. cit., p. 350.
- (90) Ibid., p. 350.
- (91) Ibid., p. 351.
- (92) Ibid., p. 353.
- (93) Ibid., p. 353.
- (94) Ibid., p. 353.
- (95) 野沢豊『孫文』一八頁―二二頁 誠文堂新光社 一九六二

【付記】

この小論は、私の最初の拙論で、一九六四年度のキリスト教史学会での発表に加筆したものであり、作成にあたっては、東京教育大学東洋史学教室の諸先学の御教示を戴いた。

特に田中正美先生に懇切な御指導を戴いたので、一言する。

なお、この原稿を書き上げた後に、李時岳《李提摩太》(中華書局出版 一九六四)があることを知った。

第二節 W・A・P・マーティン

はじめに

本節では宣教師マーティン（漢名丁韞良）を取り上げ、彼の中国近代化に対する役割を明らかにして行く。

まず、第一項でマーティンの生涯を考察し、ついで第二項で太平天国との関係、第三項で天津条約締結における母国の外交政策との関係、第四項で洋務運動との関係、第五項で変法運動との関係、第六項で義和団との関係について触れて行きたい。

第一項 マーティンの生涯

すでに諸先学によって、マーティンの研究がされているが、特に中国近代政治史に関連させて、私なりにまとめて行きたい⁽¹⁾。

ウィリアム・アレクサンダー・パーソンズ・マーティン (William Alexander Parsons Martin 漢名丁韞良) は一八二七年米国インディアナ州に生れた。一八四六年インディアナ大学を卒業し、父親の希望もあって、さらに長老派の神学校に入学した⁽²⁾。同神学校を卒業し、一八五〇（道光三〇）年中国に来て寧波に定住した⁽³⁾。当時、寧波は阿片戦争によって開港され、すでに長老派の拠点が建設されていた⁽⁴⁾。彼はこれ以後、一九一

六（民国五）年まで、六六年を中国で過した。

彼は寧波で十年間を過し、伝道に従事したが、その間、一八五八〜五九年、天津条約の締結にも通訳として参加し、キリスト教の布教権を獲得している。

一時休暇で帰国したマーティンは、一八六三（同治二）年から北京に定住し、教会とミッションスクールを開始している⁽⁵⁾。

また同年ロバート・ハートの紹介により『万国公法』の翻訳をしている。一八六五年、ハートの紹介により同文館の英文教習となり、六七年には国際法と経済学の教習となった。七七年、総教習に任命されている。ついで同年ヨーロッパの近代科学・思想の紹介である『中西聞見録選編』を出版している。

また科举制の改革にも力を注ぎ、一八八七（光緒十三）年には算学一科の科目が新設され、さらに九八年には入股取士之制が改められて、**試時務策論の科目に変更されている**。その年は京師大学堂の創設にも当たり、李鴻章の推薦で西学総教習に任命されている。

一九〇〇（光緒二六）年には義和団に遭遇。晩年は、清朝の国際法の顧問となり、北京で長老派の伝道を助けていた⁽⁶⁾が、一九一六（民国五）年に気管支肺炎のため八九才で死去した⁽⁷⁾。

彼は大学生のころ自然科学に興味を持ち、両親は熱心なカルヴィニストであったので、カルヴィニズムにも関

心を持った⁽⁸⁾。

彼は終生、中国人にキリスト教を伝えようとしたが、彼の考えの背後には、西欧の近代科学を導入することにより中国人は真の宗教に至る、という確信があった⁽⁹⁾。

すなわち、彼は単なる伝道者ではなく、ヨーロッパの近代思想の中国への伝達者であり、教育者であった。彼は中国に滞在していた間にキリスト教書はもちろんのこと、欧米の自然科学・医学書・法律書も紹介・翻訳し、また彼自身も多くの本を著わしている⁽¹⁰⁾。

教育者としては、同文館の館長として活躍し、科挙制の改革を成功させ、北京大学の学部長にもなった。

以下、冒頭に述べたように、項を追って中国の近代化に果たした彼の役割について見ていく。

第二項 太平天国との関係

マーティンは一八三九（道光十九）年の阿片戦争の勃発を契機として中国に関心を持つようになった⁽¹¹⁾。この阿片戦争の結果、米国は清国と望厦条約を結び、寧波も開港場の一つとなり、米国長老教会はここに伝道の拠点を設立していた。マーティンが一八五〇（道光三十）年来華して定住した場所は、まさにこの寧波であった。

阿片戦争に破れた清国では農民から重税を取り立てていたため、洪秀全を中心として清朝打倒の太平軍が蜂起し、同年、南京を首都天京と定め、太平天国を樹立した。

洪秀全がアメリカバプテスト派宣教師アイザック・ロバーツからキリスト教を学んでいたこともあり、マーティンは太平天国に非常な関心を寄せた⁽¹²⁾。そして異教を排した太平天国を評価し、次のように言っている。

また、太平天国は、中国の半分以上の省を流血の洪水に巻き込んだあと、タタール人の支配者とそれと共なる古くからの異教主義を打倒するため、清朝を襲ったが、外国の干渉により圧殺されたではないか。しかし、たとえその指導者たちが特異な精神で生かされていたにしても、太平天国は記憶に留めるべきである⁽¹³⁾。

と述べており、太平天国を高く評価し、外国の干渉によって屈服させられたことを明らかにしている。また彼は、もし、連合国が満州王朝に反対して、太平天国を援助したら、どんなにか中国の将来も変っていただろう⁽¹⁴⁾。

とも言うっており、如何に太平天国に好意を持っていたかがわかる。さらに彼は太平天国に往こうとしたが、清朝の艦船にさえぎられて目的を果せなかった⁽¹⁵⁾。

総じて考えて見るに、マーティンが太平天国を高く評価したのは、それがキリスト教的な要素を持って異教主義と戦っていたからであった。やはり、彼の関心は、初期から中国をキリスト教化することであり、太平天国をその拠点として考えたのであった。

第三項 天津条約との関係

太平天国の革命運動の最中に第二次阿片戦争が起った時、マーティンは、ウィリアム博士と共に母国米国のために、通訳官としてW・B・リード公使を助け、すでに一八四四（道光二四）年に得た教会の設立権を拡大し、天津条約においてキリスト教布教権を得ている⁽¹⁶⁾。

また、一八五八（咸豊八）年の清仏の天津条約の続増條款第六条には（原文仏文）

一千八百四十六年三月二十日宣宗皇帝ノ發布セル勅命ニ依リ、基督教ニ対スル迫害中基督教徒ヨリ没収セル宗教的建造物及ビ慈善的建造物ハ在清国仏国公使閣下ノ仲介ニ依リ其ノ所有者ニ返還セラルベキモノトス。清国政府ハ該公使ニ対シ該建造物ト共ニ墓地其ノ他ノ附属建造物ヲモ引渡サシムベシ⁽¹⁷⁾

とあり、漢文にはこれに加えて、**並任法国伝教士在各省租買田地建造自便**が挿入されていた。これは、仏国公使グロ男爵に無断でフランス人宣教師ドウラマールが勝手に挿入したものであったが、清仏間の条約では、仏文に従うことになっていたもので、この漢文の規定は、国際法上無効であると指摘したのが、マーティンであった。ここでは、マーティンは清国政府の法律顧問として、**仏国に対して清国の利益を守った**ことが知られる。

以上、天津条約とマーティンの関係を見たが、キリス

ト宣教師として伝道を第一義的に考えていたこと、またのちに清国の法律顧問となって、仏国の勝手な行動をチェックしたのであった。

第四項 洋務運動との関係

《万国公法》の翻訳

マーティンが北京にやって来た一八六三（同治二）年の一月、彼は米國駐華公使バーリンゲームによって、総理衙門の人たちに紹介されている。もともとその中の数人は、天津条約の協定の時に知り合いになっていた。

文祥は、《万国公法》について総稅務司ロバート・ハートから聞いていたので、それについて総理衙門の人たちに質問したが、《万国公法》について良く知らなかった⁽¹⁸⁾。そこでバーリンゲームやマーティンは《万国公法》について、総理衙門の人達に次のように述べた。

《万国公法》の内容や目的について聞かれたので、バーリンゲームはつけ加えた。「これは、我々が公使として外国に派遣された時、我々のガイドとなるだろう。」それから私が説明し、この翻訳は十分なものであるが、延ばさないと完成するつもりである。私が貴方に望むことは、この本の最後の校訂において、私を助けるために有能な官僚を助手として任命してくれることと公費をもって印刷をしてくれることだといった⁽¹⁹⁾。

とあり、バーリンゲームとマーティンが、『万国公法』をなんとか完成し、出版させようとしていることが知られる。

このマーティンの申し出に対し、四人の助手がついて、『万国公法』の翻訳が行われることになるが、そのことについて、マーティンは次のようにいつている。

四人の委員は、いずれも、進士であり、一人は翰林院の役人であり、校訂の時、私を助けるために恭親王に任命された者であった。この校訂は、総理衙門で行われ、新総稅務司ロバート・ハートの助言があった。この仕事は政府に用いられるために印刷された⁽²⁰⁾。

とあり、恭親王の理解やハートの援助によって印刷に付せられたことが窺がえる。

さて、この『万国公法』はすぐ清国の外交接衝に役立つのみならず、日本においても翻訳されたという⁽²¹⁾。

【同文館総教習時代】

マーティンは、一八六五（同治四）年、同文館の英語の教授に任命され、一八六七年、国際法と経済学の教授に任命され、翌年には、総教習に昇任している⁽²²⁾。この事に関してマーティンによれば、

一八六八年、新しい政府の大学で教授職に招聘されたので、私は、一方ではミッシェンの仕事に興味

を持ちながら、より重要な私の新しい職責に入るべく、特別の研究のために帰国した⁽²³⁾。

と述べており、マーティンが、真剣に同文館の仕事にコミットしようとしてその準備をしていたことが知られる。マーティンは同文館の目的を、

同文館の主な目的は、若い人達を公けの奉仕、特に国際的な交渉の代理人として訓練するためであった⁽²⁴⁾。

と云っている。また多賀秋五郎によれば、この同文館は、一八六二（同治元）年に西洋文明をとり入れる外国語教育機関として北京に設立されたものであり、最初英文のみであったが、一八六三年、仏文・露文の両館が設けられ、六五年には、天算館も置かれ、修業年限は八カ年であったという⁽²⁵⁾。

これから、この同文館にマーティンは三六年にわたって勤務し、館長にも任せられるのだが、マーティンたちの功績に対して、光緒十一年、総理各国事務衙門の奕勳などは次のように上奏している。

総理衙門に同文館が設立されて以来、今迄二十余年、多くの外国人の先生をお願いし、学生に各国の言語・文学・天文・数学・化学・医学などを指導して洋務をこい願ったが、裨益する所があった。年を経ても西洋人の教授は、終始変らずにおこたらなかつたので、各学生は、そのため、日に起つて功があ

る。或る者は、随員としてヨーロッパに出掛け、充分に翻訳をしており、或る者は、昇任して外省に遷り、沿海の各処に派遣されている者もすでに少なくなく、同文館に属していた者は、実に効果を挙げている。

同文館の所有する翻訳書十数種、たとえば、《万国公法》、および、格物・測算・フランス法規・化学指導の諸書は、均しく館長丁隴良、さきの化学教授畢利幹の訳する所にかかわる。

私共が同文館館長丁隴良を調査した所、同治四年、館に到り、英文翻訳教授に充てられ、同治七年には昇任させて総教習（館長）の任を授けられている。
同文館総教習丁隴良に賞として三品を給することを請う⁽²⁶⁾。

とあり、同文館の積極的な役割、丁隴良の貢献などについて述べ、三品の位を与える事を奏請している事が知られる。なお、三品の位は後に認められている。

《中西聞見録選編》の執筆

マーティンは、一八七七（光緒三）年、《中西聞見録選編》、二三巻を出版しているが、その自序によれば、

同治二年、私は数人の友人と共に《中西聞見録》を編集し始め、月に一卷を出し、最近、三年に及んでやめた。その載せている事理はすこぶる多く、文

も雅俗があり等しくない。《零星新聞》を採取して私の意見を述べるのに参考にしている。内容としては、寓言があり、目を楽しませ、心をいましめており、また格致測算の論があつて、実学を為す場合の手引として四方の文士に観ていただきたい。しばしばあやまりがあるので軽浮をけざらうとして、そのあらしをと一集とした⁽²⁷⁾。

とあり、**実学や警句によつて本書がなつて**いることがわかる。

この内容を見ると自然科学・寓言（警句）・各国の状況などが挙げられているが、その中で中国の近代化に関するもの一つ例としてあげておく。

上海近事の項目（華商置輪船）によれば、中国の通商している港には、船が往来しているが、貿易で利益を得るものうちでその最たるものは汽船である。その利益は、ただ通商の貨物にあるだけではなく、華商の貨物を載せることにより重い利益を獲得する。汽船が中国に入つて来て以来、各商人はその便捷を喜び、ここにおいて汽船が盛んに行なわれ、在来のものである汽船は無用に近い。近頃、中国人が金子を出し合つて汽船を設置し、中国の旗号を設けて西洋人の汽船と利益を争っている。実に善挙である。論ずる者が華人が汽船を持つたことについて必ず西国の悦ばない所となるだろうといつてゐる。…

しかし、そんなことはない。利益は天下のものであり、それが公けに帰属し、流れて滞らない事を欲する。かりに中国の汽関車・舟が盛んになれば、中国の貨物が自然と霧のように集り雲がむらがるようにむらがる。このようになるならば、貿易は有無を遷すのだから、西洋人はともに利益を享けることができ、まさに一国の富強は、万国の同じ利益になるのだ。またどうしてこれがあるのを悦ばないでいられようか⁽²⁸⁾。

と述べており、西洋も中国も互いに貿易を盛んにすることにより、それぞれの国が利益を分かち合い共存共栄することを主張しており、当時にあつて、自国の利益にとらわれない各国が平等であることを主張した論文であるということができらるだろう。

以上、《中西聞見録選編》に触れたがこの本は、実学を中心とした啓蒙の書であることが知られる。

【洋務運動の評価】

さしあたって、洋務運動の大立物、李鴻章や張之洞に対するマーティンの意見を見ることにより、洋務運動に対する彼の考えを見たいと思う。

彼は、李鴻章を大変尊敬し、次のように言っている。

教育計画は康有為によって輪郭が描かれているが、大学設立の助言はおもに李鴻章によるものである。

彼は西太后の信頼すべき大臣であり、現在もこれまでも、帝国のもっとも進歩的な政治家であった。華北での長期間の総督の時代に、中国に非常に影響を与えてきた天津武備学堂・船政学堂を天津に設立した、その人であった。他のどんな人よりも近代教育の援助者として記述されるべき権利を彼は持っている⁽²⁹⁾。

と述べており、近代教育の援助者として考え、洋務運動そのものも積極的に評価していることになる。

また張之洞については、次のようにいっている。

彼は新しい日光が西欧世界にその光を放ったことを知っていた。彼は我々の文明を充分理解してはいなかったが、自国の賢人にはない力をつけており、自然の力は、科学や国民の教育を通して、服従させることができることを知っていた。彼は新しい秩序が、たとえ、日の出を西からに変えるような大きな矛盾を彼らの古い哲学に与えようとも、中国が新しい物事の秩序に従わなければ亡びる、ということを知っていた。彼は、知は力であるという格言―それはベーコンの時代よりも前に儒者によって言われていたのだが―を知り、感じていた。彼は彼の新しい考えを属僚たちに教えるために講義のシリーズを発行し始めた。《勸学篇》の主題で一卷にまとめ、それらは、若い皇帝に手渡され皇帝の命令によって

帝国の督撫に配られた⁽³⁰⁾。と述べており、張之洞がヨーロッパ方式による近代化に賛成し、積極的な活動をしていたことが知られる。ここでも洋務運動に対する積極的な評価が窺われる。

第五項 変法運動との関係

【科挙制の改革】

マーティンは同文館の総教習となったが、同文館の卒業生の就職先がないので、極力、科挙に科学の課程を入れるように建議をし、長い間論じ争ったが、それが実り、算学一科が挿入されることになった⁽³¹⁾。

このことについてマーティンは次のように述べている。帝国の指導的な官僚に対する、また彼等を通しての国家の教育に対する、同文館の間接的な影響は重要なものとなって来た。その最後に志した方向においての主要な成果は、**科挙の試験に自然科学を採用**（限定されたものであったが）することであった。一八八七年に布告されたこの方法は、二十年間もの審議のもとにでき、総督や巡撫達はそれを推薦したが、政府が同文館を通して自然の概念や近代科学の範囲を知るまで、採用されなかった⁽³²⁾。

と述べており、マーティンたちの同文館における努力により、**算学一科が科挙に挿入された**ことが知られる。ついで一八九八（光緒二十四）年にはマーティン達の

努力が実って、上諭が出され、八股取士の制が試時務策論に改められることになった。

このことについてマーティンは、

時に、改革の仕事は、我々がよくいうように康有為の影響のもとで皇帝手ずから行なわれたものであった。：

科挙の試験は革命化されるように命令され、いろいろな程度の学校が生まれた⁽³³⁾。と述べている。

【北京大学総教習時代】

マーティンは北京大学の創設を次のように述べている。すなわち

一八九八年、日本の手で負かされることによって教えられた皇帝は、国家教育制度の完全な改革を決心した。それは百人ぐらいの通訳者や随行員のための西洋の科学知識に決して限定されないものであった。帝国の最高の学者が国力の源泉に接近することを許されねばならないものであった。大学は五百万両で首都に創立され、**筆者（マーティン）は皇帝の布告によって学部長に任命された**。また皇帝の布告により、私は、中国の九段階の官僚の位の一つで、私にとって最高の位を授けられた⁽³⁴⁾。

とあり、彼が京師大学堂の総教習に任命されたことが知

られる。なおピーター・ダウスによれば、マーティンは李鴻章の推薦によって任命されたのであった⁽³⁵⁾。またマーティンの書いた《花甲憶記》によれば、

京師大学堂が創立され、私は総教習に任命され、特に賞として二品を与えられた。ただ、二年にならないうちに突然の義和団の乱の出現で、先生や学生は四散して逃げた。惜しむべきである⁽³⁶⁾。と述べている。

【変法運動に対する評価】

マーティンは、改革派に対する一般中国人の観測を次のように述べている。

中国においては、改革派の指導的目標は、西欧の方法を採用することによって中国を強めようとするものであった。不幸にも一般に中国人達は、自分達の弱さを自覚しなかつたし、また昨日成長したマツシユルムのような学問を取るよりも古い古代の痕跡を支えるものを取る傾向にあつた⁽³⁷⁾。

と述べており、改革派の受容され難さが知られる。また光緒帝に対しては好意を寄せ、次のようにいつている。

若い皇帝（光緒帝）のような自由な支配者のもとで、彼らは驚くべき速さをもって自分達の国の足りなさと我々のキリスト教文明のすばらしさに目をさました。

しかし、彼らは西太后のもとで惑わされ、あやまった方向に導かれ、西太后の反動的な政治に落ち入った⁽³⁸⁾。

と述べており、光緒帝一派の変法運動に対する高い評価と西太后に対する酷評がわかる。

第六項 義和団との関係

【義和団との遭遇】

マーティンは、義和団に包囲された時のことについて次のように述べている。すなわち、

突然の暴動でないことは理解していたが、外交団は、諸公使館のために海兵隊の護衛を導入する許可を要求することを慎重に考えていた。衙門は反対して談判が一週間続いた。五月二十七日、保定府への鉄道は破壊され、駅舎は燃え落ち、従業員の何人かは殺され、他は逃げた。

最初は心配したが、公使達は衙門の同意なしに行くことに決めた。護衛が送られ、将校を入れて四百五十人位が一時間もかからずにすぐに到着した。次の日は、他の支道が破壊され、海岸地区との連絡が完全に断られた、これが包囲の始めであつた⁽³⁹⁾。

とあり、一九〇〇年五月二十八日に、公使館区域が包囲されたことが知られる。ついで、包囲されている中で、マーティンは次のように述べている。すなわち、

われわれの生涯をかけた長い奉仕が、かくも無惨に敗れ去ったことを考えただけで、恥かしくて赤面せざるをえなかつた。中国の税関収入を三百万銀両から三億テールに育威した人物を、中国人は虐殺しようとしている。

私が三十年間も国際法を教えてきたのに、彼らは何と、公使の生命は神聖なるものと見なすべきではないと習ったのである⁽⁴⁰⁾。

とあり、その心持ちを窺うことができる。

【義和団に対する評価】

マーティンは義和団とセポイの乱を比較して、次のように言っている。すなわち、

義和団の暴行を引き起こさせた宣教師を非難するよりも、セポイの反乱の原因となった宣教師を非難することの方がより公正であろう。両方の場合、彼らは対立する集団というよりも、すぐれて犠牲であったのだらう。セポイについては、グリースのついた弾薬筒が爆発を起す時にスパークすることにあったのであり、義和団の場合には、宣教師の血というよりも、我々が言ったように、ドイツの攻撃の表明と、その企業が大きな徒党へ彼等を変化させる結果となった⁽⁴¹⁾。

といており、**義和団の原因を、ドイツの侵略において**

いるが、これは正しいであろう。

ついで、マーティンは義和団と西太后の関係を述べて、明らかな退却による義和団とよばれる力の敗北は義和団の崩壊にほとんどつながった。特に中国政府は、西太后が中国にもたらした悲惨について、彼等に責任を負わせた。彼女は義和団をスケープ・ゴートとしたのである、また彼等は無傷でいかせようとはしなかつた。それは丁度、ヘブライ人が身代りの犠牲を捧げるようなものであった⁽⁴²⁾。

と述べており、**義和団が太后の犠牲の子山羊にされたこと**が知られる。

またマーティンは、義和団とキリスト教との関係について次のように述べている。

キリスト教の性質からして、キリスト教が義和団のように、急激に発展することがむずかしいのは私も認める。しかし、**義和団によって点火された火は、ミッシヨンの成功に光をともし、キリスト教が前進**しないことはないことを証明している⁽⁴³⁾。

と述べており、ここでもキリスト教に希望を寄せていることが知られる。

ここまで、W・A・P・マーティンが、阿片戦争から義和団に至る中国近代史とどのようにかかわってきたかを述べたが、最後にそれらをまとめれば、**真の科学を広めることによりキリスト教も弘まると彼は考えていた。**

おわりに

おわりにあたって、マーティンの改革と科学と宗教の
関係について触れておきたい。

マーティンによれば、

およそ改革というものはすべて新しい教育を伴う
ものである。中国はその教育の改革にひたすら専念
している。鉄道・電信・新聞のたすけをえて、教師
は遙か辺境の停滞を克服するだろう。すべての人々
に、おのれの村よりも遙かに広い地平と、炉辺の談
話より遙かに高度な思想を考えることによつて。

だから健全な科学と真の宗教に鼓舞されて、中国
国民が地上の指導的な国々に仲間入りするのは、そ
う何世代もかからないであろう⁽⁴⁴⁾。

と述べており、中国は改革により、科学と宗教が盛ん
なり、指導的な近代国家になると考え、中国の将来に希
望を寄せていたことが知られる。そして彼は二十世紀の
中国に希望をかけていたのであった⁽⁴⁵⁾。

注

(1) W・A・P・マーティンに触れた史料・論文の主
要なものには、以下の十二編がある。

- ・吉田寅『天道遡源の研究(稿)』——一九世紀東亜
キリスト教史の一研究——東京教育大学東洋史学
研究室 アジア史研究会 一九六〇
- ・吉田寅「W・A・P・マルティンの「西学考略」
について」『日本の教育史学』第一九集 一九七六
- ・ジョナサン・ス Pens 著 三石善吉訳「第五章
マーティンとフライヤー——ランプの芯切り——
」『中国を変えた西洋人顧問』講談社 一九七五
- ・王樹槐『外人与戊戌变法』台湾商務印書館 一九
六五(民国五四)年。
- ・林治平〈第三編 丁隴良的生平与志事〉《基督教
与中国近代化論集》台湾商務印書館 一九七〇
- ・平塚益徳『近代支那教育文化史』目黒書店 一九
四二
- ・多賀秋五郎『中国教育史』岩崎書店 一九五五
- ・佐伯好郎『清朝基督教の研究』春秋社 一九四九
- ・K. S. Latourette, *History of Christian
Mission in China*, London, 1929. 2nd. Ed.,
Taipei 1970.
- ・A. H. Smith, *The Life and Work of the Late,
W. A. P. Martin, The Chinese Recorder,*

Feb., 1917.

• Peter Duus, *Science and Salvation in China, The Life and Work of W.A.P. Martin, 1828-1916*, Papers on China, vol. 10, Harvard Univ. Oct. 1956.

• Norma Farquhar, *A Bibliography of The Writings of W.A.P. Martin. Papers on China, vol. 10*, Harvard Univ. Oct. 1956.

なお、本小論を書くに当たって参考にしたマーティンの主な著書には次の四編がある。

• W.A.P. Martin, *A Cycle of Cathay or China, South and North, With Personal Reminiscences*, New York, Chicago, Toronto: F.H. Co., 1896, 3rd Ed., 1900, Reprinted by Cheng-Wen Publishing Co.

• W.A.P. Martin, *The Siege in Peking*, New York, Chicago: F.H. Co., 1900,
• W.A.P. Martin, *The Awakening of China*, New York, 1906.

• 丁韪良《中西聞見選編》一九七七（光緒三）年

(2) Peter Duus, op. cit., p. 99.

(3) W.A.P. Martin, *Cycle*, p. 52.

(4) Peter Duus, op. cit., p. 100.

(5) Ibid., p. 107.

(6) Ibid., p. 117.

(7) Ibid., p. 117. A.H. Smith, op. cit., p. 123.

(8) Peter Duus, op. cit., p. 99.

(9) Martin *Awakening*, p. 280.

(10) Farquhar, Ibid.,

• 吉田寅「W・A・P・マルティンの『西学考略』について」『および』吉田寅『天道湖原の研究』前掲書を参照。

マーティンの原著『天道湖原』一八六〇年、敬虔社蔵版は、キリスト教の書籍としては、特に有名であり、日本でも中村正直の訓点本が出版されている。

(11) Martin, *Cycle*, p. 19.

(12) Martin, *Awakening*, p. 3.

(13) Martin, *Cycle*, p. 127.

(14) Martin, *Awakening*, p. 162.

(15) Martin, *Cycle*, pp. 130-131

(16) Martin, Ibid., p. 182.

(17) 佐伯好郎 前掲書 四五四—四五五頁。

(18) Martin, Ibid., p. 233.

(19) Martin, Ibid., pp. 233-234.

(20) (21) Martin, Ibid., p. 234.

(22) Petr Duus, op. cit., p. 111.

- ・〈光緒十一年十一月初一〇日 総理各国事務奕
 勳等奏〉中国史学会主編《洋務運動》(二) 上海
 人民出版社 一九六三 六五—六六頁。
- (23) Martin, *Cycle*, pp. 240-241.
 (24) Martin, *Ibid.*, p. 295.
 (25) 多賀秋五郎 前掲書一二〇頁。
 (26) 光緒十一年十一月初一〇日 総理各国事務奕
 勳等奏。
 (27) 《中西聞見録選編》自序 一頁。
 (28) 同前 第七号 三一頁。
 (29) Martin, "Siege" pp. 41-42.
 (30) Martin, *Awakening*, p. 225.
 (31) 林治平 前掲書 一一四頁。
 (32) Martin, *Cycle*, p. 318.
 (33) Martin, *Siege*, p. 40.
 (34) Martin, *Awakening*, p. 210.
 (35) Peter Duus, op. cit., p. 116.
 (36) 丁韞良著、趙受恒訳《花甲憶記》(中国史学会
 主編《戊戌変法》(四) 一三八頁。
 (37) Martin, *Siege*, p. 35-36.
 (38) *Ibid.*, p. 161.
 (39) *Ibid.*, p. 72.
 (40) *Ibid.*, pp. 96-97.
 ・ジョナサン・スヘンス著 前掲書一九〇頁。

- (41) Martin, *Siege*, p. 160.
 (42) (43) *Ibid.*, p. 170.
 (44) Martin, *Awakening*, p. 280.
 ・スヘンス著 前掲書 一九二頁。
 (45) Martin, *Siege*, p. 161.

付記

本小論の執筆は海老沢有道氏の示唆によるものであり、また執筆にあたっては、菊池貴晴、吉田寅の両氏のご教示をいただいた。
 特に吉田氏には、史料を見せていただいたり、原稿にも目を通していただいた。併せてここに記し、謝意を表す。

なお本小論は、一九七七年キリスト教史学会の研究発表に加筆し、訂正したものである。

第三節 ヤング・アレン

— 清末来華の米人宣教師の横顔 —

はじめに

最近（一九七〇年代）、日本においても中国の事がよく論じられているが、清末に来華したティモシー・リチャード⁽¹⁾やヤング・アレンなど、外人宣教師については未だ周知されていないと思うので、この際、啓蒙的な意味をも含めて、アレンの人柄と思想、特に、その中国改革論のあらましを紹介しておくことも意味があるだろう。

ヤング・アレンはアメリカ・メソジスト派の宣教師であって、ティモシー・リチャードと共に、清末の変法運動に大きな影響を与えたと考えられる。

また、ヤング・アレンについては、諸先学が部分的には触れられているが⁽²⁾、私自身の調べた限りでは、まだ専論は書かれていないように思われるので、以下でアレンについて考察していく。

アレンに関する史料として主なものには、

- ① 《教会新報》⁽³⁾ (A Review of the Times) 一八六八（同治七）年—一八七五（光緒元）年、
- ② 《万国公報》⁽⁴⁾ (A Review of the Times) 一八七五（光緒元）年—一九〇七（光緒三十二）年、
- ③ 《中東戦紀本末》⁽⁵⁾ 初編八巻、続編四巻付文学

興国策、一八九六（光緒二十二年）年、

④ 《皇朝蓄義文編》⁽⁶⁾ 一九〇三（光緒二十七年）年などがあり、これらの書物を通してアレンの中国改革論を窺うことができる。

第一項 アレンの生涯

諸先学の研究を参考にして、アレンの生涯について述べていきたい。アレンは本名を Young John Allen（漢名 林榮知）と言い、一八三六年三月一日、米国ジョージア州に生れ、エモリー大学 (Emory University) を卒業し、米国監理会 (Methodist Episcopal Mission South) の宣教師となった⁽⁷⁾。

その後、一八六〇（咸豊十）年⁽⁸⁾ 来華して伝道に従事したが、本国に南北戦争が勃発したので伝道会社の支持を失い、自給のため上海新報の編集を担当し、江南製造総局で西書を翻訳し、上海広方言館の英文の教授にもなった⁽⁹⁾。

一方、一八六八（同治七）年、彼は自費で中国文の《教会新報》(Review of the Times) を上海で創刊した。この新聞の発行に当たっては、英国人宣教師慕維廉 (William Muirhead)、艾約瑟 (Joseph Edkins) も彼を助けた。

この新報の内容は、中国キリスト教界の教務と動静ばかりでなく、教義の闡揚、聖書などの訳述も載せ、宗教問題を論じようとするものであった。また、その間にあって、

中国ならびに外国の歴史、地理、科学常識や中国教育の消息にも触れるものであった。

しかし彼は一八七四（同治十三）年、内容を更に拡充して、『万国公報』と改名⁽¹⁰⁾した。アレンは『万国公報』を最初九年間は自力で発行したが、一時中断した。

その後、一八八九年二月（光緒十五年七月）、広学会の発行により、再びアレンが主筆となって復刊した。その内容はキリスト教教義の流布と教会ニュースであったが、西学を盛んにする責任を感じて、西洋の科学知識、史実、人物、国家の現勢なども載せ、中国朝野の士大夫を動かすのに充分であった。

日清戦争の時期には、日清戦争の問題を載せ、朝野の官紳の広範な注意を引き、一時、新知識の重要なニュース源と見なされ、民族独立、完全主権、政治改革を行なうに当たって啓発する所が大であったという⁽¹¹⁾。

また、『万国公報』は、その後の变法運動の際、学会が林立し、各地で報刊が出される際のモデルとなった⁽¹²⁾。

ついで『中東戦紀本末』を一八九六（光緒二十二年）年に出版している。これは、中国や日清戦争について述べた外国人の評価を集録して、翻訳したものである。

同書について小野川秀美は、

これは、万国公報の主筆ヤング・アレン（Young Allen, 林樂知）の著述であって、続いて、その『続

編』および同じ著者の翻訳にかかわる『文学輿国策』が出版され、三者を併せて『中東戦紀本末』として出版されている。

然るに、同年十二月には上海道台から、中東戦紀本末の初編、続編および『文学輿国策』（森有礼著の漢訳）の翻刻を厳禁することが布告され、翌一八九七（光緒二十三年）年正月には『泰西新史攬要』の翻刻を厳禁することが布告された。もって、この種の書籍に対する需要が高まり、その私版が横行したことを知ることが出来る⁽¹³⁾。

と述べておられ、『中東戦紀本末』の、当時の清朝知識階級に対する影響の大きさを知ることができる。

また、スツツヒルは、

リチャードやアレンにより、中国人達は自分達の危機から脱出する道を示された。彼らの出版物は中国のいたる所で読まれた。王座に座している皇帝から堅い床几に座っている田舎の学者まで、彼らは驚く程の熱心さをもって待ちうけさせられた⁽¹⁴⁾。

と述べている。

さらにラトレットは、アレンが日清戦争前後に改革を促した、とも述べておられる⁽¹⁵⁾。

その他のアレンの活動としては、五十以上の教会集会を上海に設立し、八一年には中西学院（Anglo-Chinese College）を上海に創設した。これは後の東呉大学（一九

〇〇年、監理会により蘇州に設立)となった⁽¹⁶⁾。
 なお、彼は一九〇七年上海で没したが、田中正美は彼を評価して、

彼は伝道を基調とした西欧文明の紹介普及に絶大な業績を果し、在華外人ばかりでなく政府官僚朝野知識人の間にも大きな影響を及ぼした⁽¹⁷⁾。

と述べておられる。

以上はアレンの生涯のあらましであるが、アレンは外国人としての限界はあったが、変法運動に一定の影響を与えていると考えられるので、次に彼の改革論をさらに追求していきたい。

第二項 アレンの中国改革論

【中国と西洋の関係】

アレンは、その著《中西関係略論》⁽¹⁸⁾の中で、中国と西洋の関係について述べている。すなわち同書は二十三節から成り、最初一八七五(光緒元)年より《万国公報》に掲載したものを、後に一冊の本にまとめたものである。

王樹槐は、この本を総括され、

アレンがこの文章を書いた動機は、清朝が外交官を各国に駐在させると聞いたからであり、特にこの本を書くことにより、中国がどのような外国と交渉し外国を製禦したら良いかを論じたものである⁽¹⁹⁾。
 と言われる。

しかし、この本の本質は、次の文章の中に明示されているので、引用する。

それならば、西洋人は、中国に来て何を究めようというのか。すなわち、そのいう所は、通商のみである。通商の二字はどんな事か。すなわち有を無に易えるのであり、これは天下自然の理である。すなわち西洋人は通商を至つて必要なこととなし、中国人は通商を宜しくないこととしている。もし果してこの様であるならば、それは道理に違うものではないか。西洋人はここで口出しをしない訳にはいかない。西洋人は事件を生ずることを願はない。：

以上をまとめるならば、西洋人には中国の土地を欲する心は無く、その欲する所は通商である。通商を欲する理由は、通商をしなければ利益を得ることができないからである。：

西洋人が中国に希望する所は二つあり、一に**中国が強くなければならない**ということである。西洋人が常に中国に惧れていることは、中国そのものが強くないということである。というのは、本国に妨げがあれば、西洋人にも妨げとなり、実際にはその妨げは本国にくらべて西洋人の受ける方が多いからである。：

二には、**中国は富まなければならぬ**。というのは、中国人が西洋の商品を買うことができないから

である。：(20)。

これは、《中西関係略論》の（第三編中外交接宜如何聯絡如何維持）(21)に書かれているものであるが、一見して明瞭なように、**西欧諸国の利益を第一に考え、そのために中国を利用しようとしているものである。**

王樹槐もこのことに関して次のように言われている。

この種の中国に富強を勧める言論は西洋人のエゴイズムの打算のもつとも正直な吐露である(22)。

以上から知られることは、**アレンが西欧諸国の利益のために中国を利用しているということである。**次項においては、中国と米国との関係について考察したい。

【中国と米国との関係】

アレンは、一八九四（光緒二十四）年に書いた論文（中米関係略論）(23)の中で、中国人労働者の米国移民禁止に触れ、その打開策として、中国人が通商に励むことと、国内の荒地を開墾することを勧めている。また中米を比較して次のように云っている。

中米両国が永い間、誼みを結んでいることはもとより云うを待たない。いわんや米国は新立の大国である。日に隆盛になるといつても十分のうちのわずか三分が興るだけである。

中国は古の名国である。すがたは盛んになつていくようだが、まだ十分興っていない。欧州が百年來創つて来た所の各新法については、いまだにその益

を獲得できていない。だから、古の国は殊さらに新しさの無い国である。今米国の冀う所は、ここで中国が興ることである。中国が興ることができれば、米国は僅か三分を興すものであるが、興して五分に至ることができる。そうすればお互いに大きな利益を得ることになる(24)。

とあり、**中米両国がそれぞれ産業を盛んにし、交易することにより双方が利益を得ることを述べている。**

第六十四次の〈中米関係続論〉(25)においては、中国と米国の類似点が挙げられている。第六十五次の〈接録中美関係続論〉(26)の中で、

中国は昔は国民に信用がなかったので、大きな借款の必要がある時には、外国に借款をするのが常であつたが、今やすでに会社ができ、金銭を集め、大きな工事や大きな利益を得る時は会社とよく相談して行なっているので工事に従事するものは楽を得、工事が終われば利潤は中国そのものに入り、外国に出ることはない。：

今国民各自が小さな資本を国のために出すなら、国の利益はすなわち国民自身の利益となり、国民も政府も同じ気持になる(27)。

と述べており、**中国自身の産業の発展と資本の自給による富国を促していることが知られるのである。**

また、中国の近代化が各国にとってもプラスであるこ

とを次のように述べている。

中国は行動することを欲しないので、百年の間、その効果を収めることはできなかったが、もし行動することを欲すれば、すぐにでもその効果もあらわすことができる。：

また、もし欧米諸国が中国のこのような動きを見るならば、その通商による利益の大きさはいよいよ広まり、無限であることが知られるのである。

また、ただ中国が外国貿易の利益を得ることができただけでなく、外国が中国貿易の利益をあまり得ることができ、それが喜ぶ所となる事は云うを待たない。：これにより中国は各国の圧迫から段々と回復し、各大国の間にあつて、自らの席を占めることになる⁽²⁸⁾。と
としている。

以上から知られるように、**中国の発展が米国ならびに諸外国の発展に連なる**、とアレンは考えている。

以下においては、アレンの中国改革論について考えてみたい。

【中国改革論】

アレンは、一八九五（光緒二十一年）年日清戦争直後、《陔語対》七編⁽²⁹⁾を表わし、中国の改革すべき点を述べているが、これは、その後直ちに《中東戦紀本末》初編八巻に入れられ、《治安新策》と改題されている⁽³⁰⁾。今、

後者により、アレンの改革論に触れておきたい。

彼はこの本の意義を次のように述べている。

私は、中国を目撃して心傷つき、新策を書き上げた。中国が受けている病気をくわしく研究し、広く各国の立教の仕方を集め、つぶさにいままで述べてきた。これらはおおむね日頃の蘊蓄を吐いたものである。：もし薬が目まいをさせるようでないなら、その病気は治らないのである。：⁽³¹⁾。

このような見方から、日清戦争後、アレンの中国に対する厳しい指摘が次のように見られるのである。

まず、アレンは、中国人の積習の欠点を八項目にまとめて述べている⁽³²⁾。それは、**矯倣、愚蠢、恒怯、欺誑、暴虐、貪私、因循、遊惰**の八であり、これらは、その禍いが国是にも延び、その病はまず人の心に入るのであり、これらは互いに影響し合つて次々に禍いが生ずるといっているのである。

彼は、この書の最後に（対証發藥之策）すなわち対証療法の薬となるべき**中国改革策五項目**をあげている⁽³³⁾。今その五つを略述すれば、

第一に云うのには、**意が興れば、それをすぐに外に発散すべきである**と。中国は外交の事務処理に関して喜び鼓舞するような態度で当たらなければならぬ。そのやり方を四つあげる。

一には、外交関係の改善、特に外交官の接待の

改善により国交が強固になる。

二はキリスト教の尊重、三は有能な外交官を選び外国と交渉を持ち、相互理解を深めるべきである。

四は、商務に有益な事業、例えば、鉄道、鉱産、土産関係、機械、製造、電報局、鑄銀局などを行なうべきである。

第二に云うのには、**権力を充足させるべきである**と。権力が表われるのは武備においてではなく、人材が多いことにおいてである。変通の道はまさに育才をもって本としている。いま、読書の法を改めるのに三法がある。

一は、年令、専門に応じて本の種類の選択、読書の増減を行なうべきである。

二には、先生を養成して、新しい学校を設立し新学を学ぶことである。そのために西洋人に助けをもらうべきである。

三に有用な人材の養成が必要である。そのため西書を訳し、新聞社を開設し、学会を設立し、学童を海外に派遣すべきである⁽³⁴⁾。

第三に云うのには、**道徳を備うべきである**と。泰西の教化には、**天、人、物の三倫**がある。

天倫においてはキリスト教と聖人の教えが一つになっている。中国人は従来只人倫の五常を説く

だけで充分ではない。物倫は格物であり、西洋人が実験によって得た成果を利用すべきである。

三倫の大本は、ことごとく真実であやまりのない一途、すなわちキリスト教に帰る。中国は三倫を守ることににより、国勢が日増しに強まり、民心も日増しに明らかになり、すべての事が備わるようになる。

第四に云うのには、**政令は劃一にすべきである**と。政治の改革には五つある。

一に、至急全国の権力を一に帰して督撫に関係なく、文武も合わせ中央集権を行なうべきである。

二に西洋には君民共主の国や民主の国がある。中国においても民権を伸ばし、官権を限定すべきである。

三に冗員を淘汰して、適正な俸給を出すべきである。

四に法律は一国の主人であり、上は皇帝から下は庶民に至るまで法律の下にあるのだからそれを遵守すべきである。

五に民間に議局を設け、商務局、農務局、工芸局などでは民間の有能な人を局に入れ、国民の云い分を聞いてそれを取り入れれば有益である。

第五に云うのには、**国家の体面は整えるべきである**と。

中国人は、仁を心のうちに持ち、怒をもって人を遇すべきである。西洋の方法にならって、拷問を禁止し、社会の風気を改良し、一夫一妻制を行ない、纏足を禁止し、奴婢の蓄えや売買を禁止すべきである。

以上、五項目にわたって中国の改めるべき点、取り入れるべき点を述べている。すなわち、まず従来の外交関係を改善し、西欧風の近代社会を政治的にも人道的にも見習い、キリスト教も取り入れ、人材を育成し、産業を盛んにし、中国を近代的な国家に成長させることが云われている。

さらに彼は、中国を良くしようとするならば、自らの実態を知らなければならないといい、中国の失なつた三点、すなわち、**失教、失政、失権**をも述べている⁽³⁵⁾。

以上、アレンが日清戦争直後に書いた《陰語対》を解題した《治安新策》により、アレンの中国改革論を考察してきたが、次に、中国と日清戦争の関係について述べたい。

【中国と日清戦争】

アレンは、日清戦争に大きな関心を抱き、日清戦争について述べた欧米人の評論を外字新聞から採録して、みづからも論文を寄せ、或は、従来書いたものを転載して、《中東戦紀本末》を編集、著訳している。

なお、アレン自身が日清戦争について書いた論著の主なものは、《中日朝兵禍推本窮源記》⁽³⁶⁾、《中東之戦関係地球全局説》⁽³⁷⁾、《乱朝記五附中日之戦関係地球全局証略》⁽³⁸⁾、《中日両国進止互岐論》⁽³⁹⁾、《中東失和古今本末考》⁽⁴⁰⁾、《中東戦紀本末》⁽⁴¹⁾などである。

いま、一八九六（光緒二十二年）年に書かれた《中東戦紀本末 序》により、アレンの日清戦争と中国のあり方についての考えの一端を考察しておきたい。

アレンは前記の序の中で、日本が日清戦争に勝利し獲得した五つの利益と、中国が日清戦争敗北後、国を立ち直らせ、隆盛にするための五つの条件とを述べている。

まず**日本の得た利益**について、

一、武功を天下に表わし、万国の仲間に入り、順位づけられる状態になつた。

二、利器があつて、人材を獲得して利用し、天下に兵備をおさめる字を明示し、ただ表面をかざるだけの恥をそそいだ。

三、国体はすでに立ち、勢に乗じて新政府内では文学、工芸を興し、外には通商、修好をしており、もう他国に次ぐ国ではない。

四、国民を均しく教化し、以前にくらべて国家の最上の計を著しく振興させている。

五、つとめて誅降、戮服の名を避け、仁を顕わし、それが天下に聞え、万国公会の称誉を博そうとこいねがっているので東洋の人望のある国として愧じる

ことではない⁽⁴⁾。

とあらまし述べている。すなわち、以上をまとめれば、日本が日清戦争に勝利し、武功を世界に表わし、世界大国の仲間に入り、近代化に成功し、東洋の人望ある国になったというのである。

ついで、中国の日清戦争後のあり方についてアレンはあらまし次のように五項目で云っている。

一、…中国人には文章著述の立派なものがあり、またその品格の優雅なことは各国のよく尊び仰ぐ所となっている。だから今すぐにこの機会を逃がさないで中国は五千年来の古くからの大国であることが虚名であり、まだそれに深くたのむことはできないということを知り、浮いたものはしりぞけ、実を崇め、偽りにそむいて真に帰り、再び中国の天地を造り、それを挽回することである。

二、局外の人は、久しく中国が危いとしているが、中国はそれ自体で危いことがあるか、そんなことはない。今や領土が狭く、国民が少ない小国のままではいられない。

というのは、国が富み、強い兵隊のいる彼の三つ四の大国が国境を接しており、彼らは進むことがあっても退くことがないからである。彼らはせまり来ているから必ず深く思いをいたし、急いで善処の道を求めなければならぬ。そうすれば、露、英、仏、

独の諸国は中国をいよいよ愛敬することはあってもそれをやめることはないであろう。

三、中国が敗北した原因を推しはかるのに、有形の機械にあるのではなくて、かたちのない才能にあることを深く知った。大官も経済を取扱う人がなく、租税を管理する人が無いことを明言している。

ああ、人材の少ないことがなんと甚しいことか。このことを知ったならば、また必ず何故、これらの人達を養成しなければならぬかを思うべきである。…そうすれば、人材はまさに用いきれない程あるだろう。

四、人々にはそれぞれその人にそなわった品位がある。これを扶けて完成させることはできない。国家の品位は何に存するか。これはまだ教化が微かで缺けたうらみがある。今や中国は努めて人倫のはじめを追い、本源を窮究しようとしており、教沢が人に及べば、低きを高くし、すくなきを培い、民心はそれで日に振い国体はそれより日に尊ばれるであろう。

五、刑罰によって追い立て、権勢をかさに茹迫し、しばりつけ駆り立てる。これは、雑覇の術によって民を治める、ということだ。

天子はどうしてここに出御されるのを思い留まられることができようか。今、人を零落の域から救い、これを日に天地宇宙に遊ばせ、その精神をさわが

せないようになされば、臣民は徳をふみ、仁をうたい、自分から良く天子の事業をひろめ、天子の法則に順ずるだろう。

これが五つである⁽⁴³⁾。

以上をまとめれば、露・英・仏・独などの諸大国が清朝の隣国となっている現在、清朝は、国内では、実をあげ、真に立ち返り、人材を養成し、人民を教化して人民を振わせ、国体を尊ばせて、天子が出て民心を安定させ、臣民も天子の事業に順うようにすべきである、と。

諸外国に対しては、老大国の虚名を捨てて、善処の道を求めることにより、国も盛んになり、外国からも愛敬されるようになる、というのである。

また、それに続けてアレンが述べていることを要約すれば、おおよそ次のようになる。

中国が信じてこの五つを行なえば、それは中国だけでなく各国にも重大な関係を及ぼす。…各国が現在、弱肉強食の勢いにあるといつても、然るべき道理があるのだから、中国が正義を行ない、各国の心を合わせるならば、世界が平和になるだろう。…

天道には私心なく、人情も世界各地において甚しく異なるといふことはない。…万国は一家のようなものであり、…どうして中国だけが仲間はずれの悲し

みを抱くべきであろうか。…万国を興そうと思うならば、必ずまず中国を興さなければならぬ。中国がにわかにならば新法に改めると愚民が激して変を起すのではないかと恐れて躊躇するとすれば、それはただ一日の安きを愉しむだけである。…

この本では多くこの意味を論じている。…また、学者からも知恵を集め、西洋の新聞の多くの評論をも学び、私は痛惜の思いをもつて只一人で中国に忠義の思いを寄せているのであり、…本書はすべて中国の為に計っているのである。⁽⁴⁴⁾…

すなわち、ここでは中国の近代化を望み、それが世界にも良い影響を与えるというのであり、彼は《中東戦紀本末》⁽⁴⁴⁾を中国のために書いたというのである。

以上、日清戦争に関してアレンが中国に切望したことをまとめたが、次に、中国とキリスト教の関係について考察したい。

【アレンのキリスト教観】

アレンは一八九五（光緒二十一年）年に書いた《基督教有益於中国説》⁽⁴⁵⁾という論文において、キリスト教が中国にとつて有益であることをあらまし、次のように述べている。

神は彼自身の形に照らして、人間を造り、万物の霊長として全地の鳥獣蟲魚を管理させた。だから人間には万物を治める権力があり、たとえ一つの生物

でもその用いる所を失なわないようにしなければならぬ。

ここにおいて物理学、化学、植物学、鉱物学、地学の学問が興ったのであり、万物の利益もまた興ったのである。キリスト教が中国に伝えられて今やすでに全国で伝えられていない所はない。そして眞の道を崇め、邪をしりぞけ、医院を設け、貧民を救い、学塾を立てて人民を教え、書籍を著わして、学問を広めており、中国にとって有益なすべてのことは、キリスト教から出ており、それを拡充しているだけである。：

キリスト教は天を主としており、天が伝えた教えであり、人が造った宗教ではない。また人間はすべて天の下にあるのであり、一人としてその教えの中になんかいない。ただ上帝が従来の帝と異なるだけだけでなく、眞道も又従来の道と異なるのだ。だから天文学、地理学、物理学、化学、植物学、鉱物学、地学の学は従来と異なるのではない。

人間はどうして天と関係を絶つて天の教えの外に出ることが出来るだろうか。そんな事をすれば窮りないキリスト教の益を失なってしまうだろう。(46)

すなわち、彼の考えによれば、人間は神からすべての生物を管理する能力を与えられており、それ故により良く生物を治めるため、物理、化学、植物、鉱物、地学の

学問がおこつたのである。

現在キリスト教は全国のいたる所に伝えられ、それによつて医院学校が設立され、書物が著わされて学問が広められている。また、人間は天が下におり、天の伝えたキリスト教の中におのずから存在する、というのである。

以上、彼の教えはキリスト教が至上のものと考え、それを人間の根柢に置き、それにもとづいて、無媒介に学問も発展し、社会福祉も進められるというのであり、いかにも一九世紀のキリスト教観らしい樂觀主義的な側面を有している。すなわち、学問形成の固有の論理が欠落しており、また一九世紀の外国の中国伝道をただ手離しで評価していることは、この時代の宣教師としてやむを得ない面もあるが、キリスト教が諸外国の砲艦政策の裏付けで初めて伝道できたのである。その後の帝国主義の中国侵略と合わせ考える時、もつと地味な発言なり、反省なりがあつてしかるべきだと考える(47)。

【清末の宣教師などの性格と役割】

清末に來華した宣教師の性格と役割については、外交官、商人との関係を把握することによつて、より明確にされると私は考えていたが(48)、王樹槐も、清末に來華した宣教師、外交官、商人の性格と役割について言及され、次の様に云われている。

宣教師、外交官、商人は英米両国が中国にあって活動する三種の重要な人達である。彼らが中国に來た目的は宣教と通商をもって主なものとなしている。前者は文化の浸透であり、後者は経済的利益の獲得である。両者とも皆外交官の保護により、其の活動の進行や利益を得ることに便ならしめているのである。

宣教師は、伝道や説教を除いては、商人のためにほめてやり、また祖国の外交のために弁護した。もし宣教師が商人や外交官の道具となってしまうならば、それ以上の事はできない。外交官や商人は、或は自分自身の宗教信仰によって、伝道事業に賛助しているかも知れないが、究極的な目的は自分自身の利益を主としているのである⁽⁴⁹⁾。

すなわち、王樹槐の考えによれば、結局宣教師が本国の商人や本国の外交官のための道具になりさがり、商人や外交官は究極的には自分の利益の事しか考えない、と言いつつおられる。

また王樹槐は、宣教師がなぜ変法運動を鼓吹しようとしたかを述べて、

宣教師の意見は次の二つの重心を出していない。その一は、**経済建設を強化すること**、すなわち、いわゆる**養民と富国の法**であり、二は、**新教育を普及すること**、すなわち、いわゆる**教民、新民の法**である。

科学を改革しようとする意見は、新制の学校を興そうとするのに不可欠の一項であり、同時に教育はまたキリスト教の教義を伝播させるのに最も有効な道であり、これが宣教師が変法を鼓吹する原因であり、中国に在留する西洋人の変法鼓吹の主要な目的である⁽⁵⁰⁾。

と云っておられる。これによれば、**宣教師はキリスト教の教義を伝えるために変法を鼓吹した**、ということになる。

以上、アレンのキリスト教観と清末の宣教師の性格と役割の一端についての王樹槐の説を紹介した。

おわりに

今までアレンの改革論について述べて来たが、ここにおいて、そのまとめと問題点の指摘をしておきたい。

アレンはアメリカのメソジスト派の宣教師として、清末に來華し、四十七年あまりを中国に過した。彼のなした中国に対する役割としては、《教会新報》、《万国公報》、《中東戦記本末》などの編集者、筆者としての仕事が大である。

その中で彼は彼なりの改革論を述べているが、筆者は、それを六項目にまとめて述べてきた。

一は、**西洋との関係**であり、二は、**アレンの母国米国との関係**であり、三は、《**治安新策**》に見られる**中国改革論**

であり、四は、日清戦争を通しての改革論であり、五はアレンのキリスト教観、六に清末の宣教師などの性格と役割である。

これを年代的に見るならば、一項目と二項目は、日清戦争以前に書かれたものであり、三項目以後は、日清戦争後に書かれたものである。前者に比して後者の方が中国に対する見方が切実で厳しくなっている。

アレンの考えによれば、中国がキリスト教を受け入れ、西欧風の近代国家になることにより、中国は独立、自主の富強の国家になるというのであるが、その背後には、西欧諸国の利益のために中国を利用しようとする考えも窺えて、十九世紀来華の宣教師の典型的な一面をのぞかせている。

註

- (1) 李時岳《李提摩太》中華書局 一九六四
 ・重松良枝「テイモシー・リチャードと変法運動」
 お茶の水史学十四 一九七一
 ・深澤秀男「中国近代政治史上におけるテイモシー・リチャードの役割」『史潮』八十九号 一九六四

(2) ヤング・アレンについて触れている著書の主要なものに、次の十編がある。

- ・ Timothy Richerd, *Forty Five Years in China*, New York 1916.
 ・ 蒲豊彦、倉田明子監訳『中国伝道四五年 ティモシー・リチャード回顧録』平凡社 二〇二〇
 ・ K. S. Latourette, *A History of Christian Mission in China*. London, 1929. (Taipei 1970)
 ・ 平塚益徳『近代支那教育文化史』目黒書店一九四二
 ・ 佐伯好郎『清朝基督教の研究』春秋社 一九四九
 ・ 戈公振『中国報学史』太平書局 一九五五
 ・ 田中正美「ヤング・アレン」アジア歴史辞典 一二五頁 平凡社 一九五九
 ・ 小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会 一九六〇、みず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
 ・ 王樹槐《外人与変法運動》台湾商務印書館 一九六五
 ・ 楊森富《中国基督教史》台湾商務印書館 一九六八
 (3) 林樂知《清末民初報刊叢編之三 教会新報》華文書局 一九六八
 (4) 林樂知《清末民初報刊叢編之四 万国公報》華文書局 一九六八
 (5) 林樂知編《中東戦紀本末初編・続編・付文学興国策》上海広学会 一八九六

- (6) 于宝軒編《皇朝蓄義文編》上海官書局 一九〇三
- (7) 佐伯好郎、前掲書 六一二頁
- (8) 王樹槐によればアレンの来華は一八四九年とある。
同前掲書 九—十頁参照。
- (9) 王樹槐、前掲書 九頁
- (10) 林樂知、前掲《教会新報》、および、《万国公報》
第一頁、同縁起 参照
- (11) 同前
- (12) 前掲《教会新報》、《万国公報縁起》、小野川秀美
前掲書、および、拙論「変法運動と学会」『論集』(四
国学院大学文化学会) 十三号、十四号 一九六八年
参照。
- (13) 小野川秀美 前掲書 一八一頁
- (14) W. E. Soothill, *China and the West. A Sketch
of Their Intercourse.* pp. 173-174. Oxford
University Press. 1925.
- (15) K. S. Latourette, *Op. cit.*, p. 492.
- (16) 田中正美 前掲書
- (17) 前掲書
- (18) 《万国公報》第三卷、第四卷 所収
- (19) 王樹槐 前掲書 十一頁
- (20) 《万国公報》第三卷 六十三頁
- (21) 前掲書 六十三—六十四頁
- (22) 王樹槐 前掲書 十二頁
- (23) 《万国公報》第六十三次 一—四頁
- (24) 前掲書 四頁
- (25) 《万国公報》第六十四次 十三頁
- (26) 《万国公報》第六十五次 一—三頁
- (27) 同前 二頁
- (28) 同前 三頁
- (29) 《万国公報》第八十二次—第八十八次まで掲載
- (30) 《中東戦紀本末》卷之八 一—三十七頁
- (31) 同前 二十六頁
- (32) 同前 三一—五頁
- (33) 同前 二六—三四頁
- (34) ここで言われていることは、変法運動に近い。
前掲拙論「変法運動と学会」を参照。
- (35) 《中東戦紀本末》卷之八 三十五頁
- (36) 《万国公報》六十八次 一—六頁
- (37) 《万国公報》七十次 四—十二頁
- (38) 同前 二十一—二十四頁
- (39) 《万国公報》七十一次 一—四頁
- (40) 《万国公報》七十七次 一—九頁
- (41) 《万国公報》八十八次 八—十頁
- (42) 同前 九頁
- (43) 同前 十頁
- (44) 同前
- (45) 《万国公報》八十三次 六—七頁
- (46) 同前
- (47) 里井彦七郎、小野信爾「十九世紀中国の仇教運動
—植民地主義への抵抗—」『世界の歴史』第十一
卷所収 筑摩書房 一九六一年、ならびに、
里井彦七郎『近代中国における民衆運動とその思
想』東大出版会 一九七二年 一三六—二〇一頁

参照。

- (48) 深澤秀男「中国近代政治史上におけるティモシー・リチャードの役割」 十六頁参照
- (49) 王樹槐 前掲書 九十七頁
- (50) 同前九十八頁

付記

この小論は、一九七〇年度に、京都大学、同人文科学研究所小野川秀美教授、米国南長老派教会、四国学院大学などのご厚意により、小野川教授指導のもと、京都大学の人文科学研究所で清末に中国で活躍した、ヤング・アレンやティモシー・リチャードなど、外国人の宣教師の事を研究する機会を得たので、中間報告のつもりで、一九七二年度の香川歴史学会で研究発表をした所、香川史学を書くように依頼されて書いたものである。

末尾ではあるが、御指導下さった小野川先生をはじめ、御厚意を寄せて下さった多くの方々に感謝する次第である。

また、この小論は、昭和四十八年度文部省科学研究費助成・総合研究(A)「辛亥革命における国家と民衆」の分担研究の成果の一部でもあることを附記する。

第九章 運動を阻止した西太后

はじめに

西太后とその時代の中で、本節では戊戌政変を取り上げる。

まず、西太后の生涯を述べ、ついで、光緒帝の生涯と戊戌変法について明らかにし、最後に、西太后の戊戌政変を、その時に犠牲になった人々の側から述べる。

第一項 西太后の生涯

西太后(1)は、一八三五(道光一五)年、エホナラ氏に属する満州旗人で、安徽省寧地広太道であった恵徴の娘として北京で生まれた。

一八五一(咸豊元)年、選ばれて秀女として後宮に入った。同年、太平天国の運動が起こった。

一八五六(咸豊六)年、咸豊帝との間に皇子載淳(後の同治帝)を生み、一八五七(咸豊七)年、懿貴妃となり、咸豊帝から慈禧の名を賜った。

一八六〇(咸豊九)年、英仏連合軍の北京攻撃を逃れ、熱河の離宮に滞在中、一八六一(祺祥元)年八月に咸豊帝が病没し、咸豊帝の遺命により、八人の大臣、怡親王載垣、鄭親王端華、協弁大学士・戸部尚書肅順など、が政務を取ったが、西太后が東太后、咸豊帝の弟恭親王と

結んで三大臣を肅清し、実権を握り、五歳の載淳が位を継ぎ、年号を同治とすると、西太后は皇太后と呼ばれ、両太后が垂簾聽政を行なった。

一八七三(同治一二)年、同治帝が一八歳になると、「撒簾帰政」の方針を掲げたが、政治の実権は掌握していた。

一八七五(光緒元)年、同治帝が死ぬと、西太后は咸豊帝の弟醇親王奕譞と自分の妹の子である載湉を立てて光緒帝とし、垂簾政治を行った。

一八八九(光緒一五)年、西太后は自分の姪を皇后に選び、親政を許し、頤和園に隠居したが、実権は離さなかった。

一八九四(光緒二〇)年、日清戦争となったが、頤和園修築のために海軍の費用を当て、戦争の終結を早めた。

一八九五(光緒二一)年、下関条約の締結により、外患を極め、自強論が盛んとなった。

一八九八(光緒二四)年、恭親王が死ぬと、光緒帝の師傅翁同龢が、康有為の影響を受けて、新政を計画し、光緒帝が六月一日、変法国是を詔定したが、西太后は光緒帝に命じて、翁同龢を退かせ、自分の甥の榮祿を直隸総督につけ、実権を握っていた。

戊戌変法実施で、光緒帝は頤和園に赴き、西太后に安んじていることを願った。しかし、変法派の四卿が参政し、辞めさせられた礼部尚書懷塔布的妻が西太后に訴え

た。

また、袁世凱の光緒帝に対する裏切り、榮祿の西太后への密告により、西太后を頤和園に留める計画が失敗した。楊崇伊の訓政の請願もあり、同年九月二一日、西太后は、**光緒帝の名により、「垂簾の詔」を下し、政權に復帰した。**

西太后はさらに諭し、康有為を免職し、その弟康広仁を罰することを命じ、同月二八日、「戊戌の六君子」の死刑を宣告し、康有為、梁啓超らの逮捕を命じた。

義和団運動が起こると、一八九九（光緒二五）年一月、義和団に味方した端郡王載漪の子溥儀を皇太子に立てたが、辛丑和約後、廃している。

なお、義和団の時、一九〇〇（光緒二六）年七月、光緒帝を連れて熱河へ逃避行したが、それに従わなかった珍妃の殺害を宦官に任せた。

義和団後、新政を宣言し、一九〇六（光緒三二）年、予備立憲の方針を表明したが、一九〇八（光緒三四）年、**光緒帝が死ぬと、醇親王載灃の子溥儀を皇帝継承者と決め、翌日歿した。**

第二項 光緒帝の生涯と戊戌変法

光緒帝⁽²⁾は、原名が**愛新覺羅載湉**であり、年号により**光緒帝**と呼ばれ、前述のとおり、咸豊帝の弟醇親王奕譞と西太后の妹の子であり、道光帝の孫として生まれた。

一八七五（光緒元）年、同治帝が嗣子がないまま死去したので、継承者として載湉は西太后に推されて、まだ幼いのに即位した。**実際には西太后が訓政を行なった。**

一八八一（光緒七）年、西太后の弟桂祥將軍の娘普澧と婚約し、一八八九（光緒一五）年に結婚、さらに謹妃、珍妃の側室を持ったが、実子はなかった。皇后は西太后のための監視役でもあった。西太后は大監李連英に皇帝の身辺を探らせた。同年、大婚後、**光緒帝は親政を認められたが、実権は西太后の手中にあった。**

一八九五（光緒二一）年、日清戦争に敗れて清朝は下関条約を締結、巨額の賠償金、台湾の割譲などにより、**光緒帝は、国の将来に危機を感じて、変法の必要性を考えるようになった。**

丁度この時、光緒帝は師傅翁同龢を通して、康有為の数回の上書や「俄彼得変政考」、「日本明治変政考」を読み、**維新派によって自らを固める決意をする。**

ついで、一八九八（光緒二四）年六月一日、御史・楊深秀、侍読学士・徐致靖の上奏により**明定国是**（変法国是）の詔勅を下した⁽³⁾。それには、数年来の廷臣たち変法の求めに応じて、**特科の開設、武科制度の改革、大小学堂の設立などの詔書を発したことに言及している。**

この詔書は、「聖賢義理の学を根本に植え、また西学で時務に切実なものを博く採り、実力で求め、空疏迂謬の弊を救い、…経済の変化に通用する人才を成すように」

求め、中学を根本にし、西学を採り入れて、中国の積弊を救おうとする態度を示していた。

詔書の最後のところで、「京師大学堂は、各行省で提唱し、…軍機大臣と総理各国事務王大臣に命じて」、有能な人才を「等しく入学させて授業を受けることを許し、人才の輩出を期し、共に時難を救うように」求めていた。ここに、**人才を養成し、政治に参加させ、困難を乗り切る**とする切実な情況が窺われる。

ついで、同年六月一三日に光緒帝は、康有為、張元済を一六日に予備召見することを宣命した。西太后派は**光緒帝派が勢いを得ることを懸念し、ついに翁同龢を咎めた**ため、光緒帝は翁同龢を退かせ、榮祿に命じて北京を守らせ、三軍を統率させた。

また、二品以上の大臣の任命が西太后にゆだねられていたので、光緒帝と西太后のいっそうの対立を引き起こすこととなった。

六月一六日康有為と張元済は旨を奉じて召見に応じ、**康有為は「既に守旧が禍敗を致したことを知り、変法と維新を尽くさなければ自強はできない」と強く主張した。**

帝も「変法でなければできない」といったが、干渉をばかかって、**八股文の廃止と国家の予算**については、やっとな質問に加えた。

光緒帝はまた、張元済の通芸学堂のことをたずね、**諸生に勤めて励み、国家の為にことをなすように勧めた。**

これから、光緒帝の上諭を取り上げ検討して、変法の構想を明らかにしていく。

一八九八（光緒二四）年六月一日から九月二〇日まで**二〇五の上諭**が出された。それらは大別して、政治、経済、文化教育、軍事の四方面に分類できる。

まず**政治面**においては、変法国是により光緒帝が変革の主体となり、立憲君主制を敷くことであった。ついで、新しい人材登用による変法体制の確立、その内容としては、時務に通達すべきこと、経済特科の新設と八股文の廃止による科挙制の改革、余分の館・院の廃止による役所の近代化が掲げられた。

経済面では、国家の歳入歳出をよく管理し、鉄道の敷設、鉱山の開発、農業、商業、工業の育成により、民生の向上を図ろうとするものであった。

文教面においては、留学生を派遣し、外国の文化を摂取し、旧来の書院を改めて、京師大学堂を中心とする西歐風の近代的な学校を設立し、学問や発明を奨め、新聞社を設立して民衆の啓蒙に当たろうとした。

軍事面では、軍艦を建造して西歐風の近代的軍隊を作り上げることに、清朝を近代的な強固な独立国家たらしめんとしたのであった。

しかし、光緒帝の意を呈して譚嗣同が袁世凱に西太后押し込めを依頼したが、逆に袁世凱が榮祿を通して西太后に密告したので、これらの変法実施の政策も失敗する

こととなった。光緒帝は北京城内に幽閉され、変法の実施は義和団運動後の新政を待たねばならなかった。

一九〇〇（光緒二六）年、義和団事件処理の失敗により、光緒帝は西太后と共に西安に逃れた。光緒帝の珍妃は、西太后の指示により、宦官李連英によって井戸に投げ込まれ殺された。

一九〇一（光緒二七）年、光緒帝は北京に戻ったが、政治にたずさわることにはなかった。

一九〇八（光緒三四）年一月、光緒帝は、西太后の亡くなる一日前に、死去した。死亡診断書には、一応、胃病と記されているが正確なことは不明である。

第三項 戊戌政変で犠牲になった人々

この項では、西太后による戊戌政変で、身一つで難を逃れた康有為と梁啓超、および、処刑された戊戌の六君子、譚嗣同、劉光第、楊深秀、康広仁、楊銳、林旭、計八人の生涯に触れ、戊戌政変との関係を犠牲者の立場から、改めて見ていく。

【康有為】

康有為(4)は、原名が祖詒、字が広廈、号が長素、明夷、更生、更姓、天遊化人などである。一八五八（咸豊八）年、広東省南海県に生まれ、春秋公羊学者、変法運動の推進者となった。

祖父賛修は、連州訓導となり、父達初は江西補用知県

となったが、康有為は幼くして父を失っている。

一八七六（光緒二）年、南海県出身の大儒朱次琦に学び、済人経世、実践躬行の学を学んだが、戴震（東原）などの清朝考拠学にあきたらず、一八七九（光緒五）年、西樵山の白雲洞にこもり、道仏の書、《西国近事彙編》、《環游地球新録》、《海国図志》、《瀛寰志略》などの書を読み、西学を講ずる基とした。一八八三（光緒九）年には、《東華録》などを読み、《万国広報》などを購入している。また、不裹足会を始めている。

一八八八（光緒一四）年、三十一歳で、順天郷試の際、国士監祭酒によって、光緒帝に第一上書を行なったが、翁同龢の反対にあつて失敗した。

そして、一八九一（光緒一七）年、郷里に万木草堂を開き、陳千秋、梁啓超などの弟子の養成に当たった。また、彼らの助力のもとに《新学偽経考》を完成した。

一八九二（光緒一八）年、《孔子改制攷》の編纂に着手した。

一八九五（光緒二一）年には、会試受験の挙人たちと拒和を請うた公車上書を行なった。四月、光緒帝に引見されて、工部主事を授けられた。この時、第三上書を行なって、受け入れられている。

第四上書は皇帝に受け入れられなかったので、方向を多角化して、学会、報館、学堂の設立運動も行なうよう

になった。七月に北京強学会、その機関紙《中外紀聞》、九月に上海強学会、その機関紙《強学報》を創設、発行している。

また、この頃、翁同龢が变法を意図するようになったので、康有為は、彼に科挙の改革を説いたという。

一八九七（光緒二三）年には、聖学会、粵学会を創設し、《日本書目》を出版している。

一八九八（光緒二四）年には、光緒帝に《日本変政攷》などを進呈し、ドイツの膠州湾占領にもなつて、保国会を設立している。

同年四月、保守派の恭親王が死去すると、《明定国是》（変法国是）の論が出され、六月、康有為は光緒帝に召見され、全面的な変法と制度局の創設などを上奏した。

康有為は総理衙門章京に任命され、積極的に改革案を出し、変法実施の実を挙げようとしたが、保守派の反発も強く、特に《孔子改制攷》が弾劾された。

康有為は譚嗣同と相談して、袁世凱を頼つて、光緒帝を中心として、改革を進めようとしたが、すでに見たように、袁世凱は逆にこのことを后党の榮禄に密告したため、西太后の訓政、いわゆる戊戌政変が実施され、光緒帝は幽閉、戊戌の六君子は殺され、康有為、梁啓超は身一つで日本に亡命し、帝党派の主要人物たちは謹慎を命ぜられたのであった。

【梁啓超】

つぎに二人目の梁啓超⁽⁵⁾について見ていく。梁啓超は、一八七三（同治一二）年、広東省の新会県の生まれで、字は卓如、号は任公、飲冰室主人などである。彼は、変法運動の推進者として行動したが、民国になってからもジャーナリスト、学者、政治家として活躍した。

彼は、地主、読書人の家に生まれ、広州の学海堂に学び、一八八九（光緒一五）年、一六歳で挙人に合格、翌年、上京して会試に応じたが失敗、帰途、上海で、《瀛寰志略》などの西書に触れ、広州に帰った後、友人陳千秋を紹介して、康有為の門を叩き、弟子となった。康有為は、一八九一（光緒一七）年、前述の通り広州長興里に、私塾、万木草堂を開き、教育に当たっていた。

康有為の弟子となった梁啓超は、師の康有為と共に変法運動の主要な担い手に成長して行った。

一八九五（光緒二一）年、日清戦争の終わり近くまで三度、会試に応じたが、失敗した。その時、康有為と共に挙人の請願上書である公車上書を行なった。

ついで七月、康有為と北京強学会を作り、彼はその書記となり、その機関紙《中外紀聞》の主筆となった。北京強学会には、ティモシー・リチャードなどの西洋人の宣教師たちも参加しているが、梁啓超は、一月余り、リチャードの秘書となっている。

九月、上海強学会の設立に参加し、その機関紙《強学報》

にも関係したが、それが弾圧されると、一八九六（光緒二十二年）年、上海強学会の残金で、上海に《時務報》を創刊し、汪康年が社長となり、梁啓超は主筆となっている。この雑誌は一世を風靡し、魯迅、毛沢東、林語堂も読者となった。

一八九七（光緒二十三年）年には、湖南に創設された時務学堂に主講として招聘されている。（この時務学堂の卒業生が、後に、自立軍起義や革命運動にも参加している。）彼は湖南変法運動に参加し、譚嗣同らと南学会を組織した。この学会は地方自治を目指すものであった。

翌年、病を得て上海に去り、癒えて北京に入った。そこで、康有為と共に保国会を組織した。この会は中国最初の近代的な政党だったとされている。

一八九八（光緒二十四）年、戊戌の年の六月、光緒帝より、明定国是（変法国是）の諭が出され、翌月、梁啓超は光緒帝の謁見に預かり、六品の弁理大学堂訳書局事務を授かり、科挙の廃止、翻訳局の開設などに尽力したが、九月、政変で、日本の軍艦に助けられ、身一つで日本に亡命した。

一八九九（光緒二十五）年には、東京で《清議報》の創刊、および東京高等大同学校の創設をしている。ついで、一九〇一（光緒二十七年）年には、康有為と保皇会を組織し、その翌年には、《新民叢報》を発行し、立憲君主制を主張したが、孫文が中心になって結成した中国同盟会の機

関誌《民報》に依る革命派と対立した。

一九一一年（宣統三年）年、革命派が十三回の起義を経て、清朝を打倒し、中華民国を樹立した。

中華民国となり、熊希齡内閣の司法総長、段祺瑞内閣の財務総長となり、《清代學術概論》などを書き、北京図書館長、清華大学の国学の教授を歴任したが、病を得て、一九二九年（民国十八）年北京に没した。

【譚嗣同】

つぎに六君子の一人である譚嗣同(6)の「三十自紀」、李喜所の「譚嗣同活動年表」などにより、譚嗣同の生涯を略述する。

彼は、一八六五（同治四年）年、北京に生まれたが、湖南省瀏陽県の人である。字は、復生、号は、壮飛、華相衆生、東海蓑氏、通眉生などである。一八六九（同治九年）、五歳で仲兄嗣襄と共に北京で、畢純齋先生を拜して書を読んでゐる。一八七二（同治一年）年、八歳で、長兄嗣貽、仲兄嗣襄と北京で、韓蓀農先生を拜して、書を読んでゐる。

一八七四（同治十三年）年、一〇歳の時、父譚繼洵が進士となり、戸部員外郎に任官したので、全家が北京の庫堆胡同の瀏陽会館に住んだ。

一八七六（光緒二年）年、一二歳の春、北京にジフテリアが発生し母と長兄次姉を失った。彼も三日間昏睡状態

を続けたが、一命を取り留めたので、父によって「復生」と言う字がつけられた。

一八七七（光緒三）年、一三歳の譚嗣同は唐才常と友として好みを結び、共に欧陽中鵠の門下生となり、学問を求めている。

一八八三（光緒九）年、一九歳で李閨と結婚した。翌年、二〇歳の時、新疆巡撫劉錦棠の幕府に行く。劉錦棠は譚嗣同の才能を認め、朝廷に推薦しようとしたが、劉自身が官を辞さなければならなくなり、果たせなかった。

一八八九（光緒一五）年、二五歳、仲兄嗣襄と北京で試に応じたが、不合格であった。劉人熙を師として《船山遺書》、《宋元学案》などを読んで、中国の哲学思想の発展を探討した。一二月に父が湖北巡撫となった。

一八九〇（光緒一六）年、二六歳の春、父に従って湖北に行き、張之洞に謁見している。湖北では名士と交わり、湖北の新式の鉱工業を參觀し、学問を研鑽している。

一八九一（光緒一七）年、二七歳で、詩文集《遠遺堂集外文》初編を編み、武昌で、王船山の哲学思想から、張載の哲学思想を研究している。

一八九三（光緒一九）年、二九歳で、《遠遺堂集外文》続編を編んでいる。また、夏には、上海で、ジョン・フライヤーと知り合い、西欧の自然科学などの本を読んでいる。

一八九四（光緒二〇）年、三〇歳、湖北で《三十自紀》

を書き、壮飛と号し、過去を総括し、科挙の学問を捨てた。三〇歳以前の詩を集め《秋雨年華之館隄書》とし、あわせて、詩集《莽蒼蒼齋詩》を編集した。

中日甲午戦争で感ずるところがあつて、友人貝元徴に手紙を送り、維新変法思想の志を示した。

翌年、三一歳の春、武昌で、唐才常、劉淞芙らと学問を研究し、維新変法思想の交流をした。一〇月には、瀏陽県に赴いて、欧陽中鵠と算学社を起し、十一月には、湖南に戻って、長沙で、救災事務を処理し、《瀏陽算学館章程》を草擬し、算学館の創弁に奔走した。一二月、清朝は、王之春をロシアに出使させ、譚嗣同を参贊として内定したが、李鴻章が派遣されたので、譚嗣同は行かないことになった。

一八九六（光緒二二）年、三二歳、湖南に強学会分会の設立準備をしたが、成らなかつた。三月、武昌から出て、上海に行き、西書を買い、フライヤーを訪れ、「北洋遊学」を開始した。夏には天津で、工場、碼頭、輪船、砲台、汽車などの新式企業を參觀。六月、北京に来て、翁同龢に拝し、宣教師、名士を遍訪し、変法維新の哲理を探究した。

八月、父の捐官で南京に来て、候補知府となり、官僚の実態を知る。また、楊文会と知り合い、仏学を研鑽する。この期間、上海、南京を往来して、梁啓超、汪康年、吳鷹舟、宋恕、孫宝瑄と物の見方について話し合い、研鑽

して、進歩した。また、《時務報》の編集出版と女性解放運動に参与した。

冬、南京で《仁学》に着手する。同時に、湖南にあって、開鉱をなし、算学社を動かし、湖北で《民听報》を出版しようとして奔走した。

一八九七（光緒二三）年、春、譚嗣同などの努力で、瀏陽算学館が開学する。また、楊文会などと南京で測量会を創立した。《仁学》の初稿が大体完成する。

五月、上海に赴いて、時務学堂の儀器を購入し、六月、務農会の創立を支持し、《農学報》を準備するため奔走したが失敗した。また、上海不纏足会の創立にかかわった。

一〇月、南京から上海に赴き、梁啓超、李維格に対し、湖南時務学堂の教師に任ずるよう請うた。十一月、長沙に赴いて盛宣懷や張之洞の委託をうけ、湖南で鉱山を開き、汽船や鉄道の交通運輸事業を取り扱った。

一八九八（光緒二四）年、長沙に帰って、湖南変法運動に参与した。

三月から五月に至る間、長沙で《湘報》、南学会をはじめ、時務学堂を開き、維新の志士と共に、内河小輪船、鉱務総局、湘粵鐵路、武備学堂、保衛局、群萌学会、延年会、《湘学報》などを開設、創刊した。また、同時に、南学会の講演で忙しかった。《壮飛楼治事十篇》を書き、その変法の計画と順序を明らかにした。

六月三〇日、光緒帝は、譚嗣同に北京に赴いて引見を

受けることを命じた。譚嗣同は大変喜んで、長沙から武昌に来て、北上の準備をしたが、不幸にも病に倒れた。

七月三〇日、光緒帝は、また、譚嗣同がすみやかに上京するよう命じた。

八月三日、病を帯びて、武昌から北京に赴いた。北京では、瀏陽会館に住んだ。

九月五日、光緒帝は、譚嗣同ら四人を四品卿銜軍機章京に任命し、新政の遂行を援助した。この後、譚嗣同は全力を尽くして、変法に奔走した。

九月中旬、西太后の政変を発動する風声が甚だ急となり、一八日、譚嗣同は、夜、袁世凱を訪ね、彼に新政を援助し、榮禄を殺すことを希望した。一九日、帝国主義が救ってくれることを夢想し、失敗した。

九月二一日、西太后は戊戌政変を「垂簾聽政」として発動した。光緒帝は、瀛台に囚えられ、維新の志士は、追捕に遭遇した。譚嗣同は、逃げず、捕らえられるのを待った。

九月二五日、捕らえられ、獄に入った。精神は自若としており、詩を作り志を言った。

九月二八日、従容として、義に就いた。

【劉光第】

つぎに、劉光第(7)の生涯について述べる。劉光第は、一八五九（咸豐九）年四川省富順県に生まれた。字は斐村で、戊戌新政に参与した清末の官僚である。

父は、一時床屋の職人をしており、家は貧しかったが、母の命により、四歳で私塾に入り、勉学に励んだ。

一八七七（光緒三）年、劉光第は一八歳で張雲仙と結婚し、四男五女を得ている。

一八七八（光緒四）年、童試に合格、一八八〇（光緒六）年には、弟と成都錦江書院に入学し、一八八一（光緒七）年、**挙人**となり、**翌年進士に及第、刑部主事**となっている。北京で読書し、世の中を観察したが、同年九月に帰省している。

一八八八（光緒一四）年、母の服喪も明け、京官となったが清貧に甘んじ、家はいよいよ貧しかった。これ以後、**清朝の政治に深く関心を寄せ、大臣の安逸を批判し、清仏戦争の敗北に扼腕していた。**また、真面目に勤務し、練達したので、日増しに声望もあがり、同郷の京官からも喜ばれるようになった。

一八九四（光緒二〇）年、日清戦争が始まると、上級の官僚に依頼して、政治の刷新、改革を上奏しようとしたが、この「**甲午条陳**」は阻まれた。やがて日清戦争に敗北し、痛憤した。

一八九六（光緒二二）年、武昌で、張之洞と会い、時事について話し合った。同年秋、《時務報》の四川の分局ができ、光第は友人と宣伝している。翌年、四川の飢饉救済に乗り出した。

一八九八（光緒二四）年、**蜀学会**を同郷の京官と開き、

康有為の保国会にも参加している。また、湖南巡撫陳宝箴の推薦で光緒帝の召見にあずかり、軍機処章京上行走となり、**新政に参加し**、清廉潔白な態度で職務に励んだが、西太后の政変（クーデター）で三九歳で処刑された。

彼は逮捕されても最後まで平然としており、刑部官僚であったので、西門から出されるとき、処刑を悟ったが、訊問されないで処刑されそうになったので、何故、訊問しないのかと言ったと伝えられている。

劉光第の著作には、文章五五編、書簡六三通、詩六七八種ある。文集の主なものに、前述の〈甲午条陳〉、〈論〉〈校邠廬抗議〉などがある。

【楊深秀】

ついで、六君子の三人目、楊深秀⁽⁸⁾の生涯について見ていく。本名は敏秀、字は漪邨。一八四九（道光二九）年、山西省聞喜県の生まれで、戊戌新政に参与した清末の官僚である。

一八六二（同治元）年の挙人で、清朝に献金して刑部員外郎となる。**宋明の義理の学**に造詣が深かった。

一八八二（光緒八）年、張之洞が山西巡撫の時、彼を起用して徳堂書院長とし、全省の読書人に経史、考証、詞章の学を教えさせ、志士を敬わせようとした。

一八八九（光緒一五）年、進士となり、本官となって刑部主事を授かり、郎中に累進し、一八九七（光緒二三）

年の冬には山東道監察御史となった。彼は、その性格が剛直であり、日清戦争の恥を憤った。しかし上申する場所がなかったので、御史になつてからは、天下を正すことを自分の仕事とした。

一八九八（光緒二四）年の正月、ロシアが旅順、大連を分割する事件が起こつたので、英日と連合して、之を拒否する事を上奏した。また、北京に保国会が成立すると、これを支持し、康広仁の親友でもあつた。

同年六月一日、戊戌の変法に際して、康有為の為に代奏して「国是を定め、賞罰を明らかにするの摺」を請うた。楊深秀は、それによつて国を正しい方向に向け、国運を振興させようとした。

また、「台湾が割かれ、膠州湾の変が生じて半年になる。だから皇帝の明をもつてしてもどうして猶予があるだろうか」と述べ、中国の危機を訴えると共に、変法による旧体制の変革を上奏した。

同日、楊深秀がすでに上奏していた「遊学日本章程」が承認され、三〇歳未満の生員で優秀な者の留学、親王、貝勒、宗室の外国視察も認められた。その外、外国の書物の翻訳も上奏している。

同年六月一七日、御史宋伯魯が八股文を改廃して、経済特科を開くことを上奏したが、礼部尚書・許應騭が経済特科の無益なことを唱えて反対したので、六月二〇日宋伯魯と楊深秀が許應騭を守旧で、新政を阻むものとし

て弾劾した。

さらに楊深秀は同年九月二〇日に上奏して、清朝が英米日と団結して、それら諸国から援助を受けることを説いたが、これは、楊深秀が英国のテイモシー・リチャード、日本の伊藤博文に幻想を抱いていたため、であつた。

同年九月二一日、政変が起こつたが、楊深秀は危難を避けようとしなくて、光緒帝が廃された理由を問ひ、西太后に政権を光緒帝に返すように勧告すらしている。

彼はついに逮捕されたが、楊深秀の一子韃田によれば、楊深秀はすでに皇帝が捕らえられたのを知り、皇帝を何とかして救おうとしたので、韃田がそれを密かにたしなめようとすると、かえつてこれを叱り、従容として逮捕されたことが知られている。逮捕されてからも獄中で詩を作り、九月二八日処刑されて、北京に仮葬された。

詔勅により、一九一〇（宣統二）年、初めて故郷に葬られた。

楊深秀の著した詩文および奏稿は、「雪虚堂詩鈔」、「楊澹春侍御奏稿」として《戊戌六君子遺集》に収められている。

【康広仁】

ついで、康広仁⁽⁹⁾の生涯について述べる。康広仁の親友梁啓超の「康烈士列伝」などにより述べていく。

康広仁は一八六七（同治六）年の生まれで、原名は有

溥、字は広仁、号は幼博、大中で、広東省南海県の出身、康有為の弟である。その人となりは、機を洞察し、治事の条理に長じ過ちを改める勇氣を持っていたという。

家族には、中国女学会の董事となった妻黄娛謹、日本女子大学校を卒業し、留日女学会の招待董事となった娘同荷がいた。

彼は若い時から科挙制に反対して、試験準備をやめていた。一八八七（光緒一三）年、捐納により浙江省巡検候補となっている。一八九五（光緒二一）年、康広仁は兄の康有為と広東に出て、不纏足会を開いた。

一八九七（光緒二三）年正月、《知新報》の主持人となり、ついで上海に戻って、中国女学堂の開設を経元善に提唱している。

同年六月、康広仁は上海で梁啓超らと上海不纏足会を開いた。九月から一〇月の間に、康広仁は上海で大同訳書局の設立に当たっている。

一八九八（光緒二四）年春、梁啓超と北京に入り、推薦されて、皇帝から懋勤殿行走に任命された。

戊戌政変で刑死したが、その精神は最後まで穏やかであり、死に望んでも少しも変わらなかった。

一六年後に兄康有為の手により、沈痛な思いで、樞が故郷に移された。

【楊 銳】

ついで、六君子の五人目楊銳⁽¹⁰⁾について、おもに梁啓超の「楊銳伝」に依拠して述べる。

楊銳は、字が叔嶠、鈍叔であり、四川省綿竹県の人で、一八五七（咸豊七）年の生まれである。性質は、篤謹であり、妄言や邪視はしない。張之洞が四川省の督学の時、若い楊銳は、その学識を見抜かれて、張之洞の弟子となり、信任された。

一八八八（光緒一四）年、挙人となり、内閣中書を授かった。やがて、張之洞の幕僚を一〇年間つとめて、張之洞は北京における書簡、電報の授受を楊銳に任せた。

楊銳の性質は、強く、正直で、名節を尊び、漢の党錮、明の東林の行誼を慕ったという。

一八九五（光緒二一）年の下関条約以後、ますます慷慨して時事問題を話した。その頃、康有為が北京にいて、親密に従って過ごしていた。康有為が志士と強学会を創設すると、楊銳は起ってこれに和し、尽力した。

同年一〇月、御史楊崇伊が強学会を弾劾すると、会中の志士は連署して、これと争い、楊銳も率先して署名したと言う。

一八九七（光緒二三）年、ドイツの膠州湾事件が起こると、康有為は上京して上書した。楊銳は、これを給事中の高燮曾に話すと、高燮曾が康有為を疏薦したが、梁啓超はこれを楊銳の力だとしている。

同年二月、康有為が保国会を北京に倡設した時、楊銳も劉光第も会員となった。また、楊銳は自ら、四川会館に蜀学会を開いた。しかし、このことは、ますます守旧派の嫉妬を招いた。

張之洞は楊銳を皇帝に推薦したかったが、自分の門人なので、楊銳の推薦を湖南巡撫陳宝箴に依頼した。それによって楊銳は一八九八（光緒二四）年に召見され、四品卿銜を加えられ、軍機章京に当てられて、譚嗣同、劉光第、林旭と同じく新政に参与した。

光緒帝は一殊論を四人に授け、力を尽くして、新政を助け、顧みてはならない。凡よそ、奏摺があれば、四卿の閱視を経、凡よそ、上諭があれば、四卿の草稿に属して經由することとした。それを軍機大臣が嫉妬したという。

七月二九日、光緒帝は楊銳に密詔を渡した。それには光緒帝の位が保てないこと、および、康有為と四人は法を設けて救護したい、と書いてあったという。

梁啓超によれば、楊銳が長く宮中に居り、二〇年の国脈を知り、皆、西太后の手による傷耗に憤懣禁じ難い、としている。

そして、御史硃一新、安易俊、学士文廷式が西太后を批判したために職を追われたことを述べている。

そこで、楊銳は皇帝の密詔を奉じて、諸同志と皇帝を守ろうとしたが、ついに逮捕され命を与えた。

また、楊銳は広く学問に通じ、北京の名士に尊敬されているとしている。

【林旭】

六君子の六人目に、林旭⁽¹⁾について、おもに梁啓超の「林旭伝」によって見ていく。

林旭は一八七五（光緒元）年の生まれで、字が噉谷で福建省侯官県の人で、康有為の弟子である。

子どもの時より秀で、梁啓超は、天才特達としており、また、詩文にも優れ北京でも有名になったとしている。

一八九五（光緒二一）年、遼東半島、台湾が割譲された時、林旭は礼部の試験に应试していたが、発奮して上書し、和議を拒ばむを請い、意志はかけ離れて優れていた。

その後、内閣中書となり、康有為の学問を聞き、これを慕い、康有為に面会して政教の宗旨を聞き、大いに心を定めて、康有為の弟子となった。

広州湾占領などの報告で、国内でも事変は、急を極め、師の康有為は、士気を振励させるのが保国の基礎だとし、各省の志士に各学会を作らせ、相講究し、声気を通じやすくし、講究が熟しやすいうにした。

北京においては、まず、粤学会、蜀学会、浙学会、陝学会などを倡え、楊銳が蜀学会の領袖となった。

林旭は、故郷の先達にあまねく謁見し、鼓舞し、一日で閩学会を作った。正月初一〇日に大会を福建会館に開き、

福建中の名士、大夫が皆集まり、**林旭が領袖**となった。また、保国会が開かれると林旭が**董事**となった。

さて、榮禄はかつて福州の將軍であり、風雅であり、福建人に好意を寄せていた。林旭は名士、沈葆楨の孫婿であるので、**榮禄は林旭を部下にしようとした**。

一八九八（光緒二二）年五月に榮禄が天津に来て、林旭を招いて幕府に入れようとした。林旭は、先生の康有為に可否を尋ねると、康有為が賛成したので、榮禄の招聘に応じようとした。

しかし、すでに、經濟特科の試験に応じていたので、少詹の王錫蕃が林旭を朝廷に薦め、七月に召見された。

最初、皇帝は林旭の福建語が分からなかったので、上奏文を再提出させた。それには、**師の康有為の学説**が詳しく書いてあったので、皇帝は康有為の弟子であることが分かり信任した。

林旭は、譚嗣同らと同じ四品卿銜を授けられ、軍機章京に当てられて**新政に参与した**。陳奏が多かったという。

八月初二日、光緒帝は、康有為に出京を命じた密書を林旭に手渡し、康有為に渡すように命じた。

その後、政変が起こり、林旭は、捕らえられて一三日、市で処刑された。

妻沈静儀は、菓を仰いで夫に殉じた。
著書に《晚翠軒詩集》などがある。

おわりに

ここまで、「第九章 運動を阻止した西太后」と題して、西太后の生涯、光緒帝の生涯と戊戌変法、変法を担った人々が遭遇した戊戌政変について見てきた。

西太后の垂廉聴政は、一八六一（祺祥元）年から一九〇八（光緒三四）年まで四八年続き、西太后は内憂外患の困難な清朝の政治に当たってきた。この期間で、一番深刻な事件は戊戌政変であったらうと思う。

なぜなら、**西太后が中国の伝統文化に則り、垂廉聴政で「中国の伝統を守る」ために甥の載湉を帝として朝廷に入れたが、光緒帝が成人するつれて、世界情勢の実態を知るようになって、西太后の意に反して変法運動が行なわれた**。運動を阻止しようとする西太后が、譚嗣同等などによって、実権を奪われそうになり、彼女の政権の座が危機にさらされたための政変であった。

やがて、義和団後、西太后も清末の新政を行なうことになる。

しかし、歴史の流れは、清朝の改革から革命運動へと進んで行き、清朝は崩壊した。

西太后の立場も筆者は理解できるが、押し込められた光緒帝、および、亡命・肅清・失職した有為の少壮官僚に思いをいたしながら、その研究に半生をかけてきた。

注

- (1) 西太后については、主に深澤秀男「西太后」山田辰雄編『近代中国人名辞典』霞山会 一九九五、および、修訂版 国書刊行会 二〇一八年所収によった。西太后についての史料、参考文献の主要なものに、管見の限り、以下の四十六編がある。
- ・ 民国清史館編『清史稿』卷二一四 列伝一 皇妃 孝欽顯皇后(西太后) 民国歴史館 北京 一九二七
 - ・ 李伯通編『歴史小説 西太后秘史演義』国史小説社 北京 一九二一
 - ・ 湯志鈞『戊戌変法人物伝稿』増訂本 下冊 中華書局 一九八二
 - ・ 徳齡著、佐藤知恭訳『支那革命迷宮記』日東堂 一九一五
 - ・ 徳齡、実藤恵秀訳『西太后絵巻』大東出版社 一九四一
 - ・ 徳齡、田中克巳、太田七郎訳『西太后に侍して』生活社 一九四二
 - ・ 柴五郎述、大山梓編『北京籠城』平凡社 一九六五
 - ・ 徳齡著、さねとうけいしゅう訳『西太后秘話』東方書店 一九八三
 - ・ 徳齡著、井出潤一郎訳『素顔の西太后』東方書店
- 一九八七
 - ・ 徳齡著、伊関唯史訳『西太后汽車に乗る』東方書店 一九九七
 - ・ 波多野善大『中国近代工業史の研究』東洋史研究会 一九六一
 - ・ 藤井松一「日露戦争」『岩波講座 日本歴史』一八岩波書店 一九六三 所収
 - ・ 田中克巳『中国后妃伝』筑摩書房 一九六四
 - ・ 野村浩一『近代中国の政治と思想』筑摩書房 一九六四
 - ・ スタイガー著、藤岡喜久雄訳『義和団』桃源社 一九六七
 - ・ 中塚明『日清戦争の研究』青木書店 一九六八
 - ・ 村松暎『中国列女伝』中央公論社 一九六八
 - ・ 小野川秀美『清末政治思想研究』東洋史研究会 一九六〇、みずず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
 - ・ 信夫清三郎、藤村道雄『増補日清戦争』南窓社 一九七〇
 - ・ 高田淳『中国の近代化と儒教―戊戌変法の思想―』紀伊国屋書店 一九七〇
 - ・ 市古宙三『近代中国の政治と社会』東京大学出版会 一九七一
 - ・ 里井彦七郎『近代中国における民衆運動とその思想』東京大学出版会 一九七二

- ・村松祐司『義和団の研究』巖南堂 一九七六
 - ・彭沢周『中国の近代化と明治維新』同朋舎 一九七六
 - ・野澤豊、田中正俊編『講座中国近現代史』第二巻 東京大学出版会 一九七八
 - ・小島晋治『太平天国の歴史と思想』研文出版 一九七八
 - ・中村義『辛亥革命史研究』春秋社 一九七九
 - ・濱久雄『西太后』教育社 一九八四
 - ・小林一美『義和団戦争と明治国家』汲古書院 一九八六、増補版 二〇〇八
 - ・ウツドハウス暎子『北京燃ゆ』東洋経済新報社 一九八九
 - ・陳舜臣『中国の歴史』全七冊 講談社 一九九〇—一九九一
 - ・J・O・P・ブランド、E・T・バックハウス著、藤岡喜久男訳『西太后治下の中国』光風社 一九九一
 - ・鈴木智夫『洋務運動の研究』汲古書院 一九九二
 - ・スターリング・シーグレイブ著、高橋義正、山田耕介訳『ドラゴン・レディ』サイマル出版 一九九四
 - ・高陽著、陳沢禎選定監修、鈴木隆康、永沢道雄訳『西太后』全十一冊 朝日ソノラマ 一九九四—一九九五
 - ・三石善吉『中国、一九〇〇年』中央公論社 一九九六
 - ・寺田隆信『紫禁城史話』中央公論社 一九九九
 - ・狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋近代思想受容と明治維新』みすず書房 一九九九
 - ・佐藤公彦『義和団の起源とその運動—中国民衆ナショナリズムの誕生』研文出版 一九九九
 - ・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』国書刊行会 二〇〇〇
 - ・深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』新教出版社 二〇〇〇
 - ・坂出祥伸『改訂増補 中国近代の思想と科学』朋友書店 二〇〇一
 - ・菅野 正『清末日中関係史の研究』汲古書院 二〇〇二
 - ・加藤 徹『西太后—大清帝国最後の光芒』中央公論社 二〇〇五
 - ・菊池英明『ラストエンペラーと近代中国 清末中華民国』講談社 二〇〇五
 - ・鈴木智夫『近代中国と西洋国際社会』汲古書院 二〇〇七
- (2) 光緒帝の生涯については、深澤秀男「光緒帝」山田辰雄編『近代中国人名辞典』所収によった。
- (3) 中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』

- (二) 一七頁 上海人民出版社 一九五七
- (4) 康有為の生涯については、深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』「康有為」によった。
- (5) 梁啓超の生涯については、深澤秀男「梁啓超」前掲書によった。
- (6) 譚嗣同の生涯については、深澤秀男「譚嗣同」前掲書によった。
- (7) 劉光第の生涯については、深澤秀男「劉光第」前掲書によった。
- (8) 楊深秀の生涯については、深澤秀男「楊深秀」山田辰雄編『近代中国人名辞典』所収によった。
- (9) 康広仁の生涯については、深澤秀男「変法運動と康広仁」『岩手史学研究』第八九号 二〇〇七年三月 所収によった。
- (10) 楊銳の生涯については、主に梁啓超〈楊銳〉中国史学会《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 上海人民出版社 一九五七年所収を参考にした。
- (11) 林旭の生涯については、主に梁啓超〈林旭〉中国史学会《中国近代史資料叢刊 戊戌変法》(四) 所収を参考にした。

【付記】本小論は、二〇一〇年七月の岩手史学会の研究発表「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐる―」に加筆したものである。

終章

ここまで、『戊戌変法運動をめぐる人々』と題して、すでに書いた拙論により、

- ・「戊戌変法運動の概観」、
 - ・「戊戌変法を推進した人々」、
 - ・「変法を革命につないだ人々」、
 - ・「戊戌変法運動に最初賛成し、離脱していった人々」、
 - ・「戊戌変法運動に影響を与えた人々」、
 - ・「戊戌変法運動に反対し戊戌政変を発動した人」
- についてみてきたが、以下、それをまとめておく。

まず、第一章の「**戊戌変法運動の概観**」について。

日清戦争に敗北した中国の若き知識人たちが光緒帝を改革の主体として、日本の明治維新を見習って独立富強の中国を作ろうとして戊戌変法運動に乗り出した。

戊戌変法運動の展開としては、まず、変法論が唱えられ、ついで、それに基づいて学会、報刊、学堂が創立された。さらに、変法派官僚の上奏により、光緒帝から明定国是いわゆる変法国是の上諭が出され、続いて二〇五に上る戊戌変法の上諭が出された。

その内容は、変法全般にかかわるもの、政治にかかわるもの、経済にかかわるもの文教にかかわるもの、軍事にかかわるものなどであった。

最後に、光緒帝は西太后の抵抗にあい、西太后に迫られ、西太后に訓政を願う上諭を出して、監禁され、戊戌変法運動は閉じた。

つぎに、第二章の「**主導推進した帝と上諭**」について。

第一節に**光緒帝**であるが、日清戦争の敗北で中国の将来に危機を感じ、変法の必要性を考える様になり、翁同龢を通しての康有為の上書や著書で変法派によって自らを固める決意をし、明定国是の詔勅を下し、戊戌変法を**実施に移した**。

それは、康有為、梁啓超、戊戌の六君子などにより実施された。西太后の政変により挫折したとはいえ、その後中国近現代史に大きな影響を与えたものではなからうか。

第二節は「**上諭の内容**」である。

政治的には人材を登用して変法体制を形成し、明定国是の詔勅をはじめとし、二〇五の上諭を發した、

そして、これらを通して、政治、経済、文教、軍事を**変革し、独立富強の近代的な国家を建てようとした**。

さらに、第三章の「**推進した官僚とジャーナリスト**」で、陳宝箴と汪康年について論考した。

第一節に、**陳宝箴**であるが、湖南の変法運動に湖南巡撫として関係し、(和豊火柴公司)と電報局を設立し、南学会で二回講演し、のちに戊戌の六君子となった劉光第

と楊銳を光緒帝に推薦している。

第二節に、汪康年であるが、翁同龢に会い、変法運動に参加し、康有為の依頼で上海強学会に加入し、同学会が禁止されると、余った金子で《時務報》六十九冊を刊行し、彼自身も十五の論説を掲載した。また、四つの報刊、二つの学堂に關係し、人材を育成した。

第四章の「オピニオンリーダーの師弟」では、師弟關係にあった康有為と梁啓超について論じた。

第一節は康有為であるが、政治の改革を説く春秋公羊学を信奉し、広東に不裹足会を創設し、変法運動を開始した。日清戦争に清が敗北すると、挙人による公車上書を行ない、変法運動を積極的に行なうようになり、同年科挙に及第し、光緒帝に引見され工部主事を授かった。そして、上書運動だけでなく、不纏足会など啓蒙運動の方向を多角化して、北京強学会、《中外紀聞》、京師大学堂をはじめとする学会、報刊、学堂の設立運動を行なった。変法国是と共に、光緒帝に各方面にわたる改革案を示した。戊戌政変で日本に亡命を余儀なくされた。著書には《新学偽経考》、《孔子改制考》、《大同書》などがある。

第二節に梁啓超であるが、康有為の弟子となり、師の康有為と公車上書を行い、北京強学会を創設し、この学会に参加したテイモシー・リチャードの秘書となり一カ

月余りを過ごした。ついで上海強学会の設立に参加し、それが弾圧されると《時務報》を創刊した。その後、時務学堂の主講に招聘され、湖南変法運動に参加、譚嗣同らと南学会を組織した。また、康有為らと不纏足会や保国会を組織し、変法国是により光緒帝の謁見にあずかり、大学堂訳書局事務を授かり、科挙の廃止、翻訳局の開設などに尽力した。康有為とおなじく、戊戌政変により、日本に亡命、東京高等大同学校を設立し、《新民叢報》などを刊行。民国となってから帰国し、司法総長、財務総長、北京図書館長、清華大学教授を歴任。著書に《戊戌政変記》、《清代學術概論》などがある。

第五章の「義に就いた六君子」では、譚嗣同、楊深秀、林旭、康広仁、楊銳、および、劉光第をとり上げた。

第一節に譚嗣同であるが、十三歳で唐才常と好みを結び、共に欧陽中鵠の門下生となり、李閏と十九歳で結婚した。《三十自紀》を書き、科挙の学問を捨て、友人の貝元徴に手紙を書いて、変法の志を明らかにした。一八九七年、網羅の衝決を説いた《仁学》の初稿を完成し、《湘学報》を創刊、瀏陽算学館を開学させ、翌年、南学会、《湘報》、時務学堂、保衛局、鉞務局を開弁し、光緒帝より四品卿銜軍機章京に任命され、変法に尽力したが、政変により義に就いた。彼は、変法派最左翼をなし、哥老

会と関係があり、市民革命にも通じるものがあり、「五・四運動」などにも影響を与えている。

第二節は楊深秀であるが、一八九七年、山東省監察御史となり、変法運動に参加、ドイツの膠州湾占領に対して、康有為のために英国との連絡を代表している。保国会を支持し、明定国是を康有為のために代奏。光緒帝を中心として内政改革を志す、法務官僚であった。政変により義に就いた。

第三節は林旭であるが、礼部の試験中、日清戦争の和議拒否を上書して落第。その後、内閣中書となり、北京強学会の創設に奔走。康有為の弟子となり、閩学会の領袖に推され、保国会の創設にあたる。光緒帝の召見にあらずかり、四品卿銜軍機章京を授かり戊戌新政に参与、政変により義に就く。なお、師の康有為によれば、彼は議会を志していたという。

第四節は康広仁であるが、若い時から科挙制に反対し、兄康有為と広東で不裹足会を創設し、変法運動を開始した。《知新報》、中国女学堂、上海不纏足会、大同訳書局を創設し、兄有為を助けた。光緒帝から懋勤殿行走に任命され、戊戌変法に尽力したが、政変により義に就いた。なお、彼の妻黄娛勤は中国女学会の董事となり、娘同荷は日本女子大学校に入学し、留日招待幹事となり同校を卒業している。

第五に楊銳であるが、張之洞の弟子となり、光緒帝か

ら内閣中書を授かった。康有為たちと北京強学会を創設し、学会、報刊、学堂の創設に参加し、光緒帝に召見され、四品卿銜軍機章京を授かり、条陳を行ない、戊戌新政に参与。光緒帝から手詔を授けられ、西太后に抵抗しても変法を遂行するように命じられたが、政変により義に就いた。

第六節は劉光第であるが、一八八三年、刑部主事を授かり、日清戦争が始まると政治改革を上奏しようとした甲午条陳は阻まれ、一八九六年には武昌で張之洞と時事について話し合う。その後、蜀学会を開き、光緒帝の召見にあずかり、四品卿銜軍機章京上行走を授かり、清廉潔白な態度で新政に参加したが、政変で義に就いた。

第六章では「米国籍で推進した人と未来へ繋いだ人」として、容闈と唐才常を論じた。

第一節は容闈である。

クリスチャンとして太平天国に関心を持ち、彼らが民族の停滞を破り、国民生活の自覚を導いた、としている。

また洋務運動では、曾国藩のために機械の買い付けを行なった。ついで、工業学校の設立米国への留学生の派遣を実現した。また、ペルーの苦力貿易の廃止に尽力しアメリカ合衆国、ペルー、スペイン公使を歴任した。

さらに変法運動、革命運動に関係を持ったが、変法運動では、彼の住居が変法派の宿舍となり、変法派の「国

民総会」の会長に推挙された。

ついで彼は、革命派に転じ、粵起義の大總統に推され、中華民国が樹立すると臨時大總統孫文から新政府に入るように懇請されている。

第二節に**唐才常**である。

童試に及第し、校経書院に学んだ。ついで、譚嗣同と共に欧陽中鵠に師事した。西湖書院に学び、学政江標によって拔貢生に挙げられ、変法を意図し、親友譚嗣同から影響を受け、時務学堂や南学会の設立を行い、《湘学報》、《湘報》の発行など湖南省の変法運動に尽力した。

義和団の時、自立軍起義を計画したが、張之洞に連絡がつかず、彼の官憲に逮捕、処刑された。

しかし、これに参加して、生き残った時務学堂の学生などの中には革命派に移るものが出て、新時代を開いた。

次いで、第七章で「協力した大官たち」として、翁同龢、孫家鼐、および、張之洞をとり上げた。

第一節に**翁同龢**であるが、清朝の大官で、光緒帝の師傅で軍機大臣を歴任し、日清戦争による台湾の割譲などで変法の必然性を痛感し、まず、光緒帝に変法派の著書を見せ、光緒帝が康有為等を召見するきっかけを作り、明定国是の上諭が下り、戊戌変法が実施された。もっとも翁同龢は西太后の影響もあり、光緒帝により上諭の四日後に免職、回籍された。また、儒教の学派でも康有為

が春秋公羊学派であり、翁同龢はより温和な折衷派であった。なお、翁同龢は歴史的に貴重な日記を残している。

第二節に**孫家鼐**であるが、翁同龢と共に光緒帝の師傅となり、康有為の第四上書を支持し、北京強学会のために館舎を用意したが、同学会が弾劾されると、変法運動から離れて行つた。しかし、軍機大臣、京師大学の管学大臣となっている。孫家鼐の改革論は、康有為の変法論より温和であり、儒教でも家鼐は折衷派であった。

第三節に**張之洞**であるが、科挙に及第し、翰林院編修を授けられ、西太后の信頼を得て、山西巡撫となり、洋務運動を開始する。日清戦争に敗れると変法の態度をとり、康有為等が北京強学会を設立すると五千金の寄付をし、上海強学会にも寄付をしているが、その機関紙誌《強学報》に《孔子紀年》があり、湖南の《湘学報》に《素王の改制》という言葉を見つけ、やがて、変法派から離れ、自らの考えを中体西用と附会説に則り《勸学篇》にまとめ、康有為の春秋公羊学に対して折衷派の考えを明らかにした。彼は軍機大臣などを歴任し、光緒新政を行つた。思想的には変法派の方が進んでいたが、為政者としての張之洞の方が実行力があつた。

第八章で論じた「**影響を与えた宣教師たち**」、いずれも中国に長い間滞留して活動した三人、リチャード、マーティン、および、アレンについて纏める。

第一節にテイモシー・リチャードであるが、英国バプティスト派宣教師として来華し、山東、山西の飢饉救済運動に参加し、洋務派の李鴻章、張之洞などに政治の改革と産業の開発を提案した。広学会に加入すると康有為たちがそれに倣って北京強学会を設立、リチャード宣教師なども加入した。変法運動が弾圧されるとその救出に努力したという。その後、孫文とも関係を持っている。中国で四十五年間活動し、自伝《中国伝道四五年―テイモシー・リチャード回想録》がある。

第二節にW・A・P・マーティンであるが、米国長老派宣教師として来華し、アヘン戦争から義和団に至る中国近代化と関わったが、変法運動に関しては、科挙に算学一科の挿入を勧め、実現した。また、国際法の書籍を翻訳して、《万国公法》を出版し、同文館館長、京師大学堂の総教習となった。なお、光緒帝たちの変法運動については高く評価し、西太后を酷評し、義和団は西太后のスケープゴートとみている。六十五年間中国で活動し、北京で死んだ。著書に《中西聞見録選篇》などがある。

第三節にヤング・ジョン・アレンであるが、米国メソヂスト教会の宣教師として一八六〇年来華。四十七年余りを中国で活動し、《教会新報》、《万国公報》を編集し、日清戦争に関する《中東戦記本末》を執筆した。特に、変法運動については、日清戦争後の改革論を前著で述べているが、その背景には、欧米諸国の利権欲が見ら

れる。

最後に第五章で「運動を阻止した西太后」についてまとめられる。

西太后は、四十八年間、清末の中国で官僚たちの協力も得て垂簾聴政を行なった。最初、光緒帝の報告を受け、戊戌変法運動を静観していたが、光緒帝が変法国是の詔勅を下すと、師傅の翁同龢を咎め、袁世凱より自分を頤和園に押し込める譚嗣同の計画を知り、戊戌政変を發動し、光緒帝、珍妃を閉じ込め、「戊戌の六君子」の処刑を宣告し、光緒帝を通して垂簾聴政の詔を下し、政権に復帰し、光緒新政を宣言し、没する前に醇親王載豊の子溥儀を皇帝継承者に決めた。

以上のまとめから、以下の結論と展望ができるのではなからうか。

すなわち、清朝にとつて、欧米列強、日本の侵略、特に、日清戦争の敗北を通して、変法運動による富国強兵は必須の課題となり、少壮官僚・読書人の運動、宣教師の助言、大官の援助と光緒帝の決断により進められた。

しかし、結果として、大官をつなぎとめることができなかつたのは、大官たちと康有為の儒学の立場が異なり、康有為がラディカルな改革を願い、大官たちは西太后の元で、温和な改革を望んだからであった。

そして、光緒帝に新政を一応委ね、頤和園で静観していた西太后は、政治と身の周りの危険を感じ、戊戌政変を発動し、康有為、梁啓超、戊戌の六君子、並びに変法派の官僚たちを処罰したのであった。

実際、光緒帝を中心として行われた戊戌変法は、政治的には詔勅の渙発に終始した感があり、実施の実効を見ないうちに西太后に止められ、その後の政治は、光緒新政として張之洞らにゆだねられた。

ここに、変法を行った光緒帝、少壮官僚読書人の役割と、光緒新政を実施した大官たちの役割に相違があり、その舞台回しをしたのは、強権を掌握していた西太后であつたといえよう。

やがて光緒新政が行われ、立憲派が台頭し、革命蜂起を経て、孫文の革命派が政治権力を掌握する。

もともと、戊戌変法運動にも、北京大学、時務報、農学会などを通しての文化的、社会的なかなりの影響があつたと思われるが。

今まで、本書のまとめをして来たが、最後に感想を一言述べておく。

『戊戌変法運動をめぐる人々』の人物を一人ひとり考察して行くと、その人たちの置かれた歴史的背景から、そのような立場に自ら進んで立ち、あるいは立たされた必然性というものも見えてくる。

そして、歴史の営みというものは、一人ひとりにより、それぞれの歴史の経過をたどって、次の世代に継承されていくのであろう。

あとがき

本書の執筆にあたっては、多くの方々のお導きご協力をいただいた。その旨を各編の末尾に記載してきたので、ここでは割愛させていただく。

特にも隅谷三喜男先生、酒井忠夫先生、中嶋敏先生、木村正雄先生、小島晋治先生、田中正美先生、野沢豊先生、吉田寅先生、中村充一先生、関根正雄先生、小野川秀美先生、島田虔次先生、湯志鈞先生、関斗基先生、王中忱先生方にはお導きをいただいたので、一言御礼申し上げます。

特に、同信の畏友中屋重正先生には、お心のこもったご協力、ご編集をいただき、衷心より感謝申し上げます。

また、妻多紀子、妹久代、長男辰彦、辰彦妻広子、次男秀治、長女秀子の協力を得たことを付記しておく。

参考文献

拙著『戊戌変法運動をめぐる人々』に関する主要な資料、史料、参考文献には、各章末に記載のほかに、管見の限り、次の六十編がある。なお、重要な文献は再度掲載している。

- ・ 民国清史館編《清史稿》 民国清史館 一九二七
- ・ 中国史学会主編《中国近代資料叢刊 戊戌変法》(一)―(四) 上海人民出版社 一九五七
- ・ 国家档案局明清档案館編《戊戌変法檔案史料》 中華書局出版 一九五八
- ・ 梁啓超《戊戌政変記》 台北 文海出版社 一九六五
- ・ 張元濟編《戊戌六君子遺集》 上海商務印書館 一九一七、台北 文海出版社 一九六七
- ・ 康南海、康文佩篇《康南海自訂年譜、康南海先生年譜続編》 台北 文海出版社 一九七二
- ・ 野村浩一『近代中国の政治と思想』 筑摩書房 一九六四
- ・ 坂出祥伸『改訂増補中国近代の科学と思想』 朋友書店 二〇〇一
- ・ 深澤秀男『戊戌変法運動史研究』上 四国学院大学東洋史研究室 一九七四年 初版、一九七八 四版
- ・ 野沢豊、田中正俊ほか編『中国近現代史 義和団運動』2 東京大学出版会 一九七八
- ・ 原田正己『康有為の思想運動と民衆』 刀水書房 一九八五
- ・ 湯志鈞、近藤邦康『中国近代の思想家』 岩波書店 一九八五
- ・ 大谷敏夫『清代政治思想研究』 汲古書院 一九九一
- ・ 夏曉虹著、藤井省三監修、清水一郎、星野幸代訳『纏足をほどいた女たち』 朝日新聞社 一九九八
- ・ 島田虔次『中国思想史の研究』 京都大学出版会 二〇〇二
- ・ 菊池秀明『ラストエンペラーと近代中国―清末中華民国―』 講談社 二〇〇五
- ・ 黄彰健撰《戊戌変法史研究》 台北 中央研究院歷史語言研究所 一九七〇
- ・ 莊吉發《京師大学堂》 国立台湾大学文学院 一九七〇
- ・ 孔祥吉《戊戌維新運動新探》 湖南人民出版社 一九八八

- ・王曉秋主編《戊戌維新与近代中国的改革——戊戌維新一百年國際學術討論會論文集》 社会科学出版社 二〇〇〇
- ・茅海建《戊戌变法史事考》 生活、読書、新知三聯書店 二〇〇五
- ・小野川秀美『清末政治思想研究』 東洋史研究会 一九六〇、みずず書房 一九六九、平凡社 二〇〇九
- ・湯志鈞《戊戌変法人物伝稿》 一九六一、増訂本 一九八二
- ・張玉法《清季的立憲团体》台北 中央研究院近代史研究所 一九七一
- ・彭沢周『中国の近代化と明治維新』 同朋舎 一九七六
- ・湯志鈞《戊戌変法時期的学会和報刊》台北 商務印書館 一九九三
- ・深澤秀男『戊戌変法運動史の研究』 国書刊行会 二〇〇〇
- ・深澤秀男『中国の近代化とキリスト教』 新教出版社 二〇〇〇
- ・雷家聖『力換狂瀾 戊戌政変新探』 万卷楼 二〇〇四
- ・深澤秀男『戊戌変法時期における学会、報刊、学堂についての研究』 求是舎 二〇〇七
- 電子図書・岩手大学リポジトリ 二〇〇七
- ・深澤秀男『世界史リブレット 人 076 西太后——清末動乱期の政治家群像』 山川出版社 初版 二〇一四、二刷二〇一八
- ・藤谷浩悦『戊戌政変の衝撃と日本 日中連盟論の模索と展開』 研文出版 二〇一五
- ・宮古文尋『清末政治史の再構成——日清戦争から戊戌政変まで——』 汲古書院 二〇一七
- ・陳宝琛等纂修《清德宗景皇帝実録》 日本影印大清歴朝実録本 一九三九
- ・朱寿朋編《東華統録 光緒朝》 上海圖書集成公司 一九〇九
- ・汪詒年編《汪穰卿先生伝記・遺文七卷三種》 文海出版社 一九六一（民国五五）年
- ・汪康年《汪穰卿先生筆記》 文海出版社 一九六九（民国五八）年
- ・汪康年《汪康年師友書札》(一)～(三) 上海古書出版社一九八六～八七
- ・梁啓超《飲詠室文集》 中華書局 一九二六
- ・梁啓超《飲詠室合集》 初版 中華書局 一九二三、一九八八年版
- ・丁文江、趙豊田編《梁任公先生年譜長編初稿》上・下冊 世界書局 一九五九
- ・譚嗣同《譚嗣同全集》 初版 新華書店 一九五四、増訂本 中華書局 一九八一

- ・《劉光第集》編輯組編《劉光第集》 中華書局 一九八六
- ・Yung, Wing *My Life in China and America*, New York, 1909
- ・容闕著、徐鳳石・惲鉄樵訳《西学東漸記》 商務印書館 一九三四
- ・容闕著、百瀬弘訳注、坂野正高解説《西学東漸記―容闕自伝》 平凡社 一九六九
- ・湖南省哲学社会科学研究所編《唐才常集》 中華書局 一九八〇
- ・翁同龢撰《翁文恭公日記》上海 函芬楼 一九二五
- ・翁同龢著、陳義杰(傑)整理《中国近代人物日記叢書 翁同龢日記》北京 中華書局 一八八九―一八九八
- ・余音《孫家鼐創弁京師大學堂風雲》北京 人民出版社 二〇〇八
- ・Timothy Richard: *Forty-five Years in China*, New York, 1916.
- ・蒲豊彦、倉田明子監訳『中国伝道四五年 ティモシー・リチャードの回想録』平凡社 二〇一〇
- ・W. A. P. Martin, *A Cycle of Cathay or China, South and North, With Personal Reminiscences*, New York, Chicago, Toronto: F. H. Co., 1896, 3rd Ed., 1900, Reprinted by Cheng-Wen Publishing Co.
- ・W. A. P. Martin, *The Siege in Peking*, New York, Chicago: F. H. Co., 1900,
- ・W. A. P. Martin, *The Awakening of China*, New York, 1906.
- ・林楽知《清末民初報刊叢編之四 万国公報》 華文書局 一九六八
- ・林楽知編《中東戦紀本末初編・続編・付文学興国策》 上海広学会 一八九六
- ・民国清史館編《清史稿》卷二一四 列伝一 〈皇妃伝 孝欽顯皇后〉 民国歴史館 北京 一九二七
- ・加藤 徹『西太后―大清帝国最後の光芒』 中央公論社 二〇〇五
- ・深澤秀男「西太后とその時代―特に戊戌政変をめぐる」 岩手史学研究第九二号 二〇一―

(以上)

深澤秀男論文選集

戊戌変法運動をめぐる人々

2024年7月2日

著者 深澤 秀男

編集者 中屋 重正

岩手大学リポジトリ (電子図書)